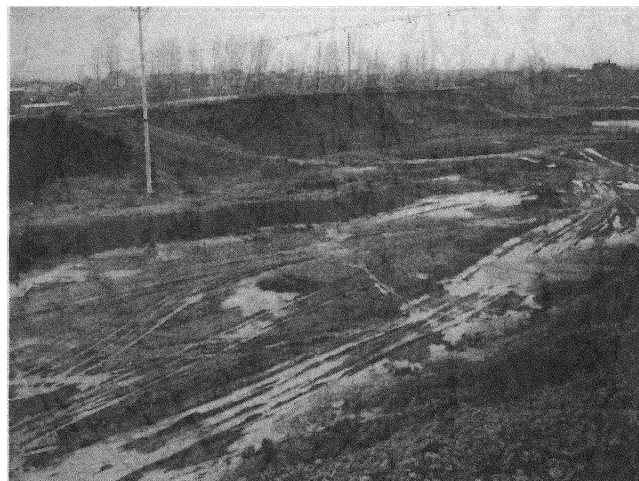


ISSN 1347-6319

早 稻 田 大 学

長江流域文化研究所年報

第五号



2007 年 3 月

長江流域文化研究所年報
第五号

二〇〇七年三月

ISSN 1347-6319

BULLETIN OF THE RESEARCH INSTITUTE OF CHANG VALLEY CULTURE

No.5

March 2007

Foreword

The Origin of Calligraphy

ATSUJI Tetsuji

Features: Symposium of the 21st century COE Program by WASEDA University and Open Research Center of TOHOKU GAKUIN University 'The excavation on the Chu tombs and the regional characters of the Chu culture'

Greeting on the symposium

KUDO Motoo

A study on regional characters of Chu culture: results from Chu tombs

OZAWA Masahito

The main results from the excavation of the Chu tombs at Jiulianbun (九連墩) in Zaoyang (棗陽) and the differences between it and the Chu tombs in Jingzhou (荊州)

WANG Hongxing

A study on the system of tomb-furnishings seen from Qiance (遣策)

HU Yali

An analysis on the cultural attribute of archaeological relics in the Western and Eastern Zhou periods at DongCheng (鄧城) in XiangFan (襄樊)

WANG Xianfu

Panel discussion

Articles

Currency circulation zone in the Tonkin Gulf and Marine Silk Road in Han Dynasty :Take a case of Sino-Vietnamese currency unearthed in Han's tombs of the Tonkin Gulf

LIAO Guoyi

The Ch'iang of ancient China through the Han dynasty : Ecological frontiers and ethnic boundaries

WANG Mingke

Historical materials

A compilation of the funeral texts on jars in the later Han (後漢) period

SUZUKI Masataka

Annotated translations

An annotated translation of the bamboo-scripts from the Han (漢) tomb 247 at Zhangjiashan (張家山) (5) : An annotated translation of Ernian-lüling (二年律令) (5)

The research group of bamboo and silk manuscripts, Waseda university

An annotated translation of the biographies of Xiqiang (西羌) in "Houhanshu" (後漢書) (2)

The research institute of Chang valley culture, Waseda university

Reviews

FUJITA Katsuhisa, Chinese ancient state and Jun-Xian societies, Tokyo, 2005.

TAKAMURA Takeyuki

Investigation records

A visiting report of the remains of watch-towers and castles belonging to the Han dynasty in the Edsen-gol region inner Mongolia

MIZUMA Daisuke, KAKINUMA Yohei, KAWAMURA Ushio, TATEMI Satoshi

早稲田大学

長江流域文化研究所年報

第五号

二〇〇七年三月



T12 付近の天田跡（写真中央部の二すじの隆起間）

※横たわっている人と大きさを比較されたい

表紙の口絵：孔家坡 8 号前漢墓跡（湖北省随州市、2007 年 3 月撮影）

※前漢景帝期の「日書」出土地

目次

巻頭言

文字と美的鑑賞——実用と芸術の境界……………阿辻哲次……………1

特集 早稲田大学二一世紀COEプログラム・東北学院大学オープンリサーチセンター共催国際シンポジウム

「楚墓の発掘と楚文化の地域性」

シンポジウムのご挨拶……………工藤元男……………5

楚墓からみた楚文化の地域性に関する一試論……………小澤正人……………9

棗陽九連墩楚墓の主要収獲と荊州楚墓との相違……………王紅星……………22

(小澤正人 訳)

楚簡遣策に見られる葬器制度の考察……………胡雅麗……………43

(小澤正人 訳)

襄樊鄧城区域両周遺存の文化属性分析……………王先福……………74

(小澤正人 訳)

中国考古学からのコメント……………岡村秀典……………114

中国古代史からのコメント……………谷口満……………118

シンポジウムパネルディスカッション…………………………125

論 說

漢代環北部灣貨幣流通圈と“海上シルクロード”

——環北部灣地域における中国とベトナムの漢代墓葬出土貨幣を例として…………… 廖 国 一…………… 131

中国漢代の羌（三）——生態学的辺境と民族的境界…………… 王 明 珂…………… 157

（岡本 真則 訳）
（柿沼 陽平 訳）

資料研究

後漢鎮墓瓶集成…………… 鈴木 雅 隆…………… 196

訳 注

張家山二四七号漢墓竹簡訳注（五）——二年律令訳注（五） 金布律訳注——… 早稲田大学簡帛研究会…………… 360289

『後漢書』西羌伝訳注（二）…………… 早稲田大学長江流域文化研究所…………… 360289

書 評

藤田勝久著『中国古代国家と郡県社会』…………… 高 村 武 幸…………… 402

調査記

居延漢代烽燧・城邑遺址等踏査記…………… 水間大輔・柿沼陽平・川村潮・楯身智志…………… 417

文字と美的鑑賞

——実用と芸術の境界

阿 辻 哲 次

文字とは音声で話される言葉を、紙や木板などに記録として定着させるための符号である。いわば道具にすぎない文字が、しかし中国や日本では美的鑑賞の対象とされる。

文字の美しさを鑑賞するという行為は、決して東洋だけのものではない。中世ヨーロッパでたくさん作られた羊皮紙の写本では、タイトルや段落の最初などに華美といってもいいほど凝った装飾を施した文字が使われており、それが美しい挿絵とあいまって、読者の美的感覚を強く刺激する。活字印刷が普及してからも、さらには現在のようにコンピュータを駆使した出版の時代になってもそれは同様で、より美しいラテン文字の書体を模索して、世界中のフォント・デザイナーが創作活動に従事している。

しかし西洋でのそんな活動を、過去の伝統的東洋文化での文字の美的追求に比べるならば、蓄積と達成度の面において大人と子供ほどの違いがある。白い紙と黒い墨というモノトーンの世界で創られる奥深い芸術を創造してきた過去の中国文化は、まさに「偉大」という言葉でしか形容できないだろう。

ところで、それでは中国で書道という芸術が萌芽したのは、いったいいつ頃だったのだろうか。

中国で漢字が本格的に使われるようになったのは商代以降と考えてよく、私たちの目の前には商代の漢字として甲骨文と金文がある。しかしその二つは一般人が日常的に読み書きしたものではなく、占いや祭祀のための文字であった。その文字は生きた人間を「読者」として記録されたものではなく、文字の筆記に携わった人間もごく少数であったと思われる。商代におい

て文字記録に携わった人間や組織についてはまだほとんどわかっていないが、彼らの中にも、スキルとしての書写の巧拙差はおそらくあったにちがいない。しかし彼らが書いた文字が一般人の目に触れる機会はまずなかったから、それは必然的に、美的鑑賞の対象となるものではなかった。

文字の美的鑑賞が成立するには、文字を読み書きできる人が大量に存在することが前提となる。中国で漢字の識字能力を身につけた人の数が増大したのは、役所のネットワークの展開と軌を一にする。始皇帝が作りあげた空前の官僚制国家では、全国役所に大量の文書を作成し、処理できる官吏が配置された。この書記をたえず補充していくためには、民間で文字の読み書きができる人間をたくさん養成しなければならない。かくして『倉頡篇』や『急就篇』などの識字教科書が作られ、文字教育のシステムが生まれた。

このような教科書で漢字を習得した書記たちは、役所の現場で文書の作成にあけくれ、さらに余暇には文字の練習にいそしんでいた。「習字簡」と呼ばれる一群の簡には、同じ文字だけを何度も繰り返し書いて書いたものや、ピンとひげを張ったような独特の払いだけを何度も練習したものがある。書記たちが漢字をより美しく書こうと真摯に努力していたことがそこから見てとれる。

書記たちは文字をできるだけ美しく書こうと努力した。しかし彼らが書くものは詔勅の写しであったり、役所の備品台帳であったり、あるいは給料支給のための帳簿であったり、いずれもきわめて実用的な目的をもった文書であって、決して文字それ自体を鑑賞させるために書かれたものではなかった。だから彼らは芸術としての書道に従事する者ではなかった。

ところで『漢書』にはしばしば「史書」という言葉が見える。

王尊は幼い時に両親を亡くし、叔父に引き取られて羊飼いの仕事をしていたが、沼地で羊の世話をしながら勉強にいそしみ、やがて「史書」が書けるようになったので、獄吏に採用された。

前漢の代表的な酷吏であった嚴延年は忠誠を誓う部下の面倒を非常によく見てやったが、憎んだ人物に対しては徹底的に攻撃を加えた。平素から「史書」に習熟していた嚴延年は、その書体で弾劾のための書類を自由に作成し、裁判を利用して相手

を簡単に誅殺したという。

さらに馮燎という女性も「史書」が堪能であつた。彼女はそこから往来がさかんになりはじめた西域との外交に尽力し、ある公主の代理として烏孫に赴き、そこで篤い信頼を得た。やがて彼女はその地の高官の妻となるのだが、彼女がこうして外交の手腕を発揮できたことの背景には、外交文書に使われる「史書」をよくしたことが大きく作用したと思われる。

この三人が特技とした「史書」は、司法・裁判文書や外交文書に使われる、実用性が非常に高い書体であつた。そしてそれはほかでもなくさまざまな役所に勤務する書記たちが、日常的な書類を記録するのに使っていた書体であつただろう。

ところが『漢書』には王尊などの官吏のほかにもう二人、「史書を善くした」意外な人物の名前が挙げられている。それは元帝と、その後をうけた成帝の皇后であつた許皇后である。

元帝は多芸多才な人物で、本紀の贊に「元帝は材芸多く、史書を善くし、琴瑟を鼓し、洞簫を吹き、自ら曲を度（つく）り、歌声に被す」と記される。許皇后も伝に「后は聡慧にして、史書を善くす」と記されている。

彼らは貴人である。この雲上人が「史書」を上手に書くという話は、後漢になると例がさらに多くなる。『後漢書』によれば安帝は十歳の時に史書をよくしたというし、皇后では和帝の陰皇后と鄧皇后（この人はなんと六歳で史書が書けたという）、それに順帝の梁皇后らが史書を上手に書いたという。それ以外にも北海敬王や樂成靖王、あるいは安帝の実母である左姬などが史書の名手として名を挙げられている。

貴人が役所の文書など書くはずがない。だから彼らが書いた「史書」には、まったく使い道がなかったはずだ。しかしそれでも貴人が史書を書き、その傾向は後漢になると一層顕著になった。それはいつたいなぜなのだろうか。もしかしたら貴人たちは、自分が書いた文字の美しさを他人に鑑賞させようとしたのではなかったか。

現代では書道のあり方が多様化しており、書籍やテレビ番組のタイトル、あるいは駅に貼りだすポスターなど、実用的な用途を持った文字も芸術的鑑賞の対象とされる。しかし伝統的な枠に限定して考えれば、美しさを鑑賞されるのは、ほとんどが実用的な用途を持たない文字だった。

文字が実用的必要から離れ、文字そのものの美の鑑賞を意図しだした時に、書道という芸術が成立する。前漢の元帝や許皇后など、皇帝や皇后など貴人が才芸として文字を書いたことに、書道芸術の萌芽を見ることはできないだろうか。



Ⅱ特集Ⅱ

早稲田大学二二世紀COEプログラム・東北学院大学オープンリサーチセンター共催国際シンポジウム

楚墓の発掘と楚文化の地域性

以下は二〇〇六年九月八日、早稲田大学二二世紀COEプログラムの構成単位である長江流域文化研究所と東北学院大学オープンリサーチセンターの共催によるシンポジウム「楚墓の発掘と楚文化の地域性」の内容報告、コメント、質疑応答を記録したものである。当日、ご報告いただいた小澤正人氏（成城大学）、王紅星氏（湖北省文物考古研究所）、胡雅麗氏（同上）、王先福氏（湖北省襄樊市博物館）、コメンテータの岡村秀典氏（京都大学）、谷口満氏（東北学院大学）、通訳の川村佳男（東京国立博物館）、閻瑜氏（長江流域文化研究所）に厚くお礼を申し上げる（編集部記）。

シンポジウムのご挨拶

工藤 元 男

今回は長江流域文化研究所にとって二二世紀COEプログラム最終年度のシンポジウムということもあり、同じく地域文化論を展開されている東北学院大学オープンリサーチセンターと共同で、楚文化研究関連シンポジウムの第三弾として「楚墓の発掘と楚文化の地域性」と題して、現地で実際に楚墓の発掘にあたっている第一人者の方々を中心に行いました。以下、そのご報告の概要をご紹介します。

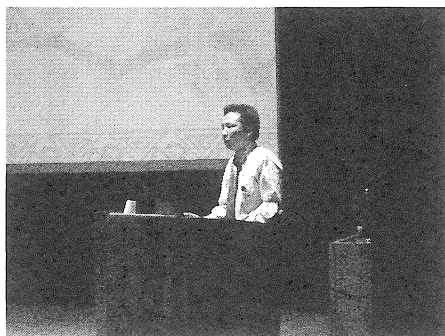
小澤正人「考古学から見た楚文化の地域性——楚墓を資料として——」

〔概要〕 考古学から楚文化を考えると、基本的な資料は報告数が多い墓葬である。楚文化の墓葬——「楚墓」の研究では、しばしばその強い統一性が強調される。その具体的な内容としては、墓葬構造が木棺木槨墓であること、鼎・簋・敦・壺といった礼器が副葬されることなどが挙げられる。戦国時代前期から中期には、木棺木槨を構造とし、陶礼器を副葬した中小墓葬が各地で発見されており、楚文化としてのまとまりの強さを表している。このように広い範囲で共通性をもつ楚文化ではあるが、その中心地はいうまでもなく楚国の都が位置した湖北省西部の荊州市一帯と考えられ、実際に調査された墓葬数から見てもこの地域は目立っている。しかし荊州市一帯の楚墓の内容と他地域の楚墓を比較すると、共通性が認められる反面、墓葬構造や副葬品に地域ごとの特色も存在していることに気づく。本発表では、このような楚墓を取り上げ、その地域性のありかたを検討することで、楚文化における地域性の問題について考えてみたい。

王紅星「棗陽九連墩楚墓の主要な収獲及び荊州楚墓との異同」

〔概要〕 本報告では二〇〇二年後半に発掘された棗陽九連墩楚墓の基本的な状況、及び主要な収獲について簡単に紹介するとともに、荊州楚墓との初步的な比較を行った。両者はいずれも楚国の要地に位置するため、高級貴族墓地の選地、墓葬の形態、副葬品の組合せ、埋葬の制度・習俗、墓地の性質などの点において、比較的多くの特徴が共通している。もともと、九連墩楚墓については比較的大きな車馬坑があること、墓に牆・祭祀坑などの遺跡があること、墓坑上部の一、二段の階段が人工的に土を積み上げて築かれていること、副葬されている銅製の礼器には倣古の風格が極めて強いこと、などの個性的な特徴が見えるが、それは地理的環境、歴史的背景、歴史





的文化・伝統において、荊州楚墓とやや異なる点があるからである。二号墓では同時期の三晉の風格を持つ銅器が出土しているが、あるいは墓主が生前三晉地区の人であり、嫁いで楚人の妻となり、嫁入り道具として楚地へ持ってきたものかもしれない。

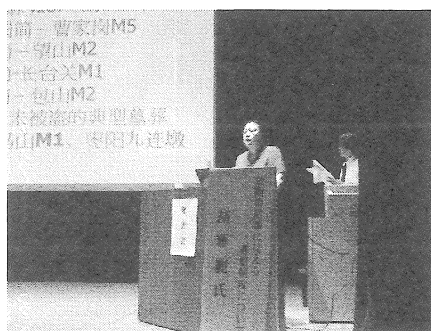
胡雅麗「楚簡の遣策に見える葬器制度について」

〔概要〕葬器は先秦の喪葬儀礼の中でも欠かすことのできない重要な部面である。しかし、葬器の一般的な状況、葬器の一定の規則、葬器と墓主の身分との間の制約関係については、文献の記載の多くはあまり詳しく述べられておらず、従うことはできない。本報告では現在までのところ刊行されている五里牌簡・仰天湖簡・信陽簡・包山簡・望山簡・曹家崗簡という、戦国中期から戦国晩期へ至るまでの六つの楚簡の遣策に対して整理を行った。さらに、既に発掘された六千基あまりの楚墓のうち、盗掘されていない墓葬を選び、これらの完全な墓葬の葬器の状況へと帰納し、出土した遣策に記されている墓葬の葬器の状況と対

照させ、遣策ないし文献の記載を結合して総合的な分析を行ったところ、楚人の葬器制度とその等級制度は緊密な関連があることが明らかになった。墓主の生前の社会的な地位は、死後の葬器の性質と類別をも決定していたのである。

王先福「襄樊鄧城区域の两周遺跡の文化的属性に対する分析」

〔概要〕本報告では襄樊古鄧城城址周辺の十三箇所の遺址・墓地で発掘された資料を通して、两周期の鄧城区域を相次いで統治した鄧・楚・秦の文化的属性について検討した。西周から前六七八年に至るまで、本区は鄧文化によって統治されていた。それは典型的な中原の姫周文化の系統に属する。楚が鄧を滅ぼすまでには、楚文化の影響もある程度受けるに至った。前六七八年か



ら前二七九年まで、本区は楚文化によって統治された。楚文化は本区を占領した当初、鄧文化の影響を受けていたが、その後典型的な楚文化との共通性が主となり、それとともにある程度この地域独自の特徴を有するに至った。前二七九年から前二〇六年まで、本区は秦文化によって統治されていたが、楚文化の伝統も依然として残っていた。また、中原・越及び地方文化の要素もあり、文化的属性は複雑であったが、西漢の大統一文化が形成される基礎となった。

楚墓からみた楚文化の地域性に関する一試論

小澤 正人

はじめに

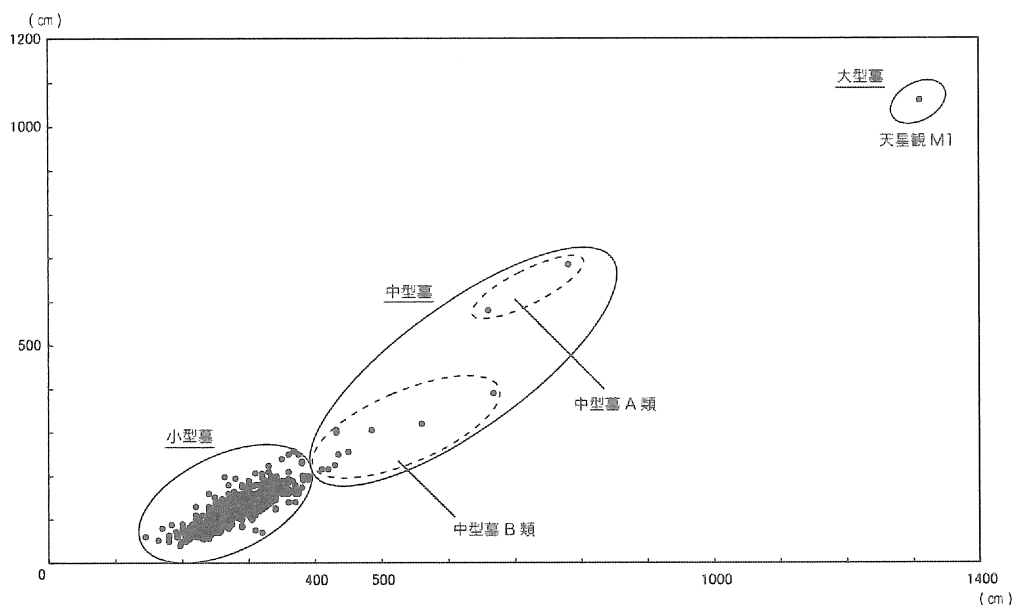
楚国の最大領域は、湖北省を中心として、北は河南省南部、陝西省東南部、東は山東省・安徽省・江蘇省、南は湖南省へと広がっている。このような広い領域をもつ楚国における地域性のあり方を、考古学から考察するのが本稿の目的である。

対象となる資料としては、報告数が多い墓葬を用いることとする。また楚国自体は西周時代から春秋戦国時代まで存続したとされるが、春秋時代までの資料は断片的であることから、本稿では資料が豊富な戦国時代前期から中期を対象とする。このように本稿で扱う対象・時代とかなり限定されたものとならざるを得ない。表題を「試論」としたのは、本稿がこのような限定した資料のもとでの、一つの試みだからである。

戦国時代前期・中期の楚の中心が、都である紀南城とその周辺にあったことは疑いない。これは現在の地域に当てはめれば、紀南城が所在する湖北省荊州市と隣接する荊門市ということになる（以下この両市をあわせた範囲を「荊州地区」と呼ぶ）。つまり荊州地区の文化の様相が楚国の基準なのであり、地域性は荊州地区との違いとして把握される。そこでまず荊州地区の墓葬の様相を明らかにし、それを各地域の墓葬と比較することで、楚墓における地域性について考察する。その上で楚文化における地域性の問題について、最後に言及する。

1、荊州地区楚墓の一般的特徴

第1図 墓坑規模



荊州地区ではこれまでに一五〇〇基近くの墓葬が発見されている⁽¹⁾。墓葬には墓坑長が二メートル前後のものから、一〇メートルを超えるものまであり、その規模には差異が見られる。そこで墓葬にどのような違いがあるかを考えるため、ここでは墓坑の大きさに注目する。第一図のグラフは、墓坑底部の規模を比較したものである。このグラフから荊州地区の墓葬は長さ一〇メートルを超える大型墓、長さ四メートル〜一〇メートルの中型墓、四メートル以下の小型墓に分けられることがわかる。このうち中型墓はさらに墓坑長六メートル、幅五メートル以上で規模の大きい中型墓A類と、それ以下の中型墓B類に分けることができる。具体的な墓葬としては、大型墓では天星観一号墓、中型墓A類では天星観二号墓、包山二号墓、B類には望山一・二号墓、藤店一号墓、沙塚一号墓、包山一・四号墓、九店四三・四八五・五四六号墓などが該当する。墓葬の築造に関わる労力は、その規模が大きくなるほど増加することが一般的に認められるとするならば、大型墓がもつとも築造に労力がかかり、次いで中型墓A類、中型墓B類、小型墓の順となる。従って墓葬の階層としては、大型墓がもつとも上位で、小型墓が最下位ということになる。

埋葬施設（以下「葬具」と呼ぶ）は、一般的には木槨木棺であるが、小型墓の中には木棺のみの墓葬もみられる。前者は「木槨木棺墓」、後者は「木棺墓」と呼ばれる（第二図一）。

木槨木棺墓では木槨内に木棺を置くスペースが板で区切られており、「棺

副葬品の中で比重が高いのは飲食具である。飲食具には食事に関わる多様な器種があり、また素材からも青銅器、漆器、陶器などに分けられる。そのなかで中心となるのは食物や酒を使った祭祀・儀

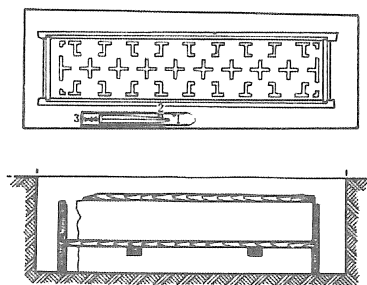
葬送具となる。車馬具、装身具、生活用具、衣類、機能から分けると、飲食具、武器、品の一覧である。これら副葬品を

「室」と呼ばれる。荊州地区の小型墓では棺室の上部、すなわち被葬者の頭部側に副葬品が置かれるのが基本で、この部分が「頭箱」である。やや墓葬規模が大きくなると頭部のほかに側面にも副葬品が置かれ、この部分も板で区切られると「側箱」となる（第二図2）。また大型墓や中型A類の墓葬では槨室中央に棺室が作られ、棺室の周囲に副葬品を置くスペースが区切られ、四つの「側室」がつくられている（第三図）。

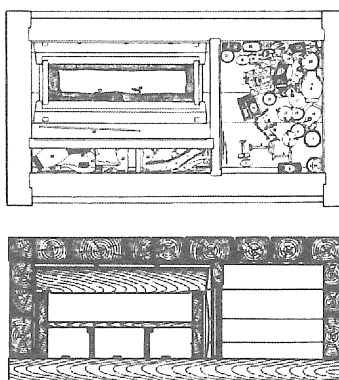
第2図 荊州地区の楚墓の構造

1. 木棺墓と木槨木棺墓

木棺墓（九店 256 号墓）



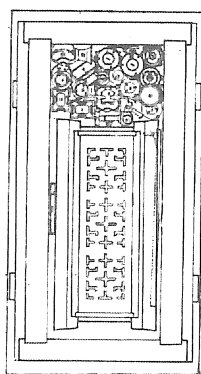
木槨木棺墓（九店 294 号墓）



2. 槨室構造

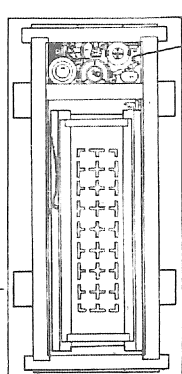
(1) 分室無し

（雨台山 183 号墓）



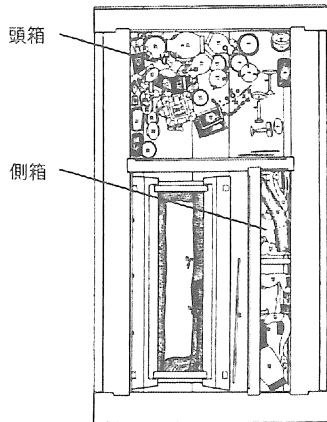
(2) 頭箱

（雨台山 169 号墓）

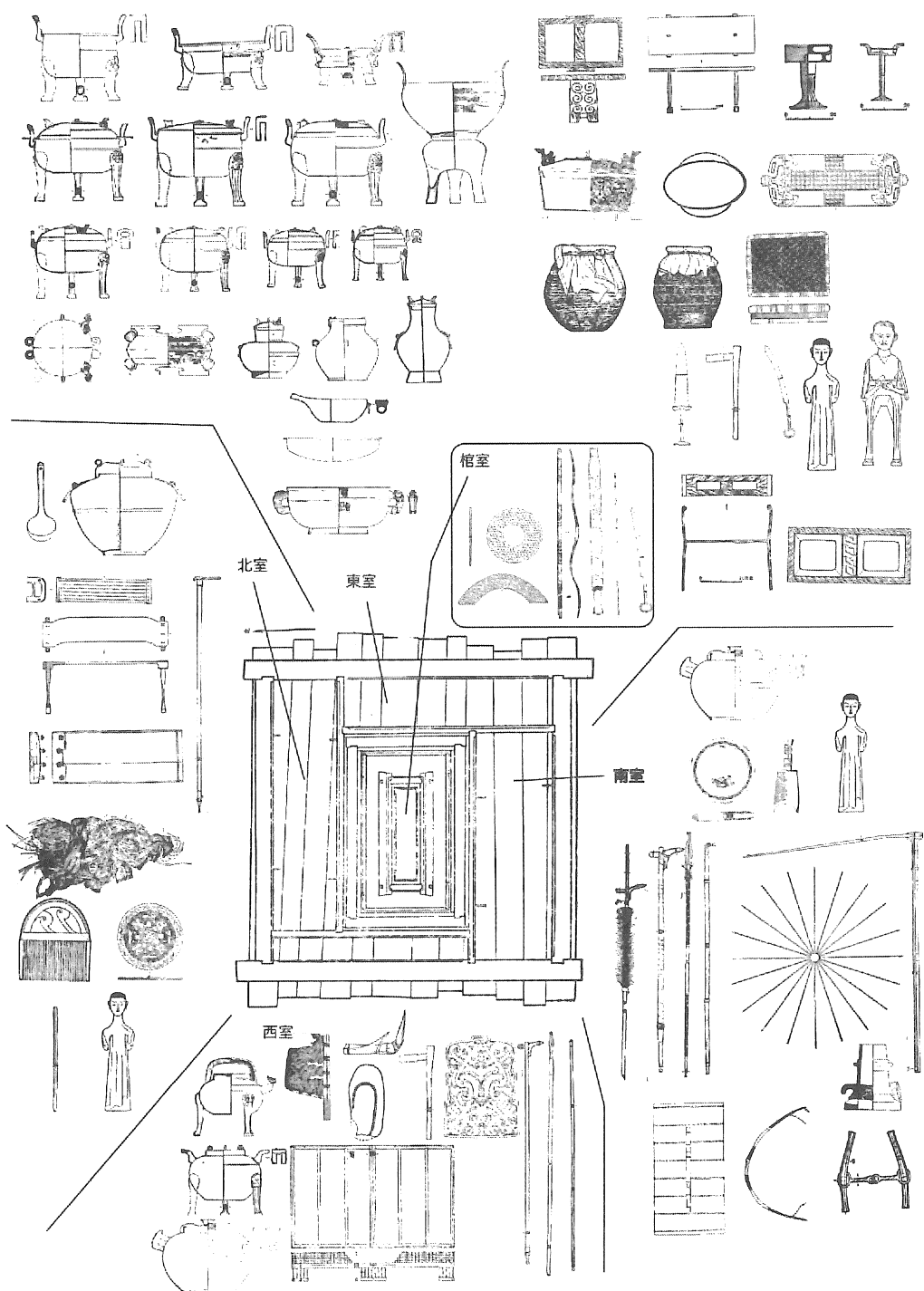


(3) 頭箱・側箱

（九店 294 号墓）



第3図 包山2号墓と副葬品



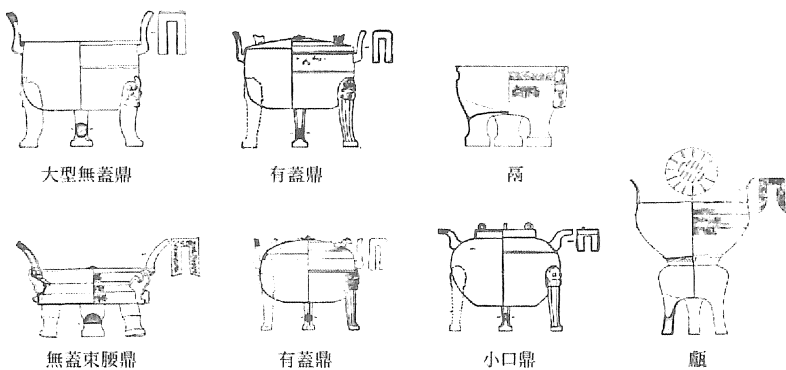
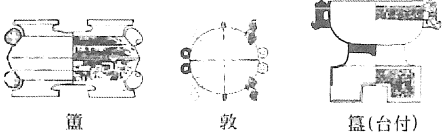
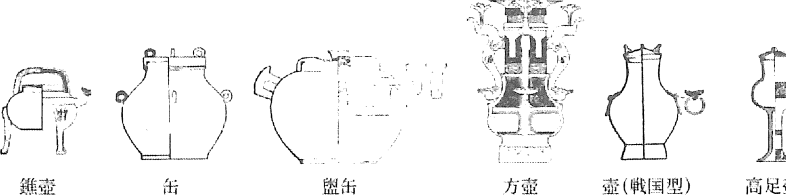
礼に使われた青銅器、いわゆる「青銅礼器」である。先秦時代において青銅礼器が重要な役割を果たしていたことはいうまでもないが、楚も例外ではなく、楚墓の副葬例も多い^②。

さらに戦国時代前・中期の荊州地区では、陶器で模倣した礼器が盛んに副葬されている。ここではこのような青銅器を模倣した陶製の礼器を「倣銅陶礼器」と呼び、両者をあわせて「礼器」と総称する。礼器はその用途から主に煮沸器、供膳器、酒器、盥器に分けられる。第四図は戦国前・中期の荊州地区の楚墓から出土する礼器をそれぞれ用途ごとに分けたものである。

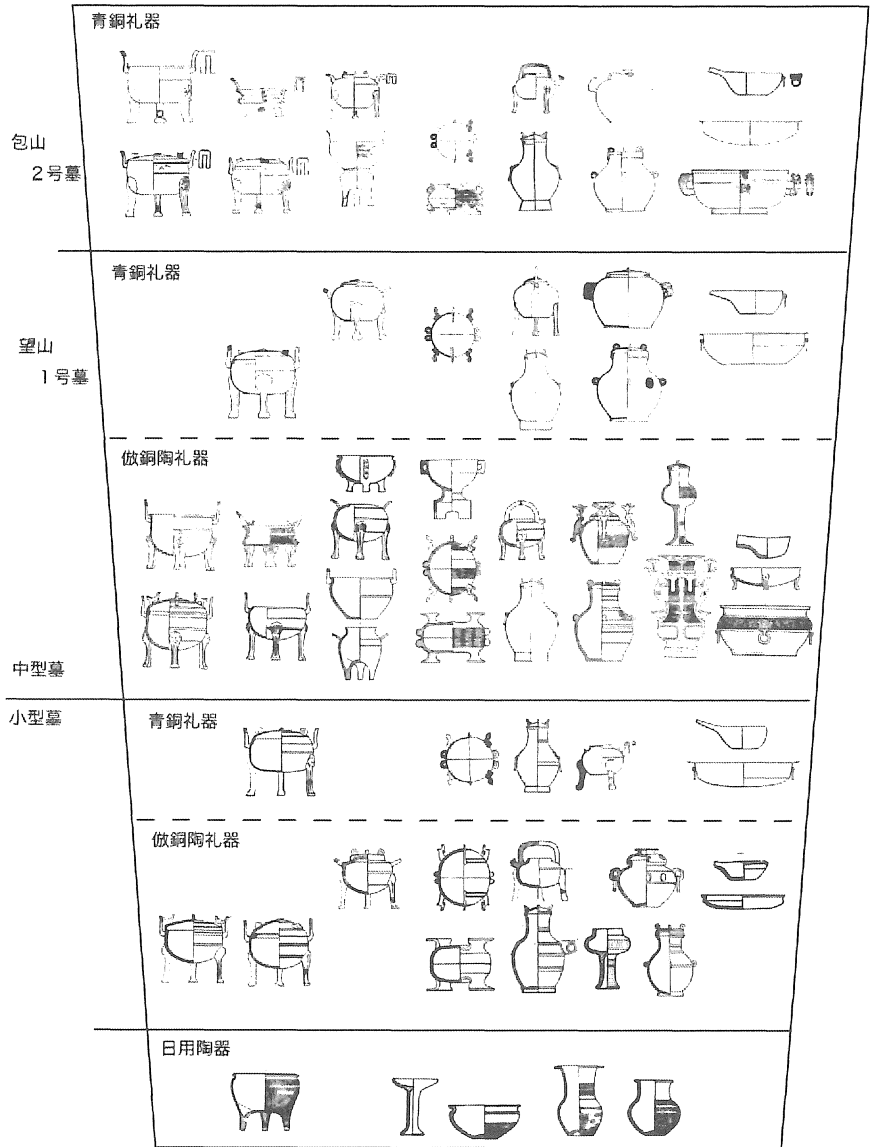
ただし墓葬に副葬される礼器は一般に墓葬の規模によって器種が異なり、さらに青銅礼器と倣銅陶礼器の比率も異なる。第五図はこれを模式化したものである。

荊州地区の大型墓としては天星観一号墓があるが、盗掘を受けほとんど状況がわからない。これに次ぐ中型墓A類には未盗

第4図 荊州地区の副葬礼器

煮沸器	 大型無蓋鼎 有蓋鼎 鬲 甗 無蓋束腰鼎 有蓋鼎 小口鼎 甗
供膳器	 簠 敦 簋(台付)
酒器	 雞壺 缶 甗 方壺 壺(戦国型) 高足壺
盥器	 匜 盤 盥器

第5図 荊州地区の墓葬と礼器



鼎といった鼎の組み合わせがあり、そのいずれもが青銅器である。望山一号墓でも同じ鼎の組み合わせがあるが、青銅器・陶器ともにあるのは有蓋鼎のみで、大型無蓋鼎・束腰無蓋鼎は倣銅陶礼器のみが副葬されている。礼器は本来青銅器で作られたものであり、陶器はそれを模倣したものであるとすれば、包山二号墓のようなすべてが青銅器であるのが本来の姿であり、望

掘墓としてさきに触れた包山二号墓がある。包山二号墓の礼器はすべて青銅器であった。中型墓B類の例としてはやはり未盗掘の望山一号墓が挙げられる。包山二号墓と比較すると、礼器の器種数は若干多く、青銅礼器だけではなく倣銅陶礼器も併用している点が異なる。ただし望山一号墓では青銅礼器と倣銅陶礼器の器種は完全には一致せず、倣銅陶礼器の方が器種数は多い。例として鼎を取り上げると、包山二号墓では大型無蓋鼎・束腰無蓋鼎・有蓋

山一号墓は青銅器でそろえることができなかった器種を陶器で代用したと見なすことができる。従って包山二号墓の礼器の様相が上位であり、望山一号墓的な様相が下位となる。これは墓葬の規模から想定した階層性とも矛盾しない。

この点はさらに下位の小型墓との関係でも認められる。小型墓ではまず礼器の器種が減少する。その代表的なものが鼎であり、大型無蓋鼎・束腰無蓋鼎などはほとんど副葬されない。また副葬される礼器には青銅礼器・倣銅陶礼器ともにあるが、倣銅陶礼器のみの墓葬が圧倒的に多い。さらに青銅礼器を副葬した場合にも煮沸器・供膳器・酒器・盥器のすべてがそろった場合はほとんど見られないのである。

つまり小型墓になると副葬礼器の器種が減少し、倣陶器化も進むことになる。なお小型墓には礼器を副葬せず、日用陶器のみを副葬する墓葬も多数あるが、これはこのような傾向がさらに進んだ結果と考えられる。

このように荊州地区の楚墓では墓葬の階層により、副葬される礼器に違いが現れているわけだが、同時に共通点も認められる。礼器を副葬した墓葬のみに限れば、まず礼器は多くの場合、単独ではなくセットして副葬されている。上記のように副葬された礼器は、その用途から煮沸器・供膳器・酒器・盥器に分類され、それがセットをなしているが、これは食物・酒類を使った祭祀・儀礼を進めるための必要性に基づくものであり、言い換えれば本来的に礼器は上記の用途を満たすセットでなければならぬのである。荊州地区の戦国前・中期の楚墓で礼器を副葬する場合は、その規模にかかわらずこの礼器セットが基本的には遵守される。それに対して小型墓では盥器を省略する墓葬が比較的多いが、これは盥器が手洗いの用具であり、食物・酒類の供献を主とする祭祀では脇役であることを考えれば大きな問題とはいえない。

ただし器種としてみるならば、どの階層の墓葬でもすべての器種が副葬されるわけではない。どの階層にも共通して認められるのは、煮沸器では有蓋鼎、供膳器では簠・敦、酒器では缶・壺ということになる。つまり、これらの器種が戦国前・中期の荊州地区では、もともと基本的な礼器として認識されていたのである。

以上をまとめると次のようになる。

（一）戦国時代前・中期荊州地区の楚墓には、その規模から大型墓・中型墓・小型墓といった階層差が存在する。

(2) 副葬品は多岐にわたるが、そのなかでも飲食具の比重が高く、さらに礼器の副葬が特徴的である。

(3) 礼器は大型の墓葬ほど副葬される器種が多く、青銅礼器の比重も高いが、逆に下位の墓葬では器種が少なくなり、倣銅陶礼器の比重が高くなるといった、墓葬規模の階層性にそった、副葬礼器の差異が認められる。

(4) 副葬される礼器の基本は煮沸器・供膳器・酒器の組み合わせであり、器種としては煮沸器では鼎、供膳器では簠・敦、酒器では缶・壺である。

ここまでの検討から、荊州地区楚墓の特徴の一つに青銅礼器・倣銅陶礼器の副葬があることがわかった。この点に注目して、次にそれがどのような広がりを持つのか、まだどのような地域差があるのかを見てみたい。

2、副葬礼器から見た楚墓の地域性

中国では戦国時代になると広い範囲で墓葬が検出されるようになるが、それらの墓葬では青銅礼器・倣銅陶礼器などが副葬される例が多い。しかし副葬される器種には地域ごとに違いが見られるのであり⁽³⁾、そのなかで明らかに楚墓と見なすことができるのは、楚国の中心地であった荊州地区の墓葬で基本となる鼎―簠・敦―缶・壺といった組み合わせを持つ墓葬ということになる。

第六図はこのような楚墓の基準に合う墓葬をまとめたものである。この図から楚墓の分布は以下のようになっていることがわかる。

(1) 湖北省は西南部の山地を除いたほぼ全域。

(2) 河南省では南部の南陽市、信陽市、駐馬店市。

(3) 陝西省は東南部の商洛市。

(4) 安徽省は西部の安慶市。

（5）湖南省はほぼ全域。

以上が楚墓の分布域であるが、ではその外側はどうなっているのだろうか（第七図）。

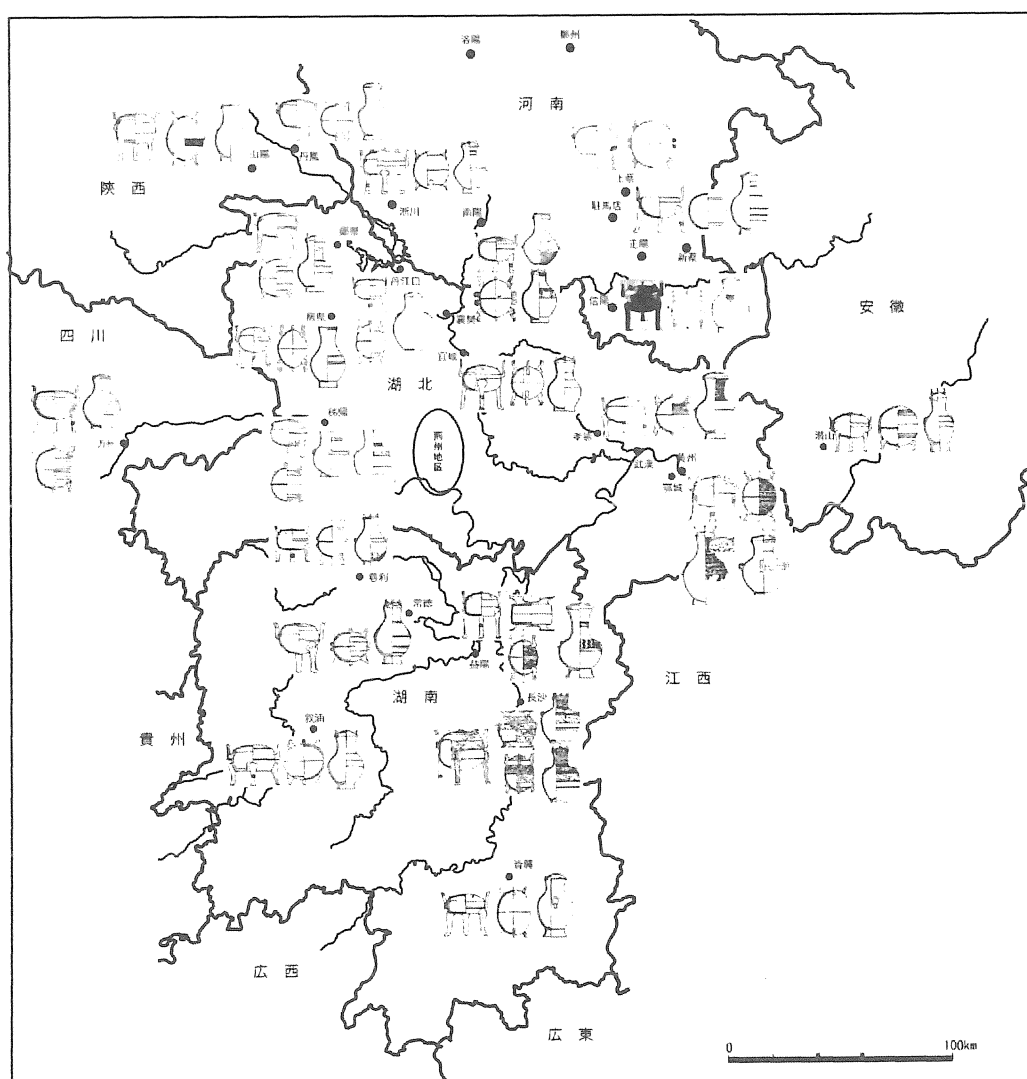
北方の中原地域では、やはり青銅礼器・倣銅陶礼器が副葬される。

攪乱を受けていない青銅礼器の副葬を中心とした墓葬の調査例がないため、青銅礼器の副葬状況の詳細は不明だが、倣銅陶礼器については、基本的な器種は鼎―豆―壺であり、楚墓に見られるような敦や簠は副葬されない。

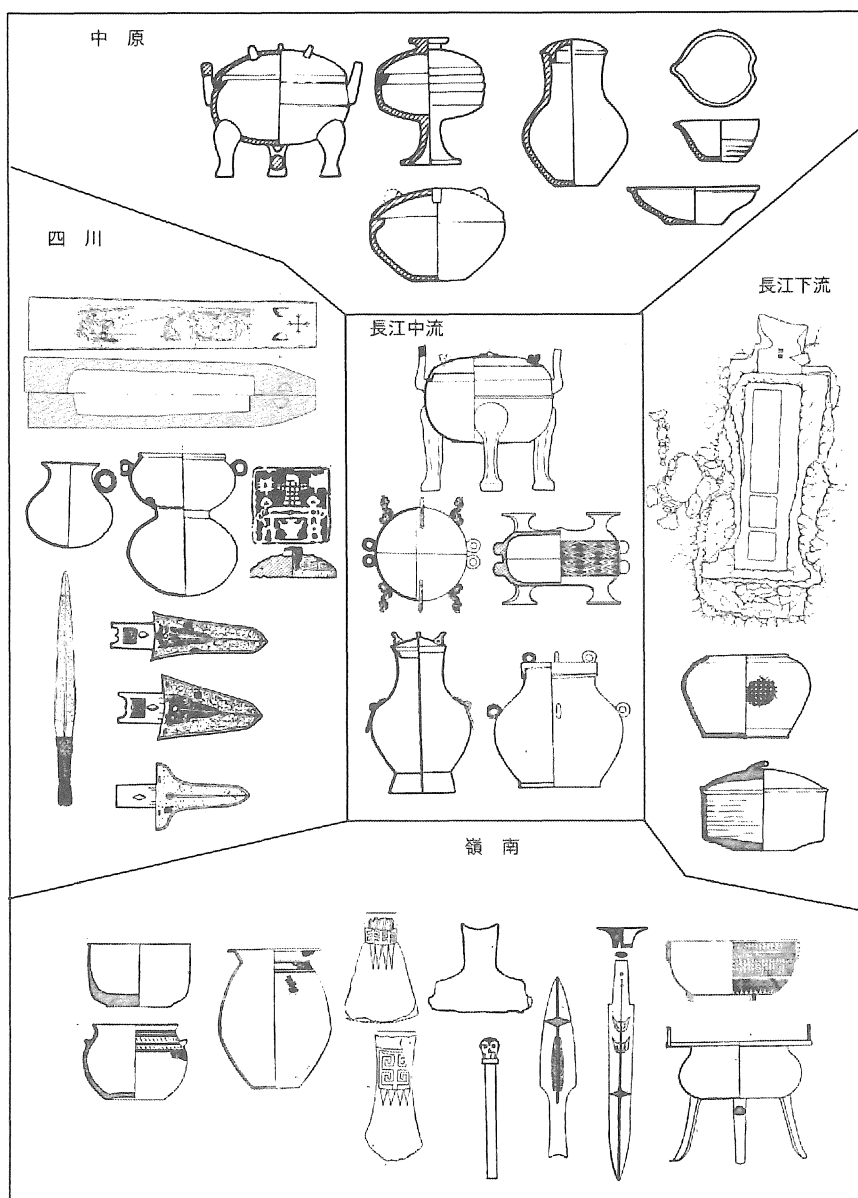
東方の長江下流域ではいわゆる「土墩墓」が展開しており、青銅礼器は個別に副葬されることはあるが、楚墓のようなセットはほとんどみられない。また倣銅陶礼器は副葬されない。

西方の四川盆地では船棺葬に代

第6図 楚墓の分布



第7図 楚と周辺地域



分布しており、戦国時代前期・中期には楚墓としてのまとまりが明らかに存在している。ではそのなかで地域性はどのように表現されているのであろうか。

先の図で荊州地区と他の地域を比較すると、出土する器種に違いが見られることがわかる。

表されるような木棺墓が中心であり、長江下流域同様に青銅礼器は個別に副葬されることはあるが、楚墓のようなセットはみられない。また倣銅陶礼器は副葬されない。

南方の嶺南地域では土坑墓が展開しており、青銅礼器は個別に副葬されることはあるが、楚墓のようなセットはみられない。また倣銅陶礼器は副葬されない。このように周囲には異なった様相の墓葬が

例えば荊州地区で出土頻度の高い簠が、他の地域ではほとんど見られないか、あってもきわめてまれである。簠が出土している湖南省の長沙地区でも報告ではその数は少ないとされている⁽⁴⁾。したがって簠の副葬が多いのは荊州地区の特徴といえる。同様のことは缶についても当てはまる。缶は主に湖北省・湖南省の長沙以北に分布しており、それ以外の地域では目立たない。

つまり戦国前期・中期には楚国の中心地であった荊州地区で見られた鼎・敦・簠・缶・壺といった礼器の副葬が湖北省・湖南省を中心に、河南・陝西・四川・安徽といった各省の一部に広がっており、これが楚墓としてのまとまりを表している。ただし荊州地区では一般的であった簠や缶は、その他の地域では普及に濃淡があり、そこに楚墓としての地域性が認められることになるのである。

次にこれをもとにして、楚における地域性の問題について考えてみたい。

3、楚文化における地域性とは

ここまでみてきたように、鼎・敦・簠・缶・壺といった荊州地区と同じ礼器の組み合わせが各地で確認されており、これを基に考古学的に楚墓が認定される。

青銅礼器は基本的に食物・酒類を使う儀礼・祭祀に用いられたものであり、日常的に使われる飲食具とは異なる範疇に属す。つまり同じ青銅礼器やそれを模倣した倣銅陶礼器が出土する範囲は、共通の儀礼・祭祀がおこなわれた範囲と考えることができる。本稿で取り上げた墓葬でいえば、死者を副葬するときに鼎・敦・簠・缶・壺といった組み合わせの礼器の副葬を望んだ人々、つまり同じ埋葬概念を持った人々が存在した範囲ということになる。その分布域に楚の都が位置した荊州地区が含まれていることから、これらの墓葬が楚国のの人々によって残された、「楚墓」だと認められるのである。つまり楚墓の分布域とは同じ葬送概念をもつ人々の分布域なのであり、そこには楚の文化としてのまとまりを認めることができる。

同時に、各地で副葬される青銅礼器・倣銅陶礼器の器種を見ると、そこには違いも認められる。本稿では荊州地区で副葬が多い簠・缶がすべての地域で一般的でないことを例としてあげたが、そこに楚墓としての地域性が認められるのである。

簠・缶は春秋中期以来荊州地区をはじめとして湖北省を中心に分布する器種である。荊州地区でこの器種が副葬されるのは春秋時代以来の青銅礼器の伝統が残された結果と考えられる。それに対して敦や壺は春秋時代後期以降の器種であり⁽⁵⁾、楚墓の広がりの中では、この新しい器種が分布を広げたことになる。

戦国時代に楚墓が分布した地域は春秋時代までは楚の領域にすべてが入っていたわけではない。例えば湖北省北部から河南省にかけては周により封じられたという伝承を持つ小諸侯国が多数存在していた。それに対して湖南省には「越式鼎」などに代表されるような「越文化」が存在していた。このような異なった文化の背景をもつ多様な地域が存在していたにもかかわらず、戦国時代になると楚墓がそれぞれの地域に分布していく。そこには荊州地区からの文化的な影響が想定されるわけだが、しかし各地の文化的な背景が異なっていたため、受容の結果が異なり、そのため墓葬の副葬礼器に違いが生じたと考えられる。つまり戦国時代前・中期には考古学的には楚墓として提示される楚文化としてのまとまりが成立していたが、それ以前の文化的な伝統が異なることから、地域により差異が生じたと考えられるのである。

おわりに

以上、墓葬という考古学的な資料を用いて、楚文化の地域性について検討を行った。戦国時代前・中期になると荊州地区を中心とした楚文化としてのまとまりが認められる。しかし各地域が荊州地区と全く同じ様相ではなく、差異も存在したのである。その背景としては、戦国以前の文化伝統の違いを想定した。

冒頭でも述べたように、本稿は限られた資料を用いた一つの試みである。「地域性」という問題については、各地域での資料の蓄積が進むことで、また新たな様相が見えてくることが予測される。今後の資料の増加を見守ってゆきたい。

注

- (1) 郭徳維『楚系墓葬研究』（湖北教育出版社、一九九五年、武漢）。
- (2) 詳細については別稿を用意しており、ここでは概略を示す。
- (3) 中国社会科学院考古研究所編『中国考古学 两周卷』（中国社会科学出版社、二〇〇四年、北京）。
- (4) 湖南省博物館『長沙楚墓』（文物出版社、二〇〇〇年、北京）。
- (5) 小澤正人「東周時代青銅礼器の地域性とその背景」（『中国考古学』第五号、二〇〇五年）。

墓地参考文献

天星観一号墓

湖北省荊州地区博物館「江陵天星観一号楚墓」（『考古学報』一九八二年第一期）

天星観二号墓

湖北省荊州博物館『荊州天星観二号楚墓』（二〇〇三年、文物出版社、北京）

望山一・二号墓・沙冢一号墓

湖北省文物考古研究所『江陵望山沙塚楚墓』（一九九六年、文物出版社、北京）

包山一・二・四号墓

湖北省荊沙鐵路考古隊『包山楚墓』（一九九一年、文物出版社、北京）

藤店一号墓

荊州地区博物館「藤店一号墓発掘簡報」（『文物』一九七三年第九期）

九店墓地

湖北省文物考古研究所『江陵九店東周墓』（一九九五年、科学出版社、北京）

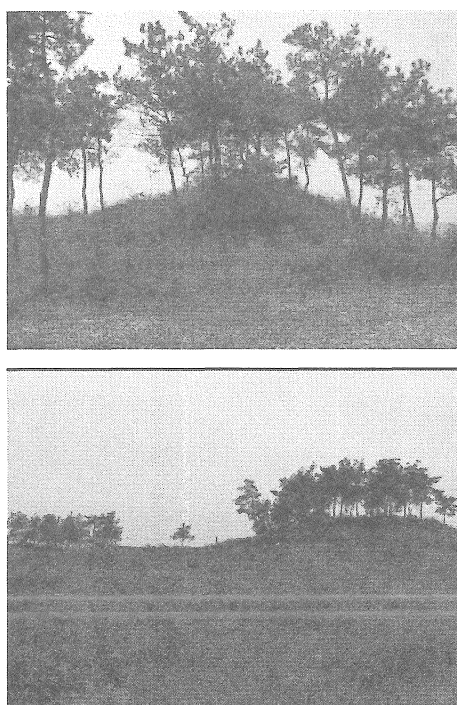
棗陽九連墩楚墓の主要収穫と荊州楚墓との相違

王 紅 星

(小澤正人 訳)

中国古代文化は多元・複合的であり、もし春秋戦国時代の華夏文化が北方の晉（韓・趙・魏）を典型とするものであれば、南方の文化の典型は独特な楚の詩文に求められる。楚文化の研究は中国学术界では高度に重視されており、特に考古学の新発見が次々と続いて途切れないことから、楚文化の研究は長期にわたって盛んで、衰えを見せない。中国における考古学調査が主に基本的な建設工程と協力してなされていることから、楚文化に関する考古学上の発見は楚墓が多く、かつ調査の密度にも濃淡があった。例えば、前世紀の五〇年代における楚墓の発見は主に河南省の信陽と湖南省の長沙であり、七・八〇年代に楚墓の発掘が最も多かったのは湖北省の荊州とその周辺地区であった。しかし、湖北省の襄樊地区は相対的に調査が少なく、この地区の楚国の上級貴族墓に関する研究はほとんど空白であった。本稿では、近年襄樊地区で発掘された棗陽九連墩楚墓の基本的な状況と主要な収穫を簡単に紹介した後、荊州楚墓との比較を行う。これをたたき台として、研究領域を同じくする方々がこの地域の上級貴族楚墓研究に注目していただけるよう促せればと思う。

図1 現在の九連墩楚墓



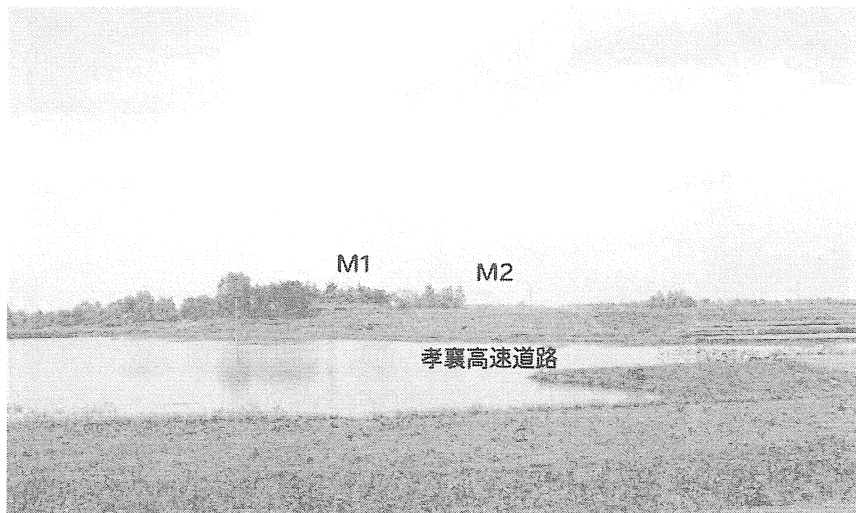
一、九連墩楚墓の基本状況

九連墩墓地は湖北省襄樊地区の棗陽市呉店鎮東趙湖村と興隆鎮烏金村以西一帯に位置しており、棗陽市南部の大洪山の支脈となる南北方向の低丘陵上にある。丘陵の基盤は白亜紀の第三系紫紅砂岩、本来の地山は第四紀の黃褐色土を基に形成された丘陵土壌で、海拔は一一〇メートルから一三六メートルの間である。丘陵から南約一キロメートルに滾河が東から西へ流れている。丘陵の西・南両側の地形は平坦で拓け、河岸の耕地となっており、現在は水稻などの農作物の栽培が行われている。墓地の全長は約三キロメートル、北側が高く、南側が低くなり、緩やかな起伏が見られる。現存する大型・中型墓は九基で、丘陵稜線上をほぼ南北方向に並んでおり、我々は南から北へ順に一〇九号墓と番号を付けた。一九八四年に「九連墩」古墓群は、襄樊市重点文物保护单位になり、一九九二年には湖北省重点文物保护单位となった。

九連墩墓地の東四キロメートルで「忠義寨」と呼ばれる東周の城址が発見されている。城址の平面は方形を呈し、長さ・幅は約三〇〇メートルある。この城址と九連墩墓地の関係はさらに調査を進めてから確定したい。

湖北省孝襄（孝感～襄陽）高速道路が一号墓の墳丘北側と二号墓で東西方向にかかるため、湖北省文物考古研究所は全省八カ所の文博機関を組織し、六〇余人の考古隊を作って二〇〇二年九月から二〇〇三年一月まで工事が及ぶ一・二号墓と一・二号車馬坑で発掘を行った。

図2 湖北省孝襄（孝感～襄陽）高速道路と九連墩楚墓



1、墓上の遺構

一号墓の墳丘の南・北側、および二号墓墳丘の南側でそれぞれ壁体の遺構を発見した。

一号墓の墳丘南側の壁体は幅約三・五メートル、残長二・八、七メートル、北側の壁体は幅約三・二メートル、残長一九メートルを測り、南側と北側の壁の間は四〇メートル離れている。二号墓の墳丘南側の壁体は幅約二・七メートル、残長一・八、六メートルを測り、一号墓墳丘北側の壁体とは約七メートル離れている。これら壁体は褐色粘土の版築で造られており、内側の壁体は垂直に近く、外側は傾斜している。

この他、一・二号墓の墓葬基壇も発見した。

墓葬基壇は五花土の版築で造られている。一・二号墓間の地層断面と東部トレンチの断面から、二号墓の墓葬基壇が一号墓の墓葬基壇の上に載っていることが分かった。一号墓基壇の真東、墓道口から約二・八メートルのところで、方形の焼坑が発見されており、その内部には紅焼土と炭の堆積があった。

一号墓南部外側の曲尺形の断面から、一号墓の造営当

図3 九連墩楚墓1号墓・2号墓、車馬坑全景



図4 1号墓南壁の状況



し、版打した後に新しい墓葬基壇を造成し、その平面形は円形に近いものとした。

直径は九五メートルである。

棺・槨を安置して葬儀を行った後、五花土を使って墓口が地表面と平らになるまで墓坑を版築で埋めてゆき、当時の地表面で墳丘を築造した。壁体は部分的に墳丘を垂直に破壊するか、墳丘の外側に載っている。東・西の両端は早い時期に破壊されており、私たちにはその具体的な方向がどうであったか、また車馬坑を囲んでい

初に基礎工程を行っていたことが分かった。すなわち、墓坑を掘る前に一定の範囲内全面の整地を行い、形の整った墓の整地面を造り、その上で規定の場所に墓坑を掘っている。当時の人々は地質の知識が欠如していたため、墓地として選んだ地下に砂層や岩層があることを知らず、五・五〇七・三メートルほど掘り下げたところで黄砂層に、さらに七・五〇九・八メートルで紅砂岩層にあり、さらに地下に掘り下げることが難しくなり、また墓坑が崩れやすくなるという困難に遭遇したが、すでに中止することはできなかった。大きさの定まった槨室を安置することを保証し、さらに墓坑の大きさと台階の総数を合わせるため、またそれまでの作業を無駄としないために、当時の人々は墓坑から掘り出した五花土を利用し、本来の墓口外側の整地面上に版築で二段の台階を人工的に構築するしかなかった。すなわち、本来の墓葬整地面の縁辺を基準線として、五花土を補填

図5 1号墓基壇付近の焼坑

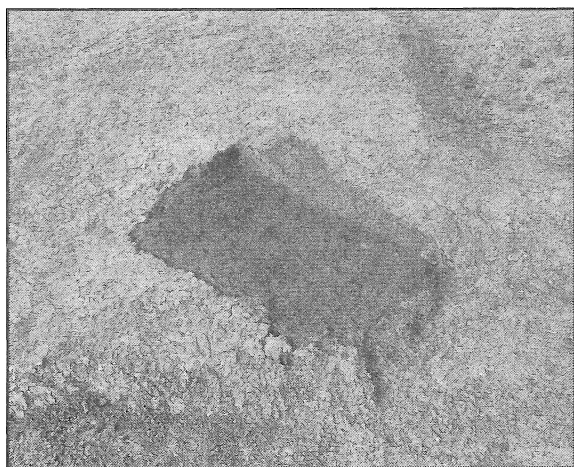
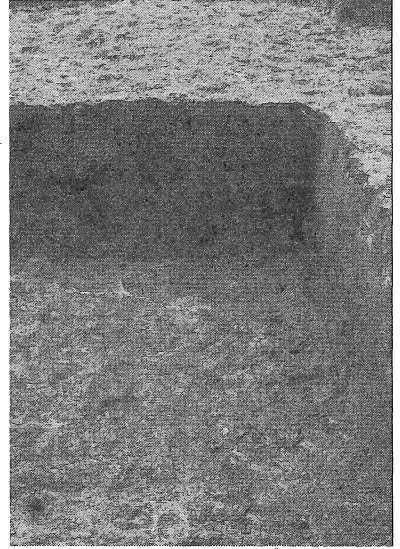


図6 1号墓墓坑の断面



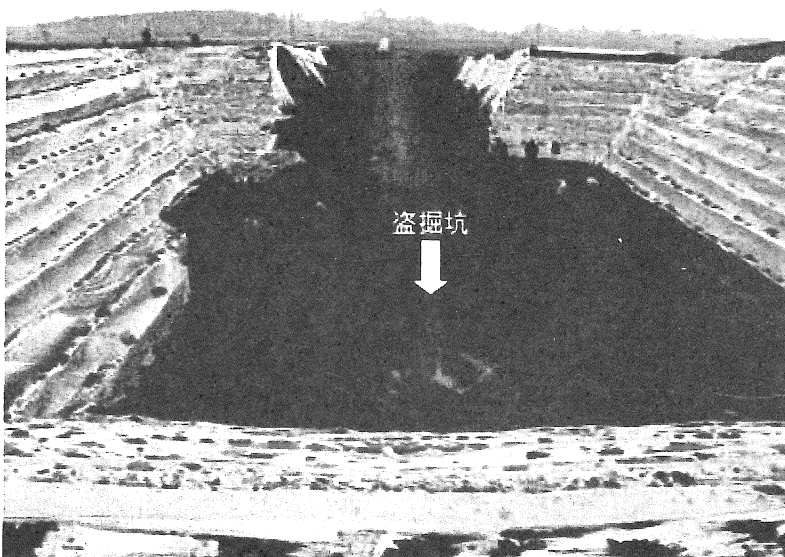
2、一号墓

墳丘の西半部は発掘

るかだろうかということは判断できないが、両側の壁体の幅がほぼ等しく、なおかつ直線的である現象から分析すると、この壁体の構造はあたかも長方形の住宅のようである。一号墓の墓道前方で焼坑が版築による基壇面を破壊していることから、それが墓葬完成後に行われた祭祀の痕跡であることがわかる。

前にすでにほぼ平地になっていた。残りの部分（壁体の基礎を含まない）は東西径約三三・三メートル、南北直径四三・三メートル、高さ五メートルであった。墳丘の構築方法は積み上げ式で、版築の明確な痕跡は見られない。墳丘中部には盗掘坑があったが、すでに崩れて埋まっていた。盗掘坑は南室東端から槲室に入り、遺物の一部分が持ち去られていた。一号墓の墓口平面は長方形で、方位は一〇五度。墓口の東西長は三八・一メートル、南北幅は三四・八メートル、墓坑の深さは一二・八メートルであった。墓坑壁面には一四段の台階がある。スロープ状の墓道は墓坑東辺にあり、地上墓道口の長さは二〇・〇九メートル、斜辺長で三六一メートル、傾斜度は一三度を測る。墓道入り口の幅は約四メートル、西端上部の幅は約一五メートルである。一号墓墓坑埋土は版築になっており、円形の叩き棒の痕跡は直径五く六センチメートルである。

図7 1号墓発掘状況



一号墓は二槨二棺墓である。外槨は長さ八メートル、幅六・八二メートル、高さ一・八メートルであり、内部は隔板によって五室に分かれ、東・南・西・北の四室には随葬器物が置かれている。槨室は板材を蓋としており、五室の上部には全て蓋板が置かれていた。木槨底部には板を敷いて槨室の基礎とし、ほぞ、穴とほぞ、でつなげている。内槨は中室に置かれ、蓋板・側板・小口板・底板などの方形板で作られている。小口板と側板は浅い溝で組み合わせられており、長さ三・二五メートル、幅二・二メートル、高さ一・六九メートルを測る。外棺は長方形の箱形棺で、長さ二・六八メートル、幅一・七メートル、高さ一・四メートル。内棺は懸底弧棺で、長さ二・四八メートル、幅一・〇六メートル、高さ〇・五五メートルである。内・外二棺ともに内面がみな赤漆で塗られている。棺内の人骨は片側に寄っており（歴史的に地下水の上下があり、内棺が傾いたことによる結果であろう）、その上には腐食した絹織物があつた。墓主は頭を東に向けていた。墳丘・埋土の圧力が非常に大きいために、槨・棺ともに程度は異なるものの陥没していた。

一号墓の随葬器物は主に東・南・西・北の四室に置かれ、礼器・樂器・兵器・車馬器・生活用品・葬送用品など合わせて四〇六七点が出土している。東室に副葬されたものでは青銅礼器の数が最も多く、組み合わせもかなり整い、鼎・簋・簠・觚・鬲・鑑・盤・方壺・匙などの器種が出土した。このうち一点の鑊鼎は口径八二センチメートル、附耳を含めた通高は九六センチメートルで、これまで我が国で科学的に発掘された楚墓出土の完全な青銅鼎としては最大のものである。漆木器には案・禁・俎・匱・匣・盒・匙・豆・耳杯・酒具盒などがある。南室には兵器・車馬具などが副葬されており、戈・矛・劍・戟・鏃・車轄・車傘・鑣・銜・馬甲・骨貝・節約・皮甲等がある。西室には盥洗道

図8 1号墓槨室の蓋板

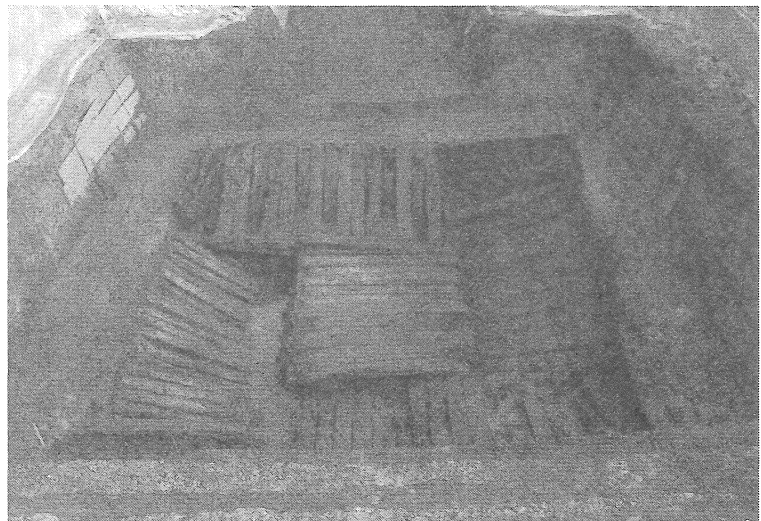
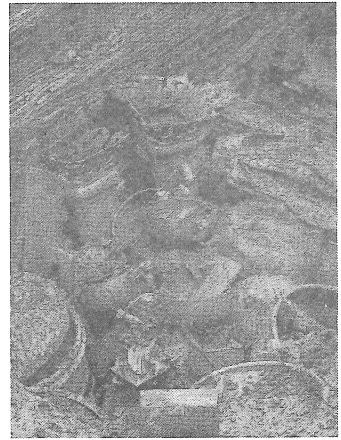


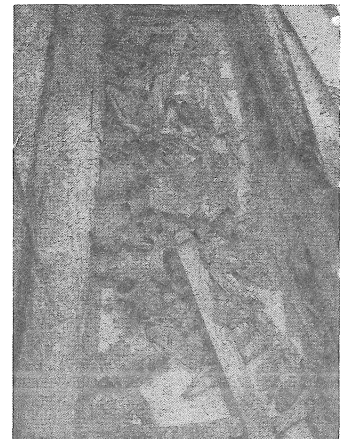
図9 1号墓随葬器物出土状況



東室



西室



南室

具・楽器とその他の装飾品が副葬されており、湯鼎・提梁壺・盃・盤・匱・勺・箕・瑟・琴・笙・虎座鳥架鼓・木彫小座屏・彩画弩器・銅鏤孔杯・人拏銅灯などがある。北室には主に楽器が副葬されており、編鐘・鼓・琴・瑟・笙などがある。棺内からは銅剣・玉圭・璧・玦・璜・管・鞞などが出土している。上述の副葬遺物の保存は比較的良好なものが大部分であるが、この地域では歴史上、地下水位が度々上下したために、一号墓上層の漆木器と竹器にはそれぞれある程度の収縮と変形が見られる。

3、一号車馬坑

一号墓西壁の外側、約二五・二メートルに位置する。車馬坑坑口は長方形で、南北長五二・七メートル、東西幅九・五メートル、現状での深さ二・三メートルを測る。西側の壁は斜道状の坑道三方所にある。坑内の随葬車馬は三三両で、

図10 1号車馬坑

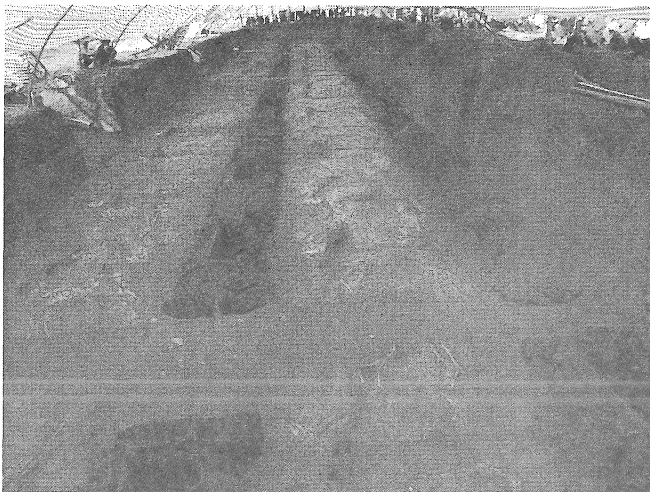
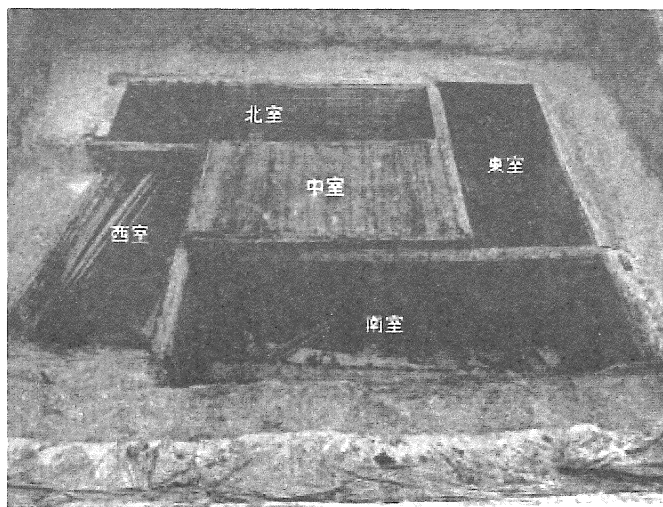


図12 2号墓槨室



南北方向に横に二列になっている。一号車馬坑中部に位置する一三号車には六匹の馬、その両側の一二号車・一五号車には四匹の馬がつながれていた。さらに四頭立ての車馬が一両あり、二両には馬がなく、その他は二頭立てである。全体では七二頭の馬が埋葬されている。車馬坑南側部分の車両は保存が比較的良好だが、北側部分の車両の保存はよくない。一部分の車両からは金箔が貼られた車馬飾や雲紋で飾った青銅製の部品などが出土している。しかし、大部分の車馬は赤・黒二色の漆を塗ったもので、車両は大きい、造りはあまり良くない。また、黒漆を塗った車馬も少数あるが、この種の車馬は車体が小さい。

4、二号墓

墳丘は早い時期に削平され、やや傾斜した低い畑になっている。現状では東西直径三八・四メートル、南北三四メートル、高さ二・四メートルを測る。

墓坑の平面は長方形で、方向は一〇七度、墓坑南壁と一号墓北壁の間の直線距離は約一八メートルである。墓坑口の東西長三四・七メートル、南北幅三二メートル、深さは一一・六メートル。墓坑壁には一四段の台階が造られている。スロープ状の墓道は墓坑の東側にあり、地上の墓道口で長さ二〇・一五メートル、斜辺長で三三・六五メートル、傾斜度は一四度を測る。墓道の入り口の幅は約三・五メートル、西端上部での幅は約一四・五メートルである。墓坑埋土は版築になっており、円形の叩き棒の痕跡は直径五センチメートル前後である。

図11 2号墓発掘状況

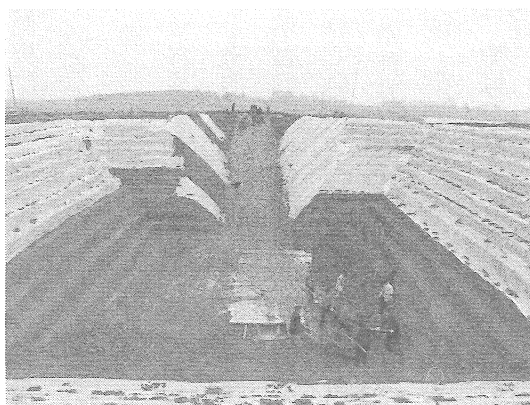


図14 2号墓内棺および内棺外の銅壁

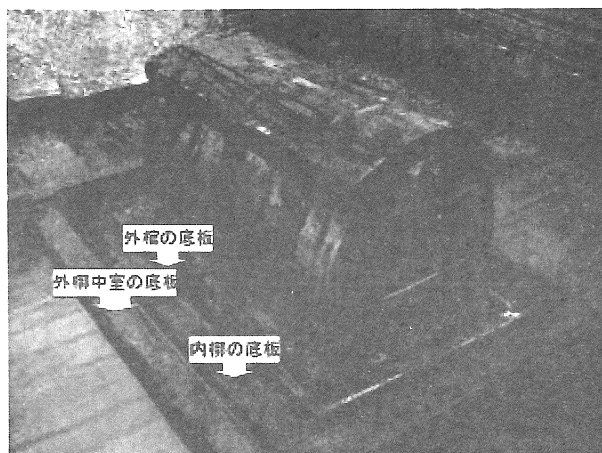


図15 2号墓内棺内の状況



墓坑底部中央には方形の腰坑が掘られ、その中には羊が一匹葬られていた。

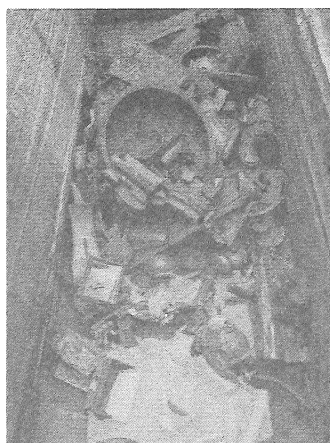
二号墓は二槨二棺。外槨長は七・四五メートル、幅六・八メートル、高さは一・七四メートル、隔板で五つの部屋に分け、東・南・西・北の四室に副葬品を置いていた。その上

に板材で蓋をし、五室全てに蓋板が置かれていた。木槨底部には板を敷いて槨室の基礎とし、ほぞ穴とほぞでつなげている。内槨は中室に置かれ、蓋板・側板・小口板・底板などの方形板で構成され、小口板と側板は浅い溝で組み合わされており、長さ三・二五メートル、幅二・二メートル、高さ一・六二メートルを測る。

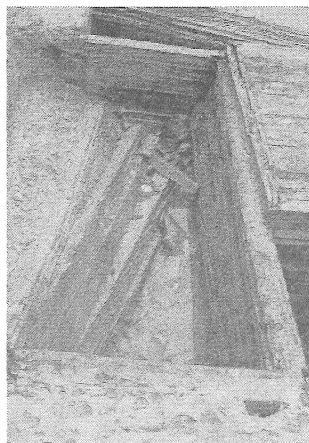
外棺は長方形の盒形棺で、長さ二・七六メートル、幅二・七二メートル、高さ一・四メートルを測る。内棺は懸底弧棺で、長さ二・三六メートル、幅一・二六メートル、高さ〇・五五メートルである。内・外二棺とも内面はみな赤漆で塗られている。内棺の棺飾は腐って散乱していたが、なお棺蓋の上には規則正しく配列された銅壁が置かれており、棺首には玉壁が懸けられていた。屍体をくるんだ衣料品も腐っていた。被葬者の人骨はなお残っており、頭位方向は東であった。

二号墓の副葬品は礼器・楽器・生活用品・車馬器・葬送用品など計一〇六六点であった。東室にはセットをなす青銅礼器の他に、やはりセットの漆木質礼器も

図16 2号墓随葬器物出土状況



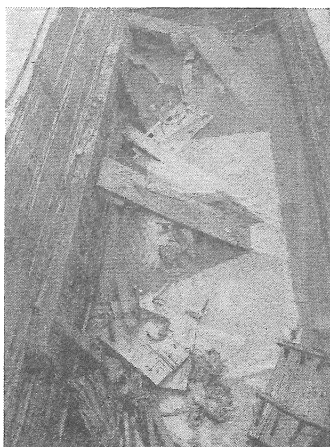
東室



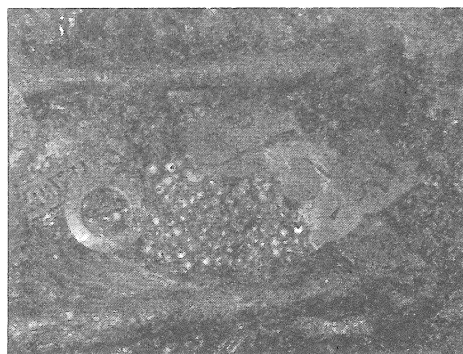
南室



西室



北室



内棺内

副葬されていた。出土した器物には鼎・簋・簠・敦・缶・鬲・方壺・豆・勺・鑑・樽・禁・俎・木俑などがある。南室からは大量の漆木器が出土した。主な器種に豆・耳杯・偏壺・酒具盒・案・几・座屏・木俑・僻邪などがあり、漆絵による図案がある竹の編み物も南室西部から大量に出土している。これら竹の編み物の数は一千枚余りで、明らかに編んだ痕がある。漆図案の内容は検討中である。西室には青銅製の鼎・缶・盤・匱・馬、木製の案・几・鬲・盤・匱・豆・耳杯・木俑、竹製の席・筍・扇がある。北室には主に樂器が副葬されており、器種には編鐘・編磬・虎座鳥架鼓・瑟・笙・篪などがある。さらに大きめの木車と木俑が一组出土している。その他、木升鼎・案・禁・俎・几・鬲などもある。棺内を精査したところ玉・石の装飾品四一点が出土した。

5、二号車馬坑

二号墓の西壁外側から約二六・八メートルのところに位置している。車馬坑の南壁から一号車馬坑の北壁までは約一九・五メートルある。車馬坑坑口は長方形で、南北二二・二メートル、東西幅六・二メートル、現状での深さ一・七メートルを測る。坑の西壁には坂道状の坑道が一方所ある。坑内には車馬七両が副葬されており、その他に方形有蓋車輿が一点あった。車馬のうち一両は四頭立て、その他は二頭立てで、坑内に葬られた馬は併せて一六匹であった。七号車からはほぼ完全な車輪牙・輻及び車耳が出土している。五号車馬には車軾及び屏泥がほぼ完全に保存されていた。二号車馬坑からはさらに錯金銀銅軛首・錯金銀銅衡末・錯金銀銅柱帽、および青銅雲紋車輻・壁挿なども出土している。ほとんどの車馬は黒漆を塗っており、車体はやや細めである。

二、九連墩楚墓発掘の主要な収獲

棗陽九連墩楚墓の規模の大きさ、墓主の等級身分、副葬品の特徴に反映している埋葬年代などは、いずれもかつて発掘された荊門包山二号楚墓と類似している。すなわち、墓主の身分はおおよそ「大夫」級で、埋葬年代はおおよそ戦国中期後半である。人骨の鑑定によれば、一号墓は男性、二号墓は女性で、時期的なことを考慮すると、異性を埋葬した二基の墓が並んだこの墓葬は、楚墓でよく見られる夫婦異穴合葬墓と考えられる⁽¹⁾。我々は今回の発掘で、課題の設定、調査の構想、資料などで

図17 2号車馬坑

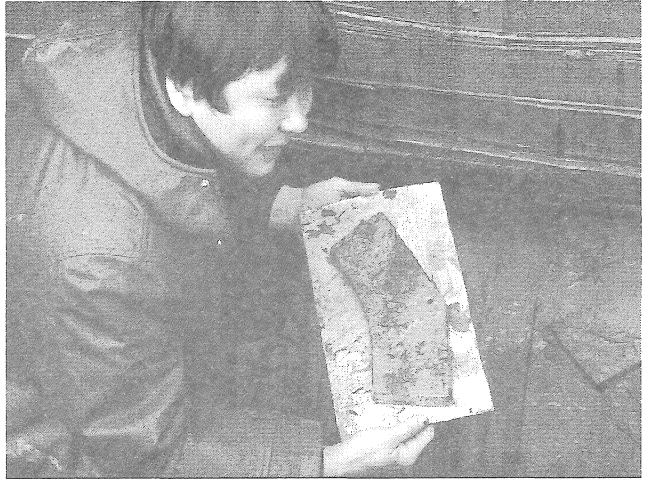


得られた成果だけでなく、具体的な學術意義の面でも收穫は大きかったと考えている。現在のところ成果をまとめると以下のようになる。

1、九連墩楚墓は襄陽地区で初めて発掘された楚国の上級貴族墓である。基本建設工事に基づく考古調査ではあるが、厳格に考古発掘工程の規定に基づき、一定の學術課題を持った発掘を行ったことで、発掘の質は格段に向上した。まず踏査・ボーリング資料に基づき、我々はこの墓地が上級層の重要な墓地であることを確認し、付近に関連する城址が必ず存在すると推測した上で、この墓地の空間的な位置と、この墓地内の諸墓の空間的な関係について正確な観察と記録を行った。墓地の配置が南北で列になっていることと墓道が東向きになっている現象などを合わせると、墓地では前もって墓坑位置を定め、その上で墓坑を掘って埋葬したと考えられる。そのため、我々は一号墓を中心とした一組（すなわち一・二号墓と一・二号車馬坑）を発掘することに決めた。このような組み合わせの墓葬を全面的に発掘することは、考古学的な意義からすると、孤立した大型墓葬の発掘を当然大きく越えるものである。ついで設定した課題を基に、発掘では陪葬墓と車馬坑以外の場所を意識して探索し、さらに「墓域」をめぐる概念の解説に重点を置いて調査を行った。これらの工夫は期待を裏切ることなく、結果的には前後して墓葬基壇、囲壁、祭祀焼坑などの一連の遺構を発見し、楚国墓葬史上の数項目の空白を埋めることになった。さらに、各墓葬の精査時には、遺物間の相互位置に内在する関係に十分注意した。例えば、礼器各器種を置いたときにセツトの関係はあったのかどうか。各室の副葬器物には分類上、どのような違いがあるのか。各器物には関連する遺物があるのか。何点かの相互関係を明確にしがたい遺物に対しては、全て固まりとして持ち帰り、室内で整理をすることで、屋外では観察することが難しい現象を保存することができ、併せて特殊な文物を復元することもできた。これにより、科学的・全面的に一次資料を得ることができ、より深い研究が可能となった。

2、現時点で楚国最大の車馬坑（一号車馬坑）を発見した。二基の車馬坑で用いられた馬は、性別の鑑定が可能で、それによると全て雄であった。車馬には異なった形状のものがあり、その種類は四種以上であった。車隊の配列には一定の規律がある。この二基の車馬坑は規模が大きだけでなく、保存も良く、楚国の上級貴族の車馬制度、異なった形式の車馬の構造、車

図18 音楽考古の専門家と編磬



馬の配置などの研究に一次資料を提供することになった。

3、多分野の専門家が考古隊を構成することで、考古資料に関する情報の全面的な収集が保証できただけでなく、文物の保護と利用に非常に有益であった。野外調査開始以前の発掘計画段階で、我々は考古隊の分野構成について計画案を作成した。野外調査が一定の段階に達した後、計画案に基づいて絹織物・漆木器保護・音楽考古・博物館学・車馬固定処理などの分野の専門家を相次いで発掘現場に招聘し、現地で指導を受けた。今回、七種類九〇点余りの楽器（中には編鐘・編磬・鼓・琴・瑟・笙・簾などがある）が出土したが、数量と種類がこれまでの楚墓の発掘を越えただけでなく、音楽考古学者が参加したことで、得られた音楽考古に関する情報はこれまでのものを大きく越えることとなった。例えば、笙の簧片、瑟の弦の痕跡、および柄上の糸巻きなどの状況などを詳細に観察して正確に記録し、完全に取り上げたことで、楚国音楽史の空白をある程度埋めることができた。文物保護の専門家による発掘現場での作業により、取り上げの難易度が

非常に高い文物を適切に取り上げて保護することができた。さらに最も有意義であったのは、南方の地下水位が高く、多雨で、含水量が高く、砂質であるという特徴に合わせ、車馬坑の固定、取り上げ、現状保護に対して数種類の異なった計画を作り、現場で実地試験を行い、車馬坑保護の専門家の論証に可能性がある何種類かの計画案を提供し、調査指導者が決定するための根拠を提供できたことである。博物館学の専門家は、現場で文物展示の視点から、我々が得た資料に対する高い要求と多視覚の建議を行った。

4、今回の発掘により、少なからぬ新しい課題が提出された。一号墓には一四段の台階があり、二槨二棺、外槨は五室に分かれている。伝統的な認識によれば、典型的な「大夫」級の墓葬にあたる⁽²⁾。ただし主な礼器は、銅鼎に升鼎五点・鑊鼎二点

・有蓋鼎一二点、銅簋八点があり、鼎と簋のセット関係は常礼と合致していない。一号車馬坑からは三三両の車馬が出土し、その中に六頭立ての車馬があることは、過去の認識と大きな隔たりがある。またこれまでの我々の認識では、楚墓において夫妻は同じ制度ではなく、妻は夫よりも一級低い、というものであった。しかし、今回発掘した一・二号墓の墓坑は同じ一四級台階で、同じ二槨二棺、外槨も同じ五室であり、夫婦同制については今後更に研究が必要である。一号墓から出土した編鐘一セットのうち数点の音を調べたところ、この編鐘は非実用器とされ、また編磬も出土していない。しかし、二号墓からは一組の実用の編鐘が出土したのみならず、さらに編磬一セットもあり、その理由も分からない。二号墓から出土した一千枚余りの竹の編み物は、明らかに編んだ痕跡があり、漆で図案も描かれている。このように数が多い漆描きの図案は初めての発見であり、その意義もまた解説が待たれる。

5、新発見の重要な文物があった。例えば、彩画木彫小座屏、彩画弩器、蓮華座豆、浮彫竜紋虎座鳥架鼓、人擎銅灯、竹木整車、僻邪などで、いずれもきわめて精美で珍しい文物である。

三、九連墩楚墓と荊州楚墓の異同

荊州楚墓は江陵紀南城を中心とする楚墓である。九連墩楚墓は埋葬年代が戦国中期後半の上級貴族の墓葬と考えられる。荊州楚墓と九連墩楚墓の異同を比較することは、埋葬年代が相当し、墓葬規模も近い貴族墓を選ぶことでのみ可能となる。紀南城周囲でこれまでに発掘され、上記の条件に符合する墓葬としては以下のものがある。すなわち、江陵天星觀一・二号墓⁽³⁾、

図19 2号墓出土の漆描竹片

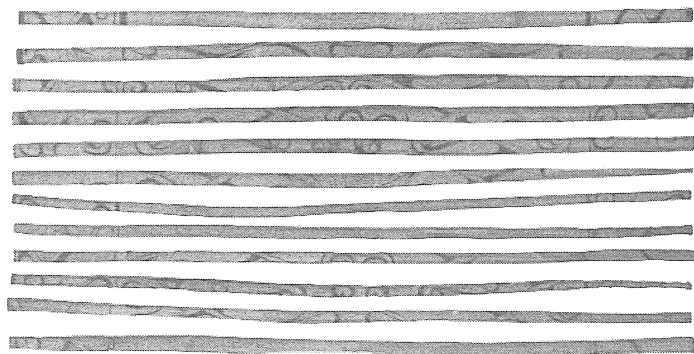


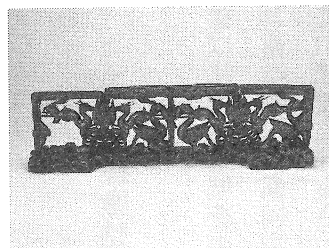
図20 九連墩楚墓出土の新出遺物



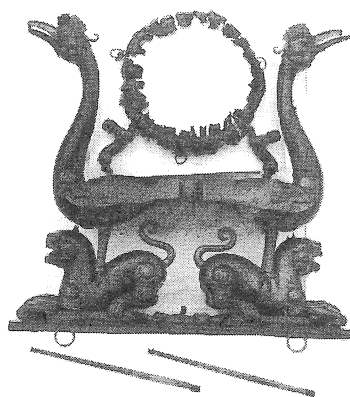
蓮華座豆



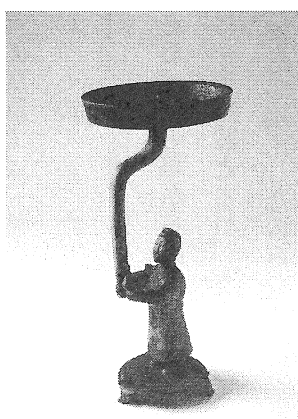
彩画弩器



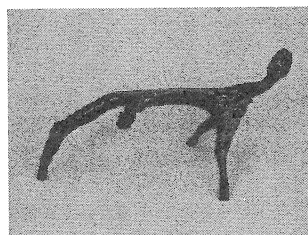
彩画木彫小座屏



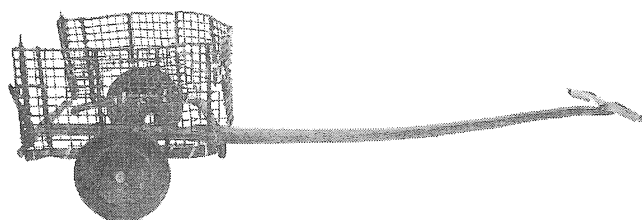
浮彫竜紋虎座鳥架鼓



人擎銅灯



僻邪



竹木整車

望山一・二号墓⁽⁴⁾、荊門包山墓地である⁽⁵⁾。

九連墩楚墓と上記諸墓の違いについて比較すると、おおまかにはほぼ同じであることに気づく。

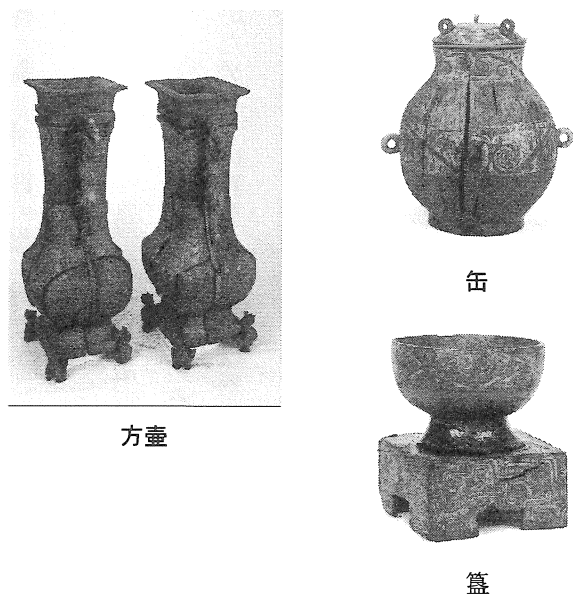
これら貴族墓地にはいずれも城址付近の丘陵上が選ばれ、多くは家族墓地で、夫婦異穴合葬墓が流行している。例としては以下のようなものがある。

天星觀墓地から見ると江陵紀南城は西方二四キロメートルにある。天星觀墓地は荊州市沙市区觀音墻鎮天星觀村北部南岸の丘陵上にある（現在は長湖の湖水による長期の浸食で、地形が変化している）。丘陵上には五つの大きな墳丘がある。一九七八年に発掘された天星觀一号墓は、「郢陽君番乘」の墓葬とされる。二

〇〇〇年に発掘された天星觀二号墓は一号墓と隣接し、その二基の墓葬は並列しており、墓葬方向が一致している。発掘者はこの墓地が郢陽君の家族墓地で、一・二号墓は夫婦異穴合葬墓と考えている。包山墓地から見ると江陵紀南城は南方一六キロメートルにあり、この墓地は荊門市十里鋪鎮王場村の包山崗に位置している。これまでに発掘された四基の楚墓は並列しており、二基ずつ墓葬方向が一致していることから、発掘者は同じように家族墓地とし、二基ずつ並んでいる墓葬を夫婦異穴合葬墓と考えている。

墓葬の形状は長方形の土坑木槨墓で槨・棺があり、いずれも懸底弧棺である。木槨には竹席が懸けられ、木棺は棺飾物で覆われている。墳丘は版築で造られている。墓坑の四壁には台階があり、墓坑の埋土は版築で、木槨上の埋土は多くは青灰粘土である。包山二号墓には墳丘があり、長方形の墓坑で一四級の台階がある。墓道は東向きで、二

図21 九連墩2号墓出土の模倣漆器



槨二棺、外槨は五室に分かれ、木槨には八枚の竹席が懸けられており、懸底弧棺は棺飾物で覆われていた。

副葬器物は楚文化の特徴が鮮明な組み合わせで、主な器種に鼎・簋・簠・敦・甗・鬲・鑑・盤・方壺・匙などがある。望山一・二号墓の等級がやや低く青銅器模倣陶礼器が出土しているが、それ以外の墓葬はみな青銅礼器が主で、なおかつ墓葬等級の高低により青銅器のセットには二から三組がある。男性墓は兵器の出土がやや多く、女性墓は漆木器の出土が比較的多い。これらの墓地ではそれぞれの墓葬から、楚墓特有の鎮墓獸・虎座鳥架鼓・虎座飛鳥などの器物が出土している。

楚墓の分区という視点から見ると、九連墩楚墓は襄宜区に属しており、そのためにこの墓葬の特徴には荊州楚墓とはやや異なったところがある。

九連墩一・二号墓にはみな墓上の遺構がある。例えば、封壁・祭祀坑などがそれにあたる。荊州地区でこれまで発掘した同じクラスの墓葬には類似の遺構は見つかっていない。包山楚墓では発掘調査中に墳丘とその周囲でかなりの調査を行ったが、関係するような遺構は発見できなかった。

九連墩一・二号墓墓坑上部の一・二級の台階は人工的に積み上げたものであるが、より北の淮陽地区の上級貴族墓にも同じような特徴がある。しかし、荊州楚墓はみな本来の地山を直接掘っている。

九連墩楚墓の外槨は小型の方形木板を積み上げている。しかし、荊州地区の上級貴族墓の外槨の多くは大型の材木により作られている。例えば、九連墩一号墓の外槨の用材は最大でも直径〇・二二〇、三二メートルの間で、九連墩二号墓外槨の用材では最大径は〇・二二〇、三二メートルである。包山二号墓で用いられている外槨の用材の最大径は〇・七三メートルに達する。また等級のやや低い望山一号墓でも外槨用材の直径は〇・三九〇、五八メートルに上っている。

九連墩一・二号墓で副葬された青銅礼器は倣古の風格が極めて強く、特に一号墓からは春秋前期の特徴である窃曲紋のある銅盤と倣古の特徴が強い蟠螭紋銅尊が出土している。二号墓からは三晋の特徴がある絢紋蹄足鼎と漆木質の青銅器模倣礼器一組が出土している。荊州楚墓の青銅礼器にも倣古の風格はあるが、九連墩楚墓のような強烈なものには遙かに及ばず、また望山一号墓から出土した春秋後期の越王勾踐の剣以外は、上級貴族墓から出土する他国の遺物は極めて少ない。基本的に漆木製

の青銅器模倣礼器は見られない。

今回発掘した九連墩一・二号楚墓にはいずれも規模が大きな車馬坑があつた。これまでに発掘した戦国中期後半の宜城羅崗中型楚墓にも車馬坑があつた⁽⁶⁾。荊州におけるこの時期の楚墓には極めて少数の車馬坑しかない。例えば、江陵九店M104号墓には車馬坑があり、二頭立ての車馬一両が葬られていた⁽⁷⁾。九連墩楚墓と同じ等級の墓葬、例えば天星觀一・二号墓、包山二号墓、あるいは等級がやや低い望山一・二号墓にさえ、いずれも車馬坑が存在しない。包山楚墓については、我々は発掘前に墓地全体に詳細なボーリング調査を行い、車馬坑のないことを確認した。表面調査とボーリング調査資料からの理解によれば、荊州地区ではより規格の高い楚墓でようやく車馬坑がある。例えば、荊門四方鋪の金牛冢には車馬坑があり、江陵熊家冢一・二号墓にも車馬坑がある。

九連墩楚墓と荊州地区の上級貴族墓はいずれも楚国の中心地にあり、そのために両地の上級貴族楚墓には共通の特徴が多く見られる。しかし、九連墩楚墓の立地が北に偏っていて、地理環境・歴史背景と歴史文化の伝統が異なっていることなどが原因となり、墓葬には類似した特徴がある反面、違いも見られる。

荊州地区は第四紀層が厚く、地下水位が高く、土壌中の酸性・アルカリ度が中性なため、当時の上流貴族墓は直接墓坑を掘るだけで、墓葬の規模を規定の制度に合わせることであり、人工的に台階を更に加える必要はなかった。それに加えて当時密

図22 倣古の風格を持つ九連墩楚墓出土の器物



蟠螭紋を有する銅尊



窃曲紋を有する銅盤

封して深く埋葬する習俗が流行したことで、一般に副葬器物は保存が良い。九連墩楚墓の位置する場所では、下部に砂礫層があり、さらに古河道も確認されており、それに加えて歴史上たびたび地下水位の高さが変化したために、墓坑上部に人工的に台階を積み上げることで工事の負担を少なくしてようやく規定に合わせている。また、このような地質条件はその漆木・竹器などの保存には適していなかった。

長江中流域の開発史の角度から観察すると、襄宜地区は荊州地区よりも開発時期が早い。曾侯乙墓が位置づけられる戦国前期には木材資源が依然として豊富であり、各室には直径〇・四九〇、七メートルの大型の木材が使われていた⁽⁸⁾。しかし、九連墩楚墓が位置づけられる戦国中期後半になると木材資源は欠乏するようになり、直径〇・三メートル前後の木材しか使えなくなっている。それに対して荊州地区の木材資源は当時まだ豊かであり、さらに荊州が政治の中心で資源を集中させる能力を具えていたため、荊州地区の上流貴族墓の多くは比較的太い木材で外槨を作っている。

九連墩楚墓が造られた時代、その位置は楚国の政治の中心からみると北にあり、京畿外のために京城による統制は厳密ではなく、上下の人々は僭称が可能であった。そのために上流貴族墓である九連墩一号墓から八点の簋が出土し、二号墓からはセットをなす青銅器模倣の漆木器礼器が出土し、また両墓とも比較的大型の車馬坑を伴う、などといった現象が見られるのである。

棗陽ではかつて三方所で春秋時期の曾国青銅器が発見されており⁽⁹⁾、曾侯乙墓およびその他の曾器の発見と併せると、この地区がかつての曾の地と考えられ、そのためにその文化の伝統は深く厚いものがある。隣接する南漳県武東郷東の安楽堰ではかつて蔡侯朱の缶が出土したことがあり⁽¹⁰⁾、宜城朱市郷でも以前に蔡侯大膳夫の簋と鼎が出土している⁽¹¹⁾。これらのことは、この地が楚国の政治の中心に近接していると同時に⁽¹²⁾、相対的に北に偏っているために他国にも近く、隣接する文化の要

図23 九連墩2号墓出土の三晉様式の銅鼎



素を吸収するのが容易であったことを表している。そのために九連墩楚墓の墓上にある封壁、墓基、祭祀坑などの遺構、墓中から時期のさかのぼる他国の遺物が出土すること、出土した青銅器に比較的に強固な特徴があることなどは、いずれも伝統的な文化要素、および他国との交流によって周辺から吸収された文化要素と関係するものである。これらの現象は同時に九連墩墓地の主人が数代にわたる強大な家族であったことを表している。二号墓の出土品に同時期の三晋様式の青銅器があることから、墓主はあるいは三晋地区の出身者で、楚人の婦人として嫁いできた者かもしれず、青銅器はその嫁入り道具として楚地に運ばれた可能性もある。

ここまでの概述は一つの見方に過ぎない。九連墩楚墓はなお整理の途中であり、整理・研究が深く進展することで襄宜地区の楚墓研究に積極的な作用があると信じている。

注

- (1) 王紅星「九連墩一、二号楚墓的年代与墓主身分」(『楚文化研究論集』第六集、湖北教育出版社、二〇〇五年六月)。
- (2) 王紅星「九連墩一、二号楚墓用鼎制度研究」(『楚文化研究論集』第七集、待刊)。
- (3) 湖北省荊州地区博物館「江陵天星觀一号楚墓」(『考古學報』一九八二年一期)。湖北省荊州博物館『荊州天星觀二号楚墓』(文物出版社、二〇〇三年九月)。
- (4) 湖北省文物考古研究所『江陵望山沙家楚墓』(文物出版社、一九九六年四月)。
- (5) 湖北省荊沙鐵路考古隊『包山楚墓』(文物出版社、一九九一年一〇月)。
- (6) 湖北省文物考古研究所等「湖北宜城羅崗車馬坑」(『文物』一九九三年二期)。
- (7) 湖北省文物考古研究所『江陵九店東周墓』(科学出版社、一九九五年七月)。
- (8) 湖北省博物館『曾侯乙墓』(文物出版社、一九八九年七月)。
- (9) 湖北省博物館「湖北棗陽發現曾國墓葬」(『考古』一九七五年四期)、田海峰「湖北棗陽又發現曾國銅器」(『江漢考古』一九八三年三期)、襄陽

樊考古隊等『襄陽郭家廟曾國墓地』（科學出版社、二〇〇五年九月）。

（10）仲卿「襄陽專區發現的兩件銅器」（『文物』一九六二年一一期）。

（11）襄樊市博物館「湖北宜城出土蔡國青銅器」（『考古』一九八九年一一期）。

（12）徐少華「從南漳宜城出土的几批蔡器談春秋楚郢都地望」（『楚文化研究論集』第六集、湖北教育出版社、二〇〇五年六月）。

楚簡遺策に見られる葬器制度の考察

胡 雅 麗

（小澤正人 訳）

先秦の葬儀において葬器は欠くことのできない重要な要素となっている。葬器の一般的な状況、葬器に関する規定、葬器と墓主身分の関係などに関する文献記載は多いが、詳細ではなく、納得できるものではない。

出土した楚簡のかなりの部分は遺策に属しており、遺策が出土した墓葬の葬器の状況を考える上での助けとなっている。またこれまで発掘した六千基あまりの楚墓のうち、かなりの部分を占めている未盗掘の墓葬から、遺策が出土した墓葬と年代・等級などが相当するものを選び出し、これと遺策が出土した墓葬の葬器の状況とを比較し、さらに遺策と関連文献の記載とを合わせて総合的に分析することは、楚人の葬器制度の認識を検討する上で益するところが多い。

現在までに公表された遺策は六組ある。すなわち、五里牌簡、仰天湖簡、曹家崗簡、望山簡、信陽簡、包山簡である。これら遺策が出土した墓葬の年代は、いずれも戦国中期から後期の間である。

1、五里牌遺策簡

五里牌遺策簡は湖南長沙五里牌四〇六号墓から出土した。この墓葬は中国社会科学院考古研究所長沙工作隊により、一九五一年一〇月から一九五二年二月にかけて調査されている¹⁾。墓葬平面は甲字形を呈し、墓道は東にあり、頭位方向も東である。葬具は一槨二棺で、槨室は仕切り板が槨室壁まで届いていないことから、「回」字形を呈している。棺室と槨室の間の距離は前後両端がやや狭く、幅はわずかに〇・二メートルである。左右の両辺はやや寛く、〇・四メートルほどである。たびたび盗掘を受けており、葬具の分布状況ははっきりしていない。発掘時には墓中に木俑、木矛、漆弓などが残っていた。

遣策は左室に埋葬され、出土時にはすでに散乱して断簡となっていた。考釈によると⁽²⁾、遣策に記載されている葬器には、部分的に器名が分かるものがあり⁽³⁾、それは以下の通りである。

鼎八、匱一偶、炉一偶、箕二、杯十合、勺二、鬲一、几一、戈八、弩弓二、屨三両及び車少なくとも一乘

文字がはつきりとせず、模本から釈字し、出土器物と対応させて推定できるものには以下のものがある、

四壺

遣策に記載された葬器は、その用途から祭器（鼎、壺、杯、勺、几など）⁽⁴⁾、燕器（匱、炉、箕、鬲、屨など）⁽⁵⁾、武器（戈、弩弓など）、車馬具（車など）の四種に分けられる。

槨室の状況から見て、この墓葬は三室とすることができる。すなわち、左右の二辺室と一棺室である。遣策に記載された葬器の状況から見ると、この墓葬には三器と五器を組み合わせた二組の鼎があつたと考えられる。『礼記』の記載によると、「三」は士が通常の礼を受ける時の数であり、「五」は士が葬礼を厚くしたときの限度の数である⁽⁶⁾。したがって、この墓葬の等級はもつとも高いとしても、士を超えるものではないということになる。しかし、棺室と槨牆の前後両端の間にやや間隙があり、かつ人・鬼の二組の祭器（三・五器の二組の鼎）があることから見て、この墓葬には事実上やや僭称の嫌いがある⁽⁷⁾。

2、仰天湖遣策簡

仰天湖遣策簡は長沙仰天湖二五号墓から出土したもので、墓葬は湖南省文物管理委员会が一九五三年七月に発掘した⁽⁸⁾。墓葬の平面は甲字形で、墓道は東についている。人骨は腐乱していたが、内棺にあつた佩剣と帯鉤の位置から、その頭位方向も東向きと判断された。葬具は二槨二棺で、内槨は外槨の中央にあり、内槨東壁は外槨東壁に貼り付くように近く、その他の南・北・西の三辺にはそれぞれ隙間が見られた。西辺の隙間は一本の長方形の木柱で隔てられており、それによって南北二つの曲尺形の辺箱になつてゐる。墓葬は二度盗掘を受けており、葬器はほとんど残っていない。発掘時に南室を整理したところ、残つていた木俑七点、木槨一点が出土した。北室からは陶鼎・陶敦・陶壺それぞれ二点、木俑一点、さらに木剣・木戈の残片、

および盗掘にあった時に破壊された木器の残片などが出土した。中室からは銅佩劍、銅帶鉤、銅鼎足各一点が出土した。

遣策は北室にあり、出土したときにはすでに散乱して断簡となっていた。

考釈によれば⁽⁹⁾、遣策に記載され、確認された器種名には以下のものがある。

戈一、劍一、矢八、羸膚一偶、羽膚一偶、一鎬、一匣、二蔡鉞、五厨皿、五芷巾、一紫錦之衣、一純筵席、一褥席、一齒梳、一鑑（指鏡）、一策柜、一紡衣、一結衣、一袷衣、疏布之帽二偶、一旧鞮屨（この他、衣類とともに使われる組帶・玉環・骨挾、飾りに使われる若干の絹織物、さらには鎧袋などがある）

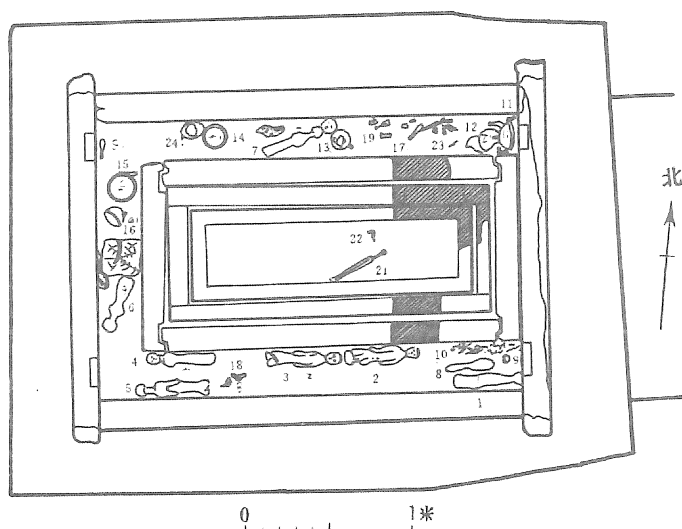
遣策に記載された葬器は、用途から分けると、兵器（戈、劍、矢、甲衣など）、燕器（膚、鎬、匣、鉞、厨皿、柜、梳、鏡、席、衣、鞋、帽、帶飾など）の二種類がある。

槨室を分けた三つの部屋の状況から見ると、この墓葬が土墓よりも高いことはあり得ない。遣策に記載された葬器の類別は、この墓葬の墓主が土級の葬器の基準を受けていることを表している。発掘により出土した残存の陶器セットも、土級の身分を超えていない。したがって仰天湖二五号墓の墓主の等級は土に属し、この墓葬は土墓であり、その槨は僭称である。

3、曹家崗遣策簡

博物館と黄岡地区博物館が共同で、一九九二年一二月から翌年の四月の間に発掘した⁽¹⁰⁾。墓葬の平面は甲字形で、墓道は東に

図1 仰天湖25号墓副葬器物分布図



あり、頭位方向は東、保存状態は完全であった。葬具は一槨三棺で、槨室口部は仕切りの梁により北・南・東の三つの部分に分かれている。梁の下に仕切り板を置かないため、形状は三室に見えるが、実際は二室である（梁の下にある北・南・東の三室はつながっている）。北室に棺が置かれ、東・南の二つの仮室には随葬器物が置かれていた。

出土した葬具は合計七三点である。器物が置かれていた大まかな状況は以下の通りである。

東室には祭器、燕器、葬儀用品が置かれていた。それぞれの器物は以下の通りである。

祭器 漆木案一点、銅敦二点、漆木圓耳杯二点、漆木方耳杯四点

燕器 木梳一点、木篋一点

葬儀用品 鎮墓獸一点、木俑三点

南室には祭器、燕器、車馬器、竹簡が置かれていた。

祭器 銅鼎四点、銅匕二点、銅盒二点、銅紋飾壺二点、銅素面壺二

点、銅勺一点、銅壺形杯（原報告では高柄壺形器）二点、漆

木圓耳杯四点、漆木豆四点、漆木案一点、竹筥一点

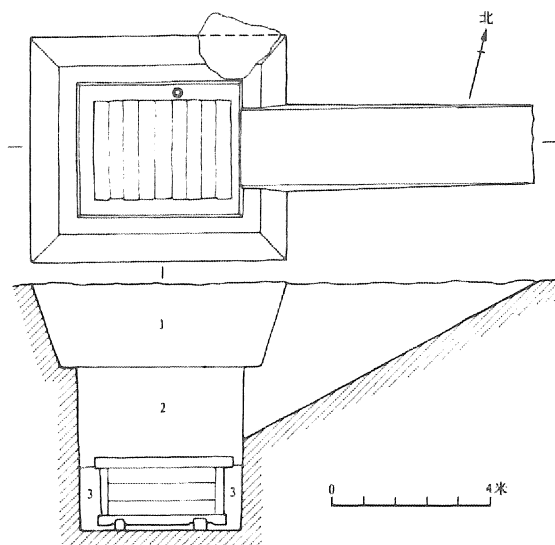
燕器 銅湯鼎一点、銅盃一点、銅盤一点、銅匜一点、木扇柄（原報告では木杆）二点、銅器蓋二点、木枕一点、木俑一点

車馬器 車轄四点、鳥首飾件八点、三連環二点、車輿破片一点

竹簡 遣策簡七枚（出土時には竹筥内に入っていた）

遣策の保存状態は一般的で、墨跡の全てがはっきりしているわけではない。考釈によると⁽¹¹⁾、遣策に記載されていて釈読が

図2 曹家崗5号墓平面、断面図



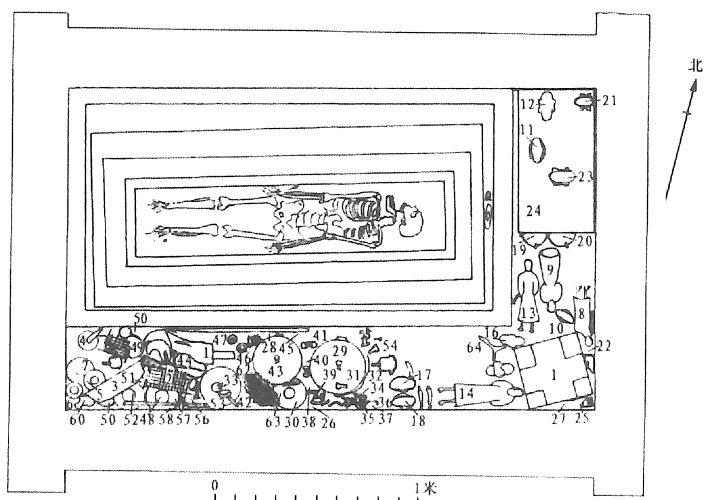
でき、かつ器種名が確定できた葬具には以下のものがある。

四鼎、一案、六〇杯、四〇杯、四豆、二汲餅、二鉞、一褥席、二羽簠

遺策に記載されている器物は、大まかに祭器（鼎、案、杯、豆、餅、鉞）、燕器（席、簠、簠の二種に分類される。記載された器物のうち、褥席が腐食して存在しない以外は、全て南室の出土品と対応させることができた。墨痕がはっきりしないことから、遺策全文を解読することはできないが、遺策の記載が祭器を主としていること、随葬されているその他の器物が遺策上に記載されていないことが見て取れる。死者とその子孫から言えば、祭器はもつとも意義を持つものであった。しかし、祭器は南室にのみ置かれるのではなく、東室にも置かれていた。燕器は主に南室に置かれていたが、少数は東室にも置かれていた。しかし、両者が混在していたとしても、用途が同じ器種（例えば水器、食器、酒器、牲器など）は明らかにまとめておかれていた。

曹家崗五号墓の槨室は、見たところは三つに、実際には二つに分かれている。このことは身分が士の下であることを表している。葬器には四鼎があり（鼎の中には豚の骨が一つずつ入っている）、明器は特性一鼎、祭器は特性三鼎で、それぞれ一組と合致する。その他の祭器、例えば盛食器の盒・敦が各二点、盛酒器の素面壺・紋飾壺も各二点で、特性一鼎と特性三鼎にそれぞれ配され、二組になる。その制度は下士が通常の礼には一鼎を用い、葬奠加礼に三鼎を配するの⁽¹²⁾と符合する。したがって、墓主の等級は下士で、この墓葬は下士墓に属すとすべきである。その葬具に三棺を用い、祭器を葬送に使うのは、僭称である。

図3 曹家崗5号墓副葬器物分布図



4、望山遣策簡

望山遣策簡は湖北省江陵望山二号墓から出土した。この墓は湖北省文物管理部門がもと江陵県文物工作組、もと荊門県文化館、もと漳河水利工程総指揮部の関係者と連合して文物考古工作隊を組織し、一九六五年一〇月から翌年の一月まで発掘したものである⁽¹³⁾。墓葬の平面は甲字形で、墓道は東にあり、頭位方向も東であつた。葬具は一槨三棺で、槨室は三室に分かれ、棺室は北にあり、頭箱は東、辺箱は南にある。この墓葬は盗掘を経ており、盗洞は直接東室（頭箱）に達していた。しかし、内部の器物はなお豊富で、攪乱されたことによる器物の損壊が激しかった。北室（棺室）、南室（辺箱）の保存は完全で、密閉も非常に嚴重であり、葬器を置いた位置も基本的には原状を保っており、出土器物の多くも完全であつた。

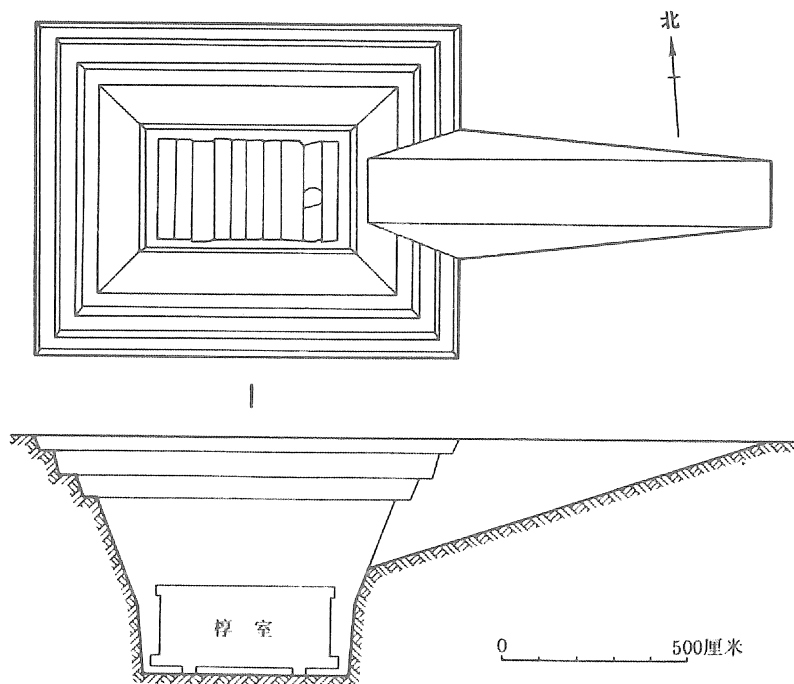
発掘で出土した器物のうち、整理復元されたものは六一七点（竹簡は含まず）あり、東室と南室に置かれていた。

東室には祭器、燕器、樂器、兵器、車馬器、葬儀用器が置かれていた。それぞれの器種は以下の通りである。

祭器 陶鑊鼎二点、陶升鼎二点、陶蓋鼎六点、銅蓋鼎五点、銅匕四点、漆木四高足案二点、陶簠二点、陶敦二点、銅敦三

点（原報告では四点とされ、二点が完整、二点は半身の敦とされた。しかし、半身の敦二点は合わせて一点とすることができ、したがって三点と数えられる）、銅樽一点、漆木豆四点、竹筥八点（三点の竹筥には生姜、梅、棗が入

図4 望山2号墓平面、断面図



っていた。その他の竹筩に入

っていた果実はすでになくな

っていた）、漆木連跗足小俎

七点、陶鑑二点、陶缶二点、

銅缶一点、陶壺四点、銅壺四

点、陶壺形杯（原報告では高

把壺）二点、漆木耳杯三七点

（盗洞中の一点を加える）、

銅勺二点

燕器

陶湯鼎一点、陶盃一点、陶盂

四点、銅盤二点、陶盤一点、

銅匱二点、陶匱二点、彩漆席

一点、漆木几一点、銅灯二点、

銅鏡一点、陶箕一点、玉帶鉤

一点、瑪瑙環一点、石璧二点、

陶璧五点、石璜一二点、陶璜六

点、陶鳥形飾二点、木俑一点

樂器

漆木瑟一点、漆木瑟架（原報告では漆木小座屏）二点、漆木虎座鳥架懸鼓一点

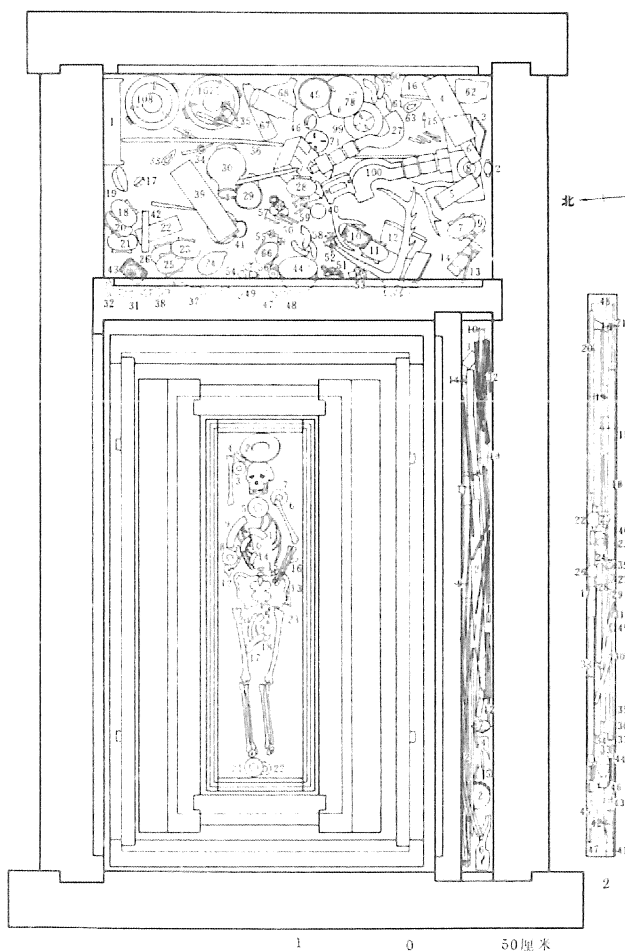
兵器

漆木矢箠二点、竹矢箠一点、銅鏃一点、銅矛鏃一点、骨鏃二〇点

車馬器

漆木車輿部品一六点、銅車轄四点、銅馬銜四点、角馬鑣八点、漆木轡四

図5 望山2号墓副葬器物分布図



点、銅鳥形飾二点、絹・皮質車馬飾残片など

葬儀用器 鎮墓獸二点

南室には祭器、燕器、樂器、兵器、車馬器、竹簡が置かれていた。器種は以下の通りである。

祭器 漆木四矮足案一点、漆木六足案三点、漆木八足案一点、漆木大房俎一点、漆木立板足小俎四点、漆木連跗足小俎五
点、漆木料（原報告では瓢）一点、漆木勺二点、漆木瓚二点

燕器 漆木几一点、鉄鈎一点、絹綉一点、木俑五点

樂器 木号角一点

兵器 銅劍七点、漆木戈一点

車馬器 銅車轄四点、車傘二点（原報告では車傘を一点としている。しかし、原報告に掲載されている車傘柄と車傘箍の
写真を見ると、示されている車傘柄と車傘箍を繋げて二点の車傘杆にできる）

竹簡 遣策簡六六枚

遣策は出土時にはすでに散乱し、かつ大部分は折れており、完整していたのは五枚のみであった。考釈によれば⁽¹⁴⁾、遣策に
記載されている葬器のうち、認識でき、器名が確定できたものは以下の通りである。

(1) ……靈。一豕靈。二瓢。^{五一} (2) □瓢。二瓢。^{五二} (3) 二甗。二鑑。二卵缶。^{五三} (4) ……簠。二合盞。一辻缶。

一湯鼎。^{五四} (5) 一盤。一匱。^{五五} (6) 一圻。^{五六}

(7) ……金器、六饋鼎。二卵缶。二盤。二匱。卵盞三【敦】。^{四六} (8) 四金匕。二金勺。一甗。雕杯二十合。一大羽簠。

一大竹簠。一小簠。一小雕簠。四膚。一几。一靈光之裾。二瑟。^{四七}

(9) 一牛椀。一豕椀。一羊椀。一尊椀。一大房。四皇俎。四皇豆。二盞。二罍（瓚）。一雕椗。一房几。二居臬。一有。
只二十。^{四五}

(10) 三革帶。一緹帶。一大冠。一生絲之屨。一紉屨。商幘二十二。席十又二。九亡童。二瑟案。^{四九} (11) 二櫛。一革帶。

佩、一崙環。一緄帶。一双璜。一双琥。一玉鉤。一金鑿。^{五〇}（12）一宋^{六〇}（13）靈光之祆。一小紡冠。^{六一}（14）二解冠。

^{六二}（15）一大鑑（鏡）。二葦園。二文筭。二策莞。二莞筵。一匡□枕。五魯白之頭。二竹筭。七商劍。一崙戈。七劍帶。^{四八}

（16）女乘一乘。二（17）□車一乘。^四（18）畋車一乘。^{五^{（15）}}

遣策に記載されている葬器はだまかには以下の五種類に分類される。

祭器 靈鼎、升鼎、饋鼎、匕、鑑、卵缶、勺、簠、卵盞、合盞、牛椀、羊椀、豕椀、尊椀、大房、皇俎、皇豆、脰、𠄎（瓚）、

雕杯、居臬、枰、房几

燕器 止缶、湯鼎、盤、匱、膚、葦園、筭、筭、鑑（鏡）、櫛、翼、几、席、莞筵、策莞、枕、冠、屨、革帶、緄帶、環璜、

琥、鉤

樂器 瑟、琴

兵器 戈、劍

車馬器 三乘車（車馬部品、飾りは除く）

我々がこれまで見ることでできた遣策では、記録された葬器の数は往々にして実際の葬器よりも少ない。これに加えて、盗掘に遭い、また葬器の欠失により、遣策には記載があるものの実物が無い、もしくは実物はあるものの遣策には未記入、さらに遣策と実物の点数が合わない、などといった複雑な状況が生じている。しかし、遣策に記載されている器物と墓葬から出土した器物を対照すると、なおある種の規律を見出すことができる。

遣策（1）～（9）に記載されているのはいずれも祭祀活動と関連する主要な器種である。その中には祭器があり、また樂器、燕器などがある。記録するときには意識的に器物の素材と用途に基づいて文を書いている。例えば（1）～（6）では主に陶器、（7）では主に青銅器、（9）では主に漆木器、（8）にはまず青銅器、さらに竹器、木器を記載している。用途が同じ器物は、ほぼ前後に続くように記述されている。埋葬するときにも、各種の器物が一室に混在するが、用途が同じ器種は一般に近い場所に置かれる。盗掘により攪乱を受けた東室でもこの種の形跡が見て取れる。

遣策（10）（15）の記載はいずれも個人の日常生活と関係する器種である。その中には衣類、装飾品、寝具などがあり、また雑多な日常の器、さらには護身用の武器もある。主に器物の用途と素材に基づいて記述されている。この種の器物の多くは腐敗しやすく、残った器物の位置から、埋葬時はやはり東・南の両室に混在して置かれていたと考えられる。攪乱を受けていない南室の観察から、用途が同じ器物はやはりまとめて置かれていたことが分かる。

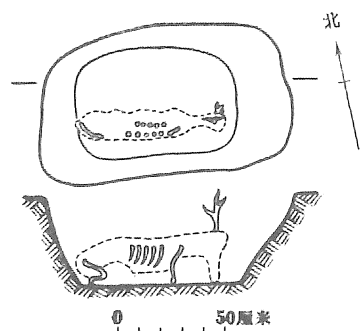
遣策（16）（18）は全て車馬器の部品が記載されており、記録時には車器およびその飾りを逐一記述している。絹、麻、皮革のものは基本的に存在せず、残っていた部品のうち小型のものはほぼ東室に置かれ、大型のものは南室に置かれていた。しかし、どの部屋であつても、できるだけ集中して一カ所に置かれていた。

望山二号墓の槨は三室に分かれ、遣車は三乗ある。出土した陶正鼎は六点（遣策の記載と符合）、明器は常礼で三鼎を二組にすることと合致する。出土した銅正鼎は五点であるが、遣策（6）には明確に「六饋鼎」と書かれており、断簡と盗掘の要素を考えると、この墓葬に随葬された銅正鼎は八点とすべきで、祭器が常礼三鼎、葬奠加礼五鼎の各一組とすることに合致する。出土した漆木案組もまた八点であり、祭器では常礼で三組（高足案二点、矮足案一点）、葬奠加礼で五組（六足案三点、八足案一点、大房俎一点）各一組とすることに合致し、三・五組の銅正鼎とまさに符合しており、⁽¹⁶⁾ 士礼用器の基準と符合する。⁽¹⁸⁾ このことから、望山二号墓の被葬者に随葬された器物は点数・種類ともに非常に多いものの、常礼に三鼎を用い、加礼に五鼎を用いる制度の範疇を超えていないことから、その等級は士に相当し、墓葬は士墓に属する。その埋葬に三棺を用いていること、祭器を加えていることは僭称である。

5、信陽遣策簡

信陽遣策簡は河南信陽長台関一号墓から出土し、河南省文化局文物工作隊と地方政府が組織した古物発掘委員会が一九五七年三月から七月の間に発掘した⁽¹⁹⁾。墓葬は甲字形で、墓道は東にあり、墓底中央には小鹿を葬った腰坑があった。人骨の位置の報告は詳しくなく、頭位方向は不明。葬具は二槨三棺で、槨は七室に分かれる。棺室（原報告では主室）は中央、その他の

図7 信陽長台関1号墓腰坑



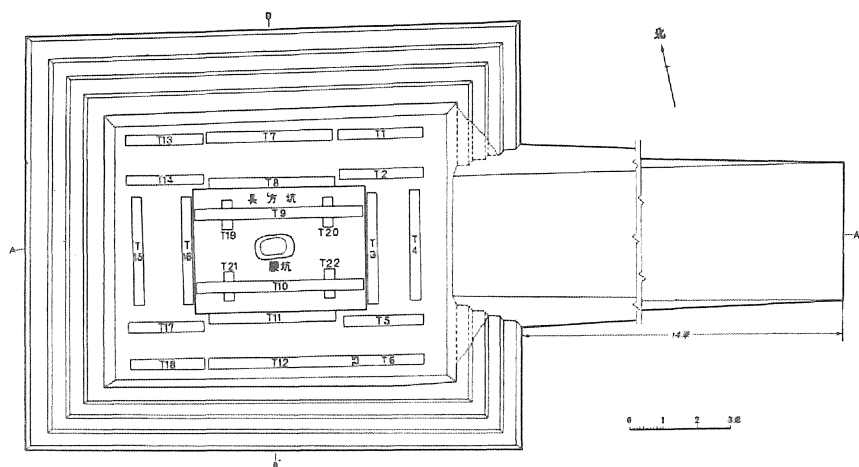
四面はそれぞれ東室（原報告では前室）、南室（原報告では右側室）、南後室（原報告では右後室）、西室（原報告では後室）、北室（原報告では左側室）、北後室（原報告では左後室）に分かれる。墓葬発掘前にすでに当地の農民が井戸を掘ったために破壊されており、ある農民は東・中・南の三室に入り込み、一部分の青銅器と木漆器を取り出した。したがって、これら三室の副葬器物には失われたものがある可能性があり、置いた位置もすでに攪乱に遭っている。

出土器物で整理復元されたものは合計九〇三件に上り、各室に用途別に置かれていた。おおよその状況は以下の通りである。

東室には祭器、燕器、樂器、竹簡が置かれていた。それぞれの器種は以下の通りである。

祭器 銅鼎五点、銅匕（原報告では勺）五点、陶鼎一〇点、漆木大食案一点、漆木案一点、漆木立板足大俎一点、陶簋一点、銅敦（原報告では三足敦）一点、銅盒（原報告では敦）二点、陶豆四点、漆木高足方盒二点（うち一点は攪乱土から出土）、陶罐二点、陶小鬲七点、陶鑑四点、銅圓壺二点、陶圓壺（原報告では彩絵壺）二点、陶方壺二点（方壺口上の陶方框で集計）、銅高足壺二点、陶高足壺三点、銅料（原報告では勺）一点、漆木勺二点、漆木瓚（原報告では窩形器）三点、漆木方壺二点（方壺口上の漆木方框で集計）

図6 信陽長台関1号墓平面図



燕器 銅鏡二点、漆木篋一点、銅熏杯（原報告では盃）二点など

楽器 銅編鐘一組一三点、木瑟三点、虎座鳥架鼓一点（原報告は大鼓・鼓座と別個に記載）、小鼓一点

竹簡 典籍簡一一九枚

南室には祭器が置かれていた。器種は以下の通りである。

陶俎一点、陶鼎二点、陶豆二〇点（攪乱土中の一〇点を加える）、漆木杯豆三〇点、漆木杯三〇点、漆木立板足小俎二五点、漆木連跗足小俎二五点、漆木大房俎一点、漆木案一点、漆木小食案一点、陶匕（原報告では勺）六枚、漆木勺柄三点、および刀一点、錐二点、鼎鉤一七点、箕一点など

南後室にも祭器が置かれていた。器種は以下の通りである。

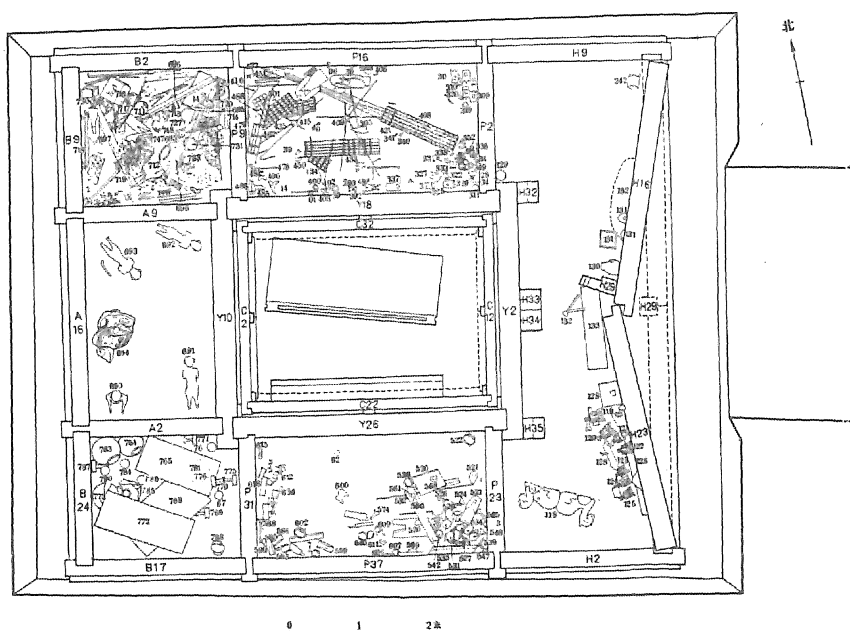
漆木圓盤豆一二点（攪乱土中の二点を加える）、漆木案三点、陶瓮四点、竹簍六点など

西室には次の葬儀用器が置かれていた。

漆木鎮墓獸一点、木俑四点

北室には車馬器が置かれていた。内容は多量の車の銅製部品、馬飾、および漆木・竹製の車の部品である。しかし、部品の欠損は多く、しかも欠損した種類の多寡は一定していないため、正確な車馬器の点数を推測することは難しい。北後室には燕器、竹簡が置かれていた。器種は以下の通りである。

図8 信陽長台関1号墓副葬器物分布図



燕器 銅提梁缶（原報告では提梁壺）一点、陶小口鼎二点、銅盃一点、陶盃一点、銅匱一点、陶匱一点、銅盤二点、陶盤

二点、陶立柱盤一点、銅炉一点、陶炉一点、銅箕一点、陶箕一点、陶甕一点、陶甗一点、漆木大食案一点、漆木几二点、漆木床一点、漆木枕一点、羽簪二点、竹席六点、漆木工具箱一点（箱内には銅削二点、銅刻刀三点、銅挟刻刀二点、銅鐸一点、銅鋸一点、銅錐一点、竹杆毛筆一点、竹筆管一点が入っていた）、他に絹織物、竹編残片など竹簡 遺策簡二九枚が出土。ほぼ完整していたが、竹簡両端の欠損が多く、文字もはつきりしていなかったため、得られた

記録情報は完全なものではない

考釈によると⁽²⁰⁾、遺策に記載されている葬器で、判別でき、器種名を確定できたものはそれぞれ以下の通りである。

（1）樂人之器、一牆座棧鐘、小大十又三。虞簋、漆画、金珥。一牆座棧磬、小大十又九。虞簋、漆畫、緄維。二□簠。一□筑。二〇一八（2）二笙。一簋芋。一雕顰。二橐。四牘。三漆瑟、琴。一良瑟。一瑟。二〇三三

（3）□□之器、二芋匕。二圓缶。二青鋤。二方鑑。四剗匕。二圓鑑。一盤。一銖。一罍。其木器、二〇一（4）口匕。二雕桴（瓊）。一厚琫之香。三雕香。一隼。二赤。一尊櫟。二萊。一白。二妝碧膚。二〇二（5）集煮之器、一耿埴。二鉞。四合鋤、一錯鋤、皆有蓋。二〇二四（6）□室之器、一筭。其實、一浣筭、一沐筭、一捉筭。二方鑑（鏡）、皆雕里。一齒篋。二〇九

（7）集厨之器、十醢餅、皆有蓋。其木器、八方琦。二十豆。二〇二二

（8）皇俎二十又五、□俎二十又五、皆漆畫。一房俎。一甕經。二〇二六（9）二足經。其木器、杯豆三十。杯三十。一櫟。

五箕。二〇二〇（10）二耿屋。一齊鑪。一膚盒。一挑匕。一俎。一竄刀。二鼎。一鈎。一鎔。一鑪鉉。其木器、一□俎。二居梟。二〇二七

（11）其木器、十皇豆。二合豆。一櫟。二橐、皆二〇二五（12）漆、皆四鋪首、有環。竹器、十簠。二〇二五（13）大箕四十又

四。小箕十又二。四糗箕。二豆箕。二脯箕。四十簠。二〇六（14）□煮之器、一百担米。其木器、一櫟、漆雕。二〇二九（15）

小囊糗四十又八。一大囊糗。二〇三三

（16）□□贊（葬）、一輛圓軒。一輛女乘。一乘良輶。二乘綏續輶。二〇四

(17) □人之器、一鈔席。一房几、厚奉之石。二沫盤。一浣盤。一匱。一合餅。^{二〇八}(18) 二盛箕。其木器、一漆橐、四鋪首、皆有環。一櫛。^{二〇七}(19) 一汲餅、一止缶、一湯鼎、皆有蓋。二淺缶。二炬。一沫之□餅鼎、二餅、皆有蓋。二釭。一沫盤。一承燭之盤。^{二〇四}(20) 一壓食醬。一餅梅醬。二第箕。一帚。一狐首網。一柏。一縉紫之寢網。一錦座網。^{二〇二}(21) 一錦終枕。一寢莞。一寢筵。六蔑筵。一桃枝。^{二〇三}(22) 一友羸膚、錦韜、有蓋。一長羽翬。一附翬。二竹翬。^{二〇一九}

(23) 一文竹翬。一兩輓屨。八明童。四戈。^{二〇二八}

(24) ……其實、一縹緇衣。一素緹帶、有鈎、黃金與白金之錯。其佩……^{二〇七}(25) 一□革帶、有金鈎。其佩、一小環、一□□□、一青□□琫(璧)。^{二〇〇}(26) 二紡冠。一友齊緇之袷。七見鬼之衣、皆有裳。二篋。一陽辨。一小陽辨。一紅介之留衣。^{二〇一三}(27) 一綵裳。一丹綵之衿。十布巾。一絲囊。一紡帽與冠。^{二〇一五}(28) 一筥翠珥。一筥齒珥。一組帶、一革、皆有鈎。一兩畫鞞屨。一兩絲履屨。一兩漆鞞屨。一兩絢屨。一兩鞞屨。^{二〇二}

遣策に記載された葬器は、用途から以下の五類に大まかに分けられる。

祭器 鼎、俎、壘、缶、鈑、鑑、盃、釶、方琦、杯豆、豆、匕、瓚、膚、脛、櫛、橐、および竹製の各種盛食器など
燕器 汲餅、合餅、止缶、浅缶、湯鼎、匱、沐盤、浣盤、沫餅鼎、餅、釭、燭盤、炬、箕、帚、橐、房几、篋筵、鈔席、桃枝、座網、羽翬、竹翬、寢莞、寢筵、寢網、枕、および各種の衣、裳、帽、弁、冠、帶、鈎、佩、屨、巾、篋など

樂舞器 鐘、磬、簠、筑、笙、竿、鼗、橐籥、瑟、琴

兵器 戈

車器 圓軒一、女乘一、輶三、合わせて五輛

遣策に記載され、判別できた器物の名称と、発掘で出土した器物を対照すると、容易に以下のことが判明する。
遣策(1)・(2)に記載されているのはみな樂器で、かつ大部分は東室から出土している。見つからないその他の樂器

は、埋葬の時にはおそらく共に東室に入れられたものの、現代の人により攪乱・破壊されたか、発掘で出土したにも関わらず認識されなかったと考えられる。

(3) ～ (7) に記載されているのはみな祭器に属し、大部分は東室で見られるが、個別の見つかっていない器物は発見時に持ち出されて回収されなかったことと、おそらく関係するであろう。出土器物のうち、数の多い鼎や簋、敦などの器物が遣策に見当たらないことについては、遣策簡両端の断絶が多く、文字もはつきりとは読み取れないことと関係するであろう。

(8) ～ (10) に記載されているのは祭器であり、みな南室にあった。

(11)・(12) に記載されているのもまた祭器に属し、このうち皇豆、合豆は南後室にあり、棗（漆木大食案）は東室にあった。

(13) ～ (15) に記載されている食物と竹・絹・麻製の盛食器はみな腐食してしまい、発掘整理時には発見されなかったと考えられる。しかし、南後室の木案の下から六本の竹簋の残底が発見されており、遣策(12)・(13)の行文の順序が連続していることから推測すると、(13) ～ (15) に記載されている食物と盛食器は、葬儀前の大祭（大遣奠）で饋食礼を行う時に供献された祭品と祭器であり、埋葬されたときに南後室に置かれたのであろう。

(16) に記載されているのはみな車馬に属し、北室から発掘時に出土した実物は、車馬の部品と飾りを主としている。五輦の車馬の数に配することはできないが、遣策に記載されている車馬が北室に置かれたことは間違いない。なぜなら、その他の各室には何ら車馬器の部品が見られないからである。

(17) ～ (28) に記載されているのはほとんどが燕器（戈のみが武器に属す）に属する。

そのうち(17) ～ (22) に記載されているほとんどの器物は北後室に見られる。ただし帚、寝綯、寝莞、鈔（蒲）席などの腐食しやすいものは出土していないが、これは特に問題にならない。

(23) に記載されている「四戈」は北室にみられ、「八明童」は北室・北後室・西室に分けて置かれていた。

(24) ～ (28) に記載されているのは衣、裳、鞋、帽、冠、帯などの容易に腐食するものである。ただし、身に付ける帯鉤、

玉飾といった腐食に耐えるものについては、棺室を除くその他の各室にその実物が見られない。遣策の記載で衣類を記述する前に「其實」の二字を付けて文を書く方式から見て、遣策に記載されたのは墓主が葬送で身につけたものではなく、箱篋の中に詰められた副葬品と考えられる。出土品が見られないのは、副葬されなかったか、或いは攪乱などにより所在不明となったためであろう。

以上のことから、遣策は器物の用途に従って記載され、それぞれの冒頭に器物の種別を書いて全体を概括し、その後、素材ごとに記述が進められる。葬器も器物の用途に従って配置されており、同じ種類の器物は通常同じ場所に置かれる。記述中で同じ種類とされている器物が部屋を分けて置かれる現象があったとしても(11)・(12)・(13)で例示した、各部屋には同じ用途の器物が置かれる。例えば、まとまって記述されている祭器は南室・南後室と東室に分けて置かれ、記述がまとまっている燕器は北室・北後室と西室に分かれているが、両者は混在しない。

槨室が七室に分かれている状況から、信陽一号墓はあたかも上大夫墓に属すように見える。しかし、遣策に記載された葬車は五乗で、樂器掛は鐘・磬がそれぞれ一基ずつであった。出土した陶正鼎は一〇点で、明器(鬼器)の少牢五鼎二組と合致する。出土した漆木器の俎案は七点(案五点、漆木大房俎一点、漆木立板足代俎一点)であるが⁽²¹⁾、出土した銅正鼎は五点で、制度によれば二点の銅正鼎が不足している⁽²²⁾。これはおそらく農民によつて取り出されて戻されなかったと考えられ、七点の鼎と俎の組み合わせは祭器(人器)大牢一組に合致する。このように、この墓葬の主人には、明器・祭器二組の葬器を受けることのできる大夫以上の資格があり、明器の陶五鼎二組は冥界へ持つて行き、常礼小牢の制で用いるものである。遣車に五乗、鐘磬に判懸を用いていることは、それを用いる常礼小牢五鼎の制度と符合する⁽²³⁾。銅七鼎に七俎を配した組み合わせで祭器とするのは、葬送前に死者の孝子が供え物をして使った加礼大牢七鼎の制である⁽²⁴⁾。したがって、墓主の等級は大夫に属し、この墓葬は大夫墓であり、槨室を七室としているのは僭称である。

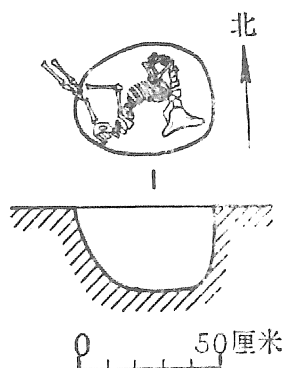
は五室に分かれていた。棺室が中央にあり、周囲は東・南・西・北の四室に分かれている。この墓葬は盗掘に遭っているが、盗洞は槨室の蓋版から一・五メートルのところできなっており、墓葬は幸いにも完全に保存されていた。葬器の位置も基本的には本来の位置を保っており、出土遺物の保存もほぼ完全であった。

発掘で出土した器物は整理復元を経た後で一九三五点（竹簡は含まず）であった。以下、各部屋ごとに分類して見てみたい。

東室には、祭器、燕器、武器、工具、竹簡が置かれていた。それぞれの器種は以下の通りである。

祭器 銅鑊鼎二点、銅升鼎二点、銅牢鼎（原報告では圓腹圓底鼎）一二点、銅匕六点、銅鼎鈎四点、漆木高足案四点、漆木矮足案一点、漆木窄面俎五点、漆木寬面俎一点、漆木帶立板足俎一点、銅羞鼎（原報告では圓腹圓底鼎）二点、銅樽二点、漆木有蓋豆四点、漆木無蓋豆四点、銅甗一点、銅簋二点、銅敦二点、銅束頸溜肩壺二点、銅直頸平肩壺二点、銅短頸原肩壺二点、銅四鈕缶二点、漆木圓柄斗

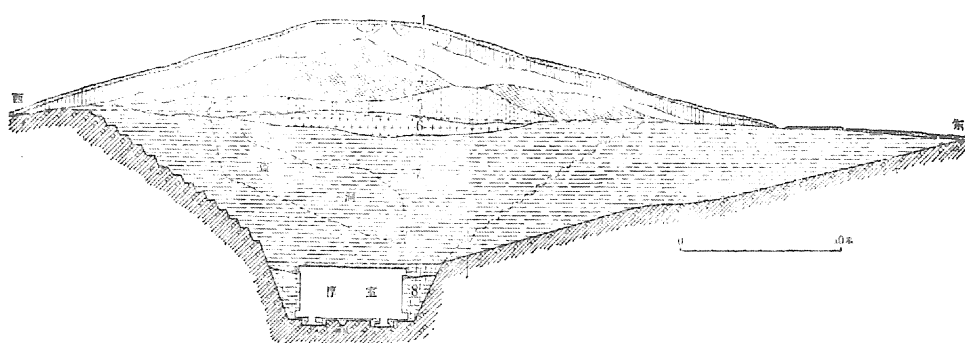
図10 包山2号墓腰坑



6、包山遺策簡

包山遺策簡は包山二号墓から出土した。この墓葬は湖北省荊沙鐵路考古隊が一九八六年九月初めから翌年の一月末まで発掘を行っている⁽²⁵⁾。包山二号墓の平面は甲字形、墓道は東にあり、頭位方向も東であった。墓底中部には子ヤギを葬った腰坑があり、その頭位も東向きであった。葬具は二槨三棺で、槨室

図9 包山2号墓断面図



二点、銅鑑二点、漆木禁二点、銅帶流杯二点、漆木寬柄斗二点、漆木帶流杯二点、漆木瓚（原報告では勺）二点、圓耳杯二四点、漆木酒具盒一点（酒具盒は一つの革袋に入れられ、中には漆木壺二点、方盤一点、圓耳杯八点が入っていた）、立板足几一点、各種の竹筥五六点（二六点的竹筥には動物や野菜、果実などの食料品が完全な形で保存されていた）、各種陶罐二点（うち一点には魚骨、他の罐には植物食品が入っていた）。

燕器

銅鳥二点、銅熏杯（原報告では鏤孔孔杯）二点、銅簋一点、竹簋二点、草掃帚二点、竹席一点、銅双提梁盤一点、圓底盤一点、銅匱一点、銅淺腹套盒一点、銅深腹盒一点、漆木双連杯一点、漆木筒一点

武器

銅匕首二点、木盾柄二点

工具

銅削刀二点、鉄斧一点

竹簡

遣策簡八枚（整理番号は二五一〜二五八。保存が完全であった一枚の竹簡

の他はいずれも残欠簡・断簡）

南室には燕器、樂器、兵器、車馬器、竹簡が置かれていた。それぞれの器種は以下の通りである。

燕器

銅止缶（原報告では卵缶）一点、竹筥一点、竹席一点、竹簋一点、銅針一点

樂器

銅鐃一点、漆木鼓一点、漆木角形器一点

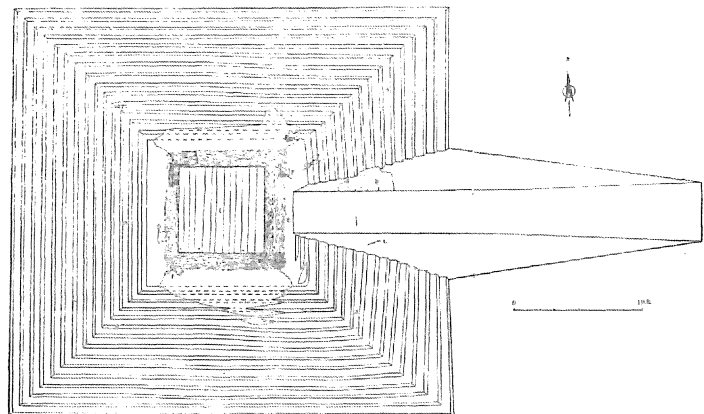
武器

銅戟三点、銅小刺矛三点、銅寬叶矛六点、銅有箍戛二点、木鑄銅戈四点、骨鑄銅戈二点、半月形弓一点、骨扳指二点、木矢箠一点、矢箠内盛銅菱形鏃二〇点、木盾八点、人甲二点、馬甲二点

車馬器

單層車傘四点、雙層車傘一点、車皮袋一〇点、各種漆木・竹・銅の車部品が若干、各種の漆木・骨・角・銅の馬

図11 包山2号墓平面図



飾が若干

竹簡 遺策簡一七枚（整理号二六五～二七七。四枚の空白簡には番号していない。いずれも完存）

西室には燕器、樂器、武器、工具、竹簡が置かれていた。それぞれの器種は以下の通りである。

燕器 漆木折疊床一点、葦帘二点、草席二点、竹席一点、絲綿大衾一点、麻鞋二点、長柄竹扇一点、短柄竹扇一点、羽扇柄（原報告では漆木牌）一点、漆木直口奩一点、銅豆形灯二点、銅辻缶（原報告では卯缶）一点、銅湯鼎一点、銅盃一点、銅圓底盤一点、銅平底盤一点、銅浅腹盒一点、各種の竹筩七点（四十一号竹筩にはわずかではあるが絲績物が残存。四一三号竹筩内には麻鞋二点。四一五号竹筩には木冠飾一点、室・戸・竈・門・行の五祀木主五点）

樂器 瑟柱一〇点

武器 銅菱形矛一点、銅劍形矛一点、銅無箍矛一点、銅鑕戈一点、皮革盾一点

工具 鉄鎌一点、卵石二点、木斧一点

竹簡 文書類の竹簡一二九枚、うち遺策簡は六枚（整理号二五四～二五九、大部分は断簡）

北室には燕器、樂器、工具、竹簡が置かれていた。それぞれの器種は以下の通りである。

燕器 銅辻缶二点、勺一点、銅人擎灯二点、竹席一点、漆木框形座枕一点、漆木盒形座枕一点、漆木拱形足几一点、漆木子母口奩（奩内に銅方形鏡一点、銅圓形鏡一点、絲帛搽粉刷一点、有棱筭一点、無棱筭一点、木片飾二点、蛤蜊殻一点）一点、漆木小盒一点、各種の竹筩五点（四三十一号竹筩には仮髪一点、八棱形骨飾一点、長条形玉飾一点、長方形玉块一点、方形玉骨飾、根雕動物一点、角雕動物一点。四三三号竹筩には漆木梳二点、漆木篋二点。四四三号竹筩には絹織物が入っていたが、すでに腐食）

樂器 漆木瑟（附瑟柱一点）一点、瑟架（原報告では木虎）一点

工具 銅刻刀一点、毛筆一点

竹簡 ト筮祭祷記録簡五七枚、司法文書簡二三一枚

包山遺策簡は東室・南室・西室に分かれて置かれていた。南室の一枚の竹簡、東室の一枚の竹簡は保存も完全で、字もはつきりしていたが、その他の簡は欠損・断絶しており、記録されていた情報には失われた部分がある。例えば考釈で読み取れた葬器の数は、出土した器物の数よりも少ない。

考釈によれば⁽²⁶⁾、遺策に記載されている葬器のうち、読み取ることができ、かつ器物名の分かったものには以下のものがある。

- (1) 大兆之金器、一牛鐻。一豕鐻。二喬鼎。二口廌之鼎。二饋鼎。二升鼎。二鑑。二卵缶。二𠂔缶。一湯鼎。一聯耳鼎。
二瓶鉶。二合簠。一鬯彝鼎。二小壺。二枳盞。^{二六五} (2) 一盤、一匱。一鉛甗。木器、一廣楸。一梲楸。一屠楸。一宰楸。
一大房。一小房。二禁。一房几。二𠂔。二𠂔。五皇俎。四合豆。四皇豆。一食脛。^{二六六}
(3) ……之金器、二鉶鉶。^{二五二} (4) 一金匕。二收碧之膚。二羽膚。^{二五三} (5) 食室之金器^{二五一} (6) 二鉢。四鏑、一鏑蓋。二膚蓋。一鼎。一金匕。二刀。二收碧之膚、皆雕、二素王錦之綉。^{二四五} (7) 食室之食、脩一簠。脯一簠。𦍋(雀)醢一磬。蜜一磬。葱菹二磬。蔓菹一磬。糟醢(菹)之菹一磬。蜜梅一坩。壘肉醢一斝。𦍋醢一斝。鯽^{二五五} (8) 一斝。脰一斝。四筭糗。四筭食。籩魚一簠。^{二五六} (9) 食室所以食筭、豕脯二筭。脩二筭。蒸豨一筭。炙鱖一筭。蜜醢二筭。白醢二筭。熬鷄一筭。炙鷄一筭。熬魚二筭。栗二筭。^{二五七} 蕘此二筭。藕二筭。芟二筭。萁二筭。姜二筭。蓀(菹)一筭。□梨二筭。桃脯一筭。僻脩一筭。炙鷄一筭。一筭脩。^{二五八}
(10) 用車、一乘軒。^{二六七} (11) 一乘正車。^{二七一} (12) 其上載……載。積。甲。冑。^{二六九} (13) 一雕敦。一雕楮。一鏑。^{二七〇}
(14) 一乘章車。其上載、戟。積。^{二七三} (15) 一乘羊車。^{二七五} (16) 一乘端轂。^{二七四} (17) 苛郇受、一竿、豹韋之楯、二十矢。^{二七七}
(18) 相尾之器所以行。一獬冠。一生□之厭。二狐禪。二紫韋之帽。一合歡之駒。一魚皮之屨。一裝鞞。二緹屨。一巾筭。六巾。一幃粉。四楸(櫛)、一筭。一橫枳。一縞席。^{二五九} (19) 二鑑。二緒。一會。二骨筭。一綺縞之幃。一金削。一寢席。二蔑席。一跪席。二莞席。一生穀冠。一圩穀冠。^{二六三} (20) 二燭童。一白氎。一縞席。二筵。一狐青之表。一縞衣。一鍤

柜。一戈。^{二六〇}（21）一憑几。一牀、有簣。一瑟、有琴。一羽翣。二竹翣。一敝戸。一竹枳。一缶。一鄭弓。一粉衿。

四矢。^{二六〇}（22）一栗、有筭。一冠墊。^{二六四}二革園。

遣策に記載がある葬器は、おおよそ以下の六種類に分けられる。

祭器 牛鑪、豕鑪、喬鼎、薦鼎、饋鼎、升鼎、貫耳鼎、大房、小房、皇俎、鑑、卵缶、止缶、餅鉶、小壺、禁、簠、鬯、瓚、羽膚、皇豆、合豆、合簠、枳盞、甌、庌、庌、屠、宰、食、房、几、簠、砮、筭、筭

燕器 缶、湯鼎、鬯、鬯鼎、盤、匱、巾、雕膚、燭童、牀、簣、寢席、蔑席、跪席、莞席、縞席、白氈、筵、憑几、羽翣、竹翣、竹枳、積枳、革園、衣、裳、冠、弁、帽、屨、櫛、笄、鏡、幃

樂器 軟、柷、鏡、瑟

兵器 戈、矛、戟、殳、弓、矢、竿、甲、冑

車馬器 一乘軒、一乘正車、一乘韋車、一乘羊車、一乘端轂、多量の馬飾

工具 刀、金削

遣策に記載があり、読み取れた器物の名称と、発掘で出土した器物を対照すると、以下のことが分かる。

遣策（1）・（2）は南室から出土し、埋葬した日の大遣奠で使った器物を記載しており、遣策ではこれを総称して「大兆之金器」「木器」と呼んでいる。そのうち葬奠を盛大にし、礼一等を加えるものとして、七点の鼎（二点の喬鼎、二点の荐鼎、二点の饋鼎、一点の貫耳鼎）、七点の俎（五点的皇俎、一点の大房、一点の小房）、および一定数を配したその他の祭器（升鼎、簠、甌、敦、簠、豆、鑑、缶、壺、盃、瓚、瓚、禁、枵、几など）があり、また葬奠の過程で欠くことのできない燕器（手洗いの道具のセット（止缶、盥缶、湯鼎、鬯、鬯鼎、小口鼎、盤、匱など）がある。前者はいずれも東室から出土し、後者は盤、匱が東室から出土した以外はいずれも西室から出土している。

（3）・（9）は東室から出土し、主に祭器・祭実と少量の燕器、個別の工具が記載されている。記載された器物はいずれも東室から出土し、しかも名称や出土数のほとんどが実際の出土品と対応している。ただし、出土した数が遣策の記載数より多い

例もある。例えば東室から銅小牢五鼎と銅羞鼎二点が出土しているが、遺策の記載数は明らかに鼎一点のみである。また、出土した竹筥は五六点であるが、遺策の記載数は四六点のみである。さらに遺策に記載されていないものもある。例えば東室から出土した漆木酒具盒、漆木圓耳杯、銅鳥、銅箕、竹箕、草掃帚、銅匕首、木楯柄などはいずれも遺策に記載されていない。この遺策に記載されていない東室からの出土品は、その他の遺策にも記載されていない。このように遺策に記載が欠ける現象は、おそらくこの遺策のほとんどが破損した断簡であったことと関係するのであろう。銅匕首と木楯柄がこの遺策に記載されていないのは、或いは埋葬時に位置を間違えたことと関係するかもしれない。

(10)・(17) は南室から出土した。記載されている車馬、車飾、馬飾、武器、楽器などはいずれも南室から出土している。そのうち車馬、楽器の記載数は実物と対応している。武器は遺策の記載数が曖昧なため、出土遺物と比較できない。車馬具の部品、飾りの中の絲毛、皮革製品はいずれも保存が難しく、したがって対照する方法がない。その他の腐食せずに出土したものはみな遺策の記載と対応させることができ、問題はない。

(18)・(22) は西室から出土しており、記載されている大部分は燕器で、僅かな武器と、個別の楽器もある。記載されている器物は主に北室から出土し、少数が西室から出土している。絹・毛・皮製品以外で器種名が識別できた器物はみな出土品と対照できた。しかし、西室から出土した銅盤、銅盒、および北室から出土した銅缶、銅勺、漆木小盒、玉・骨製の髪飾り、骨・木佩飾などはいずれも遺策に記載がない。さらに、西・北室から出土した竹筥は一三点に達するが、遺策に記載が見えるものは僅かに四点にすぎない。遺策には革製品や竹筥に入っていた化粧品、装飾品が分かるように記載されていた状況からすると、上記の現象が記載漏れによるものとは考えられず、この遺策簡が断簡で、破損が著しく、記録情報が失われたことと関係するのであろう。

見たところ遺策は機能ごとに(例えば「大兆之器」「行器」「用車」など)まとめて書かれており、それぞれの機能の中では用途・素材ごとにまとめて記載されている。葬器は機能ごとに異なった器種がまとめて置かれている。例えば祭祀活動に関連する器物は東室に置かれ、日常の起居に関連する器物は西・北の二室に置かれ、車馬出行に関連する器物は南室に置かれてい

る。さらに、同種の器物は通常は互いに近い場所にまとめてあり、基本的には遺策に記載された器物の順序に分類して置かれていた。北室から出土した器物は西室の遺策簡に記載され、東室から出土した器物は南室の遺策簡に記載されていたが、その場合でもある種の原則は遵守されていたようである。その原則とは西・北二室の燕器は交換が可能であり、東室に置かれていた祭器は南室に移すことができるが、祭器と燕器が置かれる固有の位置は混在することはない、というものである。

包山二号墓の木槨は五室に分かれており、葬車五輛、人・鬼二組の器物セットの副葬、鼎は明器で小牢五鼎に五案（漆木高足案四点、漆木矮足案一点、すなわち遺策に記載されている四楸、一椗）を配すること、祭器には大牢七鼎に七俎（窄面俎五点、立板足俎一点、寛面俎一点、すなわち遺策に記載されている五皇俎、一大房、一小房）を配することなど、礼書に記載されている大夫常礼の制で「五」を用い、加礼の制で「七」を用いることと一致しており⁽²⁷⁾、遺策の記載も出土した遺物と一致している（腐食した衣類や失われた情報は含めない）。したがって、墓主の等級は大夫に相当し、この墓葬は大夫墓に属するものである。

上記六点の遺策は墓葬の等級の高低、また記載されている葬器数の多寡に関わらず、いずれも一つの共通点がある。それは葬儀用の器物、および死者が身につける小型品や遺体の衣類は遺策に記載されていないという点である。このことは葬儀用品や死者自らが身につける衣類や装飾品が遺策に記載されるものに属さないことを表しているようである。

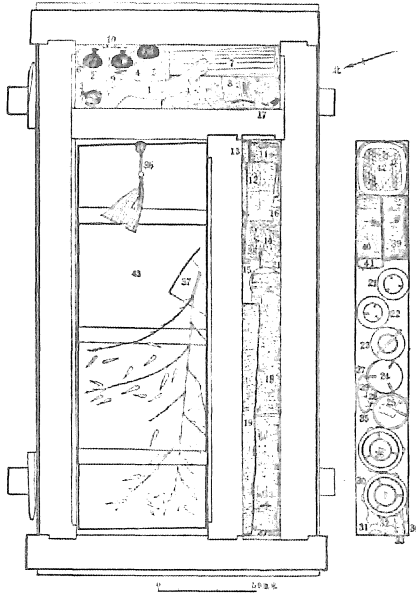
発掘で出土した戦国楚墓には、遺策は出土していないが、未盗掘で、なおかつ保存も良好な墓葬が数多くある。では、これら墓葬の葬器の状況はどうであろうか。また、これまで見てきた墓葬の葬器の状況と共通するところはあるのであろうか。以下、年代・等級がおおよそ一致する馬山一号墓、望山一号墓、九連墩一号墓を例とし、帰納的な対比を行ってみたい。

1、馬山一号墓

江陵馬山一号墓の平面は甲字形を呈し、墓道は東側、頭位方向は東、葬具は一槨一棺であった。槨室は三室に分かれ、埋葬には四鼎を用いており⁽²⁸⁾、等級は曹家崗五号墓に相当し、下土墓に属している。副葬された器物には祭器、燕器、車馬飾があ

り、葬器の種類は曹家崗五号墓に相当している。そのうち漆木祭器、青銅祭器は東室に置かれ、陶製祭器、竹製祭器（動物や穀物などの祭祀用供物が入っていた）は南室に置かれていた。漆木・青銅・竹質・絹・麻製の燕器は東室に置かれ、陶製・竹製の燕器は南室に置かれ、車馬飾は東室に置かれていた。異なった種類の器物が東室・南室に混在して置かれていたが、用途が同じ器物は一定の範囲にまとめて置かれており、この種の状況は曹家崗五号墓と非常に似通っている。馬山一号墓の東室の祭器と燕器はそれぞれ大型の竹筥にまとめて入れられ、隣接して置かれており、上記の特徴の特徴を明確に示している。ただ一点だけ異なっていることとしては、曹家崗五号墓の主な祭器および水器はみな銅製であったが、馬山一号墓の祭器および水器は銅製と陶製が半ばしていたことである。

図13 馬山1号墓副葬器物分布図



2、望山一号墓

望山一号墓の平面は甲字形を呈し、墓道は東側、頭位方向は東である。葬具は一槨二棺で、槨室は三室に分かれる。副葬された陶明器・銅祭器はそれぞれ一組で、明器・祭器はいずれも正鼎八点を用いており、それぞれ常礼三鼎に加礼五鼎各一組を併せることと一致し⁽²⁹⁾、等級は望山二号墓に相当し、土墓と考えられる。東室には祭器、燕器、樂器、葬儀用器が置かれ、南室には祭器、燕器、樂器、兵器、車馬器、卜筮祭樽竹簡

図12 馬山1号墓平面図

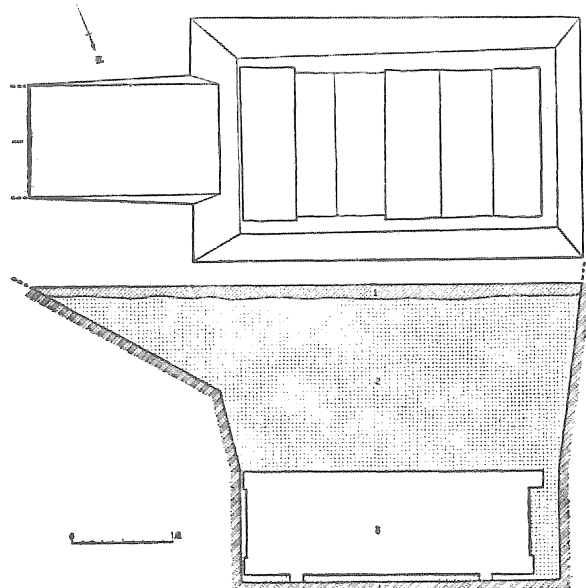


図15 望山1号墓副葬器物分布図（第2層）

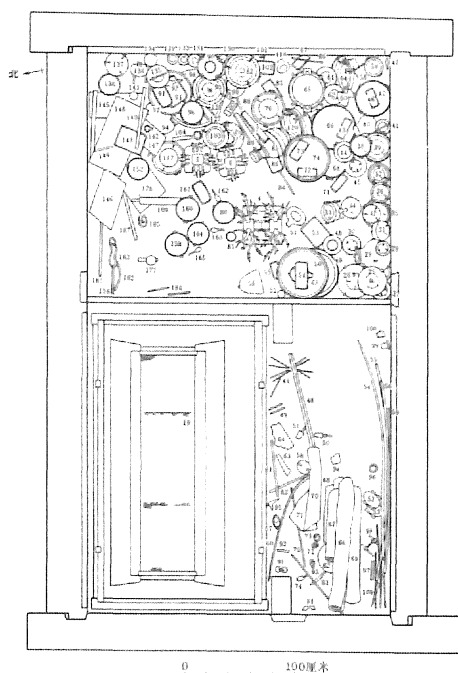


図14 望山1号墓副葬器物分布図（第1層）

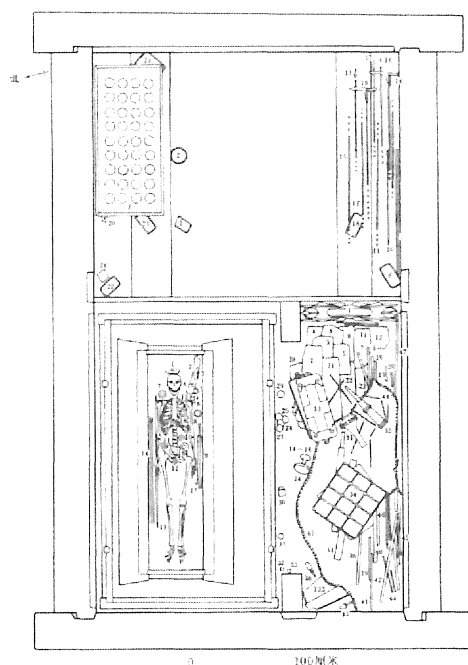


図16 望山1号墓副葬器物分布図（第3層）

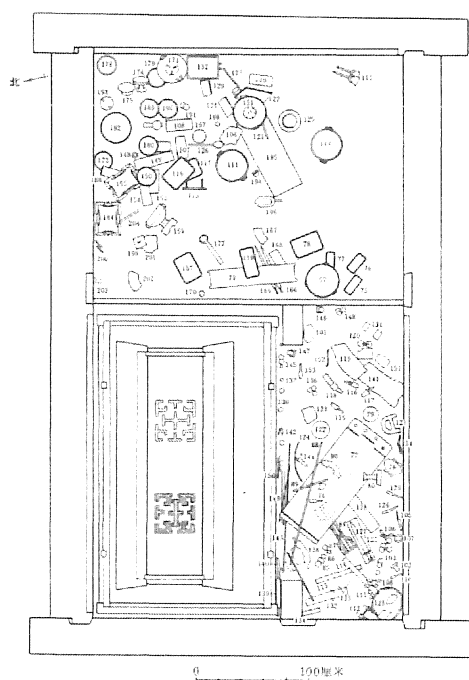
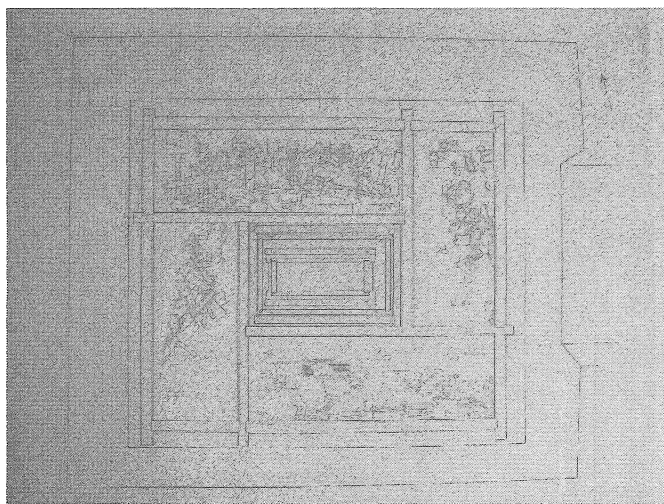


図17 九連墩一号墓平面図



が置かれていた。副葬器物の種類と配置の方法は望山二号墓とほとんど同じである。僅かな違いとしては、望山一号墓の車馬器は全て南室に置かれ、大型の樂器も南室に置かれていたのに対し、望山二号墓の車馬具は東室・南室の二室に置かれ、大型の樂器が東室、小型の樂器が南室に置かれていたことである。このことは望山二号墓の南室の空間が、望山一号墓南室の空間に比べて小さかったことと特に関連するであろう。重要なこととしては、望山一号墓の副葬器物がどの墓室に置かれたものであっても、例外なく器物の用途に従って（例えば盛牲器、盛食器、盛酒器、盛水器など）に分類されてまとめて置かれ、混在していないことであり、これは望山二号墓の葬器の配置状況と全く同じであった。望山一号墓は盗掘にあつておらず、葬器の配置が本来の位置関係を当初のまま完全に保存されていることから、望山二号墓と比べると、器物配置の隣接関係はよりはっきりと理解できる。

3、九連墩一号墓

九連墩一号墓の平面は甲字形を呈し、墓道は東側にあり、頭位方向も東であった。葬具は二槨二棺で、木槨は五室に分かれていた。遣車は五輦で、青銅明器・青銅祭器各一組が副葬されていた。明器は常礼五鼎五俎、祭器は加礼七鼎七俎を用いており⁽³⁰⁾、等級は信陽一号墓・包山二号墓に相当し、大夫墓に属する。東室には祭器が置かれ、南室には兵器、車馬器が置かれていた。西室には燕器、樂器、武器、工具、葬礼用品が置かれ、北室には樂器が置かれていた。副葬品は信陽一号墓・包山二号墓にほぼ相当し、用途が同じ器物がまとめて置かれていたことも信陽一号墓・包山二号墓と一致している。ただし各器物の配置は包山二号墓により近く、信陽一号墓とはやや違いが見られる。例えば九連墩一号墓の鐘、磬などの樂器は北室に置かれていたが、信陽一号墓では鐘、磬などの

樂器は東室に置かれていた。九連墩一号墓・包山二号墓の車馬器はみな南室に置かれていたが、信陽一号墓の車馬器は北室に置かれていた。しかし、人を喜ばせることに関する燕器が西室あるいは北室にのみ置かれ、神を敬うことに関する祭器が東室あるいは南室にのみ置かれることなどは、三基の墓葬のいずれでも遵守されていた原則である。

以上の検討から分かるのは、先秦時期の楚人の葬器には一定の守るべき規則があったということである。まず、遺策に記載される葬器には、死者が死後の世界で送る生活に関する全ての物品が関わっており、それらをまとめる祭器、樂器、燕器、武器、車馬器、工具の六種に大別される。葬送用品、および死者が身につける佩飾と身にまとう衣類はいずれも遺策に記載されない。このことは葬送用品や死者が身につける衣服や装飾品が遺策に記載される物品には属さないものであったことを表している。次に、遺策は下士以上の墓葬から出土しているが、記載される葬器は下士墓葬では二種から三種のみであるが、士以上の墓葬では四種から六種が見られる。葬器の種類と数量は死者の身分等級によって決められており、死者の等級が高いものほど葬器の種類と数量は多くなり、これと逆であれば少なくなる。したがって、墓主の生前の社会的な地位により、死後の葬器の性質と類別が決められていることになる。すなわち、葬器の基準は等級制度と密接な関係がある。さらに、戦国時代には階称の風潮が日ごとに盛んになり、下士から大夫に至る墓葬の棺槨に普遍的に階称があり、士およびその下位のもの（ここでは主に中士・下士を指す）が葬送に祭器を用いることもすでに流行していたが、階称の願望がいかに強くても、葬器の用鼎には爵によって守る制度が存在し、用鼎の数は等級身分と符合することが必須であり、これは当時の人々が必

図18 九連墩一号墓



ず守らなければならない原則であった。この他、遺策では一般に器物の用途や機能の性格ごとにまとめて記載し、それぞれの冒頭にまとまりの性格を記載したり、あるいは文の冒頭に器種を記載したりして概括している。葬器の配置は遺策の記載と歩調を合わせており、用途あるいは性格によってまとめられている。その配置には等級の違いによってそれぞれ定まった場所があり、同じ種類の器物は部屋ごとに分けて置かれ、別の種類の器物と混在して置くようなことは決してない。このことは、人々が死者と生者、陰間と陽間の別によって定めたものである。葬器の構成と組み合わせは、当時の人々による各種器物の用途の定義や認識の表現なのである。

注

(1) 中国科学院考古研究所『長沙発掘報告』(科学出版社、一九五七年八月)。

(2) 商承祚『楚国竹簡匯編』(齊魯書社、一九九六年十一月)、劉国勝『楚喪葬簡牘集釈』(博士学位論文、二〇〇三年五月)。

(3) 主題の議論と強く結びつけるために、遺策の釈文で数字のみのもので器物名がないものについてはすべて採用しなかった。器物名の後ろの装飾および包装物を描写したものも取り上げなかった。記述の便を考え、釈文はできるだけ寛く捉えた。以後の各遺策簡の釈読については以上の原則に従うこととし、逐一触れない。

(4) 『周礼』地官郷師に「閭共祭器」、鄭注に「祭器者、簋簠鼎俎之屬」、『礼記』坊記に「子云、敬則用祭器」、鄭注に「祭器、簋・豆・簠・觶之屬也」とある。したがって、祭祀には必ず盛牲・盛羞・盛食・盛酒漿を備えるのである。承牲・承羞・承食・承酒漿などの器皿はみな祭器と称す。

(5) 『儀礼』既夕礼に「燕器、杖・笠・簪」、鄭注に「燕居安体之器也」、『周礼』地官郷師の鄭注に「盤・孟之屬爲燕器」とある。したがって、人の日常の起居と密接に関係する衣・食・座・臥・盥洗・清潔・美飾などの用器はみな燕器とするべきである。

(6) 『儀礼』既夕礼に「厥明、陳鼎五於門外」、鄭注に「士禮、特性三鼎、盛葬奠加一等、用少牢也」、賈疏に「云士禮特性三鼎者、特性饋食禮陳三鼎、故知也。云盛葬奠加一等用少牢也者、以其常祭用特性、今大遣奠與大夫常祭用少牢同、是盛此葬奠、故加一等用少牢也」とある(阮元

校刻『十三經注疏』中華書局、一九八〇年一〇月影印版、一一五三頁。

- (7) 『儀礼』既夕礼では、士の葬儀前に葬器を並べる時に明確に「無祭器」としている。その鄭注に「士禮略也。大夫以上兼用鬼器・人器也」、賈疏に「明器、鬼器也。祭器、人器也。士禮略、無祭器、空有明器而實之。大夫以上、尊者備、故兩有」とある（阮元校刻『十三經注疏』中華書局、一九八〇年一〇月影印版、一一四九頁）。

(8) 湖南省文物管理委员会「長沙仰天湖第二五号木槨墓」（『考古學報』一九五七年第二期）。

- (9) 史樹青『長沙仰天湖出土楚簡研究』（群連出版社、一九五五年六月）、商承祚『楚国竹簡匯編』（齊魯書社、一九九六年一月）、何琳儀「仰天湖楚簡選釈」（『簡帛研究』第三輯、広西教育出版社、一九九八年十二月）、劉国勝『楚喪葬簡牘集釈』（博士学位論文、二〇〇三年五月）。

(10) 黄冈市博物館など「湖北黄冈兩座中型楚墓」（『考古學報』二〇〇〇年第二期）。

- (11) 黄冈市博物館など「湖北黄冈兩座中型楚墓」（『考古學報』二〇〇〇年第二期）、劉国勝『楚喪葬簡牘集釈』（博士学位論文、二〇〇三年五月）。

- (12) 『周礼』天官冢宰に「旅下士三十有二人」、鄭注に「士以三命而下爲差」、賈疏に「知三命以下者、正見序官、有上士・中士・下士三等。典命、除六命・四命、無三命・二命・一命。鄭則約之、上士爲三命、中士爲再命、下士爲一命」とある（阮元校刻『十三經注疏』中華書局、一九八〇年一〇月影印版、六四〇頁）。

(13) 湖北省文物考古研究所『江陵望山沙冢楚墓』（文物出版社、一九九六年四月）。

- (14) 湖北省文物考古研究所『江陵望山沙冢楚墓』（文物出版社、一九九六年四月）、商承祚『楚国竹簡匯編』（齊魯書社、一九九六年一月）、劉国勝『楚喪葬簡牘集釈』（博士学位論文、二〇〇三年五月）。

(15) 遺策では車馬の後に多様な素材（大多数は腐りやすい素材）による車馬部品、飾りの部品の記述が多量にあるが、行論の便を考え、記述しない。その他の遺策簡の釈文もこれに従った。以下、注では触れない。

(16) 張吟牛「先秦楚系礼組考述」（『考古』二〇〇六年第一期）。

- (17) 『礼記』郊特性に「鼎俎奇而籩豆偶」、孔疏に「正鼎九、鼎別一俎、俎亦九也。又少牢陳五鼎……五鼎五俎。……特性三鼎・牲鼎一、魚鼎二・腊鼎三。亦有三俎。是皆鼎俎奇也」とある（阮元校刻『十三經注疏』中華書局、一九八〇年一〇月影印版、一四四六頁）。

(18) 注(6) 参照。

(19) 河南省文物研究所『信陽楚墓』(文物出版社、一九九六年三月)。

(20) 河南省文物研究所『信陽楚墓』(文物出版社、一九九六年三月)、商承祚『楚国竹簡匯編』(齊魯書社、一九九六年一月)、彭浩「信陽長台閔楚簡補釈」(『江漢考古』一九八四年第二期)、何琳儀「信陽楚簡選釈」(『文物研究』第八期、黃山書社、一九九三年)、朱德熙・求錫圭「信陽楚墓考釈(五篇)」(『朱德熙古文字論集』中華書局、一九九五年)、李家和「信陽楚簡「樂人之器」研究」(『簡帛研究』第三輯、廣西教育出版社、一九九八年二月)、劉國勝『楚喪葬簡牘集釈』(博士学位論文、二〇〇三年五月)。

(21) 注(16) 参照。

(22) 『周礼』天官膳夫に「王日一舉、鼎十有二、物皆有俎」、鄭注に「鼎十有二、鼎九、陪鼎三。物謂牢鼎之實、亦九俎」、賈疏に「云物皆有俎者、俎据正鼎、而鼎各一俎。……云亦九俎者、陪鼎三腳・嘯・曉者、謂庶羞在於豆、唯牢鼎之物各在俎、故云亦九俎」とある。つまり、正鼎には必ず俎が配され、俎は必ず正鼎に基づいている。したがって、信陽一号楚墓に七点の俎があるということは、制度によるならば、これに配すべき七点の正鼎がなければならないのである。

(23) 『礼記』壇弓下に「国君七個、遣車七乘、大夫五個、遣車五乘」、鄭注に「人臣賜車馬者、乃得有遣車。遣車之差、大夫五、諸侯七、則天子九。……個、謂所包遣奠牲体之數也」とある(阮元校刻『十三經注疏』中華書局、一九八〇年一〇月影印版、一三〇三頁)。

『周礼』春官小胥に「正樂縣之位、王宮縣、諸侯軒縣、卿大夫判縣、士特縣、辨其聲」、鄭注に「樂縣、謂鍾磬之屬縣於筓虞者。鄭司農云、宮縣四面縣、軒縣去其一面、判縣又去其一面、特縣又去其一面。四面象宮室四面有牆、故謂之宮縣。玄謂軒縣去南面、辟王也。判縣左右之合、又空北面。特縣縣於東方、或於階間而已」とある(阮元校刻『十三經注疏』中華書局、一九八〇年一〇月影印版、七九五頁)。

(24) 『礼記』礼器に「是故君子大牢而祭、謂之禮」、鄭注に「君子謂大夫以上」、孔疏に「大夫常祭少牢、遣奠及卒哭、祔用大牢、故祭用大牢而謂之礼也」とある(阮元校刻『十三經注疏』中華書局、一九八〇年一〇月影印版、一四三四頁)。

(25) 湖北省荊沙鐵路考古隊『包山楚墓』(文物出版社、一九九一年一〇月)。

(26) 湖北省荊沙鐵路考古隊『包山楚墓』(文物出版社、一九九一年一〇月)、胡雅麗「包山二号楚墓遣策初步研究」(湖北省荊沙鐵路考古隊『包山

- 楚墓』文物出版社、一九九一年一〇月、付録一九）、黃錫全『包山楚墓』部分積文校釈』（湖北出土商周文字輯証』武漢大學出版社、一九九二年一〇月）、劉釗「包山楚簡文字考釈」（中國古文字研究會第九屆學術討論會論文、廣州、一九九二年）、李家浩「包山楚簡研究（五篇）」（第二屆國際中國古文字學討論會論文、香港、一九九三年）、李家浩「包山二六六號簡所記木器研究」（『國學研究』第二卷、北京大學出版社、一九九四年七月）、李家浩「包山楚簡中的“積”」（『徐中舒先生百年誕辰紀念文集』巴蜀書社、一九九八年一〇月）、湯余惠「包山楚簡讀後記」（『考古與文物』一九九三年第三期）、李天虹「包山楚簡積文補正」（『江漢考古』一九九三年第三期）、何琳儀「包山楚簡選釈」（『江漢考古』一九九三年第四期）、陳偉「包山楚簡初探」（武漢大學出版社、一九九六年八月）、劉信芳「包山楚簡解詁」（芸文印書館、台灣、二〇〇三年一月）。
- ・（24）参照。
- （27）胡雅麗「包山二號楚墓遣策初步研究」（湖北省荊沙鐵路考古隊『包山楚墓』文物出版社、一九九一年一〇月、付録一九）。また注（7）・（23）
- （28）湖北省荊州地區博物館『江陵馬山一號楚墓』（文物出版社、一九八五年二月）。
- （29）湖北省文物考古研究所『江陵望山沙冢楚墓』（文物出版社、一九九六年四月）。
- （30）王紅星「棗陽九連墩楚墓發掘的主要收穫」（『考古』二〇〇三年第七期）、王紅星「九連墩一・二號楚墓的年代與墓主身分」（『四省楚文化論集』第六集、待刊）。

襄樊鄧城区域両周遺存の文化属性分析

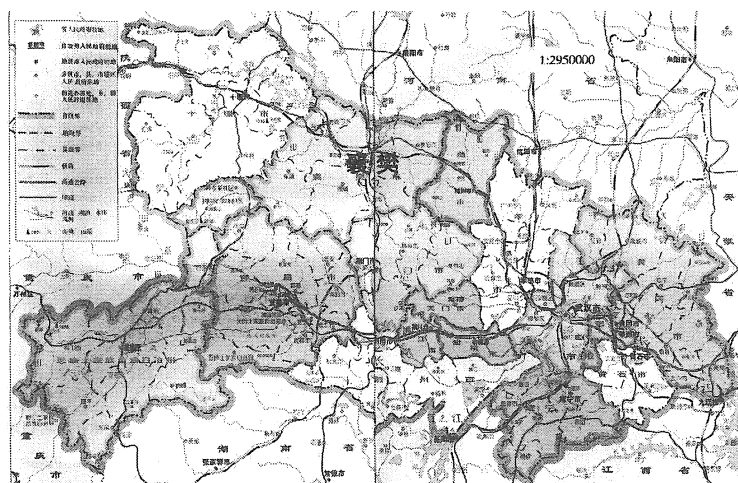
一、地理環境及び遺存分布

襄樊は湖北省北西部に位置しており、鄂西山地・南陽盆地・襄宜平原と随襄回廊などの四つの地理単位から成り立っている。このような有利な地理環境と自然条件により、太古以来文化が発達した重要な地域であったとともに、南北文化交流において重要な通路としての作用も果たしていた。特に両周時代は文化がもつとも発展した時期であった。

文物の分布調査と考古発掘資料により、襄樊地域における両周文化の遺存がとても豊富であることが分かっている。それらは相対的に鄂西山地以外の地理単位に集中しているが、各地理単位の違いがあるため文化の様相も複雑で、それぞれ文化の中心となる地域が形成されている。鄧城区域もそのなかの一つである。

鄧城区域は襄樊城区西北の漢水北岸の沖積平原上にあり、地理的な区分では南陽盆地の南端に属している。区域の北側には低丘陵が続き、東部には南北方向の低い丘陵（团山―彭崗）が続き、中部には二つの丘陵（余崗、沈崗）が並ぶが、全体的な地形はなだらかで開けている。

図1 湖北省における襄樊市の位置



王 先 福
(小澤正人 訳)

This map illustrates the Jingmen area, showing the Han River (汉江) and its tributaries. Key locations include Jingmen City (荆门市), Yichang (宜昌), and various ancient sites like the Chu Wangcheng (楚王城) and the Han Dynasty sites. The map also shows the surrounding mountains and rivers, including the Han River and the Han River. The map is labeled with various geographical features and historical sites.

[illegible]

二、鄧文化遺存

『左伝』などの文献や伝世の「安州六器」の「中甗」など多くの銘文を持つ青銅器の考証によると、西周時代の嬭姓の鄧国は周王朝の南土である現在の漢水中流北岸の襄樊北部に位置していた。その都城はまさに現在の鄧城城址にあたる。城址の周辺で発見された遺跡や墓地も鄧国や鄧城の存在の根拠となる。

(一) 遺跡

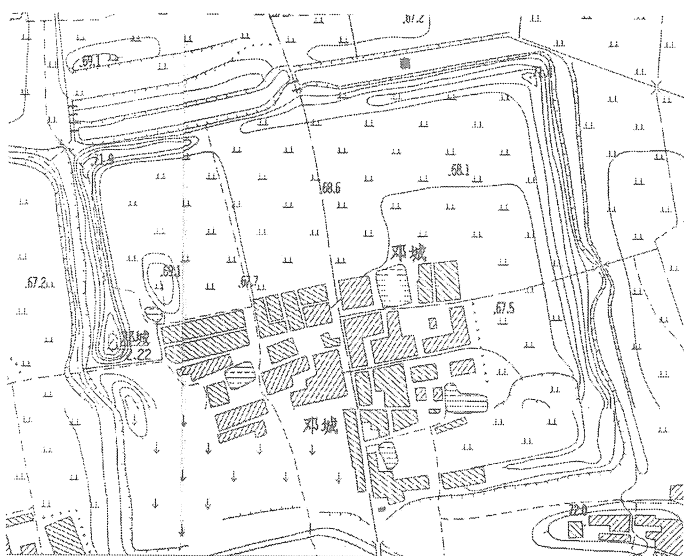
1、概述

鄧城城址⁽¹⁾はこの区域の中心となる遺跡であり、比較的残りのよい古城址である。城址の平面形は長方形で、南北長約八〇〇メートル、東西幅約六五〇メートル、城壁は幅二〇メートル前後、残っている高さは三〇五メートルである。四隅が突出しており、それぞれの城壁の中央に門があり、城外には周濠がある。城壁の断ち割りはおこなっており、城内も未発掘のため、城址の創建年代はわからないが、城壁に見られる遺物から見ると、少なくとも春秋時代から南北朝時代までは使われていたようである。

鄧城城址は未発掘ではあるが、城址の東部や北部では城址と隣接し、時代幅が長く、遺構・遺物が非常に豊富な黄家村遺跡⁽²⁾と韓崗遺跡⁽³⁾を発掘している。

黄家村遺跡は城址の東城壁から最も近いところで一キロメートルの位置にあ

図4 鄧城遺跡平面図



り、遺跡の範囲は東西約一五〇メートル、南北幅約三〇〇メートルに及ぶが、土地の削平による破壊が激しく、主に数基の灰坑と点状に分布する文化層を清理したのみである。年代は西周後期から戦国前期で、西から東に向かって時代が降り、西周後期の一部の遺構からは西周中期の遺物を発見している。これまで整理した遺存分布の法則性から推測すると、未発掘の東城壁から一キロメートル以内の範囲に西周後期より前の遺跡や文化層が分布している可能性がある。本遺跡でこれまで発掘した最も時期の早い遺構は西部の五号灰坑（H5）で、西周後期の典型的な陶器群が出土している。器種のセットは鬲・甗・豆・壘・罐である。鬲・甗の甗檔は高く、錐状の柱足である。豆は折盤で、柄は突帯をもち、短く太く、円形の底部はラップ状に広がっている。盂や壘はいずれも長頸で、頸部からゆるやかに傾斜して尖った折肩となっている。罐には折肩と円肩のタイプがあり、後者は少ない。両周の境から春秋前期前段の典型的な遺構がTN2E15第二層で、鬲の甗檔はやや低く、浅い。盂はわずかな折肩で、折肩から円肩への過渡的な様相を示している。典型的な遺構である一九号灰坑（H19）は春秋前期・中期にまたがっている。堆積層は三層に分かれ、下部の二つの層は鄧文化の遺存である。第三層の主な器物のうち、鬲は袋足で、甗檔はわずかなり、豆はわずかな折盤で、いずれも春秋前期前段の特徴を備えている。第二層出土の器物のうち甗檔がわずかな鬲・甗、および脚部に突帯がない折盤の豆は、下層

図5 黄家村遺跡の状況



図6 黄家村遺跡H5出土陶器



の特徴を受けている。しかしそのほかの器形の変化は大きく、大部分の豆は脚部が細くなり弧盤、盂は短頸でわずかに折肩、罐は完全に円肩鼓腹であり、時代は春秋前期後段と考えられる。

図7 黄家村遺跡TN2E15第2層陶器

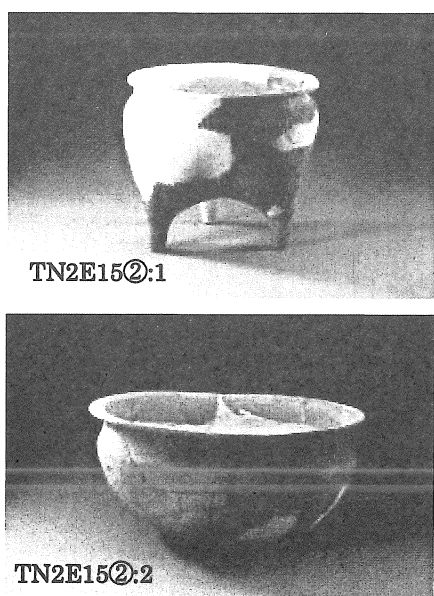


図8 黄家村遺跡H19第3層陶器



台階狀圈座豆などの遺物が出土している。

韓崗遺跡では春秋前期の遺構や堆積層が見られない。しかし、春秋中期の遺構からは、春秋前期の錐足鬲・帶突箍豆・凹腰

図9 黄家村遺跡H19第2層陶器

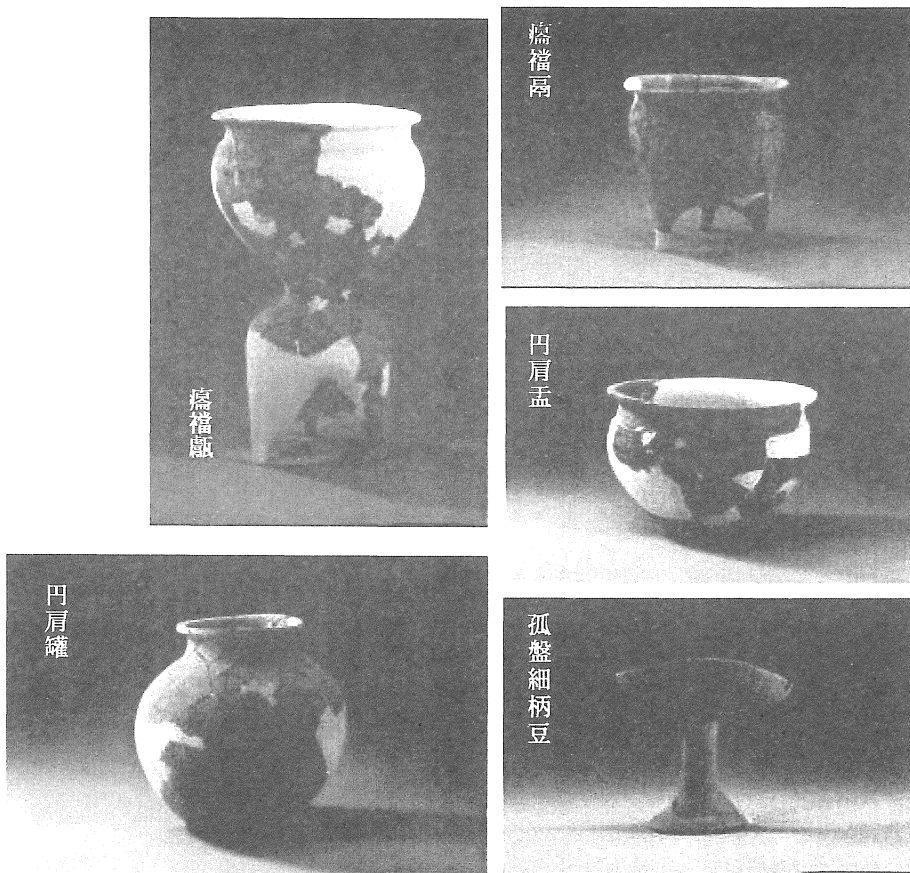
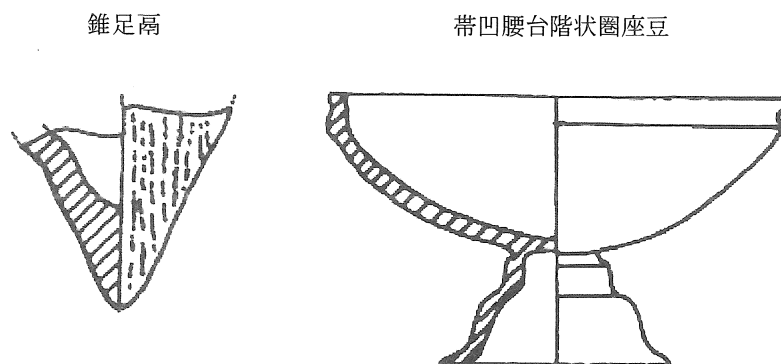


図10 韓崗遺跡の春秋早期の遺物



2、文化属性

以上の両遺跡から出土した西周後期から春秋前期の遺物は典型的な中原文化の様相を示しており、姫周文化の系統に属していることは疑いなく、特に西周後期の遺物には姫周文化の様相がより濃厚にみられる。このことは早くに鄧城付近で収集された西周後期の銘文を持つ鄧器の「鄧公牧簋」「侯氏簋」⁽⁴⁾が同様に具えていた中原姫周文化の様相とも一致しており、鄧文化が中原姫周文化に来源し、その伝統を継承したものであることを示している。しかし注意すべきは、黄家村遺跡五号灰坑(H5)から中原姫周文化とやや異なった短頸円肩鼓腹罐が出土し、これが東周時代の楚文化遺存でよく見られる器物の形状をしていることで、同時に出土した鬲・甗の深腹、矮柱足も関中地区の浅腹・高柱足とは異なっている。これらは春秋中期には楚文化の典型的な陶器に発展して変化していったのである。

春秋前期の遺物の様式には明確な変化の過程がみられる。前段の遺物にはなお西周時代のなごりがみられ、西周の様式が継承されている。しかし黄家村一九号灰坑から出土した春秋前期後段の遺物は一定の中原文化の様式を保持しているものの、同時に大きな変化が始まっている。例えば鬲や甗の瘤裆、豆の折盤といった特徴はなお存在しているが、全体的には西周後期のような典型的なものではなくなっており、すでに明確な楚文化の特徴が見られる。春秋前期後段の陶器には鄧・楚両種の文化要素が併存しており、過渡的な特徴を示しているが、時代が降るに従って楚の要素がより濃くなる。このことは楚の鄧に対する影響がますます強くなっていったことと関係しているのであろう。

(二) 墓地

1、概述

鄧城の東約二キロメートルの沈崗墓地では、西周中期の墓葬が一基発見されている⁽⁵⁾。墓葬は長方形竪穴土坑墓で、葬具は単棺単槨、簋四点、豆二点、罐二点のあわせて八点の陶器が出土した。

鄧城の北四キロメートルの王坡墓地では四基の鄧国貴族の墓葬が発見されている⁽⁶⁾。形状はとても単純で、墓道がなく、掘り残しの台や壁龕のない長方形の竪穴土坑墓である。墓坑の開口部のもつとも大きなもので六・三×四・五メートル、単槨単棺で、出土器物は全て青銅器と玉石ガラス器で、陶器はなかった。そのうち五五号墓は鼎・簋・壺・盤・匜のセットであるが、一号墓はわずかに鼎一点のみで、その他の墓葬に礼器はなかった。四基の墓葬の青銅兵器、車馬器、玉石ガラス器の様相は基本的には一致している。

同時に鄧城の西約二〇キロメートル、漢水西岸の穀城廟灘でも春秋前期の「鄧氏孫白」墓が見つかった⁽⁷⁾。長方形の竪穴墓で、鼎二点、簋二点、あわせて四点の青銅器が副葬されていた。

図12-1 王坡墓地M1平面図

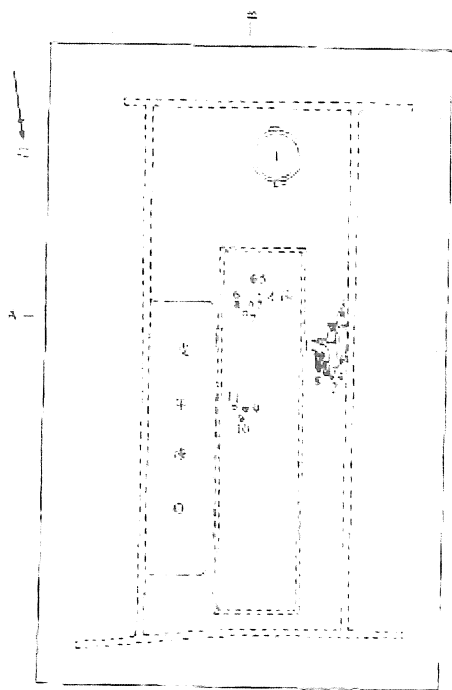
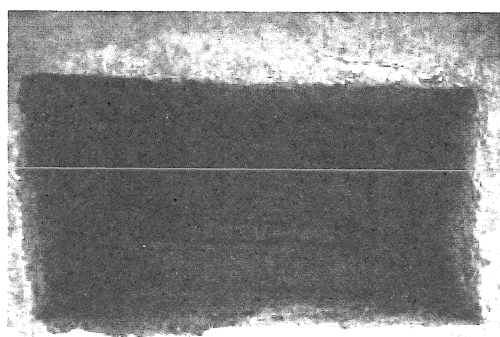


図11 沈崗墓地西周中期墓M694

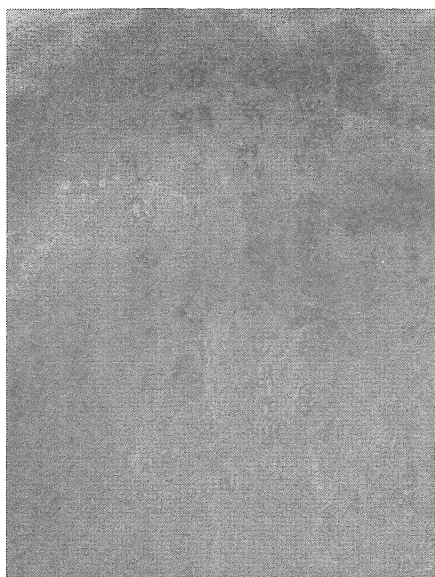


墓葬の形態



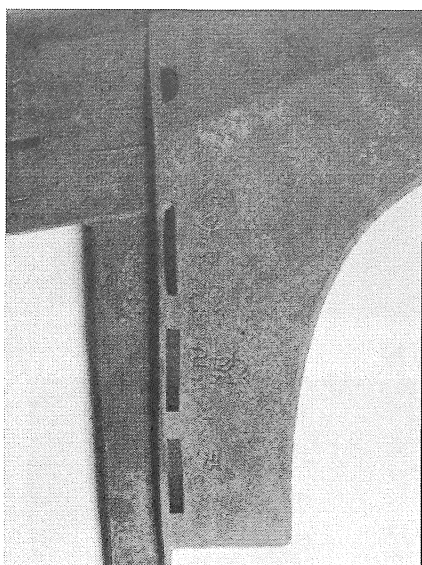
陶器の組み合わせ

图13 王坡M1銅鼎



「佳九月初吉丁亥、登（鄧）公孫無
幾（忌）屢（徒）吉金盥（鑄）其口
鼎。其用追考朕皇高且（祖）。余用正
（征）用行、永壽無彊（疆）。子子孫
孫永實用」

图14 王坡M1:4銅戈銘文



「登（鄧）子中無幾（忌）之用」

图12-2 王坡墓地M55墓底平面图

銘
子
中
無
幾
忌
之
用

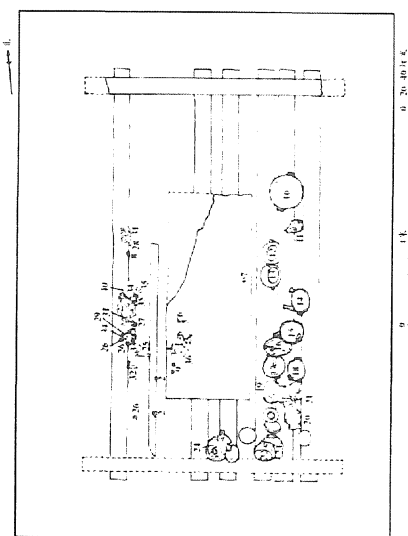
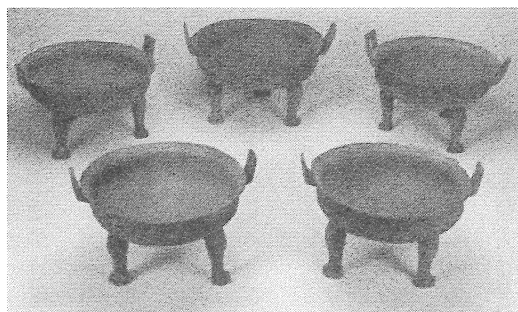


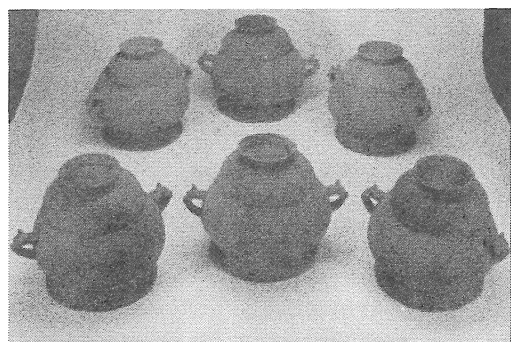
図15 王坡墓地M55銅礼器の組み合わせ



鼎



壺



簋



盤・匱

2、文化属性

数基の墓葬から出土した主な器物は青銅礼器で、組み合わせ、形状、文様、さらには鑄造技術、銘文などの特徴は、いずれも典型的な中原姫周文化の様式であり、鄧文化遺存に属している。

沈岡墓地から出土した陶簋・豆・罐はいずれも紅陶である。簋・罐は細密縄文で飾られている。簋の口縁は外折し、胴部が深く、高圈足である。豆は折盤で、脚部は突帯の付いた短く太いラッパ状である。罐は口縁部が小さく、丸みを帯びた折肩、底部は上底である。形状から見る限り、これらの器種は典型的な周式の陶器である。

王坡墓地一号墓出土の銅鼎は、敞口・寛折沿・方唇・附耳・半球形腹・三蹄足で、耳や胴部は重環文・窃曲文・垂鱗文などで飾られており、西周後期から春秋前期にかけて中原姫周文化で流行した種類の鼎である。五五号墓の青銅器のセットも西周中期以来流行が始まった周文化の礼制の特徴を備えたものとなっている。その他の器種、例え

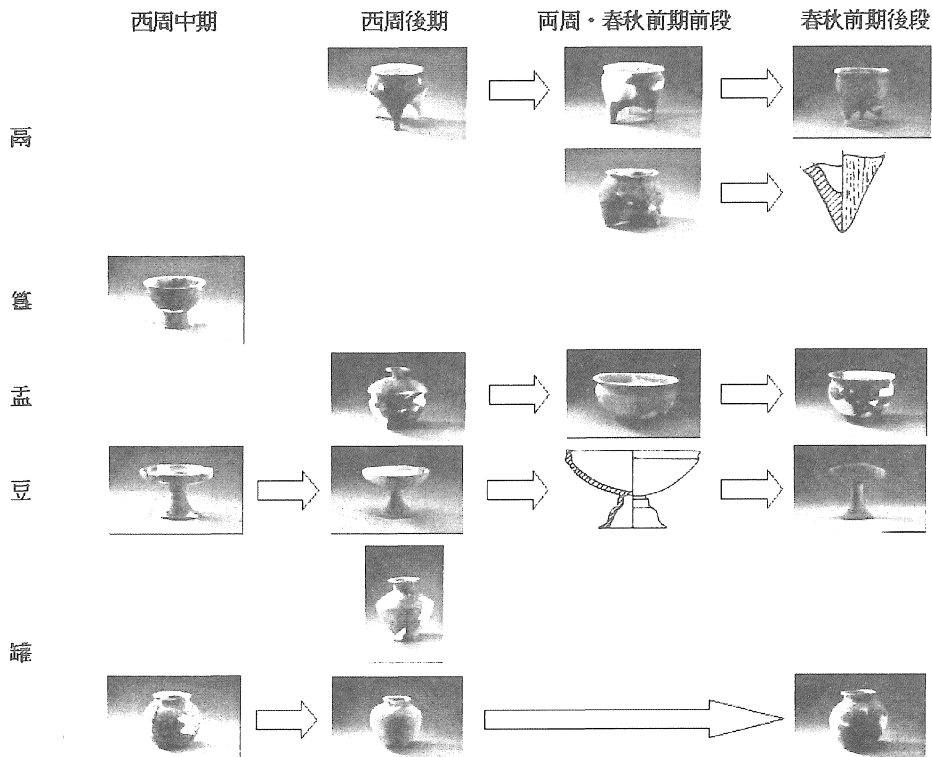
ば寛平援・三角形鋒・短胡の戈、素面短杆馬銜、穿外突円環索状轡は、中原地区の周王朝が分封した姫・姜姓の諸侯の器物とほぼ同じである。一号墓出土の青銅鼎の銘文に「鄧公孫無忌」、戈に「鄧子中無忌」といった字があり、鄧国上級貴族の墓地であることを証明している。また五五号墓出土の五点の青銅鼎と六点の青銅簋は、この墓葬の被葬者の身分が低くないことを表している。

「鄧子孫白」墓の鼎は立耳・半球腹・蹄足で、重環文・垂鱗文で飾られ、内面には「鄧子孫白用」の五字がある。簋は斂口、龍耳、やや下がり気味の鼓腹、四小獸足付き圈足で、文様には瓦文・窃曲文・重環文などがある。これらの墓葬は疑いなく、鄧国の貴族墓である。

三、楚文化遺存

春秋前期・中期の境の紀元前六七八年、鄧は楚により滅ばされ、鄧の地は悉く楚に帰した。楚はもとの鄧城に鄧県を置きこれを治めた。このときから、鄧文化遺存の本来の場所はなくなり、典型的な楚文化遺存がおこり、迅速に発展した。

図16 鄧文化遺存主要陶器演変図



（一）遺跡

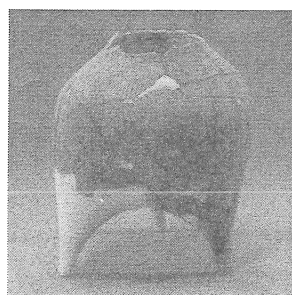
1、概述

鄧城遺跡以外に三箇所の遺跡を発掘した。

東部の黄家村遺跡における春秋中期から戦国前期の遺存は楚文化に属し、西周後期から春秋前期の基礎のもとに、継続して発展形成されたものである。典型的なものとしては一九号灰坑の第一層があげられる。この層の器種は少ないが、甗の襠襠はなくなつて完全な弧襠、豆の柄は細く高くなり、罐の円肩の度合いがさらに進むなど、春秋中期前段の様式になっている。その他の灰坑や文化層の包含物は豊富であるが、大部分は陶片で、器種の基本的な組み合わせは甗・豆・盂・罐である。基本的な器形としては、甗は口縁部が大きく、肩部はなめらかで、弧襠、平均的或いは高めの柱足である。豆は弧盤、柄はやや高めでわずかにすぼまるか、高めで直線的で、脚部はラッパ状である。盂は頸部がくびれ、円肩で、胴部はすぼまり、底部はややくぼむ。罐は、口縁部が外反し、頸部はくびれ、円肩、胴部は膨らみ、底部はややくぼむ。

鄧城北側の、北城壁に沿って形成されたのが韓崗遺跡で、

図17 黄家村遺跡H19第1層陶器



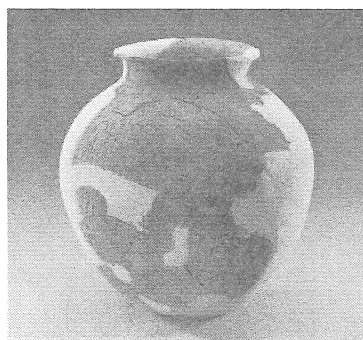
弧襠甗



矮柄弧盤豆



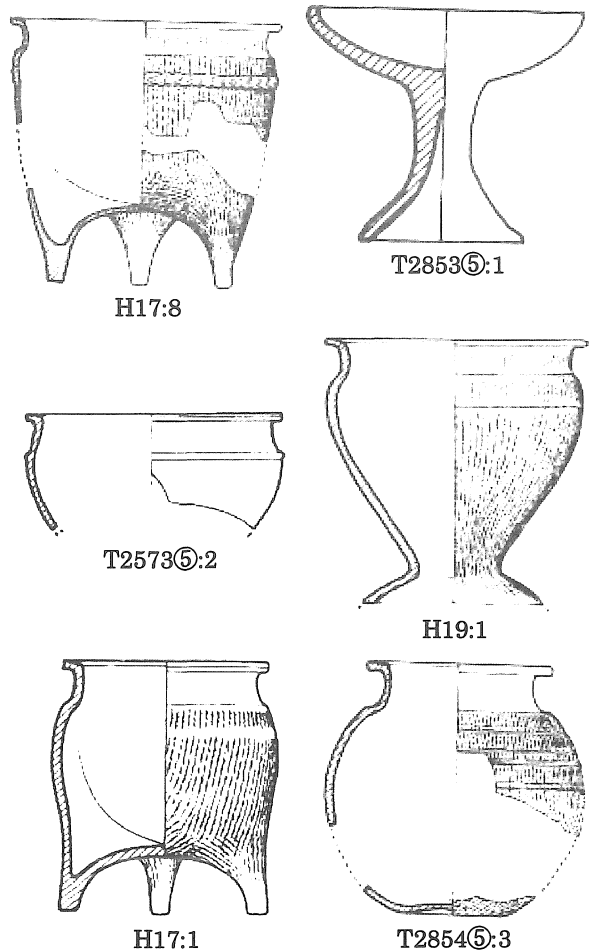
細高柄弧盤豆



円肩罐

面積は一二〇万平方メートルに上り、文化層の堆積は厚く、包含物も豊富である。出土遺物には一定量の生産工具有り、生活用具の主なものには陶片である。陶器には春秋戦国時代を通して挾砂紅陶・黄陶、泥質灰陶が多く、縄文がよく見られる。器種の組み合わせと主要な器物の器形は黄家村遺跡と基本的には同じであるが、器種はやや多く、戦国遺存では春秋時代にすでにあった蓋豆が継続して使われる他に、斂口弧腹盃、双耳罐、盆型甑などがある。発掘状況から、この遺跡は春秋前期を含み、また春秋中期から前漢前期まで連続して発展した文化遺存であることがわかる。

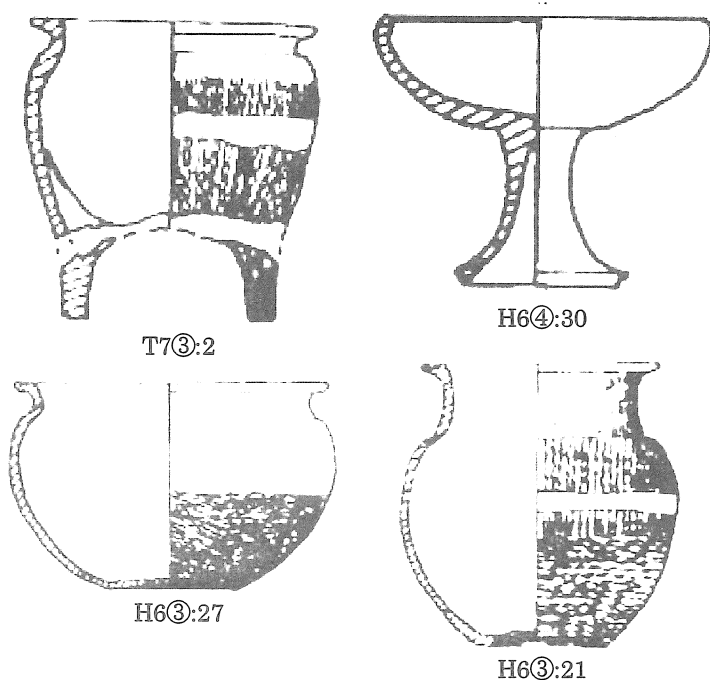
図18 韓崗遺跡の春秋時代の典型的な楚陶器



黄家村遺跡の東約三〇〇メートルの彭崗遺跡は⁽⁸⁾、もともとは黄家村遺跡と連続していたが、ひどい破壊のために分けられたと考えられる。その時代は黄家村遺跡の後で、戦国中期から戦国後期前段である。石製・青銅製・鉄製工具の数量は増加している。生活用具では陶片の種類、文様、器種の組み合わせと、大部分の器種の器形は韓崗遺跡の戦国文化遺存に相当している。新しい変化は、小口隔・長頸罐・短頸浅腹罐・盆形鼎・太鼓腹凸還底罐（或いは甕型隔）などの器種上にみられる。

この他、王坡墓地の春秋前期墓葬の埋土中からも東周時代の陶片が多く見つかっており、主な器種はやはり隔・豆・盃・罐である。

図19 彭崗戦国遺跡の典型的な楚陶器



同じ種類の器物とは異なっている。戦国前期に現れた斂口盃には秦文化の要素がある。戦国時代のこの地区には盆型鼎、太鼓腹凸還底罐（或いは甕型鬲）、双耳罐などが多く見られ、特に双耳弧腹凹底罐はこの地区での発見数が多く、時代も古く、継続した時間も長く途切れないことから、地方文化の要素を具えた代表的な器物である。或いは同様に双耳罐の発見が多い鄂東地区とともに、ある種の淵源関係があるかもしれない。

2、文化属性

発展の状況から見ると、黄家村、韓崗遺跡の比較的早い時期の春秋文化の遺存、例えば黄家村遺跡一九号灰坑一層の器物はなお早期の層位で出土した同種の器物の特徴を残すか、或いは継承し、かつ完全に楚式の器物にもなっている。戦国時代に至ると、さらに発展が見られ、各遺跡から出土した典型的陶器の基本的な組み合わせや器形、発展の経過より、その主体は疑いなく楚文化の範疇に属するものであり、このことは楚がこの地区を統治した時間の段階とも合致している。しかし、同時に異なつた段階にも新しい特徴が見られ、時代が降るに従い、その変化は大きくなっていく。

春秋中期から戦国中期まで用いられた少量の蓋豆には中原文化の要素があり、戦国時代には江陵・宜昌地区で多く見られる小口鬲、長頸罐が少量出現するが、小口鬲はすべて弧裆高蹄足、長頸壺は頸部が太く、肩部は寛く、胴部が深い形状で、上記の地区の

(二) 墓地

1、概述

鄧城城址とその周辺は遺跡が連続してあたかも大きな遺跡のようになっており、「S」字形に彭崗⁽⁹⁾、沈崗⁽¹⁰⁾、余崗⁽¹¹⁾、団山⁽¹²⁾、蔡坡⁽¹³⁾、山湾⁽¹⁴⁾などの六方所の大型楚墓が分布している。同時にこの六大墓地以外でも数は少ないが楚墓が発見されている。現在までのところ、本地区の各墓地で発掘した春秋中期から戦国後期前段の楚墓は七〇〇基近くにのぼっている。

2、墓地の特徴

(1) 全体の特徴

楚墓の選地及び墓葬の形態、填土、葬具、埋葬形式、副葬品の位置と主な組み合わせ、器種、主要な器物の器形などの特徴は、同時期の他地域の楚墓と

図20 外来文化、或いは地方文化の要素を持つ陶器

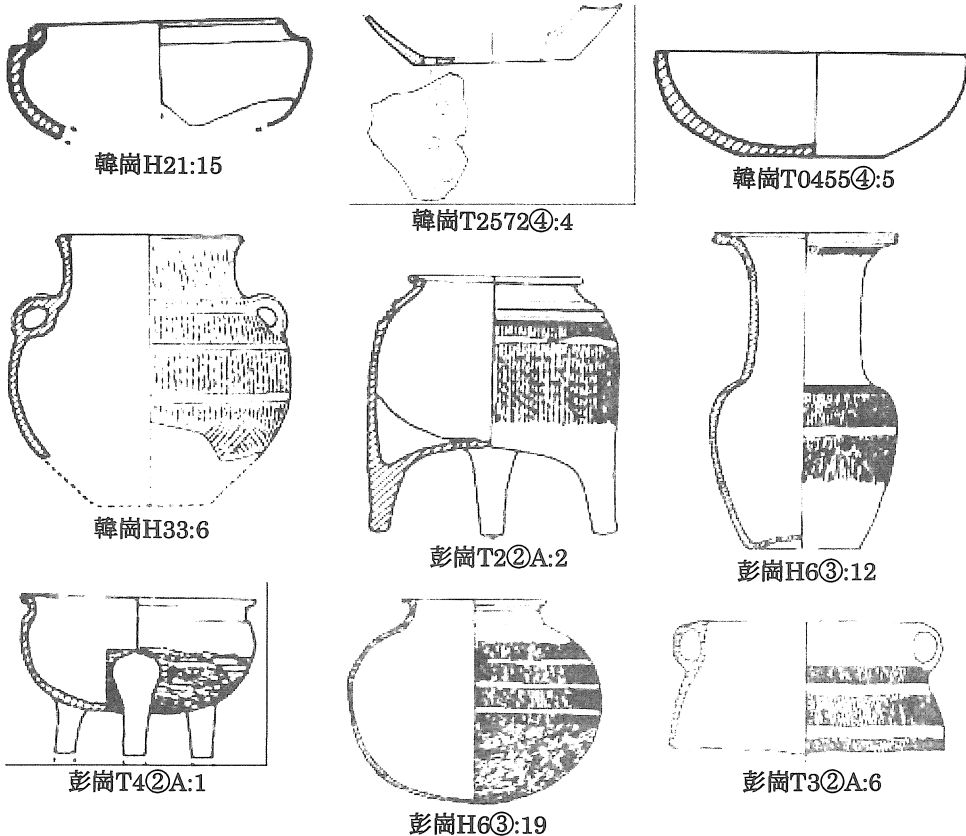
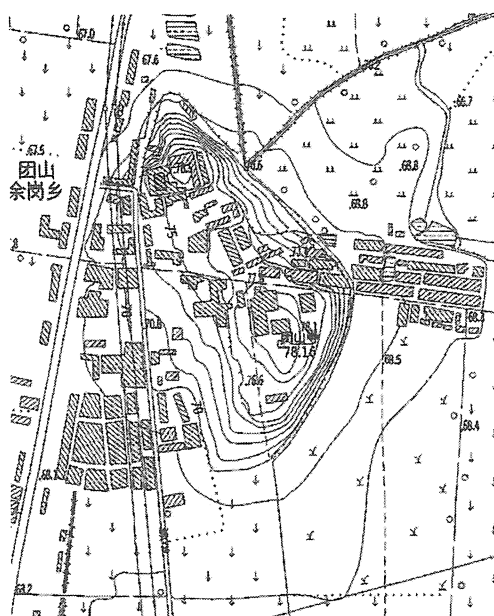


図21 楚墓の立地



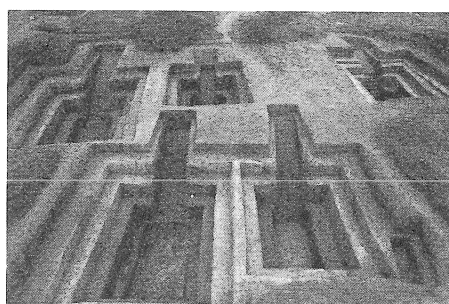
団山墓地の地形



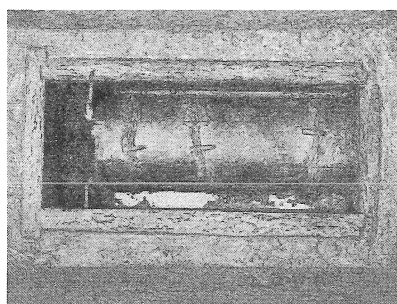
沈崗墓地の外貌（南より北を望む）

基本的には同じであり、ここでは詳しくは述べない。

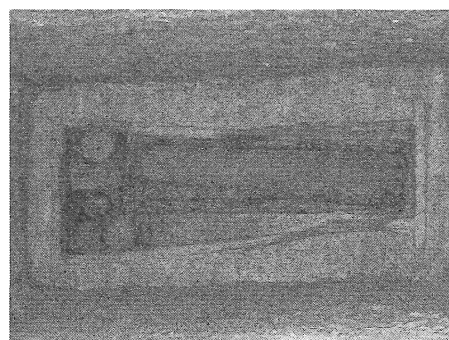
図22 楚墓の分布及び形態



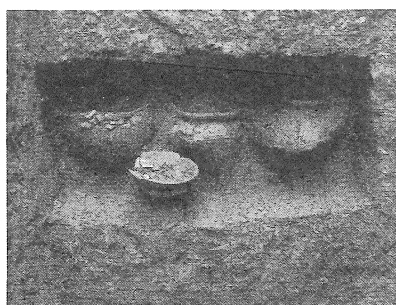
沈崗墓地M68・M73・M76・M77・M78



沈崗墓地M142の棺室



余崗墓地M279の棺室と器物

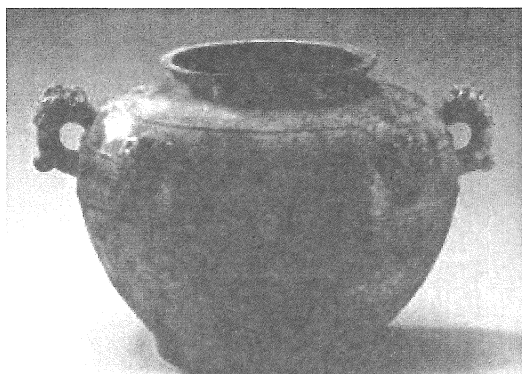


余崗墓地M219の頭龕と器物

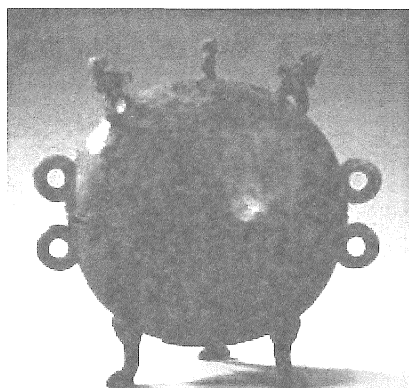
图23 典型的な楚式器物



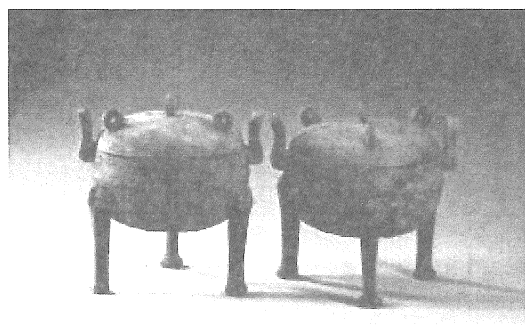
沈崗墓地M4:4銅鼎



沈崗墓地M70:2銅缶



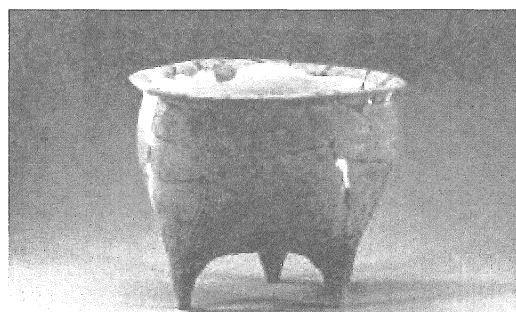
沈崗墓地M194:7銅敦



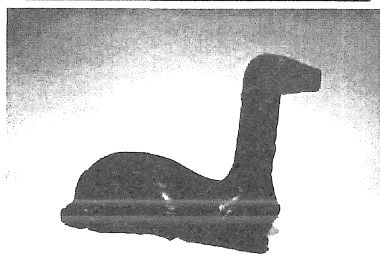
沈崗墓地M76銅鼎



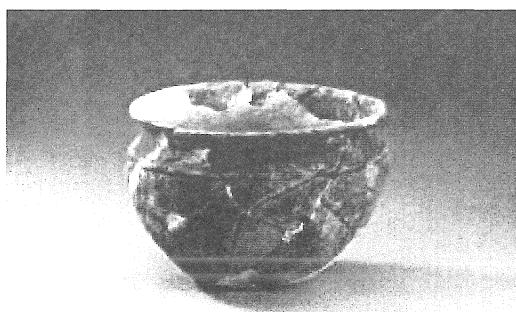
沈崗墓地M4:5銅盞



沈崗墓地M252:3陶鬲

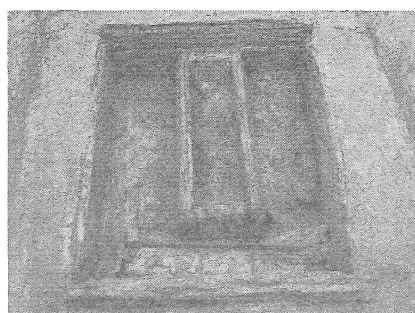


沈崗墓地M115:1漆鹿

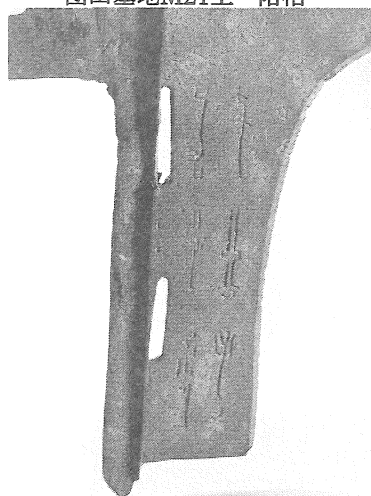


沈崗墓地M133:13陶鬲

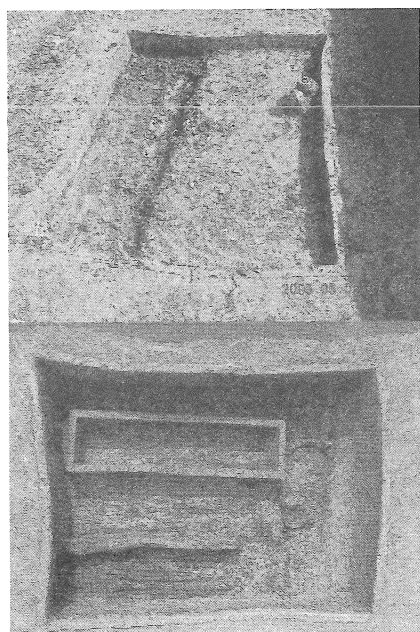
図25 団山墓地



団山墓地M21主・陪棺

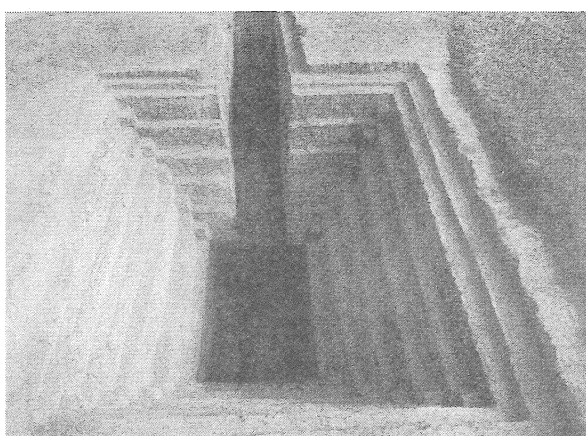


団山M42:1銅戈銘文



陶器を取り出した後の団山墓地M44

図24 蔡坡M13墓の形状



（2）個々の特徴

各墓地の全体的特徴は基本的には同じであるが、それぞれの特徴もある。

山湾・蔡坡は位置的に隣接し、時代も連続する二カ所の墓地であり、これまで発掘した墓葬の数は多くはないが、鄧城区域の各時期の墓地内では規模が比較的大きく、規格も高い。戦国時代には台階を設け、墓道を敷設した墓葬が多く、頭位方向は東向きの割合が高い。この二カ所の墓地の副葬品には青銅器が比較的多く、銘文が鑄込まれたものもある。そのうち都・呉・徐・蔡といった国の青銅器は、戦利品を随葬したものと考えられる。また春秋後期の「鄧公乘」鼎は⁽¹⁵⁾、おそらく鄧県県公が所有していたものである。山湾一ノ号墓葬の槨室内には車馬が殉葬されていた。

団山、彭崗、沈崗、余崗などの四カ所の墓地はほとんどが小型墓である。

団山墓地では少数の墓葬に腰坑があり、三基の陪棺墓がある。そのうちの一基は三〇基近い墓葬のある墓区の間では比較的規模が大きい（三×二メートル）ものだが、副葬品がないか、わずかに数個の陶器があるのみである。三基の墓葬の副葬品は墓道或いは墓室の埋め土のなかにもあった。墓地からは鄭、蓼、蔡などの国の銘文がある青銅器が出土している。

彭崗墓地の随葬品は、小型の銅飾以外は全て陶器である。出土した器種は盆型鼎、青銅圈足簋を模倣した鼎（簋）、豆、盂、罐のセットである。またわずかに高足壺が出土している。

沈崗墓地は墓葬が密集している。頭位方向は乱れており、南向きが比較的多いが、同じ方向や方向の近いものが少なく、少数の墓葬では切り合い関係が見られた。三基の墓葬には鼎、盞（盆・簋）、（缶）といった銅器のセットがあり、そのうちの青銅鼎、盆が出土した墓葬の器物は頭龕内に置かれていた。ある一基の墓葬では鼎・簋・壺の土器の組み合わせが見られた。鄧城区域の墓葬では唯一、頭位が北向きの春秋晩期の車馬坑一基が見つかっている。

図26 彭崗墓地の陶器



彭崗M157:2

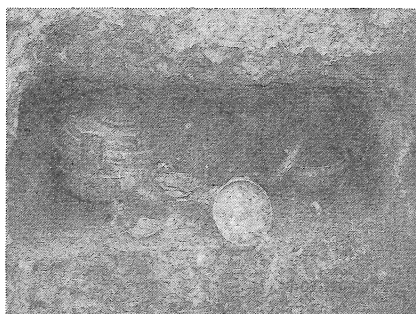


彭崗M163:2

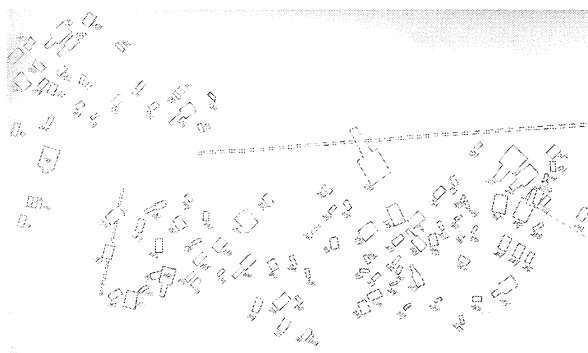


彭崗M159:16

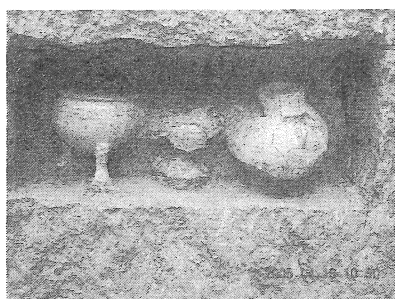
図27 沈崗墓地



沈崗墓地M4の倉内に置かれた銅器

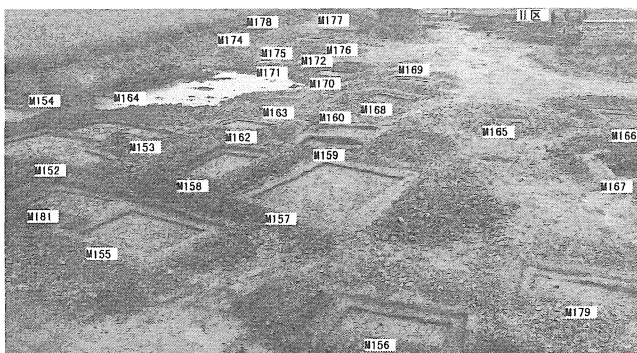


沈崗墓地第二次発掘における楚墓の平面図

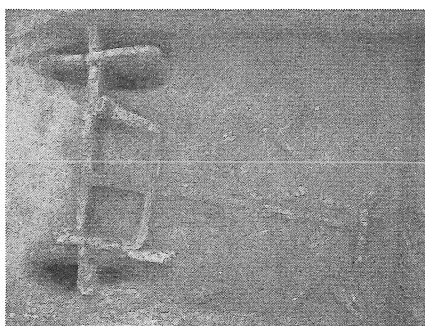


沈崗墓地M210の陶鼎・簋・壺

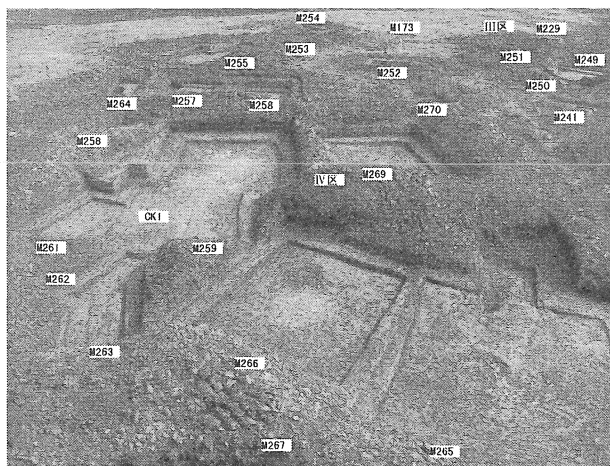
の組み合わせ



沈崗墓地第二次発掘におけるⅠ区の墓葬の分布



沈崗墓地CHMK1

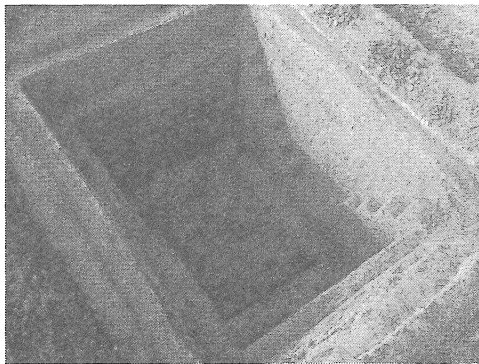
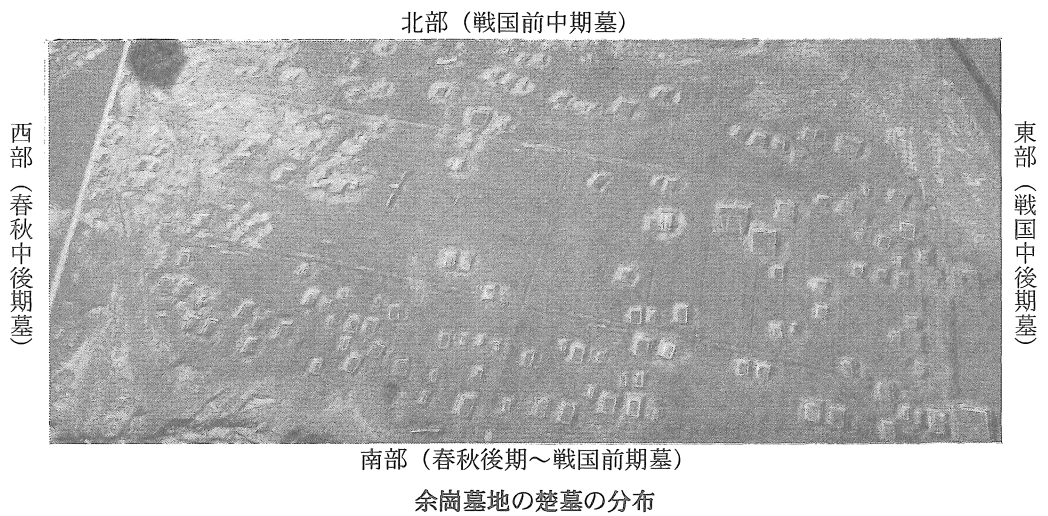


沈崗墓地第二次発掘におけるⅣ区の頭位方向の状況



沈崗墓地第一次発掘における楚墓の平面図

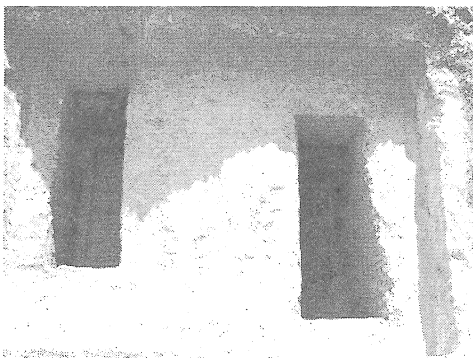
図28 余崗墓地(1)



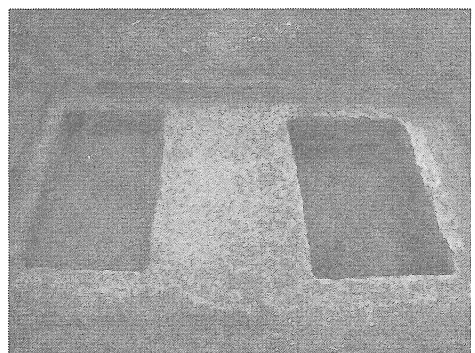
M128台階・踏歩



M138の五花土と青灰泥の結合部



M131・M141帶龕墓並群



M134・M135並葬

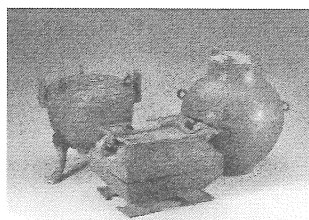
図29 余崗墓地 (2)



春秋中期後段M279



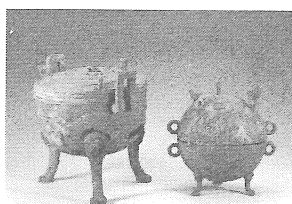
春秋後期前段M237



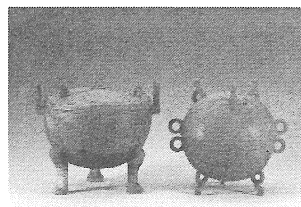
春秋後期後段M180



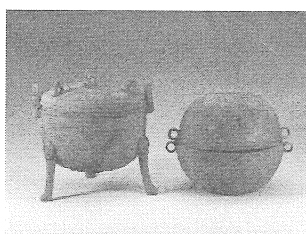
春秋後期後段M215



戦国前期前段M175



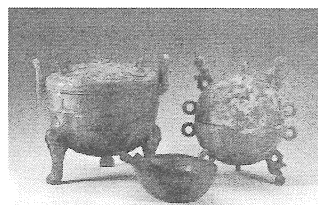
戦国前期後段M177



戦国中期前段M289



戦国後期前段M112



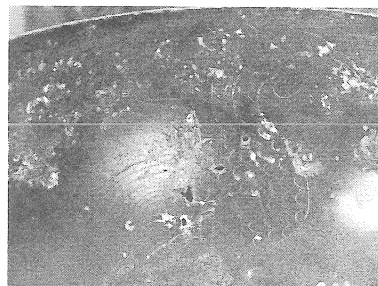
戦国中期後段M173



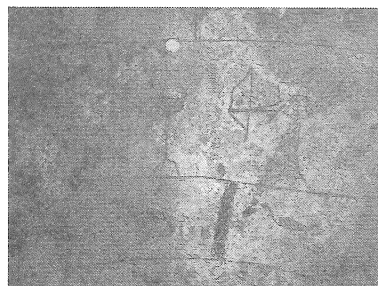
M227:2銅敦



M237:銅鼎

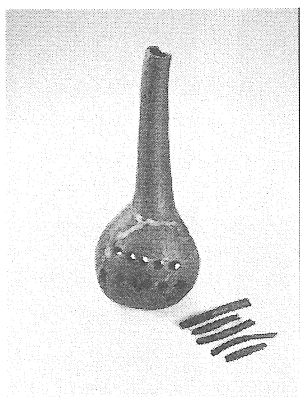


M279:銅舟



M173:3銅匜

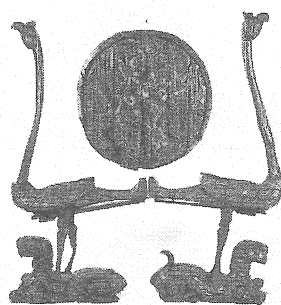
図30 余岡墓地 (3)



M128笙



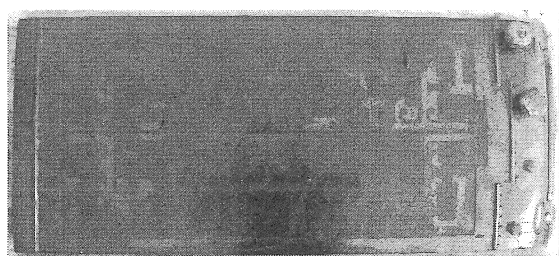
M137鎮墓獣



M128漆木虎座鳥架鼓



M173豆



M128瑟

余岡墓地は発掘されたなかではもつとも完全な墓地である。墓葬の分布には規律があり、時代の前後に従って南、北、東へと徐々に拡大している。多くの単棺墓は頭龕を設けている。少数の比較的大きな墓葬は台階或いは踏台、腰坑を設けている。いくつかの墓葬は底部に掘り残しの台がある。頭位方向は一般に一九〇〜二二〇度の間であり、少数の戦国墓にみられる青色粘土は、五花土に細かな灰色泥を混ぜて作られており、締まりが悪く、粒も粗く、一般的には木槨の蓋板を覆うぐらいで、ごく少数の墓葬のみやや厚くなっている。五花土と接触する部分では五〜一〇センチメートルの鉄さび色の土層ができている。玉含以外の玉器も含むすべての副葬品は、棺

外の頭箱、または辺箱内に置かれていた。墓葬では並穴合葬墓の数が多い。一六基の墓葬から青銅礼器が出土しており、その組み合わせは鼎・盞（盆）・舟、または鼎・敦（簠・盒）・（缶）で、匱が加わる場合もあるが、比較的整った発展の序列を成している。戦国墓には俎、豆、瑟、傘、鎮墓獸、虎座鳥架鼓、虎座飛鳥などの漆器の保存がよかった例もあった。また戈・劍・矛・弓・鏃といった組み合わせで兵器が出土した墓葬もあり、また一点のみが出土した例もある。鼎・敦のセットで出土した墓葬では一般に木俎が相伴している。戦国墓で倣銅陶礼器の鼎・敦・缶（壺）、或いは日用陶器の孟・豆・長頸罐（壺）をセットで副葬した場合は、陶器の器面一層に黒衣がみられ、しかも磨光である。

各墓地間の差異は、墓地の性格や時代の違いにより生み出されたものと考えられる。

3、文化属性

（1）主体文化属性

以上の六大墓地と個々に発見された墓葬の全体の文化属性からいえば、墓地の選地、墓葬の分布、さらに墓葬の構造及び随葬器物のセット、形態、文様などはみな典型的な楚文化の様相を表している。それらは時代の推移に従い、異なった時代には異なった表現があるが、各墓地の楚文化としての共通点は変わることなく、その主体となる文化が楚文化に属することは疑いない。

（2）外来文化の要素

① 中原文化の要素

これはあらゆる外来文化の要素のなかで最も影響が大きい。各墓地の選地、墓葬の分布と墓葬の構造や棺槨の数などは基本的には周の礼を用いている。山湾墓地の個別の墓葬にある列鼎制度はその典型である。また墓坑底部に腰坑を造る現象も、

最も古くは中原の商文化にその淵源がある。車馬坑の形状もやはり中原地区と同じである。器物のセットでは、楚文化遺存中、一貫して鬲・豆・盂・罐の日用陶器のセット、鼎・盆（簋）・缶の青銅礼器の組み合わせで、中原の周文化と直接的な継承関係或いは類似の関係にあり、鼎・簋（盆）

・壺の倣銅陶礼器の組み合わせもこれを踏襲したものである。器物の形状については、早期の陶鬲のわずかに窪んだ瘤裆や、碗型蓋圈足簋の形状は、疑いなく周式の鬲・簋を継承・発展させたものである。銅立耳鼎・盆・舟或いは典型器である簠などの器形は中原地区で最初に使われたものであり、線刻紋銅匜・小袋足罐形鬲・蓋豆・高柄小陶壺は中原の三晋地区で流行した器物である。

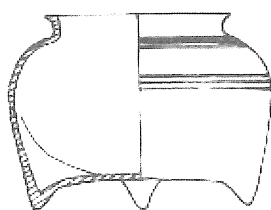
② 越文化の要素

特徴がはっきりしている越式鼎が戦国中・後期の墓葬から出土している。

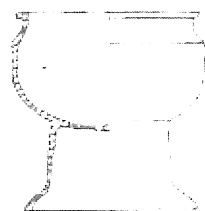
③ 秦文化の要素

秦の地で多く見られる束長頸編腹壺がこの地で多く発見されており、時代も江陵地区よりも早い。

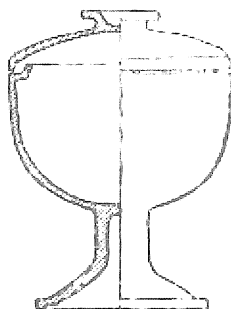
図31 中原文化の要素を持つ楚墓出土器物



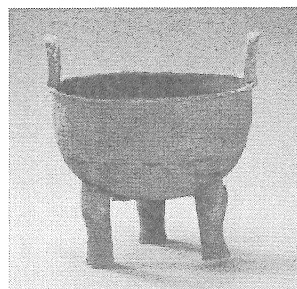
彭崗M9:1陶鬲



下崗M13:2陶簋



蔡坡M4:69陶蓋豆

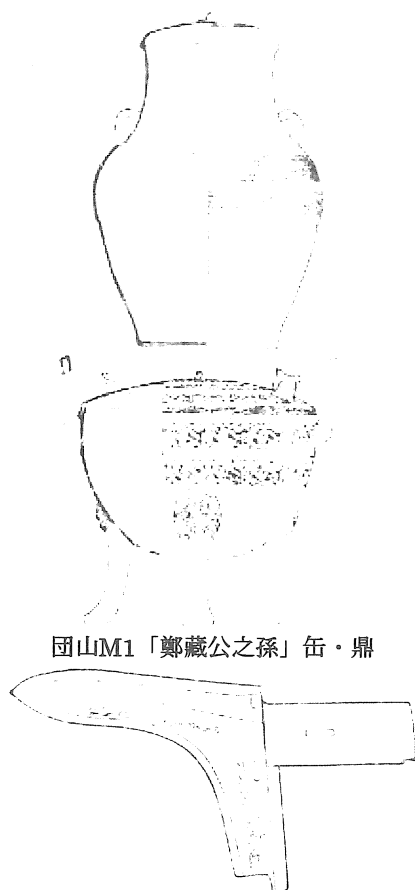


沈崗M65:5銅鼎



沈崗M65:9銅盆

図32 その他の諸侯国文化の要素を持つ器物



团山M1「鄭藏公之孫」缶・鼎

团山M4「蓼鋸」戈

① 墓葬の規模は小さく、多くは墓口と墓底が同じ大きさで、少数の墓葬では墓口が墓底よりも小さい。
② 青・白粘土で墓坑を埋める現象は極めて少なく、少数の戦国墓葬が槨室の周囲や蓋上部を青粘土と五花土の混ざった青灰土で覆うのみである。

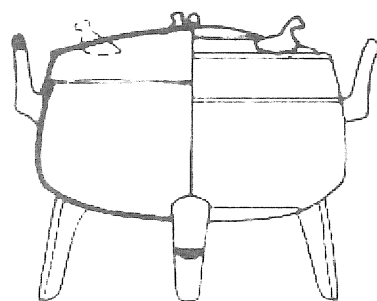
襄樊地域は江陵・当陽などの楚墓が集中している地域と同じく楚文化の範疇に属するが、同時に一定の地域的な差異も見られる。それは墓葬の構造や随葬器物の両面で表現されている。

(1) 墓葬構造

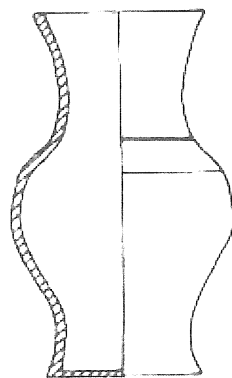
4、地域の特徴

④ その他の諸侯国文化の要素
各諸侯国名を刻鑄した青銅器の出土によって確認できる。例えば「鄭藏公之孫」鼎・缶、および「上郡府」簠、「蔡公子姬安」缶、「蓼鋸」戈、呉王夫差劍、「徐王義楚元之」劍、「蔡公子」戈などである。しかしこれら器物も強い楚文化の特徴を具えている。

図31 越・秦文化の要素を持つ器物



蔡坡M14:7越式鼎



彭崗M19:3秦文化の要素を持つ陶壺

- ③ 竈は基本的には頭竈で、少数に側壁竈がある。位置はいずれも櫛などの蓋と同じ高さである。
- ④ 江陵で大型墓以外の中小墓に、僅かに九店墓地の甲類墓五基でのみ腰坑が見られるのと異なり、本地区では数は多くはないが同規模の典型的な楚墓の底に腰坑が掘られている。
- ⑤ 独特の要素がある余岡墓地では、墓葬の頭位方向が一般に南から西で、北から二〇〇〜二二〇度偏る。極めて少数の墓葬は一七五度〜一九五度で、真南向きの墓葬もある。戦国時代の墓葬は斜坡墓道を設けず、少数の墓葬では一辺に、或いは対角に、或いは四隅に上り段を設ける。
- ⑥ 一定量の併棺墓があり、少数の陪葬棺もある。
- ⑦ 山湾墓地の一基の墓葬には車馬殉葬があり、珍しい葬制である

(2) 随葬器物

① 陶器の色調と質

陶器は基本的には泥質陶で、焼成温度は低く、色調の多くは褐色で、少量が灰陶である。黒陶は見られないが、僅かに余岡墓地の戦国時代の倣銅陶礼器及び共伴した日用陶器の表面に一層の黒衣が見られたものの、大部分は剥落していた。

② 紋色

戦国時代の倣銅陶礼器上の彩画は極めて少なく、出土例は全て戦国中・後期の墓葬である。余岡墓地の春秋後期前段の銅舟内壁には楚式青銅器では最も古い線刻龍・鳳凰・蛇の文様がある。戦国中期の一点の銅匜にも線刻の狩獵図案がある。

③ 器種と組み合わせ

陶器・青銅器の組み合わせの器種はほぼ単一で、違いは大きくない。陶器のセットは基本的には鼎・敦・缶(壺)で、鼎・簠(盆・盞・豆・盒)・壺の組み合わせも少数ある。鼎・簠・缶(壺)の組み合わせは見られない。日用陶器の基本的な組み合わせ

わせは鬲・豆・盂・罐で、鼎が鬲に代わるセットの比率も比較的大きい。簋が鬲に代わる現象も少数ある。炊器を含まず、盂・豆・罐（壺）の組み合わせの墓葬もかなりの数に上る。さらに特殊な例として、無耳盆形鼎・高柄簋・三耳壺の組み合わせも一例ある。鼎と盆或いは舟といった銅器のセットも少数ある。青銅兵器が出土した墓葬は少ない。

④ 主な器種の形状

A 陶器：全体的に見ると器種は多くはない

a 日用陶器

鬲は大多数が大口深腹で高めの柱状足である。最も早い時期の鬲には瘤襠の遺風があるが、浅腹矮柱足鬲は見られない。小口鬲は少数しか見られないだけでなく、口径が明確に肩部或いは腹径より小さいといった特徴以外は大口鬲と基本的には同じである。現れる年代は遅く、一般に戦国時代で、江陵地区の同型の鬲が北伝した結果と考えられる。瘤襠は一般に凹型か水平で、下になったものは見られない。みな高柱足である。鬲に代わる鼎は無耳盆型鼎で、日用品であり、その出現の時期は江陵地区よりも早い。

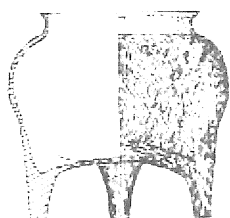
盂の形状は比較的単純で、一般的に円肩、深腹。少数の浅腹盂は折肩に近い。

日用陶器としての豆は、いずれも弧盤高柄無蓋豆である。高柄或いは柄が太く圈足の碗型簋は少数である。

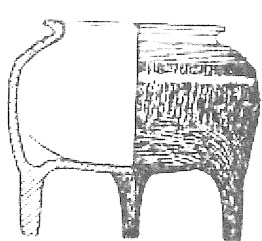
図33 本区と江陵・宜昌区の陶小口鬲・無耳鬲の比較



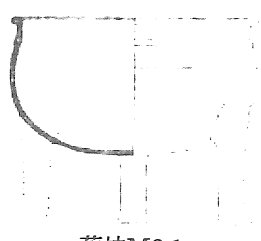
余崗M266瘤襠風格鬲



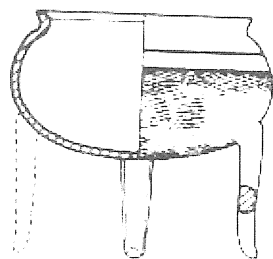
彭崗M2:1



雨台山M496:2

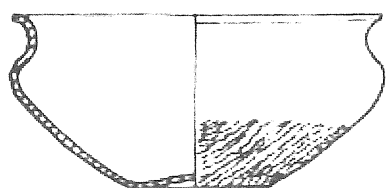


蔡坡M6:1

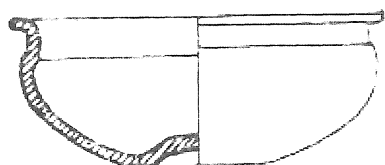


九店M482:3

図34 浅腹盃の比較



彭崗M21:1

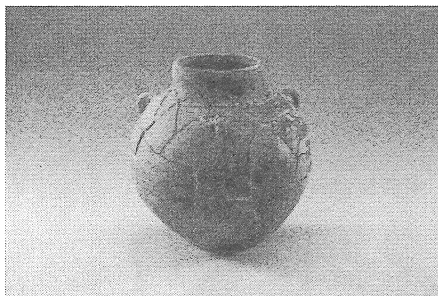


雨台山M409:3

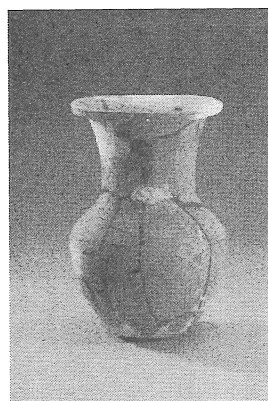


沈崗墓地M178

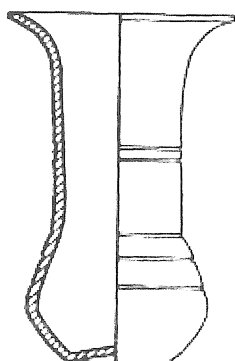
図35 長頸壺・罐の比較



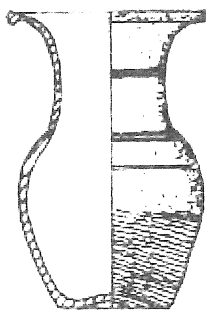
沈崗M210:3三耳壺



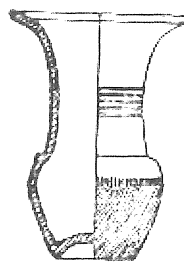
沈崗M112:3



雨台山M408:2



沈崗M9:2



雨台山M232:1

長頸壺（壺）に大口細長頸浅腹の形状のものはなく、頸部は比較的太く、短く、深腹である。東長頸扁鼓腹小壺はこの地区でよく見られる器種である。三耳小口鼓腹壺は本地区では二点が発見されているのみである。

図35 蔡坡M20陶鼎

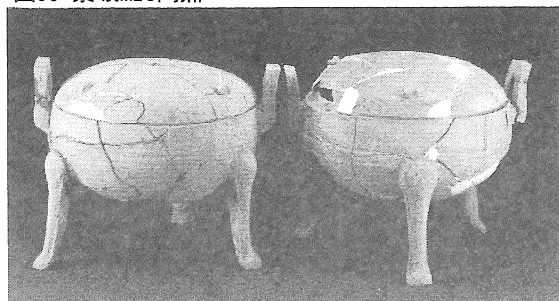


図36 沈崗M249:4蓋豆

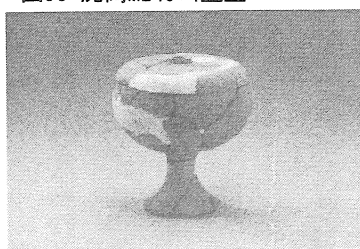


図37 本区の特徴を持つ陶器



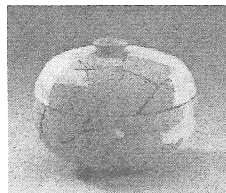
彭崗M163:2簋



卞營M7:1盆

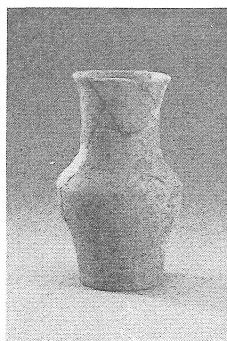


山灣M24:3簋



沈崗M74:3盒

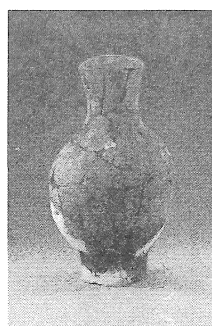
図38 本区の特徴を持つ陶壺



彭崗M118:3

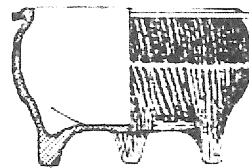


山灣M2:25

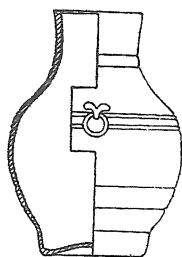


沈崗M115:8

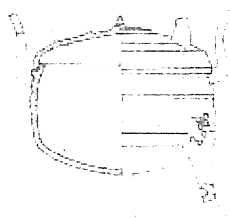
図39 江陵・宜昌地区で流行し、本地区には見えない陶器の器形・器類



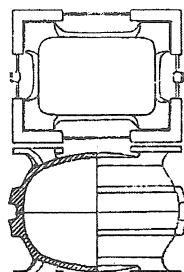
雨台山M24:1鬲



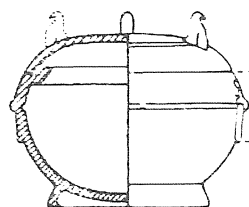
趙家湖JM180:6壺



九店M315:15鼎



趙家湖JM230:2簋

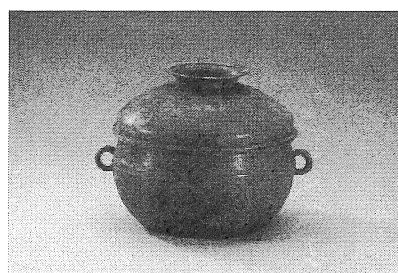


雨台山M555:12盒

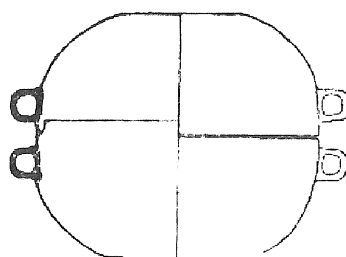
b 倣銅陶礼器

江陵・宜昌地区で多く見られ、簠と組になる箍口円折腹鼎は本地区では発見されていない。主なものは有蓋円弧腹鼎で、一般には口縁に突帯がなく、浅弧腹、円（菱）型の実蹄足である。全ての鼎足に空足はなく、足の根本に僅かに円圈紋を押印する。小口鼎の出土量は少なく、時代は遅い。升の数量も僅か数点である。

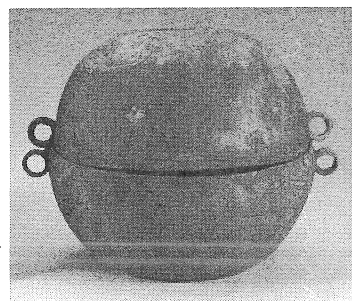
図40 本区の特徴を持つ銅盒



余崗M237盆



蔡坡M4:3



余崗M289:2

青銅器を模倣した簠・盆などの出土例は少数である。蓋豆も少なく、盒の形状と蓋豆の上半は同じである。罍・盥の出土数は多くはない。

壺の形式はさらに多様である。常に見られるのは細頸鼓腹浅圈足壺で、束頸円鼓腹浅凹底鋪首銜環壺は見られない。束長頸扁鼓腹平底壺は変化の順序がわかる。橄欖型壺は他の地域では見られない。少数の稜角が不明確な方壺が発見されており、鈎のひな形となったものと考えられる。

B 銅器：楚式銅器の違いは小さい

礼器では少数の銅盆が出土し、銅簠は見られない。形状が独特な環耳盒が僅かに二点見つまっている。本地区は楚文化の強い影響を受けているが、なお一定の特徴もある。諸侯国の青銅器とその他の楚墓区との比較は難しい。

C 木漆器

保存が比較的良好な墓葬から出土した木漆器はいずれも戦国墓から出土したものである。少数の墓葬には木漆器の簠（敦）、壺があるが、鼎は発見されていない。その他の木漆器は種類や数量も少なく、あるものは象徴的に一点随葬されているだけで

ある。ほとんどの場合は文様がなく、文様がある場合でも非常に簡易なものである、上質なものは非常に少ない。これらは或いは墓葬の規格が低いことと関係するかもしれない。

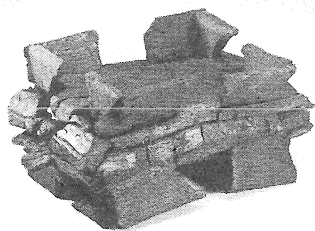
以上の地域的な特徴は、江陵・宜昌などでは極めて少ないが、少なからぬ特徴が鄂東の楚墓に見られる。例えば墓室の隅の一箇所、二箇所、或いは四箇所に踏み台を設ける構造や、双耳罐、東長頸扁鼓腹小壺が常に器物のセットのなかに見られるといった点である。

時代的な変化を見ると、中原及びその他の諸侯国の文化要素は主に春秋時代に見られ、かつ時代が早いほど、その占める割合はより大きい。これは本地区の地理的な位置や文化的な背景と関係がある一方で、別な面では楚がこの時期に大規模に北上して覇を競ったことと関係する。楚が基本的に漢水流域を占領した後に、外来の文化要素は大きく減少する。戦国中・後期に至って、秦と楚が不断に交戦し、秦がこの地を占領した後に、秦文化が多くこの地に進入して、徐々に主体となる文化になってゆく。

四、秦文化遺存

1、概述

図41 本区の漆木器

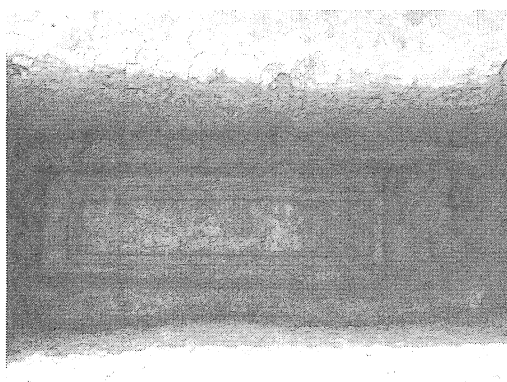


团山M21:58蓋

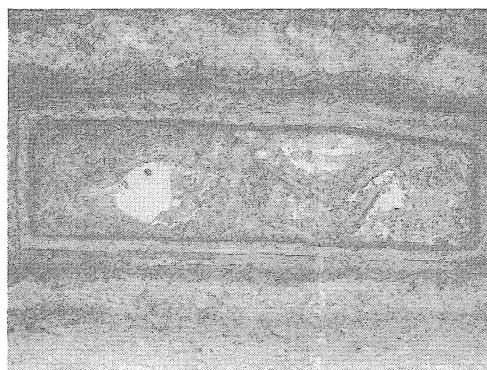


余崗M174:6敦

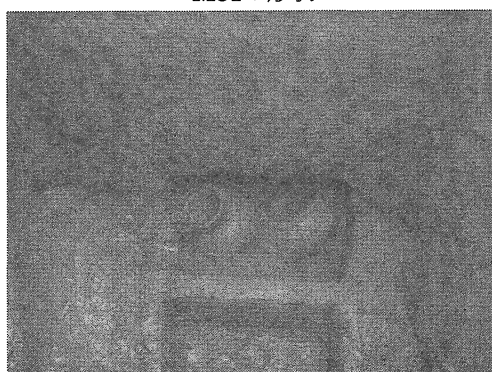
図42 嶺子墓地秦墓



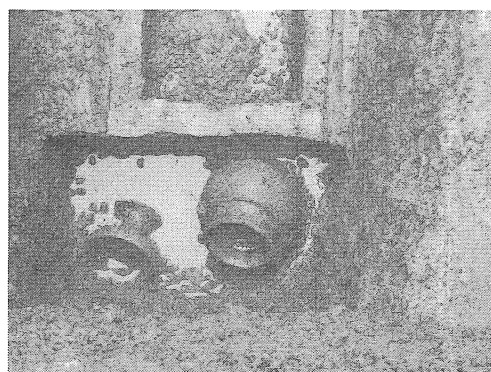
M81の形状



M71側身曲肢葬式



M107頭罎



M69の随葬器物

紀元前二七九年、秦は鄧を抜く。これにより鄧は南陽郡に属し、秦文化が主導的な地位を占め、前漢初年に至る。秦の統治期間が比較的短いため、秦文化の遺存の数は多くない。韓崗遺跡の秦文化遺存の他には、戦国後期から秦統一時代（紀元前二七九～二〇六）の一〇〇基前後の墓葬がある三大秦墓地、すなわち王坡⁽¹⁶⁾、余崗⁽¹⁷⁾、嶺子⁽¹⁸⁾があるが、戦国後期後段の秦文化遺存はそのなかでは少数の部分的な墓葬のみである。

これら墓葬のうち二基の長方形竪穴式土洞墓以外は、いずれも無墓道の長方形竪穴土坑墓で、いずれも小型墓に属す。頭位方向は北向きが非常に多く、南向きがこれに次ぐ。少数の墓葬は墓室の片側或いは両側に掘り残しの台もしくは頭罎を設けている。填土は五花土である。葬具は単棺単槨と単棺の二種類がある。被葬者は仰身伸展葬で、少数は仰身或いは側身屈葬である。随葬陶礼器の組み合わせは鼎・（盆・豆）・壺、日用陶器は罐・壺・盂、釜・釜より一から三の器種による組み合わせである。一部の墓葬は礼器と日用陶器を組み合わせているが、完全ではない。また銅鼎、蒜頭壺を組み合わせたり、釜のみを副葬する少数の墓葬もある。

この他、山湾・蔡坡・团山・沈崗などの典型的な楚墓にも、形態と随葬器物が上述の墓地と基本的に同じ秦墓が少数ある。

2、文化属性

（1）主体文化属性

鄧城はもともと楚地であるが、紀元前二七九年に白起が鄢・鄧を取った後、秦人による統治が確立されるに従い、秦文化が本地区でも主体的な地位を占めるようになった。

① 墓葬形態

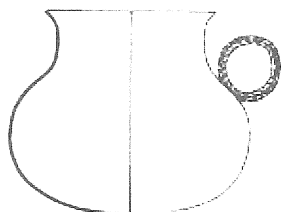
豎穴状の墓道の側辺に洞室を掘る墓葬であり、頭位方向は多くは北向き、屈葬で埋葬している。

② 随葬器物

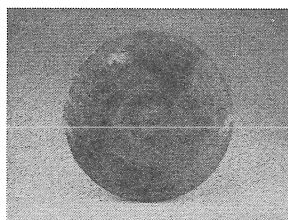
日用陶器の組み合わせは、釜・釜・折肩盂・甑・「卮」字形小壺・小口甕及び銅礼器の鼎と日用銅器の蒜頭壺・釜などで、みな典型

図44 秦文化の典型的な銅器

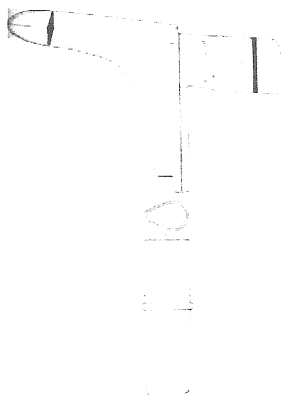
図43 秦文化の典型的な陶器



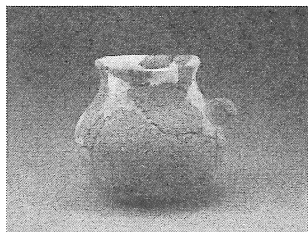
王坡M18:4釜



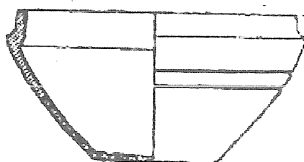
王坡M57:9鏡



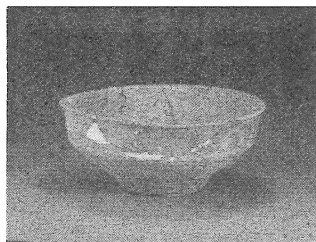
王坡M61:5戈



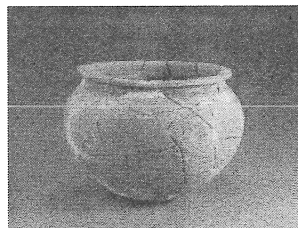
王坡M18:4釜



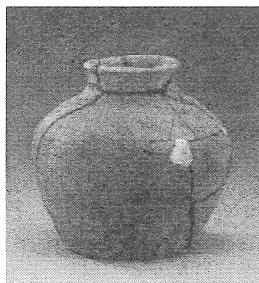
蔡坡M1:1盂



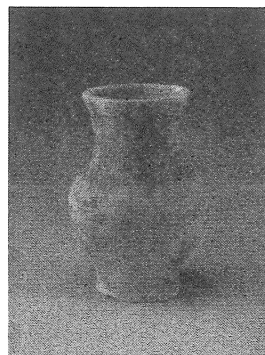
王坡M118:2盂



王坡M29:2釜



余崗M30:1小口甕



王坡M14:4小壺

的な秦式器である。共伴する弦紋銅鏡は関中秦墓で流行したものである。さらに「三十四」年銅戈と秦銭の銅半両銭がある。

(2) その他の文化の要素

① 楚文化の要素

楚式の長方形竪穴木槨墓が大多数を占めており、頭位方向が東・南である墓葬も少なくはなく、仰身伸展葬も継続して採用されている。全体の墓葬のかんりの部分では鼎・盒・壺

といった礼器の組み合わせが占めており、基本的には戦国後期の楚墓の陶礼器の組み合わせを採用している。そのうち高稜形蹄足鼎、蓋・身がいずれも圈足をもつ素面盒、侈口束長頸浅圈足壺などはみな楚式の特徴である。羽状地草葉立鳥紋鏡や漆壺、漆樽などの木漆器も戦国の楚地で非常に流行したものである。

② 中原文化の要素

楚墓及び関中秦墓ともに二層台と壁龕が多く設置される現象が本地でも多く発見されている。それらは恐らく中原の姫周文化に起源がある。中原地区で最も早く現れる夫婦異穴合葬墓は秦墓にも多く反映されている。鼎・豆・壺陶器の組み合わせや陶高足小壺も来源は中原地区にある。

③ 越文化要素

秦墓中によく見られる扁腹平底高柱足陶鼎、盤口細頸扁鼓腹圈足壺は越文

図46 余崗M15:4陶高足小壺

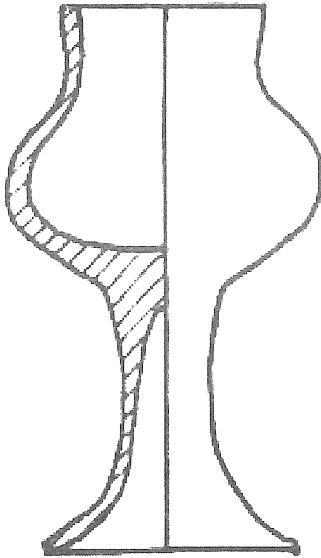
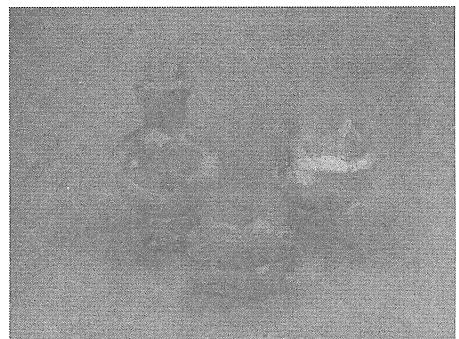
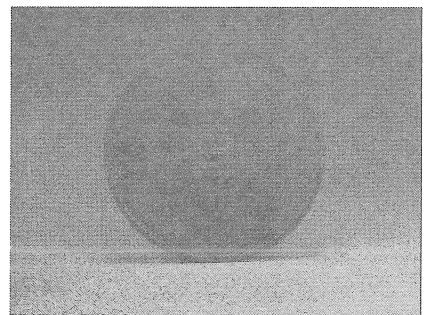


図45 楚文化の要素を持つ器物

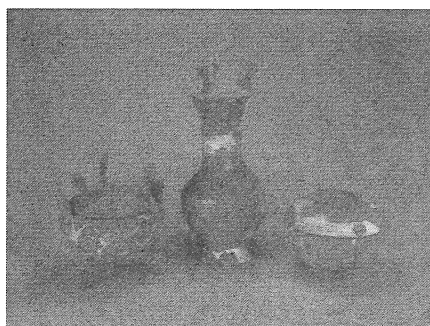


王坡M135の陶器の組み合わせ

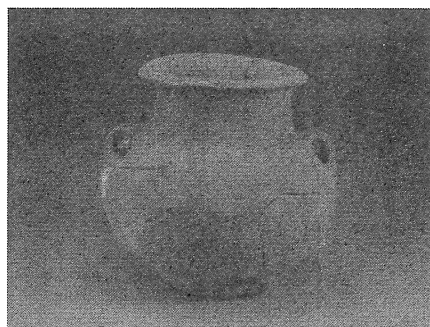


王坡M7:7銅鏡

図47 地方文化の要素を持つ陶器



王坡M127鼎・盒・壺



王坡M26:2罐

鄧城区域の秦墓の文化要素は複雑であるが、主体は明確であり、秦・楚両文化系統を基本として、秦文化を主としている。この二種の文化系統も孤立して存在するものではなく、多くの状況下では両者を兼ね備えている。このことは秦文化がその他の文化を統一する過程の初期に対象となる文化を受け入れる状況にあったことを示していると共に、楚文化の強力な生命力をも表している。

五、小結

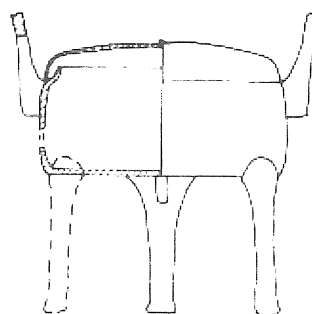
1、鄧城区域に密集して分布している文化遺存は、鄧城が两周時代に漢水中流域の中心的な都市であったことを表している。鄧城に沿って発展してきた黄家村・韓崗遺跡は面積が大きいだけでなく、鄧城と連続しており、都市の発展が城壁によって遮

化の影響を受けて成立したものであろう。

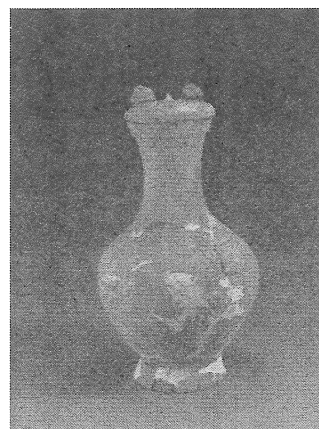
④ 地方文化の要素

弦紋を多く付けた陶深腹半高稜形柱足陶鼎、蓋と身が碗状の浅寛圈足盒、侈口束長頸鼓腹圈足或いは平底壺は本地区に集中している。形状が独特で数量も多い双耳環底縄文罐は、本地区の戦国中・後期の同様な罐から発展してきたものである。

図46 越文化の要素を持つ陶器



余崗M15:6鼎



王坡M57:11壺

られる制限を破った都市空間の発展、また両周時代の経済の繁栄や文化が発達したことを表現している。

2、鄧城城址を中心とする鄧城区域は、両周時代の政治構造の転換にそって文化空間に急激な変化がうまれている。前後して鄧・楚・秦の三種の主体となる文化の交代を経ているが、中間の楚文化は前の時代を受け、次の時代に伝える歴史的な役割を果たしている。

3、南土の統制を強化するために、西周初年に周王朝は鄧を漢水中流域に封じ、鄧城を拠点としたことが、鄧城区域の両周文化の源泉となった。伝世の鄧器と発掘状況は、周の封国としての鄧文化と中原周文化に高い同一性があることを表している。

その文化の先進性は本地区の鄧文化の濃厚な基礎となり、また歴史が発展するなかでも一貫して強固に独自の文化的な特色を残し続けた。しかし西周後期に至ると、鄧文化は隣接する楚文化の影響を受け始めた。黄家村遺跡では西周後期から、個別には春秋前期後半に現れ、その後ますます多くなってゆく成熟期楚文化の日用陶器は、この種の影響力の作用を実証している。

4、楚文化が主体的な地位を占め始めた当初、鄧国は滅亡したものの、中原姫周文化と強く類似した鄧文化の要素はなくなり、なお継続して楚文化に影響を加えた。このことは楚文化の発展の全般的な過程に見られる特徴で、中原文化の要素は外来文化の要素のなかで終始大きな比率を占め、特に少なからぬ要素は直接、中原姫周文化を受け継いだ。それは本地区では濃く中原姫周文化を受け継いだ鄧文化の直接の基礎となっただけでなく、さらに言えば、楚文化と中原文化には一貫して強く密接な関係があることから、中原姫周文化がおそらく楚文化の主要な来源であり、そのため楚文化にはその発展中に一貫して中原文化の影響が強く見られるのである。同時に、楚は後の滅国過程で多くの諸侯国の文化因子を受け入れており、それらは楚文化の形成にあたってより一層の強化作用を果たした。

5、本地区の楚文化は、全般的には比較的典型的なものではあるが、地域的な特徴も存在しており、しかもそれは異なった時期では異なった表現形式をとっている。この種の地域的な特徴の形成はその地理的な位置や歴史文化的な背景と密接な相関関係がある。本地区は中原に近く、中原文化の南伝には必ず通らなければならない地である。それに加えて西周から春秋前期には鄧文化の中心区域であることから、本地区の楚文化は一貫して中原文化の強力な影響を受けている。春秋中・後期に楚は襄

宜平原を統治の中心として、漢水以北の鄧県を基地とし、北方に向かい大規模な併合戦争を進行した。江淮流域の諸侯国の多くが消滅し、その文化要素は楚文化に吸収されるとともに、本区では少なからぬ中・下級貴族墓に痕跡を残した。戦国前期以後、本区の楚墓の全体的な等級は明確に江陵地区よりも低く、その原因はあきらかに楚都の南への移動によるものと考えられ、まさにこの時期、本来江陵地区で流行していたその地の文化の特徴を持つ器物が北伝して当地に伝わっている。楚文化に見られる明確な地域的な特徴からすると、本地区は楚文化の区域類型の一つをなしている。

6、秦文化の要素は戦国前期及びそれ以前では僅かに確認できるのみであるが、戦国中・後期には影響が大きくなり、秦がこの地を占領した後は、政治的に主導して楚文化の強制的な改造を実施し、最後に秦文化が楚文化に取って代わった。しかし楚文化の伝統はなお強固に存在しており、秦文化の生成にも大きな影響を与えた。この種の影響は典型的な秦文化とも異なり、また典型的な楚文化とも異なった変容を産みだしており、ある種の地方文化の要素を形成している。本地区の秦文化の発展には、その他の文化からもたらされた要素もあるが、その占める比率は小さく、主に楚文化の伝統による阻害を受けている。この種の阻害は秦が本地を占領した当初に最も突出して現れており、秦文化遺存における楚文化の比率が比較的大きい。しかし秦王朝による統治が固まるに従って伝統的な楚文化は徐々に解体に向かい、秦文化と統合する過程が加速し、前漢初年まで持続する。本区の三大秦墓地のうち戦国後期後段の秦墓を継承した秦代の墓葬はこの過程を表現している。そして同墓地における多数の前漢前・中期の墓葬の出現は、秦・楚文化が漢文化に継承された基礎のうえで、さらに融合を果たしたことを表している。前漢中期前段、すなわち漢武帝の前期に統一的な漢文化のなかに完全に溶け込んでしまい、秦・楚文化の要素は完全に消失した。

以上のことをまとめると、南北交通の要道と文化交流の中心の一つであった鄧城地域は、両周時代の文化の発展に特徴があり、今日の湖北地区の両周文化研究において重要な地位を占めるとともに、大量の考古遺存の発見により楚文化源流の探索に重要な資料を提供しているのである。

- (1) 襄樊市文物普查辦公室等『襄樊市文物史跡普查實錄』(今日中国出版社, 一九九五年)。
- (2) 襄樊市考古隊二〇〇五年資料。
- (3) 湖北省文物考古研究所等「湖北襄陽鄧城韓崗遺址發掘報告」(『江漢考古』二〇〇二年第二期)。襄樊市博物館「湖北省襄樊市鄧城遺址調查簡報」(『江漢考古』二〇〇四年第二期)。
- (4) 襄樊市文物管理處「湖北襄樊市揀選的商周青銅器」(『文物』一九八二年第九期)。
- (5) 襄樊市文物考古研究所二〇〇六年資料。
- (6) 湖北省文物考古研究所等『襄陽王坡東周秦漢墓』(科学出版社, 二〇〇五年八月)。
- (7) 陳千万『湖北省穀城發現的鄧國銅器及相關問題』, 待刊。
- (8) 襄樊市考古隊「襄樊市彭崗東周遺址發掘簡報」(『江漢考古』二〇〇〇年第二期)。
- (9) 湖北省文物考古研究所等「湖北襄樊市彭崗東周墓群第三次發掘」(『考古』一九九七年第八期)。襄樊市文物管理處等「襄樊彭崗東周墓地第一次發掘簡報」(『江漢考古』一九九九年第四期)。襄樊市博物館一九九五年發掘資料。
- (10) 襄樊市考古隊二〇〇四・二〇〇六年發掘資料。
- (11) 襄樊市考古隊二〇〇四・二〇〇五年發掘資料。
- (12) 襄樊市博物館「湖北襄陽團山東周墓」(『考古』一九九一年第九期)。拙稿「襄北楚陶器墓綜述」(『江漢考古』二〇〇〇年第二期)。襄樊市博物館一九九四年發掘資料。襄樊市考古隊二〇〇五年發掘資料。
- (13) 湖北省博物館「襄陽蔡坡戰國墓發掘報告」(『江漢考古』一九八五年第一期)。襄陽首屆亦工亦農考古訓練班「襄陽蔡坡12号墓出土吳王夫差劍等文物」(『文物』一九七六年第一期)。襄樊市考古隊「湖北襄樊蔡坡戰國墓地第二次發掘報告」(『考古』二〇〇五年第一期)。襄樊市考古隊「湖北襄樊蔡坡二十号戰國墓」(『考古』待刊)。
- (14) 湖北省博物館「襄陽山湾東周墓發掘報告」(『江漢考古』一九八三年第二期)。

(15) 楊權喜「襄陽山灣出土的鄧國和鄧國銅器」《江漢考古》一九八三年第一期。

(16) 注(5) 參照。

(17) 注(10) 參照。

(18) 襄樊市考古隊二〇〇四・二〇〇六年發掘資料。

中国考古学からのコメント

岡村 秀典

今回は「楚文化の地域性」がテーマとなっています。わたしに与えられた課題は、中国の先生方の報告にたいして、考古学からコメントすることです。わたしは常づね考古学の限界を感じていましたが、今回、みなさんから新鮮で刺激的な報告をいただきました。考古学にも明るい展望が開けてきたような気がします。そのように感じたわけをお話ししてみたいと思います。

考古学という文化の地域性は、歴史学において、どのような意義をもっているのでしょうか。政治権力が存在しない社会のばあい、文化の空間的なあり方は、中心から遠ざかるにつれて徐々に文化が変化するのが普通です。地理的勾配をもつ、といってもよいでしょう。たとえば、北に洛陽、南に荊州があり、その中間に襄樊や棗陽があります。かりに洛陽の文化が黄色、荊州の文化が青色としますと、襄樊の文化はその中間色である緑色になります。荊州から北に向かうと、青色がだんだん緑色に変化し、襄樊を過ぎると、だんだん黄緑色から黄色になっていきます。考古学の地域性の議論、とくに新石器時代の地域性をめぐっては、ほとんどがこのように単純な議論で、当たり前すぎて面白くありません。

しかし、今日のお話は、楚という強大な国家が存在し、楚文化という強烈な個性をもった文化が開いた時代のことです。王先福先生が報告された襄樊も、王紅星先生が報告された棗陽も、もともと楚国ではなく、春秋・戦国時代になって楚人が新たな支配者として君臨するようになったところです。楚国から派遣されてきた支配者は、楚人としてのアイデンティティを堅持していたのでしょうか。それとも在地領主となって、その土地の風俗に染まってしまったのでしょうか。

王先福先生の報告にありましたように、襄樊には西周時代に鄧国があり、紀元前六七八年に楚によって滅ぼされました。文献には書かれていませんが、楚はそこに県を設置し、有力者を役人として派遣して、その地域を支配したようです。襄樊の山湾墓地から「鄧公乘」の銘文をもつ春秋晩期の鼎が出土し、王先生はその作器者を楚が設置した鄧県の県公と考えられました。

わたしも王先生のご意見に賛成です。残念なことに、その銅鼎は偶然に発見されたために、どのような墓から出土したのか、わかりません。しかし、文献史学の研究によると、中原の大国である晉では、県の首長の地位は世襲され、かつての諸侯のように在地領主化していったのにたいして、楚国の県の支配者は世襲されることなく、王の近親者がかかるがわる派遣されていたとされています。地方における支配者の大墓を詳しく検討すれば、そのような県の性格がもつと具体的に明らかになるかもしれません。

秦漢帝国では、中央集権的な郡県制が敷かれ、中央から地方に役人が派遣されます。郡太守として地方に赴任しても、そのまま在地領主になることはありません。このため地方に派遣された郡太守が、かりに派遣地で死んだとしても、帰葬といって、自分の生まれ故郷に埋葬されるのが普通です。そのことは、いろんな文献史料に記されていますし、じつさいに河南省南陽でみつかった王莽代の墓では、被葬者の馮君孺久という人が遠く南の広西にあった鬱平郡の長官であったことが記されています。しかし、地方でも中下級の貴族は地元の出身者ですから、死後も地元埋葬されます。このため、地方の中小型墓の被葬者は、ほとんどが地元の有力者であったと考えられます。

また、王紅星先生が報告された棗陽九連墩二号墓は、被葬者が女性で、三晉の風格をもつ銅器が副葬されていたことから、王先生は三晉から楚に嫁いできた人ではないかと推測されました。西周時代の金文には嫁入り道具の媵器を持参したことがみえますし、遠く離れた国の間で政略結婚がおこなわれたことは文献にしばしば記されています。ただし、墓にはヒツジを埋めた腰坑がありました。腰坑にイヌを埋めることは殷代に多かったのですが、周代には激減します。しかし、戦国時代の楚では、湖北省包山二号墓や河南省長台関一号墓にはヤギやシカを埋めた腰坑がありました。腰坑は楚の風習だったようであり、正式な調査報告をまつて検討する必要があるでしょう。

このほか淮河下流域の蔡国や徐国、長江下流域の呉国の青銅器が襄樊から出土し、戦利品だろうと王先福先生は考えておられます。また、今回は取り上げられませんでした。河南省平頂山市の応国墓地から鄧公のつくった媵器が出土し、西周時代に鄧国と応国との間に婚姻関係があったことがわかります。このような考察ができるのも、製作者を記した銘文があるからで、

文献だけではわからない国と国との関係が考古学からうかがえます。

ところで、楚の支配者はこのように文化的に多様な側面があった反面、胡雅麗先生は墓制には非常に統一的な制度があったことを論じられました。胡先生のおっしゃる葬器制度とは、要するに墓に副葬する鼎などの礼器は身分によって数が決められていて、王の鼎は九つ、諸侯の鼎は七つ、卿大夫の鼎は五つ、士の鼎は三つないしは一つ、であったということです。この規定は儒教経典の礼書にみえるのですが、胡先生は楚簡の遺策を用いて、それを細かく検証されました。そして、楚国では、都のあった荊州だけでなく、南の湖南省長沙、東の湖北省黄冈、北の河南省信陽、そして王紅星先生の報告された棗陽九連墩という周辺地域でも、一部に僭越な例もあるようですが、ほぼ一律に遵守されたということです。この議論は北京大学の俞偉超先生らが唱えられた用鼎制度論を基礎にしており、西周時代の礼制が僭越による身分制の動揺によって、しだいに崩壊していったと主張するものです。つまり、楚国だけでなく、中原の諸国も同じ制度を採用し、戦国時代だけでなく、ずっと前の西周時代から少しずつ変質しながら継承されてきた制度だということです。はたして、そのような厳格で統一的な礼制が実在したのか、わたしは鼎の大きさ、たとえば包山二号墓の遺策に「牛鑄」「豕鑄」とある大きな鼎、あるいは「登鼎」という大きな平底の升鼎は中小型墓から出土しない、というような礼制もあったと考えています。今回のテーマに則していえば、胡先生のお話は地域性を貫く礼制が楚にはあった、ということになるでしょう。

いっぽう、楚の支配者を受け入れた一般の人びとは、どのような文化的対応をとったのでしょうか。王先福先生の報告でたいへんありがたかったのは、庶民の住んでいた集落と貴族たちの墓地とをきちんと区別して、それぞれの変化を検討されたことです。鄧国の存在した時代の集落をみると、土器に中原文化の特徴が強くあらわれていたけれども、春秋前期後半ごろから次第に楚文化の特徴がみえはじめ、鄧国が減んで楚が支配するようになると、完全に楚文化のものに変化するようです。つまり、支配者が置き換わっただけでなく、一般の人びとの暮らしにも楚文化の影響が強く及んでいたことがわかります。

最後にまとめると、楚のように複雑化した社会においては、新石器時代にたいするような、マクロな考古学の方法論は通用しません。一小地域内の文化を均質なものとしてとらえる地域性ではなく、そこに生きたさまざまな人それぞれの個性や人間

性に焦点をあてるような人文学的研究法が求められているのだと思います。つまり、少なくとも支配者と被支配者に分けて考える必要がありますし、支配者も中央から派遣された人たちと在地で支配者になった人たちとに分けて考える必要があるでしょう。王紅星先生も大中型墓は地域性が乏しく、小型墓は地域性が大きいと指摘されました。あるいは男性墓と女性墓をきちんと分け、当時の婚姻についても気配りする必要があるでしょう。今回はそのようなミクロな議論ができませんが、文献史学をはじめ人文学全体にも貢献できる考古学の研究方法がみえてきたかな、と思いました。感想が多くて、具体的な議論ができませんでしたが、これでわたしのコメントを終わらせていただきます。

中国古代史からのコメント

谷 口 満

本日、私に与えられましたコメントのテーマは、中国古代史からみた楚文化という大きなものでありますけれども、私にはとても手に負えませんので、大きなテーマはちよつと置いておきまして、本日のテーマは楚文化の地域性ということですから、そういった文化の地域性というものは、どのようにして生じてくるかということをお話ししましてコメントに代えたいと思います。なお、以下の話につきましては、いくつかものを書いたことがあります。昨年三月に出ました『早稲田大学長江流域文化研究所年報』第三号にその手のもの（「戦国楚文化の淵源——楚文化・巴文化同源説？」）を書いておりますので、何かの折にござんいただければ幸いです。

先秦時代の、いくつかの地域に展開した地域文化というものの特色、地域性というものを生み出しているものは、いうまでもなく、まず第一にその文化を担っていた地域の集団が新石器時代からずっともっていた文化の独自性あるいは地域性であるうと思うのです。ですから、その地域集団がもとどこにいた集団で、どのような文化をもっていた集団であったのかということを明らかにしなくてはならないのですが、これがなかなか厄介なわけです。特に楚国の場合、楚国を建てた楚の一族、楚族がいったどこにいたのかということについて、意見が大きく分かれているのです。それは西周時代の都、当時の楚族が居住しておりました丹陽というところがいったどこにあったのかということで、意見が大きく分かれているのです。今日、発表された王先福先生も、王紅星先生も、丹陽は北の方にあったと考えておられるはずで、

大きくいって意見は二つあります。一つは北方説、北の方にあったと考えるもので、丹陽は河南省の西南部、南陽の西の浙川にあったと考えるものです。浙川以前はどこにいたかということについては、浙川西北の陝西省商県、具体的にいえば秦嶺山脈のなかにある紫荊遺跡がそれであるとする説と、浙川東北の例の嵩山あたりがそれであるとする説の二つがあるようです。

もう一つは南方説、丹陽は南にあったとするもので、丹陽は三峡の秭帰、もしくは江陵の西の枝江、あるいは最初は秭帰の中に枝江へ遷ったと考えるものです。北方説・南方説どちらが正しいのか決定的な意見はないのですが、最近、私は北方説に傾いています。ただし、楚族の居住地丹陽が北にあったからといって楚族という集団が殷文化の持ち主であるとか周文化の持ち主であるとか、そう簡単にはいかならないと思うのです。西周時代のある時期に河南省西南部の淅川に居住していたとなると、当然周の文化の影響を受けたと思いますが、しかし、そのことと周の一族と楚族が民族的・文化的に同一系統に属していたかどうかは、おのずから別の問題だと思うのです。楚族という一族は、周の一族とは、異なつた民族系統・文化系統に属する集団であつたと、私は考えています。

さて、この楚族は、西周時代のある時点で淅川を離れて移動をはじめますが、そのルートはどういうものであつたのでしょうか。これもまたいろいろ議論があるのですが、おおよそ次のように考えています。まず淅川、丹陽から南に下りまして襄樊地区に出るのですが、襄樊の中心部には行かず、谷城とか南漳とか、それから荊門の山沿い、当陽とか宜昌、こういったルートを移動していったのであろうと思います。つまり、荊山山脈の東の麓、ぞいに南下していつて、そこに次々と拠点を形成していったと考えられるわけです。このラインは、時代が下がると、宜昌から三峡を抜けて重慶、さらに成都まで及んだでしょう。また、長江中流域からさらに南へ下がつて、清江とか沅江とか澧水とかまで及んだのではないかと考えています。

そして、西周のわりごろには、おそらく江陵あたりに一つの拠点を築いたにちがいありません。春秋戦国時代の都である郢都（紀南城遺跡）は、その拠点を継承して国都となつたものだと思います。このように、荊山の東の麓、ぞいの諸勢力を政治的に統合して、一種の連合体としての国家を形成すること、これが西周晩期の楚国形成のプロセスだと思っています。

この動きは、春秋に入りまして間もないころには、すでに一応の完成をみていたと思います。私はこれを第一次楚国の形成とよんでおります。つまり、西周晩期から春秋はじめにかけての、漢水西側の荊山東麓の諸勢力の統合、これが第一次楚国の形成なわけです。もちろんこういつた山のなかに拠点を構えていた勢力は、何も楚族だけではなかつたでしょうから、そういった勢力も含めて自己の勢力の配下におくことは、容易ではなかつたと思います。春秋時代になりますと、そのような勢力が

楚族の覇権に対してしばしば叛旗を翻しており、そのことは『左伝』などの記事に時々登場しております。

ともかく、西周時代の楚族の移動経路はこういうもので、楚国の領域はある意味で辺境地域ですから、殷の文化や周の文化などが伝播する幹線ルートからは、かなり離れておりました。したがって、西周時代に周の文化の影響を受けて、それをいくらか受容したこともあったでしょうが、しかし一方で、辺境的な地方的な、土着的な地方文化の伝統も色濃くもっていたと思われるかもしれません。黄河流域の諸文化に対する楚文化の独自性というものの淵源の一つが、この地方文化の土着的な伝統にあることはまちがいないと思います。この第一次楚国の形成に対応する、土着性の強いこの楚文化を、私は第一次楚文化とよんでおります。

次に春秋時代に入りますと、楚国は次のような発展をとげることになります。まず、まっすぐ水路を使って漢水中流域に出て漢水の東側に進出していきます。もう一つ、江陵から北へ、荊門を経由して、宜城・襄樊・南陽、そして方城をこえて中原へと、北へ進出していきます。これは楚国が北へ東へと領域を拡大していく過程でして、第二次楚国の形成、第二次楚文化の形成の過程です。この場合、漢水東側の諸勢力を配下において、そこを領域にくみこんでいくことは不可欠です。これが今日の王先福先生・王紅星先生のお話にかかわると思うのです。

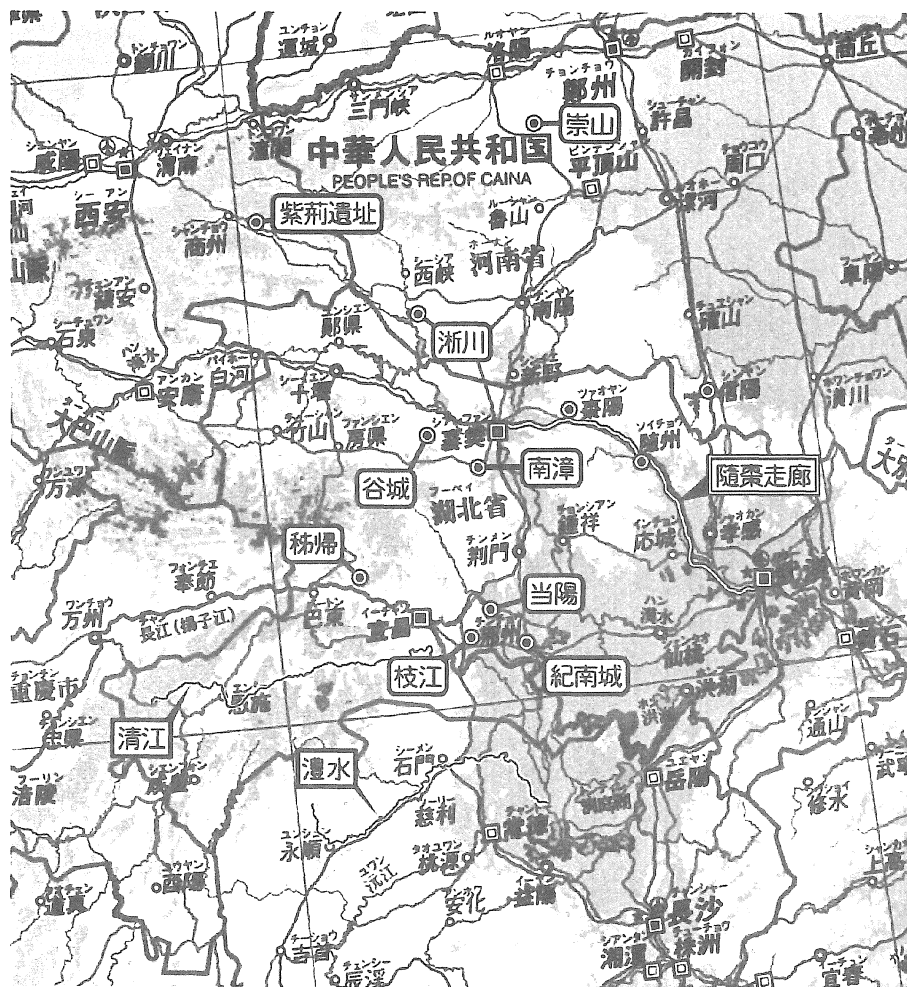
殷の文化とか周の文化とか、北の文化が南に伝わっていく場合、いろいろなルートで伝わっていくと思いますが、そのいくつかのルートのなかでもっとも重要なルートは、南陽から襄樊に下り、襄樊から東に向かって棗陽、随州、そして武漢に到達するルートでした。殷代・西周時代から春秋戦国と、このルートがもっとも重要だったと思います。襄樊から武漢の漢口まで、現在はこのルートを快速列車が走っているのですが、王先福先生のお話にありましたように、随棗走廊と呼ばれています。これは南北の政治勢力や文化が往来する幹線ルートでありました。このルートには鄭州からまっすぐ下がつて信陽をへて、直接入ることもできます。楚の国が強く大きくなっていくためには、このルートを支配下におくことが必要であり、春秋時代以降、鋭意それを試みたようですが、それはなかなか困難な事業であったようです。というのも、この随棗走廊には殷・西周以来、強力な地方政権が存在しておりまして、それを支配下におくのはなかなか困難であったわけです。考えてみますと、さき

ほど申しましたように、かなり早い段階で襄樊付近にやってきた楚族が、そのまま随棗走廊に入らず、荊山の東の麓ぞいに南下していったのはなぜか。それは西周時代には簡単には随棗走廊には入っていけなかったためであろうと考えるわけです。

では西周時代には、この随棗走廊にはどんな勢力があったのでしょうか。まず一番端のこの襄樊ですが、王先福先生の話にありましたように、鄧という国がありました。嬭姓の国といわれています。春秋時代に楚に滅ぼされるまで、非常に強い勢力をもっていました。次は曾の国です。曾といえますと、曾侯乙墓がたいへん有名です。随州にあるこの墓は戦国時代はじめてころのものとされており、そのころ、随州に曾という一つの独立した諸侯国があったことになるのです。ところで、この曾という国は西周時代から戦国時代はじめまでずっと随州にあったのかといえば、どうもそうではないのかもしれない。というのも、棗陽の郭家廟というところ、実は九連墩の東わずか一キロメートルのところなんです、そこから西周末から春秋時代はじめてにかけての曾の国の墓がいくつか発見されたからです。そのうちの二一号墓からは「曾白」の銘をもった青銅の鉞が出ています。「白」とは「伯」のことで、つまり曾伯を名乗る曾の国の君主の墓だと考えられます。西周末から春秋時代はじめてごろは、棗陽に曾の都があったことになるのです。郭家廟を掘った発掘隊長陳千万先生は、曾の都ははじめは棗陽にあったけれども、ある時点で随州に移った、当初は「伯」の称号だったのが「侯」の称号になった、だから「曾侯乙」なんだとおっしゃっています（襄樊市考古隊・湖北省文物考古研究所・湖北孝襄高速公路考古隊『棗陽郭家廟曾国墓地』科学出版社、二〇〇五年）。そうすると棗陽から随州に移る前、その随州には何があったのか、ということが問題になります、これはたいへんむづかしい問題で、ちよつとわかりません。このように襄樊・棗陽・随州と、西周・春秋から戦国はじめまで、随棗走廊には諸侯が割拠していたわけです。鄧は嬭姓の国ですが、周の文化を色濃くもっていたといわれています。曾、それは文献では「随」とよばれているのですが、ご承知のように姫姓の国でした。曾をはじめとして、「漢陽の諸姫」「周の子孫の漢川に封ぜられし者」というように、漢水東側には姫姓の国が分布してありました。すなわち、西周時代から春秋時代にかけての随棗走廊は、周文化がきわめて優勢な地域であつたと考えなくてはなりません。

春秋時代にはいり、楚は鄧の国を滅ぼしました。滅びる前は、もちろん周文化の色合いの濃い鄧の文化です。それがもちろ

関連地図（『世界大地図帳 六訂版』平凡社）をもとに作製



ん優勢であったでしょうし、滅びたあとも、その文化の影響は残ったはずで、そのことが襄樊地区の楚文化の地域的特色を規定していることはまちがいないでしょう。王先福先生のお話の意義の一つは、ここにあると思います。

棗陽・随州一帯がいつごろ楚の領域に入ったのかははっきりわかりません。曾侯乙墓は戦国早期の墓ですから、少なくともその時点では随州に曾という諸侯の国があったことになります。曾が滅びたのはいつかはわかりませんが、滅びたのち、その一族がどのように処遇されたのかもわかりません。しかし、今回、棗陽九連墩から出てきた二つの大墓は、まぎれもない楚国の貴族の墓です。これは戦国晩期の墓ですから、少なくともこのころには曾をはじめとする諸侯は随棗走廊からすべて姿を消し、楚の完全な領域となり、楚の封君クラスの人物が配置されていたと思います。

王紅星先生は、この九連墩楚墓と荊州地区楚墓のちがいを問題にされました。そのちがいはいうまでもなく、随棗走廊

と荊州地区の地域差から生じるもので、随襄走廊のほうが周文化の影響をより強く受けやすかったということが両者の地域性の相違を生み出している主な原因であることはいうまでもないでしょう。そうなりますと、曾侯乙墓と九連墩楚墓の関係、その文化的継承関係というものが、たいへん気になります。今日、会場にお越しの量博満先生や谷豊信先生が、今後、問題にされるかもしれません。以上のような意味で、王紅星先生のお話は、地域差に視点を置いた楚文化の形成と変容の研究という、新しい楚文化研究に先鞭をつけたものとして、たいへん有益なものであると思います。

胡雅麗先生のお話ですが、これは岡村先生からくわしく解説がありましたので、私は省略いたしますけれども、これほど詳細に遣策の内容と副葬品の内容を照合した研究は初めてだと思います。お墓の副葬品のあり方に示されました、楚国の身分制とその変容を研究するうえで、今後、基本的な研究になると思います。

もう一つ、ちよつと皆さんにご紹介したいことがあります。先月に襄樊にいきまして、王先福先生たちのご配慮で鄧城遺跡をはじめとする遺跡や、さまざまな出土器物をみせていただきました。私は中国語ができませんので、よく聞き取れなかったのですが、たいへん気になることがありました。それは今日、王先福先生が紹介されました鄧城遺跡周囲の楚墓・秦墓・漢墓の墓域の配置情況です。王先福先生が一生懸命地図を書いて説明してくださったのですが、楚墓の墓域と秦墓の墓域と漢墓の墓域がピッタリくっついているのです。もちろん混ざり合うことはないのですが、どこの墓区もそうらしいのです。こういうことが起こるのはなぜなのか、いろいろ考えたのですが、やはり鄧城という城壁都市に鄧の時も楚の時も秦の時も漢の時もずっと人が住み続けていた、そのことを示しているのではないかと思つたのです。鄧が滅びたあと、鄧城には楚の人たちが住むことになった、だから彼らの墓域は鄧の人たちの墓域のすぐとなりで作られる。墓が作られるところはだいたい決まっておりますから。楚が滅びたあと秦の人たちがここに住むことになった、だから秦の人たちの墓域は楚の墓域にくっついて作られる、秦がほろびたあと同様で、漢の墓域は秦の墓域にくっついて作られる、こういうことかと思うのです。さきほどの王先福先生の資料には、鄧城は南北朝まで継続したとありましたか、西周から漢代、あるいはそれ以降までこの城壁都市は襄樊地区の首邑であり続けたわけです。秦漢では南陽郡の鄧県県城でした。鄧城付近の楚墓・秦墓・漢墓の墓域の配置情況、とくに

小型墓の墓域の配置状況ですが、それはこのような鄧城の継続状況を示していると思うのです。王先福先生も同じ意見なはず
です。

これがなぜ気になったかというところ、江陵地区の楚墓・秦墓・漢墓の墓域の配置状況とは違うように思ったからです。楚の国の都は紀南城ですが、楚の時代の小型墓の墓域としては、ご承知のように雨台山とか九店があります。前二七八年に秦軍によって陥落し、以降、ここは秦の南郡江陵県となったわけです。陥落して紀南城はどうなったかといいますと、秦の人たちはここに住まなかったらしい。なぜなら、雨台山や九店あるいはその付近の紀南城の郊外に秦墓がほとんどないためです。ですから中国の先生方は、紀南城はこの時点で廃墟となった、そこで秦は別のところに南郡の江陵県城をおいたと考えています。その秦の南郡江陵県城はどこかといえば、それは紀南城の東南、今の荊州城の東北にある郢城遺跡であると、見ているようです。秦の小型墓がこの郢城遺跡の付近に分布しているからであることはいまでもありません。そして、ここが江陵県城であるのは、前漢まで続いたと考えているようです。今の荊州城、関羽で有名な荊州地区博物館のある荊州城が南郡江陵県城になったのは後漢のことである、というのが中国の先生方の大方の意見です。王紅星先生もちろんそうだと思います。秦漢の南郡江陵県城がどこにあったか、おそらくこれは中国古代歴史地理上の大きな謎です。われわれは、それはずっと今の荊州城だと単純に考えていたのですが、そうではないのです。この問題を解決する鍵の一つは、楚墓・秦墓・前漢墓・後漢墓、とくに小型墓の墓域の位置であろうと思います。それで襄樊鄧城遺跡郊外のそれらの配置状況がたいへん気になったのです。発掘報告は出ておりませんし、たとえ出ていても、それを讀んだだけでは、こういうことはよくわかりません。現地へ行って、現地をまわりながら現地の先生に説明していただくと、何か簡単にわかるような気がします。

最後に話題を一つ。武漢でも聞きましたし、昨夜も聞きましたが、楚王の墓を掘る計画があるようです。王紅星先生は自分が所長のうちに掘るんだといっています。楚の王様の墓が出てくる、これはもうワクワクしませんか。生きていてよかったと思います。簡単なコメントですが、このあたりで。

シンポジウムパネルディスカッション

小澤正人(司会) それでは最後にパネルディスカッションということで、今日ご報告頂いた、またコメント頂いた先生方に前に並んで頂き、フロアの方ともお話ししながら、今日のテーマである楚墓と楚文化の地域性について議論できればと思っております。先ほど岡村先生のコメントの中にもあり、また王紅星先生もお話しされていたことですが、楚墓の地域性を考えたとき、身分ごとに違いはあるが、比較的上位の墓については地域性が少ないのではないかと、それに対して身分が低いものに関しては地域性が大きいのではないかと、そういうお話があったと思います。この点についてまず王紅星先生から補充意見を頂ければと思います。

王紅星(通訳:川村佳男) ただ今、中国の歴史文献学からのコメントということで、谷口先生からも楚がどのようにして推移してきたのかというお話がありました。西周時代に、北から、南から、と諸説があったわけですが、少なくとも春秋、それから戦国時期になると、楚がものすごいスピードで周辺地域に拡大してゆき、そして周辺の諸国を滅ぼしてゆきます。この地域性、あるいは統一性などの問題を考えるときに、この時期の大変迅速な楚の拡大の状況を考える必要があると思います。例えば曾侯乙墓。これは大変信頼性の高い、曾の国主が葬られたお墓です。その後、曾が楚に滅ぼされることは文献からも明らかですけれども、その頃、曾にまつわる銘文を持った青銅器、あるいは蔡の関係する青銅器も出てまいります。このように迅速な展開をする楚が、大変速いスピードで展開し、新しい領域を支配していく上で、新しい楚の基準、例えば、お墓の大きさなどの規範を用いると同時に、現地の伝統も組み込んでいく必要があった。そこから楚の統一性なり地域性なりが考古学的な現象として見られていたということです。また二点目として、比較的身分の高い墓葬について見てみますと、柩を安置するときの規範にも大変厳格なものが見られる。またそういった規範や統一性が見られるだけでなく、これは私の講演の中で述べたことですが、やはり地域性の違いも見られるわけですね。例えば、九連墩では、開口部分に敢えて土を盛って段を増やしたりとか、そういうことをしているわけです。つまり、自然環境による要素、それから当地の伝統文化、そういった人文的な要素

等々、これは発表の中でも申し上げたように、少なくとも四つの方面から関連して、そのような上級貴族の墓葬の葬送儀礼において地域差が見られるというように考えることができます。また副葬品を見ると、共通性・統一性が見られる一方で、そうではなくて地域性も見られるわけです。こういったものが持っている共通性や地域性も重要な要素です。王先福先生が述べたように、鄧城地域では鄧・楚・秦と次々に支配の実体や仕方が変わっていくわけですが、それに伴って墓葬も副葬されるものも変わっていきます。階級の違いに注目してみると、より高級の墓葬が融合していく速度は、小さなお墓に葬られたような等級の人々の速度と比べるとスピードが速い。やはり、楚が、初めの話に戻りますけれども、非常に迅速に拡大していく過程でどのように支配をしていくのかという点で、上級のクラスの人たち、彼らを融合させ、取り込み、同化させる、こういったことを重視したということが窺えるのではないのでしょうか。とくに王先福先生が言及されたことですが、秦の墓が入ってくる、秦墓に切り替わっていく、このスピードが大変速く、突発的なものでございました。その変化が及んだ衝撃というのは大変大きなものであったと思います。やはり文化が伝播していく上でのスピードですとか、どれくらい突発的だったのかということも、その文化が広まっていく、あるいは同化していく上で影響があると思います。先ほど秦墓が拡大していく様子を見ましたけれども、それに対して西周の墓葬の規範が伝播していく過程というのはそれとは違う様相だったわけですね。

小澤 ありがとうございます。今のお話は、楚が拡大していく中でもともと違った文化の地域を融合していく、その中でも特に上級、要するにその中の支配層でも上級のものから、その中に融合されていく比率が高かった、したがって、小型墓の方にも多く地域差が残る、といったような内容だったかと思います。そうなりますと、今、地域差のことをお話ししてきたわけですが、では逆に楚としてのまとめりですね、今、先生の中でも仰いましたが、共通性とか統一性を保証するものは一体なんだったのか、そういったことが逆に問題になっていくのではないかと思っています。異なった文化の地域をどうやって楚墓というもので統一していったのか、ということになると思います。そうしますと、先ほど胡雅麗先生がお話しになりました墓制というものがやはり問題になってくるのではないのでしょうか。地域性みたいなものの上にあるような統一性をもたらすお墓の制度といったものは、どのようなものだったのかということになると思うんですが。胡雅麗先生に一つ質問します。先生がお考えに

なっている楚の墓制、それはたとえば法律で決められたようなものなのでしょうか、それとも皆が持っているような一種の規範のようなものでしょうか。

胡雅麗（通訳：閻瑜）　やはり、楚の人々の礼制というものに則って墓制を規定していたのではないかと思います。これは下の階層に属する人々から上の階層に属する人々まで、あまねく規定があったわけです。ただ、今申し上げた礼制に則って墓葬を決めていたというのは、これはあくまで制度上の話です。実際に杓子定規に当時の人々が全てそれに従っていたのかというと、実態はそうではなかったと思います。それぞれの意志であるとか、そういったものが作用して、結果としてそういったものが完全には反映されないような状況もあったと思います。例えば、私が発表した資料の中にも触れていますが、それぞれいくつか墓葬をピックアップして詳細に書きましたけれども、墓道の有無、頭位の方向、こういったものを例に見てみたいと思います。頭位を見ますと、大体東向きが多い、そういう傾向があります。また、他のさらに下の階層に属する人々の墓、小型墓ですね、その頭位を見てもやはり東を向いている傾向が強いです。しかし、有名な天星觀楚墓の頭位の方向について見てみますと、階層が低い墓も含めて南を向いているものが多いです。その他に北を向いている頭位方向のお墓、それから頭位方向が西のお墓も少数ながら存在します。しかしこういったお墓は、私の考えでは、他の国から来た人たち、すなわち戦争による捕虜とか、商人とか、あるいは他の、斉とかいろんな国が滅びましたけれども、そこから強制されて技術を提供するために来たような人々、そういったあらゆる可能性が考えられるわけです。中原地域、それは三晉地域を含みますが、とくに秦の頭位方向を見てみますと、北と西が多いですね。また、文献の記載によって、北と西は陰の世界、つまりあの世ということになるんでしょいか、そして東と南は陽、つまり現世を表す、そういう方角であるというような記載があり、したがって頭位方向を北や西に向ける、こういった墓葬を営む習慣というのは、少なくともこういった認識・概念を持っていたということだと思えますね。四〇年代に出土した楚帛書には、陰とか陽、そして自然界のどれが陰に対応し、陽に対応するか、そのような記載が大変豊富に書かれています。有名な老子と孔子を例に出しますと、それぞれ老子は南方の、孔子は北の方位・概念を表していると考えられます。例えば、「郭店老子」でも、そこにやはり陰陽のこと、そして自然界のそれぞれどこが陰

に対応し、陽に対応するのが、大変詳細に書かれています。この「郭店老子」に垣間見える思想というのは、やはり南方の当時の楚の人たちが共有していた価値観なり、考えがまとまって形になったものだというふうに考えられます。

小澤 そうしますと、胡先生がお考えになっている礼制というのは、法律のようなものではなく、楚の人たちがみな守っているような規範というように考えてよろしいんですか。

胡雅麗 礼制というものは守るべきものとして存在したわけですが、これは制度のことであり、それぞれその地域に見られるような特性ですね、地域性といって良いと思いますけれども、それはその土地土地の自然環境であつたり、あるいは人文的な環境や思想とか、そういったものが影響しているのだと思います。

小澤 そのような礼制というものが、ある程度強い力を持っており、それが広がっていったということになりますが、すると楚の制度との関係の問題にもなると思います。工藤先生はその辺の問題を習俗と制度という視点で検討されているので、いかがでしょうか。

工藤元男 私は楚の制度、さらに楚文化の特徴を形作るものは何なのか、ということをごこれまで考えてきました。いろんな見方ができるかと思いますが、一つには楚の王権が伸張する過程で、そのような制度的なものがこの王権の伸張に従って結実していくという側面があるのではないか、というように考えております。

小澤 つまり、楚の王権が伸びていく過程で制度も広がっていくことになるわけですね。そうしますと、例えば、墓制というのも、そのような王権が伸びるに従って、各地の上級貴族に同じものが受け入れられていく。そしてその結果として、各地で非常に高い共通性が現れる、ということになります。ただこの礼制というのは非常に分かりにくいところがありますが、岡村先生が以前「秦文化の編年」(『古史春秋』二、一九八五年)という論文の中で、礼的世界ということをお書きになっていらつしゃいます。岡村先生、先生の中では礼的世界というものをどのようなものとしてお考えでしょうか。

岡村秀典 大変難しい問題ですが、まず私は専門ではないのですが、当時の戦国時代において思想の状況を考えると、法律を重んじる法家、一方礼を重んじる儒家、そして後の黄老思想・老子・老荘思想の道家、という三局の対立、あるいはそれに墨

家というものを加えても良いかもしれませんが、大きく三つの考え方の学派があると一般的に言われています。その中で法家はやはり法律で縛り付ける。一方、儒家は礼制ということで、やはり何らかの規範がある。それに対して道家は自由に、無為なるものを重んじるというふうに理解してよいのではないかといいことで、ある種の決まり、枠組みというものを作るという点では、儒家も法家も似たところがあると。で、秦の場合はだいたい商鞅の変法のころを境に、やはり法家的なものに変わっていく。それとともにお墓に副葬される副葬品に礼器がパタンとなくなる。それに対して楚の方は、ずっと戦国の終わりまで、滅亡するまで、礼器を墓に入れる、そういう点で非常に儒家的な墓のあり方をしていると考えています。

小澤 つまり秦では礼器的なものがなくなるのに対して、楚ではそれが残るといった特徴があるわけですが、これは楚における伝統的な礼制が強固であったことを反映していると思います。胡先生が取り上げられた遺策ですが、これは各地で非常に似たものが出土しています。その背景には、このような伝統的な礼制に基づき副葬品が決められていたことが関連すると思います。そうしますと、胡先生がやはり何度もお話しになっていますが、副葬品などの習俗を記録した『儀礼』などの文献との関係が注目されます。

かつて林巳奈夫先生が「儀礼」と敦」（『史林』第六三巻第六号、一九八〇年）という論文で『儀礼』の中の敦を使う儀礼の記述を取り上げ、それが楚の敦ではないとできないというようなことをお書きになつていらつしやいます。私は『儀礼』のような習俗・儀礼を記した文献が成立し、広く流布することが、先生方が指摘された礼器や上級貴族の墓葬にみられる共通性の形成に関係したのかなと、そういった個人的な感想を持ちました。ただそのような共通性がある反面、それぞれの地域の基礎となる文化、さらに周囲との影響の中で、楚墓には地域性もある、というようなことになるのではないかと思います、そこで王先福先生にお尋ねしたいところなのですが、結局、鄧の地域性が非常に残っていることの一番の特徴、原因がどう点に求められるのかを、簡単にまとめて頂けますか。

王先福 鄧国が楚墓の中でも地域性を維持した最大の原因は、環境によるところが多いと思います。それは中原と隣接している、中原から比較的近いという交通を含めた環境、また何よりも西周から鄧へという、楚とはまた異なる経緯を持つ文化があ

ったという、そのような文化的な伝統によるものが原因であると考えられます。また、楚が西北の方面に拡大していく過程で、様々な諸国を滅ぼしていきませんが、その滅ぼしていった後に、自国の規範を一方的に押し付けるようなやり方ではなく、その当地の文化要素をむしろ組み入れて融合するというような側面も見えて取ることができるんですね。したがって、鄧の地域性が楚墓の中にも比較的強く残っているという原因としては、こういったところが考えられます。楚の拡大の仕方ですね。

小澤　つまり、楚には、胡先生のお考えですと、ある程度強制力を持っていたと考えられる礼制のようなものがあり、それが広がることで共通性が生まれていく。その反面、各地域ではその地域の文化の伝統もあり、楚王権が広がるものの、その伝統も残っていく。楚国による統一性が上にあり全体を覆うわけですが、その下には各地の地域性も残っていた、というようなことになるのではないかと考えられます。つまり、戦国時代の楚文化の中には、楚の王権の広がりによってもたらされたような共通性・統一性のようなものがある反面、それぞれの地域が持っている文化的な背景、あるいは周辺との関係の中で形作られた地域性も残されていた、ということが今日のシンポジウムで各先生方にお話しして頂いた中で、楚文化の地域性をどう考えるかという問題について、導き出されたことではないかと思えます。かなり時間を超過してしまいましたが、これでパネルディスカッションを終わらせていただきます。

漢代環北部湾貨幣流通圏と“海上シルクロード”

——環北部湾地域における中国とベトナムの漢代墓葬出土貨幣を例として

廖 国 一

(岡本真則 訳)

環北部湾地域は古代中国の重要な経済文化圏の一つである。この三十数年来、漢代考古では、当該地域の考古発掘とその研究とが最も重要な成果の一つである。考古工作者はこの地域で大量の漢代墓葬を発掘し、そこから銅器・土器・玉石器・金器や円形方孔銅銭など多くの副葬品が出土した。特にこの二十数年来、中国環北部湾地域が対外的に解放されて以後、当該地域の対外開放に合わせて大規模なインフラストラクチャーを建設したため、発掘された墓葬の規模は更に大きくなり、出土した副葬品の数量も多くなり、文化の内包も更に豊富になった。環北部湾地域の漢墓から出土した多くの副葬品のうち、貨幣は明確な出土地点と確かな年代がわかり、科学的考古発掘を通じて得られた第一次資料であり、これらは私たちが当該地域の漢代における貨幣流通の地域的特徴、及びこれと古代東南アジアの貨幣との関係を認識するために重要な実物資料を提供した。

一、漢代環北部湾五郡の設置、及びその地理的位置・人口

本文で言う環北部湾地域とは北部湾(トンキン湾)を中心とし、中国広西壮族自治区の沿海と島嶼、広東省の雷州半島・海南省の海南島、及びベトナム北部等の大陸と島嶼を含む地域を指す。北部湾は北は中越国境を分ける北侖河(カロン川)河口から南はベトナムの昏果島と中国海南島の鶯歌海の海洋地帯に至り、面積は一九、三万平方キロメートル。この地域は東南アジアの海陸と相連なり、対外貿易と往来における地理的優位性は非常に明らかである。

『漢書』卷六武帝紀の記述によれば、元鼎五年（前一一二）夏四月に「南越王相呂嘉反、殺漢使者及其王・王太后」して、漢王朝に反乱を起こした。漢の武帝は伏波將軍路博德らを派遣して軍隊を率いさせ、元鼎六年（前一一一）に呂嘉の反乱を平定し、「遂定越地、以爲南海・蒼梧・鬱林・合浦・交趾・九真・日南・珠崖・儋耳郡」とした。上述の嶺南九郡のうち、合浦・交趾・九真・珠崖・儋耳の五郡は環北部湾地域に位置する。西漢時代の環北部湾地域五郡の人口・属県などの状況については、『漢書』卷二八地理志下に、

交趾郡、戸九萬二千四百四十、口七十四萬六千二百三十七。縣十……合浦郡、戸萬五千三百九十八、口七萬八千九百八十。縣五……九真郡、戸三萬五千七百四十三、口十六萬六千一十三。縣七。

とある。東漢時代にはこれら数郡の人口・属県の状況は変化した。『統漢書』郡国志五に、

合浦郡五城、戸二萬三千一百二十一、口八萬六千六百一十七。……交趾郡十二城（原書には当該郡の戸数と人口の記載はないが、西漢時期よりも多いとすべきであろう——本文作者注）……九真郡五城、戸四萬六千五百一十三、口二十萬九千八百九十四。

とある。現在の海南島は、西漢時代には珠崖・儋耳両郡に属したが、西漢元帝の時代に両郡は放棄された。西漢の珠崖・儋耳両郡は合計一六県で、居民は二・三万戸余りであった⁽¹⁾。

この両郡について『漢書』地理志下に、

自合浦徐聞南入海、得大州、東西南北方千里、武帝元封元年略以爲儋耳・珠崖郡。……自初爲郡縣、吏卒中國人多侵陵之、故率數歲壹反。元帝時、遂罷棄之。

とある。環北部湾の漢代五郡は西漢では交趾刺史部に属し、東漢では交州刺史部に属した。譚其驤氏の研究によれば、両漢時期の合浦郡は今日の地域範囲では、おおそ東は広東西南部の新興県・開平市、北は広西の容県・横県一帯、西北は邕寧県の一部、西は東興市、南は北部湾・瓊州海峡に至る広大な地区に相当し、今の邕江―西江一線以南の広西南部沿海地域と広東の茂名市・高州県・湛江市を中心とする雷州半島地域などを含む⁽²⁾。今のベトナム北部の紅河流域は漢代の交趾郡の範囲に属し、

今のベトナムの清化 (ThanhHoa、タインホア) 省全省と乂安 (NghệAn、ゲアン) 省の一部が漢代の九真郡に属した⁽³⁾。環北部湾五郡の設置は、両漢時期における環北部湾地域の開発・貨幣経済の発展と“海上シルクロード”開拓の基礎となった。

二、環北部湾地域における漢代貨幣の地域分布と類型構造

研究の便宜上、本文では、環北部湾地域で考古発掘や漢墓からの発見を通じて得られた漢代の貨幣を材料の相違によって銅錢・金餅・倣金餅と泥錢の四種類に分けた。また出土地点と行政制度の相違によって、広西沿海部と雷州半島地区(漢代の合浦郡・海南島(漢代の珠崖・儋耳両郡)・ベトナム北部(漢代の九真・交趾両郡)の三地域に分けた。

(一) 漢代銅錢の分布、及びその特徴

1、広西沿海部と雷州半島

当該地域の漢代墓葬と貨幣は主に今の広西沿海部の合浦県・北海市・東興市、及び広東雷州半島の徐聞県などの地に分布し、そのうち合浦県での発見が最も重要である。

合浦は環北部湾中部の南流江デルタ地帯の沿海平原にあり、南は北部湾を臨み、南流江が県の境界内を流れて海へ注ぎ、交通は便利で、漢代“海上シルクロード”の始発港であった。今の合浦県城の周囲には一万基近くの漢墓があり、合浦の漢墓はすでに全国重点文物保护单位に列せられた。一九五〇年代以来、合浦で発掘された四〇〇基余りの漢墓から銅器・土器・玉器・金器・貨幣などの文物が合計一万点以上出土した。そのうち貨幣の出土状況は以下の通りである。

(1) 一九五七年に合浦県廉東郷鐘屋で発見された東漢時期の双券頂式磚墓一基から出土した“半両”・“五銖”錢数十枚はみな絹布で包まれていたが、貨幣の大部分はすでに腐蝕していた。⁽⁴⁾

(2) 一九七一年に発掘された合浦県望牛嶺の西漢晚期木椁墓は、広西で最初に発見された墓室が巨大、構造が複雑で、大量の副葬品を伴った西漢木椁墓である。当該墓から出土した五銖錢は二〇〇枚もの多きに達する。五銖錢は三種類あり、第一種は直径二・五センチメートル、穿寛〇・九センチメートル、“五”字の縦画二本は直線で、“銖”字の“朱”頭部は方折しており、武帝時代に鑄造されたものとすべきである。第二種は直径二・五センチメートル、穿寛〇・九センチメートル、穿には郭があり、重さ三・五グラム、“五”字の縦画二本は曲線状で、“銖”字の“朱”頭部は方折している。第三種の特徴は第二種と基本的に同じであるが、比較的小さく、直径はわずか一・二センチメートル、穿寛〇・四センチメートル、重さ〇・七グラムで、大錢の重量の五分の一である。後者二種の五銖錢は第一種の年代よりも遅く、宣帝・元帝時代に鑄造されたものとすべきである。⁽⁵⁾ 一基の墓葬から西漢貨幣がこれほど多量に発見されたのは、広西の他の地域では比較的少なく、これは西漢晚期の合浦地域に置かれた郡県の漢族官吏ないしは豪強の墓葬、あるいは漢化された駱越の上層身分の人物の墓葬であるかもしれない。⁽⁶⁾

(3) 一九七五年秋に合浦県堂排の西漢晚期M1号墓から出土した五銖錢数十枚は、縉があり、錢貨はすでに腐蝕していた。M3号墓出土の数百枚は、堆を成しており、おそらくもともとは漆器の中に置かれていたのであろう。錢文から見てこれらはみな宣帝・元帝時代の五銖錢である。⁽⁶⁾

(4) 一九八四年に合浦県凸鬼嶺の西漢晚期長方形竈穴土坑木椁墓二基から出土した剪輪五銖九枚。これらの銅錢は、出土時に鏽による腐蝕で粘着して串状になっており、錢貨の輪は全て腐蝕してなくなっている。そのうえ“五”字の右上角と“銖”字の“金”字も殆どが腐蝕してなくなっていた。これら剪輪五銖は直径二センチメートル、穿寛〇・九センチメートル、厚さ〇・八センチメートル。⁽⁷⁾

(5) 一九八六年に合浦県豊門嶺東漢早期M10号墓から出土した銅錢一八七枚は、“大泉五十”と“貨泉”の二種に分かれる。

そのうち三一枚の“大泉五十”は穿に絹帶を刺し通して串状になっており、墓主の手に持たせたものとすべきであろう。“大泉五十”には二種あり、一つは直径二・五五センチメートル、一つは直径二・三センチメートル。“貨泉”一〇枚、直径二・二センチメートル⁽⁸⁾。

(6) 一九八八年に合浦県母猪嶺M1号東漢墓から出土した五銖錢六枚、“大泉五十”六枚、“貨泉”四枚。そのうち五銖錢は輪・郭が強調されており、縁が整い、立体感が強く、鏽による腐蝕も比較的少ない。“大泉五十”と“貨泉”の輪・文字もはっきりしており、立体感が強く、鏽による腐蝕も比較的少なく、鑄造の質が比較的高かったこと、地下での保存環境も比較的良かったことを物語っている⁽⁹⁾。

(7) 一九九一年に合浦県母猪嶺のM1号とM6号の東漢前期或いは中期の墓葬から出土した銅錢七六枚、全て五銖錢。そのうちM1号墓出土は四二枚、M6号墓出土は三四枚。鏽による腐蝕がひどく、大多数のものは字跡が不明瞭で、一部のものは“五銖”の二文字を識別できる⁽¹⁰⁾。

(8) 一九九九年に合浦県凸鬼嶺で西漢晩期から東漢後期に至る墓葬一七基が発掘され、墓中から出土した貨幣は鏽による腐蝕が極めてひどく、合計三本で、そのうちM20号墓とM4号墓から出土したのは五銖錢、M3号墓から出土したのは“大泉五十”である⁽¹¹⁾。

(9) 二〇〇三年一月に合浦県風門嶺の東漢後期早一阶段のM24号墓から出土した銅錢一四枚。これらの貨幣は鏽による腐蝕で粘着しており、表面には泥垢が多い。超音波振動を使用しても弱酸の液体に浸しても、泥垢を取り除くことはできなかった。錢文は不明瞭である。穿の孔径〇・八センチメートル、直径二・六センチメートル⁽¹²⁾。

(10) 二〇〇三年一月から二月に合浦県風門嶺M26号西漢後期墓から出土した銅錢は二本、約三〇〇枚で、出土した貨幣の数量は以前の墓葬のそれよりも多い。出土時、死者の足部に分置されていた。薄灰色で、鉍化して碎けやすく、字跡は不明瞭であるが、“五”字の縦線二本が比較的直線的であることがわかり、五銖錢とすべきである。直径二・五センチメートル、穿の孔径〇・八センチメートル⁽¹³⁾。

(11) 二〇〇四年一〇月から一月に合浦県風門嶺で西漢後期早一段階のM23号墓のM23:AとM23:B二つの墓室から出土した五銖銭はそれぞれ約八枚で、全て棺内頭部に置かれ、多くは黄白色を呈し、触ればすぐに碎けるほど脆い。〃五〃字の縦画二本は比較的直線的で、武帝時に鑄造された五銖銭のようである⁽¹⁴⁾。

(12) 二〇〇五年三月に合浦県風門嶺で東漢後期のM28号墓から出土した銅銭は合計一〇〇枚余りで、そのうち八七枚は完全で、全て同一時期に属す。比較的軽く、薄く、穿は正方形。銅銭は錆による侵蝕がひどく、字跡は不明瞭であるが、西漢宣帝時期の〃五銖〃のようである⁽¹⁵⁾。

北海市の漢代貨幣は、合浦県との境界にある中站盤子嶺から出土した。一九九五年に中站盤子嶺で一四基の東漢早期から晩期に至る墓葬が発掘され、そのうちM9号墓出土の五銖銭二本は、みな粘土で粘着しており、数十枚ある。M27号墓出土の二本、M8号墓出土の二本はみな錆による侵蝕がひどい。五銖銭の多くは直径二・四センチメートル、穿径〇・九五センチメートル、〃五〃字の縦画二本は尖鋭で、〃銖〃字の〃金〃頭部は三角形のようで、〃米〃字は上下に方折している。穿の上部に星一つあるものや、穿の上部に小さな円孔一つあるものなどがある。M9号墓から出土した〃大泉五十〃一本は、錆による侵蝕がひどく、みな粘土と粘着しており、その数量は数えられない。銭貨の直径は二・七センチメートル、穿径〇・七センチメートル。〃貨泉〃はM32号墓から出土したが、一枚発見されただけである⁽¹⁶⁾。

広西沿海西部の欽州・防城港一帯では、漢代の墓葬と貨幣の発見がいくつも比較的少ない。これはおそらく当時この一帯に居住していたのが駱越であったこと、僻地であったこと、経済が比較的立ち後れた状態にあったことと関係があるかもしれない。一九八一年に広西東興沔尾島で東漢晩期の墓葬から五銖銭九枚などが発見され、そのうち二枚は五銖剪辺銭で、この五銖剪辺銭は河南省洛陽市燒溝漢墓から出土した五銖四型剪辺銭に似ている⁽¹⁷⁾。

雷州半島の貨幣は主に徐聞県から出土しているが、半島のその他の地域で出土した漢代貨幣の正式な考古発掘報告は見たことがない。一九六二年以来、徐聞県東南の沿海一帯で一九〇基余りの漢墓が発見され、銅器・土器・貨幣などが出土した⁽¹⁸⁾。そのうち貨幣の出土状況は以下の通りである。

(1) 一九七三年から一九七四年に雷州半島南端の徐聞県邁陳公社(今の邁陳鎮)華豊村で東漢墓葬五一基が発見され、出土した副葬品は比較的少なく、土器一〇三件、陶珠七八件、鉄器二六件、銅器八件、五銖錢一〇枚、銀飾四件、珠飾三〇八粒などがあるだけである⁽¹⁹⁾。厚葬を尊ぶ漢代において、これらの墓の副葬品は明らかに少なく、合浦県境内の漢代墓葬の副葬品の豊富さには遙かに及ばず、また貨幣の数量も少なく、その経済発展及び対外貿易の状況が合浦のそれに及ばないことを反映している。そのうちM18号墓出土の五銖錢一枚、M47号墓出土の五銖錢五枚、M49号墓出土の五銖錢四枚について、原発掘者はこれらを全て東漢時代のものと考えているが、貨幣の具体的な特徴は紹介していない。

(2) 一九八二年に徐聞県大黃区華豊鎮M15号漢墓から出土した五銖錢九枚は、錢面が錆による侵蝕がひどく、ただ錢文だけが明瞭に見分けられる。直径二・五センチメートル、方孔〇・九センチメートル、穿には郭がある。原報告者はその年代について西漢代・東漢代のいずれであるのかは明言せず、ただ漢代の貨幣と述べるだけである⁽²⁰⁾。

(3) 二〇〇三年に徐聞県五里郷二橋村で粵西地域最大の漢代墓葬一基が発見された。その年代は東漢中晩期で、出土した五銖錢は若干枚である⁽²¹⁾。

2、海南島

海南島の漢代遺址からもすでに五銖錢が発見されているそうであるが⁽²²⁾、筆者は海南島の漢代墓葬から出土した貨幣の考古発掘報告書を見たことがない。かつて東方県で漢代文化遺址が発見され⁽²³⁾、陵水県と崖県境界からも東漢代の甕棺葬一二基が発見されたが⁽²⁴⁾、貨幣は出土しなかった。一九七五年に陵水県沿海の英州区福湾沙灘で発見された陶甕の肩部残片一件は、長さ九センチメートル、寛さ八センチメートル、厚さ一センチメートルで、その表面には横に並んだ二つの五銖錢印紋があった⁽²⁵⁾。この五銖錢印紋硬陶は国内ではまだ稀で、その時代は西漢時期に属す。この五銖錢印紋硬陶の出土は漢代の海南島の一部ですすでに五銖錢が使われていたことを表している。

しかしながら海南島の大部分に居住していた駱越の両漢時期における生産力はまだ比較的立ち後れており、貨幣経済も十分に発達していなかった。『漢書』地理志下には西漢時代の海南島の駱越について、「民皆服布如單被、穿中央爲貫頭。男子耕農、種禾稻紵麻、女子桑蠶織績」、「兵則矛・盾・刀、木弓弩、竹矢、或骨爲鏃」と記述されている。これは漢代に海南島の大部分の地域にいた駱越の金属兵器・工具がなお比較的少なく、比較的原始的な農耕・紡績と家畜を飼養する他、漁・狩猟と採集経済であったことを反映したものである。さらに漢代の官吏・移民と駱越との矛盾によって漢王朝は有効な直接統治を行い難く、その社会経済はなお貨幣経済がそれほど発達していない比較的原始的な状態にあった。

3、ベトナム北部

両漢時期、今のベトナム北部地域は漢朝の交趾・九真郡に属した。ここも駱越が分布した地域の一つである。この両郡では漢王朝の統一貨幣である「五銖」銭が流通・使用されており、王莽時期には王莽貨幣が使用された。ベトナムの一部の考古学者が明らかにしたところによれば、ベトナムではかつて多くの漢代墓葬や漢代貨幣などが発見されたが、種々の原因により、その発掘報告書が公表されることは少なく、このことがベトナム北部で発見された漢代貨幣の全貌を理解し難くさせているという。最近、ベトナムの友人が提供してくれたベトナムのいくつかの漢代墓葬に関する重要な考古発掘報告書などの資料により、上述した両郡の漢代貨幣に対してわずかな認識を持つことができるようになった。

(1) 学术界では一九二四年にベトナム清化(ThanhHoa、タインホア)省東山県東山村で発見された青銅時代と早期鉄器時代に属す銅鼓を代表とする考古文化を東山文化と称するが、その年代はおおよそ紀元前一〇〇〇年から紀元二〜三世紀までで、その後期段階がほぼ中国の両漢時期に相当する。この時期にはすでに中国の半両銭と五銖銭が使用されていた⁽²⁶⁾。フランスの税務官・巴若(PAJOY)は一九二四〜一九三〇年の間、ベトナム清化省東山県東山村で古墓群を発掘し、その墓葬から大量の漢代銅銭が出土した⁽²⁷⁾。

(2) 一九六〇年二月一日から一九六一年一月三〇日にベトナム考古工作者がベトナム清化省邵陽郷陽舎内村で漢代墓葬一八基を発掘した。墓中から発見された漢代銅銭は、その大部分が死者の腹部と印章の近くに置かれ、一部が銅盆の中に置かれていた。

これらの墓葬から出土した貨幣は合計九二枚で、M1・M5・M15・M18四基の墓中から発見された。そのうち三三枚はばらばらに置かれており、さらに字跡も明瞭であつた。残りはみなすでに錆びており、四つの堆になっていた。これらの貨幣は全て五銖銭で、その形状などの特徴によつて以下の数種に分類される。

第一類…“五”字が二つの三角形を合わせた形になっており、“銖”字の“金”頭部が鋸のようになつており、多くの文字の鑄込み具合はそれほど明瞭でない。“朱”字の筆画は比較的方形、直線的である。これら貨幣の鑄造具合は比較的良く、また比較的厚くて重く、文字の筆画もなめらかである。この銅銭は直径二・五センチメートル、穿は正方形をなし、一辺一センチメートル、厚さは平均〇・一五から〇・二センチメートル。

第二類…この銅銭の鑄造具合は良い。“五”字は二つの弾丸状の頭部を合わせた形になっており、字跡は歪んでいる。“銖”字は比較的明瞭で、そのうち“金”頭部は対称な三角形をなし、“朱”字は第一類と似ている。この一類の銅銭のうち、あるものには穿の上部に突出した横画が一つあり、“古銭字”でしばしば“上横文”と称されるものである。銅銭のサイズは第一類のそれと完全に同じ。

第三類…“五”字は基本的に第二類と同じであるが、字形が比較的大きく、筆画も比較的粗い。“銖”字は変化したところが多く、そのうち“金”頭部は大きく対称な三角形をなし、各筆画は下部が長く伸びている。“朱”頭部は角が四角に折れているだけでなく、円く折れているものもあり、字跡に上述の二種に見られるような筆画のなめらかさはない。銭貨は直径二・五センチメートル、穿は正方形をなし、一辺の長さ一センチメートル、厚さは平均〇・一五センチメートル。

第四類…特徴は基本的に第三類と同じ。ただし、銭貨の鑄造具合は比較的軽くて薄く、かつ形も粗雑である。銅質は黒色・灰色で、すでに多くの箇所が破損している。文字の鑄込み具合は比較的粗雑で、かつばやけて不明瞭である。銅銭は直径二・五

センチメートル、穿は正方形をなし、一辺の長さ一センチメートル、厚さは平均〇・一センチメートル。

第五類二枚、M1号墓から発見された。銭面に文字はない。穿の両面にはいずれも太線があり、これが他の数類の銅銭と異なる箇所である。これはおそらく鑄造時、両面に文字のない鑄型を用いたというような誤りによつて作られたものであろう。

この銅銭は第三類の銅銭の特徴と似ており、直径は二・六センチメートル、穿は正方形をなし、一辺の長さ一センチメートル、厚さ〇・二センチメートル。

この墓葬一八基の年代は、最も早いものでおよそ西漢末期、最も遅いものでおよそ東漢初期である。そのうち、M2・M6・M7・M8・M10・M11・M12・M13・M14・M16号墓の一〇基は、およそ西漢末期（紀元前一世紀後半）、M1・M3・M4・M5・M9・M15・M17・M18号墓の八基はおよそ東漢初期（およそ紀元一世紀）である。

清化 (ThanhHoa、タインホア) 省一帯は漢代、九真郡が管轄した地域で⁽²⁸⁾、漢王朝の環北部湾西部における重要な管轄中心地の一つである。墓主の大多数はおよそ漢人であろう。この地方には当時、常に漢族の官吏・兵士とこの地に寓居していた商人がいたはずであり、これもまた墓葬の副葬品に多くの漢文化要素が含まれていた原因の一つである。従つて、これら墓葬一八基の墓主の大部分は、およそ漢人の官吏と商人であろうが、またその中の一部が漢化した駱越であろうということを排除するものではない⁽²⁹⁾。

(3) ベトナム考古隊が一九六四年一月一日から一九六四年二月八日にベトナム海陽 (HaiDuong、ハイユウン) 省四奇県玉山郷玉樂村でいくつかの古墓を発掘し、非常に豊富な副葬品を発見した。M1号墓とM3号墓から銅銭三〇枚を発見し、そのうちM1号墓から四枚、M3号墓から二六枚出土した。銅銭の多くはすでに腐蝕しており、保存されているものに基つけば、以下の三類に分けられる。

第一類二一枚、ほぼ全てが碎けており、直径二・三センチメートル、厚さ〇・一センチメートル、重さ三グラム。穿は寛さ〇・六センチメートル、左右に“貨泉”二つの篆字がある。穿の四隅はみな方形に整えられて鑄造されており、形状は対称で、輪・郭は明瞭で、字跡は明瞭で整っている。

第二類二五枚、全てすでに碎けている。サイズはやや小さく、直径二センチメートル、重さ一・八グラム。銅質は比較的比較的低劣であり、多くがすでに腐蝕している。穿は寛さ〇・六センチメートル、方形で左右に“貨泉”二つの篆字がある。

第三類四枚、ほぼ完全に傷みがない。直径二・五センチメートル、厚さ〇・二センチメートル、重さ七グラム。穿は方形で、寛さ〇・六センチメートル、左右に“貨泉”二つの篆字があり、鑄造具合は粗雑で、四隅は不明瞭である。文字の鑄込み具合は粗雑で不明瞭である。この貨幣はM1号墓から発見された。

M1号墓中に埋葬されたのは第三類の銅銭で、M3号墓に埋葬されたのは第一類と第二類の銅銭である。第三類の銅銭もまた“貨泉”で、鑄造は比較的粗雑、銭文もそれほど明瞭ではなく、重さは約七グラムで、一般的な“貨泉”とは異なる。この貨幣は東漢末期の墓葬中から発見され、その年代は漢靈帝と獻帝の時期に相当する。これは一種の民間鑄造貨幣であるため、鑄造具合は比較的粗雑である。

第一類と第二類の銅銭も“貨泉”である。この二種の銅銭は大小に差があるものの、材料・様式・鑄造技術・字跡から見れば完全に相似している。この二種の銭貨は当初、新莽時期（およそ紀元初）に鑄造されたものであるが、東漢晩期においてもなお使用されていた。

原考古報告執筆者は、墓葬の形制・副葬品などの要素を総合し、この墓二基の年代をおおよそ東漢後期（即ち紀元二世紀から三世紀）と考えている⁽³⁰⁾。ベトナム海陽(HaIDuong、ハイユウン)省一帯は漢代、交趾郡に属し、これらの墓葬もおそらくは交趾郡の漢人官吏と商人のものであるが、また漢化した駱越のものであるかもしれない。

(二) 漢代の金餅・倣金餅の出土、及びその特徴

前述の一九七一年に発掘された合浦県望牛嶺の西漢晩期木椁墓から金餅二枚が出土した。金餅は円形凹心で、一枚は“阮”字が刻まれ、“阮”字の上方に“位”一字が細く刻まれている。直径六・五センチメートル、重さ二四七グラム。もう一枚に

は“大”字が刻まれ、“大”字の下方に“太史”二字が細く刻まれている。直径六、三センチメートル、重さ二四九グラム⁽³¹⁾。これに類似した金餅は湖南・河南・安徽などでも発見されており、その製造年代に関しては二つの見解がある。一つは「はじめ西漢代に鑄造され、東漢に至つてもなお一般に流通していた」、もう一つは「戦国晩期にすでに鑄造が開始されていた」というものである⁽³²⁾。

二〇〇四年十月から十一月に合浦県風門嶺で西漢後期早一段階のM23号墓から出土した一〇枚の銅餅は、薄灰色で、背面は隆円形で小乳釘があり、底面には方形あるいは不規則な形の窪んだ鑄印がある。直径三、四、五センチメートル。おそらく當時流通していた金餅を模倣して副葬するための明器として用いたのであろう⁽³³⁾。これと類似した倣金餅は広州・長沙・洛陽の漢墓からもかつて発見されたことがあり⁽³⁴⁾、おそらく中原或いは広西に隣接する湖南地域から伝来したものであろう。

金餅は漢代において重要な政治的・経済的意義をもつ貨幣である。日本の考古学者関野雄氏は『史記』・『漢書』を研究した後、漢代の黄金に関して次のように考えた。即ち、黄金は漢朝の対匈奴戦争の費用として、かつて将士への賞賜などの方面で大量に用いられ、鉄製兵器と同様に匈奴に打ち勝つための主力であつた。その他、漢代の黄金はすでに貨幣としての機能を具備しており、国家財政と帝室財政の支柱であり、民間経済の発展にも有益であつた。秦は全国统一後、黄金と青銅の両本位制を確立した。この制度は漢王朝にも継承され、漢代の貨幣経済に極めて大きな影響を与えた、と⁽³⁵⁾。関野氏のこの考え方は非常に見識がある。

(三) 漢代泥銭の出土、及びその特徴

一九七五年秋に合浦県堂排の西漢晩期M2号墓から泥製の五銖冥銭四〇〇余枚が発見された。これらはもともと陶甕内に置かれていたものと思われるが、陶甕は押しつぶされてばらばらになっていた。一面には“五銖”の二文字が反文で鑄込まれ、他の一面は平らで粗雑である⁽³⁶⁾。残念なことに原考古報告ではこの貨幣の材質・色・サイズなどの特徴について言及していな

い。しかし類似した泥銭は貴県(今の貴港市)で発見されたことがあり、これが参考となる。一九五六年に貴県新牛嶺M3号西漢晚期墓から出土した五銖陶銭一二枚は、みな墓の中央に置かれ、それぞれが約五センチメートルずつ隔てられていた。泥銭は細泥質の陶で、焼成温度はそれほど高くなく、灰色で、郭がなく、陽文の“朱”字には“金”偏がない。直径二・二センチメートル、厚さ〇・二センチメートル、穿寛〇・八センチメートル、重さ一・五グラム⁽³⁷⁾。これら泥銭は冥銭として使用されたもので、実際に流通した貨幣ではない。

三、環北部湾貨幣流通圏の形成と漢王朝の“海上シルクロード”開拓

1. 環北部湾地域は漢代の比較的独立した貨幣流通圏の一つで、その形成は西漢の“海上シルクロード”の開拓と密接に関係していた

出土した漢代貨幣から見て、北部湾を取り囲む中国の合浦・北海・徐聞・東興・海南島とベトナムの邵化・四奇・東山などの多くの地は、漢代において、地理的に中国南方に位置する、大陸・半島・島嶼・海洋を内に包括する比較的独立した方孔銭貨幣流通圏の一つを形成した。この地域内で流通した貨幣は主に五銖銭などの銅銭で、金餅は其中でも特別に重要な貨幣であった。倣金餅と泥銭は流通貨幣ではなく、副葬用明器で、また冥銭とも称した。漢代の合浦郡の範囲は出土した貨幣の地点が最も多く、数量も最も多い。これは合浦が漢代環北部湾貨幣流通圏の中で特に重要な地位を占めていたことを反映している。

貨幣流通圏とは各種貨幣が流通した空間的地域を指す。貨幣流通圏と貨幣経済中心とは相互に関係するだけでなく、相互に区別される二つの概念でもある。その形成という点から見て、貨幣経済中心は貨幣が空間内に集まって形成されるものであり、貨幣流通圏は貨幣が空間範囲内に広がって形成されるものである。一方、両者は相互依存し、貨幣経済中心のない都市で孤立して存在する貨幣流通圏はなく、また貨幣流通圏から離れて単独で存在する貨幣経済中心はあり得ない。

環北部湾地域は南に大海を臨み、北に五嶺山脈を隔て、北部湾を中心とし、広西とベトナム北部沿海の大陸・雷州半島・海南島などが環形に分布し、比較的独立した地理単位を構成している。漢代貨幣がこの地域で大量に発見されたことは、貨幣流通圏が形成されていたことの重要な表れである。環北部湾貨幣流通圏は漢代に新しくできた地方貨幣流通圏の一つであり、この地域の原住民は駱越であったが、後に多くの漢族が中原地域から遷徙してきた。環北部湾貨幣流通圏の形成は、漢武帝が南越王国を滅ぼし、環北部湾五郡を設置した後である。これは中国最南方に位置し、“海上シルクロード”を通じて東南アジア・南アジア・ヨーロッパなどと直接或いは間接的に貿易を行った貨幣流通圏の一つであり、その外延は嶺南地域全体を包括していた。貨幣と経済は密接に関連するものであり、合浦で発見された漢代方孔銭が最も多いのは、合浦が環北部湾貨幣流通圏内の貨幣経済中心であったためであり、環北部湾の他の地域の貨幣はその殆どが合浦から広まっていたのである。漢代の環北部湾五郡の設置と“海上シルクロード”の開拓によって、資金としての大量の貨幣が漢族により中原地域から環北部湾の駱越地域に持ち込まれ、まず合浦などの重要な経済中心都市を形成し、これと並行して環北部湾貨幣流通圏が形成された。

貨幣の流通と交通の発達とは密接に係る。漢代の環北部湾の海上交通及び当地と内地とを結ぶ内陸河川の水運も比較的発達した。

『漢書』地理志下に、

自日南障塞・徐聞・合浦船行可五月、有都元國。又船行可四月、有邑盧沒國。又船行可二十餘日、有諶離國。步行可十餘日、有夫甘都盧國。自夫甘都盧國船行可二月餘、有黃支國、民俗略與珠厓相類。其州廣大、戸口多、多異物、自武帝以來皆獻見。有譯長、屬黃門、與應募者俱入海市明珠・璧流離・奇石異物、齎黃金雜繒而往。所至國皆稟食爲耦、蠻夷賈船、轉送致之。亦利交易、剽殺人。又苦逢風波溺死、不者數年來還。大珠至圍二寸以下。平帝元始中、王莽輔政、欲耀威德、厚遺黃支王、令遣使獻生犀牛。自黃支船行可八月、到皮宗。船行可二月、到日南・象林界云。黃支之南、有已程不國、漢之譯使自此還矣。

とある。これは史籍中において漢代環北部湾地域から東南アジア・南アジアなどの地へ至る間に遠洋貿易航路が存在していた

ことに関する最も早い記述であり、また西漢“海上シルクロード”の最も重要な記録でもある⁽³⁸⁾。漢代の文献の記述と合浦県で発見された一万基近くの漢墓、及びそこから出土した瑠璃・瑪瑙・水晶・琥珀などの外来物などは、合浦を中心とし、始発港とする“海上シルクロード”の存在を裏付けるものである。合浦県望牛嶺の漢代晩期木椁墓から出土した金餅二枚はまた前述の『漢書』地理志に記された漢朝の通訳官と召募に応じた商人が「賈黄金雜繒而往」き、“海上シルクロード”を開拓したという史実を裏付けるものである。“海上シルクロード”の開拓は環北部湾地域の経済社会の繁栄と発展を促進し、合浦を表とする貨幣経済中心を出現させ、当該地域はまた次第に漢王朝の非常に重要な貨幣流通圏の一つとなっていた。

注意すべきは、広西の全州・興安・平樂・荔浦・貴港・梧州などの漢代“海上シルクロード”の出海航路沿線においてもまた大量の漢墓が発見され、墓中から多くの“五銖錢”などの漢代貨幣が出土したことである。興安附近には漓江と湘江とを繋ぐ靈渠があり、全州・平樂・荔浦は漓江流域に属し、貴港・梧州は西江流域に属し、合浦などの地は南流江流域に属す。そして“湘江—靈渠—漓江—西江—南流江”はちょうど一線につながる。この水上航路はまさに漢代“海上シルクロード”の広西境内における主要な出海航路であり、また漢代貨幣の広西境内における主要な流通経路でもあった。この流通経路が漢代貨幣の流通を開き導き、環北部湾貨幣流通圏の形成を推進させた。一九八三年一月から一九八四年九月に広西の考古工作者が興安県溶江鎮石馬坪で漢墓二五基を発掘した。その年代は西漢前期から東漢前期の間である。これらの墓中から出土した漢泥“半兩”錢六六枚は、印模を泥塊に押しつけて作ったもので、正面はやや隆起し、“半兩”の二文字があり、背面はなめらかで平らである。直径二・二センチメートル、穿寛〇・六センチメートル。またこの漢墓二五基から五銖錢一六〇〇枚余り、“貨泉”四枚、“大泉五十”七五枚、“大布黄千”四枚が出土した⁽³⁹⁾。このような大量の漢代貨幣の出土は、南方地域では決して多く見られるものではない。秦が嶺南を統一した時に開削した靈渠は石馬坪の東を流れており、石馬坪漢墓と附近の秦漢城址は密接に関係する。湘桂走廊・興安靈渠にある石馬坪漢墓から出土した大量の貨幣は、漢武帝時期の“海上シルクロード”開拓が“海上シルクロード”出海航路沿線地域にも経済の繁栄をもたらしたことを反映したものである。広西の“海上シルクロード”出海航路と合浦沿海平原などの地域の漢墓、及びそこから出土した漢代貨幣が広西のその他の地域よりもはるかに多い

のは、〃海上シルクロード〃が当地の商品経済の発展を促進したためである。

漢王朝は環北部湾地域の戦略的地位を十分に認識しており、漢武帝は再び嶺南を統一すると、当該地域の合浦・徐聞などの地を拠点として、東南アジア・南アジアなどへ向けて海上の〃シルクロード〃を開拓した。これは漢王朝の〃南下戦略〃（或いは〃海洋戦略〃）の重要な表れである。そして、合浦などの経済中心の出現はまさに「以港興市」した結果である。

環北部湾地域出土の漢代貨幣と中原地域の漢代貨幣は、造型・文字からは言うまでもなく、鑄造工芸などの各方面から見ても全て中原のそれと同じである。合浦望牛嶺西漢晚期木樟墓出土の第一種と第二種の五銖銭は、形制・銭文・直径・穿寛などにおいて河南省洛陽市浅井頭の同時期の西漢墓葬から出土した五銖銭と相似している⁽⁴⁰⁾。合浦豊門嶺十号漢墓出土の〃大泉五十〃・〃貨泉〃は、形制・大小・銭文などにおいて河南省洛陽市西郊の漢墓で発見された同類の貨幣と多くの共通点がある⁽⁴¹⁾。合浦望牛嶺西漢晚期木樟墓出土の金餅と類似した金餅は、広西に隣接する湖南省と中国北方地域からも発見されている。一九五一年に長沙市M²¹¹号西漢後期墓から金餅一枚が出土した。この金餅は円形凹心で、〃辰〃一字が刻まれ、直径六・一センチメートル、重さ二四四・一二五グラム⁽⁴²⁾。一九六三年に陝西省臨潼縣武家屯から出土した金餅八枚は、円形で、比較的薄く、直径六センチメートル、重さ二五〇グラム。そのうち五枚の金餅の表面には〃己〃・〃六三〃・〃六四〃・〃八八〃・〃四兩半〃の文字が篆刻されており、秦或いは西漢時期の貨幣と考えられている⁽⁴³⁾。従って漢代合浦の金餅は湖南或いは中国北方地域から伝来したものとすべきである。

漢代貨幣が環北部湾地域で使用されたのは、漢朝の貨幣流通圏が周辺に向けて絶えず発展・拡大したためである。環北部湾貨幣流通圏は一つの地域流通圏として、実質的には漢朝貨幣流通圏の重要な構成部分の一つであった。漢代環北部湾貨幣流通圏の形成は、重要な意義を持つ。まず、環北部湾地域内の漢族・駱越などの民族がみな中央王朝の統一貨幣を流通貨幣としたことで、異なる民族と地域間の境界が打破され、次第に全国統一の貨幣流通圏が形成された。この貨幣の統一は国家の統一にとって非常に重要な意義をもつ。次に、環北部湾貨幣流通圏の形成は、中国貨幣を東南アジアなどの地に広め、これらの地に影響を与え、中国と外国の経済・文化交流を促進させた。

2. 流通資金として漢代貨幣がベトナムで大量に出土したことは、漢王朝がベトナムと東南アジアに対して経済開発を行った歴史的証拠である

秦が嶺南を統一する以前、今のベトナム北部にまだ貨幣はなく、その一部の地域は狩猟を生業とし、牛耕はなく、農業生産・商品交換は比較的立ち後れた状態にあった。『水経注』卷三七葉榆水注引『交趾外域記』に、

交趾昔未有郡縣之時、土地有雉田、其田從潮水上下、民墾食其田、因民爲雉民。

とあり、『漢書』卷六四賈捐之伝に、

駱越之人父子同川而浴、相習以鼻飲、與禽獸無異、本不足置郡縣也。

とあり、『後漢書』卷七六循吏列伝・任延列伝に、

九真俗以射獵爲業、不知牛耕、民常告糴交趾、每致困乏。

とあり、また、

駱越之民無嫁娶禮法、各因淫好、無適對匹、不識父子之性、夫婦之道。

とある。ベトナムの学者は、東山文化において銅鼓はおそらく当時行っていた交易の重要な物品で、そのうち小型銅鼓は通貨単位であつたろうと考えている。また、銅鼓一つは水牛或いは黄牛一〇〇頭、ひいては一〇〇〇頭とも交換でき、従つて家畜も通貨の役割を果たしていたと考えている。彼らはまた次のようにも考えている。即ち、ベトナムでは銅鼓形貯貝器が発見され、一部の墓葬からは貝も出土しているが、当時すでにそれらを通貨としていたかどうかは確定できない、と⁽⁴⁴⁾。このようなベトナムの学者達の研究に基づけば、秦が嶺南を統一する以前、ベトナム北部地域は実質的な“物々交換”の状態にあり、経済は比較的立ち後れていたと考えられる。東山文化後半期にいたつてようやく中原地域から伝来した半両銭と五銖銭を使用し始めたのである⁽⁴⁵⁾。東山文化後半期の年代は、中国の秦漢時期に相当する。漢朝貨幣の伝来は、ベトナム北部地域元来の“

物々交換”状態を次第に変え、商品の交換と流通を促進した。

秦始皇帝が嶺南地域に郡県を設置して以来、今のベトナム北部地域は古代中国が東南アジアへ向けて最も早く開発した地域となり、政治経済などの各方面においても中原王朝の影響を深く受けた。そのためベトナム北部地域の漢代墓葬から出土した貨幣と中国広西沿海・雷州半島地域の墓葬から出土した同時代の貨幣とを比較すると、銭文・大小・厚薄・重量・材質など全てにおいて共通性を持ち、中国の環北部湾地域と同一の貨幣流通圏に属するのである。ベトナムは中国の古代貨幣が最も早く東南アジアへ影響を及ぼし伝播した地域である。西漢時期、全国の商品経済は大きく発展した。『史記』卷一二九貨殖列伝に、

漢興、海内爲一、開關梁、弛山澤之禁、是以富商大賈周流天下、交易之物莫不通。

とある。流通資金としての漢代貨幣の大量流入は、交趾・九真両郡の商品経済の発展を促進し、当地と中原との経済を統一する重要な要素となった。

3. 環北部湾貨幣流通圏は環北部湾地域の海上交易圏と陸上交易圏が発展した結果である

先に述べたように、『漢書』地理志下に「自日南障塞・徐聞・合浦船行」とあり、東南アジア・南アジアなどの地へ向かう“海上シルクロード”に関する明確な記述がある。同・地理志下にはまた「自合浦・徐聞南入海、得大州、東西南北方千里、武帝元封元年略以爲儋耳・珠厓郡」とある。漢代の交趾は今のベトナム北部の紅河が海へ流れ込む所に位置し、通航に便利であった。従って貨幣の出土状況と結びつければ、西漢武帝時代より徐聞・合浦を中心とする“徐聞—海南島”、“徐聞—合浦”、“合浦—海南島”、“合浦—交趾”、“交趾—日南（漢朝最南端の郡で、九真郡以南、今のベトナム中部一帯に位置し、北は河静（Ha Tinh、ハティン）省・広平（Quang Binh、クアンビン）省境界にある横山から南は富安（Phu Yen、フイエン）省の大嶺に至る。郡治の西捲県は広治（Quang Tri、クアンチ）省広治河と甘露河の合流地点にある⁽⁴⁶⁾”などの海上航路が形成されはじめたと考えられる。徐聞から東北へ航行すると合浦郡に隣接する南海郡郡治の番禺（南海郡郡治。今の広州）に至る。

このようにして“番禺—徐聞—海南島—合浦—交趾—日南”の海上航路により構成された漢代環北部湾海上交易圏が形成された。環北部湾海上交易圏南部の日南からさらに南へ航行すると東南アジアの島嶼や南アジアなどの地へ至ることができる。合浦・番禺・交趾・日南などの地は、漢朝が東南アジア・南アジアなどの地へ交易に行くための主要拠点であり、その貨幣経済は漢代貨幣流通の中心地である中原地域とますます接近した。そのため現在出土する貨幣も比較的多いのである。

合浦は環北部湾海上交易圏の中心都市で、大海に臨み、真珠を産出し、また内陸地域に通じる南流江などがあり、絹織物などの貿易の他に真珠貿易が非常に有名である。『後漢書』循吏列伝・孟嘗列伝に、

(嘗) 遷合浦太守、郡不産穀實、而海出珠寶、與交趾比境、常通商販、貿糴糧食。

とある。真珠は中国人にとって古来より富の象徴であり、上は帝王将相より下は平民百姓に至るまでみな好み求めた対象である。従って真珠の生産と貿易は、漢代合浦の経済中心形成において重要な意義を持ち、また貨幣の流通にも有益であった。

貨幣は商品流通と交易の重要な手段である。漢代環北部湾海上交易圏の形成は商品の交易と貨幣の使用とに重要な関係を有した。徐聞は漢代において内地から海南島へ通じる門戸であり、また合浦と番禺の間の海上航路における必経の地でもあり、漢代環北部湾東部“海上シルクロード”の重要な港口と海上交易の中心であった。徐聞の海上交易の発展は、多くの商人たちを引きつけ、彼らは当地に来て商売を営んだ。唐代の李吉甫は『元和郡県図志』の中で、

雷州徐聞縣、本漢舊縣……漢置左右侯官、在徐聞縣南七里、積貨物于此、備其所求、與交易有利。故諺曰、欲拔貧、詣徐聞。

と述べている⁴⁷⁾。徐聞は雷州半島地域で発見された漢墓と漢代貨幣が最も多い所で、これは当地が海上交通に便利な地理的位置にあったことと大きく関係する。

漢代環北部湾海上交易圏の発展は、また、陸上交易圏の発展と密接に関係する。環北部湾沿岸地域は漢代環北部湾陸上交易圏があったところであり、この陸上交易圏は中原と中国西南地区と繋がる。

先に述べた秦始皇帝の靈渠開削と漢武帝の嶺南再統一以後、漢北部湾地域は“湘江—靈渠—漓江—西江—南流江”一線を通

じて中原内陸地域と交易を行った他に、漢代の合浦郡にはまた中国西南地区との重要な交易路が存在していた——かつて牂牁江と称された紅水河である。紅水河は貴州望謨県から広西象州へと流れ、全長六五九キロメートル。道路が建造される以前、紅水河は滇・黔・桂の沿江地域の主要な交通路で、現在でもなお雲南・貴州・四川・広西の物資の理想的、かつ簡便で速い水運路の一つである。建元六年（前一三五）、漢武帝は使者唐蒙を派遣して南越王に内附を勧めた。唐蒙は南越で蜀の枸醬（風藤葛ふうとうかつら）の実で作った調味料：訳者補）を食べ、「蒙問所從來、曰、道西北牂柯、牂柯江廣數里、出番禺城下。蒙歸至長安、問蜀賈人、賈人曰、獨蜀出枸醬、多持竊出市夜郎」（『史記』卷一一六西南夷列伝）とある。四川の枸醬は夜郎を通じて今の杭州一帯へ仕入れることができ、漢代に紅水河出海貿易路が存在したことを物語っている。『漢書』卷九五西南夷兩粵朝鮮伝に元鼎五年（前一一二）、漢武帝が南越王国の相である呂嘉の反乱を平定するために、「馳義侯因巴蜀罪人、發夜郎兵、下牂柯江、咸會番禺」させた。漢代の牂柯江（紅水河）下流は今の黔江・潯江に合流して蒼梧に至り、さらに西江に合流してそのまま番禺へ至る。また、蒼梧より今の藤県綉江（北流江）との合流点に遡り、さらに玉林平原へ南下した後、南流江へ移ると漢朝最大の海外貿易港である合浦に至る。

漢代、牂柯江より北へ向かつて「石門道」を通過すると巴・蜀兩郡へ入って行くことができる。兩漢時期、漢武帝は唐蒙を派遣して犍道（今の四川省宜賓）から牂柯江へ至る道路を建造させた。その路線は犍道（今の四川省宜賓）から石門（今の四川慶符県境）・南広（今の雲南鎮雄）・平夷（今の貴州畢節）・夜郎（今の貴州安順）を経て牂柯江河畔へ達する。これが後世の所謂「石門道」である。⁽⁴⁸⁾『水経注』卷三三江水一に、

唐蒙南入、斬之、乃鑿石開閣、以通南中、迄于建寧、二千餘里、山道廣丈餘、深三四尺、塹鑿之跡猶存。

とある。石門道開通後、漢代の西南地域から合浦郡へ通じる出海交易道路はおおよそ次の通りである。巴（今の重慶）・蜀（今の成都）兩郡より犍道（今の四川省宜賓）を経て夜郎（今の貴州安順）へ至り牂柯江へ達し、牂柯江から蒼梧に至り、さらに牂柯江を遡って今の広西藤県の綉江（北流江）との合流点に至り、南下して玉林平原へ至り、その後、南流江へ移り沿海都市の合浦に達する。

『漢書』地理志下によれば、

粵地、牽牛・婺女之分懋也。今之蒼梧・鬱林・合浦・交趾・九真・南海・日南、皆粵分也……處近海、多犀・象・毒冒・珠璣・銀・銅・果・布之湊。中國往商賈者多取富焉。

とあり、海上・陸上交通の発展と貨幣の使用は、中原・中国西南地域と環北部湾地域の商品流通や、駱越地域の経済発展を促進した。

先述した漢代貨幣の考古発見から見て、合浦一帯は貨幣が出土した地点と数量が最も多く、その次はベトナム北部、更にその次が雷州半島の徐聞であり、海南島が最も少ない。これは当時のこれらの地域における商品交易と経済発展の程度と密接に関係する。合浦は環北部湾海上交易圏と陸上交易圏において中心的位置を占め、商品交易と経済も比較的発達していた。そのため発見された漢代墓葬と貨幣が比較的豊富なのである。

4. 環北部湾地域の貨幣を副葬品とする地域風俗は、貨幣経済が社会文化に影響を及ぼした結果であり、漢代貨幣文化の重要な表現形式の一つである

秦漢以後、貨幣は次第に中国各地に普及した。統計によれば、西漢の五銖銭は紀元前一八年から紀元七年に至るおおよそ百年間で合計二八〇億枚発行され、総重量は九・八万トン、年平均九八〇トン鑄造された⁽⁴⁹⁾。貨幣は流通交易・納税・賞賜・蓄財などで広範に用いらただけでなく、死者の副葬品としても用いられた。

環北部湾地域は駱越の居住地域であり、もともと貨幣はなく、貨幣を副葬する風俗もなかった。環北部湾地域の漢代墓葬から発見された貨幣を副葬品とする風俗からは、北方・中原にいた漢族の風俗の影響が看取される。この他、この風俗は墓中の死者の身分と地位の影響を受けていたのであろう。

中原地域の先秦と秦漢時期の墓葬から、貨幣を死者に副葬する現象がしばしば発見される。貨幣経済が人々に与えた影響は

多方面にわたり、ひいては埋葬風俗にまでその影響が及んだ。環北部湾地域の貨幣を副葬品とする風俗は、商品経済の発展を体現したものであり、“靈魂不滅”觀念が影響を及ぼした結果でもある。人々は死後、もう一つの世界へ銭貨を持って行き、依然として生前と同じように豊かでいられることを望んだ。倣金餅と泥質貨幣の発見は、当時の人々がすでに節約の意識を持っていたことを反映している。やはり、本物の銭貨は実用的価値を持ち、副葬品とするのはかなりの浪費となり、比較的価値の低い倣金餅と泥銭で代替せざる得なかった。これはまた、古人の実用主義の表れであるかもしれない。現在、環北部湾地域の大多数の漢族と駱越の後裔である壮族には、死者に冥銭紙幣を副葬し、清明節や中元節などに死者のために紙銭を焼く習慣があり、これも古代歴史文化の継承であるかもしれない。

四、いくつかの啓示

1. 環北部湾貨幣流通圏は、漢代の重要な貨幣流通地域の一つであり、漢朝貨幣流通圏の一部でもあり、その形成は西漢が“海上シルクロード”を開拓した結果である。この少数民族駱越地域に位置する貨幣流通圏の形成は、漢王朝による環北部湾地域の開発、漢王朝と東南アジアなどの地との経済文化交流のために非常に重要な役割を果たした。

2. ベトナム北部地域から出土した漢代貨幣などの文物は、漢王朝がかつてこの地域を經營していたことを物語っている。

ベトナム北部地域は広西環北部湾地域・雷州半島・海南島などと共に漢代環北部湾貨幣流通圏を形成した。これは地理的な優位さをもつ繁栄地域であり、漢朝の統一がもたらした結果である。何らかの意義という点から言えることは、今日の中国とベトナム両国が共同で築いた“両廊一圈”という経済協力は、一種の歴史的延長であり、それは新たな“環北部湾経済圏”の構築に重要な戦略意義をもつ。

3. 合浦は漢代“海上シルクロード”の最重要始発港であり、環北部湾海上交易圏と陸上交易圏の最も重要な経済中心都市でもある。漢朝政府の環北部湾への発展や東南アジアなどへの開拓は、合浦などの環北部湾経済中心都市の形成を促進した。

そして合浦等の地の発展は、また両漢王朝の環北部湾地域に対する開発に有益であり、中国と外国との経済文化交流に有益であった。

注

- (1) 広東歴史地図集編委会『広東歴史地図集』(広東省地図出版社、一九九五年) 一六五頁。
- (2) 環北部湾漢朝五郡のおおよその地理的位置については、譚其驤主編『中国歴史地図集』第二冊、秦・西漢・東漢(地図出版社、一九八二年) 三五～三六頁、六三～六四頁を参考にした。
- (3) 戴均良・劉保全等主編『中国古今地名大詞典』(上海辞書出版社、二〇〇五年) 一二三二頁、四九頁。
- (4) 楊豪「広東合浦發現東漢磚墓」(『考古通訊』一九五八年六期)。
- (5) 広西壮族自治区文物考古写作小組「広西合浦西漢木椁墓」(『広西文物考古報告集』広西人民出版社、一九九三年) 四二一～四二二頁。
- (6) 広西壮族自治区文物工作隊「広西合浦県堂排漢墓発掘簡報」(『広西壮族自治区文物工作隊編』『広西文物考古報告集』一九五〇～一九九〇、広西人民出版社、一九九三年) 四二二～四三〇頁。
- (7) 広西壮族自治区博物館・合浦県博物館「広西合浦県凸鬼嶺清理兩座漢墓」(『考古』一九八六年九期)。
- (8) 張居英「広西合浦県豊門嶺10号漢墓発掘簡報」(『考古』一九九五年三期)。
- (9) 広西文物工作隊・合浦県博物館「広西合浦県母猪嶺東漢墓」(『考古』一九九八年五期)。
- (10) 広西壮族自治区文物工作隊・合浦県博物館編『合浦風門嶺漢墓——二〇〇三～二〇〇五年発掘報告』(科学出版社、二〇〇六年) 一六四頁。
- (11) 林強等「合浦県凸鬼嶺漢墓発掘簡報」(孫海・蘭新建主編『中国考古集成』華南卷一三、中州古籍出版社、二〇〇五年) 四〇〇六～四〇二二頁。
- (12) 広西壮族自治区文物工作隊・合浦県博物館編『合浦風門嶺漢墓——二〇〇三～二〇〇五年発掘報告』(科学出版社、二〇〇六年) 九六頁。
- (13) 広西壮族自治区文物工作隊・合浦県博物館編『合浦風門嶺漢墓——二〇〇三～二〇〇五年発掘報告』(科学出版社、二〇〇六年) 八二頁。

- (14) 广西壮族自治区文物工作隊・合浦県博物館編『合浦風門嶺漢墓——二〇〇三〜二〇〇五年発掘報告』（科学出版社、二〇〇六年）二九頁。
- (15) 广西壮族自治区文物工作隊・合浦県博物館編『合浦風門嶺漢墓——二〇〇三〜二〇〇五年発掘報告』（科学出版社、二〇〇六年）一一頁。
- (16) 彭書林・陳左眉「広西北海市盤子嶺東漢墓」（『考古』一九九八年二期）。
- (17) 广西壮族自治区文物工作隊・覃義生「沱尾島考古調査」（『文物』一九八四年九期）。
- (18) 徐聞県志編纂委員会『徐聞県志』（広東人民出版社、二〇〇〇年五月第一版）六九八頁。
- (19) 何紀生・呉振華「広東徐聞東漢墓——兼論漢代徐聞の地理位置和海上交通」（『考古』一九七七年四期）。
- (20) 徐聞県志編纂委員会『徐聞県志』（広東人民出版社、二〇〇〇年五月第一版）六九八頁。
- (21) 呉凱「徐聞県五里郷二橋村灰場東漢墓清理報告」（『広東文物』二〇〇四年一期）。
- (22) 何紀生・呉振華「広東徐聞東漢墓——兼論漢代徐聞の地理位置和海上交通」（『考古』一九七七年四期）。
- (23) 鄭瑤新「海南島東方県発現両処古文化遺址」（『東南文化』一九八八年三・四期合刊）。
- (24) 曾広億「海南島東漢甕棺墓発掘考略」（『文博通訊』一九七九年一〇期）。
- (25) 李居礼「海南陵水県発現印紋硬陶」（『考古』一九八七年三期）。
- (26) (越) 何文廷(ハ・ヴァン・タン) 著・(日) 菊池誠一訳『ベトナムの考古文化』（六興出版、一九九一年）一六一〜一八六頁。
- (27) 雲南省錢幣研究会・広西錢幣学会『越南歴史貨幣』（中国金融出版社、一九九三年）一二頁。
- (28) 譚其驤主編『中国歴史地図集』第二冊、秦・西漢・東漢（地図出版社、一九八二年）三五〜三六頁、六三〜六四頁。
- (29) (越) 黎忠「紹陽漢代時期的墓葬」（一九六五年五月十五日於諒山）（『關於越南考古学的若干報告』（越文）、越南文化部考古隊、一九六六年印）。
- (30) (越) 黎春艷「玉樂木椁墓発掘報告」（一九六五年二月十二日於河内）（『關於越南考古学的若干報告』（越文）、越南文化部考古隊、一九六六年印）。本注と注(29)の二篇のベトナム語資料は広西民族大学外国語学院羅文青先生に翻訳して頂いた。
- (31) 广西壮族自治区文物考古写作小組「广西合浦西漢木椁墓」（『广西文物考古報告集』一九五〇〜一九九〇、广西人民出版社、一九九三年）四

一一〇四二一頁。

- (32) 黄啓善「試論広西漢代貨幣經濟的發展」(『廣西金融研究』一九九八年増刊)。
- (33) 広西壮族自治区文物工作隊・合浦県博物館編『合浦風門嶺漢墓——二〇〇三〜二〇〇五年発掘報告』(科学出版社、二〇〇六年) 二九頁。
- (34) 一九五四年に広州南石頭二号西漢前期木椁墓から出土した“銅質鑲金馬蹄金”一枚は、円餅形、真ん中が窪み、直径六・七センチメートル。広州市文物管理委员会「広州南郊南石頭西漢木椁墓清理簡報」(『文物參考資料』一九九五年八期)を参照されたい。一九五六年に長沙黒石渡二号東漢後期磚椁墓から出土した“鑲金銅錠”一枚は、円形で上面に隆起した厥手文があり、下面は内側に窪み、直径四・五センチメートル。李正光・彭青野「長沙沙湖橋一带古墓発掘報告」(『考古学報』一九五七年四期)を参照されたい。一九五七年に洛陽西郊の漢墓から採集された“鑲金銅餅”一枚は、一面が凸、他面が凹で、凸面上に盤龍文が鑄込まれ、直径六センチメートル、重さ一八二・二グラム。中国科学院考古研究所洛陽発掘隊「洛陽西郊漢墓発掘報告」(『考古学報』一九六三年二期)の図版一二を参照されたい。
- (35) (日) 関野雄『中国考古学論考』(同成社、二〇〇五年) 二七六〜二八二頁。
- (36) 広西壮族自治区文物工作隊「広西合浦県堂排漢墓発掘簡報」(広西壮族自治区文物工作隊編『広西文物考古報告集』一九五〇〜一九九〇、広西人民出版社、一九九三年) 四二二〜四三〇頁。
- (37) 黄増慶「広西貴県新牛嶺第三号西漢墓葬」(『文物』一九五七年二期)。
- (38) 廖国一「中国古代最早開展遠洋貿易的地区——環北部湾沿岸」(『廣西民族研究』一九九八年三期)。
- (39) 広西壮族自治区文物工作隊・興安県博物館「興安石馬坪漢墓」(広西壮族自治区博物館編『廣西考古文集』、文物出版社、二〇〇四年)、二三八〜二五六頁。
- (40) 呂勁松「洛陽浅井頭西漢壁画墓発掘簡報」(『文物』一九九三年三期)。
- (41) 中国科学院考古研究所洛陽発掘隊「洛陽西郊漢墓発掘報告」(『考古学報』一九六三年二期)。
- (42) 中国科学院考古研究所「長沙発掘報告」(科学出版社、一九五七年) 図版七二。
- (43) 朱捷元・黒光「陝西省興平県念流寨和臨潼県武家屯出土古代金餅」(『文物』一九六四年七期)。

- (44) (越) 何文訊編著・(日) 菊池誠一訳『ベトナムの考古文化』(六興出版、一九九一年版) 一八六頁。
- (45) (越) 何文訊編著・(日) 菊池誠一訳『ベトナムの考古文化』(六興出版、一九九一年版) 一八六頁。
- (46) 戴均良・劉保全等主編『中国古今地名大詞典』(上海辭書出版社、二〇〇五年) 四五二頁。
- (47) 繆荃孫校輯『元和郡県図志闕卷佚文』卷三(賀次君点校『元和郡県図志』、中華書局、一九八三年) 一〇八七頁。
- (48) 楊聰『中国少数民族地区交通運輸史略』(人民交通出版社、一九九一年) 七三頁。
- (49) (日) 小沢正人・谷豊信・西江清高『中国の考古学』(同成社、一九九九年) 三〇七頁。

参考文献

- 豊田武・児玉幸多『流通史Ⅰ』(山川出版社、一九九四年)。
- 陳隆文『春秋戦国貨幣地理研究』(人民出版社、二〇〇六年)。
- 三宅俊彦『中国の埋められた銭貨』(同成社、二〇〇五年)。

〔附記〕 本稿は廖国一が主宰する国家社会科学基金項目(採択番号04BMZ025)、広西師範大学重点項目(採択番号04SKZD07)「中国——東盟自由貿易区与環北部湾地区少数民族經濟生産方式転型和社会文化変遷」の段階的成果である。

古代中国漢代の羌（三）

——生態学的辺境と民族的境界——

Wang Ming-ke (王明珂)
(柿沼陽平 訳)

第三章 漢代における河煌先住民の生計と社会組織

1. 考古学上の行方不明者

卡約遺址と辛店遺址の大部分は、秦漢時代（前二二一年～二二〇年）に入る前に放棄された。その後まもなく、河煌の種族である羌——彼らは漢人からそのように呼ばれていた——が、漢文史料中にみえるようになった。本章の目的は、これら羌人の経済的・社会的生活を検討することである。

まずはじめに気づくことは、これらの河煌羌は、考古学的遺存をほとんど残しておらず、かりにそのようなものがあるにせよ、それさえ年代比定に疑問が残るということであろう。前章でのべたように、炭素14の測定で三五〇二五〇年のものとされた大華郷の中荘遺址以外に、他の卡約遺址の炭素年代で前六〇〇年を下るとされたものはない。ところが、中荘遺址の文化遺存は、他の卡約遺址（たとえば山坪台・卡約・下西河・乱山・花鼻梁）の文化遺存とかなり似ている。この事実は、中荘遺址の年代に疑義を生ぜしめるものである。またこの他に、漢代にさかのぼる別の卡約遺址としては、河煌の莫布拉遺址がある。しかし、その年代比定は、鉄製ナイフ・漢式土器片および他の中荘式土器の発見には基づいているものの、炭素14の測定には基づいていない。

卡約遺址に加え、前漢代（前二二〇年～七年）～魏晉代（二二〇年～四二〇年）の一四〇を超える別の墳墓が、大通県上孫家寨遺址で発見された。その墓の構造と埋葬方法は、河西回廊と陝西省で発見された漢墓のそれと基本的に同じであったが、

埋葬の習俗には「卡約文化の影響が明確にあらわれていた。そしてそれらの中のある漢墓からは、「漢匈奴歸義親漢長（正義に歸し、漢に親しむ匈奴の長）の意」と刻字された印が出土した。先学諸氏は、これらがおもに煌中胡（あるいは煌中義従胡）のものであること、その習俗は羌のそれと似ており、また彼らが当地の漢人によつて深く漢化されていたことを示唆している。しかし、これらの墓の一部が漢化された羌人のものであつた可能性も否定できない⁽¹⁾。ともあれいずれにせよ、これらの年代に疑問の残る遺址と、漢化された非漢人の遺存を別にすれば、「純然たる」非漢人の文化遺存は、齊家文化・辛店文化・卡約文化の遺存と、漢文化の遺存のあいだからは、階層図式的にみてまったく発見されていない⁽²⁾。

したがつてここでは、漢代の羌について研究する上で、まず文献史料に依拠する。これは、もっぱら考古資料に依拠した前章での情況ときわめて対照的である。ただし、以下の二章では、連続した時間内に同じような自然環境の中で起こつたある人間社会的・経済的現象について検討することになるため、次の問題点は看過できない。すなわち、河湟人が考古学的に不可視なものとなつた秦漢時代において、それらの河湟人にはいったい何があつたのであろうか。

この問いに対する最良の答えは、その問題となつていている人びとの生活様式の全貌をしめすことによつて得られる。そこで本章ではまず、羌の経済生活、社会組織、およびいくつかの文化的特色について検討する。その上で、如上の考古学的問題にもどることにしよう。

2. 河湟羌の経済生活

漢代史を学ぶ者にとつて、もつとも基本となる史料は、『史記』・『漢書』・『後漢書』の三書である。しかし、『史記』の撰者である大歴史家の司馬遷（前一四六年～前八六年頃）は、当時の羌人に関する情報をまったくしめていない。一方、『漢書』の撰者班固（三二年～九二年）は、趙充国伝の中で、羌に関して詳細に描写しており、他の箇所でも断片的な記録を書き残している。

羌に関する完全な伝がみられるのは、范曄（三九八年～四四五年）の『後漢書』の中だけである。すなわち、羌の生活様式

・社会組織・歴史に関する「西羌伝」である。ただし先学諸氏は、西羌伝の内容分析を通して、それがより古い史書である『東觀漢記』に由来することを見出している。『東觀漢記』とは、後漢時代の朝廷お抱えの学者たちによる共著である。その羌に関する箇所は、一五〇年〜一五三年に、黄景や伏無忌によつて編纂された。『東觀漢記』は長らく失われていたが、その佚文はさまざまな書に見出される。これらの佚文は、范曄『後漢書』とかなり類似する文をいくつも含んでいる⁽³⁾。その上、マーガレット・スコット (Margaret Scott) が指摘するように、范曄『後漢書』西羌伝には、一五〇年以降の記録がきわめて少ない。このことは、范曄が一五〇年〜一五三年までにまとめられた『東觀漢記』の文を用いたとする見方を裏付けるものである⁽⁴⁾。西羌伝には、羌の経済生活に関する簡略な描写が次のようにみられる。

居る所常無く、水草に依り隨う。地、五穀少なく、産牧を以て業と爲す。⁽⁵⁾

この文は、羌が間違いなく遊牧民であつたことをしめしている。ただし同伝後文には、羌が農業を営んでいたことも記録されている。そのため先学の大半は、漢代の羌が生活補助のために農業を営んでいた半遊牧民であつたと信じている⁽⁶⁾。これに対して、スコットは別の見解を有している。すなわち、同地のチベット族のあいだで今日^{こんにち}そうであるように、そこには遊牧民と定住農耕民の二種類の羌がいたというのである⁽⁷⁾。しかし、これら二つの見解はいずれも問題を単純化しすぎている。そこで、この点を明確にするために、以下、羌の家畜の種類構成・季節別行動・農業を含む経済生活の全体像を提示することにする。

家畜の種類構成

さまざまな牧畜業者の生活様式を理解するもつとも効果的な方法は、その家畜の種類構成と比率を調べることである。この点に関して史料には、羌に飼育された家畜の種類に関する全体的描写はない。しかし幸いなことに、漢軍が羌から獲得した戦利品の家畜に関する文は見出される。これらは、羌人の家畜の種類構成についての定見をもたらすものである（表4参照）。

伝世文献には、前四二年から一六九年までの、二一の戦利品に関する記録が残されている。その一覽を分析すると、もつとも頻繁に捕獲されている家畜は、ヒツジ・ウシ・ウマであるとわかる。これらは間違いなく羌の集団にとつて、もつとも必須

時期	ヒツジ	ウシ	ウマ	ロバ	ラバ	ラクダ
前42年	+	+	+			
25年	+	+	+			
34年	+	+				
35年	+	+	+			
78年	+	+				
89年	+	+	+			
97年	+	+	+			
113年	+	+	+	+	+	+
116年	+	+	+			
	+	+	+			
117年	+	+	+	+		+
120年	+	+	+			
121年	+	+	+			
134年	+	+	+			
138年			+			
139年	+		+		+	
141年	+	+	+	+		
143年	+	+		+		
165年	+	+	+			
168年	+	+	+			
169年	+	+	+	+	+	+
合計(頻度)	20	19	18	5	3	3

〔表4〕漢の戦利品記録よりみた羌の家畜

(典拠：『漢書』巻69・79、『後漢書』巻45・46・54・95・117)

の家畜であった。ロバ・ラバ・ラクダの捕獲も六回記録されているが、羌の生計上、それらが果たす役割が微々たるものであったことは明らかである。というのも、これらの捕獲の大半は、河煌地域で行なわれたのではなく、むしろ羌が安定郡・北地郡を急襲したさいに時折なされたものであるからである。すなわち周知のごとく、安定郡と北地郡は、漢代にステップ遊牧民が活動していた地域である。漢人から「胡」と呼ばれているこれらのステップ遊牧民は、一般的にヒツジ・ウシ・ウマを主とする雑多な家畜の群れを有していた。しかし、その中には、時にロバ・ラクダもいた⁽⁸⁾。したがって羌は、ロバ・ラバ・ラクダを「胡」から入手していたかもしれないし、ロバ・ラバを漢の村落から略奪していたのかもしれないのである⁽⁹⁾。

河煌地域におけるロバ・ラバの捕獲は、一三九年・一四一年に金城郡・隴西郡でなされた二回のみである⁽¹⁰⁾。両ケースともに、ロバ・ラバを有する羌は、戦闘開始前よりステップ遊牧民の「胡」と連携していた。これより、河煌羌が、伝統的にロバ・ラバ・ラクダを飼育していなかったことは明らかである。すなわち羌は、ロバ・ラバ・ラクダを飼育していた他のステップ遊牧民と接触したさいに、あるいは漢の領土を襲撃したさいにのみ、それらの家畜を得ていたのである。

前章で言及したように、ブタ・ヒツジ・ウシ・ウマは、仰韶文化期から河煌人共同体の一部をなすものであった。前二〇〇〇年以降、当該地域における生計は、河煌人経済におけるヒツジ・ウシ・ウマの必需品としての役割を確たるものとし、ブタの役割を排除する傾向にむかった。漢代における羌の家畜の群れもまた、ヒツジ・ウシ・ウマを構成要素とするものであった。これは、家畜の種類構成に関して、卡約文化期〜漢代の河煌における人間の生態に、何の変化もなかったことをしめしている。

家畜の種類構成が似ているということは、卡約文化の人びとと漢代の羌が、何らかの共通性を有していたことを示唆している。

ここで問題が一つ残っている。すなわち、漢字の「羊」は、ヒツジとヤギの両方を意味するが、しからは羌の飼育していた「羊」とはヒツジか、ヤギか、あるいはその両方であろうか。実のところ、辛店文化・卡約文化の住民の生計のみならず⁽¹¹⁾、現在の遊牧系チベット族の経済生活においても、重要な役割を担っているのは、ヤギではなくヒツジのほうである⁽¹²⁾。これより、ヒツジは、羌の「羊」というカテゴリーの、すべてではないにせよ、大部分を占めていたと思われる⁽¹³⁾。

同様の問題は、ウシ属のカテゴリーである「牛」にもみられる。漢字の「牛」は、さまざまな種類のウシ属の動物（ヤクを含む）をさす。ヤクは、現在のチベットでの遊牧生活において必須の役割を担っている。それゆえ、ここで次のような問題が出てくるはずである。すなわち、羌人の集落にヤクは少しでもいたのであるか。以下のいくつかの理由により、われわれはその可能性を排除できる。まず第一に、ウシとヤクの身体的差異は、それらの識別に手間どることがないほど明白である。また、「旄牛」という語が「四節には毛を生ず」⁽¹⁴⁾るウシの名前としてすでに漢代にはあったのであるが、この身体的描写を考慮すると、この「旄牛」とは間違いなくヤクである。また漢代に四川省とチベットの境界に居住していた人びとは、漢語で「旄牛夷（文字どおりヤクの蛮夷）」と呼ばれていた⁽¹⁵⁾。つまり「古代」漢語では、ヤクとウシを区別するため、さらにはヤクを飼育する人びととそうでない人びとを区別するために、異なる語を用いていたことが明らかなのである。

その上、漢代においてヤクのしっぽのふさ飾りは、「節（政府あるいは帝国の権威を象徴するために、ふつうは政府の代表者に与えられる象徴⁽¹⁶⁾）」を作るための重要な材料であった。

したがって、ヤクのふさ飾りを補充することは、漢帝国にとって重要な関心事であった。漢代においてそれらの材料は、おもに蜀の西部地域、もしくは「旄牛徼外（はるか南西の、帝国の支配領域外にあるヤクの地域）」から供給された⁽¹⁷⁾。

しかし、河煌地域に関する限り、漢代もしくはそれ以前の、ヤクやそのふさ飾りの生産に関する記録はない。またヤクの遺存も、河煌地域の考古学的発見としては誰にも言及されていない。これらすべてを勘案すると、漢代の河煌羌はヤクを保有しておらず、かりに保有していたにせよ、その数量は些少であったと思われる。この地における大規模なヤクの群れは、三世紀

以降になつて登場したものである⁽¹⁸⁾。

これらの証拠の残片すべてをふまえると、河湟羌はヒツジ・ウシ・ウマの群れを有しており、彼らの大半はラクダ・ロバ・ラバ・ヤクを有していなかったと結論付けられる。このような家畜の種類構成は次のことをしめしている。すなわち、羌はヒツジ・ウシ・ウマを有していたので、卡約文化の人びとと同じ生態区域を利用できた。一方、河湟羌が、ヤクなくして高度三〇〇〇m以上の自然資源を利用できたか否かには疑問が残る。その上、ヒツジ・ウシ・ウマは、キャラバンとしての利用には不向きである⁽¹⁹⁾。よつて、ロバ・ラバ・ラクダをもたない河湟羌は、一部の漢人と胡人のように、遠距離貿易を引き受けることができなかった。

農業

羌が農業を営んでいたことの証拠は豊富にある。漢軍に捕得された羌の穀物に関する文は、もつとも頻繁に引用される証拠史料である。しかし、漢に撃退されて穀物が奪われるのに先んじて、それらの諸羌は、しばしば漢の村落を襲撃し、漢側の反乱分子と結託していた⁽²⁰⁾。よつて、それらの漢に奪われた穀物とは、羌人自身によつて植えられたものかもしれないし、あるいはそもそも漢の村落から強奪したものかもしれない。

河湟羌のあいだで農業が営まれていたことに関するもつとも信頼にたる証拠は、『漢書』趙充国伝にみえる。それによると、前六一年に、趙充国は先零羌に勝ち⁽²¹⁾、さらに別種の羌の地に進軍し、「聚落を燔き田中に芻牧する母かれ⁽²²⁾」と軍令を発した。同伝にはまた、先零種を撃退した後に、漢が浩亶県^{こうもん}、臨羌県の数千「頃⁽²³⁾」を得たともある。それは退却する羌が放置していたものであつた⁽²⁴⁾。さらに同史料によると、宣帝は、趙充国將軍に、羌がコムギを收穫する前に攻撃を開始すべきであると念を押している⁽²⁵⁾。これらの史料は、一世紀前半に、民和回族土族自治県、煌源県の煌水流域沿岸に居住する羌の少なくとも一部が、牧畜のみならず農業にも従事していたことをしめしている。

右に挙げた地域をさらに南にゆくと、黄河流域の沿岸に、羌が農作業を営んでいたとされるもう一つの場合、大・小榆谷が

ある。この地は、貴徳県（せんさつ）尖扎盆地の中間に位置し、その地形はおもに沖積平野とレスに覆われた小丘である。現在そこは、黄河上流域の主要な農業地帯であり、漢代では羌の部落と漢軍の入植者の両方にとつての楽園であった。五〇年前後に焼当種が、その占有者であつた別の羌を破り、そこを占領した⁽²⁶⁾。八九年になると、漢の軍事的圧力によつて、焼当種の大酋長である迷唐とその種人は、そこを去ることを余儀なくされた。『後漢書』には次のようにある。

訓、因りて湟中の秦・胡・羌の兵四千人を發し⁽²⁷⁾、塞を出でて迷唐を寫谷に掩撃し⁽²⁸⁾、首虜六百餘人を斬し、馬・牛・羊萬餘頭を得。迷唐乃ち大・小榆谷を去り、頗巖谷に居し……其の春、復た故地に歸りて田業に就かんと欲す。訓、乃ち湟中の六千人を發し……迷唐の廬落大豪を掩撃す。……迷唐、遂に其の餘部を收め、遠く廬落を徙す⁽²⁹⁾。

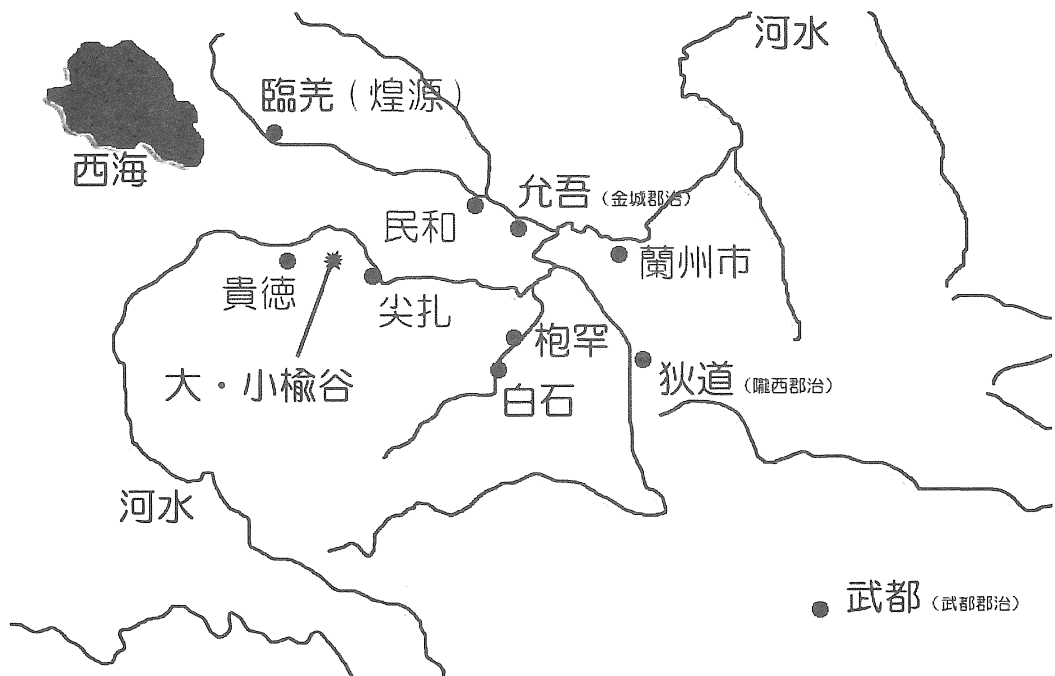
九二年に、迷唐と焼当種の人びとは、大・小榆谷に戻つてきた。その次の年、漢の朝廷は派兵してこれらを攻撃した。成功裏に終わつたこの軍事行動（により、漢）は、焼当種を大・小榆谷より駆逐し、羌の刈り残した膨大な量のコムギ・オオムギを收穫したのであつた。この漢と迷唐の戦いは一〇一年までつづいた。そして迷唐は最終的に、千人にも満たない配下とともに、遠く西方に逃げ延びたのであつた⁽³⁰⁾。

その次の年、一人の辺境官が、大・小榆谷を永久的に漢の植民地にするよう進言した。

建武（二五年〜五六年）より以來、其の法を犯す者は、常に焼當種より起こる。然る所以は、其の大・小榆谷に居し、土地肥美にして、又た塞内に近きを以てなり。……又た西海の魚鹽の利有り、山に縁り水に濱して、以て田畜^{てんしゆく}を廣む。故に能く彊大にして、常に諸種に雄たり⁽³¹⁾。

この証拠史料は、大・小榆谷にすむ羌が少なくとも一世紀にわたり混合經濟を営み、そこでヒツジ・ウシ・ウマを飼育し、コムギ（あるいはオオムギ。後文参照）を栽培していたということを裏付けるものである。

大・小榆谷をめぐるこのような史話は、農業と牧畜經濟を併せもつことができるようなよい谷間を発見・占有することが、河湟羌にとつて容易ではなかつたことをしめしている。おそらくそうであるからこそ、大・小榆谷は諸羌の希求する地であつたのであり、焼当種はその保有のために、すすんでいくども戦つたのであろう。青海チベット平野は、世界でもっとも自然資



〔付図〕『後漢書』西羌伝関連地図（参考として訳者作成）

源に乏しい場所の一つである。これはとくに漢代において事実である⁽³²⁾。よって、われわれはさらに次のようにいうことができる。すなわち、よい谷間を占有できなかった羌の小種族は、より牧畜生活に頼り、また牧草地を探してより長く、もしくはより頻繁に移動したであろう、と。

さて、羌の穀物をさらに正確に取り扱ってみよう。既述のごとく、「麥」は羌の生産した唯一の穀物であり、このことは漢文史料に記録されている。「麥」という語は、漢文では通常コムギをさすものの⁽³³⁾、それはまた、コムギ・オオムギを包括する上位の穀物カテゴリーをもあらわしていた。そうなるところで、羌の植えた「麥」がコムギか、オオムギか、あるいはその両方が問題となる。

考古学的な物証の不足により、この問題に答えることは困難である。しかし、これに関する民族学的資料は、オオムギが当地の環境にもっとも適した穀物であることをしめしている。グレナード (F.Grenard) は次のように指摘している。

概してその土地と気候は、オオムギにのみ適している。オオムギには、肥沃な土壌や湿気が必要でなく、冬の乾季がおわる五月に植えられ、九月に収穫される⁽³⁴⁾。

右の文は、青海チベット平原の全般的調査に基づくものであり、これに対して本研究の焦点が、その北西端にある僻地に絞られている

ことは注記しておかねばならない。しかし、エクバル (Elkval) から提供された他の民族学的資料も、オオムギが当該平原北西部におけるもつとも重要な植物であることを裏付けている⁽³⁵⁾。その上、中央アジアや南シベリアの半遊牧民もしくは半牧畜民の高地農業では、オオムギが痩せた土壌と急激な気温変化に耐性をもつのみならず、その栽培が優位であることが報告されている⁽³⁶⁾。

さらに、もつとも早く記録されている河湟地域の「大麥（オオムギ）」栽培は、四世紀の吐谷渾（とよくこん）（支配階級の鮮卑と、鮮卑および羌の従属者よりなる遊牧集団⁽³⁷⁾）によるものにまで遡及しうる。オオムギとコムギが中国に持ちこまれたのは、おそらく紀元前二千年を下らない⁽³⁸⁾。にもかかわらず、六世紀になつてはじめてコムギを「小麥」とし、オオムギを「大麥」とする概念が一般的になったことは注目に値する⁽³⁹⁾。したがって、六世紀以前の史料に「大麥」という語がみえないからといって、オオムギが羌の生産物ではなかったということにはならないのである。なお最後になるが、三世紀の史料は、「旋麥（早熟であるという特性から命名され、のちに西方から伝来したオオムギと同一視されるようになった穀物の一種）」があつたことをしめしている⁽⁴⁰⁾。ともあれこのように、漢代の羌が植えた「麥」にオオムギが含まれていた可能性は非常に高い。

半遊牧系の羌に育てられた穀物が、仰韶文化・齐家文化・辛店文化の農民に育てられたものとはかなり異なつていたことは明らかであろう。後者の文化で発見された穀物は、もっぱらキビであつた。周知のごとく、キビは、温暖で乾燥した気候にもつとも適しており、その成長期に寒気に見舞われることは避けねばならない⁽⁴¹⁾。それゆえ、河湟地域においてそれが適合可能な領域は、低めの谷間に限られていたであろう。一方、コムギもオオムギも寒地に適応できる。とくに後者は、痩せた土壌・急激な気温変化・厳しい寒さを生き抜く能力があることで知られる。それゆえ、山岳地帯でのオオムギ栽培は、比較的標高の高い場所で見られるのである⁽⁴²⁾。第二章で言及したように、齐家文化期以降の河湟地域における生計の変化は、高地の資源を利用する傾向をもたらすものである。したがって、キビ栽培からオオムギ栽培あるいはコムギ栽培への移行は、かかる傾向の一部とみられるのであり、そしてそれはまた、遊牧生活により適した副次的生計の形成と解されるのである。

最後に、きわめて重要な点を強調したい。すなわち、高い生産力の見込める谷間に住んで農業を営んでいる羌が多少ともい

たにせよ、彼らは定住農耕民でもなければ定住牧場経営者でもない。彼らはまだ家畜の大群を飼育していた。たとえば、煌水流域で「麥」を栽培していた先零羌は、漢軍に敗れた後、十万頭の家畜を置き去りにし、それらは漢軍に捕獲された。また、大・小榆谷で「麥」を生産していた焼当種は、八八年に〔漢軍による征伐によって大・小榆谷から〕撤退したさいに一万頭もの損失を被り、その次の年にはさらに三万頭の損失を被った。これらの家畜の膨大な数は、それらを農地の周辺で食ませることが不可能であったことをしめしている。それらの家畜は、季節ごとにあらゆる利用可能な牧草地へと連れてゆく必要があるのである。またヒツジの飼育は、農業にまったく則しておらず、かなりの人的資源も必要である。そのため、羌がヒツジの大群を有していたということは、それらの羌が定住生活に安んじることなどまったくできなかったことを意味している⁽⁴³⁾。その上、漢文史料には、農業を営んでいる羌人さえも、「廬落（移動式の家あるいはテントの一種）⁽⁴⁴⁾」に住み、それとともに移動していたとある。なお最後になるが、民族学的資料がしめすとおり、遊牧民あるいは半遊牧民のもっとも顕著な特性は、彼らが家畜においている文化的価値である⁽⁴⁵⁾。この文化的価値の証拠は、卡約文化（ほぼ後漢代にまでさかのぼる中荘遺址を含む）の墓葬の動物遺存に見出される。また漢人は、この羌の文化的価値を目撃するかたわらで、「虜は畜産を以て命と爲す」と書き残している。これは、それらの未開人が家畜を自分たちの命そのものとみなしていたことを意味している⁽⁴⁶⁾。

季節的循環

まずはじめに留意せねばならないのは、漢文史料の中に、河煌羌の年間の遊牧生活（の復元）に利用できる包括的記述がないことである。それゆえ本章での課題は、巨大なパズルを完成するのと同じようなものである。羌の年間の活動に関する歴史のみならず考古学的な事実の断片はいくつかある。手がかりは、環境の生態学的要因と、青海チベット平原および他地域の遊牧民の民族誌より得られたいくつかの遊牧生活の構造的原理に関する知見である。ただし全ての史料はおもに巨大かつ有名な部族単位（たとえば焼当種や先零種）に関係するものである。よって、「それらの史料による河煌羌の年間の遊牧生活の」再構築の結果は、必ずしも全ての羌人に適用できるわけではないであろう。

この問題に関するもつとも重要な史料は、『漢書』趙充国伝にみられる。その文には十分な信頼がよせられるので、ここではまずその背景と、そこに登場する数名の歴史的人物の背景を紹介することからはじめるのが賢明であろう。宣帝（前七三年～前四九年）は、在位期間中に、先零羌を視察するために使者を送った。その当時、先零羌は、漢によってすでに煌水北岸から駆逐され、青海へと遷っていた。先零羌の酋長は、漢の特使に対して次のような希望をのべた。われわれは家畜に牧草を食ませるために、漢の植民者がまだ開墾していない土地を時折探しにいっておりますが、そのさいに、煌水北岸へ渡ることを許可していただきたい、と。

ところが先零種は、漢の朝廷の返事を待たずに、煌水北岸に移動した。これに対して漢軍は、先零羌と他の諸羌に残虐な攻撃を浴びせた。これは羌の反乱を招いた。趙充国が問題解決のために羌へ送り込まれたのは、このような背景によるものであった。⁽⁴⁷⁾ 羌の季節的活動を探究する上で信頼できる史料は、基本的に宣帝・趙充国・別将辛武賢のあいだで開かれたいくつかの戦略的議論である。その中で彼らは、羌を攻撃する最良の好機がいつであるのかを決定しようとしたのであった。

趙充国は、隴西郡（河煌の隣接地域）の出身者であった。ある事情により、彼の家族は河煌の金城郡に移住した。かかる背景は、彼に、羌と非漢人に関する卓識をもたらした。当時そのような見識を持つているということは、趙充国のような辺境出身の若者が官吏のキャリアを始めるためには、弓術・馬術と同じく、非常に利点となるものであった。じつさいに趙充国は、その若さにもかかわらず、それらの技術と知識によって高名を博していた。⁽⁴⁸⁾ 狄道出身の辛武賢もまた、⁽⁴⁹⁾ 河煌の漢人であった。彼は前六一年に酒泉郡太守になった。

この戦略会議のもう一人の参加者である宣帝は、大征服者武帝の子である。武帝の死後、彼の手元には多くの老練な外交官が残されていたため、宣帝は帝国辺境の実情にかなり精通していた。彼は趙充国を促して、羌の出来事に詳しい校尉以下の官吏や兵士と戦略を議論させることさえした。⁽⁵⁰⁾ これは、皇帝が辺境の情報を更新することにとっても真剣であり、彼の戦略的決定がそれに基づいていたであろうことをしめしている。したがって、この戦略的決定は、羌に関する十分な知識——趙充国・辛武賢・宣帝のみならず、その議論に登場する、羌とより直接的に接触しているであろう、さらに下位の官吏や兵士からも得

られる知識——に基づいていたのである。

遊牧生活の年間サイクルにおける最初の移動期を検討することから始めよう。それは、羌に対する軍事的大勝利の後、前六〇年に趙充国から宣帝に送られた有名な上奏文の中にしめされている。この中で趙充国は、軍事費削減のため、そして河湟地域の安全のために、湟水流域に軍事的植民地を建設するよう提案している。そこには次のようにある。

四月に至り、草、生ずるや、郡の騎及び屬國の胡騎の伉健なるもの各^{（51）}千を發し、倅馬は什ごとに二とし、草に就かしめ、田者の爲に……^{（51）}

この文でしめされている重要な点は、漢代の河湟地域では「四月」に牧草が育ち始めるということである。これは軍事的植民者が馬を飼育する時期である。そしてこれはまた、遊牧系の羌にとって、一年間の遊牧サイクルを始める時期でもあると思われる。二〇世紀前半の遊牧系チベット人は、四月中盤く五月終盤までに冬營地を去った^{（52）}。かりに今日の太陽暦と漢代の太陰暦（↓太陰太陽暦？）の違いを考慮すると、羌の最初の移動は、今日の遊牧系チベット族のそれとほぼ同時期になされたものであったとみることができる。

常食に穀物を付け加えるために農業を営んでいた羌にとって、春はまた、種まきの時期でもあった。遊牧民による農業の特徴は、彼らの農作業が遊牧の移住と調和するものでなければならない点である。そのため農業は、必ず種まきの時期を冬營地から春營地への移動とあわせ、收穫期を夏の牧草地から秋の牧草地への移動とあわせるというやり方で、冬營地へ戻る前に営まれた。この類の農業、あるいは似たようなタイプの農業は、東アフリカ^{（53）}・ユーラシア草原^{（54）}・中央アジア^{（55）}の遊牧民にみられる。

羌のばあい、九〇年の春に、焼当種の酋長である迷唐とその民が、家畜やテントを引きつれて大・小榆谷に舞い戻り、春の農作業を試みたことが知られる。のちに彼らは漢軍に敗れ、三万頭を超えるその家畜が捕らえられた^{（56）}。その歴史的資料は決して明瞭ではない。しかし、家畜の大群を牧養するには広大な地域が必要であるということを考慮すると、農業に従事し、かつ家畜の大群を有する羌が、定住農耕民と同じように、穀物が成長するあいだずっと收穫物のそばに駐在することなどまった

くできなかったことはほぼ間違いない。

遊牧民の機動力の社会的重要性は、リチャード・タッパー（Richard L. Tapper）が指摘するように、それによってどの集団と連合するのかを取捨選択できるという点である⁽⁵⁷⁾。したがって、遊牧民の社会構成の流動性とメカニズムは、非常に関連のある問題である。羌のばあい、前漢代に青海に住んでいた罕开羌^{かんけん}は、夏期には散在し、冬期になると集住した。この証拠は、辛武賢の上奏文に見出される。辛武賢は酒泉太守であり、冬に羌を攻撃しようとする後述の趙充国の提案に反対し、代わりに夏季の攻撃を提案した。辛武賢は次のようにのべている。

七月上旬を以て三十日の糧を齎し、兵を分かちて並びに張掖・酒泉より出だし、合して罕开の鮮水の上に在る者を撃たん。

虜は畜産を以て命と爲す。今、皆な離散す。兵、即ち分出せば、盡くは誅する能わざると雖も、^{ほしいます} 宣^{しきり}に其の畜産を奪い、其の妻子を虜とし、復た兵を引きて還らん。冬に復た之を撃ち、大兵もて仍に出づれば、虜、必ず震壊せん⁽⁵⁸⁾。

さまざまな要因が、遊牧民の社会集団の大・小を形成する。その中でもっとも重要なのは、おそらく資源の利用可能性・地勢の多様性・対外関係の三者であろう⁽⁵⁹⁾。そのため、青海の罕开^{かんけん}の社会的規模が、夏期には限られた自然資源と束縛された地勢に規制され、冬期には漢軍の予想される攻撃から自己防衛するために相対的に集住するものであった可能性は高い。

ところで羌には、ウマをウシ・ヒツジと離して飼う傾向があると思われる。漢による羌の家畜の捕獲記録からは、ウシ・ヒツジ・ウマがともに捕獲された大部分のばあいを別にすると、三つのケースが見出される。すなわち、ウシが捕獲されたばあい・ヒツジもしくはロバが捕獲されたばあい・ウマだけが捕獲されたばあいである。他の家畜からウマを切り離す慣習は、ウマをふくむ雑多な群れを有する遊牧民のあいだで広く行なわれた。その目的は、さまざまな種類の家畜同士による牧草地争いを避けるためである。ウマはより優れた機動性を有するがゆえに、もっとも遠い牧草地に送られた。複数の室のある胃袋をもった反芻動物のウシは、反芻する過程ですぐ満腹になって休憩し、そして食べたものを消化する。ウシは注意して飼育する必要があまりなく、そのため、つねにテントのそばで飼っておき、女性に監視させる⁽⁶⁰⁾。このやり方——ウマは男性、ウシは女性による——は、卡約文化中荘遺址の人びとの葬送習俗にも反映されている。すなわちこれらの埋葬では、飼育労働における

	春			夏			秋			冬		
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前42年							+					
34年										+		
35年				+								
57年									+			
87年							+					
97年								+	*			
101年								+				
107年						+						
110年			+									
111年		+										
114年					+				+			
115年			+									
120年	+											
121年								+				
134年							+				+	
138年										+		
140年					+				+			
141年	+	*			+				+			

〔表5〕羌による侵略の季節性

* 閏月

(典拠：『漢書』巻6・8・9・69・79、『後漢書』巻1下・2・3・4・5・6・117)

のと同様の性的区分をしめすために、男性にはウマの骨が、女性にはウシの骨が供えられているのである⁽⁶¹⁾

ほとんどの遊牧民にとって、秋は成長期であり、それゆえそれは羌にとって同様である。遊牧生活のサイクルはこれでほぼ一周し、このときに半遊牧民はコムギを刈り取ったのであった。また農村の近くでは大量の新しいコムギが貯蔵され、遊牧民の馬は最良の状態となった。それゆえ、このときが騎乗の好機なのであった。前六三年、先零羌と罕开^{かんけい}が連合したのを確認した趙充国は、「秋に到り、馬、肥え、變、必ず起きん⁽⁶²⁾」と予測した。前六一年の詔勅において宣帝は、冬に羌への攻撃を開始せんとする趙充国の計画を批判し、次のように述べた。

將軍、計りて正月に至りて乃ち罕羌を撃たんと欲するも、羌人、當に麥を獲り、已に其の妻子を遠くし、精兵萬人もて酒泉・敦煌の寇を爲さんと欲し……⁽⁶³⁾

前四二年から一四一年までの羌による侵略の季節性は、表五にしめすとおりである。

この表は、羌の第一次反乱（一〇七年～一一八年）以前には、羌が秋に漢を侵略する傾向にあったということをしめしている。一方、羌の第一次反乱と第二次反乱のあいだ（一〇七年～一五〇年）には、⁽⁶⁴⁾侵略は、非定期的にすべての季節にわたって行なわれた。

遊牧民のあいだで、財政上の不可欠な部分を占めるタイプの侵略は、つねに特定の季節になされ、それゆえそれは、遊牧民の生態と合致するものであったであろう⁽⁶⁵⁾。これは生存のための侵略のようなものであり、その目的は戦利品の獲得を通じて直接生活の糧を得ることにあった。一〇七年以前の羌による略奪は、基本的に、伝統的な種族組織あるいは種族連合組織によ

る生存のための侵略であった。それらと区別されるのは、遊牧民による別のタイプの侵略、すなわち特定の経済的あるいは政治的目的を達成するために定住国家を脅かすという目的をもった戦略的侵略である。⁽⁶⁶⁾最大の戦略的効果を得るために、このタイプの侵略は季節を問わずランダムに行なわれた。もつとも、かかるランダムな侵略が行なわれるということは、多くの牧畜民が、時期とは無関係に、否応なく遊牧生活を放棄しなければならないということを意味する。そのためそれは、家内制生産様式⁽⁶⁷⁾に完全には基づいていない、種族構造 (tribal structure) よりも洗練された社会組織を備えた遊牧社会でのみ起こり得たであろう。私見ではこれが、一〇七年以降に中国の西方全域に対する侵略の元凶をなした羌の、社会政治的背景である。

秋とは対照的に、冬はもつとも厳しい季節である。前六一年のものと同じ詔勅で、宣帝は次のように文を続けている。

將軍、萬餘の衆を將いるも、早^{いそ}がず、秋に及びて水草の利を共にし、其の畜食を争い、冬に至らんと欲す。虜は皆な當に食を畜^{おも}（蓄）え、多く山中に藏匿し、險阻に依り、將軍の士は寒^ひえ、手足には戰^{くちよく}瘡あり、寧ぞ利有らんや。將軍は中國の費を念^{おも}わず、歳數を以て微に勝たんと欲す。將軍、誰れか此れを樂まざるや。⁽⁶⁸⁾

冬期に羌が隠れている山中の「險阻」とは、じつは羌の冬營地のことである。これらの居住区は、第二章でのべた莫布拉遺址と同じように、つねに谷間の、防風林を備え、かつ南側に開けた地点に設けられた。⁽⁶⁹⁾莫布拉遺址は正確な年代比定ができないものであるけれども、その遺物に反映されている遊牧民——テントや簡易住居で一生のほとんどもを過ごし、保温のためにヒツジの糞を焼く人びと——の生活は、おそらく漢代の羌による冬の生活を描いたものであろう。

前六一年の末に出された上奏文の中で、趙充国は次のように記している。

今、三月を盡くし、虜馬、羸^{えい}瘦^{しう}す。必ず敢えて其の妻子を他の種中に捐^すて、遠く河山を涉りて來りて寇を爲さざらん。⁽⁷⁰⁾

この文は、当時の遊牧民に不活動期があったということをしめしている。それは「三月」末までである。それは「四月」以降に成長期が始まる時期と接している。同史料がしめすとおり、それは羌が冬營地を去る準備をする時期でもあった。

これまで本章では、漢代の河湟地域に住む羌の経済生活のイメージをしめそうとしてきた。かかるイメージは、多かれ少なかれ、伝統的な姿をしめすものであるとみななければならない。もつとも、漢から植民者と軍隊がこの地に移り住んで以来、こ

の地では大きな変化も起こった。そのため、この伝統的な生き方が、羌人（とくに漢の保護と監督のもとで中国に服従した羌）のあいだでどの程度維持できたかには疑問も残る。周知のごとく、漢に服従した羌の経済生活については、史料不足のため、ほとんど知られていない。しかし、伝統的な牧畜生活に関する限り、たとえばいくつかの大種族がそれを守ろうとして失敗したにせよ、そのおもな長所は多くの無名の羌のもとで保存されたであろう。だからこそ、すべての混乱が収まった後の河湟地域における三・四世紀の遊牧生活は、基本的に後世のそれと同じであったのである。この点について、クレスピニー（De Crespigny）は、羌に関する研究のなかで、すぐれた決定的所見をのべている。

すべての紛争・野望・反乱・議論・戦争がおわると、河川流域の小農民入植者と、ステップのより乾燥している土地の遊牧民とともに、本質的なパターンがもとのまま残ったのであった⁽⁷¹⁾。

「一方」この時期の羌のもっとも大きな生計上の変化は、漢より学んだ農業技術ではなく、むしろヤク飼育の重要性が増加したことにある。ヤクはおそらく四世紀前後に当該地域のもっとも主要な家畜となったであろう。ただし残念なことに、われわれはこれ以上議論しうるだけの資料を持ちあわせてはいない。

3. 羌の社会的組織

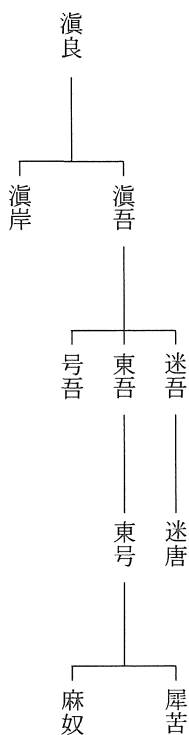
さてここで、本章冒頭で提起した問題に戻ろう。どのようなタイプの社会的組織が、上述した「羌の」牧畜生活に付随していたのであろうか。羌の家族・リネージ・社会組織を叙述するにあたり、西羌伝には次の文がある。

其の俗、氏族定まる無く、或ものは父の名・母の姓を以て種號と爲す。十二世の後、相與に婚姻し、父没せば則ち後母を妻り、兄亡なば則ち釐嬖（嫂）を納る。故に國に鰥寡無く、種類繁熾す。君臣を立てず、相一を長とする無く、強くば則ち種を分かちて酋豪と爲り、弱くば則ち人の附落と爲る。更々相抄暴し、力を以て雄と爲る。人を殺さば死を償い、它の禁令無し⁽⁷²⁾。

この文は、羌の文化的特色のみならず、その家族や社会に関するいくつかの大変有意義な情報をしめすものである。そこから

得られるもつとも顕著な印象は、遊牧社会のいくつかの基本的構造原理（平等主義・地方分散化など）が、羌の社会にも看取されるところである。したがって、以下の議論は、同地域および世界の他地域の遊牧民族誌のみならず、如上の西羌伝にみえる一般的叙述と、『漢書』・『後漢書』等の断片的史料にも基づくものとなる。

テント群と家族



前掲西羌伝の概説的叙述は、羌がクランもしくはリネージに該当する固有の名前を持つていなかったことをしめしている。これは焼当種の命名制度と合致する。五世代に渡るその家族の名前は、上の系譜のごとくである。

研究した上で、羌には子が父の名前の半分を与えられ、その子は父から受け継いでいないほうの名前をその子（「父にとつての孫」）に伝えるという規則があったと指摘している⁽⁷³⁾。この規則は、前掲家系図では、最初の四世代の名前に明示されているが、五世代目に乱れている。これは、中国の研究者が「父子連名制 *patronymic linkage naming system*」と呼び習わしている制度をさしている⁽⁷⁴⁾。似たような制度は、さまざまな中国の少数民族のみならず、それ以外の場所にすむ多種多様な人びとのあいだにもみられる⁽⁷⁵⁾。しかし、羌の家族やリネージの制度に関する有意義な情報を含んでいるであろう、この命名制度の検討は、いまだ真剣には試みられていない。

この興味深い命名制度を検討するため、まず前掲家系図の名前を含むすべての羌の酋長名と種族名に着目したい。これらの名前は、音韻学的に一字／三字の漢字（通常は二字の漢字）に翻訳され、漢文史料に記録されている。

一見してすぐに、これらの名前のほとんどが、いくつかの繰り返し用いられる要素より構成されていることがわかる。それらの中でも、とくにいくつかの要素は、他の要素よりもさらに頻出する。たとえば、「wu」という音は、人名の「滇吾」・「東

分類（通仮）	名前
滇・閩	滇良・滇吾・滇岸・當閩*・滇那*
良	良願・滇良・号良・忍良・良兒・良封・吾良・良多
吾・無	吾・滇吾・東吾・号吾・迷吾・吾良・飢吾・零吾*・鳥吾・全無
卑・比	比銅鉗・卑缺・卑滿*
且	且昌・且種・彡姐*・累祖*・且凍*・勒祖*・牢祖*
号	号吾・東吾・号良・号多・号封
當・唐	靡當兒・焼當*・當閩*・當煎*・迷唐・鞏當*
零	滇零・零昌・若零・先零・零吾*
封	号封・良封・封僂・封養*

〔表6〕羌の人名・部族名の分類

* 種族名

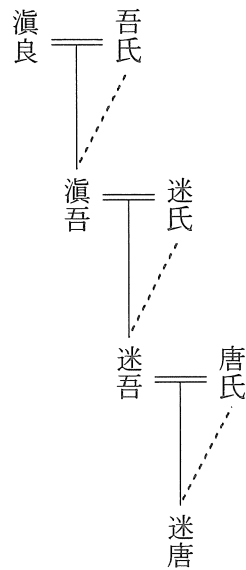
出典：『漢書』巻69、『後漢書』巻117・95

吾」・「迷吾」・「號吾」・「吾良」・「飢吾」、種族名の「零吾」・「鳥吾」・「全無」にみられる。このように、頻出する名前のいくつかは、表六にしめすごとく分類される。

この表より、名前の要素を分けあうことが、同一家族の父と子のあいだのみならず、異なる家族や種族のあいだでも起こっていたことがわかる。さらにそれは、個人名のあいだでのみならず、個人名と種族名のあいだでも起こっていた。この現象をどのように説明できるであろうか。

幸いなことに、この命名制度を解明する手助けとなる資料がいくつかある。第一に、『後漢書』の羌に関する概説に手がかりがある。すなわちそこには「或ものは父の名・母の姓を以て種號と爲す」とあり、そこにみえる「或もの」とは種族の酋長にちがいない。また種族名は、その種族に黄金期をもたらした有能かつ勇敢な酋長の名前から採られることもあった。たとえば、「研」という酋長は種族を強勢にしたため、彼の統治以後、その種人はみずからを「研」とみなした。その後、その子孫の一人である焼當がふたたび種族に繁栄をもたらすと、種人たちは焼當種と自称するようになった。いくつかの名前（たとえば『後漢書』にみえる滇那や零吾）は、人名と種族名の両方に用いられている。⁽⁷⁶⁾

種族名は、父の名前（たとえば迷唐であれば、迷か唐のどちらか一方）と、母の姓（彼女の出身種族の酋長に由来する）より構成された。そして酋長名はつねに種族名となった。この慣習と、さらに人名と種族名のあいだで要素をわけあうという慣習を考慮すると、これらの種族名や人名はすべて同じ原則（父の名前と母の姓）によって構成されたにちがいない。ただし次のことには注意せねばならない。すなわち、表六のほとん



〔図6〕父の名前と母の姓による羌の命名制度想定図

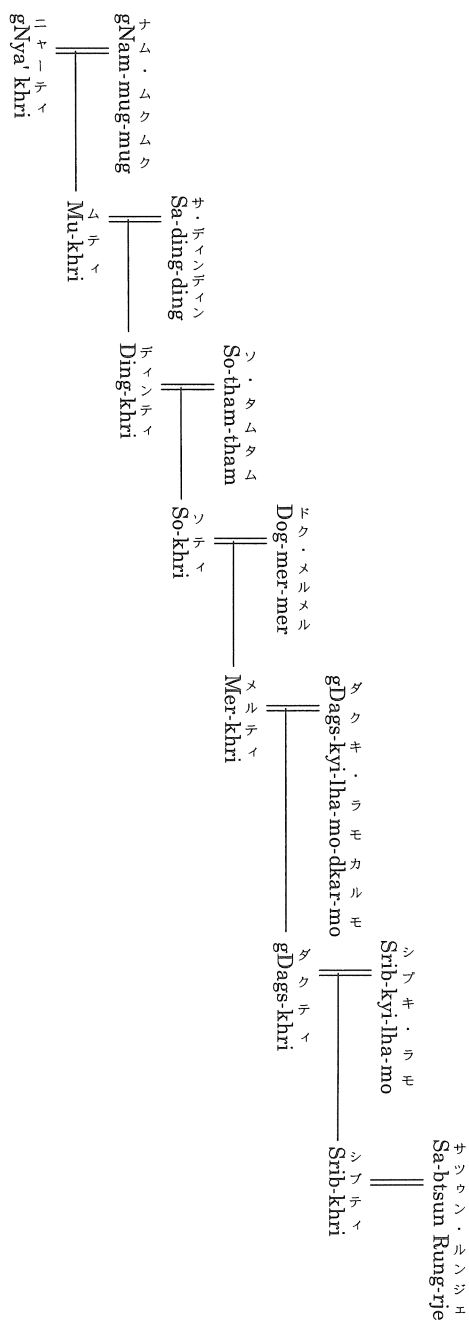
どの名前は、種族あるいはその酋長のものであり、それゆえそれは、おそらく羌の一般的な命名制度ではなく、その種族名あるいは酋長名にのみ適用されたのであろう。

かりにこの推論が正しいとすれば、同母兄弟 (full brothers) が同じ種族名 (「同母の姓」) を与えられ、あるいはその中のただ一人がその種族名 (「母の姓」) を与えられたというのが論理的な結論となろう。さてここで、ふたたび先に挙げた焼当羌の家系図の名前をみてみよう。同母兄弟は父の名前と母の姓を分

け合うものである。右に挙げた規則によれば、この家系図の「兄弟」は、異母兄弟 (half-brothers) であろう。彼らは名前の半分を共有しており、それは同父よりとつたものである。そしてもう半分は、異なつたリネージ出身の異母からとつたものである。たとえば滇良は、おそらく少なくとも二人の妻をもっており、一人は「吾」リネージ出身、もう一人は「岸」リネージ出身であり、それぞれ一人ないし複数の男子を産んでいる。滇吾は「吾」リネージ出身の女性から生まれた一人息子、もしくははその同母兄弟の長男であつたのであろう。また滇岸は、「岸」リネージ出身の女性から生まれた一人息子、もしくははその同母兄弟の長男であつたのであろう。そして、滇吾が「東」リネージ出身の女性を娶り、その女性が一人ないし複数の男子を生むと、その名前は母の姓と父方の祖母の姓 (すなわち父の名前の一部) との組み合わせによって決められた (図六参照)。

この原則が、これらの名前に反復要素の非常に多い理由を説明している。すなわち、すべての要素は著名なリネージを代表しており、酋長の高貴な血統はその名より看取できるのである。かりにそうであれば、羌の命名制度は、いわゆる父子連名制 (patronymic linkage naming system) とは異なるものであろう。というのも、後者はふつう母の姓を含まないからである。さてそこで、言語的ないし文化的に羌と深いつながりを有していたであろう古代チベット人の命名制度に着目してみよう。この命名制度は、古代チベットの伝説の七王と、その妃達の名前に由来するものである (図七参照)。

〔図7〕 古代チベットの伝説の七天王家系図よりみた命名制度



出典・Yeshe De Project (1986) *Ancient Tibet. Research Materials from the Yeshe De Project*, Berkeley: Dharma Pub., p.146 & p.178

図七と図六を比較すると、これら二つの命名制度にはかなりの類似性が看取される。第一に、これらはいずれも父と母の名前の一部を使うという原則に則っている。第二に、両制度では、同母兄弟が同じ名前の一部を有するか、もしくはこの父と母の名前の一部を使うという命名制度が種族の継承者のみに適用されている。第三に、父の名前の一部は継承できないものである。この三原則は、古代チベットと羌の命名制度の両方にみられるものである。一方、両者の違いは、古代チベットの制度が必ず父姓継承制度 (patrilineal surname system) を採っていたのに対して、羌では父系の姓がみられない点である。七王伝説がいつどこで始まったのかはほとんど知られていないけれども、羌とチベットのさまざまな種族のつながりは、先学諸氏によってつとに注目されてきたものである⁽⁷⁷⁾。そしてこれら二つの命名制度の類似性は、羌と古代チベットの種族のつながりをしめすもう一つの証拠であろう。またそれは、羌の命名制度に関する私見をも裏付けるものである。

羌の命名制度と他の証拠に関するさらなる研究は、羌の社会における家族単位がおそらく母子単位を骨子としていたこと、それゆえに家族の分枝が同母兄弟間でなく異母兄弟間で起こることをしめしている。この説は、以下の証拠によってさらに裏付けられる。第一に、漢代の羌（少なくともその中の酋長の一家）は一夫多妻制を採用していた。伝説によれば、羌人の繁栄は、忍と舞という二人の兄弟が煌中に住み、ともに多くの妻を娶ったときから始まったという。忍には九人の息子がおり、それぞれが九つの種族となった。舞には一七人の息子がおり、一七の種族へと発展した⁽⁷⁸⁾。この祖先伝説は一夫多妻の伝統を反映しており、さらにまた、家族の分枝が一夫多妻制の結果であることをしめしている。別の史料には、羌の男性に多くの妻と子（十人あるいは百人もの息子）がいたとある⁽⁷⁹⁾。

この制度のより直接的な証拠は、焼当種関連の史料にみられる。八八年に焼当種の酋長である号吾が漢に投降してきた。そのさいに彼は、「其の母及び種人八百戸⁽⁸⁰⁾」を連れてきた。その次の年には、彼のイトコである迷唐も、漢の招聘に応じて投降してきた。迷唐は自らの領地である大・小榆谷に帰ると、祖母の卑缺を護羌校尉（羌を管理する最高位の辺境官）の叟尚のもとへ送り、謁見させた。しかし、謁見のさいに叟尚がどれほどの老婦人に対して礼儀を尽くし、友好を交わす努力をしても、迷唐を満足させることはできなかった。そのため迷唐は、祖母を送り届けた特使と通訳全員を殺害し、ふたたび反乱を起こしたのであった⁽⁸¹⁾。

この史料は、焼当羌の中にじつはいくつかの並列関係にあるサブグループがあり、それぞれが酋長とその母、あるいはその中の最長老女性の一家に率いられていたということを明示している⁽⁸²⁾。母子が繋がっているということは、同母兄弟一人一人が一般的には種族のサブグループを率いることができなかったということを示唆している。すなわち彼らは、母とともに同じ集団にとどまっていなければならなかったのである。しかし、焼当羌には、すべての「兄弟」が異なる「種人（いわゆる血縁関係者あるいは部族民）」よりなる別々のサブグループを率いるという居住規則があったとみられる。したがって、これらの「兄弟」はおそらく異母兄弟であったのであろう。

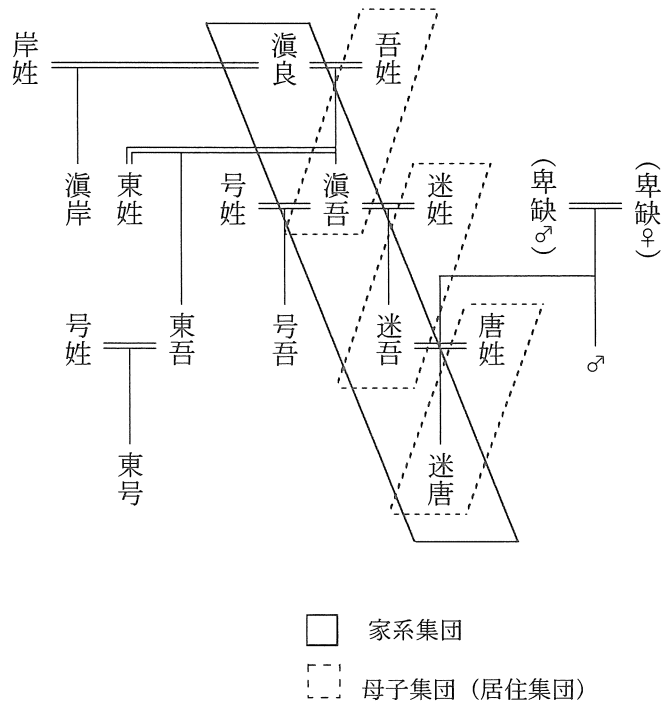
民族誌に基づくさらなる証拠は、母子関係が多くの遊牧社会の基礎的特性であること、そしてとくに一夫多妻制遊牧社会の

ばあいには、家族の分枝がつねに異母兄弟間で起こることをしめしている。ドナルド・コール (Donald P. Cole) によると、アルムツラ・ベドウィン族 (Al Murrah Bedouin) のあいだでは、子は、自分の母ではない年配女性のテントにあまり同居しない。そして、かりに父が再婚すると、その子と寡婦は新しい家族単位を構成する⁽⁸³⁾。この現象は、一夫多妻制遊牧社会に、より明瞭に看取される。たとえば東アフリカのジエ (Jie) では、各家族単位が同母兄弟よりなっており、これら同母兄弟の妻一人一人が、子とともにエカル (ekal) —— テントの単位 —— を形成した。同母兄弟はロカト (Locato) と呼ばれた。それは、文字どおり「母のところにいる彼」という意味である。最年長の男性は、その家の世帯主である。一定の世代の同母兄弟が死ぬと、すべてのエカルは独立した家庭となる⁽⁸⁴⁾。かかる母子単位は、一夫多妻制遊牧社会に一般にみられるがゆえに、人類学者はそれを当該社会の一般的特徴だと考えている⁽⁸⁵⁾。

最後に、直接的な民族誌資料は、漢代には羌が住んでいた青海省西北部のチベット族に由来するものである。二十世紀前半になると、第一章で言及したように、そこには遊牧系のチベット族と農耕系のチベット族が住んでいた。そこで一夫多妻制が行なわれていたことを考慮に入れると、両者の家族構成には興味深い対比が生まれる。すなわち農耕系チベット族のばあいは、一人の男性の妻たちが一つの家に同居していたのに対し、遊牧系チベット族のばあいは、それぞれのテントには一人の女主人のみがおり、それぞれが子を引き連れ、家畜の群れを有し、テントの中で暮らしていたのである⁽⁸⁶⁾。

さてここで、羌における世襲と居住の規則を理解する上で、決定的な疑問が生じるであろう。すなわち、卑缺は迷唐の父方の祖母であろうか、それとも母方の祖母であろうか。号吾の母 (すなわち滇吾の妻) は、八八年にすでに子とともに漢に臣従していた。すると、卑缺が迷唐の父方の祖母であれば、彼女は号吾の母とは異なる滇吾の妻であつたはずである。換言すれば、滇吾の子である号吾と迷吾は、異母より生まれた、いわば異母兄弟なのである。これは、漢文史料にみえる羌の「兄弟」が異母兄弟であるとする見解を支持する上での妥当な解釈であると思われる。

しかし、問題はまだ残っている。かりにこれまでのべてきたすべてが正しいとすると、「父の名前と母の姓」という規則に従えば、迷唐の父方の祖母は「迷」リネージ出身であつたはずである。よって、彼女の子である迷吾は、その名前を、父の名で



〔図8〕 濱良一族における迷唐の分枝の家系復元図

ある「吾」と母の姓である「迷」の組み合わせとして与えられたのかもしれない。しかし迷唐の祖母卑缺の名前に「迷」字は含まれていない。この問題点に対しては、さまざまな可能性が想定されるが、証拠が少なすぎるので、的確な回答は困難である。

再度論拠をみておこう。(1) 羌による一夫多妻の習俗、(2) 酋長やその妻、もしくは長老婦人による各種族のサブグループの統率、(3) 母子関係が一夫多妻制遊牧社会における基本的な家族単位であり、また家族の分枝が異母兄弟間で起こるということをしめす民族誌データ、(4) 羌の「兄弟」がつねに別個のサブグループと血縁集団 (kinfolks) を率いていたこと、そして最後に、

(5) 種族名が必ず父の名前と母の姓よりなり、したがって同母兄弟は、同じ戸あるいは同じ種族名に属する戸にのみ留まることができたこと。これらの事実をふまえれば、別個の種族を率いる羌の「兄弟」が、じつは異母兄弟であったことは十分に証されられるであろう。

この図は、この親族制度に二つの原則があり、それぞれが特定の目的を有していたことをしめしている。一方に、父の社会的経済的地位を子に継承させる目的をもつ父子継承の原則 (a rule of patrilineal descent) があった。他方では、「他の種族と」

結びつくために、母子継承の原則 (the matrilineal principle) が適用された。この制度は、「父の名前と母の姓」という規則に基づく命名制度にもっともよく表現されていた。この親族制度は、中国古代の観察者の一部に認知されていた。それゆえ漢文史料には、「或ものは父の名・母の姓を以て種號（もしくはリネージ名）と爲す」とあるのである。一方、自分たちの父子継承制の觀念にとらわれ、羌の父子系統の名前にのみ焦点を絞る漢人は、「氏族は定まる無く」とも断定するであろう。これが、同じ史料〔西羌伝〕の中に二種類の異なる描写がみられる所以である。

種族とそのサブグループ

人類学者にとって「tribe」の語は、幅広い人間社会の形態に当てはめることができるものである。ただし、「tribe」が親族集団や共同体の一種であり、その中では争いが禁じられているとするマーシャル・サーリンス (Marshall D. Sahlins) の見解は〔共通了解として〕広く認められている^{〔87〕}。漢文史料において、もともと巨大な羌の社会集団は、「種」と記録されており、それは一般的には血縁で結ばれた未開人の集団をさしていた。したがって、このタイプの親族集団は、羌にとつての「tribe」にあたるものであろう。その特徴は、以下にしめされるごとくである。

「tribe」は、おもに酋長と「種人 (tribesman)」そして「附落」よりなっていた。「種人」とは、親族関係者および一般的には擬制的血縁関係を共有する人びとのことである。「附落」とは、文字通り従属テント群であり、庇護を求めて「種」に従属する別の親族集団出身者のことである。種族構成のさらなる研究を行なうにあたり、その史料となるのは、またもや焼当種に関するものである。焼当種の最高位には、父子継承による酋長一家がいた。五世代に渡る家系図はすでにしめた。また、この家系図の兄弟がおそらく異母兄弟であること、すなわち、それぞれが同母兄弟の代表、あるいは同母兄弟の長男であったこともしめた。

家族の分枝原則はまた、酋長一家の種族分枝にも当てはまるものであったかもしれない。これはおそらく、父の死後に各母子家族が家畜の群れや種人とともに独立するといった方法でなされたであろう。しかし、一人の息子のみが、種族の統率者の

地位を相続した。父の死後（あるいは引退後）に種族が分枝したということは、種族の主導権が滇零から滇吾に移った後も、滇吾の種族のみならず、滇吾の扶養する異母兄弟の滇岸に率いられた種族があったという事実によって例証される。そしてその後、滇吾が自らの地位を子の東吾に譲ると、今度は東吾・迷吾・号吾に率いられた三つの集団があらわれた⁽⁸⁸⁾。

種族の発展過程におけるこれらの分枝は、その分裂を引き起こした。換言すれば、種族内には酋長の率いる多くのサブグループがあり、それらの中には頭目に率いられた親族集団がいた。牧畜社会の研究において、これは一般的に「分節構造 segmentary structure」と呼ばれている。羌人社会における分節構造の証拠は次のごとくである。第一に、漢文史料の中で、羌の種族長には三つの名前（大豪・中豪・小豪）があり、それは三つの異なったレベルの酋長をさすためである⁽⁸⁹⁾。

第二に、これらの酋長の数は驚くほど多い。前六三年に先零種と他種族が連合すると、二百以上の羌の酋長が集まった⁽⁹⁰⁾。八七年には、漢兵の設けた偽の宴会で、それに参加した八百人以上の羌の酋長が虐殺された⁽⁹¹⁾。その上、一六四年には、羌の三千のテントが漢に服属した。興味深いことに、それらは三五五人もの酋長や頭目に率いられていた⁽⁹²⁾。この最後の史料は、テントと最下層の酋長の数の割合が、ほぼ十対一であったことをしめすものであろう。これらの単位（頭目に率いられた約一〇個のテント単位）は、羌における基本的な野営単位であったのであろう⁽⁹³⁾。

多くの酋長たちが、種族の連合ないし降伏のさいの話し合いに参加したということもまた、この種の意味決定——種族間の連盟結成や漢への投降——が、最高位の酋長のみならず、どうやら各々の親族を代表する酋長集団によるものであったらしいということをしめしている。したがって、たった一人の息子のみが種族長の地位を継承し、それゆえ種族がつねに最高位の酋長に率いられていたとはいえず、最高位の酋長の権力は概して制限されていたとみられる。誰も最高位の酋長のポストを直接的に争うような真似はしないけれども、それに準ずる地位にいる者がそれぞれバラバラに活動し、また勝手に物事を決定するということは、そのリーダーシップを阻害したであろう。その好例はいくつもある。たとえば酋長の滇吾が漢と戦っていた裏で、その異母兄弟滇岸は漢に投降していた。また逆に、滇吾が漢に服属していたときには、その異母兄弟は漢を侵略している最中であつた。また東号が実権を握ったさいには、オジの号吾が、東号の種人を引き連れて漢に投降した。そしてそれと同時期に、

東号のオイの迷唐は親族を率いて漢軍と戦っていたのであった。⁽⁹⁴⁾

かかる現象は、遊牧社会に広範にみられる構造的原理を例証するものである。多くの不確定要素のある自然環境の中で、資源を有効利用するために、それぞれの牧畜集団は、「最高位の酋長の意に必ずしも沿うことなく」臨機応変に物事を決定することが必要不可欠であった。加えて、『後漢書』の羌に関する概説の中には、「君臣を立てず、相一を長とする無し」という証拠となる文がある。⁽⁹⁵⁾

このように、羌には、平等主義と個人主義にかたむく傾向があった。そして同様の傾向は、全世界の多くの遊牧社会にもみられるものであった。⁽⁹⁶⁾

種族間関係

羌の種族間関係のもっとも顕著な特徴は、絶えざる種族間紛争と憎み合い、そしてそれらの種族が長期的連合を構築する能力に欠けていることである。『後漢書』西羌伝の概説部分には、「更々相抄暴し、力を以て雄と爲る」とある。⁽⁹⁷⁾これらの羌の特徴については、趙充国などの漢代辺境の将軍も熟知していた。かつて趙充国は皇帝に、「羌人の制し易き所以は、其の種ごとに自ら豪有りて、数々相攻撃し、勢、壹ならざるを以てなり」と上申したことがある。⁽⁹⁸⁾ここで趙充国が、羌が冬にあえて漢を攻撃することはないと信じている理由は、羌にとつて、敵意を持った隣接勢力のそばに自らの妻や子を置き去りに「して漢に侵攻」することのリスクがあまりにも高かったからである。⁽⁹⁹⁾

種族間連合は、しばしば漢と戦うという目的で結成された。これらの連合は容易に結成できる一方で、戦闘後にはほとんど継続しなかった。漢文史料によると、羌人にとつては通常、連合結成のために「仇を解き質を交わして盟詛」する必要がある⁽¹⁰⁰⁾。これらの盟約締結に必要なプロセスはまた、種族間関係が絶えず敵対的で緊迫したものであったことを示唆している。最後に、次の点も特筆されねばならない。すなわち、盟約はしばしば漢と戦うために羌同士で結ばれたのであるが、漢は同時に、従順な羌と盟約を結び、それらの羌に、指名手配中の羌の酋長を暗殺させ、あるいは漢軍に参加して同族を攻撃させるこ

とも容易にできた⁽¹⁰¹⁾

以上、本章では、羌の遊牧生活——その経済的基盤と季節ごとの生計活動、およびその家族構造と社会組織——について述べてきた。これらすべては、河湟の民が、その自然環境の中で資源を利用するために独自の生計のあり方を発達させていたのみならず、それと共存するために独自の社会環境をも作り出していたことをしめしている。われわれは、漢代にかかる生計を生み出したプロセスを考古遺物から調査し、またこの生計を、文献史料に基づき、より正確に考察した。とくに快適な谷間を占拠したこれらの種族は、おもに一種の牧畜遊牧主義もしくは半遊牧主義に則っていた。かかる社会組織は分節原理に基づいており、種族間の絶えざる戦争と騙し合いをその特徴とするものであった。

羌は、さまざまな民族誌にその生活と社会組織が記録されている世界各国の遊牧民と、多くの特徴を共有している。たとえば、彼らは春と夏に、広範に点在する牧草地を利用するために、小さな遊牧単位に分かれ、秋に襲撃を行い、冬に山深きところに設けられた冬営地に隠れ住んだ。また、利用可能なすべての自然資源を利用するため、さらには危険地帯における予測不可能な脅威を避けるために、遊牧集団の社会構造は、集団ごとに臨機応変に物事を決定することができなければならないものであり、また外部からの圧力に応じていつでも十分な数の人びとが結集できるような柔軟性のあるものでなければならない。以上、本章では、羌の社会における分節と平等主義という両方の特徴をみたのであった。なお最後になるが、漢代の羌は、それと同じ土地に住み、中国人に羌の子孫と信じられている二十世紀初頭のチベット族といくつかの文化的特色を共有していた。すなわち既述の一般的特徴に加えて、彼らの共有するもつとも特筆すべき社会的特色は、種族間の絶えざる紛争と騙し合いであったのである⁽¹⁰²⁾。

4. 考古学的考察

ここで、本章冒頭で掲げた次の問題点にもどうだろう。すなわち、河湟の人びとが考古学的に不可視なものとなった秦漢時代、河湟の人びとには一体何が起こったのか。答えは遊牧主義である。近年の遊牧民の顕著な特徴は、彼らの先史時代に対応する

箇所を研究する難しさをしめしている⁽¹⁰³⁾。遊牧住居の民族考古学的研究は、その活動の追跡対象が、取るに足らないもの、あるいはぼんやりしたものであることをしめしている⁽¹⁰⁴⁾。過去を研究するために、考古学者はおもに「文化遺産」や人工物に依拠する。しかしながら、遊牧世界はつかの間の滞在・散在する人びと・ほとんど何も必要としない生計もしくはシンプルな道具のみを必要とする生計・大きな所有物を携帯することの回避によって特徴付けられる。要するにこれは、考古学者によって復元される人工的痕迹をほとんど生み出さない自生的生活なのである。

これに関して、羌の文化遺産の貧弱さは、彼らの牧畜経済と付随的社会組織の結果と解される。しかし、考古学的データがしめすとおり、遊牧主義はすでに卡約文化期よりあらわれていた。したがって、次の点が問題視されねばならない。すなわち、羌の文化遺産が考古学的に復元困難であるのに対して、なぜ卡約人の遺物は考古学的復元が可能であるのか。また、羌が出現するやいなや、なぜ当該地域で卡約人が絶滅したことくであるのか。

これらの考古学的現象が生計と社会の変化の継続によるものであることは明らかであろう。すなわち本稿では、仰韶文化・辛店文化・卡約文化の河湟地域における生計の変化を叙述し、漢代の羌の社会的生活のみならずその経済的生活をも描写した。これらすべての叙述は、定住的で農耕的な生活様式から遊牧的で牧畜的な生活様式への継続的な変化をしめしている。それに伴い、考古学的遺産は、仰韶文化期の豊富で大きなものから卡約期のわずかで小さいものへ、そして最終的には漢代の乏しくあるいは残らない状態へと変化した。したがって卡約文化の漸次的消失は、おそらく人口統計的なものではまったくなく、卡約期・漢代の社会的変容に起因するものであったのであろう。

換言すれば、たとえ卡約期に当該地で遊牧主義への傾向が始まっていたにせよ、それはおそらく生計の次元においてのみであったであろう。社会的・文化的次元に関しては、かかる変化は漢代まで続き、そしてついに卡約人は、ある種の社会的文化的环境のもとで考古学的に不可視なものとなったのであった⁽¹⁰⁵⁾。たとえば、分節構造の発達が社会規模の縮小を引き起こすにつれて、彼らの文化遺産はどんどん小さくなったであろう。また埋葬の習俗は、共同墓地の代わりにどこかの簡便な場所に死者を一人一人埋葬するような人びとのいる遊牧生活になじむよう改良されてしまっているかもしれない。おそらく卡約人は、

羌に一掃されておらず、しかし漢代においては、考古学上はべールに隠され、また歴史学上は羌の名のもとに覆われてしまったのであろう。

最後に、これらの説を傍証するための考古学的証拠は、悩ましいほどに欠如しているけれども、かといって完全に沈黙しているわけではない。かりに中荘遺址の年代比定が正確であるとすれば、それは卡約文化が漢代に続いていたことをしめしていることになる。中荘遺址の文化遺存の中に、墓所より三四もの驚嘆すべき銅鏡が見つまっている⁽¹⁰⁶⁾。銅鏡は上孫家寨遺址出土の卡約式遺存からも見つかった⁽¹⁰⁷⁾。漢文史料によると、一〇七年の第一次西羌反乱の始めに、羌の兵士たちは銅鏡を携えていた。羌は武器を欠いていたので、太陽光を受けた鏡が遠くからみると武器の輝きのごとくみえるであろうことを企図し、それを装備したという⁽¹⁰⁸⁾。中荘遺址における銅鏡発見は、この遺址の年代と結びつき、あり得べき羌との関係を示唆している。

漢代河湟地域の世界は、東にあるもう一つの世界——漢帝国——と、きわめて鋭いコントラストをなしていた。漢帝国は全盛期に、北は内モンゴル、南は北部ベトナム、東は韓国、南は東トルキスタンにいたる広大な領域を有していた。この広範な領域内には、自然環境・経済生活・地域文化の点で、幅広い多様性があつた。にもかかわらず、中央政府と洗練された巨大官僚制度によって支配されたこれらの全地域は、少なくとも最高位の社会階層に属する人びとのあいだで、いくつかの共通の文化要素を共有していた。さまざまなタイプの農業は、この巨大組織の基礎である。すなわち、政府は農民からの税収入によって支えられており、官僚はほとんどが広大な農地を所有する一族の出身であつた。つまりところそれは、定住生活・厳格な社会秩序・政治的中央集権化・社会的階層化に特徴付けられた、農業生産を基礎とする社会であつた⁽¹⁰⁹⁾。

西に目を転ずると、仰韶文化期の河湟地域における人間社会は、黄河中流域のそれとかなり類似していた。しかしのちの放射状の発展は、最終的に当該地を中国北部から分岐せしめた。本章でしめしたとおり、それは牧畜生産に基づき、游牧生活・ゆるやかな社会支配・政治的分節化・社会的平等主義者を特徴とする世界であつた。このようにして河湟地域は、東方と比べたときに、人間生計のあり方のみならず社会的文化的次元においても、生態学的辺境の重要な地点となつたのである。

（次号に続く）

注

- (1) 俞偉超「古代“西戎”和“羌”・“胡”考古学文化帰属問題的探討」(同氏『先秦兩漢考古学論集』文物出版社、一九八五年、一八八～一九一頁)。
- (2) たとえば東郷林家遺址では、齊家文化期以降、別の人びとが流入し、漢式遺存を置き去りにしていった。総案遺址は、馬廠文化・齊家文化・辛店文化の人びとによって占領され、のちに漢文化の特徴を有する人びとによって占領された。甘肅省文物工作隊・臨夏回族自治州文化局・東郷族自治州文化局・東郷族自治縣文化館「甘肅東郷林家遺址発掘報告」(『考古学集刊』一九八四年第四号、一一一頁)、青海省文物考古隊「青海互助土族自治县總寨馬廠・齊家・辛店文化墓葬」(『考古』一九八六年第四期、三〇六頁)。
- (3) Scott, M. I. (1952) *A Study of the Chiang, with special reference to their settlements in China from the second to the fifth century A.D.*, Ph.D. diss., Cambridge: University of Cambridge, vi-vii.
- (4) スコット注3前掲書(第七章)。
- (5) 『後漢書』卷一一七、スコット注3前掲書(付論一・二)。
- (6) 管東貴「漢代羌族(上・下)」(『食貨』第一卷第二号、一九七一年、八八～八九頁)。冉光荣・李紹明・周錫銀『羌族史』(四川人民出版社、一九八四年、一〇四～一〇八頁)。
- (7) スコット注3前掲書(第二〇章)。
- (8) 『漢書』卷九四上。
- (9) 漢文史料によると、これら西北の二県にすむ漢代人の生計において、畜産は重要な役割を担っていた。『史記』卷一二九参照。しかし、漢代中国の畜産に占めるロバとラバの比重をしめす十分なデータはない。
- (10) 『後漢書』卷一一七。
- (11) ほとんどの発掘報告書は、文中の「羊」が、ヒツジをさすのかヤギをさすのかを明記していない。しかし実験研究によると、張家嘴・蓮花台遺址で発見された「羊」の遺存は、ヒツジ(Ovis sp.)である。考古研究所甘肅工作隊「甘肅永靖秦魏家齊家文化墓地」(『考古学報』一九

- 八〇年第二期、二〇四・二一五頁）、考古研究所甘肅工作隊「甘肅永靖蓮花台辛店文化遺址」（『考古』一九八〇年第四期、三〇八頁）参照。
- (12) Grenard, F. (1904) *Tibet: the Country an Its Inhabitants*, trans. A. Teixeira de Mattos, London: Hutchinson & Co., pp.275-277. Ekvall, R. B. (1968) *Fields on the Hoof. Prospect Heights, Illinois: Waveland Press*, pp.17-18.
- (13) 遊牧民に関する民族誌がしめすとおり、ヒツジは中央アジア遊牧牧畜生活においてもっとも重要な家畜である。ただし多くの遊牧民は、遊牧をスムーズにするために、大多数のヒツジに少数のヤギを伴わせるという方法をとっていた。Khazanov, A. M. (1983) *Nomads and the Outside World*, Cambridge: Cambridge University Press, p.27. Shahrani, N. (1979) *The Kirghiz and the Wakti of Afghanistan*, Seattle: University of Washinton Press, pp.89-90 参照。
- (14) 『史記』卷一一七の司馬貞『史記索隱』引張揖注。
- (15) ここでいう「旄牛夷」は、『後漢書』西羌伝では、羌の分枝したものとされている。ただし、同書卷五安帝紀・卷一一六南蛮西南夷列伝では、「旄牛夷」は「旄牛夷」とも言い換えられている。漢代人の民族用語としての「羌」と「夷」は、基本的に異なる人びとをさしている。よって、西羌伝において旄牛種を羌に含めるということは、必ずしも旄牛種と河湟羌を結びつけるものではない。
- (16) 『後漢書』卷一上の李賢注、『後漢書』卷四李賢注引『十三州志』。
- (17) 『史記』卷一二九、『漢書』卷二八、『漢書』卷九五、『後漢書』卷一一六。
- (18) 河湟地区におけるヤク飼育の最古の記録は、四世紀もしくは五世紀の吐谷^{トコ}揮と宕昌によるものである。『魏書』卷一〇一、『周書』卷四九、『周書』卷五〇、『北史』卷九六。
- (19) Downs, J. F. & Ekvall, R. B. (1965) *Animal Types and Social Types in Tibet*, In: A. Leeds & A. P. Vayda, eds. *Man, Culture, and Animals: the Role of Animals in Human Ecological Adjustments*, Washington D.C.: American Association for the Advancement of Science, p.176.
- (20) たとえば二四〜二五年の漢と羌の戦争で、先零種は漢の金城郡を占領し、その反乱分子と結託したが、のちに敗北し、備蓄していた穀物を漢に奪われた。三四年の戦争では、先零種はふたたび漢の反乱分子と結託し、度重なる侵略を行なった。（これに対して）一一五年の戦争時

には、漢の將軍が丁奚の城市を羌より奪い返し、「收羌禾稼」と軍令を下した。もっとも、丁奚の城市を占領した部隊は、羌・胡・漢郡よりなる混交部隊であった。

- (21) 本章における「先零羌」の「零」の音については、『漢書』卷六九の顔師古注引鄭氏注に「零、音は憐」とあるのに従い、「[lien]と読んだ。
de Crespigny, R. (1984) *Northern Frontiers: The Policies and Strategy of the Later Han Empire*, Canberra: Australian National University Press°

- (22) 『漢書』卷六九。

- (23) 当時の「頃」は約一一・四エーカーにあたる。

- (24) 『漢書』卷六九。

- (25) 前掲『漢書』卷六九。

- (26) 『後漢書』卷一一七。

- (27) 秦とはここでは、西方辺境で暮らす漢人のことである。

- (28) 『東觀漢記』では「寫谷」を「鴈谷」に作る。『後漢書』卷一六の李賢注。

- (29) 『後漢書』卷一六。

- (30) 『後漢書』卷一一七。

- (31) 『後漢書』卷一一七。スコット注3前掲書(付論一、三二頁)。

- (32) 自然環境の貧弱さについては、グレナード注12前掲書(二七三〜二七四頁)参照。一方、エクバル注12前掲書(六頁、一八頁)は、チベット高地の牧草地(aBrog)には資源が溢れているという樂觀的なイメージを提示している。高地牧草地の自然資源が、ヤクを飼育する遊牧民にのみ利用できるものであり、これに対して漢代の河湟羌はヤクを有していないがゆえに、おそらく今日の遊牧系チベット人と比べてはるかに微量の自然資源しか利用できなかったであろう。

- (33) Hsu, C. (1980) *Han Agriculture: The Formation of Early Chinese Agrarian Economy*, Seattle: University of Washington Press, p84°

- (34) グレナード注12前掲書（二七四頁）。
 - (35) Elkvall, R. B. (1939) *Cultural Relation on the Kansu-Tibetan Border*, Chicago: The University of Chicago Press, p73°
 - (36) Vainshtein, S. (1980) *Nomads of South Siberia*, Cambridge: Cambridge University Press, p150 が、南シベリアのトゥヴァ人 (Tuva) について報告しているように、オオムギは、大部分の耕地が海拔の高いところにある地域の主要な収穫物である。シャハラニ注13前掲書をはじめとする先行研究で指摘されているように、アフガニスタンのワヒー (Wakhi) とキルギス (Kirghiz) におけるもつとも重要な収穫物は、オオムギである。ヴェインシュタイン注36前掲書（一五〇頁）の引用を Shahrani, N. (1956) *The Kirghiz and Wakhi*, 72, *Istoriya Kirgizii*, vol.1, Frunze, p.209 [訳者未見] 参照。
 - (37) 『魏書』巻一〇一、『周書』巻五〇、『北史』巻九六参照。
 - (38) Ho P. (1975) *The Cradle of the East*, Hong Kong: The Chinese University of Hong Kong Press, pp.73-74 許倬雲注33前掲書（八四頁）。
 - (39) 「小麥」の語は、『名醫別録』・『齊民要術』・『荊楚歲時記』といった六世紀の史料にみえる。一方、「大麥」の語は、紀元前三世紀に編纂された『呂氏春秋』土容論任地、『孟子』告子章句の趙岐注（一六〇年頃）に初めて見え、さらに『名醫別録』・『三國典略』といった六世紀の史料にもみえる。胡錫文『中国農業遺産選集甲類第二種 麥 上篇』（中華出版社、一九五八年、二四七、二五八、二五九頁）参照。
- 先学諸氏は、コムギとオオムギは『詩経』などで「來」・「牟」という明確に区別できる名前をもっていたとする。しかし、「來」をコムギとし、「牟」をオオムギとする概念は、魏晉時代よりも前には存在せず、おそらく当時の学者や注釈家に知られていただけであろう。
- (40) 楊家駱主編『中国思想名著』巻一二（台北世界書局、一九五九年、二二頁）の賈思勰『齊民要術』引の郭義恭『広志』参照。
 - (41) 孫醒東『中国実用作物』（中華書局、一九三七年、三五一頁）参照。
 - (42) 孫醒東注41前掲書（一〇五・一六三〜一六四頁）、ヴェインシュタイン注36前掲書（一四九〜一五〇頁）、シャハラニ注13前掲書（七二頁）、グレナード注12前掲書（二七四頁）、エクバル注35前掲書（七三頁）参照。
 - (43) Lawrence Krader (1963) *Social Organization of the Mongol-Turkic Pastoral Nomads*, The Hague: Mouton, p30 参照。
 - (44) 『後漢書』卷四六、卷一一七参照。

- (45) Evans-Pritchard, E. E. (1940) *The Nuer*, Oxford: Oxford University Press, pp.36-50' Cole, D. D. (1975) *The Nomads of Nomads: The Al Murrah Beddoun of the Empty Quarter*, Chicago: Aldine Publishing Co, pp.26-27 参照。

(46) 『漢書』卷六九。

(47) 『漢書』卷六九。

(48) 『漢書』卷六九。

(49) 狄道は甘肅省臨洮県にあった。漢代にはそこに隴西県の治所があった。なお、狄道と礼県付近の氐道との違いに注意。

(50) 『漢書』卷六九。

(51) 『漢書』卷六九。

(52) エクバル注12前掲書(三三頁) 参照。

(53) エヴァンス・プリチャード注45前掲書(七五〜八一頁) 参照。

(54) ヴェインシュタイン注36前掲書(一四五〜一六五頁)、ローレンツ注43前掲書(三〇〜三二頁) 参照。

(55) シャハラニ注13前掲書(一八六〜一八七頁、一九一〜一九二頁) 参照。

(56) 『後漢書』卷四六。

(57) Tapper, R. L. (1979) The Organization of Nomadic Communities, In: Sous la direction de L'Equipe ecologie et anthropologie des societies, ed. *Pastoral Production and Society*, Cambridge: Cambridge University Press, p46 参照。

(58) 『漢書』卷六九。

(59) カザノフ注13前掲書(一一三〇〜一一三八頁)、Tapper R. L. (1979) Individuated Grazing Rights and Social Organization among the Shabsevan Nomads of Azerbaijan, In: *Pastoral Production and Society*, Cambridge: Cambridge University Press, pp.106-107 Marx, E. (1978) The Ecology and Politics of Nomadic Pastoralist in the Middle East, In: W. Weisleder, ed. *The Nomadic Alternative: modes and models of interaction in the African-Asian deserts and steppes*, The Hague: Mouton, pp.45-63 参照。

- (60) エクバル注12前掲書（三八～三九頁）参照。Sechin, J. & Hyer, P. (1979) *Mongolia's Culture and Society*, Boulder and Colo: Westview Press, pp.24-25. Vreeland, H. H. (1973[1962]) *Mongol Community and Kinship Structure*, Westport, Conn.: Greenwood Press, pp.39-41 参照。
- (61) 第二章（「前稿」『中国古代漢代の羌（二）——生態学的辺境と民族的境界——』（『早稲田大学長江流域文化研究所年報』第四号、二〇〇六年）の一九七頁）参照。
- (62) 『漢書』卷六九。
- (63) 『漢書』卷六九。
- (64) 羌の反乱の詳細については、スコット注3前掲書（七五～一二五頁）、クレスピー注21前掲書（九〇～一二五頁）参照。
- (65) その好例として、ヌアー族（Nuer）のディンカ族（Dinka）に対する襲撃の様を描いたエヴァンスプリチャード注45前掲書（八三～八四頁、一二五～一二三頁）が挙げられる。ヌアー族がディンカ族を襲撃する好機とみなしている時期は、最初のキビ収穫後に訪れる雨期の終わりである。それは、ヌアー族の男性に余暇があり、また族内に食べ物がたつぷりある時期でもある。また二十世紀前半の河煌地区における襲撃事件も、必ず秋口に起こったとされている。第一章（「前稿」『中国古代漢代の羌（二）——生態学的辺境と民族的境界——』（『早稲田大学長江流域文化研究所年報』第三号、二〇〇五年）の二二二～二三頁）参照。
- (66) 遊牧民による、定住国家を搾取するための政治的戦略としての略奪は、中国と北アジアの遊牧民の関係に関する Barfield T. (1989) *The Perilous Frontier: Nomadic Empires and China*, Oxford and Cambridge: Basil Blackwell に詳し。
- (67) 私はこの用語（「家内制生産様式」）を Sahlin, M. D. (1972) *Stone Age Economics*, New York: Aldine Publishing Co. より引用し、その定義に従っている。すなわちサーリンスは、「家内制生産様式」を「支配者集団と親族関係により組織されている経済」と定義している。
- (68) 『漢書』卷六九参照。
- (69) 第二章（「前稿」『中国古代漢代の羌（二）——生態学的辺境と民族的境界——』（『早稲田大学長江流域文化研究所年報』第四号、二〇〇六年）の一九三～一九六頁）参照。

(70) 『漢書』卷六九参照。

(71) クレスピーニー注21前掲書(二六九頁) 参照。

(72) 『後漢書』卷一一七、スコット注3前掲書付論二〜三参照。

(73) スコット注3前掲書(二八頁)、冉・李・周注6前掲書(五三〜五四頁) 参照。

(74) 冉・李・周注6前掲書(五三〜五四頁)、凌純声「唐代雲南的烏蛮与白蛮考」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』一九八三年、五七〜八六頁)、Lo C.

(1945) 'The Genealogical Patronymic Linkage System of the Tibeto-Burman Speaking Tribes, *Harvard Journal of Asiatic Studies*, Vol. 8, No. 3, pp. 349-363' 楊希枚「連名与姓名制度的研究」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』一九五六年、六七〜七二五頁) 参照。

(75) 楊希枚注74前掲書(六八一〜七一三頁)、范玉梅「我国少数民族的人名」(『民族研究』第五号、一九八一年、六六〜六八頁) 参照。

(76) 『後漢書』卷九五、卷一一七。

(77) Stein, R. A. (1961) *Les Tribus Anciennes des Marches Sino-Tibétaines: Legendes, Classifications et Histoire*, Paris: Press Universitaires de France 参照。

(78) 『後漢書』卷一一七。

(79) 『後漢書』卷八七の王先謙集解引の郭義恭『広志』。

(80) 『後漢書』卷一六。

(81) 『後漢書』卷一一七。

(82) 卑缺はおそらく自分の息子と同居していたのであろう。あるいは彼女には子がかもととおらず、もしくはその子がすでに死亡しているために、彼女は孫と一緒に暮らしていたのかもしれない。

(83) コール注45前掲書(六六頁) 参照。

(84) Gulliver, P. H. (1955) *The Family Herds: A Study of Two Pastoral Tribes in East Africa the Jie and Turkana*, London: Routledge & Kegan Paul L., pp. 44-57 参照。

- (85) カザノフ注13前掲書（一二七頁）参照。
- (86) Rin-chen Lha-mo (1926) *Me Tjibetans*, London: Seeley Service & Co., pp.125-132. エクバル注12前掲書（二四〇二八頁）参照。
- (87) Sahlin, M. D. (1968) *Tribesmen*, Englewood Cliffs, Nj: Prentice-Hall Press, pp.5-10.
- (88) 『後漢書』卷一一七。
- (89) 『漢書』卷六九。
- (90) 『漢書』卷六九。
- (91) 『後漢書』卷一一七。
- (92) 『後漢書』卷九五。
- (93) 二十世紀初頭における遊牧系チベット人の基礎的野営単位は、「テントサークル (tent circles)」であったと報告されている。それぞれのテントサークルには、血縁の近い親族集団による五〇八〇以上（平均一〇〇一五）のテント世帯が含まれていた。青海省編輯組『青海省藏族蒙古族社会歴史調査』（青海人民出版社、一九八五年、四〇・一〇〇頁）、エクバル注35前掲書（七四頁）参照。
- (94) 『後漢書』卷一一七。
- (95) 『後漢書』卷一一七。
- (96) 平等主義を遊牧社会の一般的特性とみなす考え方は、牧畜社会研究にいくつかの論争を巻き起こした。これは、少なくとも自然環境の可能性と予測可能性・市場経済のレベル・対外関係等々に関する複雑な問題である。本稿の目的は、この問題を検討することにはない。しかしながら、資源不足・思わぬ危険・地理的孤立を特徴とする環境下では、「たしかに」平等主義にむかう傾向は、より鮮明になるであろう。遊牧社会における平等主義に対する詳細な検討については Dahl G. (1979) *Ecology and Equality: The Boran Case*, In: Sous la direction de L'Equipe écologie et anthropologie des sociétés pastorales, ed. *Pastoral Production and Society*, Cambridge: Cambridge University Press, pp.261-281. Asad T. (1979) *Equality in Nomadic Social System? Notes towards the Dissolution of an Anthropological Category*, In: Sous la direction de L'Equipe écologie et anthropologie des sociétés pastorales, ed. *Pastoral Production and Society*, Cambridge:

Cambridge University Press, pp.419-428' Salzman, P. C. (1979) *Inequality and Oppression in Nomadic Society*, In: Sous la direction de L'Equipe écologie et anthropologie des sociétés pastorales, ed. *Pastoral Production and Society*, Cambridge: Cambridge University Press, pp.429-446 参照。

(97) 『後漢書』卷一一七。

(98) 『漢書』卷六九。

(99) 『漢書』卷六九。

(100) 『漢書』卷六九、『後漢書』卷一一七。

(101) 『後漢書』卷一一七。

(102) 第一章〔Ⅱ前稿「中国古代漢代の羌（一）——生態学的辺境と民族的境界——」（『早稲田大学長江流域文化研究所年報』第三号、二〇〇五年）の二二三頁〕参照。

(103) Childe, V. G. (1936) *Man Makes Himself*, London: Watts, p91。

(104) Solecki R. S. (1979) *Contemporary Kurdish Winter-Time Inhabitants of Shanidar Cave, Iraq*, *World Archaeology*, No.10, p325。

(105) ここで私は、漢代河煌の考古学的遺存が復元できないなどといっているのではない。私がいいたいのは、漢代河煌地区の考古学的遺存がまだ発見されていないか、もしくは遺存の中にはつきり漢代のもものと同定できるものがないということである。漢代河煌地区の文化遺存は、卡約人のそれと比較して、相対的に見えにくい。しかし遊牧考古学の研究者には、遊牧文化は実のところ考古学的にそれほど不可視的なものではないといふ Cribb, R. (1991) *Nomads in Archaeology*, Cambridge: Cambridge University Press, pp.65-68 の見解に賛同するものもあるだろう。ここで必要なのは、かかる遺址の位置を探索するための適切な技術と、ある遺址が「遊牧系」のものであるかどうかを見定める指標である。

(106) 第二章〔Ⅱ前稿「中国古代漢代の羌（二）——生態学的辺境と民族的境界——」（『早稲田大学長江流域文化研究所年報』第四号、二〇〇六年）の一九六〜一九七頁〕参照。

(107) 青海省文物管理所考古隊「青海省文物考古工作三十年」（『文物考古工作三十年』文物出版社、一九八一年、一六四頁）。

(108) 『後漢書』卷一一七。

(109) Wang Y. (1949) An Outline of the Central Government of the Former Han dynasty, *Harvard Journal of Asiatic Studies*, Vol.12, No.1, pp.134-187。

〔付記1〕本訳稿の（ ）は王明珂氏自身の付けたもの、〔 〕は訳者が意識・補遺のさいに付けたものである。

〔付記2〕本訳稿は、柿沼陽平：平成一八年度文部科学省科学研究費補助金特別研究員奨励費（研究課題「中国古代貨幣史の研究―中国古代の「貨幣」に関する経済人類学的研究―」）による研究成果の一部である。

後漢鎮墓瓶集成

鈴木雅隆

はじめに

「鎮墓瓶」と呼ばれる、側面に死者の安寧を願う文章を記した陶器の存在は古くから知られており、基本的には道教の源流の一部となる民間信仰の遺物と位置づけられてきた⁽¹⁾。一九八〇年代以降、発掘報告が増加し研究業績が蓄積されると、鎮墓瓶が使用された時代・地域にはかなり偏りがあり、大きく分けて二つの群に区分できることが明らかになった。一つは後漢時代の華北を中心に使用された一群で、時期は二世紀、地域は宝鶏から洛陽に到る渭水―黄河ラインに集中している。もう一つは魏晋南北朝時代の甘肅で使用された一群で、時期は三世紀後半から五世紀初頭、地域は敦煌とその周辺に集中している。それぞれの群内には文章の内容・瓶の形態・副葬される位置などに共通する特徴⁽²⁾があり、二つの群の間に共通する特徴は少ない。従って、これら二群の鎮墓瓶はそれぞれ別の地域的宗教集団によって制作・使用されたものと考えるのが妥当であろう。以下、本集成では両者をそれぞれ「後漢型鎮墓瓶」・「敦煌型鎮墓瓶」と呼ぶことにする。本集成はそのうちの前者、後漢型鎮墓瓶を収集したものである⁽³⁾。

後漢型鎮墓瓶の内容には三つの大きな特徴がある。それは

- ① 「天帝使者」・「丘丞墓伯・地下二千石」といった言葉に示されるように、死者の靈魂は冥界で、天帝を頂点とする地下の官僚組織によって支配される、

- ② 「解謫」・「除殃」・「去咎」といった言葉に示されるように、死者の罪や汚れを祓うことを重視する、

③「生死異路」・「生人属長安、死人属泰山」といった言葉で示されるように、死者と生者を分離することを重視する、の三点である。後世に比べるとまだまだ素朴で雑然としたものではあるが、後漢型鎮墓瓶を残した人々は冥界に対するある程度まとまったイメージを持っていたようである。そして、この後漢型鎮墓瓶の持つ冥界観は、後の中国の精神世界に大きな影響を与えている。以下にその影響を受けたと思われるものを列挙する。

①後漢鎮墓瓶の思想は同時期に存在した買地券に吸収され、鎮墓瓶が使用されなくなつてからも買地券に残る。特に道教系統の買地券に、後漢型鎮墓瓶の用語が多く残る。⁽⁴⁾

②鎮墓瓶に記されることの多い符籙は、道教世界に吸収されてさらに発展する。⁽⁵⁾

③天師道や上清派で行われた「上章」という儀礼の中に、後漢鎮墓瓶の思想が色濃く伝わっている。⁽⁶⁾

④敦煌型鎮墓瓶の中に後漢型鎮墓瓶と同様の単語が若干見られる。先述のようにこれらは別の宗教集団によって使用されたものと考えられるが、両者の間にある程度の思想的影響はあったものと思われる。

⑤後漢型鎮墓瓶は後漢末期にはほとんど姿を消すが、魏晋南北朝時代に入っても少数の発見例がある。後漢鎮墓瓶を使用した宗教集団は細々と続いていたと思われる。⁽⁷⁾

このように後漢型鎮墓瓶の影響は幅広く、初期の道教史を中心に、その存在は無視できないものになってきている。しかし、敦煌型鎮墓瓶がほぼ定型の文章を持っているのに対し、後漢型鎮墓瓶には定型の文章がない。同一墓から同一文言の複数の鎮墓瓶が出土する場合を除けば、同一書式の文章は一つとしてないのである。そのため鎮墓瓶の釈読は困難で、研究者間の解釈の相異も少なくない。そこで本集成ではその図版と先行研究による釈文を網羅的に集め、それを比較検討できるようにした。今後の鎮墓瓶研究に資することができれば幸いである。

注

(1) 吳榮曾「鎮墓文中所見到的東漢道巫關係」(『文物』一九八一年三期)・Anna Seidel "Trace of Han Religion in Funeral Texts Found in Tombs"

(秋月観映編『道教と宗教文化』、平河出版社、一九八七年)などが、早い時期から鎮墓瓶と道教の関係を指摘してきた。

- (2) 後漢型鎮墓瓶には以下に述べるように三つの思想的特徴があるが、敦煌型鎮墓瓶にはそれらが見られない。一方、敦煌型鎮墓瓶には「重複・解注」という語が目立つ。これらの語は後漢型鎮墓瓶の中にも若干見られるが、それほど多くはない。瓶の形状については、後漢型鎮墓瓶が高さ二〇～三〇センチの中型の瓶を使用しているのに対し、敦煌型鎮墓瓶は高さ数センチ～十数センチの小さな瓶を使用している。副葬される位置については、後漢型鎮墓瓶が墓室の入口付近や部屋の隅に多いのに対し、敦煌型鎮墓瓶は被葬者の頭上や腹上に多い。
- (3) 敦煌型鎮墓瓶については、關尾史郎氏が『中国西北地域出土鎮墓文集成(稿)』(新潟大学大域プロジェクト研究資料叢刊Ⅶ、二〇〇五年)にまとめている。

- (4) 鈴木雅隆「鎮墓文の系譜と天師道との関係について」(『史滴』第二五号、二〇〇三年)、同「唐代以降の買地券に見られる二つの系統」(『早実研究紀要』第三九号、二〇〇五年)を参照。

- (5) 王育成「東漢道符釈例」(『考古学報』一九九一年第一期)、同「略論考古発現的早期道符」(『考古』一九九八年第一期)等を参照。

- (6) 上章については丸山宏「正一道教の上章儀礼について——「冢訟章」を中心として——」(『東方宗教』第六八号、一九八六年)、同「上章儀礼より見たる正一道教の特色——治病の章を中心として——」(『仏教史学研究』第三〇号、一九八七年)を参照。上章と鎮墓文の関係については王育成「東漢天帝使者類道人与道教起源」(『道家文化研究』第一六輯、一九九九年)を参照。

- (7) これらの鎮墓瓶は「参考I」として本集成の末尾に収めた。

凡例

一、本集成では、後漢時代の華北で使用された鎮墓瓶を中心に、その系統に属すると思われる鎮墓瓶を集成している。魏晉・五胡十六国時代に敦煌を中心とする甘肅一帯で使用された鎮墓瓶はその中に含まない。

二、まず一行目に通し番号・鎮墓瓶の通称・出土地をあげ、二行目以下にこれまでに発表された釈文を発表年代順に並べた。但し、初出の発掘報告の釈文をそのままあげているものについては、本集成に含まない。

三、鎮墓瓶の通称は先行研究を参照しつつ、王朝・紀年・出土地・被葬者を適宜組み合わせつけた。基本的に紀年のあるものを優先している。

四、出典は各釈文の冒頭に文献略号と頁数をあげ、正式な文献名は巻末の一覧表に示した。

五、最初にあげる釈文についてのみ、原文に従って改行を施した。最初のものに全文が掲載されていない場合や改行位置が示されていない場合は、二番目以降で最初に改行位置を示したものに改行を施した。

六、同一研究者が複数回釈文をあげている場合には、原則として最新のものを優先したが、場合によっては複数をあげたものもある。

七、使用する字は、原則としてその研究者の釈文に従った。但し、簡体字表記のものについてのみ、繁体字に改めた。図版がなく簡体字による釈文のみの場合、「後」と「后」・「復」と「複」などは原文がどちらであったか判断できない。その場合は図版のある類例を参照しつつ、可能性の高いものを選ぶようにした。

八、判読不能、あるいは判読困難な字については、以下のような記号で表現した。

1. □ 判読不能の字。あるいはブランクだが、字が記されていた可能性が高いもの。

2. A (B) AはBの仮借字、または異体字、または誤記と判断されるもの。

3. [A] 読みにくい、残画によってAと推定されるもの。あるいは類例によって補えるもの。[A]と表記する釈文も多いが、本集成では「A」に統一した。なお、摹本に字として記されているものが判読できない場

合、□を使わず「？」と表記するケースもある（漢永元四年鎮墓瓶（二）の注(1)参照）。

4. A [B] C AC間に字はないが、文脈上、Bが入ると推定されるもの。

5. A (?) 判読困難で、文脈上も意味不明だが、Aのように見える字。

6. A (B?) Aと読めるが、Bかも知れないというもの。

7. …… 欠損、あるいは字数の分からないブランク。

右の記号はほぼ学会の慣例に従ってはいいるが、釈読不能な箇所を表示方法は発掘報告や先行研究ごとにまちまちであり、しかも説明を欠いていることが多い。表示方法の正確な意味が判断できない場合は、発掘報告や先行研究の表示方法をそのまま採用した。しかし、本集成の表示方法と同じ記号を用いつつ用法が明らかに異なる場合は、混乱を避けるため別の表示方法に改めた。

九、本集成は鎮墓文の校定を主眼とするものであるため、瓶の形状や墓内における位置、共に出土した副葬品などのデータは省いた。出土状況についての詳細なデータは泉武「鎮墓」陶器の二・三の考察」（『末永先生米寿記念献呈論文集・坤』奈良明新社、一九八五年）や江優子「漢墓出土の鎮墓瓶について——銘文と墓内配置に見える死生観」（『鷹陵史学』第二九号、二〇〇三年）を参照されたい。両書とも全てではないものの、かなりの数の瓶の出土状況について詳しくまとめている。

十、特に注記のあるもの以外、図版は最初にあげる文献のものである。

一・漢永平三年（60）鎮墓瓶（陝西省咸陽市文林路咸陽教育学院二号墓出土）

①劉衛鵬一九九九 第一版

永平三年十月：

②劉衛鵬二〇〇〇 一六四—一六八，二三三頁

永平初三年十月

九日丙申。黃神使者□地置

根、爲人立先。除央去咎、利後

子孫。令死人无適、生人无患。

建立大鎮・慈・譽・雄黃・曾青・

丹沙、五石會精。展藥輔神、

冢墓安寧。解瘕□草、

□□爲盟、如律令。

二・漢永元四年（92）鎮墓瓶（陝西省寶雞市閿鄉台出土）

①王光永一九八一 五五頁

永元四年十二「月」□□□

□□五日「己」「未」□□「陳」

□□□□□□□「鄙」火□

永平三年十月
九日丙申黃神使者
根爲人立先除央去咎利後
子孫令死人无適生人无患
建立大鎮慈譽雄黃曾青
丹沙五石會精展藥輔神
冢墓安寧解瘕草
爲盟如律令

劉衛鵬二〇〇〇より

③ 渡部武 一九九九 No. 〇三三

④劉昭瑞二〇〇一 一七七頁

⑤吉田恵二二〇〇六 三二七頁

永元四年十二[月]□□□□□五日[己][未]□□[陳]□□□□□[鄙]火□□□□□八[魁]九□[天]
門□□□□□□□□□□□□□斗□□□□[日]□□□□□□□□□[天][地]□□□□[敢]言之□[大]□
[去]□□□□□賜□[家]室生人賜蘆[舍]□□□□□之[真][公]欲[去]北斗□[公]□□□□□□□[天]門□□去□
□□□□生人入比死人入[指][生]人□行死人[?]落徙[令][以][行]九十九[歲]不□[祁][請]天帝為之[使][者]
□□□□□如律令

(1) この字は摹本には文字として記されているが、判読不能である。各研究者ともその表記方法に苦慮したようで、王光永と小南一郎は「?」、渡部武は□、吉田恵二は(?)と表記している。混乱を避けるため、同様のケースについて本集成では王・小南を参考に、一括して「?」と表記する。

三、漢永元十六年(104) 鎮墓瓶 (陝西省長安県三里村東漢墓出土⁽¹⁾)

① 陝西省文物管理委员会一九五八 六四—六五頁

永元十六年十二月庚戌……死者死者壹去……不反□皇……

② 小南一郎一九九四 二六頁

永元十六年十二月庚戌……死者、死者壹去……不反、□皇……

③ 劉昭瑞二〇〇一 一七八頁

永元十六年庚戌……死者死者……壹去不反……□皇。

(1) 漢建和元年加氏鎮墓瓶(一一、一二)と同墓。

四、漢延光元年(122) 鎮墓瓶 (河南省洛陽市西花壇漢墓二四号墓出土)

① 中国社会科学院考古研究所洛陽唐城隊一九九一 六〇頁

延光元年□十四日、生人之死、易解……如律令。

② 王育成一九九三 七一頁

延光元年□□十四日。

生人之死易解。生

自屬長安、死人自屬

延光元年□十四日
生人之死易解
由屬長安死人由屬
全必墓汝安于日
生人會三教無人
土主上主天主
自所如律令
崇崇
崇崇
崇崇

永建三年三月朔三日天帝絕死德○死○死之○人不得○為○生○人○為○今死非○即○復○持君○瓶別○赫
 ○卒○乃得復○帝○絕○注○杀○死人精注主○為○今死非○即○復○持君○瓶別○赫
 丘丞墓伯中○二千石各瓶別律令（二十三行、改行不詳）

②劉昭瑞二〇〇一 一七九頁

永建三年三月□□朔三日□□、天地絕死德□死□死之□人、不得□爲□生□□□□人…(十四字)…土
□子孫□□□□卒□□乃得復□□帝□絕□□注□□□□□□(等?)□□□□□□□□死人精注、主□
□□爲今死非□□即□復□持君□瓶、別□□赫丘丞墓伯、中□二千石、各瓶、別律令。

六、漢陽嘉二年(133)曹伯魯鎮墓瓶 (陝西省戶県朱家堡漢墓出土)

①禳振西一九八〇 四六—四七頁

陽嘉二年八月

己巳朔六日甲戌、徐。

天帝使者、謹爲

曹伯魯之家移

央(殃)去咎、遠之千里。

咎□大桃不得留。

□□至之鬼所、徐

□□。生人得九、死人

得五、生死異路、相

去萬里。從今以長

保孫子、壽如金

石、終无凶。何以爲信?

神葬厭(壓)墳、封黃

陽嘉二年八月
己巳朔六日甲戌
天帝使者謹爲
曹伯魯之家移
央(殃)去咎、遠之千里
咎□大桃不得留
□□至之鬼所、徐
□□。生人得九、死人
得五、生死異路、相
去萬里。從今以長
保孫子、壽如金
石、終无凶。何以爲信
神葬厭(壓)墳、封黃

神地章之印。如律

令！

②池田温一九八一 二七〇頁

陽嘉二年八月己巳朔六日甲戌徐、天帝使者、謹為曹伯魯之家、移央（殃）去蒼（咎）、遠之千里。蒼（咎）□大桃、不得留□□至之鬼、所徐□□。生人得九、死人得五。生死異路、相去萬里。從今以【後】長保孫子、壽如金石、終无凶。何以為信、神藥厭填、封黃神越章之印、如律令。

③嵯振西一九八二 八八—九一頁

陽嘉二年八月己巳朔六日甲戌徐。天帶使者、謹為曹伯魯之家移央去咎、遠之千里。咎印大桃不得留、□□至之鬼所。⁽¹⁾生人得九、死人得五、生死異路、相去萬里。從今以長保孫子、壽如金石、終无凶。何以為信、神藥厭鎮、封黃神越章之印。如律令！

④小南一郎一九九四 二四頁

陽嘉二年八月己巳朔、六日甲戌徐、天帝使者謹為曹伯魯之家、移央去咎、遠之千里、咎□大桃、不得留□、□□至之鬼、所徐□□、生人得九、死人得五、生死異路、相去萬里、從今以長保孫子、壽如金石終無凶、何以為信、神藥厭鎮、封黃神地章之印、如律令

⑤東賢司一九九四 四〇六、四一九頁

陽嘉二年八月己巳朔六日甲戌、徐。天帝使者、謹為曹伯魯之家、移央（殃）去咎、遠之千里。咎□大桃、不得留。□□至之鬼、所徐□□。生人得九、死人得五、生死異路、相去萬里。從今以長保孫子、壽如金石、終无凶。何以為信。神藥厭填、封黃神地章之印。如律令。

⑥王育成一九九九 一八三頁

陽嘉二年八月己巳朔六日甲戌、徐。天帝使者謹為曹伯魯之家移殃去咎、遠之千里、咎改大桃、不得留、□□至之鬼所、徐□□。生人得九、死人得五、生死異路、相去萬里。從今以長保孫子、壽如金石、終無凶。何以為信？神藥厭鎮、封黃神越章之印。如

律令。

⑦劉昭瑞二〇〇一 一七九頁

陽嘉二年八月己巳朔六日甲戌徐（除）、天帝使者謹爲曹伯魯之家移央（殃）去薨（咎）、遠之千里、薨（咎）□□大桃（逃）、不得留、□□至之鬼所、徐□□。生人得九、死人得五、生死異路、相去萬里、從今以（已）長保孫子壽如金石、終無凶。何以爲信、神藥厭填（鎮）、封黃神越章之印。如律令。

⑧江優子二〇〇三 五頁

陽嘉二年八月己巳朔六日甲戌徐。天帝使者謹爲曹伯魯之家移央去蒼遠之千里。蒼□大桃不得留。□□至之鬼所徐□□生人得九死人得五。生死異路相去萬里。從今以長保孫子壽如金石終无凶。何以爲信神藥厭填封黃神越章之印。如律令

⑨吉田惠二二〇〇六 三二七頁

陽嘉二年八月己巳朔六日甲戌、徐。天帝使者、謹爲曹伯魯之家移央（殃）去咎、遠之千里。咎□大桃不得留。□□至之鬼所、徐□□。生人得九、死人得五、生死異路、相去萬里從今以長保孫子、壽如金石、終無凶。何以爲信神葬「壓」墳、封黃神地章之印。如律令。

（1）こゝには「除□□」の三文字が入るが、嵯振西は触れていない。

七. 漢陽嘉四年（135）唐氏鎮墓瓶 （河南省陝県劉家渠漢墓一五八号墓出土）

①黃河水庫考古工作隊一九六五 一二三頁

陽嘉四年□□戊子朔升一戊申天帝神師臣□謹爲唐氏合衆□□四……東……前……主□子……律令。

②王育成一九九九 一九四頁

陽嘉四年□□

戊子朔廿一戊申。

(1) 摹本によれば「日」字はない。

陽嘉四年□〔月〕戊子朔廿一戊申天帝神師臣□謹爲唐氏合衆□□四……東……前……主□子……律令。

④吉田恵二 二〇〇六 三二七頁

③劉昭瑞二〇〇一 一八一頁

陽嘉四年□□戊子朔廿一日⁽¹⁾戊申、天帝神師臣□謹爲唐氏合眾（家？）厭（？）四□男（？）……□□□□□□□□□□□□□□律令。

律令。

☐☐黃神。☐☐

成也。主庚子。

□本前之

東□□□

四
□
□
□
□
□

合衆厭□

謹為唐氏

天帝神師臣□、

陽嘉四年
戊子朔廿戌申
天帝神師臣
謹為唐二
合家廟
四男
云云
本所
王事
草
律令

寅朔廿八日天地告

丘丞墓伯地下二千

石主死名籍王巨

子以甲戌死時日□□

死日不吉秉信光故

□故□人馬□人□

□□鷄□□

□子之適□□

□□大□□□

□□□□□□□□

□□□□□□□□

生死異□生人前行

死人却步生人□□

一以工歸丘□□何

□□□□壬戌亡□

□□□□□□

□氏相妨牢

□土相侯郭

②吉田恵二二〇〇六

三二七頁

陽嘉四年三月庚

寅朔廿八日天帝告

丘丞墓伯地下二千

石主死名籍王巨

子以甲戌死時日

死日不吉秉信光故

□故籍鈴人馬問人

□□鷄子來

□子之適

□□大

□□□□□□□□

□□□□□□□□

生死異□生人前行

死人却步生人□□

一以工歸丘□□何

□□□□壬戌亡

□□□□□□

□氏相妨牢

□土相侯郭

墓門亭長主□□□□

到丞召作行差□□□

③劉昭瑞二〇〇一 一八三頁

永和六年□□□子朔廿一日壬申直□□帝神師使者爲□□□之墳墓東□□□□□□□墓□□墓伯·墓丞相·墓□史摺□□□□所□者市曹主人□□□今日吉日解五□□殺及與中央□□□天帝使者告□□□墓門亭長主□□□到丞召作行差□□□

④王育成一九九九 一九五頁

永和六年「十」「月」「壬」子朔廿一日壬申直□。「天」帝神師使者□□□之墳墓、東□□□□□□□墓□□·墓伯·墓丞·相墓□史·摺□□□□□所□者·市曹主人□□□。今日吉日、解五□□□殺及與中央□□□。天帝使者告□□□墓門亭長·主□□□□到丞(丞)、召作行差□□□。

一〇·漢永和六年(141)鎮墓瓶 (出土地不明)

①羅振玉『古器物識小錄』 二四丁裏

永和六年……墓……市……吉日……煞及……天帝……(一二行)

一一·漢建和元年(147)加氏鎮墓瓶① (陝西省長安縣三里村東漢墓出土)⁽¹⁾

①陝西省文物管理委员会一九五八 六二—六五頁

建和元年十一月丁未朔十四日解天帝使者謹爲加氏之家別解地下後死婦(其中一個作女字)加亡方年二十四等汝名借或同歲月重復鈎按日死或同日鳴重復鈎按日死告上司命下司祿子孫所屬告墓皇使者轉相告語故以自代鉛人鉛人池池能春能炊上車能御把筆能書告于中高長伯上游微千秋萬歲永無相墜物與生人食□九人□□□□(改行不明)

②原田正己一九六七 一九頁

建和元年十一月丁未朔十四日、解天帝使者、謹爲加氏之家別解地下、死婦加亡方年二十四、……上司命下司祿、子孫所屬、告墓皇使者、轉相告語、故以自代鉛人、鉛人池池能春能炊、上車能御、把筆能書、告于中高長伯・上游徼、……

③池田溫一九八一 二七〇頁

建和元年十一月丁未朔十四日、天帝使者、謹爲加氏之家、別解地下、後死婦加亡、方年二十四、等汝名借、或同歲月、重複鉤校日死、或同日鳴、重複鉤校日死。告上司命下司祿、子孫所屬、告墓皇使者、轉相告語。故以自代鉛人、鉛人池々、能春能炊、上車能御、把筆能書。告于中高長、伯（陌）上游徼。千秋萬歲、無相墜物。與生人食□九人□□□□。

④原田正己一九九〇 一五頁

建和元年十一月丁未朔十四日解天帝使者謹爲加氏之家別解地下後死婦加亡方年二十四等汝名借或同歲月重複鉤校日死或同日鳴重複鉤校日死告上司命下司祿子孫所屬告墓皇使者轉相告語故以自代鉛人鉛人池池能春能炊上車能御把筆能書告于中高長伯上游徼千秋萬歲永無相墜物與生人食□九人□□□□

⑤東賢司一九九二 一四七頁

建和元年十一月丁未朔十四日、天帝使者、謹爲加氏之家、別解地下。後死婦加亡、方年二十四。等汝名借、或同歲月、重複鉤校日死。⁽²⁾ 告上司命下司祿、子孫所屬、告墓皇使者、轉相告語。故以自代鉛人。鉛人池々、能春、能炊、上車能御、把筆能書。告于中高長伯・上游徼。千秋萬歲、無相墜物。與生人食□九人□□□□。

⑥小南一郎一九九四 二五頁

建和元年十一月丁未朔、十四日解、天帝使者謹爲加氏之家、別解地下、後死婦加亡、方年二十四、等汝名借、或同歲月、重複鉤校日死、或同日鳴、重複鉤校日死、告上司命、下司祿、子孫所屬、告墓皇使者、轉相告語、故以自代鉛人、鉛人池池、能春能炊、上車能御、把筆能書、告於中高長、伯上游徼、千秋萬歲、永無相墜、物與生人、食□九人、□□□□。

⑦王育成一九九九 一八七頁

建和元年十一月丁未朔十四日解。天帝使者謹爲加氏之家、別解地下後死。婦加亡、方年二十四、等汝名借；或同歲月重複、鉤

校日死；或同日鳴重複、鈎校日死。告上司命・下司祿、子孫所屬；告墓皇使者、轉相告語。故以自代鉛人、鉛人池池、能春能炊、上車能御、把筆能書。告於中高長伯・上游徼、千秋萬歲、永無相墜。物與生人食、□九八□□□。

⑧劉昭瑞二〇〇一 一八四頁

建和元年十一月丁未朔十四日解。天帝使者謹為加氏之家別解地下後死、婦（報告云中一瓶「婦」作「女」）加亡、方年二十四、等汝名借（籍）、或同歲月重複、鈎校（校）日死；或同日鳴重複、鈎校（校）日死。告上司命・下司祿、子孫所屬、告墓皇使者、轉相告語、故以自代鉛人。鉛人池（迤）池（迤）、能春能炊、上車能御、把筆能書。告於中高（嵩）^③長・伯（陌）上游徼、千秋萬歲、永無相墜。物與生人食□九人□□□

⑨江優子二〇〇三 七頁

建和元年十一月丁未朔十四日解。天帝使者謹為加氏之家別解地下。後死婦加亡方年二十四。等汝名借、或同歲月重複鈎校日死、或同日鳴重複鈎校日死、告上司命下司祿子孫所屬、告墓皇使者轉相告語。故以自代鉛人、鉛人池池能春能炊上車能御把筆能書。告于中高長伯上游徼。千秋萬歲永无相墜物。與生人食□九人□□□□

⑩吉田恵二二〇〇六 三二六頁

建和元年十一月丁未朔十四日解天帝使者謹為加氏之家別解地下後死婦加亡方年二十四等汝借或同歲月重複校日死或同日鳴重複鈎校日死告上司命下司祿子孫所屬告墓皇使者轉相告若故以自代鉛人鉛人池池能春能炊上車能御把筆能書告于中高長伯上游徼千秋萬歲永無相墜物與生人食□九人□□□□。

（１）永元十六年鎮墓瓶（三）と同墓の墓道耳室から出土。同室からは鎮墓瓶が六件出土しており、そのうち三件に以下の鎮墓文が記されている。

残り三件は判読不能とされたが、その中の一件について王育成一九九六が摹本と考釈を発表した。それが以下の一二である。

（２）他の釈文ではここに「或同日鳴、重複鈎（鈎）校（校）日死」の一句が入るが、本釈文では欠落している。誤りであろう。

（３）原文では「中（嵩）高」になっているが、誤りであろう。

一二、漢建和元年（147）加氏鎮墓瓶⑥（陝西省長安縣三里村東漢墓出土）

①王育成一九九六 六二—六三頁

（斗魁中書）北斗君

主乳死咎鬼、

主白死咎鬼、

主市死咎鬼、

主星死咎鬼

②王育成一九九八 七七頁

（図爲斗星図、斗魁内書）北斗君

主乳死咎鬼、主白死咎鬼、主師死咎鬼、主星死咎鬼

③劉昭瑞二〇〇一 一八四—一八五頁

（在北斗星図、斗魁内書）北斗君

主乳死咎鬼、主白死咎鬼、主市（師）⁽¹⁾死咎鬼、主星死咎鬼。

（1）原文では「市」「師」となっているが、誤りであろう。

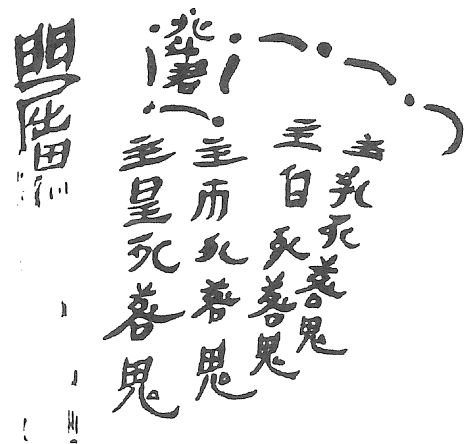
一三、漢元嘉二年（152）緱氏鎮墓瓶（河南省洛陽市李屯鄉一号墓出土）

①洛陽市文物工作隊一九九七 三一—三五頁

元嘉二年十二月丁未朔十四日「甲」

申、黃帝與河南緱氏 中

華里許蘇阿銅 刑憲女



合會神藥、×鎮 冢宅、

七神定冢陰陽、死人無、生

人無過。蘇寤之後、生

人阿銅憲女適過、

爲敢(治)、五石人參、解

安井(注)瓶、神明利家 許

蘇氏家生人富利、從合日始。

如律令！

②渡部武一九九九 No.〇七四

元嘉二年十二月丁未朔十四日「甲」申黃帝與河南緱氏「？」□中華里許蘇阿「銅」□刑

憲女合會神藥「？」填 冢(冢)宅(宅)□□七神定冢陰陽死人無□□生人無過蘇寤(寤)

之後生人阿銅憲女適過爲敢五戶人參解□□安井瓶神明利家□□□許蘇氏家生人富利

從合日始如律令

③劉昭瑞二〇〇一 一八六頁

元嘉二年十二月丁未朔十四日「甲」申、黃帝與河南緱氏□□中華里許蘇阿□□刑憲女合

會神藥、又填冢宅、□□七神、定冢陰陽、死人無□□、生人無過、蘇寤之後、生人阿銅

憲女適(謫)過爲敢(治)五石(?)人參解□□□安井瓶神明利家。……許蘇氏家生人富利、從合(今?)日始。如律令。

④吉田惠二二〇〇六 三二六頁

元嘉二年十二月丁未朔十四日「甲」申、黃帝與河南緱氏……中華里許蘇阿銅刑憲女合會神藥、□鎮冢宅、七神定冢陰陽、死人

無、生人無過。蘇寤之後、生人阿銅憲女適(謫)過、爲「治」、五石人參、解安「注」瓶、神明利家、許蘇氏家生人富利、從合

元嘉二年十二月丁未朔十四日

申黃帝與河南緱氏

中華里許蘇阿

刑憲女

合會神藥以填 冢宅

七神定冢陰陽死人無

生人無過蘇寤之後

生人阿銅憲女適過

爲敢五戶人參解

安井瓶神明利家

許蘇氏家生人富利從合日始

如律令

日始。如律令。

一四・漢永壽二年（156）二月成氏鎮墓瓶（伝陝西省西安市外出土、書道博物館所蔵）

①中村不折一九二七（上） 四丁・中村不折一九三一 四一五、一三頁

永 壽 二 年

二月己未朔廿七日乙酉

天帝使者告丘丞墓

伯地下二千石今成氏之

家死者字桃推死日

時重復年命與家

中生人相拘籍到復

其年命削重復之

文解拘伍之籍死

生異薄千秋萬歲

不得復相求索急

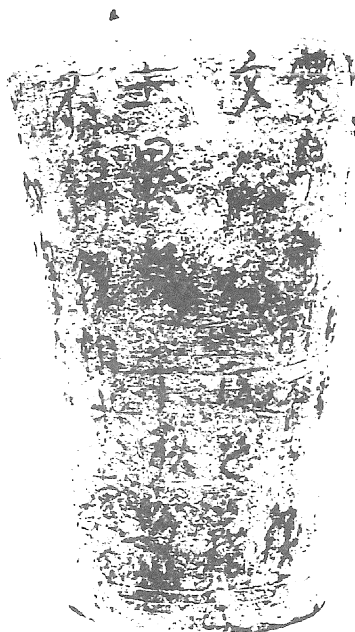
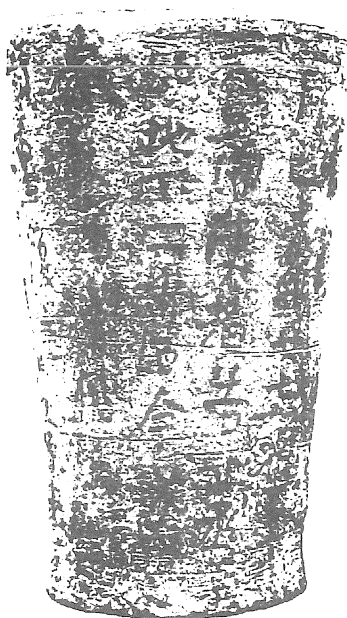
々 如 律 令

②中村不折一九三四 一〇二頁

永壽二年二月己未朔廿七日乙酉天帝使者告丘丞墓伯地下二千石今成氏之

家死者字桃推死日時重復年命與家中生人相拘籍到復其年命削重復之文解

拘伍之籍死生異薄千秋萬歲不得復相求索急急如律令



③池田溫一九八一 二七一頁

永壽二年二月己未朔廿七日乙酉、天帝使者、告丘丞墓伯・地下二千石。今成氏之家、死者字桃椎、死日時重復年命、與家中生人相拘籍、到復其年命。削重複之文、解拘伍之籍、死生異簿。千秋萬歲、不得復相求索。急急如律令。

④劉昭瑞二〇〇一 一八七頁

永壽二年二月己未朔廿七日乙酉、天帝使者告丘丞墓伯・地下二千石、今成氏之家・死者字桃椎、死日時重復年命、與家中生人相拘籍。到、復其年命、削重複之文、解拘伍之籍。死生異簿(簿)、千秋萬歲、不得復相求索。急急如律令。

一五、漢永壽二年(156)三月劉孟陵鎮墓瓶 (伝陝西省西安市出土、書道博物館所藏)

①中村不折一九二七(上) 五一—六丁・中村不折一九三二 六一—九、一三一—一四頁

永壽 二年三月己未

朔廿二日己酉直執謹爲⁽¹⁾

對孟陵填厭縣官敢告東方吏

事生於甲乙謀議欲來暴病

足膝書且啼哭夜不得臥便

休不來會事□□敢告南

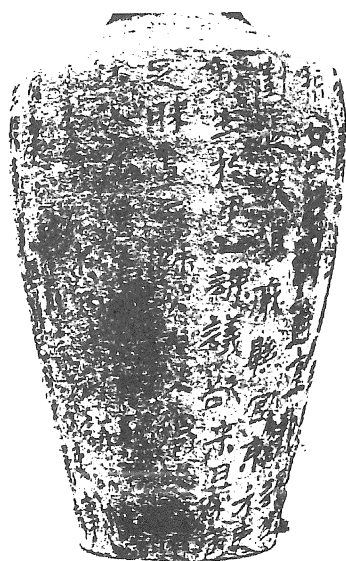
方吏事生於丙丁謀議欲來

反還「典」「刑」⁽²⁾敢告西方吏事

生於庚申謀議欲來暴病

腹□□敢告北方吏事生於

壬癸謀議欲來暴病欲



□無□思□□□不得履

□□中央吏事生於戊

己某（謀）義（議）谷（欲）□暴病不起

□□□□□□□皆不

得來會□□□□□苦以不

□□□□□□□門□

服□不能言□□□□□□

前事以決襄門無辟四

方吏事及土功急如律令

②中村不折一九三四 九九—一〇〇頁

永壽二年三月己未朔廿二日己酉直執謹爲對孟陵填厭縣官散東方吏事生於甲乙謀議欲來暴病足膝晝且啼哭夜不得臥便休不來會事

□□敢告南方吏事生於丙丁謀議欲來反還□□敢告西方吏事生於庚辛謀議欲來暴病腹□□敢告北方吏事生於壬癸謀議欲來暴病

欲□無□思□□□不得履□□中央吏事生於戊己□□欲□暴病不起□□□□□□皆不得來會□□□□□□苦以不□□□□□□

□□門□服□不能言□□□□□前事以決襄禍門垂辟四方叟事及土功急如律令

③饒宗頤一九七九 本編二一頁・凶版解說五一六頁

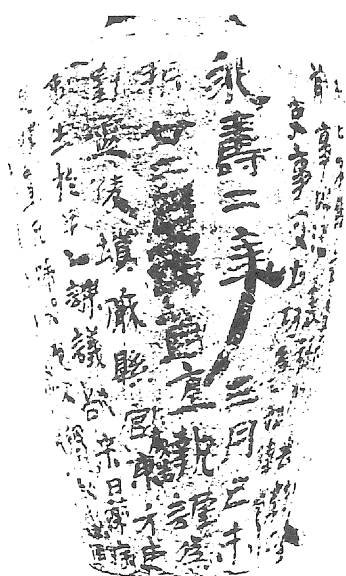
永壽二年三月己未朔廿二日己酉直執謹爲對孟陵填厭縣官敢告東方吏事生於甲乙謀議欲來暴病足膝晝且啼哭夜不得臥便休不來會

事□□敢告南方吏事生於丙丁謀議欲來反還「典」「刑」敢告西方吏事生於庚申謀議欲來暴病腹□□敢告北方吏事生於壬癸謀議

欲來暴病欲□無□思□□□□不得履□□中央吏事生於戊己某義谷（謀議欲）□暴病不起□□□□□□□皆不得來會□□□

□□苦以不□□□□□□□□門□服□不能言□□□□□□前事以決襄効門無辟四方吏事及土功急如律令

④池田溫一九八一 二七一頁



(2) 中村不折一九二七では、「典(?) 刑(?)」となっている。

(3) 池田温一九七一(一)で示した修正前の日付を併記しているが、表記方法が複雑なので省略する。

(4) 「戊」字と「己」字の間に「謀議欲」が混入している。①において、中村不折は「戊己」の後に続く「某義谷」の読み替えを「某義谷^{謀議欲}」と表記しているが、李森はそれを別の一行と誤認したようである。

一六、漢永壽二年(156)五月鎮墓瓶 (河南省洛陽市史家灣村墓葬出土)

①蔡運章一九八九 六四九—六五二頁 (一部摹本により補う)

永壽二年五月□□□□

亡(己?之?)直天帝使者旦(但)「爲」□「氏」

之家、填(鎮)寒署、□□□□

移大黃印章、瘞(迫)佼四時

五行、追逐天下捕取五□

豕之符畫(咒||呪)、制日夜□□

乘傳居署、超度闕梁、□

董攝錄佰鬼、名字無合

得桃之近留行遠□生、□

溪山主、獲(獲||獲)致榮□、□□□

旦女嬰、執火大夫燒汝骨、

風伯雨師揚汝灰、沒□□

者使汝築灰垣五百□、□

永壽二年五月□□□□

直天帝使者旦□□□□

之家填度署□□□□

移大黃印章瘞佼四時

五行追逐天下捕取五□

豕之符畫制日夜□□

乘傳居署超度闕梁□

董攝錄佰鬼名字無合

得桃之近留行遠□生□

溪山主獲致榮□□□

旦女嬰執火大夫燒汝骨

風伯雨師揚汝灰沒□□

者使汝築灰垣五百□

伐其上下成其下泰其□

汝黃帝呈下邑□□

神靈其物主者居他□達□

戌其上沒戌其下、秦其□

汝、黃帝呈下、急□舟□、「水」

神玄武、其物主者、慈石池、「如」建（律）「令」。

② 中国考古学会一九九〇 五二〇—五二二頁

永壽二年五月□□□□直天帝使者旦□□□之家填寒署□□□移大黃印章遣倭四時五行追逐天下捕取五□豕之符晷制日夜□□乘傳居署超度關梁□董攝錄伯鬼名字無合得桃之近留行遠□生□溪山主獲致榮□□□旦女嬰執火大夫燒汝骨風伯雨師揚汝灰沒□□者使汝築灰垣五百□□戌其上沒戌其下秦其□汝黃帝呈下急□舟□□神玄武其物主者慈石池□建□。

③ 小南一郎一九九四 二七頁

永壽二年五月□□□□之直、天帝使者旦（？）□□□之家、填寒署（暑）□□□□、移大黃印章、□按四時五行、追逐天下、捕取五□、豕（？）之符、晷制日、夜□□、乘傳居署、超度關梁、□「謹」攝錄伯鬼、名字無合得逃亡、近留行、遠□生、□□（溪）山主隻致榮、□□□□旦女嬰、執火大夫燒汝骨、風伯雨師揚汝灰、沒□□者使汝築灰垣五百□、□戌其上、沒戌其下、秦其□汝、黃帝呈下、急□舟□、□神玄武、其物主者慈石（磁石？）他（也）、「如」建（律）「令」

④ 王育成一九九四 一九一頁

永壽二年五月□□□□己直。天帝使者旦□□□之家、填寒署（暑）□□□□、移大黃印章、遣倭四時五行追逐天下、捕取五□。豕之符晷（咒）、制曰：夜□□乘傳居署、超（超）度關梁、□董攝錄伯鬼、名字無合得桃（逃）亡、近留行遠、□生□溪山主、獲致榮□□□□旦女嬰、執火大夫燒汝骨、風伯雨師揚汝灰、沒□□者、使汝築（築）灰垣五百、□□戌其上、沒戌其下、秦（臻）其□汝。黃帝呈下。急□舟□□神玄武、其物主者慈（磁）石。他□建（律）□。

⑤ 劉昭瑞二〇〇一 一九〇頁

永壽二年五月□□□□亡（？）直。天帝使者旦□□□之家填（鎮）寒暑□□□□移大黃印章、遣倭四時五行、追逐天下、捕取五□豕之符（符）、晷制日夜□□乘傳居署、超度關梁□、董（謹）攝錄伯（百）鬼名字、無合（令？）得桃（逃）亡、近留行遠

□生□溪山主獲致榮□□□旦女嬰、執火大夫燒汝骨、風伯雨師揚汝灰。沒□□者使汝築灰垣、五百□□戌其上沒戌其下秦其
□汝。黃帝呈下、急□舟□□神玄武。其物主者慈（磁）石、他「如」建（律）「令」⁽¹⁾。

⑥吉田恵二二〇〇六 二三六頁

永寿二年五月□□□直天帝使者旦□□□之家墳（鎮）寒暑□□□移大黃印章□倏四時五行追逐天下捕取五□豕之符昼制日
夜□□乘傳居署□度閼梁董攝錄佰鬼名字無合得桃□□留行遠□生□溪山主獲致榮□□□旦女嬰執火大夫燒汝骨風伯雨師揚汝灰
□□□者使汝□灰垣五百□□戌其上沒戌其下秦其□汝黃帝呈下急□舟□□神玄武其物主者慈石池□建□。

（1）原文では「他」□「如」建（律）□「令」とあるが、これでは他の釈文と比べて二字多い。誤りであろう。

一七・漢延熹九年（166）九月鎮墓瓶①（陝西省西安市昆明機械廠後漢墓出土）

①王育龍一九八九 四四—四八頁

（摹本のみ）

②劉昭瑞二〇〇一 一九二頁

延熹九年九月丁亥朔

……平……□死……

……復重

……九……

……重餘

……大豆

長相亡……

……兄去□除央復重不

延熹九年九月丁亥朔

平

死

復重

九

重餘

大豆

長相亡

兄去

除央復重不

移伯卿

復

孫韓

……移伯鄉(?)

……使(?)

……子孫轉□

③吉田惠二二〇〇六 三二六頁

延熹九年九月丁□朔……平……死……九……重餘……大豆……使……子孫轉……

一八・漢延熹九年⁽¹⁾ (166) 九月鎮墓瓶⑧

(陝西省西安市昆明機械廠後漢墓出土)

①王育龍一九八九 四四—四八頁

(摹本のみ)

②劉昭瑞二〇〇一 二三〇頁

……回死處(?)不屬……

不得復、母亦不……

弟、亦不復子、亦不得復孫……

婦亦不得復女、不得復孫……

者身心(?)……無……復、咸重……

復日重時復……地……日

月星……無復……妨……弟

……明妨□子孫……復

……□去無復……

……二升……

回死處不屬

不得復母而不

弟而不復子而不得復孫

婦而不復女而不得復孫

者身心

復日重時復

月星

明妨□子孫

……□去無復

……二升

……如津

……

父老收取重複之鬼……

……復來……

……⁽²⁾吉陽（祥）……

……如律令。

③吉田恵二二〇〇六 三二六頁

回死□不属不得優（憂）母□不……弟□不優不□不得優孫婦□不得優女不得優孫者身山……天……優□重優曰重時優……地……
……曰月星……無優……妨……弟明妨一子孫……優……去无優……二升父老牧□重優之鬼優來吉陽如律令。

（1）一七と一八の鎮墓瓶について、劉昭瑞二〇〇一はそれぞれの瓶の整理番号がM:33とM:35とあることから「三三号墓出土」、「三五号墓出土」と解釈し、一八については年次不詳としているが、これらの瓶は同一墓から出土したものである。よって、一八も延熹九年のものとは判断する。

また、江優子二〇〇三は同墓から出土した鎮墓瓶を三件としているが、王育龍一九八九には「瓶、共出三个、…其中两个瓶上帶有字」とあり、鎮墓瓶は二件であることが分かる。

（2）原文では行頭のブランクの記号が抜けている。摹本により訂正する。

一九、漢延熹九年（166）十月韓祐興鎮墓瓶（山西省臨猗縣東張郷街西村出土）

①王沢慶一九九三 第三版

延熹九年十月丁巳

朔五日辛酉直

開移五部中都⁽¹⁾二千

石丘丞墓伯冢侯

司馬地下祗羊令

韓柎興塚中前

死安千秋萬歲

物復相求動伯

生人自有宅舍

死人自有棺槨

生死異處無與

生人相索墳塚

雄黃四時五行可

除若吉央富貴

母極如律

令

②渡部武一九九九

No.〇七一

延熹九年十月丁巳朔五日辛酉直開移五部中都二千石丘丞墓伯塚侯司馬地下羝羊令韓柎興塚中前死安

千秋萬歲物復相求動伯生人自有宅舍死人自有棺槨生死異處無與生人相索墳塚雄黃四時五行可除若吉

央(祥)富貴母極如律令

③劉昭瑞二〇〇一

一九二頁

延熹九年十月丁巳朔五日辛酉直開。移五部中都二千石・丘丞墓伯・塚侯司馬・地下羝羊、令韓柎興塚中前死者⁽²⁾安、千秋萬歲、

物(勿)復相求動伯(迫)。生人自有宅舍、死人自有棺槨、生死異處、無與生人相索。墳塚雄黃、四時五行、可除若吉央。富貴

母極、如律令。

(1) 王沢慶一九九三ではこの部分に改行記号が入っているが、摹本は改行していない。また、四行目と一一行目の末尾にあるはずの改行記号が

延熹九年十月丁巳朔五日辛酉直開移五部中都二千石丘丞墓伯塚侯司馬地下羝羊令韓柎興塚中前死安千秋萬歲物復相求動伯生人自有宅舍死人自有棺槨生死異處無與生人相索墳塚雄黃四時五行可除若吉央富貴母極如律令

見られない。誤りであろう。

(2) 摹本によれば「者」字はない。

二〇・漢永康元年⁽¹⁾ (167) 鎮墓瓶A (河南省洛陽市唐寺門一号墓出土)

①洛陽市文物工作隊一九八四 三八—三九頁

(摹本のみ)

②劉昭瑞二〇〇一 一九四頁

……者……

凶之吏(?) 今

有小社(?) 里成(?)

氏後死子□

□十一墓(?) 建(?)

□□泉爲距

五□瓶十八物

□神藥……

絶鉤注重

□君央(殃)、使

死利生、……

相防(妨)。他如律□

□天帝日(?) 止

者
凶之吏今
有小社里成
氏後死子
十一墓建
泉爲距
神藥
絶鉤注重
君央使
死利生
相防他如律
天帝日止
告天上使

③吉田恵二 二〇〇六 三三六頁

……者凶之吏今有小□里□氏□死子□□□□□距□瓶□物□神藥□鈎注重□君央使死□主相防池如律〔令〕天帝白止告天上使。

() 同墓葬からは三件の鎮墓瓶（二〇、二一、二二）が出土しており、いずれも紀年はない。しかし、同墓葬から出土した陶筒に「□康元年十月申亥朔」とあるので、三件の鎮墓瓶も同年のものと同判断する。陶筒の銘文は以下の通り（釈文は劉昭瑞二〇〇一 一九三頁より。摹本は洛陽市文物工作隊一九八四期 三八頁より）。

〔永〕康元年十月辛亥朔十……河南西□人

…胡(?)藥(?)…部□□

…持(？)前(？)中…別□死…

……
□是(？)
□□日蒿里沒行
□□□還……

$$\begin{array}{c} \vdots \\ \square \\ \square \\ \square \\ \vdots \end{array}$$

二二. 漢永康元年(167) 鎮墓瓶⑧ (河南省洛陽市唐寺門一號墓出土)

①洛陽市文物工作隊一九八四 三八三九頁

(摹本のみ)

②劉昭瑞二〇〇一 一九五頁

康元年十月癸卯十一日一六
河津西傳人
二〇

信時翁 也中書二
出是日 當里沒行 北東二

……□酒……□

無（？）凶□□後……

□死婦□□

不（？）得□相防（妨）

……□注安……

如

③吉田恵二二〇〇六 三二六頁

酒……凶……死婦……防……如……

二二・漢永康元年（167）鎮墓瓶◎（河南省洛陽市唐寺門一号墓出土）

①洛陽市文物工作隊一九八四 三八—三九頁

（摹本のみ）

②劉昭瑞二〇〇一 一九五頁

（摹本のみ）

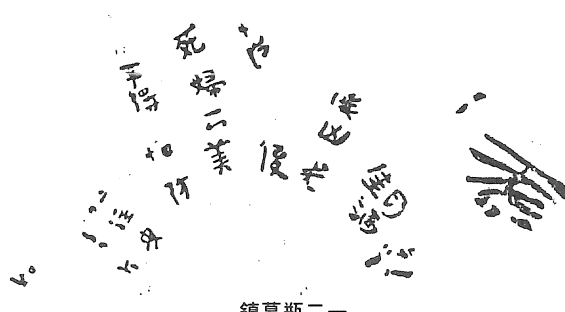
二三・漢建寧元年（168）楊氏鎮墓瓶（陝西省潼關市吊橋楊氏墓群五号墓出土）⁽¹⁾

①陝西省文物管理委员会一九六一 五九頁

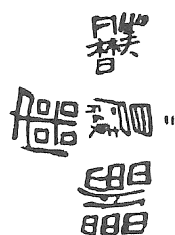
建寧元年十一月

乙巳朔九日□□

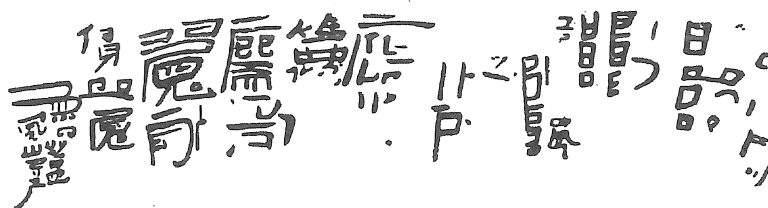
直除皇帝使者□



鎮墓瓶二一



鎮墓瓶二二 瓶底



鎮墓瓶二二

[illegible]

（伝陝西省西安市出土、書道博物館所蔵）

①中村不折一九二七（上）六丁裏・中村不折一九三一
一一，一四一―一五頁

造新冢恐犯先□

歲月破煞 ☐ ☐ ☐

葬者得適 ☐ ☐ ☐

以會青□木之

精置中人廕除

四方土害氣消也

祐利死者丘丞墓

伯
□
□
□
□
□
□

建除

□
□
□
□
□
□
□

□ □ □ □ □ □ □

内如律令

②劉昭瑞二〇〇一—一九七頁

建寧三年九月□日、黃帝青鳥□□曾孫趙□□造新冢、恐犯先□、歲月破煞□□葬者得適□□、以曾青□木之精置中人厭除四方土害氣消也、祐利死者、丘丞〔墓〕伯□□□□□□□□建除□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□內。如律令。

南方

建寧四年十月己

卯朔 帝

母 神 不起⁽¹⁾

如律令

②劉昭瑞二〇〇一 一九八頁

南方。建寧四年十月己卯朔□□帝□母□神□□不起如律令。

(1) 中村不折一九二七では「母」と「神」の間に「恵」字が入っているが、中村不折一九三一ではブランクとなっている。また、中村不折一九二七では「母」字の前に一字分のブランクがあるが、中村不折一九三一ではなくなっている。

二六、漢熹平元年⁽¹⁷²⁾ 陳叔敬鎮墓瓶A (伝陝西省西安市出土)

①中村不折一九二七(上) 七丁

熹平元年十二月四日

甲申 爲陳叔敬等

立冢墓之根 爲

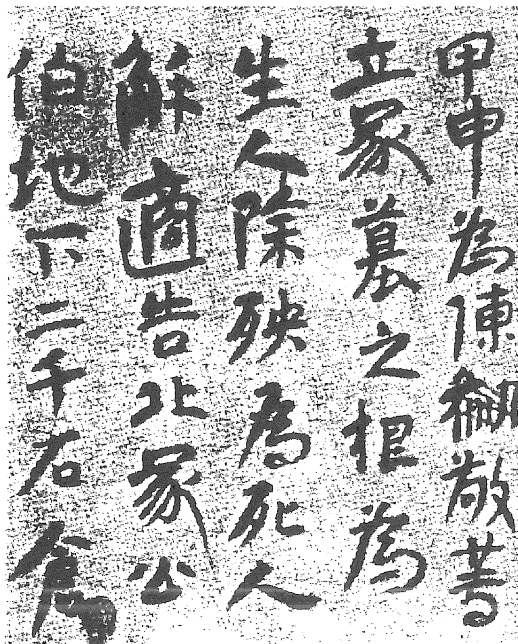
生人除殃爲死人

解適(敵)告北冢公

伯地下二千石倉

林君武夷王生

人上就陽死人下歸



甄予一九六五 拡大写真

陰生人上就高臺

死人深自藏生死

各自異路急如律

令

善者陳氏吉昌惡

者五精（？）自受其殃急々

②中村不折一九三四 一〇三一—一〇四頁

熹平元年十二月四日甲申爲陳叔敬等立冢墓之根爲生人除殃爲死人解適告北冢公伯地下二千石倉林君武夷王生人就陽死人下歸陰生人上就高臺死人深自藏生死各自異路急如律令善者陳氏吉昌惡者五精自受其殃急々

③甄予一九六五 図版壹

拡大写真のみ

④池田温一九八一 二七二頁

熹平元年十二月四日甲申、爲陳叔敬等、立冢墓之根。爲生人除殃、爲死人解適。告北冢公伯・地下二千石・倉林君・武威王。生人上就陽、死人下歸陰。生人上就高臺、死人深自藏。生死各自異路、急如律令。善者陳氏吉昌、惡者五精自受其殃。急々

⑤東賢司一九九四⁽¹⁾ 四〇五, 四一九頁

熹平元年十二月四日甲申、爲陳叔敬等、立冢墓之根。爲生人除殃、爲死人解適（謫）。告北冢公伯・地下二千石・倉林君・武威王。生人上就陽、死人下歸陰。生人上就高臺、死人深自藏。生死各自異路。急如律令。善者陳氏吉昌、惡者五精、自受其殃。急々。

⑥劉昭瑞二〇〇一 一九九頁

熹平元年十二月四日甲申、爲陳叔敬等立冢墓之根。爲生人除殃、爲死人解適（謫）。告北冢公伯・地下二千石・倉林君・武夷王、

生人上就陽、死人下歸陰、生人上就高台、死人深自藏。生死各自異路。急如律令。善者陳氏吉昌、惡者五精自受其殃。急急。

(1) 東氏はこの鎮墓瓶を『藝術叢編』第五冊所収、すなわち本集成の二七とするが、この釈文には「告北冢」とあり(二七は「告西冢」、また「生人南死人北」の句もないことから、二六であることが分かる。

二七・漢熹平元年(172) 陳叔敬鎮墓瓶^⑧ (伝陝西省西安市出土)

① 姫佛陀一九二一(卷五) 一丁一二丁

熹平元年四月甲申陳初敬等立墓之根……

② 池田温一九八一 二七二頁

熹平元年十二月四日

甲申、為陳初(一作叔)敬等、

立冢基之「根」。為生

人除殃、為死人解

適。告西冢公伯・地下

二千石・倉林君・武夷

王。生人上就陽、死人

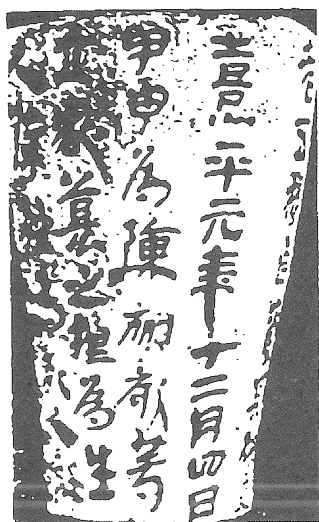
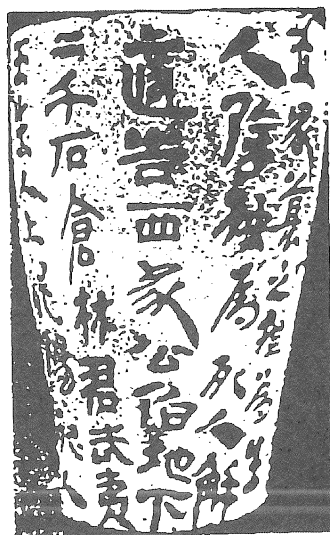
人下歸陰。生人上就高

臺、死人「深」自藏。生人

南、死人北。生死各自

異路。急急如律令。

善者陳氏吉昌、惡



鎮墓瓶二七

者五「精」自受其殃。急

③原田正己一九九〇 一三頁

熹平元年十二月四日甲申爲陳初敬等立冢墓之□爲生人除殃爲死人解適告丘冢公伯地下二千石倉林君武夷王生人上就陽死人下歸陰生人上就高臺死人□自藏生人南死人北生死各自異路急急如律令善者陳氏吉昌惡者五□自受其殃急

④王鏞一九九二 九八、二二三—二四頁

熹平元年十二月四日甲申、爲陳刻敬等立冢墓之根。爲生人除殃、爲死人解適。

告西冢・公伯地下、二千石倉林君武夷王：生人上就陽、死入（人）下歸陰。

生人上就高臺、死人深自藏。生人南、死人北、生死各自異路。急急如律令。

善者陳氏吉昌、惡者五精自受其殃。急。

⑤劉昭瑞二〇〇一 一九八頁

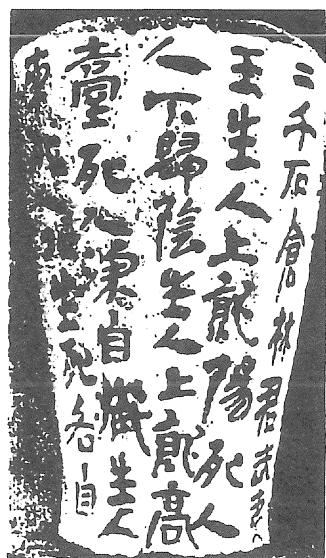
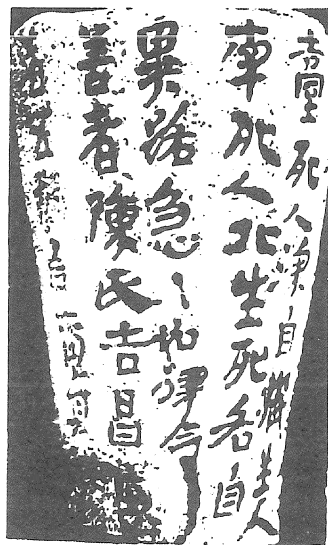
熹平元年十二月四日甲申、爲陳叔⁽¹⁾敬等立冢墓之根、爲生人除殃、爲死人解適（謫）。告西冢公伯・地下二千石・倉林君・武夷王、生人上就陽、死入下歸陰、生人上就高台、死人深自藏。生人南、死人北、生死各自異路。急急如律令。善者陳氏吉昌、惡者五精自受其殃。急。

（1）同書では写真によつて、「叔」字が「初」ではないことを指摘している。

二八、漢熹平元年⁽¹⁷²⁾ 陳叔敬鎮墓瓶◎（出土地不明、小杉惣一氏旧藏、現在東京国立博物館蔵）

①小南一郎一九九四 二八頁

熹平元年十二月四日甲申、爲陳叔敬等立冢墓之根、爲生人除殃、爲死人解適、告北冢公伯、地下二千石、倉林君、武夷王、生



鎮墓瓶二七

人就陽、死人下歸陰、生人上就高臺、死人深自藏、生死各自異路、急如律令、善者陳氏吉祥、惡者五精自受其殃、急〃

②渡部武一九九九 No.〇七八

熹平元年十二月□□

甲申為陳祔(叔?)敬□立

「冢」墓之根為生「人」除

殃為死人解「適」□「東」

冢公伯地「下」……「倉」

林君武夷……「就」

陽死人下歸……

高臺死人深……

死人北生死「各」

自異路急〃如律令

善(善)者陳氏之□(家?)□「昌」

惡(惡)者五精自……

其殃急……

③劉昭瑞二〇〇一 二〇〇頁

熹平元年十二月□□甲申為陳叔敬□立「冢」墓之根、為生「人」除殃、為死人解適(謫)⁽¹⁾□、「東」冢公伯・地「下」…

…「倉」林君・武夷……「就」陽、死人下歸……高台、死人深……死人北、生死「各」自異路。急急如律令。善者陳氏之□(家?)

□「昌」、惡者五精自……其殃。急……。

(1) 原文では「適」「謫」となっているが、誤りであろう。

二九、漢熹平二年（173）張叔敬鎮墓瓶（伝山西省・同蒲路開工時出土）

①郭沫若一九五二 七七—七八頁・郭沫若一九六五 二二頁

熹平二年十二月乙巳朔、十六日庚申、天帝使者告張氏之家三丘五墓・墓左墓右・中央墓主・塚丞塚令・主塚司令・魂門亭長・塚中游擊等；敢告移丘丞樞栢・地下二千石・東塚侯・西塚伯・地下擊犢卿・耗里伍長等；今日吉良、非用他故、但以死人張叔敬、薄命蚤死、當來下歸丘墓。黃神生五嶽、主死人錄；召魂召魄・主死人籍。生人築高台、死人歸、深自貍。眉須（鬚）以（已）落、下爲土灰。今故上復除之藥、欲令後世無有死者。上黨人參九枚、欲持代生人、鉛人・持代死人。黃豆瓜子・死人持給地下賦。立制牡厲、辟除土咎、欲令禍殃不行。傳到『傳』是文書的意思。約勅地吏、勿復煩擾張氏之家。急急如律令。

②原田正己一九六七 一九頁

熹平二年十二月乙巳朔十六日庚辛、天帝使者告張氏之家三丘五墓・墓左墓右・中央墓主・塚丞塚令・主塚司令・魂門亭長・塚中游擊等、敢告移丘丞墓伯・地下二千石・東塚侯西塚侯・地下微犢卿・耗里伍長等、今日吉良、非用他故、但以死人張叔敬薄命蚤死、當來下歸丘墓、黃神生五嶽、主死人錄。召魂召魄、主死人籍、生人築高臺、死人歸深自貍、眉須以落下爲土灰、今故上復除之藥、欲令后世無死者、上黨人參九枚、欲持代生人。鉛人持代死人、黃豆瓜子、死人持給地下賦、立制牡厲辟除土咎、欲令禍殃不行、傳到約束地吏、勿復煩擾張氏之家、急急如律令。

③陳直一九八八⁽¹⁾ 三九一頁

熹平二年十二月乙巳朔十六日

庚申天帝使者告張氏之

衆三丘五墓〃左墓右中央

墓主塚丞塚令主塚司

命魂門亭長塚中游

微等敢告移丘丞墓

栢地下二千石東塚侯

西塚伯地下擊犢卿耗

里伍長等今日吉良非

用佗故但以死人張叔敬

薄命蚤死當來下歸

丘墓黃神生五岳

主死人錄召魂召魄主死人

籍生人築高台死人歸

深自埋眉須以落下爲

土灰念故進上復除之藥

欲令後世無有死者上黨

人參九枚欲持代生人鈔人

持代死人黃豆瓜子死人持

給地下賦立制牡厲辟

涂各欲令禍央不行虫

到約令地吏勿復煩擾張

氏之衆急”如律令

④池田温一九八一 二七三頁

熹平二年十二月乙巳朔十六日庚申、天帝使者、告張氏之家。三丘五墓・墓左墓右・中央墓主・塚丞塚令・主塚司令・魂門亭長・塚中游擊等。敢告移丘丞檣（墓）栢（伯）・地下二千石・東塚侯・西塚伯・地下擊犢卿・耗（蒿）里伍長等。今日吉良、非用

他故、但以死人張叔敬、薄命蚤死、當來下歸丘墓。黃神生五嶽、主生（一作死）人祿、召魂召魄、主死人籍。生人築高臺、死人婦、深自狸。眉須（鬚）以（已）落、下為土灰。今故上復除之藥、欲令後世無有死者。上黨人參九枚、欲持代生人。鉛人、持代死人。黃豆瓜子、死人持給地下賦。立制牡厲、辟除土咎、欲令禍殃不行。傳到、約勅地吏、勿復煩擾張氏之家。急急如律令。

⑤小南一郎一九九四 四二頁

熹平二年十二月乙巳朔、十六日庚申、天帝使者告張氏之家三丘五墓、墓左、墓右、中央墓主、冢丞、冢令、主冢司命、魂門亭長、冢中游微等、敢告丘丞、墓伯、地下二千石、東冢侯、西冢侯、地下擊埴卿、耗里伍長等、今日良吉、非用他故、但以死人張叔敬、薄命蚤死、當來下歸丘墓、黃帝生五嶽、主死人錄、召魂召魄、主死人籍、生人築高臺、死人歸深自狸、眉須以落、下為土灰、今故進上復除之藥、欲令後世無有死者、上黨人參九枚、欲持代生人、鉛人、持代死人、黃豆、瓜子、死人持給地下賦、立制牡厲、辟除土咎、欲令禍殃不行、傳到、約束地吏、勿復煩擾張氏之家、急急如律令

⑥東賢司一九九四 四〇八、四一九頁

熹平二年十二月乙巳朔十六日庚申、天帝使者、告張氏之家三丘五墓、墓左、墓右、中央墓主、塚丞、塚令、主塚司命、魂門亭長、塚中游擊等。敢告移丘丞檣栢。地下二千石。東塚侯。西塚伯。地下擊埴卿。耗（蒿）里伍長等。今日吉良、非用他故、但以死人張叔敬、薄命蚤死、當來下歸丘墓。黃神生五嶽、主死人錄。召魂。召魄、主死人籍。生人築高臺、死人歸深自狸、眉須以落下、為土灰。今故上復除之藥、欲令後世無有死者。上黨人參九枚、欲持代生人、鉛人持代死人。黃豆。瓜子死人持給地下賦、立制牡厲、辟除土咎、欲令禍殃不行。傳、到約勅地吏、勿復煩擾張氏之家、急急如律令。

⑦王育成一九九四 一八九頁

熹平二年十二月乙巳朔十六日庚申。天帝使者告張氏之家三丘五墓。墓左墓右。中央墓主。冢丞冢令。主冢司命。魂門亭長。冢中游擊等；敢告移丘丞。檣（墓）栢（伯）。地下二千石。東冢侯。西冢伯。地下擊埴卿。耗里伍長等。今日吉良、非用他故、但以死人張叔敬、薄命蚤死、當來下歸丘墓。黃神生五嶽、主生人錄；召魂召魄、主死人籍。生人築高臺、死人歸深自狸（埋）、眉

須(鬚)以(已)落、下爲土灰。今故上復除之藥、欲令後世無有死者。上黨人參九枚、欲持代生人、鉛人持代死人、黃豆瓜子、死人持給地下賦。立制牡厲、辟除土咎、欲令禍殃不行。傳到約敕地吏、勿復擾張氏之家。急急如律令。

⑧劉昭瑞二〇〇一 二〇二頁

熹平二年十二月乙巳朔十六日庚申、天帝使者告張氏之家(此從郭、陳作厭)、三丘五墓〃左墓右・中央墓主・塚丞塚令・主塚司令(命)・魂門亭長・塚中遊櫛等;敢告移丘丞墓栢(伯)・地下二千石・東塚侯・西塚伯・地下擊犢卿・耗(蒿)里伍長等。今日吉良、非用佗故、但以死人張敬叔、薄命蚤死、當來下歸丘墓。黃神生五岳、主生人錄;召魂召魄、主死人籍。生人築高台、死人歸深自狸(埋、此字從郭)、眉鬚以(已)落、下爲土灰。念故進上復除之藥、欲令後世無有死者。上黨人參九枚、欲持代生人;鉛人、持代死人;黃豆瓜子、死人持給地下賦。立制牡厲、辟除(除)土物(郭氏有此二字)、各欲令禍殃(殃)不行。傳(此字從郭)到、約令(郭作敕)地吏、勿復煩擾張氏之家(此從郭、陳作厭)。急〃如律令。

⑨江優子二〇〇四 七四頁

熹平二年十二月乙巳朔十六日庚申。天帝使者、告張氏之家三丘五墓、墓左、墓右、中央墓主、塚丞、塚令、主塚司令、魂門亭長、塚中游擊等。敢告、移丘丞墓伯、地下二千石、東塚侯、西塚伯、地下擊犢卿、耗里伍長等。今日吉良、非用他故。但以死人張叔敬薄命蚤死、當來下歸丘墓。黃神生五嶽、主生人錄、召魂召魄、主死人籍。生人築高台、死人歸深自狸。眉須以落下爲土灰。今故上復除之藥、欲令後世無有死者。上黨人參九枚、欲持代生人。鉛人持代死人。黃豆瓜子、死人持給地下賦。立制牡厲辟除土咎。欲令禍殃不行。伝到、約勅地吏、勿復煩擾張氏之家。急急如律令

(1) 著者は同積文が収録されている論文「漢張叔敬朱書陶瓶與張角黃巾教的关系」を、陳直の著録集である『文史考古論叢』で確認した。そのため便宜上、論文略号はその出版年である一九八八年を取って「陳直一九八八」としている。著者の寡聞のため、同論文が発表された雑誌は未確認であるが、同論文が一九八一年以前に発表されたものであることは、池田温一九八一が陳直の積文を参照していることから明らかである。よって、発表年代順の原則に従って③とする。なお、改行を施した積文を発表しているのは陳直だけである。また、劉昭瑞二〇〇一が同書の書名を『文物考古論叢』としているのは誤りである。

三〇・漢熹平四年（175）胥文臺鎮墓瓶（出土地不明、書道博物館所藏。糸欄・胡紛上に漆書）

①羅振玉『古器物識小錄』二四丁裏

熹平四年十二月甲酉朔三日丙申天帝之移封鎮□邑里死人正月□臺冢墓移丘承墓伯地下□□□□上墓下中央大□墓左□□□□
之蒿里父老令胥□臺冢子孫永世無□□復有死者上天倉倉地下芒芒死人歸陰生人歸陽□□□里死人有鄉生人屬西長安死人屬東大
山樂無相□□無相思大山將閔人□□□□地下有適蜜人代行□惟千秋萬歲不得復□里人相□令胥氏家人子孫富貴豪彊訾財千億
子孫番息謹奉金銀□□以謝墓主封鎮到□□□胥氏家家中三曾五祖皇□父母離丘別墓後葬之殍勿令伐作各安其所曠戶以閉累君後
世令無死喪他如天帝日止鎮律令（改行不明）

②中村不折一九二七（上）八丁

熹平四年十二月□（甲）□（午）□（朔）

三日丙申天帝日止移封鎮

定邑里死人□□臺冢墓

移丘丞墓伯地下二千石□

上墓下中央大□墓左墓右

云門蔡酒蒿里父老令

胥文臺冢子孫□（後）世無□

復有死者上天倉倉地下芒

芒死人歸陰生人歸「陽」□（生）人□（有）

里死人有鄉生人屬西長安

死人屬東大山樂無相念□（苦）

無相思大山將閔人參應

□地下有適蜜人代行

□作千秋萬歲不得復

□生人相朔令胥氏家人

子孫富貴豪疆訾財千

億子孫番息謹奉金銀

□深以謝墓主封鎮到

枚□□胥氏家冢中三會

五及皇□父母離丘別墓

後葬之殍勿令伐作各安

其所曠戶以閉累君

後世令無死喪他如天

帝日止鎮律令

③中村不折一九三四 一〇四頁

熹平四年十二月「甲」「子」「朔」三日丙申天帝止移封鎮定邑里死人□□臺冢墓移丘函墓伯地下二千石「墓」上墓下中央大□墓左墓右云門蔡酒蒿里父老令胥文臺家子孫「後」世無□復有死者上天倉倉地下芒芒死人歸陰生人歸陽生人有里死人有鄉生人屬西長安死人東屬大山樂無相念苦無相思大山將閔人參應□地下有適蜜人代行□作千秋萬歲不得復□生人相胥氏家人子孫富貴豪疆訾財千億子孫番息謹奉金銀□深以謝墓主封鎮到枚□□胥氏家冢中三會五及皇□父母離丘別墓後葬之殍勿令伐作各安其所曠戶以閉累君後世令無死喪他如天帝日止鎮令

④池田溫一九八一 二七三頁

熹平四年十二月「甲」「酉」「午」「朔」三日丙申、天帝日止、移封鎮定邑里死人「胥」「文」臺冢墓。移丘丞墓伯・地下二千石

・「墓」上墓下・中央大□・墓左墓右・云（魂）門蔡（祭）酒・蒿里父老、令胥文臺家子孫、□（後）世無「使」復有死者。上天倉倉（蒼蒼）、地下芒芒。死人歸陰、生人歸「陽」。「生」人□（有）里、死人有鄉。生人屬西長安、死人屬東大（太）山。樂無相念、□（苦）無相思。大（太）山將閱、人參應□。地下有適、蜜人代行□作（一作惟）。千秋萬歲、不得復□、生（一作里）人相朔。令胥氏家、生人子孫、富貴豪疆、訾（貲）財千億、子孫番息。謹奉金銀、□深以謝。墓主封鎮到枚□□。胥氏家冢中、三曾五祖（一作及）、皇□父母、離丘別墓。後葬之殯、勿令伐作。各安其所、曠戶以閉累君、後世令無死喪。他如天帝日止鎮律令。

⑤小南一郎一九九四 三一頁

熹平四年十二月「甲」「子」「朔」三日丙申、天帝止封鎮定邑里死人「胥」「文」臺冢墓、移丘丞墓伯、地下二千石、「墓」上墓下、中央大□、墓左墓右、云門蔡酒、蒿里父老、令胥文臺家、子孫「後」世、無□復有死者、上天倉倉、地下茫茫、死人歸陰、生人歸陽、生人有里、死人有鄉、生人西屬長安、死人東屬大山、樂無相念、苦無相思、大山將閱、人參應□、地下有適、蜜人代行□作、千秋萬歲不復□生人、相胥氏家、生人子孫、富貴豪疆、貲財千億、子孫番息、謹奉金銀□深、以謝墓主、封鎮到□□□、胥氏家冢中三曾五及、皇□父母、離丘別墓、後葬之□、勿令伐作、各安其所、曠戶以閉、累君後世、令無死葬、他如天帝日止鎮令。

⑥東賢司一九九四 四〇九、四一九頁

熹平四年十二月「甲」「西」「朔」三日丙申、天帝日止、移封鎮定邑里死人「胥」「文」臺冢墓。移丘丞墓伯・地下二千石・「墓」上・墓下・中央大□・墓左・墓右・云（魂）門蔡（祭）酒・蒿里父老、令胥文臺家子孫、「後」世無「使」復有死者。上天倉倉（蒼蒼）、地下芒芒。死人歸陰、生人歸「陽」。「生」人「有」里、死人有鄉。生人屬西長安、死人屬東大（太）山。樂無相念、「苦」無相思。大（太）山將閱、人參應□。地下有適、蜜人代行□作。千秋萬歲、不得復□、生人相朔。令胥氏家、生人子孫、富貴豪疆、訾（貲）財千億、子孫番息。謹奉金銀、□深以謝。墓主封鎮、到枚□□。胥氏家冢中、三曾五祖、皇□父母、離丘別墓。後葬之殯（瘞）、勿令伐作。各安其所、曠戶以閉累君、後世令無死喪。他、如天帝日止鎮律令。

⑦劉昭瑞二〇〇一 二〇三頁

熹平四年十二月甲申朔三日丙申、天帝日止移封鎮定邑里死人者胥文臺塚墓。移丘丞墓伯・地下二千石・墓上墓下・中央大□・墓左墓右・云（魂）門蔡（祭）⁽¹⁾酒・蒿里父老、令胥文臺家子孫、永世無□（使）復有死者。上天倉（蒼）倉（蒼）、地下芒（茫）芒（茫）。死人歸陰、生人歸陽、生人有里、死人有鄉、生人屬西長安、死人屬東大（泰）山。樂無相念、□無相思。大（泰）山將闕、人參應□；地下有適（適）、蜜人代行。□惟千秋萬歲、不得復□生人相朔。令胥氏家生人子孫、富貴豪疆（強）、訾（資）財千億、子孫番（繁）息。謹奉金銀、□深以謝。墓書封鎮到枚□□胥氏家冢中、三曾五祖、皇□父母、離丘別墓。後葬之殽、無令伐作、各安其所、曠（壙）戶以（已）閉、累君後世、令無死喪。他如天帝日止鎮律令。

（1）原文では「云」[魂]門蔡「祭」酒」となっているが、誤りであろう。

三一、漢熹平六年（177）鎮墓瓶（陝西省西安市中華小区漢墓二二號墓出土）

①西安市文物保護考古所二〇〇二 一八一—二〇，二六頁

熹平六年正月

廿三日关直戊□

年有教玄「東」⁽¹⁾

冢伯南冢伯

西冢伯北「冢」「伯」⁽²⁾

中冢伯合□□

守一

不起持□□

青□黃□□

□□慈石五

石五穀□之

可當一喪移

□三丘五墓之

冲齊先死後

□人□丞

共□

中告丘丞墓

伯地下二千石□

□君武夷王

□□□□□

一□合往□□

右丞□大小右伯

□□□門亭長□

②吉田恵二二〇〇六 三二六頁

熹平六年正月廿三日関直戌□年有教玄（東）冢伯南冢伯西冢伯北「冢」「伯」中冢伯合□□守一不起持

□□青□黃□□□慈石五石五穀□之可當一喪移□三丘五墓之冲齊先死後□人□丞共□中告丘丞墓伯地

下二千石□□君武夷王□□□□一□合往□□右丞□大小右伯□□「墓」門亭長□。

（1）（2）は原文ではそれぞれ「（東）」、「（冢伯）」となっているが、これらは文脈から判断した補字と思われるので、

本集成の表記方法に改める。

熹平六年正月
廿三日関直戌

年有教玄

冢伯南冢伯

西冢伯北

中冢伯合

守一

不起持

冢伯南冢伯

西冢伯北

中冢伯合

守一

不起持

冢伯南冢伯

西冢伯北

中冢伯合

守一

不起持

冢伯南冢伯

西冢伯北

三二、漢光和二年(179)殷氏鎮墓瓶

(伝陝西省西安市出土、書道博物館所蔵)

①中村不折一九二七(上) 九丁

光和二年二月乙亥

朔十一日乙酉直

破厭天帝神

師黃越章

謹爲段氏甲□

冢通東南□

□土氣(?)木(?)王四

方當生者死者

直□□□□□

土□道神□東

方起土大白□之

南方起土辰星

威之西方起土

營惑□之北方

起土填星□□

之甲乙庭坐冥

收左旁趣召□

己辰先恐□丑

未對狀急還

土央段氏移央

去咎遠行千里

移咎去央更到

他鄉故礬石厭直

□曾青厭東南

人辰上土氣辟禍

達志遠行千里

如律令

②中村不折一九三一 一一，一五頁

光和二年二月乙亥朔十一日乙酉直破厭天帝神師黃越章謹爲殷氏甲□家通東南□□土「氣」「木」王四方當生者死者直□□□□□
□□土□道神□東方起土大白□之南方起土辰星威之西方起土營惑□之北方起土填星□□之甲乙庭坐冥收左旁趣召□己辰先恐□
丑未對狀急還土央段氏移央去咎遠行千里移咎去央更到他鄉故礬石厭直□曾青厭東南人辰上土氣辟禍達志遠行千里如律令

③劉昭瑞二〇〇一 二〇四頁

光和二年二月乙亥朔十一日乙酉直破。厭天帝神師黃越章、勤爲段氏甲□家通東南□□土「氣」「木」王四方當生者死者直□□□□
□□□□土□道神□。東方起土、大白□之；南方起土、辰星威之；西方起土、營（熒）惑□之；北方起土、填星□□之。甲乙
庭坐、冥收左旁、趣召□己辰先恐□丑未對狀、急還土央、段氏移央（殃）去咎、遠行千里、移咎去央（殃）、更到他鄉。故礬石
厭直、□曾青厭東南人辰上土氣辟禍達志遠行千里。如律令。

大□小□「三」四□「常」一人三禁忌四時五行三丘五阜□重之「朕」八魁九「坎」天「赫」「四」「所」天灸廿八宿五行□五□
 □□空詣神凶怨□□「祀」復□□□解之□□五穀黃豆□「酒」「馬」「賄」□□□□□□□□□□解去□□氏「山」「到」□
 陰□□□□□□□名「罪」□□□□□天下□□□□□小等「得」「恩」「所」□□□□□生人□□□□□生人「黃」□神藥「王」
 「等」□□□□□□□□□□……

③劉昭瑞二〇〇一 二〇七頁

光「和」□「年」「十」「三」月八日「丙」□、黃神北斗謹爲□氏之家後□之人世王等□□□□□□□□□□之人「家」□□□□□□□□
 □□□□死□不「葬」者□死□□□□□□□□□□「居」「冢」「地」不得其（？）□□□□「月」日「時」不□□□□「政」鈞厭刑□所「在」
 大□小□「三」□四□「常」一人三禁忌、四時五行、三丘五阜□重之「朕」八魁九□天「赫」「四」「所」天灸（？）廿八宿五
 行□五□□□空詣神凶怨□□「祀」復□□□解之□□五穀黃豆□「酒」「馬」「賄」□□□□□□□□□□解去□□氏「山」
 「到」□陰□□□□□□□□名「罪」□□□□□天下□□□□□小等得「恩」「所」□□□□□生人□□□□□生人「黃」□神藥
 「王」「等」□□□□□□□□□□□□

④吉田恵二二〇〇六 三二五頁

光「和」□「年」「十」「二」月八日「丙」□黃神北斗勤爲「王」氏之家後□之人世王等□□□□□□□□□□之人「家」□□□□□□□□
 □□□□□□□□死□不「葬」者□死□□□□□□□□□□「居」「冢」「地」不「得」其□□□□「月」日「時」不□□□□「政」鈞厭刑□所
 「在」大□小□「三」□四□「常」一人三禁忌四時五行三丘五阜□重之「朕」八魁九□天「赫」「四」「所」天○廿八宿五行□
 五□□□□空詣神凶怨□□杞復□□□解之□□五穀黃豆□「酒」「馬」「賄」□□□□□□□□□□□□□□解去氏「山」「到」□陰□
 □□□□□□□□名「罪」□□□□□天下□□□□□小等「得」「恩」「所」□□□□□生人□□□□□生人「黃」□神藥「王」「等」
 □□□□□□□□□□。

三四、漢中平四年(187)鎮墓瓶 (伝陝西省西安市出土)

①中村不折一九二七(下) 四十丁表

中平四年五月乙酉朔廿五日

己□□□謹告墓上墓下

墓左墓右俠(?)墓□□□□

□之家謹□□□□□□□□

別·····

門塞墓··千秋萬

歲·····

如·····令

三五、漢初平元年(190)鎮墓瓶 (河南省洛陽県西郊漢墓出土)

①考古研究所洛陽発掘隊一九五五 三二頁

初(?) 平元年三月·····如律令

②吉田恵二二〇〇六 三二五頁

初(?) 平元年三月·····如律令

三六、漢初平元年(190)劉氏鎮墓瓶 (陝西省臨潼県斜口郷高溝村磚廠漢墓出土)

①林泊・李徳仁一九八九 四一頁

初平元年七月□□初□□

田□支奉謹爲劉氏之冢□
去皇男字阿屬解諸句□□

諸句校歲月日⁽¹⁾句校天地句校□

校解時日復重句校解死□□

□□□死人餃隨地下拾□□

						陽縣				
--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--

[illegible][illegible]

②劉昭瑞二〇〇一—二〇八頁

初平元年七月□□……男(?)支奉謹爲劉氏之家□去皇男字阿屬、解諸句□□諸句按

(校)：歲月句按(校)・天地句按(校)・□按(校)、解時日復重句按(校)、解死□

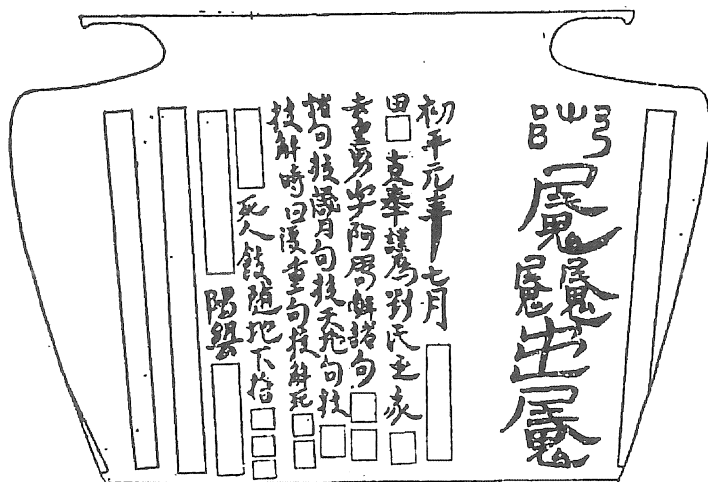
[illegible][illegible]

③吉田恵二 二〇〇六 三三五頁

初平元年七月□□初□□田□支奉謹為劉氏之冢□去皇男字阿属諸句□□諸句校歲月日

句校天地句校□校解時日復重句校解死□□□□□死人餃隨地下拾□□□□□陽鼎□□□□□□□□□□□□

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ ○



三七・漢初平元年（190）鎮墓瓶（河南省洛陽市燒溝漢墓一四七号墓出土）

①洛陽区考古發掘隊一九五九 一五四頁

初平元年

□□□□

□□□□

死者河南

□□□郭

□□□汝

□薄蚤死不

□西天地久相視

汝自當下屬

棺椁五穀萬

石勿□□□□

中□□□來相

求□今託丹書

西□□男生人

前□□卸略生

人入成死人生郭

生人在宅舍死人

在□□各□千秋

萬歲長□□□

（罐底：律令）

②劉昭瑞二〇〇一 二〇九頁

初平元年□□□□□□□□□□死者河南□□□郭□□□汝□薄蚤死、不□西天地久相視、汝自當下屬棺槨、五穀萬石、勿□□□□
中□□□來相求□、今託丹書、西□□另生人前□□卸略、生人入成（城）、死人生郭、生人在宅舍、死人在□□各□千秋萬歲、
長□□□律令。

三八・漢初平元年（190）鎮墓瓶（陝西省西漢長安城旧址出土）

①高大倫・賈表明一九八七 七一—七二頁

初平元年□□

五日□□□□□□□□

□孫氏□□□□□□□□

地下小墓歲月破倉□□

固丘丞墓伯地下二千〔石〕

前〔垂〕□□□□□□□□

星經□□□□□□□□

□□□□□□□□□□

急急如〔律〕

②劉昭瑞二〇〇一 二一〇頁

初平元年□□五日□□□□□□□□□□孫氏□□□□□□□□地下小墓歲月破倉□□固（告）丘丞墓伯

初平元年

五日

孫氏

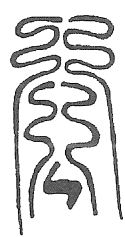
地下小墓歲月破倉

固丘丞墓伯地下二千

前

星經

急急如



・地下二千前「亞」□□□□□□□□□□星經□□□□□□□□□□急急如

③吉田惠二二〇〇六 三三五頁

初平元年□□五日□□□□□□□□□□孫氏□□□□□□地下小墓歲月破倉□□固丘丞墓伯地下二千「石」前「垂」□□□□□□□□
□□星經□□□□□□□□□□□□□□□□急急如「律」。

三九、漢初平二年(191)鎮墓瓶 (河南省洛陽市中州路八一三號墓出土)

①中国科学院考古研究所一九五九 一三四頁

□平二年三月

□□朔二日丙

……

□□草□□□

□防已□□□

□□所誅害□

□重行告丘

丞墓伯移置

他鄉爲人立□

□□立□當

便□家中及

□□轉其央

□付與道行人

漢初平二年三月朔二日丙
鎮墓瓶
草防已所誅害
重行告丘
丞墓伯移置
他鄉爲人立
立立惟當
便利家中及
轉其央
付與道行人

如律令

② 劉昭瑞二〇〇一 二二一頁

□平二年三月□□朔二日丙……□□草□□□防已□□□□所誅害□□重行告丘丞墓伯、移置他鄉、爲人立先（？）□□立□
當便利（？）家中、反□□轉其央（殃）、□付與道行人。如律令。

四〇・漢初平四年（193）王氏鎮墓瓶（陝西省西安市和平門外雁塔路東四号古墓出土）

① 唐金裕一九八〇 九五頁

初平四年十二月己

卯朔十八日丙申直危天帝

使者謹爲王氏之家

後死黃母當歸舊閭

慈告丘丞莫（墓）伯（柏）地下

二千石蒿里君莫（墓）黃

莫（墓）主莫（墓）故夫人決曹

尚書令王氏冢中先

人无驚无恐安隱（穩）

如故令後曾（增）財益

口千秋萬歲无有央咎

謹奉黃金千斤兩

用填（鎮）塚門地下死籍

削除文他央咎轉

要道中人和以五石之

精安冢莫(墓) 利子孫

故以神瓶震(鎮) 郭門

如律令

②池田温一九八一 二七四頁

初平四年十二月己卯朔十八日丙申直危、天帝使者、謹為王氏之家後死黃母、當歸舊閱慈。告丘丞莫(墓) 伯·地下二千石·蒿里君·莫黃(墓皇) 莫(墓) 主、莫(墓) 故夫人、決曹尚書令王氏。冢中先人、无驚无恐、安隱如故。令後曾(增) 財益口、千秋萬歲、无有央(殃) 咎。謹奉黃金千斤兩、用填塚門。地下死籍削除文、他央(殃) 咎轉要、道中人和。以五石之精、安冢莫(墓)、利子孫。故以神瓶、震(鎮) 郭門、如律令。

③陳直一九八一 一一五—一一六頁

初平四年十二月己卯朔十八日丙申、直危。天帝使者、謹為王氏之冢、後死黃母、當歸舊閱。茲告丘丞墓柏地下二千石、蒿里君墓。黃墓主墓、故夫人決曹尚書令王氏冢中。先人无驚无恐、安隱如故。今後曾財益口、千秋萬歲、无有央咎。謹奉黃金千斤兩、用填塚門。地下死籍削除、文他央咎、轉要道中人。和以五石之精、安冢墓、利子孫、故以神瓶震郭門、如律令。

④小南一郎一九九四 三二頁

初平四年十二月己卯朔、十八日丙申直危、天帝使者、謹為王氏之家、後死黃母當歸舊閱、慈告丘丞莫伯、地下二千石、蒿里君、莫黃莫主、莫故夫人、決曹尚書令王家冢中先人、無驚無恐、安隱如故、今後增財益口、千秋萬歲、無有央咎、謹奉黃金千斤兩、用填塚門、地下死籍削除文、他央

初平四年十二月己卯朔十八日丙申直危天帝使者謹為王氏之家後死黃母當歸舊閱慈告丘丞莫伯地下二千石蒿里君莫黃莫主莫故夫人決曹尚書令王家冢中先人無驚無恐安隱如故今後增財益口千秋萬歲無有央咎謹奉黃金千斤兩用填塚門地下死籍削除文他央咎轉要道中人

咎轉要道中人、和以五石之精、安冢莫、利子孫、故以神瓶震郭門、如律令

⑤東賢司一九九四 四〇七、四一九頁

初平四年十二月己卯朔十八日丙申、直危。天帝使者、謹為王氏之家後死黃母、當歸舊閼慈。告丘丞莫（墓）伯。地下二千石。蒿里君。莫（墓）黃（皇）。莫（墓）主。莫（墓）故夫人。決曹尚書令王氏。冢中先人、无驚无恐、安隱如故。令後曾（增）財益口、千秋萬歲、无有央（殃）咎。謹奉黃金千斤兩、用填塚門。地下死籍削除文、他央（殃）咎轉要、道中人和。以五石之精、安冢莫（墓）、利子孫。故以神瓶、震郭門。如律令。

⑥劉昭瑞二〇〇一 二一二頁

初平四年十二月己卯朔六日丙申直危、天帝使者謹為王氏之家後死黃母、當歸舊閼（穴）、慈（茲）告丘丞莫（墓）伯。地下二千石。蒿里君。莫（墓）黃（皇）莫（墓）主。莫（墓）故夫人。決曹。尚書令、王氏冢中先人、无驚无恐、安隱（穩）如故、令後曾（增）財益口、千秋萬歲、无有央（殃）咎。謹奉黃金千斤兩、用填（鎮）塚門、地下死籍削除文、他央（殃）咎轉要道中人。和以五石之精、安冢莫（墓）、利子孫、故以神瓶震（鎮）郭門。如律令。

⑦江優子二〇〇三 一四頁

初平四年十二月己卯朔十八日丙申直危。天帝使者謹為王氏之家後死黃母當歸舊閼慈。告丘丞莫伯地下二千石蒿里君莫黃莫主莫故夫人決曹尚書令王氏冢中先人无驚无恐。安隱如故。令後曾財益口千秋萬歲无有央咎。謹奉黃金千斤兩用填塚門地下死籍削除文他央咎轉要道中人和。以五石之精安冢莫利子孫故以神瓶震郭門如律令。

⑧吉田恵二二〇〇六 三三五頁

初平四年十二月己卯朔十八日丙申直危天帝使者謹為王氏之家後死黃母當歸旧閼慈告丘丞莫（墓）栢（伯）地下二千石蒿里君莫（墓）故夫人決曹尚書令王氏冢中先人无驚無恐安隱（穩）如故令後曾（增）財益口千秋萬歲無有央（殃）咎謹奉黃金千斤兩用填（鎮）塚門地下死籍削除文他央（殃）咎轉要道中人和以五石之精安冢莫（墓）利子孫故以神瓶震（鎮）郭門如律令。

四一・漢初平四年(193)鎮墓瓶 (伝陝西省西安市出土)

①中村不折一九二七(上) 十丁

初平四年□月十四日乙未天

帝使者□□□□□□□□

□今金□如□游□蕩□□□

當歸萬里千萬□□□□

復相干上天倉々下地

□□□□□□□ 曰重□

□□□□□□□ 思自□

□□□□□□□□□□

□□無相索樂無相□□

□如律令

四二・漢寶雞睢方鎮墓瓶

(陝西省寶雞市鎗車廠漢墓一號墓出土⁽¹⁾)

①寶雞市博物館一九八一 四八—五〇頁

(摹本のみ)

②池田溫一九八一 二七五頁

黃神北斗、主為葬者睢方、鎮

解諸咎殃。葬犯墓神・墓伯、

不利生人者、今日移別、墓

黃，上斗主為葬者睢方鎮
解諸咎殃葬犯墓神墓伯
不利生人者今日移別墓
家無殃睢方等無責人子孫
子婦婦弟弟因累大神生
人後世子孫如律令

家無殃。睢方等、無責子孫。

子婦（？）、姪（？）弟、因累大神。利生

人、後生子孫、如律令。

③渡部武一九九九 No.〇三〇

黄「神」「北」斗主爲葬者睢方鎮解諸「咎」殃葬犯墓神墓伯、不□生人者今日移別墓家無殃睢方等無責子孫子婦□□因累「大」
神□生人後世子孫如律令

④劉昭瑞二〇〇一 二一七頁

黄□（神）□（北）斗主爲葬者睢方鎮解諸□（咎）殃、葬犯墓神墓伯、不利生人者、今日移別墓。家無殃、睢方等無責、子孫
子嫌嬾（？）當□累大（？）神、利生人・後世子孫。如律令。

⑤吉田恵二二〇〇六 三三四頁

黄「神」「北」斗主爲養者睢方鎮解「諸」「咎」殃□犯墓神墓伯不□生人者今日□別□家無殃睢方等無責子孫子□娣弟因累「大」
神□生人後世子孫如律令。

（1）漢宝鷄阿丘鎮墓瓶（四三）と同室。

四三、漢宝鷄阿丘鎮墓瓶（陝西省宝鷄市鐘車廠漢墓一号墓出土⁽¹⁾）

①宝鷄市博物館一九八一 四八—五〇頁

（摹本のみ）

②池田温一九八一 二七五頁

黄神北斗、主爲葬者阿丘、

鎮解諸咎殃。葬犯墓

神・墓伯、忤(?)利不便、今日

移別、殃害須除。死者阿

丘、為無責妻子。〃孫・姪

弟、寅(?)曾(?)、因累大神、如律令。

③原田正己一九九〇 一三頁

黃神北斗主為葬者阿丘鎮解諸咎殃葬犯墓神墓伯□□不便今日移別殃
害□除死者阿丘等無責妻子子孫姪[弟]□□因累大神如律令

④小南一郎一九九四 二三頁

黃神北斗主、為葬者阿丘、鎮解諸咎殃、葬犯墓神墓伯、行和不便、

今日移別殃害、須除死者阿丘等(?)、無責妻子子孫姪弟賓客、因

累大神、如律令

⑤渡部武一九九九 No.〇三一

黃神北斗主為葬者阿丘鎮解諸咎殃葬犯墓神墓伯□□不便今日移別殃□□除死者阿丘等無責妻子〃孫姪弟□□因累大神如律令

⑤劉昭瑞二〇〇一 二一八頁

黃神北斗、主為葬者阿丘鎮解諸咎殃。葬犯墓神墓伯、行利不便、今日移別、殃害須除。死者阿丘等無責、妻子〃孫・姪(姻)

弟(娣)賓(嬪)昏(婚)□累大神。如律令。

⑥吉田惠二二〇〇六 三三四頁

黃神北斗主為□者阿丘鎮解諸咎殃□犯墓神墓伯□不便今日移別殃害須除死者阿丘等無責妻子子孫姪弟□□因累大神如律令。

(1) 漢寶雞睢方鎮墓瓶(四二)と同室。

黃神北斗主為葬者阿丘
鎮解諸咎殃葬犯墓
神墓伯忤利不便今日
移別殃害須除死者阿
丘等無責妻子子孫姪
弟賓客因累大神如律令

四四、漢陝隴劉家渠漢墓鎮墓瓶（河南省陝隴劉家渠漢墓二號墓出土）

①黃河水庫考古工作隊一九六五 一二二，一二四頁
黃神越章……

②劉昭瑞二〇〇一 一八一頁

文字大部分脫落，僅「黃神越章」數字可辨

③吉田惠二二〇〇六 三三四頁

黃神越章……

四五、漢韓城閭氏鎮墓瓶

（陝西省韓城閭姚庄坡下晨鐘村墓葬出土）

①賈麥明一九九三 五九一六〇頁

黃帝使者，謹爲

閭□□之家。〔移〕

殃去欲。□□子

里、移咎去殃、更

山也鄉、殃咎雄

雌、皆比□亡。重

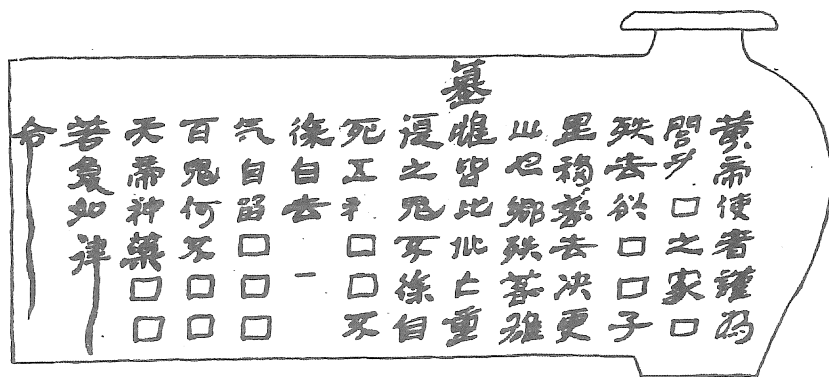
復之鬼、不徐自

死。五殃□□、不

徐自去。□□□



鎮墓瓶四四



鎮墓瓶四五

□□自留□□□

百鬼何不「疾」「行」、

天帝神藥「厭」「鎮」、

若急如律

令！

②劉昭瑞二〇〇一 二二一頁

黃帝使者謹爲閭□□之家□殃去欲（咎？）□□子里移咎去決（殃）、更山（此？）也鄉殃咎雄墓雌皆比兆（逃）亡、重複之鬼、不徐（除）自死；五□□□不徐（除）自去。□□□□自留□□□百鬼何不□□天帝神藥□□若。急如律令。

四六、漢戶県医院漢墓鎮墓瓶（陝西省戶県医院漢墓出土）

①嵯振西一九八〇 四七頁

大陽之精、隨

日爲德。利以

丹沙、百福得。

如律令！

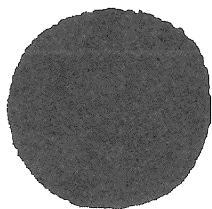
②小南一郎一九九四 三七頁

大陽之精、隨日爲德、利以丹沙百福得、如律令

③劉昭瑞二〇〇一 一八〇頁

大陽之精、隨日爲德、利以丹沙、百福得。如律令。

④吉田恵二二〇〇六 三二六頁



大陽之精隨
日爲德利以
丹沙百福得
如律令

太陽之精、隨日之德。利以丹沙、百福得。如律令。

四七・漢張氏鎮墓瓶（出土地不明、書道博物館所藏）

①中村不折一九三一 一二、一五頁

天帝使者黃神

越章爲天解

仇爲地除央主爲

張氏家鎮利

害宅裏四方諸

凶央奉勝神藥

主辟不詳百禍

皆自肖亡張氏

之家大富昌

如律令

②池田溫一九八一 二七四頁

天帝使者黃神越章、爲天解仇、爲地除央（殃）。主爲張氏家、鎮利害。宅裏四方諸凶央（殃）、奉勝神藥。主辟不詳（祥）、百禍皆自肖（消）亡。張氏之家、大富昌、如律令。

③渡部武一九九九 No.〇〇八

天帝使者黃神越章爲天解仇爲地除央（殃）主爲張氏家鎮利害宅裏四方諸凶央（殃）奉勝神藥主辟不詳（祥）百禍皆自肖（消）亡張氏之家大富昌如律令

④劉昭瑞二〇〇一 二三一頁

天帝使者黃神越章、爲天解仇、爲地除央（殃）、主爲張氏家鎮利害宅、襄（攘）四方諸凶央（殃）、奉勝神藥、主辟不詳（祥）、百禍皆自肖（消）亡。張氏之家大富昌。如律令。

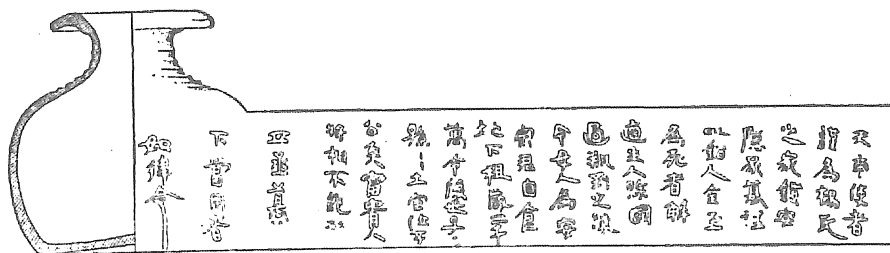
四八·漢靈寶張氏鎮墓瓶（河南省靈寶縣張灣漢墓五号墓出土）

①河南省博物館一九七五 七九—八〇頁

M5
14

M5
2

天帝使者	天地「使」「者」
謹爲楊氏	謹爲楊「氏」
之家鎮安	之家鎮「安」
隱冢墓謹	冢墓謹「以」
以鉛人金玉	鉛人金玉爲
爲死者解	死者解適
適生人除罪	生人解罪過（過）
過（過）瓶到之後	瓶到之「後」
令母人爲安	令母人爲
宗君自食	安宗君自
地下租歲二千	食地租歲
萬令後世子子	二千萬令
孫孫土（土？）宦位至	後世子子「孫」「孫」



M5:14

公侯富貴

將相不絕〔移〕

〔丘〕丞墓□

下當用者

如律令

M5
: 12

天地〔使〕〔者〕

〔謹〕〔以〕楊氏

〔之〕〔家〕〔鎮〕〔安〕

隱冢墓〔謹〕

以鉛入金

玉爲死者

解適生人除

罪過（過）瓶到

令母人爲

安宗君自

食地下租歲

二千萬令後

世子子孫孫

土（士？）宦位〔至〕〔公〕

侯富貴〔將〕

相不〔絕〕〔移〕

墓□□〔當〕

用者〔如〕〔律〕

令

M5
: 35

天帝使者

謹爲楊氏

之家鎮

安隱冢墓

謹以鉛人

金玉爲

死者解適

立代生人除

罪過（過）瓶到

之後令母

人爲安〔宗〕〔君〕

自食地下

租歲二千〔萬〕

土(士?) 宦位至「封」

公侯富貴

將相不「絶」

移墓□□

當用「者」「如」

律令

令後世子子

孫孫土(士?) 宦「位」

至公侯富「貴」

將相「不」「絶」「移」

墓□下「當」「用」

者如律令

②池田温一九八一 二七五頁

M5: 14 天帝使者、謹為楊氏之家、鎮安隱冢墓。謹以鉛人金玉、為死者解適、生人除罪過。瓶到之後、令母人為安、宗君自食地下租、歲二千萬。令後世子々孫々、土宦位至公侯、富貴將相不絶。「移」丘丞墓「伯」、下當用者、如律令。

M5: 2 天地「使」「者」、謹為楊「氏」之家、鎮「安」冢墓。謹「以」鉛人金玉、為死者解適、生人解罪過。瓶到之「後」、令母人為安。宗君自食地租、「歲」二千萬。令後世子々孫々、土宦位「至」「公」侯、富貴「將」相不「絶」。「移」墓「伯」、「下」當用者、「如」「律」令。

M5: 12 天地「使」「者」、「謹」「以」楊氏「之」「家」、「鎮」「安」隱冢墓。「謹」以鉛人金玉、為死者解適、生人除罪過。瓶到令母人為安。宗君自食地下租、歲二千萬。令後世子々孫々土宦位至「封」公侯、富貴將相不「絶」。移墓「伯」、「下」當用「者」、「如」律令。

M5: 35 天帝使者謹為楊氏之家、鎮安隱冢墓。謹以鉛人金玉、為死者解適。立代生人、除罪過。瓶到之後、令母人為安。「宗」「君」自食地下租、歲二千「萬」。令後世子々孫々、土宦「位」至公侯、富「貴」將相「不」「絶」。「移」墓「伯」、下「當」「用」者、如律令。

③原田正己一九九〇 一四頁

天帝使者謹為楊氏之家鎮安隱冢墓謹以鉛人金玉為死者解適生人除罪過瓶到之後令母人為安宗君自食地下租歲二千萬令後世子子

孫孫土官位至公侯富貴將相不絕移丘丞墓伯下當用者如律令

④小南一郎一九九四 三〇頁

天帝使者、謹爲楊氏之家、鎮安隱冢墓、謹以鉛人金玉、爲死者解適、【爲】⁽¹⁾生人除罪過、瓶到之後、令母人爲安、宗君自食地下租、歲二十萬、令子「孫」土官位至侯公、富貴將相不絕、移丘丞墓「伯」、下當用者、如律令

⑤劉昭瑞二〇〇一 二一六頁

天帝使者謹爲楊氏之家鎮安隱（穩）冢墓、謹以鉛人金玉爲死者解適（謫）、生人除罪過（過）。瓶到之後、令母人爲安、宗君自食地下租、歲二十萬。令後世子「孫」土（仕）宦、位至公侯、富貴、將相不絕。移丘丞墓□、下當用者。如律令。

⑥吉田恵二二〇〇六 三二五頁

④天地使者謹爲楊氏之家鎮「安」冢墓謹「以」鉛人金玉爲死者解適（謫）生人解罪過瓶到之「後」令母人爲安宗君自食地租「歲」二十萬令後世子「孫」「孫」土（士？）宦位「至」「公」侯富貴「將」相不「絕」「移」墓□□當用者「如」「律」令。

⑤天地「使」「者」「謹」「以」楊氏「之」「家」「鎮」「安」隱冢墓「謹」以鉛人金玉爲死者解適（謫）生人除罪過瓶到令母人爲安宗君自食地下租歲二十萬令後世子孫孫土官位至「封」公侯富貴將不「絕」移墓□□當用「者」「如」律令。

⑥天帝使者謹爲楊氏之家鎮安隱冢墓謹以鉛人金玉爲死者解適（謫）生人除罪過瓶到之後令母人爲安宗君自食地下租歲二十萬令後世子孫孫土官位至公侯富貴將相不絕「移」「丘」丞墓「伯」下當用者如律令。

⑦天帝使者謹爲楊氏之家鎮安隱冢墓謹以鉛人金玉爲死者解適（謫）立代生人除罪過瓶到之後令母人爲安「宗」「君」自食地下租歲二千「万」令後世子孫孫土官「位」至公侯富「貴」將相「不」「絕」「移」墓□□下當用者如律令。

（1）原文では「爲」となっているが、摹本にないため【爲】に改める。

四九・漢佚名朱書鎮墓瓶（出土地不明）

①羅振玉『古器物識小錄』二五丁表

大吉日直除天帝下□移別（泐一行）
主涼自薄命蚤□□□有□自隨不得□□生人母弟□□□人□屬□□□人屬（缺四五字）□
官生死異同勿□相奸天帝所窆別約咎□各如□別約律令（十五行）

②劉昭瑞二〇〇一 二三四頁

大吉日直除、天帝下□移別□□主涼自薄命蚤□、□□有□自隨、不得□□生人母弟□□□、人□屬□□、□人屬……□官、生死異同、勿□相奸。天帝所窆別約咎□各如□別約律令。

五〇・漢佚名墨書鎮墓瓶（出土地不明）

①羅振玉『古器物識小錄』二五丁裏

南方赤□□屬徵□臧在心□□齒其□朱爵身有□女處大□有火□□為熒星丙丁下入地中丹沙石政重□兩以填□主憂五□辟金兵立填以後宜蟲桑如律令（瓶底）□母萬世无咎。

②劉昭瑞二〇〇一 三二五頁

南方赤、□□屬徵、□臧（臧）在心、□□齒、其□朱爵（雀）、身有□□處大□有火、□□為熒星、丙丁下入地中、丹沙石政重□兩以填（鎮）□主憂、五□辟金兵、立填（鎮）以後益蟲桑。如律令。（瓶底）□母萬世无咎。

五一・漢長安張氏鎮墓瓶（陝西省長安鼎南李王村漢墓五号墓出土）

①賁安志・馬志軍一九九〇 六八—六九頁

（摹本のみ）

②王育成一九九六 六一—六三頁

游光・地柱・南組・北斗・三

稻・七星、主別解張氏

後死者白伍重復。

攷持鉛人・人參・雄黃、

解佳囊草別羈、以

代生人之名。急如律令。

③渡部武一九九九 No.〇七五

□□地柱南□北斗三稻□星主別解張氏後死者□伍重復攷持鉛人”者雄黃解佳囊草別羈以氏生人之

名急如律令

④劉昭瑞二〇〇一 二二一頁

□□地柱南組（？）北斗三稻（？）七星、主別解張氏後死者句（拘）伍重復、攷持鉛人”□雄黃、

解□囊草、別羈（？）以（張？）氏生人之名。急如律令。

⑤吉田恵二二〇〇六 三三四頁

游光、地柱、南組、北斗、三稻、七星、主別解張氏後死者白伍重復。攷持鉛（鉛）人、人參、雄黃、解□囊草別□以代生人之

名。急如律令。

五二、漢洛陽東花壇鎮墓瓶（河南省洛陽市東花壇機車工廠一号墓出土）

①洛陽市文物工作隊一九九九 一二頁

a “三人□精□□勝固西方□……”等字

b “千”、“生”等字

三三三毛鬼
凡生人之名急如律令
解佳囊草別羈以
攷持鉛人・人參・雄黃
後死者白伍重復
七星主別解張氏
三

三三三毛鬼

②劉昭瑞二〇〇一 二三三頁

a 「三人□精□□勝固西方□」等字

b 「千」·「生」等字

③吉田恵二二〇〇六 三三四頁

a 三人□精□□勝固西方□……

b ……千……生……

五三・漢密県後士郭鎮墓瓶A (河南省密県後士郭一号墓出土)

①河南省文物研究所一九八七 一一七—一一九頁

黃帝堪冢中閨

臧戶死人行陰生

人行陽各自有分

「畫」不得復交通

其復來歸地上「行」

「亡」人叅□離□□

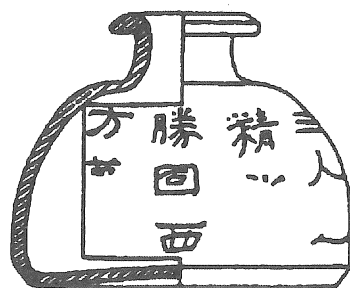
從閉□□□□

②劉昭瑞二〇〇一 二一九頁

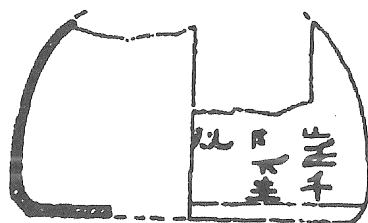
黃帝墳(鎮)⁽¹⁾冢中閨臧(藏)戶、死人行陰、生人行陽、各自有分畫、不得復

交通。莫復來歸地上□(行?)亡人叅□離□歸(?)從閉(?)□

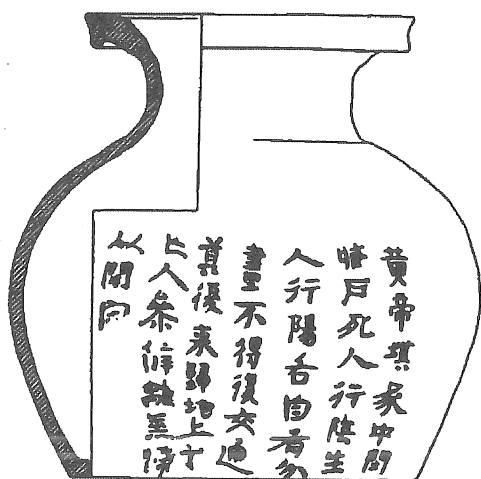
③吉田恵二二〇〇六 三三四頁



鎮墓瓶五二



鎮墓瓶五二



鎮墓瓶五三

黃帝堪塚中門臧戶死人行陰生人行陽各自有分圖⁽²⁾不得復交通其復來□地上「行」「亡」人叅□離□□從門□□□□

(1) 原文では「墳」「鎮」となっているが、記号の誤りであろう。

(2) ①の四行目の「畫」は、原文では圖に作る。吉田氏はそれを「国構えに書」の字だと誤解したようである。

五四・漢密県後士郭鎮墓瓶⑤（河南省密県後士郭一号墓出土）

①河南省文物研究所一九八七 一一七—一一九頁

□□四月時建

□□□□樹□

□□「黍」「具」星□

□□「龠」禾耐□

有□□□□□

制从□□□□

之凶「辟」□□□

賤一□□□□

氏□□□□□

便□□□□□

②劉昭瑞二〇〇一 二一九頁

□□四月時建□□□□樹□□□黍具星□□□龠禾□□有□□□□□制以□□□□之凶辟□□□賤□□□□氏□□□使□

□□□□。

③吉田恵二二〇〇六 三三四頁



□□四月時建□□□樹□□□「黍」「具」星□□□□禾□□有□□□□□制从□□□□之凶「辟」□□□賤一□□□□氏□□
□□□便□□□□□□

五五・漢密県後士郭鎮墓瓶^①（河南省密県後士郭一号墓出土）

①河南省文物研究所一九八七 一一七—一一九頁

□從

□□□寒墓石

長□□力「土」嵩

墓沒曹墓

□□墓

□大墓□

□□□

□□□□

（別一側）

□□

□□辰□□

□□□十二月十四□

□□□□□□

②吉田恵二二〇〇六 三三四頁

……從□□□寒墓石長□□力「土」嵩墓沒曹墓□□墓□大墓□□……

（別一側）□□□□辰□□□□十二月十四□□□□□□

（1）同墓からは他にも四件、朱書の記された瓶が出土しているが、ほとんど判読不能なため省略する。

五六、漢華陰劉氏鎮墓瓶⁽¹⁾（陝西省華陰縣嶽廟鄉新村第五号墓出土）

①杜葆仁・夏振英・呼林貴一九八六 四八頁

（摹本のみ）

②劉昭瑞二〇〇一 二二〇頁

天……□劉

氏□□□□先□

去各□□□□子□□

神越章、□……

□六寸一西……

書短者□……

□□長□□……

……□□□□□

令。

③吉田恵二二〇〇六 三三四頁

……天……〔黃〕神越章……六寸一西……書短者……令……

（1）被葬者や出土品の状況などから一八五年頃の製作と推測されている。

天
氏
去各
神越章
六寸一西
書短者
長
局
不

五七、漢王阿□鎮墓瓶（陝西省西安市中華小區漢墓一八号墓出土）

①西安市文物保護考古所二〇〇二 一八一二〇，二六頁

□□□□九月□王

所□□□□□天帝使者

謹爲王阿□之□

⁽¹⁾
生□□

田居

屬大山生人右□

處不得相連生人前行

死人却步生人處

異還不得之

⁽²⁾
令

②吉田惠二二〇〇六 三三四頁

□□□□九月□王所□□□□□天帝使者謹爲王阿□之□生□□田居屬大山生人右□處不得相

連生人前行死人却步生人處異還不得之令。

（1）（2）釈文に行頭のブランクはなかったが、摹本に従って改める。

五八、漢山西王氏鎮墓瓶（伝山西省出土）

①中村不折一九三四 一〇五頁

礪石八兩在東方

九月廿王

所□□□□□天帝使者

謹爲王阿□之□

生□□

田居

屬大山生人右□

處不得相連生人前行

死人却步生人處

異還不得之

令

𠂔𠂔𠂔𠂔
𠂔𠂔𠂔𠂔
𠂔𠂔𠂔𠂔
𠂔𠂔𠂔𠂔

金日從革成積剛

□土玄害純厚高

五行相制天之常

青□（龍？）⁽¹⁾ 不鳴利墓皇

白虎不威兩不傷

王氏富貴歌作倡

如律令

②劉昭瑞二〇〇一 二三四頁

譽石八兩在東方、金日從革成積剛、□土玄害純厚高、五行相制天之常、青□（龍？）不鳴利墓皇、白虎不威兩不傷、王氏富貴歌作倡。如律令。

（1）中村不折は、ここに「龍」字もしくは「鸞」字が入ると考察している。

五九、漢西安財政幹部鎮墓瓶

（陝西省西安市財政幹部培訓中心三三三號漢墓出土）

①西安市文物保護考古所一九九七 九、一三頁

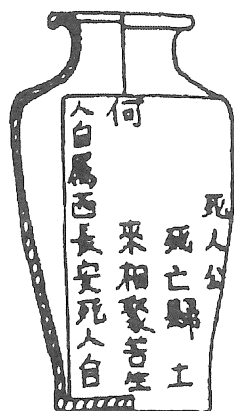
……死人公……何世……來相聚苦生人自西屬長安死人自……

②吉田恵二二〇〇六 三二七頁

……死人公……死亡□土

何世……來相聚苦生

人自屬西長安死人自……



六〇・漢鳳翔朱書七神瓶 (陝西省鳳翔市城南三公里古城台南牆遺址出土)

①秦晉一九八〇?⁽¹⁾

(同書未見)

②劉昭瑞二〇〇一 二一四頁

天帝詰空亡(?)、

七神以次行。

(1) 劉昭瑞二〇〇一によると出典は秦晉「鳳翔南古城遺址的鑽探和試掘」(『文博』一九八〇年第四期)とあるのだが、『文博』の刊行は一九八四年からである。何らかの誤りであろう。

天帝詰空亡
七神以次行

鎮墓瓶六〇

(劉昭瑞二〇〇一より)

六一・漢咸陽窯店鎮墓瓶 (陝西省咸陽市窯店漢墓出土)

①劉衛鵬・李朝陽二〇〇四 八六―八七頁

“生人有鄉、死人有墓。生人前行、死人却行。死生異路、毋復相[忤]。”

“天心星”“右賊史”“如[道]”“左賊史”

②吉田恵二二〇〇六 三二三頁

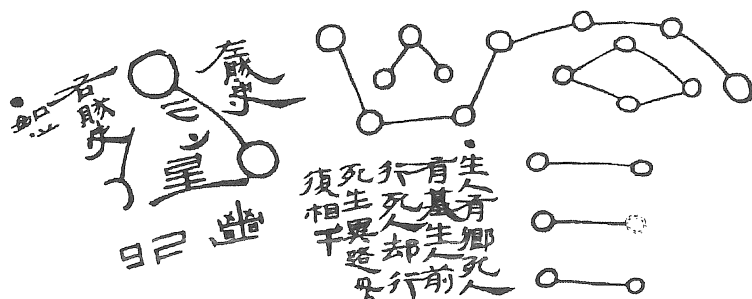
“生人有鄉、死人有墓。生人前行、死人却行。死生異路、毋復相忤” + 北斗図

“天心星”“右賊史”“如道”“左賊史” + 星図

六二・漢解注瓶 (河南省洛陽市西郊出土)

①郭宝鈞・馬得志・張雲鵬・周永珍一九五六 二三―二四頁

解注瓶、



鎮墓瓶六一

百解

去（長？）如律

令

②小南一郎一九九四 三四—三五頁

解注瓶、百解去、如律令

③王育成一九九八 七七頁

解注瓶、百解去、如律令

④劉昭瑞二〇〇一 二一四頁

解注瓶、百解去。如律令。

⑤吉田恵二二〇〇六 三二三頁

解注瓶百解去如律令。

六三、漢高郵邵家溝鎮墓瓶（江蘇省高郵縣邵家溝後漢遺跡出土）⁽¹⁾

①江蘇省文物管理委員會一九六〇 二一頁

圭（？）□郡不（？）□□□□

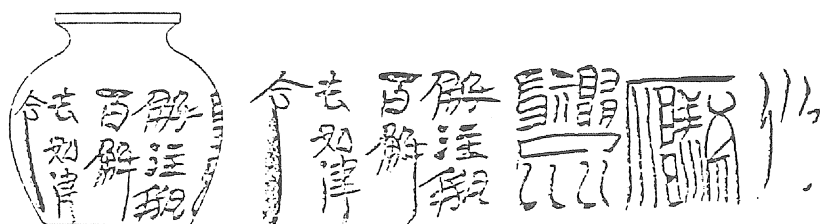
□□高宜至池坤神

□□□同破无□□□

彊取□□享

闔通曰同闔□□

□□於道時□□□



□□□年日月□□

②劉昭瑞二〇〇一 二一五頁

圭(?) □郡不(?) □□□□□□□□高宜至池坤神□□□□同破无□□□□彊助□□享闔通日同闔□□□□於道時□□□□□□年日月□□□□

(1) 本瓶は「符籙木片」と同遺跡から出土。その銘文は以下の通り。

①江蘇省文物管理委員会一九六〇 二二頁

乙巳日元(死)者(者)呪(鬼)名爲天光

天帝神師已知汝名疾去三千里汝不即去南山給

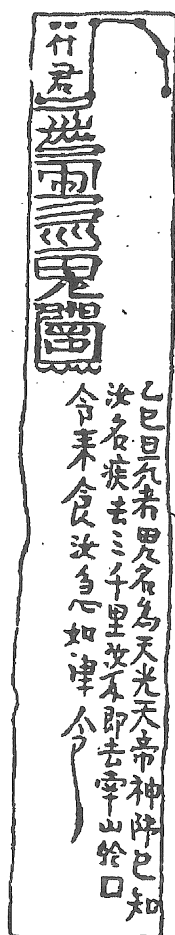
(給) □令來食汝急如律令。

②劉昭瑞二〇〇一 二二五頁

乙巳日死者、鬼名天光、天帝神師已知汝名、疾去三千里。汝不即去、南山給□令來食汝。急如律令。

③王育成二〇〇三 四八三頁

乙巳日死者、鬼名爲天光。天帝神師已知汝名、疾去三千里。汝不即去、南山給□、令來食汝。急如律令。



六四・漢符文鎮臺瓶 (台灣故宮博物院藏)

①『陶瓷匯編』(國立故宮博物院 一九八一年) 図版捌A, 一四頁

(同書未見¹⁾)

②渡部武一九九九 No.〇一四

(写真のみ)

③劉昭瑞二〇〇一 二二三頁

（写真のみ）

（1）出典は渡部武一九九九。

参考Ⅰ 後漢時代のものではないが、後漢型鎮墓瓶と思われるもの

六五、晋泰始三年（267）鎮墓瓶（伝洛陽出土、片山章雄氏蔵）

①中村不折一九二七（上）二七丁裏

泰始三年□□□□

酉□□□□□□□□

五祖以來□□□□

□□陽□□□□□□

麗□□□□□□□□

下□□□□□□□□

到□□□□□□□□

□鬼□□□□□□□□

神□□□□□□□□

鎮如□□□□□□□□

地□□□□□□□□

六六・晋太康三年(282)鎮墓瓶 (伝洛陽出土、片山章雄氏蔵)

①中村不折一九二七(上) 二八丁表

大康三年十二月壬申朔十三日甲申直危

天帝使者謹爲新氏之家鎮厭

立墓冢中新故□□三丘五墓

天墓地墓土□當路□墓□□

四時行度八□九□八□□□

朔玄望十二辰□□□布六千

□□行從大□□

□□神共□□□□□□五

嶽究詩草□□□□□□□□

(大字で「冢」)

黃大陽之宿菖音九萌木之精齊中

安土死者得行瑩將軍□鬼備守丘

丞墓伯藉鬼多歸地下□□□行

彥直墓門長□均寶生人堂□□

下就生人見日月死人□□問地

戸卽覆絹□□□□□能□□

假詔子能顯□黃□能千秋萬歲

得福望不得重複急如

地下詔書律令

六七·酒泉張氏鎮墓瓶 (甘肅省酒泉市⁽¹⁾ 西溝村魏晉墓出土)

①甘肅省文物考古研究所一九九六 一六, 二〇—二二頁

□天帝昭告張氏□□□□後死者天赫地赫

人□□□憂重之央□□□□文□

回□□□□□□

之首道□□員

後□□□□□

天句地□□□

大□田□□□□

人爲□生□殃□

萬歲□□□

去張氏之衆斗□

日日□□□□倍田

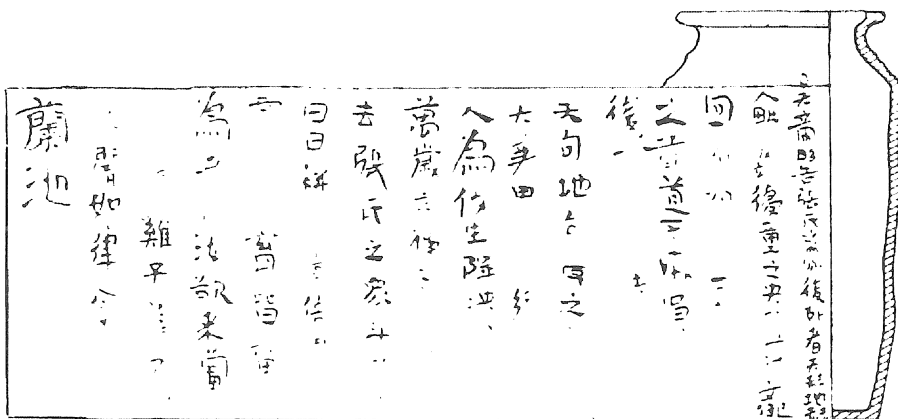
□□□□□□皆□田

爲□□□汝欲來當

□□□雞子□□

□聞如律令

蘭池



②渡部武一九九九 No.〇七〇

天帝昭告張氏□□後死者天赫地赫人□□憂重之央□□□文□回□□□□之首道□□員後□□□天句地□□大田□□□人為□生降殃□萬歲□□去張氏之衆斗□日□□□倍田□□□□皆□田為□□汝欲來當□□雞子□□聞如律令蘭池

③劉昭瑞二〇〇一 二三八頁

□天帝昭告張氏□□□□後死者天赫地赫人□□憂重之央□□□文□回□□□□之首道□□員後□□□天句地□□大田□□□人為□生□殃□萬歲□□□……去張氏之中斗□日□□□倍田□□□□皆□田為□□汝欲來當□□雞子□□□聞如律令。蘭池。

④關尾史郎二〇〇五 一五一頁

□天帝昭告張氏□□□□後死者天赫地赫人□□憂重之央□□□文□回□□□□之首道□□員後□□□天句地□□大田□□□人為□生□殃□萬歲□□□去張氏之衆斗□日□□□倍田□□□□皆□田為□□汝欲來當□□雞子□□□聞如律令蘭池

⑤吉田恵二二〇〇六 三二三頁

□天帝昭告張氏□□□□後死者天赫地赫人□□憂重之央□□□文□回□□□□之首道□□員後□□□天句地□□大田□□□人為□生□殃□萬歲□□□去張氏之衆斗□日□□□倍田□□□□田為□□汝欲來當□□雞子□□□聞如律令蘭池。

(1) この鎮墓瓶は甘肅省の出土であるが、瓶の形状や文の内容から敦煌型鎮墓瓶ではなく後漢型鎮墓瓶と考えられる。

六八、北魏正始五年（508）鎮墓瓶（河南省偃師縣杏園村出土）

①中国社会科学院考古研究所河南二隊一九九一 八二三、八二五頁

父正始五年六月廿二日未時、使□司州河南郡洛陽縣……生魂入墓……

②吉田恵二二〇〇六 三三二頁

父正始五年六月廿二日未時、使□司州河南郡洛陽縣……生魂入墓……如律令。

参考Ⅱ 前漢の鎮墓瓶（筆書きではなく、瓶の側面に字を刻んでいる）

六九、前漢敖鎮墓瓶（山東省濟寧市師專西漢墓群出土）

①濟寧市博物館一九九二 二七—二八頁

敖強飯薄怒薄怒。強飯薄怒薄怒。鄭敖飯常滿此器七斗、強飯薄怒、必興仲同飲食常尸□、□

常□□、必任監洹□之

②小南一郎一九九四 六頁

敖強飯薄怒薄怒、強飯薄怒薄怒、鄭敖飯常滿此器七斗、強飯薄怒、必興仲同飲食、常尸□□

常□□、必任監洹□之

七〇、前漢鎮墓瓶（山東省濟寧市師專西漢墓群出土）

①濟寧市博物館一九九二 二七—二八頁

公教博年強女生之。朱幼君飯十斗、鷄（？糲）放三升作、欲得言。女（汝）所言眞、茅長孫母田、有六百耳

父正始五年六月廿二日未時
使司州河南郡洛陽縣
生魂入墓
公教博年強女生之
朱幼君飯十斗
鷄（？糲）放三升作
欲得言
女（汝）所言眞
茅長孫母田
有六百耳

如律令
長安

如律令

七一・漢初元五年（前44）鎮墓瓶（広東省樂昌市河南鄉大拱坪村対面山紡廠基建工地墓葬出土）

①広東省文物考古研究所二〇〇〇 五一―五二頁

初元五年十月

甲申柳黄

稚君所爲

□□與蘇□

路藥器

令稚君藥

萬歲令子

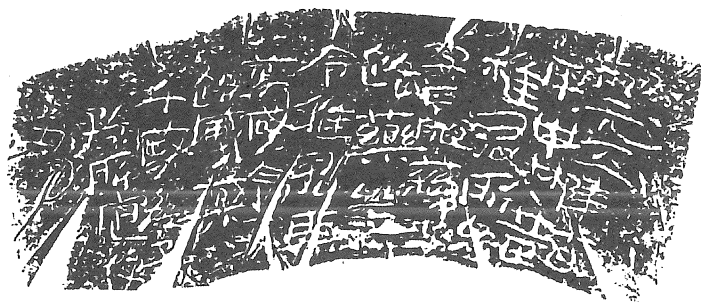
路藏藥

千歲爲子

孫所宜□

□……

附記 本集成の作成にあたって、東洋大学文学部の渡部武先生には『鎮墓文・衣物疏集成（初編）』（稿本）をご恵与頂き、その成果を本集成に反映させることができた。この場を借りて御礼申し上げる次第です。



参考文献一覽

- 羅振玉 『古器物識小錄』（『羅雪堂先生全集』初編 第七冊『遼居雜著丙編』、文華出版公司、一九六八年、台北）
- 羅振玉 『古明器圖錄』（『羅雪堂先生全集』續編 第六冊、文華出版公司、一九六九年、台北）
- 姬佛陀 一九二一 『艸隸存』（上海廣倉學齋、一九二二年）
- 中村不折 一九二七 『禹域出土墨宝書法源流考』上・中・下（西東書房、一九二七年三月、東京）
- 中村不折 一九三一 『書道全集』第三卷（中村不折の「解説」）（平凡社、一九三一年九月、東京）
- 中村不折 一九三四 『三代秦漢の遺品に識せる文字 附隸八分之說』（岩波書店、一九三四年二月、東京）
- 郭沫若 一九五二 「申述一下關於殷代殉人的問題」（『奴隸制時代』、新文藝出版社、一九五二年、上海）
- 考古研究所洛陽發掘隊 一九五五 「一九五四年秋洛陽西郊發掘簡報」（『考古通訊』一九五五年第五期）
- 郭宝鈞・馬得志・張雲鵬・周永珍（中国科学院考古研究所） 一九五四 「一九五四年春洛陽西郊發掘報告」（『考古學報』一九五六年第二期）
- 陝西省文物管理委員會 一九五八 「長安鼎三里村東漢墓葬發掘簡報」（『文物參考資料』一九五八年第七期）
- 洛陽区考古發掘隊 一九五九 『洛陽燒溝漢墓』（科學出版社、一九五九年一月、北京）
- 中国科学院考古研究所 一九五九 『洛陽中州路』（科學出版社、一九五九年一月、北京）
- 江蘇省文物管理委員會 一九六〇 「江蘇高郵邵家溝漢代遺址清理」（『考古』一九六〇年第一〇期）
- 陝西省文物管理委員會 一九六一 「潼關吊橋漢代楊氏墓群發掘簡記」（『文物』一九六一年第一期）
- 黃河水庫考古工作隊 一九六五 「河南陝縣劉家渠漢墓」（『考古學報』一九六五年第一期）
- 郭沫若 一九六五 「由王謝墓誌的出土論到蘭亭序的真偽」（『文物』一九六五年第六期）
- 甄予 一九六五 「『蘭亭序帖』辯妄舉例」（『文物』一九六五年第二二期）

- 原田正己一九六七 「鎮墓文に見られる冥界の神とその祭祀」(『東方宗教』第二九号、一九六七年)
- 河南省博物館一九七五 「靈宝張湾漢墓」(『文物』一九七五年第一期)
- 饒宗頤一九七九 青山杉雨ほか編『中国書法名蹟』別冊図版解説(饒宗頤の「解説」)(毎日新聞社、一九七九年七月、東京)
- 嵯振西一九八〇 「陝西戸県的兩座漢墓」(『考古与文物』一九八〇年第一期)
- 唐金裕一九八〇 「漢初平四年王氏朱書陶瓶」(『文物』一九八〇年第一期)
- 池田温一九八一 「中国歷代墓券略考」(東洋文化研究所『紀要』第八六号、一九八一年)
- 宝鷄市博物館一九八一 「宝鷄市鎗車廠漢墓」(『文物』一九八一年第三期)
- 王光永一九八一 「宝鷄市漢墓發現光和与永元年間朱書陶器」(『文物』一九八一年第三期)
- 陳直一九八一 「漢初平四年王氏朱書陶瓶考釈」(『考古与文物』一九八一年第四期)
- 嵯振西一九八二 「曹氏朱書陶罐考釈」(『考古与文物』一九八二年第二期)
- 洛陽市文物工作隊一九八四 「洛陽唐寺兩座漢墓發掘簡報」(『中原文物』一九八四年第三期)
- 杜葆仁・夏振英・呼林貴一九八六 「東漢司徒劉崎及其家族墓的清理」(『考古与文物』一九八六年第五期)
- 河南省文物研究所一九八七 「密県后土郭漢画像石墓發掘報告」(『華夏考古』一九八七年第二期)
- 高大倫・賈麦明一九八七 「漢初平元年朱書鎮墓陶瓶」(『文物』一九八七年第六期)
- 陳直一九八八 「漢張叔敬朱書陶瓶与張角黃巾教的關係」(『文史考古論叢』天津古籍出版社、一九八八年、天津)
- 林泊・李德仁一九八九 「臨潼發現漢初平元年墓」(『文博』一九八九年第一期)
- 王育龍一九八九 「西安昆侖廠東漢墓清理記」(『考古与文物』一九八九年第二期)
- 蔡運章一九八九 「東漢永寿二年鎮墓瓶陶文考略」(『考古』一九八九年第七期)
- 原田正己一九九〇 「中国古代死生觀散論——「解適」という語のことなど——」(『東洋の思想と宗教』第七号、一九九〇年)
- 負安志・馬志軍一九九〇 「長安県南李王村漢墓發掘簡報」(『考古与文物』一九九〇年第四期)

中国考古学会一九九〇『中国考古学年鑑 一九九〇』（文物出版社、一九九一年、北京）

中国社会科学院考古研究所洛陽唐城隊一九九一「一九八四至一九八六年洛陽市區漢晉墓發掘簡報」（『考古學集刊』第七号、

一九九一年）

中国社会科学院考古研究所河南二隊一九九一「河南偃師鼎杏園村的四座北魏墓」（『考古』一九九一年第九期）

東賢司一九九二「漢代鎮墓文考——漢代人の冥界意識の変遷——」（『書道研究』No.五二、一九九二年）

濟寧市博物館一九九二「山東濟寧師專西漢墓群清理簡報」（『文物』一九九二年第九期）

王鏞一九九二 劉正成主編『中国書法全集』第九卷（王鏞の「図版考釈」（榮寶齋、一九九二年、北京）

李淼一九九二 劉正成主編『中国書法全集』第九卷（李淼の「図版考釈」（榮寶齋、一九九二年、北京）

王育成一九九三「洛陽延光元年朱書陶罐考釈」（『中原文物』一九九三年第一期）

賈麦明一九九三「韓城市漢墓出土閭氏朱書陶瓶考釈」（『東南文化』一九九三年第三期）

王沢慶一九九三「東漢延熹九年朱書魂瓶」（『中国文物報』一九九三年一月七日、第四三号）

東賢司一九九四「後漢時代の鎮墓陶書に関する一考察」（『二松』第八集、一九九四年）

小南一郎一九九四「漢代の祖靈觀念」（『東方學報』京都第六六冊、一九九四年）

王育成一九九六「南李王陶瓶朱書与相關宗教文化問題研究」（『考古与文物』一九九六年第二期）

甘肅省文物考古研究所一九九六「甘肅酒泉西溝村魏晉墓發掘報告」（『文物』一九九六年代七期）

洛陽市文物工作隊一九九七「洛陽李屯東漢元嘉二年墓發掘簡報」（『考古与文物』一九九七年第二期）

西安市文物保護考古所一九九七「西安財政幹部培訓中心漢、後趙墓發掘簡報」（『文博』一九九七年第六期）

王育成一九九八「略論考古發現的早期道符」（『考古』一九九八年第一期）

王育成一九九九「東漢天帝使者類道人与道教起源」（『道家文化研究』第一六輯、一九九九年）

渡部武一九九九「鎮墓文・衣物疏集成（初編）」（稿本）（東海大学文学部研究室、一九九九年）

- 洛陽市文物工作隊一九九九 「洛陽發掘的四座東漢玉衣墓」(『考古与文物』一九九九年第一期)
- 劉衛鵬一九九九 「咸陽發現東漢永平三年墓」(『中国文物報』一九九九年二月五日、第九五号)
- 咸陽市文物考古研究所二〇〇〇 「咸陽教育学院漢墓清理簡報」(『文物考古論集』、三秦出版社、二〇〇〇年六月、西安)
- 劉衛鵬二〇〇〇 「漢永平三年朱書陶瓶考釈」(『文物考古論集』、三秦出版社、二〇〇〇年六月、西安)
- 広東省文物考古研究所二〇〇〇 「広東樂昌市対面山東周秦漢墓」(『考古』二〇〇〇年第六期)
- 劉昭瑞二〇〇一 饒宗頤主編・劉昭瑞著 『漢魏石刻文字繫年』(新文豐出版公司 二〇〇一年九月、台北)
- 西安市文物保護考古所二〇〇二 「西安中華小区東漢墓發掘簡報」(『文物』二〇〇二年第二二期)
- 王育成二〇〇三 「考古所見道教簡牘考述」(『考古學報』二〇〇三年第四期)
- 江優子二〇〇三 「漢墓出土の鎮墓瓶について——銘文と墓内配置に見える死生観」(『鷹陵史学』第二九号、二〇〇三年)
- 江優子二〇〇四 「後漢時代の鎮墓瓶における発信者について」(『仏敎大学大学院紀要』第三二号、二〇〇四年)
- 劉衛鵬・李朝陽二〇〇四 「咸陽窯店出土的東漢朱書陶瓶」(『文物』二〇〇四年第二期)
- 關尾史郎二〇〇五 『中国西北地域出土鎮墓文集成(稿)』(新潟大学大域プロジェクト研究資料叢刊Ⅶ、二〇〇五年三月)
- 吉田恵二二〇〇六 「中国古代俗信遺物と我が国への波及」(『日本文化と神道』第二号、二〇〇六年)

Ⅱ 訳 注 Ⅱ

張家山第二四七号漢墓竹簡訳注（五）

早稻田大学簡帛研究会

〔二年律令関連論文目録（二〇〇六年十二月補）〕

晏昌貴

『二年律令・秩律』与漢初政区地理」（簡帛網、http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=378、二〇〇六年七月一二日）

石岡浩

「張家山漢簡「二年律令」盜律にみる磔刑の役割——諸侯王国を視野におく嚴罰の適用——」（『史学雑誌』第一一四編第一号、二〇〇五年）

石岡浩

「秦の城旦舂刑の特殊性——前漢文帝刑法改革のもう一つの発端——」（『東洋学報』第八八卷第二号、二〇〇六年）

石岡浩

「前漢初年の贖刑の特殊性——二種の無期勞役刑を回避する二種の贖刑——」（『日本秦漢史学会会報』第七号、二〇〇六年）

池田夏樹

「秦漢律における「老小癯疾婦人」と刑事責任」（『日本秦漢史学会会報』第七号、二〇〇六年）

于振波

「張家山漢簡中的名田制及其在漢代的實施情況」（簡帛網、http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=138、二〇〇五年一二月二二日）

于振波

「里耶秦簡中的「除郵人」簡」（簡帛網、http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=141、二〇〇五年一二月二三日）

于振波

「簡牘所見秦名田制蠹測」（簡帛網、http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=143、二〇〇五年一二月

二四日)

于振波 「漢代的都官与離官」(簡帛網, http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=144 二〇〇五年十二月二五日)

于振波 「張家山漢簡中的卿爵」(簡帛網, http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=153 二〇〇五年十二月二八日)

于振波 「秦律「公室告」与「家罪」所反映的立法精神」(簡帛網, http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=161 二〇〇五年十二月三一日)

于振波 「從簡牘看漢代的戶賦与芻稟税」(簡帛網, http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=167 二〇〇六年一月三日)

于振波 「從懸泉置壁書看《月令》对漢代法律的影响」(簡帛網, http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=178 二〇〇六年一月二〇日)

于振波 「秦漢時期的郵人」(簡帛網, http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=151 二〇〇五年一月二七日)

于振波 「渠令“确為秦制”——讀里耶秦簡札記」(『中国歴史文物』二〇〇六年第三期)

王昕 「張家山漢簡《二年律令》織物名詞試析」(中国文物研究所編『出土文献研究』第七輯、上海古籍出版社、二〇〇五年)

王子今 「漢代的食品衛生法規——張家山漢簡《二年律令》研讀札記」(『考古与文物』二〇〇六年第三期)

王樹金 「秦漢郵伝經費管理初探」(秦始皇兵马俑博物館《論叢》編委会『秦文化論叢』第一二輯、三秦出版社、二〇〇五年)

王三峽 「秦簡“久刻職物”相關文字的解讀」(『江漢考古』二〇〇六年第一期)

大西克也 「戦国時代の文字と言葉——秦・楚の違いを中心に——」(長江流域文化研究所編『長江流域と巴蜀、楚の地

域文化』雄山閣、二〇〇六年）

柿沼陽平

「秦漢時代における物価制度と貨幣経済の構造」（『史観』第一五五冊、二〇〇六年）

何有祖

「張家山漢簡《奏讞書》所見復讞簿研究」（簡帛網、http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=417、二〇〇六年九月二日）

紙屋正和

「前漢前半期における県・道の吏員組織とその改変」（『福岡大学研究部論集』A：人文科学編 Vol.5 No.2、二〇〇五年）

龔留柱

「論張家山漢簡《津関令》之「禁馬出関」——兼与陳偉先生商榷」（秦始皇兵马俑博物館《論叢》編委会『秦文化論叢』第一二輯、三秦出版社、二〇〇五年）

工藤元男

「秦の巴蜀支配と法制・郡県制」（早稲田大学アジア地域文化エンハンシング研究センター編『アジア地域文化の構築——21世紀COEプログラム研究集成——』雄山閣、二〇〇六年）

刑義田

「張家山《二年律令》行錢行金補証」（簡帛網、http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=79、二〇〇五年一月一日）

刑義田

「張家山漢簡《二年律令》讀記（訂補稿）」（簡帛網、http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=173、二〇〇六年一月一日、http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=175、二〇〇六年一月一七日）

蔡万進

『張家山漢簡《奏讞書》研究』（广西師範大学出版社、二〇〇六年）

佐藤達郎

「二年律令に見える漢初の秩石制について」（富谷至編『張家山二四七号墓出土漢律令の研究 論考篇』朋友書店、二〇〇六年）

「三國時代出土文字資料の研究」班「江陵張家山漢墓出土《二年律令》訳注稿 その（三）」（『東方学報』京都第七八冊、二〇〇六年）

椎名一雄

「張家山漢簡二年律令にみえる爵制——「庶人」の理解を中心として——」（『鴨台史学』第六号、二〇〇六年）

年)

朱紅林

「簡牘中所反映的秦漢司法程序研究之一——再論竹簡秦漢律中的『三環』」(簡帛網, http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=157, 二〇〇五年十一月二十九日)

朱紅林

「試論竹簡秦漢律中有關貨幣的規定」(《中國出土資料研究》第一〇號, 二〇〇六年)

朱紅林

「張家山漢簡積叢」(《考古》二〇〇六年第六期)

朱紹侯

「西漢初年軍功爵制的等級劃分——《二年律令》與軍功爵制研究之一」(《朱紹侯文集》河南大學出版社, 二〇〇五年)

朱紹侯

「呂后二年賜田宅制度試探——《二年律令》與軍功爵制研究之二」(《朱紹侯文集》河南大學出版社, 二〇〇五年)

朱紹侯

「從《二年律令》看與軍功爵制有關的三箇問題——《二年律令》與軍功爵制研究之三」(《朱紹侯文集》河南大學出版社, 二〇〇五年)

朱紹侯

「從《二年律令》看漢初二十級軍功爵的價值——《二年律令》與軍功爵制研究之四」(《朱紹侯文集》河南大學出版社, 二〇〇五年)

朱紹侯

「論漢代的名田(受田)制及其破壞」(《朱紹侯文集》河南大學出版社, 二〇〇五年)

朱德貴

「兩漢國家財政和帝室財政體制新探——兼評郡縣鄉財政管理體制」(同氏《漢簡與財政管理新証》中國財政經濟出版社, 二〇〇六年)

朱德貴

「兩漢『田租稅律』與徵納的物資形態新解」(同氏《漢簡與財政管理新証》中國財政經濟出版社, 二〇〇六年)

朱德貴

「兩漢專賣收入、市租徵收和貨幣管理」(同氏《漢簡與財政管理新証》中國財政經濟出版社, 二〇〇六年)

朱德貴

「兩漢監察體制、收支結構與財政監督——兼評簡牘所見之財政監督效果」(同氏《漢簡與財政管理新証》中國財政經濟出版社, 二〇〇六年)

下倉渉 「秦漢闘毆罪雑考」（『日本秦漢史学会会報』第七号、二〇〇六年）

角谷常子 「秦漢時代における家族の連坐について」（富谷至編『張家山二四七号墓出土漢律令の研究 論考篇』朋友書店、二〇〇六年）

単育辰 「秦簡“被”字釈義」（簡帛網、http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=358、二〇〇六年六月七日）

専修大学『二年律令』研究会「張家山漢簡『二年律令』訳注（五）——收律・襍律・錢律・置吏律・均輸律・伝食律——」（『専修史学』第三九号、二〇〇五年）

専修大学『二年律令』研究会「張家山漢簡『二年律令』訳注（六）——田律・□市律・行書律——」（『専修史学』第四〇号、二〇〇六年）

曾加 「張家山漢簡《二年律令》中の君權法律思想」（『周秦漢唐文化研究』第四輯、三秦出版社、二〇〇六年）

宋仁桃 「律文所見秦漢婦女的權利」（秦始皇兵馬俑博物館《論叢》編委会『秦文化論叢』第一二輯、三秦出版社、二〇〇五年）

臧知非 「張家山漢簡《奏讞書》所見秦漢主奴關係試析」（秦始皇兵馬俑博物館《論叢》編委会『秦文化論叢』第一二輯、三秦出版社、二〇〇五年）

曹旅寧 「《津関令》考述」（『周秦漢唐文化研究』第四輯、三秦出版社、二〇〇六年）

鷹取祐司 「漢代の死刑奏請制度」（『史林』八八卷五号、二〇〇五年）

鷹取祐司 「二年律令九三簡「診報辟故弗窮審」条についての一考察」（富谷至編『張家山二四七号墓出土漢律令の研究 論考篇』朋友書店、二〇〇六年）

高村武幸 「秦漢時代の都官」（『東洋学報』第八七卷第二号、二〇〇五年）

高村武幸 「秦漢時代の県丞」（富谷至編『張家山二四七号墓出土漢律令の研究 論考篇』朋友書店、二〇〇六年）

楯身智志 「前漢における民爵賜与の成立」（『史滴』第二八号、二〇〇六年）

張家山漢簡研讀班「張家山漢簡《二年律令》校讀記」(張家山二四七号漢墓竹簡整理小組編『張家山漢墓竹簡(二四七号墓)』(釈文修訂本)『文物出版社、二〇〇六年』)

張家山二四七号漢墓竹簡整理小組編『張家山漢墓竹簡(二四七号墓)』(釈文修訂本)『文物出版社、二〇〇六年』

張俊民「里耶秦簡二題」(簡帛網、http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=405、二〇〇六年八月二三日)

張伝漢「《二年律令》丞与守丞的職權區別」(『中国歴史文物』二〇〇六年第三期)

陳偉「讀《二年律令》札記」(簡帛網、http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=176、二〇〇六年一月一七日)

陳偉「讀《奏讞書》札記」(簡帛網、http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=182、二〇〇六年一月二九日)

陳偉「張家山漢簡雜識」(簡帛網、http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=368、二〇〇六年六月二一日)

陳治国「里耶秦簡“守”和“守丞”釈義及其他」(『中国歴史文物』二〇〇六年第三期)

陳波「漢初印章剖記」(富谷至編『張家山二四七号墓出土漢律令の研究 論考篇』朋友書店、二〇〇六年)

辻正博「遷刑・「徙遷刑」・流刑——「唐代流刑考」補論——」(富谷至編『張家山二四七号墓出土漢律令の研究 論考篇』朋友書店、二〇〇六年)

翟麦玲・張榮芳「論秦漢法律的性別特徵」(秦始皇兵馬俑博物館《論叢》編委会『秦文化論叢』第一二輯、三秦出版社、二〇〇五年)

富谷至「江陵張家山二四七号墓出土竹簡——とくに「二年律令」に関して——」(『木簡研究』第二七号、二〇〇五年)

富谷至『張家山二四七号墓出土漢律令の研究 訳注篇』(朋友書店、二〇〇六年)

富谷至「生命の剥奪と屍体の処刑」(富谷至編『張家山二四七号墓出土漢律令の研究 論考篇』朋友書店、二〇〇六年)

永田英正 「張家山漢簡『二年律令』の字体についての所感」（『長江流域文化研究所年報』第四號、二〇〇六年）

馬怡 「皂囊与漢簡所見皂緯書」（簡帛網、http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=393、二〇〇六年八月六日）

広瀬薫雄 「張家山漢簡所謂《史律》中有関踐更之規定的探討」（簡帛網、http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=408、二〇〇六年八月三〇日）

広瀬薫雄 「《二年律令・史律》札記」（簡帛網、http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=418、二〇〇六年九月一日）

藤井律之 「罪の「加減」と性差」（富谷至編『張家山二四七号墓出土漢律令の研究 論考篇』朋友書店、二〇〇六年）

藤田勝久 「中国古代の関中開發——戰国秦の郡県制形成——」（同氏『中国古代国家と郡県社会』汲古書院、二〇〇五年）

藤田勝久 「秦漢帝国の成立と秦・楚の社会——包山楚簡と張家山漢簡から——」（同氏『中国古代国家と郡県社会』汲古書院、二〇〇五年）

藤田勝久 「漢代の徭役労働と兵役」（同氏『中国古代国家と郡県社会』汲古書院、二〇〇五年）

藤田勝久 「漢代の地方統治と時令思想」（同氏『中国古代国家と郡県社会』汲古書院、二〇〇五年）

藤田勝久 「中国古代の秦と巴蜀、楚——文字資料の情報伝達——」（長江流域文化研究所編『長江流域と巴蜀、楚の地域文化』雄山閣、二〇〇六年）

武麗娜・王樹金 「試論秦漢法律中的宗法思想——以睡虎地秦簡和張家山漢簡為例」（秦始皇兵馬俑博物館《論叢》編委会『秦文化論叢』第一二輯、三秦出版社、二〇〇五年）

彭浩 「談《二年律令》中幾種律的分類与編連」（張家山二四七号漢墓竹簡整理小組編『張家山漢墓竹簡（二四七号墓）（釈文修訂本）』文物出版社、二〇〇六年）

卜憲群

「秦漢之際國家結構的演變——兼談張家山漢簡中漢與諸侯王國的關係」（秦始皇兵馬俑博物館《論叢》編委會『秦文化論叢』第二輯、三秦出版社、二〇〇五年）

保科季子

「亡命小考——秦漢における罪名確定手続き——」（富谷至編『張家山二四七号墓出土漢律令の研究 論考篇』朋友書店、二〇〇六年）

万荣

「浅説張家山漢簡《二年律令・賊律》所見刑名的刑等」（『江漢考古』二〇〇六年第三期）

水間大輔

「秦律から漢律への継承と変革——睡虎地秦簡・竜崗秦簡・張家山漢簡の比較を中心として——」（『中国出土資料研究』第一〇号、二〇〇六年）

宮宅潔

「有期勞役刑体系の形成——「二年律令」に見える漢代の勞役刑を手がかりにして——」（『東方學報』京都第七八冊、二〇〇六年）

宮宅潔

「漢初の二十等爵制——民爵に付帶する特權とその継承——」（富谷至編『張家山二四七号墓出土漢律令の研究 論考篇』朋友書店、二〇〇六年）

舩山明

「秦漢時代の刑事訴訟」（同氏『中国古代訴訟制度の研究』京都大學學術出版會、二〇〇六年）

舩山明

「秦漢刑罰史研究の現状——刑期をめぐる論争を中心に——」（同氏『中国古代訴訟制度の研究』京都大學學術出版會、二〇〇六年）

森谷一樹

「「二年律令」にみえる内史について」（富谷至編『張家山二四七号墓出土漢律令の研究 論考篇』朋友書店、二〇〇六年）

楊師群

「張家山漢簡反映的漢初土地制度」（張伯元主編『法律文獻整理與研究』北京大學出版社、二〇〇五年）

楊振紅

「從《二年律令》的性質看漢代法典的編纂修訂與律令關係」（簡帛網、http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=170 二〇〇六年一月六日。http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=172 二〇〇六年一月九日）

楊振紅

「從《二年律令》的性質看漢代法典的編纂修訂與律令關係」（『中國史研究』二〇〇五年第四期）

楊振紅

「秦漢律篇二級分類說——論《二年律令》二十七種律均屬九章」（『歷史研究』二〇〇五年第六期）

楊振紅

「秦漢「名田宅制」說——從張家山漢簡看戰國秦漢的土地制度」（簡帛網，http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=179，二〇〇六年一月二四日。http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=181，二〇〇六年一月二九日）

楊振紅

「月令與秦漢政治再探討——兼論月令源流」（簡帛網，http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=185，二〇〇六年二月一三日）

橫田恭三

「中国古代の筆記文字と書写用具」（長江流域文化研究所編『長江流域と巴蜀、楚の地域文化』雄山閣，二〇〇六年）

李均明

「《二年律令·具律》中應分出《囚律》條款」（張家山二四七号漢墓竹簡整理小組編『張家山漢墓竹簡（二四七号墓）（釈文修訂本）』文物出版社，二〇〇六年）

劉勸

「關於《二年律令》頒行年代的探析」（『考古與文物』二〇〇六年第二期）

劉敏

「從《二年律令》論漢代「孝親」的法律化」（『南開學報』哲學社會版二〇〇六年第二期）

林炳德

「秦・漢交替期と奴婢」（『中國古中世史研究』第一六輯，二〇〇六年）

鷺尾祐子

「「為正」考——漢代における戸と國家負擔——」（立命館東洋史學會中國古代史論叢編集委員會編『中國古代史論叢』三集，二〇〇六年）

鷺尾祐子

「漢初の戸について——《二年律令》を主な史料として——」（富谷至編『張家山二四七号墓出土漢律令の研究 論考篇』朋友書店，二〇〇六年）

早稻田大學簡帛研究會「張家山第二四七号漢墓竹簡詁注（五）——二年律令詁注（五）——」（『長江流域文化研究所年報』

第五号，二〇〇六年）

金布律訳注

担当 柿沼陽平

○第四一八簡～四二〇簡

原文

諸冗作縣官及徒隸大男冬襦布袍表裏七丈絳絮四斤綺二丈絮二斤〔四〕大女及使小男冬袍五丈六尺絮三斤綺丈八尺絮

二斤未使小男及使小女冬袍二丈八尺絮一斤半斤〔五〕未使小女冬袍二丈絮一斤夏皆襦禪各半其丈數而勿襦綺〔六〕夏以四月盡六月冬

以九月盡十一月襦之布皆八纒七纒以裘皮綺當袍綺可

四一八
四一九
四二〇

校訂文

諸冗作〔一〕縣官及徒隸〔二〕大男〔三〕冬襦布袍表裏七丈〔四〕・絳絮四斤〔五〕・綺〔六〕二丈〔六〕・絮二斤。大女及使小男、冬

袍五丈六尺・絮三斤、綺〔七〕丈八尺・絮二斤。未使小男及使小女、冬袍二丈八尺・絮一斤半斤。未使小女、冬袍二丈・絮

一斤。夏皆襦禪〔七〕、各半其丈數而勿襦綺〔七〕。夏以四月盡六月、冬以九月盡十一月襦之〔八〕。布皆八纒・七纒〔九〕。以裘皮

綺〔七〕當袍綺〔七〕可〔一〇〕。

注釈

〔一〕冗作 〔案〕整理小組は、本条の第二字目を「内」字に釈する。一方、何有祖・劉志玲・廣瀨薫雄諸氏はいずれも「冗」字に釈する（劉二〇〇三、廣瀨二〇〇五）。ここではとりあえず後説に従う。「冗作」について廣瀨氏は、「特定の服役内容をもたない労役」とする（廣瀨二〇〇五）。

			未使女	未使小男 使小女	使小男 大女	大男
冬	袍	布	2丈	2丈8尺	5丈6尺	7丈
		絡絮	1斤	1斤半	3斤	4斤
	袴	布	0	0	1丈8尺	2丈
		絡絮	0	0	2斤	2斤
夏	襌	布	1丈	1丈4尺	2丈8尺	3丈半
		絡絮	0	0	0	0
	袴	布	0	0	0	0
		絡絮	0	0	0	0

〔表1〕「二年律令」金布律よりみた衣料支給量

小男・小女		大男・大女
未使男・未使女	使男・使女	
6歳未満	7歳～15歳未満	15歳以上

〔表2〕居延漢簡よりみた年齢呼称

未使女	未使男 使女	使男 大女	大男
1石1斗6升大	1石6斗6升大	2石1斗6升大	3石

〔表3〕居延漢簡よりみた年齢呼称と穀物支給量

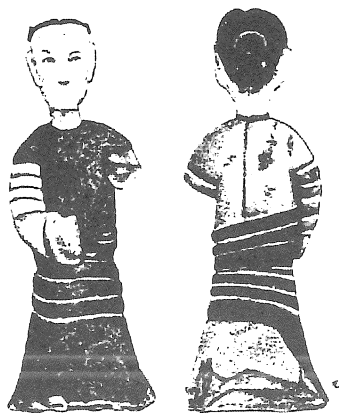
〔二〕徒隸 〔案〕「徒隸」は、隸臣妾・城旦舂・鬼薪白粲の総称である（李二〇〇三）。

〔三〕大男 〔整理小組〕「大男」に関連する語について、簡文には他にも「大女」・「使小男」・「使小女」の語がみえる。居延漢簡によれば、六歳以下は未使男・未使女、七歳から十四歳までは使男・使女、十五歳以上は大男・大女といい、その使男・使女と、未使男・未使女は、あわせて小男・小女という。『楊聯陞文集』（中国社会科学出版社、一九九二年）六頁参照。〔案〕本簡は、「大男」・「大女」・「使小男」・「使小女」・「未使小男」・「未使小女」に対する衣料支給量を規定したものである（表1）。「大男」・「大女」は、居延漢簡などにもみえるが、「使小男」・「使小女」・「未使小男」・「未使小女」は他にみえない。しかし居延漢簡には「使男」・「使女」・「未使男」・「未使女」・「小男」・「小女」などの語がみえ、それぞれ一定の年齢の男・女をさす（表2）。それによると、「小男」は「使男」・「未使男」の総称、「小女」は「使女」・「未使女」の総称である。しからば、本簡の「使小男」は「小男である使男」、「使小女」は「小女である使女」、「未使小男」は「小男である未使男」、「未使小女」は「小女である未使女」をそれぞれさすのであろう。現に居延漢簡のばあい、それらの者には、それぞれ異なる量の穀物が支給されている（表3。藤枝一九五五）。それと衣料支給量を定めた表1を対照すると、支給量の点で、「大男」は最多、「大女」・「使小男」・「使男」は二番目、「未使男」・「未使小男」・「使女」・「使小女」は三番目、「未使女」・「未使小女」は最少である。これは、「使男」と「使小男」、「使女」と「使小女」、「未使男」と「未使小男」、「未使女」と「未使小女」が、それぞれ対応関係にあることをしめしている。これより、「使男Ⅱ使小男」・「使女Ⅱ使小女」・「未使男Ⅱ未使小男」・「未使女Ⅱ未使小女」となるであろう。ちなみに、かかる「大」・「小」の区分は、三国呉・走馬樓吳簡「吏民籍」にもみ

えるが、それらは必ずしもその者が一五歳であるか否かには左右されず、むしろ既婚か否かによるとされ（小林二〇〇五）、漢律との相違に注目される。

〔四〕冬裏七丈 〔案〕「布」は、『説文』中部に「布、臬織也」、糸部に「臬、麻也」とあり、麻織物一般のこと。「袍」は、男性用の力カトまで達する長着の綿入れ、もしくは四ヶ所に縁取りされた女性用の赤色の長着の綿入れで、首回りは「襦（襟を後ろないし横で合わせる丸首形式）」である（図1、2参照。林一九七六）。これより、「布袍表裏七丈、絺絮四斤」の「布袍表裏七丈」は、「袍」の表地と裏地をつくるための麻織物をさし、「絺絮四斤」は、その中に入れる綿類をさすと考えられる（後掲注〔五〕も参照）。

漢代の「一丈」は約二三センチ、「二斤」は約二四八グラム（丘一九九二）。「布袍表裏七丈、絺絮四斤」の「表裏七丈」が、表地分・裏地分それぞれ「七丈」の意か、表地分・裏地分合わせて「七丈」の意かは不明。また、このような衣服の材料支給が冬服期間（三ヶ月間。後掲注〔八〕参照）にまとめて一回だけなされたものか、それとも冬服期間に毎月なされたものかも不明。かりに冬服期間（三ヶ月）に表地分・裏地分それぞれ七丈ずつの麻織物が毎月支給されたとなると、その支給量の合計は四二丈となる。一方、当該期間中に表地分・裏地分あわせて七丈の麻織物が一回だけ支給されたとすると、その合計は七丈となる。これより、「諸冗作縣官及徒隸大男」に対する冬期の麻織物支給量は、七丈と四二丈であったことになる。ちなみに、一着の直裾の「袍」を作るには、幅二尺二寸の麻織物が表裏各々一〇丈前後必要とされる（馬王堆一九七三）。すると、一年間に七丈を支給されたばあい、それで「袍」を新調することは困難であるが、四二丈を支給されたばあいには、それで二着の「袍」を作れたことになる。



〔図1〕孝義張家莊出土陶俑の模写



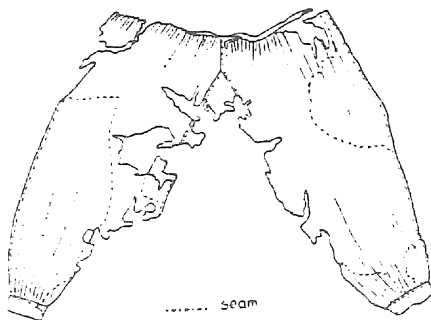
〔図2〕武梁石室画像石の模写

〔五〕絺絮四斤 〔整理小組〕「絺」は、『説文』に「絮也」とあり、簡文と符合する。段玉

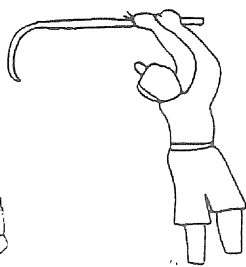
裁注は「絮」を「絮」に改めているが、必ずしも正確ではない。〔案〕「絺」は、戦国時代に絹綿（屑繭の繭でつくった真綿の一種）を意味する語として用いられ、漢代になると、『急就篇』巻四「絺」の顔師古注に「即今之生繭也。一日、今之綿絺、是也」とあり、「生繭」綿絺ツムギ（屑繭または真綿からつむいだ絹糸で作られた織物）の意に用いられるようになったとされる（佐藤一九七七）。ただし本条の「絺」は、「衣袍」の中に入れるものをさすので、絹糸でなく絹綿の意に解すべきであろう。「絮」も、整理小組引『説文』糸部「絺、絮也」によれば、同じく絹綿の類であろう。もっとも、本条には「絺」と「絮」の両字がみえるので、両者には相違のあった可能性もないわけでない。しかし、本条の「絺絮」は、後文で「絮」と略されている。そこでここでは、本条の「絺絮」を絹綿の総称と解する。

〔六〕絺二丈 〔案〕「絺（袴）」は、『釈名』釈衣服に「絺、跨也。兩股各跨別也」、『説文』糸部に「絺、脛衣也」とあり、いわゆるハカマのことで、図3、4のようなものとされる（林一九七六）。ただし本条の「絺」は、長さの単位「丈」が用いられているので、既製品のハカマをさすとは考えがたい。おそらくハカマを作るための生地をさすのであろう。ちなみに本条には、冬に「絺（袴）」を支給し、夏に「勿裏袴（袴）」とあるから、「絺（袴）」は防寒着としての役割を有していたのかもしれない。もっとも、「絺（袴）」の支給は「大男」・「大女」・「使小男」に限られ、「未使小男」・「使小女」・「未使小女」には夏・冬を問わず「絺（袴）」が支給されていない。

〔七〕絮二〇裏褌 〔整理小組〕褌は、一重の着物のことである。〔案〕「褌」（＝褌衣）は、「衣・裳」の連続した上下ひとつながりの一重の衣服で、その襟は手前で「ソ」形に合わさり、図5、6のようなものとされる（林一九七六）。ただし、



〔図3〕クム・ダリヤ支流6号地出土



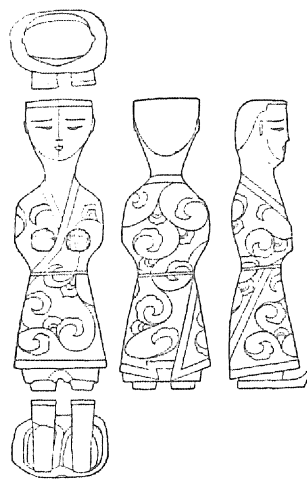
〔図4〕成都揚子山出土画像石

本条の「褌」は、長さの単位「丈」が用いられているので、既製品のハカマではなく、それを作るための生地（麻織物）の意であろう。

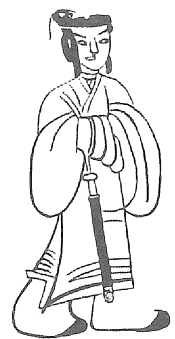
〔八〕冬半〱稟之 〔案〕本句は、「夏は四月を以て六月を盡くすまで、冬は九月を以て十一月を盡くすまで」と訓読される。すると本句の「夏」は四月〱六月となり、暦法上の夏と合致する。しかし、本条の「冬」は九月〱一月であり、暦法上の冬（一〇月〱十二月）と一致しない。しからば本句の「夏」・「冬」は、暦法上の四時にあたるものではなく、むしろ夏服給付期間・冬服給付期間のことであろう。四〱六月を夏服支給期間、九〱十一月を冬服支給期間とする規定は、睡虎地秦簡「秦律十八種」金布律（第一五七簡）にも「受（授）衣者、夏衣以四月盡六月稟之、冬衣以九月盡十一月稟之、過時者勿稟」とみえ、戦国秦でも同様であったようである。

〔九〕布八〱七稷 〔整理小組〕稷は、『説文』に「布之八十縷爲稷」とある。

〔案〕「稷」は、整理小組引『説文』禾部以外にも、『史記』卷一一孝景本紀後二年正月条の『正義』や、『漢書』卷九九王莽伝中天鳳三年五月条の顔師古注引孟康注に「八十縷也」とある。「縷」は、『説文』糸部に「縷、綫也」、《大広益会玉篇》糸部に「綫、可以縫衣也」とあり、糸の意。よって、「稷」は八〇本の縦糸の意に解される。これは、『国語』魯語上「不過七升之布」の韋昭注に「八十縷爲一升」とあり、「升」とも称された。「升」について佐藤武敏氏は、漢代の布帛の幅を二尺二寸と解した上で、前掲魯語上の「七升之布」を幅二尺二寸に対して五六〇本の縦糸を用いた麻織物のこととしている（佐藤一九六二）。たしかに、「二年律令」□市律（第二五八簡）に「販賣繪布幅不盈二尺二寸者、没入之」とあり、漢初における布帛の幅は基本的に二尺二寸と定められていた。すると、「布八稷・七稷」は、それぞれ二尺二寸の幅に対して六四〇本・五六〇本の縦糸を用いた麻織物を意味することになる。ちなみに劉志玲氏は、「布八稷・



〔図5〕雲夢大墳頭出土木



〔図6〕洛陽西郊墓壁面模写

七稷」を「布八稷」と「布七稷」とに分け、前者は「冗作縣官」に、後者は「徒隸」にそれぞれ支給されたとする（劉二〇〇三）。しかし、『史記』孝景本紀後二年正月条に「令徒隸衣七稷布、止馬春。爲歲不登」とあり、「徒隸」は景帝期に儉約政策の一環として「七稷布」の着用を強制されており、それ以前は「七稷布」以上の麻織物を着用していたと想定されるので、本条の「徒隸」がすでに「布七稷」の着用を強制されていたとは考えにくい。そこでここでは、「布八稷・七稷」を「幅二尺二寸に対して六四〇本および五六〇本の縦糸を用いた麻織物」の意に解する。

〔一〇〕以裘く綺可　〔案〕「裘」は、『説文』衣部に「裘、皮衣也」とあり、皮衣の意。劉志玲氏は、「裘」に「狐裘」・「虎裘」・「狼裘」・「羔裘（羊裘）」・「鹿裘」などの種類があるとした上で、『韓非子』外儲説左下に「孫叔敖相楚、棧車牝馬、糲餅菜羹、枯魚之膳、冬羔裘、夏葛衣、面有飢色、則良太夫也」、『後漢書』卷二四馬援列伝に「乃盡散以班昆弟故舊、身衣羊裘皮綺」、『史記』卷八七李斯列伝に「堯……冬日鹿裘、夏日葛衣、糲糲之食。……雖監門之養不穀於此矣」などとあり、とくに「羔裘（羊裘）」・「鹿裘」が粗末な衣服とされていることから、「冗作縣官」と「徒隸」に支給された「裘」もこれら二種類であつたと推測している（劉二〇〇三）。

書き下し文

諸およ縣官に冗作するもの及び徒隸の大男には、冬に布袍表裏七丈・絺絮四斤、袴二丈・絮二斤を稟せよ。大女及び使小男には、冬に袍五丈六尺・絮三斤、袴丈八尺・絮二斤とせよ。未使小男及び使小女には、冬に袍二丈八尺・絮一斤半斤とせよ。未使小女には、冬に袍二丈・絮一斤とせよ。夏に皆な褌を稟するに、各々其の丈數を半ばし、而して袴を稟する勿かれ。夏は四月を以て六月を盡すまで、冬は九月を以て十一月を盡すまで之を稟せよ。布は皆な八稷・七稷とせよ。裘の皮綺を以て袍の綺に當つるも可なり。

通釈

およそ県官において特定の服役内容をもたずに労役に従事している大男、および徒隸の大男には、冬（冬服期間中）に、袍（長着の綿入れ）を作るための麻織物七丈（約一六メートル）と絹綿^{きぬわた}四斤（約九九二グラム）、袴を作るための麻織物二丈（約四・六メートル）と絹綿二斤（約四九六グラム）を支給せよ。大女および使小男には、冬（冬服期間中）に、袍を作るための麻織物五丈六尺（約一二・九メートル）と絹綿三斤（約七四四グラム）、袴を作るための麻織物丈八尺（約四・一六メートル）と絹綿二斤（約四九六グラム）を支給せよ。未使小男及び使小女には、冬（冬服期間中）に、袍を作るための麻織物二丈八尺（約六・四七メートル）と絹綿一・五斤（約三七二グラム）を支給せよ。未使小女には、冬（冬服期間中）に、袍を作るための麻織物二丈（約四・六二メートル）と絹綿一斤（約二・四八グラム）を支給せよ。夏（夏服期間中）には、すべての者（Ⅱ県官において特定の服役内容をもたずに労役に従事している者および徒隸）に、褌（二重の長着）を作るための麻織物を支給するが、それぞれに支給する麻織物の長さは、（冬に支給した麻織物の長さの）半分とし、そのさいに袴を支給してはならない。夏（夏服期間中）は四月から六月まで、冬（冬服期間中）は九月から十一月までとし、右記のごとく衣服を支給せよ。支給する麻織物は、いずれも幅二尺二寸に対して六四〇本および五六〇本の縦糸を用いたものとせよ。皮革製の袴を、袍を着用するときにはく袴としてもよい。

考察①

本条（以下、史料①）は、「諸冗作縣官及徒隸」に対する衣料の「稟（支給）」について規定したものである。既述のごとく、「冗作縣官」者が特定の服役内容をもたずに官府で労役する者、「徒隸」が城旦・舂・隸臣・隸妾・鬼薪・白粲の総称であるとするれば、これらの衣料支給は、とりあえず官府で労役している者に対してなされたものといえる。

これに関連して、「秦律十八種」金布律（第一六一～一六三簡）には「稟衣者隸臣・府隸之母妻者及城旦、冬人百一十錢、夏五十五錢。其小者冬七十七錢、夏卅四錢。舂冬人五十五錢、夏卅四錢。其小者冬卅四錢、夏卅三錢。隸臣妾之老及小不能自衣者、如舂衣。●亡不仁其主及官者、衣如隸臣妾」とある（以下、史料②）。これは、「隸臣・府隸之母妻者及城旦・其小

者」・「春・其小者」・「隸臣妾之老及小不能自衣者」・「亡不仁其主及官者」の四者に対する衣服支給の方法を規定したものである。したがって、これも本条と同じく、官府で労役する者に対する衣料支給を定めたものと解される。そこでまず史料②の内容を検討した上で、それと史料①を比較してみよう。

まず秦律のばあい、「秦律十八種」司空律（第一三三～一三九簡）に「有臯以賞贖及有責（債）于公、以其令日問之、其弗能入及賞（債）、以令日居之、日居八錢。公食者、日居六錢。……●凡不能自衣者、公衣之、令居其衣如律然」。其日未備而被入錢者、許之。以日當刑而不能自衣食者、亦衣食而令居之」とある（以下、史料③）。これによると、衣料を自給できない刑徒には官がそれを支給し、その費用は、当該刑徒の毎日の労働を錢に換算したものから差し引かれた。つまり、戦国秦の刑徒には、（A）衣料を自給した者と、（B）自給できずに官からの支給による者がいた。そうすると史料②は、（B）に対する衣料支給の方法を定めたものということになる。そこで史料②を確認すると、（一）妻のいない隸臣と府隸、（二）城旦舂および小城旦舂、（三）衣料を自給できない「老」・「小」の隸臣妾、（四）「亡不仁其主及官者」に対する衣料支給の配分が定められている。ではこれら四者は、はたして本当に（B）とみなされていたのであろうか。

（一）に関しては、「秦律十八種」司空律（第二〇八～二〇九簡）に「隸臣妾・城旦舂之司寇・居贖責（債）、毆（繫）城旦舂者、勿責衣食。其與城旦舂作者、衣食之如城旦舂。隸臣有妻、妻更及有外妻者、責衣。人奴妾毆（繫）城旦舂、責（貸）衣食公、日未備而死者、出其衣食」とある（以下、史料④）。これより、妻帯した隸臣が衣料を自給していたことがわかる。隸臣の家族・財産は「收（没官）」されない（角谷二〇〇六）、かりに隸臣に妻がいたばあい、その妻が隸臣の衣料を購入入して衣服を作ったのであろう。これまで、先秦時代の女性が「男耕女績」の通念に従って家内消費用の衣料を生産していたとする見方に対しては、史料的に検討の余地のあることが指摘されてきたが（原一九九四）、本条はむしろ逆にこの点を証するものとして注目される。「秦律十八種」属邦律（第二六八簡）にも「道官相輸隸臣妾・收人、必署其已稟年月、受衣未受、有妻毋（無）有。受者以律續食衣之」とあり（以下、史料⑤）、妻帯の是非が衣料支給の有無の指標となっていたことが窺われる。これらは逆に、妻のいない隸臣に対して官が衣料を支給していたことをしめすものであろう。「男耕女績」である

以上、妻のいない男性刑徒は衣料を自給することが困難となるはずであるからである。ちなみに、隸臣とともに挙げられている府隸は、他にみえない語であり、具体的にどのような者をさすのか判然としない。しかし、史料②をみるかぎり、それが妻帯を認められており、衣料支給の点で隸臣と同じ扱いをされていたことは確かである。

(二) に関しては、史料④からも確認される。その理由は、城旦・舂のばあい家族・財産が「收」され(角谷二〇〇六)、自らも激しい労役に服するので(石岡二〇〇六)、衣料を自給できる状態にはないからであろう。

(三) は、衣料を自給できない「小」・「老」の隸臣・隸妾に関する規定で、(B)に属することは明らかである。これと(一)をあわせて考えてみると、原則として隸妾と妻のいる隸臣は、衣料を自給せねばならなかったようである。妻のいる隸臣がそうであることはすでに確認した。また隸妾に関しても、そもそも衣料をつくるという作業がおもに女性労働であるため(佐藤一九六二、角谷一九九八)、衣料を自給する者として官側に認められていたと考えられる。

(四) の「亡不仁其主及官者」が何をさすのかは未詳であるが、「衣如隸臣妾」とあるので、非妻帯者であれば官が衣料を支給し、妻帯者であれば衣料を自給させ、女性であれば隸妾と同じように衣料を自給させたことは確かである。

以上の検討により、史料②の衣料支給対象者である四者は、いずれも(B)に属することが確認された。すると、史料②に衣料の支給量のみならず、その価格まで明記されている理由も、次のように説明できる。すなわちそれは、その分の錢を被支給対象者である刑徒にあとで返済させるための目安であった。そのばあい刑徒の毎日の労働を錢に換算し、それを返済にあてさせた(史料③)。だからこそ、史料②には衣料の実勢価格でなく、返済額の目安としての固定官価がしるされているのであろう(「実勢価格」・「固定官価」については柿沼二〇〇六C参照)。

このような分析結果をふまえた上で、あらためて史料①をみると、そこには大きな相違が看取される。すなわち、史料①には、「徒隸」全体に対する衣料支給の方法がしるされており、それらの者が妻帯しているか否かなどといった秦律上の制約はみられない。このことは、(A)衣料を自給した者、(B)自給できずに官からの支給に依存した者という秦律上の区分が、必ずしも漢律に継受されなかったことを意味する。つまり史料①は、史料②を継受する一方で、なお史料②とは大きく異な

る面も含んでいたのである。ちなみに、本条と類似する条文は、復元された唐開元雜令25および日本養老雜令34給衣服条などにもみえ（唐令拾遺・唐令拾遺補）、後者は前者を継受したものと考えられる。

考察②

本条の衣料用語（「袴（袴）」「禪（禪）」など）に着目すると、それらが函谷関以西の方言と一致するという傾向が看取される。すなわち、『方言』巻四に「袴齊魯之間謂之襠、或謂之襠。關西謂之袴」とあり、「袴（袴）」は、齊・魯の方言で「襠」「襠」、函谷関以西の方言で「袴」という語を用いるとされている。また、『釈名』釈衣服に「襠……荊州謂禪衣曰布襠」、『方言』巻四に「禪衣、江淮南楚之間謂之襠。關之東西謂之禪衣」とあり、「禪衣」は、荊州方言で「襠」、前漢時代の江淮・南楚間の方言で「襠」、函谷関東西の方言で「禪衣」という語を用いるとされている。これらは、「二年律令」がとくに函谷関以西の地（長安など）の語を用いて作られたことを示唆するものかもしれない。

○第四二一簡～四二三簡

原文

馬牛當食縣官者慘以上牛日芻二鈞八斤、馬日二鈞□斤食一石十六斤芻稟半、乘輿馬芻二稟一、牝玄食之

四二一

各半其馬牛食僕牛日芻三鈞六斤、犢半之以冬十一月稟之盡三月止其有縣官事不得芻牧者夏稟之如冬

四二二

各半之

四二三

校訂文

馬・牛當食縣官者、慘以上、牛日芻二鈞八斤、馬日二鈞□（八）斤、食一石十六斤。芻・稟半、^{（一）}。乘輿馬芻二稟一、^{（二）}。牝・玄（駘）食之各半其馬・牛食^{（三）}。僕牛日芻三鈞六斤^{（四）}、犢半之^{（五）}。以冬十一月稟之、盡三月止。其有縣官事不得芻

牧者、夏稟之如冬。各半之。^{〔六〕}

注 釈

〔一〕馬牛・稟半 「整理小組」慘は、『説文』に「三歳牛」とある。鈞は三〇斤である。〔案〕「芻」は『説文』艸部に「芻、刈艸也」とあり、刈草の総称とされ、「稟」は『説文』禾部に「稟、稈也」とあり、ワラのこととされる。ただし『礼記』祭統篇の鄭玄注に「芻、謂稟也」とあるごとく、「芻」・「稟」とされることもある。しかし「二年律令」田律（第二四〇簡）に「入頃芻・稟、頃入芻三石。上郡地惡、頃入二石。稟皆二石」とあり、漢律では「芻」・「稟」が区別されていた。また「秦律十八種」田律（第七五簡）に「入頃芻・稟、以其受田之數、無狼（墾）不狼（墾）、頃入芻三石・稟二石」とあり、秦律でも両者は区別されていた。これより、本条の「芻」は刈草、「稟」はワラのことと考えられる。ちなみに本条の「芻」は、夏に馬・牛を放牧できないばあい（後掲注〔六〕参照）、もしくは青草の生えていない冬に支給するものとされているので、とくに保存用の刈草すなわち乾草をさしている可能性が高い。

「牛日芻二鈞八斤」は、毎日牛に「芻六八斤（約一七キロに相当（丘一九九二））」を飼料として支給する意である。その量に関して、たとえば現代の泌乳牛は、毎日体重の約三・三・五パーセントの乾物飼料を食むとされる（渡邊二〇〇〇）。したがって、漢初の牛の体重を六〇〇キロ以下とすると、本条にみえる約一七キロの粗飼料は、妥当な支給量であったことになる。このことは逆に言えば、官有牛に別途さらに支給されるワラが、飼料ではなかった可能性をしめしている。しからば本条のワラは、寝藁として支給されたのかもしれない。

「馬日二鈞□斤」は、毎日馬に「芻二鈞□斤」を飼料として支給する意である。この「鈞」字については誤釈とする説もあるが（劉二〇〇三）、図版の筆画からは判断しがたいので、整理小組の釈文に従う。すると本条は、三歳以上の官有馬に毎日「芻二鈞□斤」・「芻六一・六九斤（約一五・三・一七・三キロ）」を支給することを定めたものと解される。現代飼料学によると、体重四〇〇・六五〇キロの乗馬または挽馬には、穀物約一・八・七キロ、乾草約四・七・九キ

口を支給する（野村一九九七）。すると、漢代の馬の平均身長が約六尺（約一三八センチ）であることから（森一九七五、懸泉置漢簡（V1610②:11-20）参照）、体重を四〇〇キロ以下と仮定すると、その乾草の支給量は七・九キロ以下となる。これは「芻」二鈞□斤よりも少量である。これより、官有馬に対する飼料は、「芻」二鈞□斤でほぼ十分と推測され、それ以外に支給されるワラは、飼料用ではなかったと考えられる。このばあいのワラは、牛のばあいと同様、寝藁として支給されたのかもしれない。なお、現代でも馬の敷料にはワラを使うのが一般的とされる（野村一九九七）。

本条の「芻」は、重量単位で計量されている。しかし、張家山漢簡「算数書」（第五二〜五三簡）には「傳馬 傳馬日二（三）匹共芻・藁二石、令芻三而藁二。今馬一匹前到。問予芻・藁各幾何。曰、予芻四斗・藁二斗泰（大）半斗。朮（術）曰、直（置）芻三藁二并之、以三馬乘之爲法、以二石乘所直（置）各自爲實」とあり、ここでは「芻」が、「石」・「斗」などの体積単位によって計量されている。「石」は約二〇リットル、「斗」は約二リットルにあたる（丘一九九二）。一方、居延漢簡によると、官有馬は毎日「茭一束半」〜「茭二束」を食むものとされており（森一九七五）、この「茭」は一般に乾草と解されている（王二〇〇四）。他方、敦煌漢簡（第一六四簡）には「爲買茭＝長二尺、束大一韋、馬母穀氣以故多物故」とあり、「茭」の単位とおぼしき「韋」という単位もみえ、それは「圍」の省文とされている（王二〇〇四）。敦煌漢簡（第一一五二簡）に「四韋以上 廿束爲一石率曰□」とあり、「韋（圍）」・「束」・「石」が併記されていることから、「韋（圍）」が「束」・「石」などとは異なる単位であったことは明らかである。これより、漢代における「芻」の計量には、①「鈞」・「斤」などの重量単位によるばあい、②「斗」・「石」などの体積単位によるばあい、③「束」によるばあい、④「韋（圍）」によるばあいがあったと考えられる（後掲金布律（第四二五簡）の考察も参照）。

「食一石十六斤」の「石」は、『漢書』卷二一律曆志上に「二十四銖爲兩、十六兩爲斤、三十斤爲鈞、四鈞爲石」とあり、一二〇斤（約三〇キロ）に相当（丘一九九二）にあたる。したがって本句は、合計一三六斤（約三四キロ）の飼料を、馬、牛、あるいはその両方に食ませる意に解される。その意味について京都大班は、前文の「牛日芻二鈞八斤、馬日二鈞□斤」の総計をさす可能性と、「芻二鈞八斤」と「藁二鈞八斤」の総計をさす可能性があるとする（京都二〇〇六）。

たしかに、反芻動物の牛はワラを主食とすることが可能である。また馬も、反芻動物でないためにワラのみを食むことは困難であるものの、そこに生草・乾草を混ぜたものを飼料とすることができる。よって、秦漢時代の馬・牛が「芻」と「藁」の両方を飼料としていた可能性もある。しかし、牛一頭あるいは馬一頭が、毎日「一石十六斤（約三四キロ）」もの飼料を食んだとは考えにくい。しかも本条にみえるワラは、既述のごとく、寝藁として支給された可能性が高い。よって、ここではとりあえず京都大槌の前者の解釈に従った。そのばあい、「馬日二鈞□斤」の未読字部分には「八」字が入っていたことになる。

「食一石十六斤」の直後の句について、整理小組は「□□藁□」、魯家亮・劉志玲両氏は「芻一藁二」と釈しているが（劉二〇〇三）、赤外線による新釈文によれば「芻藁半」と釈される（校訂二〇〇六）。これはおそらく「芻」と「藁」の支給量の割合をしめす句であろう。というのも本句は、芻と藁の支給量の割合をしめす後文の「芻二藁一」（後掲注（二）参照）と同じような構文を有しているからである。すると、その読み方としては、①「芻は藁の半ばとす」、②「芻・藁は半ばす」の二つが可能で、①であれば芻一对藁二、②であれば芻一对藁一の意に解される。ところが①のばあい、本句は、後文の「芻二藁一」と正反対の意味であることになるので、「芻一藁二」と表記されるはずであるが、そのようなはなっていない。そこでここでは、とりあえず②の読み方を採用し、「芻・藁は相半ばする」の意に解する。

〔二〕食一藁一〔整理小組〕乗輿馬は、『漢書』昭帝紀の注に「謂天子所自乘以駕車輿者」とある。また、睡虎地秦簡「秦律雜抄」にもみえる。〔案〕「乗輿馬」の「乗輿」は、『独断』巻上に「漢天子……車馬・衣服・器械・百物曰乗輿。……乗輿出於律。律曰、敢盜乗輿服御物。謂天子所服食者也。天子至尊、不敢溲瀆言之。故託之於乗輿」とあり、天子の「車馬・衣服・器械・百物」の呼び名であること、天子の別称でもあること、漢律で天子のことを「乗輿」と表記する例のあることが知られる。このような「乗輿」字を有する「車馬・衣服・器械・百物」としては、前漢南越王墓とされる象崗大墓出土銀洗（洗面や手洗い用の銀器）や、容庚『秦漢金文録』所収の漢代銅器などを挙げることができる（工藤二〇〇六）。他にも、龍崗秦簡（第五九簡）、尹湾漢簡「武庫永始四年兵車器集簿」（YM6D6）、漢代未央宮出土骨簽など

に「乘輿」の語がみえる。そこでここでは「乘輿」の二字を冠する「乘輿馬」を、天子に関係のある馬のことと解する。ただし、その製造と管理について加藤繁氏は、『漢書』卷七七母将降伝に「大司農錢、自乘輿不以給共養、共養勞賜、壹出少府」などとあることから、基本的に「少府」がその任にあたっていたとのべ、その費用を帝室財政の支出項目に分類する一方で、『漢書』卷八宣帝紀即位年条に「太僕以輪獵車奉迎曾孫」とあり、天子の乗用にあてべき「獵車」が大司農管轄下の「太僕」で製造・保管されていることから、「乘輿」の全てが「少府」に属していたわけではないとも付け加えている（加藤一九五二）。したがって、本条における「乘輿馬」の「芻」・「藁」などの費用が帝室財政・国家財政のいずれから支出されたものかは必ずしも確定できない。ちなみに、『新書』等齊篇には「天子車曰乘輿、諸侯車曰稱輿」とあり、天子の車である「乘輿」と、諸侯の車である「稱輿」は区別されていたごとくであるが、本条には「稱輿馬」に関する文はみえない。

「芻二藁一」は、前掲「算数書」（第五二〜五三簡）に「芻三而藁二」という類似の句がみえ、「芻」と「藁」の割合をしめしていることから、それと同じように「芻」と「藁」の割合をしめす句と解される。したがって本条は、一般的な官有馬に一对一、「乘輿馬」に二対一の割合で「芻」・「藁」を支給することを定めたものであろう。すると、前者には「芻」・「藁」をそれぞれ二鈞八斤、後者には「芻」を四鈞一六斤、「藁」を二鈞八斤支給したことになり、後者には通常の二倍の「芻」が飼料として支給されていたことになる。既述のごとく、当時の馬がそれほど大量の「芻」を食べていたとは考えにくい、それにもかかわらず「乘輿馬」にこれほど多くの「芻」を支給する理由は、それによつて皇帝の御物たる「乘輿馬」を優遇するためであらうか。

〔三〕牝玄く牛食 〔整理小組〕牝は、『説文』に「二歳牛」とある。『説文』に「〔馬〕馬一歳也。……讀若弦」とある。欠字の右辺は「玄」に従い、「馬」字の異体字とすべきである。〔案〕「牝」の直後の字は「玄」に釈される。『大広益会玉篇』馬部に「駘、馬一歳」、馬叙倫『説文解字六書疏証』卷一九に「駘者、馬之俗。玄者、之省。此馬讀若弦之證」とあり、「玄」は「駘」字の省文であらう。これより本条は、二歳の牛と一歳の馬にそれぞれ「芻一鈞四斤（約八・五キロ）」

を支給することを定めたものと解せなくもない(臧二〇〇四)。ただしそうすると本条には、一歳の子牛と二歳の子馬への飼料支給に関する規定だけが抜けていることになる。そこで、ここではとりあえず「牝」を一歳の子牛、「駟」を二歳の子馬の総称と解する。

〔四〕以冬半之 〔整理小組〕僕牛は、車を牽く牛のことである。『山海經』大荒東經に「王亥託于有易・河伯僕牛、有易殺王亥、取僕」とある。〔案〕僕牛に対する飼料支給量は、一般的な官有牛に対するそれよりも多い。それはおそらく、後者がおもに耕作牛であるのに対し、前者は牛車用の牛であり、両者の労働量が異なるためであろう。

〔五〕犢半之 〔案〕「犢」は、『説文』牛部に「犢、牛子也」とあり、子牛の意。前掲注〔三〕で言及した「牝」との関係は不明。ちなみに、龍崗秦簡に「亡馬・牛・羊・駒・犢・〔羔〕・馬・牛・駒・犢・〔羔〕皮及□皆入禁□□(官)□□(第一一二簡)」とあり、そこでは子馬は「駒」、子牛は「犢」と呼ばれている。しかし本条では、「犢」に対する飼料支給の規定はみえるものの、「駒」に関する規定はみえない。また「駟」と「駒」の関係も不明。

〔六〕以冬半之 〔案〕本条によれば、馬・牛の飼育には、囲い込むばあいと放牧するばあいの二種類があり、一月〜三月は囲い込みの時期、四月〜十月は放牧期にあたる。本条後文に「夏稟之如冬」とあり、囲い込みの時期は「冬」、放牧期は「夏」とされているが、これらはいずれも曆法上の四時には対応しない。これについて臧知非氏は、第四二三簡と第四二三簡を連続するものと解した上で、漢初における馬・牛の放牧期の飼料は囲い込みの時期の半分であったと推測している(臧二〇〇四)。しかし京都大班は両簡の接続に否定的で(京都二〇〇六)、また唐令・日本令では夏の飼料支給量が冬の二倍である(後掲表4)。しかも、第四二三簡と第四二三簡は、そもそも出土した場所が異なる(後掲金布律(第四三六〜四三八簡)の注(一六)参照)。よって、ここではとりあえず第四二三簡と第四二三簡を連続しないものと解する。ただし本句の「半」字を「倍」字の誤りとみれば、本句は「夏の飼料支給量を冬の二倍にする」という意味になり、内容的に唐令・日本令と共通することになる。そのため、第四二三簡と第四二三簡が連続していた可能性も完全には否定できない(後掲金布律(第四二五簡)の考察参照)。

「芻牧」は伝世文献にみえる語で、たとえば『六韜』豹韜篇に「武王問太公曰……牛馬無所芻牧。爲之奈何。太公曰……牛馬無食……者、索便詐敵」とある。これによれば、牛・馬を「芻牧」するとは、牛・馬を放牧して「食」ませることである。

書き下し文

馬・牛の當に縣官に食^{やしな}うべき者、慘以上ならば、牛は日ごとに芻二鈞八斤とし、馬は日ごとに二鈞八斤とし、一石十六斤を食^はませよ。芻・稟は半ばせよ。乘輿馬は芻二・稟一とせよ。牝・駮^{げん}の之を食むものは、各々其の馬・牛の食を半ばせよ。僕牛は日ごとに芻三鈞六斤とし、犢^{とく}は之を半ばせよ。冬十一月を以て之に稟し、三月を盡くして止めよ。其れ縣官の事有りて芻牧するを得ずんば、夏は之に稟すること冬の如くせよ。各々之を半ばせよ。

通釈

官が養うべき馬・牛のうち、三歳以上のものには、牛のばあい毎日芻二鈞八斤（約一七キロ）を支給し、馬のばあい毎日二鈞八斤を支給し、合計で一石一六斤（約三四キロ）を与えよ。芻と稟の割合は半分ずつにせよ。乘輿馬には、芻二に対して稟一を支給せよ。牝（一〜二歳の子牛）・駮（一〜二歳の子馬）には、それぞれ三歳以上の馬・牛に支給される飼料の半分（芻二三斤）を与えよ。僕牛には毎日芻三鈞六斤を支給し、犢（子牛）にはその半分（芻一鈞一八斤）を支給せよ。冬十一月より馬・牛に対する飼料の支給を開始し、三月いっぱいまで支給をやめよ。官署の用務のために放牧して飼養することができなかったばあい、夏であっても、馬・牛に飼料を支給する量は、冬と同様にせよ。それぞれその半分にせよ。

○第四二四簡

原文

□□日□芻一鈞十六斤

四二四

校訂文

□□日□芻一鈞十六斤。

書き下し文

……日……芻は一鈞十六斤とせよ。

通釈

……日ごとに……芻は一鈞一六斤（約一一・四キロ）とせよ。

○第四二五簡

原文

馬日匹二斗粟一斗耐_レ傳馬使馬都廐馬日匹耐一斗半斗

四二五

校訂文

馬日匹二斗粟・一斗耐（菽）^{（一）}。傳馬・使馬・都廐馬日匹耐（菽）一斗半斗^{（二）}。

注釈

〔一〕馬日_レ斗耐 **〔整理小組〕**「耐」字は不鮮明。おそらく「叔」〔の声符〕に従い、すなわち「菽」、豆のことであろう。

〔案〕「斗」は約二リットル（丘一九九二）。整理小組は、簡の冒頭に二字分の未読字があるとするが、図版をみると当該箇所文字はみえない。ただし、本簡が別簡に連続する可能性もあるため、本簡冒頭の「馬」が一般的な官有馬をさすのか（臧二〇〇四）、それとも別の特別な馬であるかは不明。

整理小組は、本簡第九字・第一九字を「𥽿」字に釈し、「叔（菽）」字に読み替えている。かりに当該字を「𥽿」と釈したばあい、構成要素の「𥽿」字は「穡」字と通仮する（董一九四四）。すると、『説文』禾部に「穡、穀可收曰穡」とあるから、「𥽿」は穀物一般の意に解せなくもない。しかし、それでは前文の「粟」との区分が不明瞭となる。そこで整理小組に従うと、「叔（菽）」は、『淮南子』墜形訓の高誘あるいは許慎の注に「菽、豆也」とあり、豆類の意である。さらに、懸泉置漢簡（II 00214②:556）にも「制曰、下大司徒・大司空、臣謹案、令曰、未央廩騎馬・大廩馬日食粟斗一升・叔（菽）一升。置傳馬粟斗一升、叔（菽）一升」とあり、「傳馬」などに「粟」や「叔（菽）」が支給されていたことが確認される。よって、ここでは整理小組の解釈をとる。ちなみに、「秦律十八種」金布津（第一四一簡）に「狼（墾）生者、食其母日粟一斗、旬五日而止之」とあり、戦国秦では牛にも臨時に「粟」を支給していたようであるが、「二年律令」にその規定はみえない。

なお前掲金布律（第四二一～四二二簡）には、馬・牛に対する「𥽿」・「稾」の支給量がしるされているが、それに対して本条には、穀物・豆類の支給量がしるされている。穀物・豆類は、現代では濃厚飼料と呼ばれ、不足した栄養素を補うために用いられる（渡邊二〇〇三）。したがって、おそらく本条の穀物と豆類は、「𥽿」・「稾」の栄養素を補うために別途支給されたものであろう。ちなみに森鹿三氏は、漢代居延の駅馬・伝馬などに毎日「麥一石二斗」、渠令・候長・候史などの馬に「麥二石」が支給され、ときには「稊（うらまひ）」なども支給されたことを指摘しているが（森一九七五）、これらも漢代の馬に濃厚飼料を支給していたことの証左である。

〔二〕傳馬く半斗 〔案〕前漢時代の「傳馬」については一般に、官吏が公用で使う「傳車」を牽くための馬で、駅ごとに単騎で馳行する「驛馬」などとは区別されていたとされる（青木一九三八、浜口一九六六A・B、森一九七五）。これに

対して富谷至氏は、公務を帯びた旅行者・出張者が使う馬として候官や都尉もしくはその所轄官署に置かれたものが「傳馬」で、それは「郵」・「置」・「驛」などに置かれた郵書伝達用の「驛馬」と機能的に区別されていたとし（富谷二〇〇三）、必ずしも「傳馬」を駕車用の馬とは解していないようである。いずれにせよその管理にさいしては、懸泉置漢簡（1610③:11-20）に「傳馬一匹、騊、牡、左剽、決兩鼻兩耳數、齒十九歲、高五尺九寸……」。建始二年三月戊子朔庚寅、縣（懸）泉廐畜夫欣敢言之。謹移傳馬名籍一編。敢言之」とあり、伝馬の特徴・年齢・名前などをしるした「傳馬名籍」がつくられたようである。

「使馬」は、他にみえない。『続漢書』輿服志上に「大使車」・「小使車」・「近小使車」などとあり、いずれも使者の車と解される。しからば本条の「使馬」とは、これらの「使車」を牽く馬のことかもしれない。

「都廐馬」の「都廐」については、『三輔黄图』卷六に「都廐、天子車馬所在」、南宋・王应麟『玉海』卷一四八漢都廐条「惠紀三年七月都廐災」の注に「大廐者天子法廐、所謂都廐也。是時天子居未央宮、供天子之用也」、『資治通鑑』卷一二惠帝三年条「七月都廐災」の胡三省注に「都廐、大廐也。属太僕」、沈家本『漢律摭遗』に「按、都廐・中廐疑即指天子六廐、而非言别有二廐」とあり、天子の車馬のある廐とみる『三輔黄图』の説、「大廐」とみる王应麟・胡三省の説、「天子六廐」とみる沈家本の説がある。さらに他にも、「都廐」の「都」を「都官」の省文と解する説（王二〇〇一）、「都廐」を県級機構とみる説などがある（周・劉二〇〇二）。これらをふまえると本条の「都廐馬」は、①天子の馬全般、②「大廐」に属する馬、③「天子六廐」に属する馬、④都官の馬、⑤都廐の馬のいずれかであったことになる。ちなみに、戦国秦〜前漢中晩期の西安相家巷遺址探溝（TGI）より出土した封泥に「都廐」とある（相家巷二〇〇六）。

以上、「傳馬」・「半斗」は、伝馬・使馬・都廐馬に、豆一・五斗（約三リットル）を支給することを定めたものと解される。ただし、本条前半では「馬」に「二斗粟・一斗菽」を支給するところあり、豆以外にも粟を支給することが定められている。前掲注（一）でのべたように、本簡が別簡に後続するものであった可能性もあるため、冒頭の「馬」字には何らかの修飾語が付いていたとも考えられるが、いずれにせよ「馬」に対する豆の支給量と「傳馬・使馬・都廐馬」のそれ

とを比較すると、前者の方が少ない。よって、後者は前者よりも優遇されていたことになる。これより、前者に支給される「粟」は、後者にも当然支給されていたと考えられる（臧二〇〇四）。

書き下し文

馬は日ごとに匹ごとに二斗粟・一斗菽とせよ。傳馬・使馬・都廐馬は日ごとに匹ごとに菽一斗半斗とせよ。

通釈

馬には、毎日一頭ごとに穀物二斗（約四リットル）と豆一斗（約二リットル）を支給せよ。伝馬・使馬・都廐馬には、毎日一頭ごとに【穀物二斗と】豆一・五斗（約三リットル）を支給せよ。

考察

以上、第四二一〜第四二五簡は、官有の牛・馬に対する飼料等の支給量を定めたものであるが、それと関連する文が、復元された唐開元廐牧令2および日本養老廐牧令1廐細馬条、宋天聖廐牧令1・2にもみえる（唐令拾遺・唐令拾遺補参照）。そこでとくに本条・唐令・日本令の内容を対照すると、次のような問題点が指摘できる。

第一に、本条の内容は、唐宋および日本の廐牧令ときわめて類似しており、後者は前者を継受したものと考えられる。これは、唐令・日本令の廐牧令の淵源が、前漢初期に遡ることを意味する。したがって、整理小組の分類どおり、本条が金布律に属する条文であれば、「漢金布律の一部↓唐廐牧令↓日本廐牧令」という継承関係が想定される。そこで「秦律十八種」金布律（第一四一簡）をみると、牛の飼料支給量に関する条文がみえ、本条と関連する条文が、戦国秦でも金布律に属するとされていたことが確認される（前掲金布律（第四二五簡）の注（二）参照）。すると「秦金布律↓唐廐牧令↓日本廐牧令」となろう。ところが、本条のしるされている竹簡には律名が明記されていない。そのため、家畜の飼料支給に関する秦金布

律の条文が、漢初に別の律として再編され、それが後に唐厩庫律に継受された可能性も完全には否定できない。現に、本条を継受した唐厩牧令は唐厩庫律と深い関係があり、後者は漢九章律の厩律および「秦律十八種」厩苑律・効律などに淵源をもつとされる（中村一九八四）。また、「秦律十八種」厩苑律の一部は、唐厩牧令・日本厩牧令などにも継受されている（後掲金布律（第四三三簡）注「一」参照）。すると、「秦厩苑律・効律→漢厩律→唐厩庫律・唐厩牧令→日本厩庫律・日本厩牧令」という継承関係が想定されなくもない。漢九章律の存否に関しては定説がなく（滋賀二〇〇三）、「二年律令」にも「厩律」の語がみえないとはいえ、「二年律令」に含まれているものが漢律のすべてではないので、本条がほんらい厩律もしくはそれに類する別の律に属していた可能性もないわけではないのである。これより、本条が金布律であるか否かには、まだ検討の余地があるといえよう。

第二に、本条では官有の牛・馬に対して「芻」・「藁」を支給すべき旨が明記されているが、これまでの検討によれば、ここの「芻」は飼料で、「藁」は寝藁として使用された可能性が高い。このように馬・牛の飼料として刈草を支給することは、日本養老厩牧令にもみえる。ところが唐厩牧令によれば、馬・牛などには冬に「藁（藁）」を飼料として支給していた。これは一見すると、唐厩牧令と、本条・日本厩牧令との相違をしめすごとくである。現に、宋天聖厩牧令32に「諸貯藁及菱草成積者……」とあり、唐宋時代では「藁（藁）」と「菱草」が区別され、前者はワラ、後者は刈草をさすとみられる。しかし現代畜産学によれば、反芻動物でない馬は、ワラのみでは十分に発育できない。よって、唐厩牧令にみえる、飼料としての「藁（藁）」を、ワラの意に解することは困難である。しからば唐厩牧令の「藁（藁）」は、前掲『礼記』祭統篇の鄭玄注に「芻、謂藁也」とあるように、「芻（刈草）」の同義語ではなからうか。かりにそうであれば、唐厩牧令では夏に「青芻」を支給するとあるので、冬に支給されるそれは、とくに乾草をさすと考えられる。ちなみに朱永嘉・蕭木両氏も、唐厩牧令2の復元根拠である『唐六典』卷一七典厩令条の「藁（藁）」字を、「西芎・撫芎ともいう。多年生の草木である。ここでは広く飼葉をさす」と注解しており（朱・蕭二〇〇二）、「藁（藁）」字を必ずしもワラとはみなしていないようである。

以上の二点をふまえた上で、本条・唐令・日本令を対照すると、表4のようになる。これより、以下の点を指摘できる。

		刈草			ワラ	粟	稻	豆	塩
		年齢・用途別	乾草	青草					
漢律	冬	牛	2鈞8斤		2鈞8斤				
		牯	1鈞4斤		1鈞4斤？				
		僕牛	3鈞6斤		3鈞6斤？				
		犢	1鈞18斤		1鈞18斤？				
		馬	2鈞8斤		2鈞8斤				
		乘輿馬	4鈞16斤		2鈞8斤				
		駟	1鈞4斤		1鈞4斤？				
		伝馬	2鈞8斤？		2鈞8斤？	2斗		1.5斗	
		使馬	2鈞8斤？		2鈞8斤？	2斗		1.5斗	
		都厩馬	2鈞8斤？		2鈞8斤？	2斗		1.5斗	
唐令	冬	象	6圍				3斗	3斗	1升
		馬	1圍			1斗			6勺
		馬之乳者	1圍			2斗			12勺
		駟	1圍					1斗	3合
		牛之乳者	1圍					1斗	2合
		牛之運者	1圍					1斗	2合
		田牛	1圍					0.5斗	2合
		羊	約0.1圍			1.4升		1.4升	6勺
		蜀馬	0.125圍						
		驢	0.125圍						
		騾	0.25圍						
		乳駒	0.2圍						
		乳犢	0.2圍						
	夏	象		12圍			3斗	1.5斗	1升
		馬		2圍		0.5斗			6勺
		馬之乳者		2圍		1斗			12勺
		駟		2圍				0.5斗	3合
		牛之乳者		2圍				0.5斗	2合
		牛之運者		2圍				0.5斗	2合
		田牛		2圍				0.25斗	2合
		羊		約0.2圍		1.4升		1.4升	6勺
		蜀馬		0.25圍					
		驢		0.25圍					
		騾		0.5圍					
		乳駒		0.4圍					
		乳犢		0.4圍					
日本令	11月～3月	細馬	5圍(2～3圍)		2圍	1升(0)	3升(0)	2升(0)	2夕(0)
		中馬	5圍(2～3圍)		2圍		2升(0)		1夕(0)
		騾馬	5圍(2～3圍)		2圍		1升(0)		
		乳牛(授乳日)					2把(0)	2升(0)	
	4月～10月	細馬		10圍	？	1升(0)	3升(0)	2升(0)	2夕(0)
		中馬		10圍	？		2升(0)		1夕(0)
		騾馬		10圍	？		1升(0)	なし	なし
		乳牛(授乳日)					2把(0)	2升(0)	

〔表4〕「二年律令」・唐令・日本令よりみた家畜に対する飼料等支給内訳

〔注1〕本表は金布律（第421～425簡）・唐厩牧令・日本厩牧令の飼料支給に関する条文を対照したもの。

〔注2〕唐令の「驢」字は、ほんらい「騾」字に作るが、近衛本『唐六典』注「疑當作驢」に従い改めた。

〔注3〕日本令で定められている飼料支給量と、日本厩牧令1厩細馬条の集解引『古記』にみえる「今行事」の支給量とは大きな違いがある。そこで本表では、前者の右側に後者の数値を（ ）で括り補った。

①本条の「芻」・「藁」は重量で計られているが（Ⅰ）、前掲金布律（第四二一〜四二三簡）の注（Ⅱ）でのべたごとく、「芻」の計量にはそれ以外にも、「石」・「斗」などの体積単位によるばあい（Ⅱ）、「束」という単位によるばあい（Ⅲ）、「韋（圍）」という単位によるばあい（Ⅳ）があった。そこで表4をみると、唐令・日本令では乾草の量を「圍」という単位で計っており、それは『唐六典』典厩令条の李林甫等奉勅注に「每圍以三尺爲限也」とあり、円周三尺を限度する乾草を束ねたものと解される。これは（Ⅳ）と同名の単位で、（Ⅲ）の両方の計り方とも類似する。

②本条には、馬・牛に対する塩の支給規定がみえない。日本でも、養老厩牧令1厩細馬条に「日給細馬粟一升、稻三升、豆二升、鹽一勺。中馬稻若豆二升、鹽一勺。駑馬稻一升。乾草各五圍、木葉二圍」とあり、『令集解』に引く古記に「今行事、粟已下鹽已上不給。乾草日二圍已上、三圍已下充」とあり、大宝律令の施行期間中はじつさいには馬・牛に塩を支給していなかったようである。しかし、馬・牛にとって塩は必需品で、全く支給されなかったとは考えられないので、本条と日本令のばあいには塩支給に関する何らかの不文律があったのかもしれない。

③本条では、馬・牛に対する夏の飼料支給量と冬のそれが同量とされていたことであるが（前掲金布律（第四二一〜四二三簡）の注（Ⅵ）参照）、唐令・日本令では、夏のそれが冬の二倍とされている。乾草は青草よりも水分がなく軽量であるから、唐令・日本令の規定はこの相違を勘案したものかもしれない。

④本条では「牛（耕作牛）」と「僕牛（牛車用の牛）」が区別され（前掲金布律（第四二一〜四二三簡）の注（Ⅳ）参照）、唐令の「田牛」・「牛之運者」にそれぞれ対応すると考えられる。しかし本条には、いわゆる乳牛（「牛之乳者（唐令）」・「乳牛（日本令）」）の分類がみえない。一方、馬の飼料支給量は、本条ではその年齢・役割ごとに区別されているが、それは唐令でも同様である。しかし日本令では、馬の質を基準に支給量を分けており、本条・唐令とは分類方法が異なる。

⑤本条では、馬・牛に対する「藁」の支給量が定められているが、唐令・日本令にはそれに関する規定がみえない。

原文

□□□□□吏□□□□告官及歸任行縣道官若稗官有印者聽券書上其廷移居_二縣_一道_二皆封臧

四二六

校訂文

□□□□□吏□□□□告官及歸任行縣・道官_(一)、若稗官有印者_(二)、聽券書上其廷、移居縣・道。居縣・道皆封臧_(三)。

注釈

〔一〕□□□道官 〔案〕整理小組は「□□□□□吏□□□□告官及歸任行縣道官者」と釈するが、末尾の「者」字は凶版にみえない。「歸任」は、『後漢書』卷六順帝紀陽嘉元年条に「今刺史・二千石之選、歸任三司」とあり、李賢注に「歸、猶委任也」とあり、「委任（任務を誰かに委ねること）」と解される。

〔行縣道官〕の「行」は、「二年律令」具律（第一〇四簡）にも「事當治論者、其令・長・丞或行鄉官視它事、不存、及病、而非出縣道界也、及諸都官令・長・丞行離官有它事」とみえ、「巡視・巡行」の意に解される（京都二〇〇六）。このような「行」字の用例は、『墨子』号令篇にも「凡守城……部一吏……以行衝術及里中。里中父老小不舉守之事及會計者、分里以爲四部……里正（正）與皆守宿里門、吏行其部、至里門、正（正）與開門內吏。與行父老之守及窮巷幽間無人之處。姦民之所謀爲外心、罪車裂。正（正）與父老及吏主部者、皆斬」とある。ちなみに、秦律・漢律などには官吏の移動をしめす専門用語として「到官（着任する）」・「除（叙任する）」・「不在署（許可なく任署を離れること）」・「遣（派遣命令）」・「視事（任務に就く）」などがあり（鵜飼二〇〇二）、「行」とは区別されている。

〔二〕若稗_レ印者 〔整理小組〕稗官は、『漢書』藝文志の注に「小官」とある。また、睡虎地秦簡「秦律十八種」金布律「官嗇夫免」条にもみえる。〔案〕「稗官」については、『漢書』卷三〇藝文志「小説家者流、蓋出於稗官」の顔師古注に「如淳曰……『九章』『細米爲稗』。街談巷説、其細碎之言也。王者欲知閭巷風俗、故立稗官使稱説之。今世亦謂偶語爲稗。」

師古曰……稗官、小官。『漢名臣奏』唐林請省置吏、公卿大夫至都官稗官各減什三。是也」とあり、①民間の風俗を報告

するために設けられた官とみる説、②単なる小官とみる説がある。饒宗頤氏は、「秦律十八種」金布律（第一五〇簡）に「官嗇夫免、效其官而有不備者、令與其稗官分、如其吏」とあり、「稗官」の語がみえることを指摘した上で、「稗」字が「俳」字と通仮すること、錢坫^{せんてん}『説文解詁』引『三倉』に「俳、偶也」とあることから、「稗」偶語（民間の噂）とし（饒一九八七）、秦律の「稗官」を①の意味にとっているようである。しかし、龍崗秦簡（第一〇簡）に「取傳書鄉部稗官」と、二年律令「秩律（第四七〇簡）」に「都官之稗官及馬苑有乘車者、秩各百六十石」とあり、秦律・漢律の「稗官」は「郷」や「都官」に属するばあいがある。漢代の「都官」は、中央官府およびその地方出先機関（塩鉄官など）の総称とされている（高村二〇〇五）。すると、塩鉄官などに「民間の風俗を報告するために設けられた官」が設置されていたとは考えにくいので、ここではとりあえず②の説に従った。ちなみに、熹平六年（一七七）の紀年をもつ「尹宙碑」に「高位不以爲榮、卑官不以爲恥」とあり、小官を意味する「卑官」の語がみえ、「稗官」と通仮する（董一九四四）。しからば、「二年律令」の「稗官」も「卑官」の繁文かもしれない。

〔三〕聽券、臧（藏）〔案〕「券書」の「券」は、『説文』刀部に「券、契也。……券、別之書以刀判契（契）其旁。故曰契券」とあり、証書のこと。漢代のそれは、しばしば割符の形態をとり、前掲『説文』刀部および段玉裁注「傳別謂爲大手書於一札。中字別之。……質劑謂兩書一札同而別之」によると、一枚の木札に大きく文字を書いてその真ん中を分割するタイプ（傳別）、一枚の木札の左右に同文を書いて分割するタイプ（質劑）などがあり、それ以外にもさまざまなヴァリエーションがあった（胡一九九二）。本条の「券書」とは、このような「券」に、証すべき内容を書き記したものをいうのであろう。ただし本条の「券書」がどのタイプかは不明。

「移」は、具律（第一一六―一一七簡）の整理小組注に「移は、書を移すこと」とある。

……吏……官に告ぐるもの及び任を歸して縣・道官を行^めり、若しくは稗官の印有る者あらば、券書もて其の廷に上り、居縣・道に移^{おく}るを聽せ。居縣・道は皆な封藏せよ。

通 釈

……吏……官に申告する者および任務を（誰かに）委任して県官・道官を巡行する者、もしくは小官の中でも印をもっている者がおれば、券書を（県・道の）廷に提出して、居県・居道にその券書を送付することを許可せよ。居県・居道はいずれも送られてきた券書を封藏せよ。

○第四二七・四二八簡

原 文

有罰贖責當入金欲以平賈入錢及當受購償而母金及當出金錢縣官而欲以除其罰贖責及爲人除者皆許之各以其二千石 四二七
官治所縣十月金平賈予錢爲除 四二八

校訂文

有罰・贖・責（債）、當入金^{（二）}、欲以平賈（價）入錢^{（三）}、及當受購・償而母金^{（三）}、及當出金・錢縣官而欲以除其罰・贖・責（債）、及爲人除者、皆許之、各以其二千石官治所縣十月金平賈（價）予錢、爲除^{（四）}。

注 釈

〔一〕有罰く入金 〔案〕本簡の「罰」とはいわゆる「罰金」刑のこと。これまで「罰金」の「金」は、黄金を意味するとされ（藤田一九九六、水間二〇〇二）、その一方で、じっさいの罰金刑は、漢初では錢を納入させる刑罰であったとも推

測されてきた(藤田一九九六)。しかし本条の規定により、じつさいの「罰金」刑は、漢初から基本的に黄金を納入させる刑罰で、銭納も認められていた実態が明らかとなった(柿沼二〇〇四)。

本条の「責」は、「償」に読み替え、「債務を負う」意に解すべきである。ちなみに戦国秦では、「秦律十八種」(第一四三簡)に「有責(償) 于公及貴・贖者居它縣、輒移居縣責之。公有責(償) 百姓未賞(償)、亦移其縣、縣賞(償)」とあり、債務の返済などは「居縣」で行うべきとされていた。この点は、里耶秦簡(二〇二)に「司空騰敢言之。陽陵宜居士五(伍) 毋死有貲餘錢八千六十四。……令毋死署所縣責、以受(授) 陽陵司空」とあり、債務労役者の労役日数を計算する問い合わせが「縣司空」から出されているので、統一秦でも同様であったとされる(片野二〇〇五)。しからば「二年律令」でも、債務の返済は配属先の県で行なうべきものであったかもしれない。

〔二〕平賈(價) 〔案〕漢代の物価は、固定官価・「平賈(價)」・実勢価格の三層構造になっており、その中の「平賈(價)」とは、少なくとも毎年一〇月に、前月までの実勢価格を基準に測定される公定相場であった(柿沼二〇〇六)。

〔三〕及當(母)金 〔案〕「購」は、一般に官から民に金銭などを与える規定であるが、後掲金布律(第四三二～四三三簡)の注(一二)でのべるように、民から民に与えられるばあいも「購」と称した。したがって、本条の「母金」とは、官に与えるべき黄金がないばあいと、「購」を支払うべき民が黄金を持つていないばあいの両方が想定される。

「償」字は、竜崗秦簡に初めてみえることから統一秦につくられた文字とされ(佐々木二〇〇二)、秦の始皇帝による「文字の統一」に伴って登場する文字かもしれない(柿沼二〇〇六B)。

〔四〕其二(所)縣 〔整理小組〕十月は、漢初では歳首であった。〔案〕「二千石官治所縣」の「二千石官」は、「二年律令」秩律(第四四〇～四四一簡)に「●御史大夫・廷尉・内史・典客・中尉・車騎尉・大僕・長信詹事・少府令・備塞都尉・郡守・尉・衛(衛)將軍・衛(衛)尉・漢中大夫令・漢郎中・奉常、秩各二千石」とあり、御史大夫・奉常の官名をさす。この中でも県内に治所をもつ官は、郡守(のちに太守に更名)・郡尉(のちに都尉に更名)であろう。ただし本条は行政に関連し、軍事を管掌する郡尉とはあまり関係がないので、ここでは本条の「二千石官」をとくに郡守をさすも

のとし、「其二千石官治所縣」を「郡守府の設置された県」と解する。

書き下し文

罰・贖・債有りて、金を入るるに当たり、平賈を以て錢を入れんと欲し、及び購・債を受くるに當たるも金母く、及び金・錢を縣官より出だすに當たりて、以て其の罰・贖・債を除さんと欲し、及び人の爲に除さんとするは、皆な之を許し、各其の二千石官の治所の、縣の十月の金の平賈を以て錢を^{あた}予え、除と爲せ。

通釈

罰金刑・贖刑・債務の返済があり、黄金を官に納入するにあたり、平価によつて黄金を錢に換算して納付することを望むばあい、もしくは購金・補償の黄金を受領することになつたけれども、（それを支払うべき官あるいは民に）黄金の貯えがなく（支払う側が黄金の代わりにそれを錢で支払いたいと望むばあい）、もしくは（国家からある者に金錢を支払うにあたり）それを自らの罰金刑・贖刑・債務の返済にあてたいと望むばあい、もしくはそれによつて他人の罰金刑・贖刑・債務の返済を肩代わりしたいと望むばあいには、いずれもこれを許可し、それぞれ二千石官の治所（＝郡守府）が置かれている県の、毎年一〇月の黄金の平価を基準に錢を渡して決済せよ。

○第四二九～四三二簡

原文

官爲作務市及受租賃錢皆爲𠩺封以令丞印而入與參辦券之輒入錢𠩺中上中辦其廷質者勿與券之租賃戶賦園池入錢

四二九

縣道官勿敢擅用三月壹上見金錢數二千石官上丞相御史不幸流或能產季一人購金二兩之季死者購一兩之不智何人𠩺貍而

四三〇

讓之。流者可季同食將吏及津嗇夫吏弗季罰金一兩。季亡船可用者購二兩不盈七丈以下丈購五十錢有識者予而令自購之。

四三一
四三二

校訂文

官爲作務・市及受租・質錢^(一)、皆爲錕、封以令・丞印^(二)。而入與參辦券之^(三)、輒入錢錕中、上中辦其廷。質者勿與券^(四)。租・質・戸賦・園池入錢、縣・道官勿敢擅用^(五)。三月壹上見(現)金・錢數二千石官^(六)、二千石官上丞相・御史^(七)。不幸流^(八)、或能產(生)季(拯)一人、購金二兩。季(拯)死者、購二兩^(九)。不智(知)何人、剋(剗)狸而讓之^(一〇)。流者可季(拯)、同食・將吏及津嗇夫・吏弗季(拯)、罰金一兩^(一一)。季(拯)亡船可用者、購二兩。不盈七丈以下、丈購五十錢。有識者、予而令自購之^(一二)。

注釈

〔一〕官爲く質錢 〔整理小組〕作務とは手工業のことである。『漢書』尹賞伝に「無市籍商販作務」とあり、王先謙『補注』引の周寿昌の言に「作務、作業工技之流」とある。質とは抵当のこと。〔案〕「作務」は、他にも「秦律十八種」閔市律(第一六四簡)に「爲作務及官府市、受錢必輒入其錢錕中、令市者見其入、不從令者貲一甲」、同司空律(第二〇三簡)に「作務及賈而負責(債)者」などとあり、手工業に従事すること(睡虎一九九〇)、さまざまな生産活動・工作に従事すること(龍崗二〇〇一)などと解されている。一方、山田勝芳氏は「作務」を手工業を意味する身分制的・法制的な専門用語と解し、職務的・職能的な用語である「工」・「工人」と区別している(山田一九八八)。ちなみに、前漢初期の阜陽漢簡には「作務員程」と呼ばれる一〇〇片近い残簡が含まれており、その内容は器物製造・建築工程・農産品加工などの規格・標準および作業員一人の毎日の労働量等々に関するもので、「秦律十八種」工人程と類似する箇所もあるとされている(阜陽一九八三)。

本条冒頭の「官爲作務市」の訓読に関しては、①「官の作務を市に爲すもの」、②「官の作務・市を爲すもの」の二つの可能性があるが、本条と類似する文が「秦律十八種」関市律（第一六四簡）に「爲作務及官府市」とあり、そこでは「作務」と「官府市」が並列に置かれている。そこで本条でも「爲作務」と「市」を並列句と解し、とりあえず②の読み方に従う。

「租」とは、いわゆる「市租」のこと。漢代の「市租」は、市の店舗で営業する者の売上金の自己申告に基づき毎日あるいは毎月徴収される税（吉田一九四二）、市籍をもち市の店舗で営業する者の売上金の自己申告に基づき徴収される税、および集市あるいはそれ以外の場所での交易の売上金に応じてそのつど徴収される税（馬一九八三）、市の内外で営業する市籍登録者、および臨時に市で商行為をした者の売上金・高利貸しなどの収益・売買の仲介を行なう駟儻の手数料収入などの自己申告に基づき毎月徴収される税、および市以外で臨時もしくは定期的に開かれる集市で営業する者の売上金に応じてそのつど徴収される税（山田一九九三）、市籍ある專業商人・市での販売を許可された一般農民などの売上金の自己申告に基づき毎日徴収される税（重近一九九九）、市の特定の店舗で営業する市籍に登録された商人の売上金に基づき徴収される税、および市の路上で臨時に売買する市籍のない行商人および農民などの売上金に応じてそのつど徴収される税（佐原二〇〇二）などと解されている。また、その税率に関しても、二パーセント説（馬一九八三）、二〇パーセント説（黄一九八八）、一〇パーセント説（山田一九九三）などがある。

「質錢」とは、担保としての錢のこと。本条の「質錢」は官が管理するものとされているので、民が官有器物などを借りたさいに担保として官に納付された錢のことと解される。ただし、「二年律令」裸律（第一八七簡）に「諸有責（債）而敢強質者、罰金四兩」とあり、官が民から強引に「質」を取ることは原則的に禁じられていた。よって、本条の「質錢」は、建前上、合意のもとで民から官に納付されたものと考えられる。ちなみに、睡虎地秦簡「法律答問」（第五一八簡）に「百姓有責（債）、勿敢擅強質。擅強質及和受質者、皆貲二甲。廷行事強質人者論、鼠（予）者不論。和受質者、鼠（予）者□（不）論」とあり、戦国秦では「擅強質（強引に「質」をとること）」も、「和受質（合意のもとで「質」

を受けとること」も、原則的に禁じられており、漢律との相違に注目される。ただし、戦国秦の判例では、「和受質」のみ特別に許可されていたようである（「質錢」については後掲注〔四〕、考察①も参照）。

〔二〕皆爲丞印 〔整理小組〕 鈺は、『説文』に「受錢器也……古以瓦、今以竹」とあり、『漢書』趙広漢傳の注に「鈺、若今盛錢臧（藏）瓶、爲小孔、可入而不可出」とある。本句より上の条文は、睡虎地秦墓竹簡「秦律十八種」閔市律參照。〔案〕「鈺」は、整理小組引『漢書』卷七六趙広漢傳の顔師古注によると、錢を入れる器であり、一度錢を入れたら取り出すことができない仕組みになっているという。一方、陳直氏は、『史記』卷一二二酷吏列伝温舒列伝「教吏爲鈺箒」の「鈺」を、地面に穴を掘ってその上に容器を被せた貯蔵庫とする（陳一九七〇）。

「令・丞」は、秦律・漢律にみえる官名の組み合わせで、一般に県令・県丞の意。ただし、「令・丞」は、県のみならず道・都官にも設置され、県・道・都官の長官には令のみならず長もいた。その例として「二年律令」には「諸都官令・長・丞（第一〇四簡）」・「縣道官令、長、丞（第一一六簡）」などとある。したがって、本条の「令・丞」が県・道・都官のいずれに属するのには検討の余地がある。そこで後文をみると、「令・丞」の印を用いて封緘された「官爲作務・市及受租・質錢」の中でも、とくに市租と質錢の数は「縣・道官（後掲注〔五〕參照）」に報告されたとある。よって、本条の「令・丞」は、県・道に属するとみられる。また、「令」・「丞」に対する規定に、「長」が含まれていなかったとは考えにくい。そこでここでは「令・丞」を「県・道の令・長・丞」の省略と解する。ちなみに、本条のごとく、「令・丞」の印を用いて官府の錢を管理することに関しては、「秦律十八種」金布律（第一三二簡）にも「官府受錢者、千錢一畚、以丞・令印印。不盈千者、亦封印之」とある。

〔三〕與參券之 〔整理小組〕「券」字の下には、おそらく「書」字が抜けているのであろう。〔案〕「參辦券」の「辦」は、『説文』刀部に「辦、判也。从刀辨聲」、同刀部に「判、分也」とあり、「分かつ」の意。「券」は証書のこと、しばしば割符の形態をとり、本条の「參辦券」もその一種と解される（前掲金布律（第四二六簡）注〔三〕參照）。「參」については、割符を三分割することと解する説と、所管を異にする二つ以上の官職が共同で事に当たることをしめす「雜」

字と同じ意味であり、したがって「參辦券」とは吏の立ち会いのもとで分割された券であるとする説がある（粉山一九九五）。本条後文に「中辦」とあり、「參辦券」の一部と解されるので、とりあえず本条の「參辦券」は、上・中・下に三分割できるものであったと考えられる。そのばあい、銭を持参した者・それを「𧸛」に保管する者・「（県・道の）廷」の三者が、券を分割・保持したのであろう。また「質錢」のばあい、後文に「質者勿與券」とあるので、それを「𧸛」に保管する者・「（県・道の）廷」の二者が、それぞれ「參辦券」を分割・保持したものとみられる（考察①参照）。

〔四〕輒入く與券〔整理小組〕中辦は、參辦券の真ん中の一片である。〔案〕「質者勿與券」について京都大班は「抵当に入れた者には券を与えてはならない」と訳している（京都二〇〇六）。しかし、本句の前後の文はいずれも銭に関するものであり、ここでの「質」が人をさすとは考えがたい。むしろ本句は、質錢を支払って官有器物などを借りている者には参弁券を与えないという意味であらう。その背景については考察①参照。ちなみに京都大班は、「入與參辦券」の「入」字を「人」字に積すべきとする（京都二〇〇六）。しかし、「二年律令」の「入」字と「人」字は峻別が困難なばあいがあり、しかもとくに本条の「入」字は、後掲金布律（第四三三簡）の「入」と積されている文字とほぼ同形である。よって、ここでは整理小組の釈文に従う。

〔五〕租賃く擅用〔案〕「戸賦」は従来、『漢書』卷九一貨殖伝に「秦漢之制、列侯封君食租税、歳率戸二百、千戸之君則二十萬」とあることから、毎年戸ごとに二〇〇銭を納付するものとみる説が有力であった（宋・徐天麟『西漢会要』など）。しかしその後、「法律答問」（第五三五簡）に「可（何）謂匿戸及敖童弗傳。匿戸弗繇（徭）・使、弗令出戸賦之謂𧸛（也）」とあり、「戸賦」の語がみえることから、「戸賦」に関する再検討がはじまり、戸ごとに徴発された租税（田一九八四）、戦争時などの特殊な状況下で家産に応じて臨時に徴収された軍賦（于一九八九）、戸の各人に課した賦（算賦・口賦）の総額（堀一九九六）などと解されてきた。さらに「二年律令」田律（第二五五簡）に「卿以下、五月戸出賦十六錢、十月戸出芻一石、足其縣用、餘以入頃芻律入錢」とあることから、これも「戸賦」に関する規定とされ（高二〇〇四、于二〇〇五）、これより高敏氏は、「戸賦」を、人頭税（算賦・口錢）と芻稟税をあわせて戸ごとに納入したも

のと解している(高二〇〇四)。しかし于振波氏は高敏氏の説を次のように批判している。すなわち、「二年律令」戸律(第三一四簡)に「卿以上所自田所田、不租、不出頃芻・稟」とあるように、「卿」(大庶長・左庶長)以上の者には田租・芻稟税が課されていなかった。ただし「卿」未満の者には田租・芻稟税が課されていたと考えられる。また「二年律令」田律(第二五五簡)によると、「卿」以下の者は、毎年五月に戸ごとに一六銭の賦を、十月に戸ごとに芻一石を納付せねばならなかった。これらが「戸賦」と解される(以上の内容をまとめると表5のようになる)。これより、「戸賦」は、田租・芻稟税などとは異なる税目で、単に人頭税・芻稟税をあわせたものではないと考えられる、と(于二〇〇五)。

「園池」の「園」について加藤繁氏は、果樹・野菜などを植えて周囲に垣をめぐらせた場所と解した上で、それは帝室財政の財源の一つとして「少府」に管掌され、また「園池」の「池」も、同じく「少府」に属していたとする(加藤一九五二)。これに対して高敏・朱徳貴の両氏は、本条で「租・質・戸賦・園池入錢」の額が「縣・道官↓二千石官(郡守)↓丞相・御史」の順に報告されていることから、それらは帝室財政ではなく国家財政に属していたとする(朱二〇〇六)。しかし国家財政の収入は、厳密に言えば「丞相・御史」でなく「治粟内史(のち大農令・大司農と更名)」の管轄下にある。また本条は、「租・質・戸賦・園池入錢」の額面が「丞相・御史」に報告(上計)されていたことをしめすもので、必ずしもそれらが「丞相・御史」に管掌されていたことを意味しない。

本条の「縣・道官」は「縣官・道官」の略で、「県・道の官府」と解される。

「租・質・戸賦・園池入錢、縣・道官勿敢擅用」は、市租・質錢・戸賦および園池からの収入を、県・道の官府が勝手に使用することを禁じたものである。市租・質錢・戸賦・園池の錢は帝室財政に属していた可能性が高いので、この規定はそれらの収入を県・道の公金錢として使用することを禁じたものかもしれない。

〔六〕三月・石官 〔案〕「縣・道官」が「見(現)金・錢數」を報告する「二千石官」とは「郡守」であろう。

	侯 (徹侯・閼内侯)	卿 (大庶長～左庶長)	大夫・士・無爵者 (五大夫～庶人)
田租			○
芻稟税			○
戸賦		○	○

〔表5〕爵位と田租・芻稟税・戸賦の関係(于2005)

〔七〕二千〇御史 〔案〕「丞相・御史」は、『漢書』卷一九・百官公卿表上「御史大夫」条の陳直『漢書新証』に「御史大夫與丞相連稱者、簡稱爲丞相・御史。高祖紀所謂制詔丞相・御史、是也」とあるように、「丞相・御史大夫」の略称（陳一九七九。考察②参照）。

〔八〕不幸流 〔整理小組〕これより以下は、別の条文である。内容からみると、「二年律令」の「第六簡から第八簡と関連するごとくである。流は、溺れることをさす。〔案〕「不幸」は、『漢書』卷七昭帝紀元鳳元年条「有不幸者賜衣被一襲、祠以中牢」の顔師古注に「幸者、吉而免凶也。故死謂之不幸」とあり、死亡の意。しかし『漢書』卷四六・万石伝に「有母、不幸失明」とあるごとく、「不幸＝死」でないばあいもある。本条の「不幸にして流さるるもの」も、のちに救助されるばあいと、溺死したばあいの両方が想定されているので、本条の「不幸」は必ずしも「死」の意に限定されない。むしろ、前掲顔師古注の前半部分に「幸者、吉而免凶也」とあり、「幸」の原義は「幸運にして凶事を免れること」であるから、本条の「不幸」は広く「運なくして凶事に遭うこと」をさすのであろう。

〔九〕或能一兩 〔整理小組〕或は、ある人の意。産は生、産拯とは、生きた状態で救助すること。

〔一〇〕不智〇謾之 〔整理小組〕廁狸とは、埋葬すること。謾は、『広雅』釈詁三に「求也」とある。ここでは「身元の」確認を求めることをさす。〔案〕「廁狸」の「廁」は、おそらく「剡」字の繁文で、「斂葬（戸を収め葬る意）・斂死（死者を収め葬る意）」などの熟語の中で用いられる「斂（収める意）」の通仮字であろう（董一九四四）。また「狸」は「埋」の通仮字である（董一九四四）。これより「廁狸」は、溺死者を収めて埋葬することと解される。ちなみに「封診式」（第六四一簡）にも「剡狸」という類似の語がみえ、睡虎地秦簡整理小組はこれを「剡狸」に読み替え、「剡」と「掩」を通仮字とみた上で、「剡狸」を「掩狸（埋葬すること）」の意に解しているが（睡虎地一九九〇）、「剡」と「掩」は通仮せず（董一九九四）、その論証方法には従えない。

〔謾〕は、「封診式」（第六一六簡）にも「以書謾首曰、有失伍及菌（遲）不來者、遣來識戲次」とあり、「（奪った首級の識別を）求める」意に解される（睡虎地一九九〇）。

〔二一〕流者く二兩　〔整理小組〕津齋夫は、渡し場の管理人のことである。〔案〕以下は、溺れている者を救助しなかった「同

食・將吏及び津齋夫・吏」に「罰金一兩」を科すことを定めたものである。「二年律令」賊律（第六く八簡）によれば、船をこぐ者は「船人（舳艫、徒など）」と呼ばれ、公船・私船を問わず、乗客などが溺死したばあいに「耐」刑に処され、そのさいに「船齋夫・吏主者」も「贖耐」に処された（水間二〇〇三）。すると、「耐」は「贖耐」よりも重く、「贖耐」は「罰金一兩」よりも重い刑罰であるから、溺れている者に対する責任の比重は、「船人（舳艫、徒など）」・「船齋夫・吏主者」・「同食・將吏及び津齋夫・吏」の順に軽くなることになろう。

「同食・將吏」の「同食」は『史記』卷七三王翦列伝に「王翦……親與士卒同食」とある。これによれば「同食」は、（AはB）と同食す」と訓読され、AとBがともに食事をする（ような親しい関係にある）意に解される。しかし本条の「同食」は名詞であり、そのような事例は他にみえない。そこで睡虎地秦簡「秦律雜抄」（第三三九く三四三簡）をみると「不當稟軍中而稟者、皆貲二甲、灋（廢）。非吏毆（也）、戍二歲。徒食・敦（屯）長・僕射弗告、貲戍一歲。令・尉・士吏弗得、貲一甲。●軍人買（賣）稟所及過縣、貲戍二歲。同車食・敦（屯）長・僕射弗告、戍一歲。縣司空・司空佐史・士吏將者弗得、貲一甲。邦司空一盾」とあり、「同車食」という類似の語がみえ、「軍中」の「敦（屯）長」・「僕射」と列記され、軍隊内の特定の者をさしている。前掲王翦列伝によれば、軍の兵士達は基本的に「同食」するものとされ、「同車」もその類似の表現とみられるので、ここでの「同車食」とはおそらく「同食」の同義語で、（軍の）同僚をさすのであろう。ちなみに、文中の「徒食・敦（屯）長・僕射」は、後文で「同車食・敦（屯）長・僕射」と換言されており、「同車食」は「徒食」とも呼ばれたようである。これより「同車食＝同食＝徒食」となる。たしかに「徒食」の「徒」は「與」と通反し（董一九四四）、「徒食」は「徒に食するもの」とも訓読されるので、「同食」の同義語であらう。また「秦律十八種」廐苑律（第八六く八七簡）に「徒食牛者」の語もあるが、「徒に牛を食う者」と訓読できる。そこでここでは「同食」を（溺れた者の）同僚の意に解する。

「將吏」は、一定の地位を有する吏として伝世文献にみえる。既述のごとく、本条の「將吏」は「船齋夫・吏主者」と

区別され、溺れている者に対する責任はそれよりも軽い。また「將吏」は、「津嗇夫・吏」とともに「罰金一兩」なので、「津嗇夫・吏」とは異なる「吏」であつたと考えられる。すると後述するように、「津嗇夫・吏」が「渡し場の嗇夫およびそれに關係する担当官吏」であれば、本条の「將吏」は、船・津とは無關係な吏となる。しからば、本条の「將吏」は、川沿いを警邏・巡察する吏などをさすのかもしれない。ちなみに「將吏」の語は、銀雀山漢簡「守法守令等十三篇」兵令篇にもみえ、軍内の将や軍吏の総称とされる（季一九九九）。

「津嗇夫」は、「津（渡し場）」を管理する「嗇夫」のことである。「津嗇夫・吏」の「吏」は、既述のごとく、「船嗇夫・吏主者」や「同食・將吏」とは異なるので、吏の総称とは考えがたい。そこで前掲「二年律令」賊律（第六〇八簡）をみると、「船嗇夫・吏主者」は「船嗇夫・吏」と簡称され、本条の「津嗇夫・吏」と区別されており、両者は似たような句の構造をしている。しからば、「津嗇夫・吏」の「吏」とは、あるいは「吏主者」の簡称とも解され、津嗇夫とともに渡し場を管理する吏のことかもしれない。

〔二二〕 卒亡く購之 〔案〕 本条は、「亡船」を引き上げた者に対し、その長さが一丈以上であれば購錢五十、二丈以上であれば購錢百、三丈以上であれば購錢百五十、四丈以上であれば購錢二百、五丈以上であれば購錢二百五十、六丈以上であれば購錢三百、七丈以上であれば購錢二百五十を定めることを定めたものである。

ちなみに、第四三二簡の出土地点は、第四二九〇四三一簡のそれとは異なっている（後掲金布律（第四三六〇四三八簡）の注（一六）参照）。そのため、両者が連続しない可能性も完全には否定できない。しかし、両者は内容的に連続するため、ここではとりあえず整理小組の分類に従う。

書き下し文

官の作務・市あきないを爲すもの及び租・質錢を受くるものは、皆なこう鰕つくを爲り、封ずるに令・丞の印を以てせよ。而して入るものには、參辦券を之に與え、輒ち錢をたぐまつ鰕中に入れ、中辦を其の廷に上あれ。質者には券を與あうる勿かれ。租・質・戸賦・園

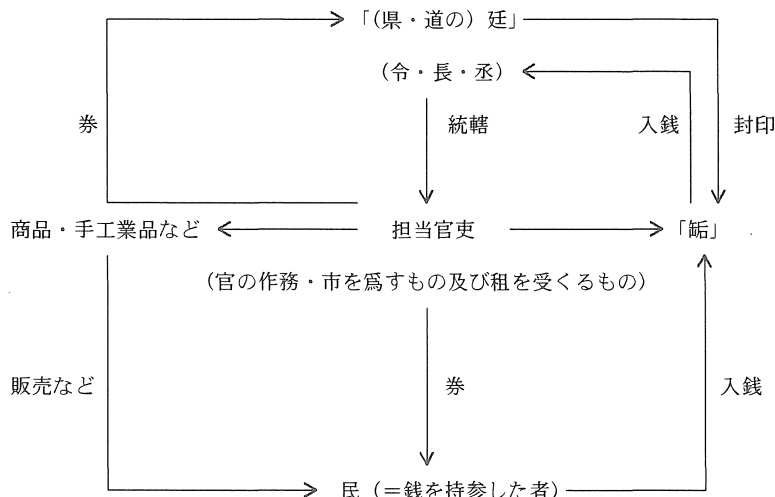
池の錢を入るるに、縣・道官は敢えてほしめ擲しに用うる勿かれ。三月ごとに壹たび現金・錢の數を二千石官に上り、二千石官は丞相・御史に上れ。不幸にして流さるるものあり、或ひと能く一人を生拯せいじやうせば、購金二兩とせよ。死せし者を拯すくわば、購一兩とせよ。何人なるかを知らずんば、剡えんまい狸りして之を護もめよ。流者、拯すくうべくも、同食・將吏及び津しん嗇さく夫・吏、拯すくわずんば、罰金一兩とせよ。亡船の用うべき者を拯すくわば、購二兩とせよ。七丈に盈たざる以下は、丈じごとに購五十錢とせよ。識者有らば、予あたえて自ら之を購かわしめよ。

通釈

官属の手工業と商業にたずさわる者、および市租・質錢を受けとる官側の者は、いずれも匭はう（錢を入れる容器）をつくり、令・（長・）丞の印で封緘せよ。錢を納付する者には参弁券を与え、そのたび錢を匭の中に入れ、（参弁券のうち）中弁を、（県もしくは道の）廷に納めさせよ。質者には参弁券の一部を与えてはならない。市租・質・戸賦・園池の（収入として）錢を入れるばあい、県官・道官は、あえて勝手にそれを使用してはならない。（県官・道官は、）三ヶ月に一度、保有している黄金・錢の數を二千石官に上申し、二千石官はそれを丞相・御史大夫に上申せよ。不運にして溺れている者がいたばあい、生存者一名を救助した者には購金二兩を与えよ。溺死者一名を引き上げた者には購金一兩を与えよ。溺死者が誰であるかわからなければ、その者を埋葬した上で、身元を人びとに広く尋ねよ。溺れている者がおり、救助できるにもかかわらず、その同食（＝同僚？）・將吏および津しん嗇さく夫・吏（＝渡し場を管理する吏？）が救助しなければ罰金一兩を与えよ。使用可能な遭難船を引き上げたばあい、購金二兩を与えよ。その船が七丈未満であれば、一丈増えることに購錢五十を与えよ。その船の關係者がいたばあいには、その者に取り上げた船を与えて、それを引き上げた者に購を支払わせよ。

考察 ①

本条の前半部分は、官属の商工業者による錢の収入および、市租や質錢による錢の収入があったばあい、担当官吏がそれ



〔図 7〕「二年律令」金布律（第 429 簡）よりみた錢の収入と管理

あいのみ、その納付者に参弁券が与えられなかったのか。

そもそも民が質錢を納付するばあいに参加券が手渡されないということは、質錢を納付した事実をその民自身が証しえなな
いことを意味する。すると、借りていた官有器物などを民が返却するさい、もし「鉅」を管理する担当官吏が偽つて、質錢

をどのように処理すべきかを規定したものである。その手順はほぼ次のごとくである。すなわち、銭を持参した者は、担当官吏の「匭（銭を入れる容器）」に持参した銭を納付し、その度に証拠として参弁券の一部を受けとる。担当官吏は自らも、銭を受領したことの証拠として、参弁券の一部を保持する。ただし銭が納付された「匭」は、県・道の令・長・丞の印によつて封緘されているため、担当官吏は「匭」に納付された銭に直接手をつけることはできない。納付された銭は、あくまでも担当官吏を介して県・道の「廷」に提出され、その令・長・丞によつてはじめて開封される。また「匭」の銭を正確に「廷」に提出したことを証するため、担当官吏は「廷」にも参弁券の一部を提出せねばならなかった。これによつて、銭を持参した者・担当官吏・（県・道の）「廷」の三者が互いに参弁券を持ち合い、銭の納付と受領を相互に証する仕組みができる。以上のプロセスをまとめると、図7のようになる。

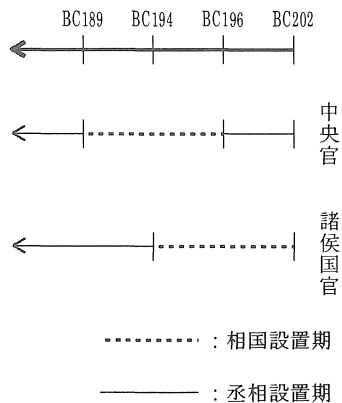
一方、本条には「質者には券を與^{あた}うる勿かれ」ともある。これは、質錢を支払つて官有器物などを借りてゐる者には参弁券の一部を与えないという意味であろう（前掲注〔四〕参照）。これより、質錢を納付するばあいには、それを「鈔」に保管する担当官吏と（「県・道」の「廷」の両者のみが、参弁券を分割・保持してゐたと考えられる（前掲注〔三〕参照）。では、なぜ質錢のば

を預かった記録はないと主張したら、参弁券をもたない民は反論できない。そこで注目されるのは、前掲「二年律令」襍律（第一八七簡）に、官が強引に質銭を取ることを禁止する規定があることである（前掲注「一」参照）。これによれば、民が質銭の返却を求めたばあい、担当官吏が応じなければ、「民から強引に質銭を取」ったことになり、前掲襍律に抵触する。

しかしそのばあいでも、担当官吏が参弁券にしるされた内容を改竄すれば、民の訴えは棄却されてしまうであろう。あるいは民が、借りていた官有器物などを返却するさい、納付した質銭の額面を偽って多く申告する可能性もないわけではない。つまり、前掲襍律（第一八七簡）による対策はまだ不十分であり、質者にのみ券書を与えない積極的理由にはならない。

そこで着目すべきは、本条の質銭が、官に「強」いられて徴発されるのではなく、官と民が「和（合意）」した結果、官が民から「受」け取るものとされ（前掲注「一」参照）、そのさい一度も券書のやり取りがなされていない点である。すなわち、このばあいに券書を有するのは、官側（担当官吏および県・道の「廷」）だけである。つまりこの券書は、あくまでも担当官吏が質銭を偽りなく「廷」に提出したことを証するためのもので、民と担当官吏のあいだでの質銭の授受を証するためのものではない。そのため質銭の授受に関する官民間の「和（合意）」は、券書に基づくものではない。しかば、民が官有器物などを借りるさい、いったん質銭を納付し、その後債務不履行となっても、それを取り戻す潜在的権利は民に残されていたのではあるまいか。もしそうであれば、民による質銭の納付は建前上のもので、官は質銭を一時的に預かるだけであることになる。それではなぜ官は、質銭を一時的に預かるのか。

そこで注目されるのが、戦国秦では原則的に、いかなるばあいも官民間で「質」を授受することが禁じられていたという事実である。すなわち戦国秦では、「和（合意）」のもとで官が民より「質」を「受」けることを許可する判例はあるものの、その元となる秦律の原文では、官が「強」いて「質」を取ることに、「和」して「質」を「受」けることの両方が禁じられていた（前掲注「一」参照）。このことは、「二年律令」の質銭が、戦国秦の「廷行事」を継受したものであることを意味する。つまり、戦国秦では当初、あらゆる「質」の授受を禁じていたものの、のちに民間の実情をふまえた判例でその一部が許可され、それが漢律にも継受されたと考えられる。しかば漢初には、依然として官が「質」を受けとるべきではないとする



〔図8〕中央・諸侯国の丞相・相国設置期間

の別称と解される。そうすると、「二年律令」に含まれている条文のうち、「丞相・御史」の語をふくむ条文と、「相国・御史」の語を含む条文は、それぞれ異なった年代に作成されたことになる。ところが、秩律（第四四一簡）に「丞相・相国長史」とあり、整理小組は「丞相・相国という名称は、前漢初期、つねに互いに通用していた」とする。しかし、秩律にみえる官名は、中央官でなく諸侯国官である可能性もあるため（渡邊二〇〇五）、「丞相・相国長史」の意味にはさまざまな可能性が想定される。たとえば本句を「諸侯国の丞相と、中央の相国長史」あるいは「中央の丞相長史と、諸侯国の相国長史」と解せば、「丞相」と「相国」

考察 ②

本条にみえる「丞相・御史」は「丞相・御史大夫」の略称である（前掲注〔八〕参照）。一方、「二年律令」具律（第一〇二簡）・置吏律（第二一九簡）・津関令（第四九四・五〇〇・五〇三・五〇五・五一三・五一六簡）には「相国・御史」の語がみえる。中央官の「相国」は、百官公卿表上に「高帝即位、置一丞相、十一年更名相国、縁綬。孝惠・高后置左右丞相、文帝二年復置一丞相」、『史記』卷五六陳丞相世家に「孝惠帝六年、相国曹参卒、以安國侯王陵爲右丞相、陳平爲左丞相」とあり、一般に、漢一一年（前一九六）に「丞相」の名を改めたもので、惠帝六年（前一八九）まで用いられた官名とされる（安・熊一九八六）。したがって「二年律令」の「相国・御史」は「丞相・御史」

の語が一つの条文の中で混用されていることにはならず、百官公卿表上の文とは齟齬しない。現に、『史記』卷五四曹相国世家には「天下定、漢王爲皇帝……〔曹〕參歸漢相印。高帝以長子肥爲齊王、而以參爲齊相國。……孝惠帝元年、除諸侯相國法、更以參爲齊丞相」とある。これによれば、前漢の諸侯国には、天下統一後の高帝五年（前二〇二）～惠帝元年（前一九四）に「相國」が置かれ、それ以降は「丞相」が置かれていた。これを中央官の「相國」・「丞相」の置かれた年次と対比すると、図8のようになる。これより、中央に相國が置かれていたときに諸侯国には丞相が置かれていた時期（前一九四～前一八九）と、中央に丞相が置かれていたときに諸侯国には相國が置かれていた時期（前二〇二～前一八九）があったことがわかる。よって、秩律（第四一簡）の「丞相・相國長史」は、「諸侯国の丞相と、中央の相國長史」あるいは「中央の丞相長史と、諸侯国の相國長史」のことと解釈できる。そうなれば、「丞相・御史」と「相國・御史」の違いは、やはり「二年律令」の各条文の制作年代を決める上で、一つの大きな指標となる。すると「丞相・御史」の語を含む本条は、漢一一年（前一九六）以前もしくは惠帝六年（前一八九）以後に定められたものということになる。

○第四三三簡

原文

亡殺傷縣官畜産不可復以爲畜産及牧之而疾死其月革腐敗母用皆令以平賈償入死傷縣官賈以減償

四三三

校訂文

亡・殺・傷縣官畜産、不可復以爲畜産、及牧之而疾死、其月（肉）・革腐敗母用、皆令以平賈（價）償^{〔一〕}。入死・傷縣官賈（價）、以減償^{〔二〕}。

注釈

〔一〕亡殺く賈償 〔案〕本条は、官有家畜の逃亡・殺害・傷害・病死に関する賠償規定である。これと関連する条文は、龍崗秦簡にも「馬・牛殺之及亡之、當償而諱……（第一〇一簡）」、「亡馬・牛・羊・駒・犢、〔羔〕・馬・牛・駒・犢、〔羔〕皮及□皆入禁□□（官）□□（第一一二簡）」とあり、前者は馬・牛を逃亡・死亡させた者に対する罰則、後者は禁苑の馬・牛などが逃亡して死亡したばあいに皮・革・筋類などを没官する規定である（松崎二〇〇〇）。

「牧之而疾死」は、官有の家畜を「牧」して家畜を病死させること。「牧」は『広雅』釈詁一に「牧、養也」とあり、「飼育する」の意。ちなみに、唐厩庫律「牧畜產課不充条では「牧（放牧）」と「繫飼（囲い込み）」が区別しているが、本条には「繫飼」した家畜の「疾死」に関する規定がなく、「牧」が「繫飼」と区別されていたか否かは不明。

「其月（肉）・革腐敗母用、皆令以平賈（價）償」に関しては、類似的条文が「秦律十八種」厩苑律（第八三〜八七簡）に「將牧公馬・牛、馬〔牛〕死者、亟謁死所縣、縣亟診而入之、其入之其弗亟而令敗者、令以其未敗直（値）賞（償）之。……其大廐・中廐・宮廐馬牛毆（也）、以其筋・革・角及其賈（價）錢效、其人詣其官……」とある。これによると、放牧中の馬・牛を死亡させた者は、その場所にある県に報告し、死後の処理が遅れて腐敗させたばあい、責任者は腐敗する前の価格を賠償せねばならなかった。その理由は、死亡した家畜の「肉」や「筋・革・角」などが別途売却でき、それで得た金銭を賠償額に充当しえたからである。死亡した官有家畜を別途売却する例は、懸泉置漢簡にも「傳馬一匹……建昭二年十二月丙申病死、賣骨・肉、受錢二百一十（10111⑨:2）」、「……出縣（懸）泉馬五匹、病死。賣骨・肉、直錢二千七百卅……（0116⑤:69）」などである。しからば、本条の「月（肉）・革」も別途売却でき、それを腐敗させたばあい、腐敗前の「平賈（價）」で賠償させたのであろう。ちなみに、宋天聖令附不行唐厩牧令（第三一條）や宋天聖厩牧令13〜14などにも同様の規定がみえ、本条が唐宋の厩牧令などに継受されたことが窺われる。

〔二〕入死く減償 〔整理小組〕價以減償とは、「死んだ家畜の肉や皮を売却し、その」売値を加えて「もとの」賠償額を減らすことである。〔案〕本条は、死・傷した官有の家畜を没官し、その肉・革などがまだ売却可能であれば、その価格を差し引いた上で家畜を値踏みし、不足分を賠償させるという意味であらう。「賈（價）以減償」の読み方について京都大

班は、①「價は減を以て償う」と読み、「差し引かれた額（じつさいに減損した分）だけを償う」の意に解する説、②「價は以て償を減ず」と読み、「死傷した家畜の売買は賠償額を減らすのに充当する」の意に解する説、③冒頭の「賈（價）」字を「うる」・「ねぶみする」と読む説を紹介した上で、①を採用している（京都二〇〇六）。「封診式」（第六一七～六一九簡）に「告曰、丙、甲臣、橋（驕）悍、不田作、不聽甲令。謁賈（賣）公、斬以爲城旦、受賈（價）錢。……令令史某診丙、不病。●令少内某・佐某以市正賈（價）賈丙丞某前。丙中人、賈（價）若干錢」とあり、「甲」が「丙」を官に売却するさいに、官では人の「市正賈（平賈）」を参考に「賈^{ねぶみ}」し、「丙」が「中人」であることに基き価格を算出している（柿沼二〇〇六）。よって、本条の「死・傷」した家畜も、最初に値踏みされたと考えられよう。そこでここでは、とりあえず本句を「價^{ねぶみ}し、以て償を減ぜよ」と訓読した。

書き下し文

縣官の畜産を亡・殺・傷し、復して以て畜産と爲すべからず、及び之を牧して疾死せしめ、其の肉・革、腐敗して用うる母きは、皆な平價を以て償わしめよ。死・傷せるものを縣官に入れて價^{ねぶみ}し、以て償を減ぜよ。

通釈

官有の家畜を逃がし、殺害し、あるいは傷つけ、もどおりに復せず、もしくはこれらを飼育中に病死させ、その肉・皮を腐敗させて使用不能にしたばあいには、ともにその平価を基準にして賠償させよ。死亡したり傷ついた家畜を没収して値踏みし、（売却分を差し引いた上で）賠償させよ。

○第四三四簡

原文

毀傷縣官器財物令以平賈償入毀傷縣官賈以減償

四三四

校訂文

毀・傷縣官器財物^{（一）}、令以平賈（價）償。入毀・傷縣官、賈（價）以減償。

注 釈

〔一〕毀傷く財物 【案】整理小組は「亡毀傷縣官器財物」と釈しているが、図版では冒頭に「亡」字はみえない。本条と類似する「秦律十八種」工律（第一七四簡）に「毀・傷公器及□者令賞（償）」とあり、「公器（官有器物）」の「毀・傷」に関する文がみえるが、そこにも「亡」字はみえない。ただし『晉書』卷三〇刑法志・魏新律序略引漢律に「金布律有毀・傷・亡失縣官財物」とあり「亡失」の語がみえ、唐雜律54棄毀亡失官私器物条および同律57棄毀器物稼穡条にも、官有器物を「亡失」したさいの罰則がみえるため、本条冒頭に「亡」字が脱している可能性もないわけではない。

書き下し文

縣の官器・財物を毀・傷せば、平價を以て償わしめよ。毀・傷せるを縣官に入れて償し、以て償を減ぜよ。

通 釈

官有の器物・財物を壊し、あるいは傷つけたばあいには、平価を基準にして賠償させよ。壊れたり傷ついている官有の器物・財物を官に没収して値踏みし、（売却分を差し引いた上で）賠償額を減ぜよ。

○第四三五簡

原文

縣官器敝不可繕者賣之諸收人皆入以爲隸臣妾

四三五

校訂文

縣官器敝不可繕者、賣之^(一)。諸收人^(二)、皆入以爲隸臣妾。

注釈

〔一〕縣官く賣之 〔整理小組〕繕とは、修理すること。〔案〕本条は、修繕不能な官有器物を売却することを定めたものである。これに類似する条文として、「秦律十八種」金布律（第一五三～一五五簡）に「縣・都官以七月糞公器不可繕者、有久識者靡蚩之。其金及鐵器入以爲銅。都官輸大内、内受買（賣）之、盡七月而贍（畢）之。都官遠大内者輸縣、縣受買（賣）之。糞其有物不可以須時、求先買（賣）、以書時謁其狀内史之。凡糞其不可買（賣）而可以爲薪及蓋翦者、用之。毋用、乃燔之」とあり、本条よりもはるかに複雑な「公器（官有器物）」の処分規定がみえる。

〔賣〕字は、張家山漢簡に初めてみえ、以後の漢代出土文字資料にもみえるので、秦末漢初以降の文字と解され、あるいは秦の始皇帝による「文字の統一」に伴い登場する文字かもしれない（柿沼二〇〇六B）。

〔二〕諸收人 〔整理小組〕「諸收人」以下の文字は、誤写されてここに入ったものであろう。〔案〕「二年律令」の「收」とは、完城旦・鬼薪以上の罪を犯した者に対する付加刑で、その財・田宅・妻・未成人の子を没官するもので、原則的には夫が妻の罪によって、子が母の罪によって「收」されることはないとされている（角谷二〇〇六）。本条の「收人」は、この没官された人のことであらう。これより本条は、「收人」を隸臣妾にする意と解される。しかし「收人」は、「秦律十八種」属邦律（第二〇一簡）に「道官相輸隸臣妾・收人」、「二年律令」亡律（第一六五簡）に「隸臣妾・收人亡」などとあり、隸臣妾と併記されているため、もともと隸臣妾と同義であったとは考えがたい。本条の「收人」は没官され

た後に、何らかの理由で隸臣妾にされたのではなからうか。

書き下し文

縣の官器の敝して繕うべからざる者は、之を賣れ。諸の收人は、皆な入れて以て隸臣妾と爲せ。

通釈

県の官有器物で朽ちて修繕不能なものは売却せよ。諸々の収人はすべて没入して隸臣妾とせよ。

○第四三六～四三八簡

原文

有贖買其親者以爲庶人勿得奴婢諸私爲鹵鹽煮濟漢及有私鹽并煮者税之縣官取一主取五采銀租之縣官給橐
釭十三斗爲一石石縣官税釭三斤其釭也牢橐石三錢租其出金税二錢租賣穴者十錢税一采鐵者五税一其鼓銷以
爲成器有五税一采鉛者十税一采金者租之人日十五分銖二民私采丹者租之男子月六斤九兩母子四斤六兩
四三六
四三七
四三八

校訂文

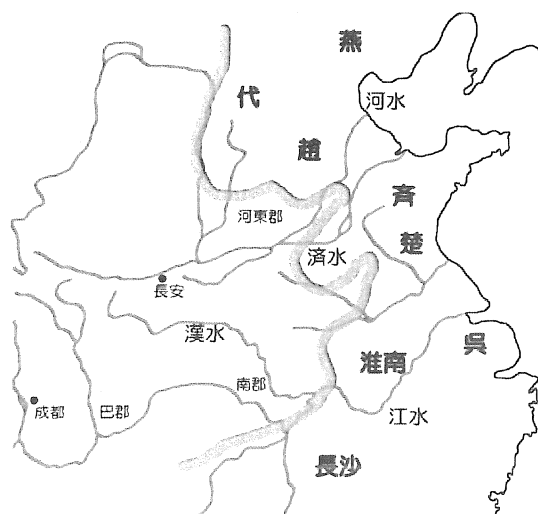
有贖買其親者、以爲庶人、勿得奴婢^(一)。諸私爲鹵^(二)鹽^(三)、煮濟・漢^(三)及有私鹽并^(四)煮者^(四)、税之、縣官取一、
主取五^(五)。采銀租之、縣官給橐^(六)、釭^(七)（銀）十三斗爲一石^(七)、石縣官税釭三斤^(八)。其釭也、牢橐石三錢^(九)、
租其出金、税二錢^(一〇)。租賣穴者、十錢税一^(一一)。采鐵者五税一^(一二)、其鼓銷以爲成器、有^(又)五税一^(一三)。采鉛
者十税一^(一四)。采金者租之、人日十五分銖二^(一五)。民私采丹者租之、男子月六斤九兩、母^(女)子四斤六兩^(一六)。

〔一〕有贖く奴婢 〔整理小組〕奴婢とは、奴婢〔奴隸？〕のこと。この条は、ここに誤ってしるされたものである。〔案〕「庶人」は、「二年律令」に散見する語で、戸律（第三二〇～三二二簡）に「關内侯九十五頃……上造二頃、公士二頃半頃、公卒・士五（伍）・庶人各一頃、司寇・隱官各五十畝」とあり、これによると有爵者や公卒・士伍などの無爵者や刑徒・元刑徒（司寇・隱官）とは異なるものであった。椎名一雄氏はこの「庶人」を、徭役・兵役につくことができず、仕官することもできず、それゆえ戦争に参加し軍功を挙げることが許されていなかった存在とする（椎名二〇〇六）。

〔二年律令〕の「奴婢」は、睡虎地秦簡にみえる「臣」・「人臣」・「奴」・「人奴」などの男子私家奴隸をさす語を「奴」に、「妾」・「人妾」などの女子私家奴隸をさす語を「婢」に置き換えたものである（水間二〇〇六）。

〔二〕諸私く鹵鹽 〔案〕「鹵（鹵）鹽」は、『説文』鹵部に「鹵、西方鹹地也」、鹽部に「鹽、鹹也」とあり、「西方の塩地で採られた塩」のことと解される。「西方」すなわち内陸部には、有名な「河東の塩地」があるので、おそらく本条の「鹵鹽」は、それらをさすのであろう。ちなみに、『史記』卷一二九貨殖列伝に「山東食海鹽、山西食鹽鹵」とあり、「鹽鹵」という類似の語がみえ、一般に内陸産出の池塩・土塩の総称とされる（加藤一九四二、影山一九八四A）。しか
らば、本条の「鹵鹽」は貨殖列伝の「鹽鹵」とほぼ同じ意味であらう。

〔三〕煮濟・漢 〔整理小組〕濟・漢とは河川の名である。〔案〕「煮濟・漢」の「煮」は、煎熬（せんじょう）（＝塩水を煮詰めて塩を採取）すること。整理小組の説に従えば、「漢」は漢水に、「濟」は済水にそれぞれ比定される。その河道を復元すると、ほぼ図9のようになる（譚一九九一参照）。両者の水質はいずれも淡水であらうから、「煮濟・漢」とは済水・漢水付近の



〔図9〕漢初の勢力図と塩地の分布

塩場^{しおば}で煎熬する意であろう。これより、斉（済水流域）および楚（巴蜀

（漢水流域）方面の塩業は、漢初よりすでに盛んであったことが窺える。

従来、楚の塩業はあまり知られておらず、巴蜀の塩業も前漢武帝による塩鉄専売制実現以後に全国的に有名になったとされているので（影山一九八四A）、本条は、従来の説に再検討を促すものとして注目される。

ともあれこれより、「諸私爲鹵（鹵）鹽、煮濟・漢」は、河東地方・済水流域・漢水流域で製塩することと解される。すると、「二年律令」秩序をもとに藤田勝久氏が復元した漢初の勢力図と譚其驤氏の地図をもとに作成した図9によれば（譚一九九一、藤田二〇〇五）、それらの塩場はいずれも中央政府の直轄地に置かれたものと考えられる。しからば本条は、中央政府の直轄地に対して出された条文かもしれない。

〔四〕及有煮者 〔案〕「鹽井」とは、塩水を産する井戸のことで、おもに巴蜀方面の塩場に多くみられる（影山一九八四B）。四川省出土の漢代画像磚に、その作業の様子が描かれている（図10）。

〔五〕税之取五 〔案〕本条のように、塩・鉄などを自由に採取・採掘させ、入手した現物の量などを自己申告させ、それに課税する方法を「占租」という（平中一九六七）。ここでは、民が採取した塩の六分の一を納税すべきことが定められている。

〔六〕采銀給橐 〔整理小組〕橐とは、排橐である。『淮南子』本経の注に「橐、冶爐排橐也」とある。〔案〕「橐（橐）」とは一般に皮袋をさす。しかし、『墨子』備突篇に「突門……置竈竈、門旁爲橐、充竈伏柴艾。寇即入……塞之、鼓橐而重之」とあり、敵が「突門」に侵入したさいに退路を断つてその敵を燻^{いぶ}るとあり、そこでは「橐」が送風器の役目を果



〔図10〕山林塩場画像磚（画像2006）

たしている。この用例を援用すれば、本条の「橐（橐）」はフイゴ（金属の熱処理や精錬に用いられる送風器）と解されよう。ちなみに整理小組は「橐Ⅱ排橐」とするが、これでは文意が不鮮明である。

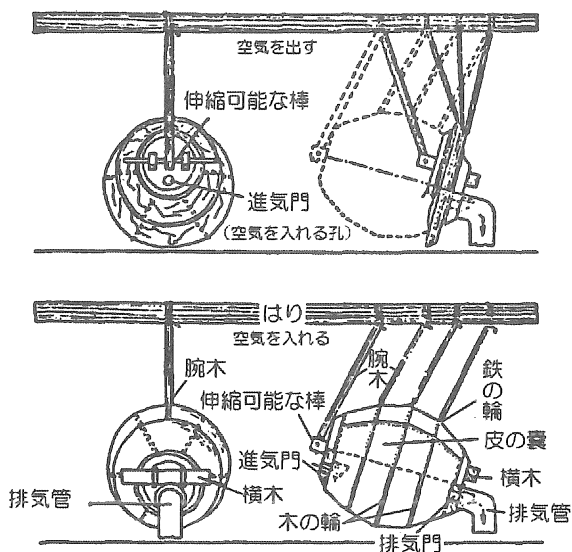
ただし楊寛氏によれば、「排橐」は「排橐」の別称で、フイゴの意であるという（楊二〇〇四）。しからは整理小組も「橐Ⅱ排橐Ⅱフイゴ」と解しているのかもしれない。

王振鐸氏は、後漢時代の冶鉄作業の様子を描いた山東省滕県宏道院出土画像石を分析し（図11）、上段左側にみえる器具をフイゴとみなし、その構造をほぼ図12のように復元している（王一九五九）。後掲注〔九〕と考察も参照。

〔七〕釭十_一一石 【整理小組】 欠字の左側は「金」に従う。〔案〕「釭十三斗爲一石」の前文には「采銀租之」とあり、銀の採掘に租税を課すとある。一方、「釭十三斗爲一石」の下文にも、銀に関する文がみえる（後掲注〔八〕参照）。よつて、その中間に位置する「釭十三斗爲一石」も、おそらく銀に関する文であろう。これより、「釭」は「銀」字であり、本句は、「銀二三斗」を「一石」とすることをしめたものと推測される。しかし、本句の「斗・「石」を体積単位と解したばあい、「斗」は約二リットル、「石」は約二〇リットルに相当するため、本来であれば「二〇斗Ⅱ一石」となるは



〔図11〕 山東省滕県宏道院出土画像石（葉一九五九）



〔図12〕 漢代のフイゴ（王一九五九付図の日本語訳）

ずである。一方、「石」を重量単位と解すると、本句は「銀十三斗（約二六リットル）」を「一石（約二九・八キロ）」とすることをしめしたものである。しかし、銀の密度を約一〇・五とすると、「銀十三斗」は約二七三キロに相当するはずである。これより、いずれにせよ本句の換算率は整合的でないと考えられる。そこで張家山漢簡「算数書」（第五〇簡）をみると「銅耗（耗）。鑄銅一石耗（耗）七斤八兩。今有銅一斤八兩八朱（耗）、問耗（耗）幾何」とあり、銅を鑄造するばあい銅原料の一部が失われるとされている。しかれば、本条における銀の換算も、鑄造時にその一部が失われることが前提とされているのかもしれない。かりにそうであれば、本条は、「銀十三斗（約二六リットル）」を製鍊し、それを「一石（約二〇リットル）」とすることと解され、そのさい「三斗（約六リットル）」の銀が失われることが前提となっていたことになる。

〔八〕□石〓釵三斤 〔整理小組〕下の欠字の左側は「金」に従う。〔案〕本句の前文に「采銀租之」とあるにもかかわらず、その税率が本句に至るまでみえないので、ここには銀の採掘に対する具体的な税率がしるされていたのであろう。前文に「一石」とあり、その下に「一〓石〓」のように重文符号がない。にもかかわらず、その直後に「□石」の二字が続いている。よって、「□石」の「□」には、「一」以外の数字が入っていたと考えられる。これより本条は、採掘した「銀十三斗」ごとに「一石」とし、数石ごとに課税することを定めたものと解される。

〔九〕其〓〓三錢 〔整理小組〕欠字の左側は「足」字に従う。〔案〕「牢橐（橐）」については考察参照。

〔一〇〕租其〓二錢 〔案〕金布律（第四三六〓四三八簡）には、二箇所に「金」字がみえる。その一つ目にあたる「租其出金」の「金」を山田勝芳氏は銅と推測している（山田二〇〇二）。しかし、本句の「其」字は「其の」と訓読し、前文を受けたものと解すべきであるにもかかわらず、前文には銅に関する文がない。そこでここでは、「其出金」を「其の金を出だすもの」と訓読し、採掘した鋳石を製鍊して銀などを抽出する者のことと解した。明・李時珍『本草綱目』金石部銀条集解引の宋・蘇頌『図経本草』に「銀在鑛中、與銅相雜」、『宝藏論』に「天生牙、生銀坑内石縫中、状如亂絲。生樂平鄱陽産鉛之山」とあり、銀の鋳石には銅や鉛などが混じっているとされるので、「出金」の「金」は、おそらく銀の

みならずその他の鉱物をもさすのであろう。

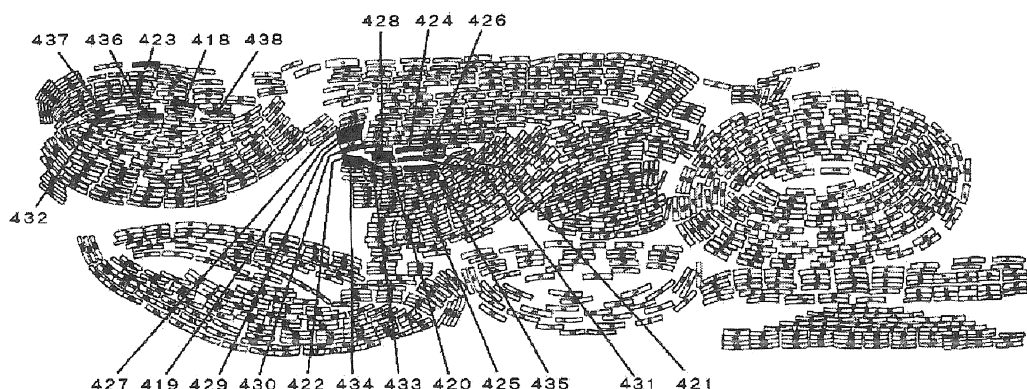
〔二一〕租賣く税一 〔案〕本条は、銀に関する前文と継続しており、銀の規定と解される。「賣穴者」とは、おそらく銀の採掘坑を探し当ててその権利を採掘者に売却する者のことであろう。このように鉱物の採掘坑を「穴」とよぶ例は、伝世文献に散見し、「金穴」〔後漢書 皇后紀上〕・「錫穴」〔統漢書 郡国志五漢中郡錫県条〕・「銀穴」〔芸文類聚 卷八三引の沈懷遠『南越志』〕「銅穴」〔新唐書 卷三八地理志二陝州平陸県条〕などとある。これより本条は、「賣穴者」の売上代金一〇銭ごとに一銭を課税する意に解される。

〔二二〕采鐵く税一 〔案〕本条は、採鉄者に五分の一の税を課したものであるが、それが現物徴収によるのか金銭徴収によるのかは不明（山田二〇〇二）。

〔二三〕其鼓く税一 〔案〕「鼓銷」の「鼓」は、『統漢書』百官志五の本注「出鐵多者置鐵官、主鼓鑄」の劉昭注引胡広注に「當鑄冶之時、扇熾其火、謂之鼓鑄」とあり、フイゴを動かして送風すること。また、「銷」は金属を溶かすことである。よって本条は、鉄製器物の製作者に五分の一の税を課することを定めたものと解される。山田勝芳氏は、それを現物徴収でなく、販売額の五分の一の金銭を納付させることと解している（山田二〇〇二）。

〔二四〕采鉛く税一 〔案〕本条は、鉛の採掘者に十分の一の現物税を課したものと解される（山田二〇〇二）。

〔二五〕采金者租之、人日十五分銖二 〔案〕前掲注〔二〇〕でのべたとおり、本条には二箇所に「金」字がみえ、ここでは黄金のことと解される（山田二〇〇二）。



〔図13〕張家山漢簡の出土状況と金布律の分布

〔二六〕民私六兩　〔整理小組〕丹とは、朱砂のことである。〔案〕本条によると、朱砂（＝丹砂）の採掘者は、男子は毎月六斤九兩（約一六二八グラム）、女子は毎月四斤六兩（約一〇八五グラム）の朱砂を官に納付せねばならなかった。山田勝芳氏は、黄金の採取者に対する課税に男女差がなく、朱砂のばあいにはそれがあつたことに注目し、「砂金採取は男女の違いが少ないが、采丹は採取労働がきつい」ためであると推測している（山田二〇〇二）。

ちなみに、本条（第四三六～四三八簡）の出土地点付近からは、確実に金布律の一部に該当するとみられる条文が一条（第四一八簡）しか発見されていない。その周囲には、整理小組が金布律とする条文も出土しているが（第四二三・四三二簡）、既述のごとく、その分類には検討の余地がある（第四二三簡注〔六〕、第四三二簡注〔一二〕参照）。実際に、金布律の可能性の高い他の条文（第四一九～四二二簡、第四二四～四三一簡、第四三三～四三五簡）は、それらとは離れた場所から出土している（図13）。よって、本条が金布律であるか否かについてはまだ検討の余地がある。

書き下し文

其の親を贖買する者有らば、以て庶人と爲し、奴婢に得^あつる勿かれ。諸^{おほ}私^{わたくし}に鹵鹽^つを爲るもの、濟・漢に煮するもの及び私の鹽井有りて煮する者あらば、之に税し、縣官は一を取り、主は五を取れ。銀を采るものあらば、之に租し、縣官は褱^{ふいじ}を給せよ。銀は十三斗ごとに一石と爲し、□石ごとに縣官は□鉅三斤を税せよ。其□也、牢橐は石ごとに三錢とし、其の金を出だすものに租して二錢を税せよ。賣穴者に租して十錢ごとに一を税せよ。鐵を采る者には、五ごとに一を税せよ。其の鼓銷して以て成器を爲るものには、又た五ごとに一を税せよ。鉛を采る者には、十ごとに一を税せよ。金を采る者は、之に租すること人ごとに日ごとに十五分銖の二とせよ。民の私に丹を采る者は、之に租すること男子は月ごとに六斤九兩、女子は四斤六兩とせよ。

通釈

その親を贖い買い取ろうとする者がおれば、その親を庶人とし、奴婢としてはならない。およそ官営によらずに内陸で池塩

・土塩などを作る者、済水および漢水の付近で煎熬（せんこう）（塩水を煮詰めて塩を採取）する者、および私有の塩井で煎熬する者がおれば、その者に課税し、国家がその六分の一を取り、採塩者がその六分の一の五を取れ。銀を採掘する者がおれば課税し、国家はフイゴを支給せよ。銀十三斗（約二六リットル）ごとに一石（約二〇リットル）とし、……石ごとに国家が□釐三斤（約七四四グラム）を取れ。其□也、支給されたフイゴには、（それによって）銀一石（を製錬する）ごとに三錢を課税し、その金属製錬者に対して二錢を課税せよ。採掘坑を売却する者には、売上金一〇錢ごとに一錢を課税せよ。鉄を採掘する者には、五分の一の税を課せ。フイゴを用いて鉄を溶かし、それによって鉄製器物を作る者には、また五分の一の税を課せ。鉛を採掘する者には十分の一の税を課せ。黄金を采る者には、一人当たり毎日十五分の二銖の黄金を課せ。朱砂を採集する者は、男子であれば毎月六斤九両（約一六二八グラム）、女子であれば毎月四斤六両（約一〇八五グラム）を課せ。

考察

本条にみえる「牢橐（橐）」の「橐」はフイゴの意。よって、「牢橐」の「牢」は、「橐」と並列関係にある別の名詞、もしくは「橐」の修飾語と解される。これに関連して『史記』卷三〇平準書には「大農上鹽鐵丞孔僅咸陽言……願募民自給費因官器作煮鹽官與牢盆」とあり、「牢盆」の語がみえ、それは『漢書』卷二四食貨志下などにもみえる。その意味に関しては、①「牢」（雇う者に対する）手当、「盆」（煮塩盆）と解する説（加藤一九四二）、②「牢」（賃貸の）、「盆」（煮塩盆）と解する説（スワン一九五〇）、③「牢」（堅牢な）、「盆」（煮塩盆）と解する説（陳一九五八、佐藤一九六二、藤井一九六四、藤井一九七〇、伊藤一九七七）、④「牢盆」（塩の生産に携わる雇う者の）手当と解する説（影山一九八四C）、⑤「牢」（手当）、「盆」（製塩の手当として塩を盛ったもの）とした上で、「牢盆」（製鉄・製塩に携わる雇う者の）手当と解する説（楠山一九九三）などがある。

ところが、「牢橐」の「牢」と、「牢盆」の「牢」が同義であれば、「牢」字の後に「橐」字が付くばあいと「盆」字が付く

ばあいがあることになり、「牢」と「盆」を不可分な専門用語とみなして「牢盆Ⅱ（塩の生産に携わる雇用者の）手当」と解する④の説には、問題があることになる。つまり、「牢橐」は「牢」と「橐（フイゴ）」の二語に、「牢盆」は「牢」と「盆」の二語にそれぞれ分割できると考えられる。

次に問題となるのは、「牢」字の意味である。既述のごとく、これについては「手当」と解する説（①・⑤）、「堅牢な」の意に解する説（②）、「賃貸の」の意に解する説（③）がある。しかし、本条の「牢」を「手当」の意に解したばあい、「牢橐石三錢」は「雇用者の手当・フイゴは石ごとに三錢とする」となり、それでは文意が通じない。また②も、「橐」が皮袋製のフイゴで（前掲注〔六〕、図一二参照）、そのような伸縮自在のフイゴが「堅牢な」という修飾語を伴うとは考えがたいので、検討の余地がある。これより、①・②・⑤の説には従いがたい。そこであらためて本条をみると、前文に「橐を給す」とあるため、後文の「牢橐石三錢」は、フイゴを「給」された者がそれを使用したばあいの税率をのべたものと解される。つまり、本条の「牢橐」は、フイゴの使用税に関する文の主語とみなされる。そこで③の説によると、「官與牢盆」は「官は賃貸の煮塩盆を支給する」となり、本条の「牢橐（橐）、石三錢」は「賃貸のフイゴには、一石ごとに三錢を課税する」となり、いずれの文も解釈できないわけではない。しかし、「賃貸の」の意にとるべき「牢」字の用例は他に全くみえないので（藤井一九七〇）、この解釈はあくまでも推測にすぎない。

そのため改めて「牢盆」に関する古注をみると、『史記集解』引の如淳注に「牢、廩食也。古者名廩爲牢也。盆者煮鹽之盆也」とあり、如淳は、「牢盆」の「牢」を「廩食」とし、また「古（このばあい前漢時代をさす）」では「牢」と「廩」が同義であったとしている。実際、「廩」の通仮字「橐」は「二年律令」にもみえ、「支給する」の意に解され、「牢」字もそのような意味をもっていたと考えられる。すると、本条の「牢橐（橐）」は「支給されたフイゴ」もしくは「支給用のフイゴ」と読むことができ、「官與牢盆」は「官は與に盆を牢^{あた}う（官は煮塩に携わる者のために煮塩盆を与える）」もしくは「官は牢盆を與う（官は支給用の煮塩盆を与える）」と読むことができ、いずれも文意が通じる。そこで、ここではとりあえず「牢」を「支給された」・「支給用の」の意に解した。

○第四三九簡

原文

■金布律

四三九

考察

金布律という律名に関しては、「金」字が黄金のみをさすのか、それとも黄金と銅銭の両方をさすのか、「布」字が布帛のみをさすのか、それとも布銭をさすのかをめぐって論争がある。しかし、「二年律令」に金布律と銭律の両方が含まれていたことから、金布律の「金」字が黄金を意味することが明らかとなった。また、布銭が流通しているはずのない漢初にも「金布」の名を冠する律が存在することから、「布」字が布帛をさすこともほぼ間違いない。現に、「秦律十八種」金布律や「二年律令」金布律の中には、布帛に関する条文は含まれているものの、布銭の意味で用いられている「布」字の用例はない。これより、金布律の「金」字は黄金、「布」字は布帛をそれぞれ意味すると考えられる。

金布律の内容および制度的淵源については、蕭何が制定したとされる九章律にその名がみえず、伝世文献にも佚文が散見するのみで、その体系的把握は困難であり、従来判然としなかった。しかし、「秦律十八種」および「二年律令」に金布律の名がみえることから、それが戦国秦以来の律であり、前漢時代に継受されたものであることが明らかとなった。しかも、たとえば「二年律令」金布律（第四二七～四二八簡）には、『晋書』卷三〇刑法志引魏新律序略引漢律「金布律、有罰・贖・入責（債）以呈黄金爲價。科有平庸坐贓事。以爲償贓律」と同内容の文が含まれている（柿沼二〇〇六C）。さらに、「二年律令」金布律（第四三四簡）と、『晋書』刑法志引魏新律序略引漢律「金布律、有毀・傷・亡失縣官財物。故分爲毀亡律」も、内容的に類似している。これより、漢初以来の金布律の一部は、三国魏による律文再編時まで有効に機能していたことが確実となった。つまり、戦国時代～三国時代に金布律とよばれる条文が継続して存在していたのである。

参考文献

- 青山一九三八
安・熊一九八四
石岡二〇〇六
伊藤一九七七
鵜飼二〇〇二
于一九八九
于二〇〇五
王一九五九
王二〇〇一
王二〇〇四
柿沼二〇〇四
柿沼二〇〇六A
柿沼二〇〇六B
- 青山定雄「支那上代の駅伝」（『交通文化』第三号、一九三八年）
安作璋・熊鉄基『秦漢官制史稿』下冊（齊魯書社、一九八四年）
石岡浩「秦の城旦舂刑の特殊性——前漢文帝刑法改革のもう一つの発端——」（『東洋学報』第八八卷第二号、二〇〇六年）
伊藤徳男「漢代の塩鉄専売制について——『史記』平準書の記載に関する一考察——」（『東北大学教養部紀要』第二五号、一九七七年）
鵜飼昌男「漢代郡太守の持つ人事権について——地方長吏の欠員を視点に——」（富谷至編『辺境出土木簡の研究』朋友書店、二〇〇二年）
于琨奇「秦漢“戸賦”・“軍賦”考」（『中国史研究』一九八九年第四期）
于振波「從簡牘看漢代的戸賦与蜀彙税」（『院刊』二〇〇五年第二期）
王振鐸「漢代冶鉄鼓風機の復原」（『文物』一九五九年第五期）
王輝「西安書法芸術博物館藏秦封泥選釈」（『陝西歷史博物館館刊』第八輯、二〇〇一年）
王子今「漢代河西の“菱”——漢代植被史考察札記」（『甘肅社会科学』二〇〇四年第五期）
柿沼陽平「漢初における黄金と銭の關係をめぐって」「黄金一斤＝一万銭」説をめぐって、二〇〇四年一月一六日開催「平成十六年度早稲田大学史学会大会報告（於早稲田大学）」研究報告。『史観』（第一五二冊、二〇〇五年）に要旨掲載。
早稲田大学簡帛研究会（柿沼陽平担当）「張家山第二四七号漢墓竹簡訳注（四）錢律訳注」（『早稲田大学長江流域文化研究所年報』第四号、二〇〇六年）
柿沼陽平「中国古代における物の交換——互酬的交換社会から商品交換社会へ——」、二〇〇六年三月一八

日開催「早稲田大学東洋史懇話会二〇〇六年度報告（於早稲田大学）」研究報告。『史滴』（第二八号、二〇〇六年）に要旨掲載。

柿沼二〇〇六C

柿沼陽平「秦漢時代における物価制度と貨幣経済の構造」（『史観』第一五五冊、二〇〇六年）

影山一九八四A

影山剛「中国古代の塩業の成立とその発展」（同氏『中国古代の商工業と専売制』東京大学出版会、一九八四年）

影山一九八四B

影山剛「中国古代の塩業の生産組織と経営形態——主として専売制以前に関して——」（同氏『中国古代の商工業と専売制』東京大学出版会、一九八四年）

影山一九八四C

影山剛「前漢朝の塩の専売制」（同氏『中国古代の商工業と専売制』東京大学出版会、一九八四年）

画像二〇〇六

《中国画像磚全集》編輯委員会編『中国画像磚全集（四川画像磚）』（四川美術出版社、二〇〇六年）

季一九九九

季德源主編『中華軍事職官大典』（解放军出版社、一九九九年）

丘一九九二

丘光明編『中国歴代度量衡考』（科学出版社、一九九二年）

京都二〇〇六

富谷至編『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究』訳注篇（朋友書店、二〇〇六年）

楠山一九九三

楠山修作「牢盆考」（『古代文化』第四五巻第五号、一九九三年）

工藤二〇〇六

工藤元男「東アジア世界の形成と百越世界」（早稲田大学アジア地域文化エンハンシングセンター編『アジア地域文化の発展——21世紀COEプログラム研究集成——』雄山閣、二〇〇六年）

黄一九八八

黄今言『秦漢賦役制度研究』（江西教育出版社、一九八八年）

高二〇〇四

高敏「関于漢代有“戸賦”、“質錢”及各種鈔産税的新証」（同氏『秦漢魏晉南北朝史論考』中国社会科学出版社、二〇〇四年）

胡一九九二

胡平生「木簡出入取予券書制度考」（『文史』第三六輯、一九九二年）

校訂二〇〇六

武漢大学簡帛研究中心・荊州博物館・早稲田大学長江流域文化研究所「張家山漢簡《二年律令》釈文校訂」

（『中国文字』新第三二期、二〇〇六年）

小林二〇〇五

小林洋介「正倉院と長沙走馬樓三国呉簡」（『史観』第一五三冊、二〇〇五年）

古人堤二〇〇三

湖南省文物考古研究所・中国文物研究所「湖南張家界古人堤簡牘釈文与簡注」（『中国歴史文物』二〇〇三年第二期）

佐々木二〇〇二

佐々木研太「龍崗秦簡をめぐる研究動向——『龍崗秦簡』の刊行に寄せて——」（『二松学舎大学人文論叢』第六八輯、二〇〇二年）

佐藤一九六二

佐藤武敏『中国古代工業史の研究』（吉川弘文館、一九六二年）

佐藤一九七七

佐藤武敏『中国古代絹織物史研究』上（風間書房、一九七七年）

佐原二〇〇二

佐原康夫「漢代の市」（同氏『漢代都市機構の研究』汲古書院、二〇〇二年）

滋賀二〇〇三

滋賀秀三「法典編纂の歴史」（同氏『中国法制史論集（法典と刑罰）』創文社、二〇〇三年）

重近一九九九

重近啓樹「商人とその負担」（同氏『秦漢税役体系の研究』汲古書院、一九九九年）

朱二〇〇六

朱德貴『漢簡与財政管理新証』（中国財政經濟出版社、二〇〇六年）

朱・蕭二〇〇二

朱永嘉・蕭木『新詁唐六典』（三民書局、二〇〇二年）

周一九八七

周振鶴『西漢政区地理』（人民出版社、一九八七年）

葉一九五九

葉照涵「漢代石刻冶鉄鼓風爐図」（『文物』一九五九年第一期）

饒一九八七

饒宗頤「秦簡中“稗官”及如淳称魏時謂“偶語爲稗”說——論小説与稗官」（香港中国語文学会編『王力先生紀念論文集』三聯書店、一九八七年）

睡虎地一九九〇

睡虎地秦墓竹簡整理小組『睡虎地秦墓竹簡』（文物出版社、一九九〇年）

角谷一九九八

角谷常子「秦漢時代の女性労働——主に衣料の生産からみた——」（『古代文化』第五〇巻第二号、一九九八年）

角谷二〇〇六

角谷常子「秦漢時代における家族の連坐について」(富谷至編『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究』論考篇、朋友書店、二〇〇六年)

スワン一九五〇

Nancy Lee Swann (1950) *FOOD & MONEY IN ACIENT CHINA*, Princeton: Princeton University Press

椎名二〇〇六

椎名一雄「張家山漢簡二年律令にみえる爵制——「庶人」の理解を中心として——」(『鴨台史学』第六号、二〇〇六年)

周・劉二〇〇二

周天游・劉瑞「西安相家巷出土秦封泥簡讀」(『文史』二〇〇二年第三期)

相家巷二〇〇六

中国社会科学院考古研究所漢長安城工作隊「西安相家巷遺址秦封泥的發掘」(中国社会科学院考古研究所漢長安城工作隊・西安市漢長安城遺址保管所編『漢長安遺址研究』科学出版社、二〇〇六年)

臧二〇〇三

臧知非「張家山漢簡所見西漢鈹業稅收制度試析——兼談西漢前期“弛山澤之禁”及商人兼併農民問題」(『史學月刊』二〇〇三年第三期)

臧二〇〇四

臧知非「張家山漢簡所見漢初馬政及相關問題」(『史林』二〇〇四年第六期)

高村二〇〇五

高村武幸「秦漢時代の都官」(『東洋學報』第八七卷第二号、二〇〇五年)

譚一九九一

譚其驤主編『中国歴史地図集』第二冊(三聯書店(香港)有限公司、一九九一年)

陳一九五八

陳直『兩漢經濟史料論叢』(陝西人民出版社、一九五八年)

陳一九七九

陳直『漢書新証』(天津人民出版社、一九七九年)

陳一九八〇

陳直『史記新証』(学海出版社、一九八〇年)

田一九八四

田沢浜「漢代の更賦・貲算与戸賦」(『東北師大学報(哲学社会科学版)』一九八四第六期)

董一九四四

董同龢『上古音韻表稿』(中央研究院歷史語言研究所、一九四四年)

唐令拾遺

仁井田陞『唐令拾遺』(東京大学出版会、一九三三年)

唐令拾遺補

富谷二〇〇三

仁井田陞著・池田温編集代表『唐令拾遺補』（東京大学出版会、一九九七年）

富谷至「漢代の「伝」について」（シルクロード学研究中心編『シルクロード学研究二二 古シルクロードの軍事・行政システム——河西回廊を中心にして』シルクロード学研究中心、二〇〇五年）

富谷二〇〇五

富谷至「江陵張家山二四七号墓出土竹簡」（『木簡研究』第二十七号、二〇〇五年）

中村一九八四

中村裕一訳注「廩庫」（『律令研究会編『訳注日本律令六 唐律疏議訳注篇二』東京堂出版、一九八四年）

野村一九九七

野村晋一『概説馬学（新装版）』（新日本教育図書株式会社、一九九七年）

馬一九六七

馬大英『漢代財政史』（中国財政経済出版社、一九八三年）

浜口一九六六A

浜口重国「漢代の伝舎——特に其の設置地点に就いて」（同氏『秦漢隋唐史の研究』下巻、東京大学出版会、一九六六年）

浜口一九六六B

浜口重国「漢代の伝——特に六乗伝・一乗伝などについて」（同氏『秦漢隋唐史の研究』下巻、東京大学出版会、一九六六年）

原一九九四

原宗子「麻をめぐって」（同氏『古代中国の開発と環境——『管子』地員篇研究——』研文出版、一九九四年）

林一九七六

林巳奈夫編『漢代の文物』（京都大学人文科学研究所、一九七六年）

平中一九六七

平中苓次「漢代の営業と「占租」」（同氏『中国古代の田制と税法——秦漢経済史研究——』東洋史研究会、一九六七年）

廣瀬二〇〇五

廣瀬薫雄『《二年律令・史律》札記』（丁四新主編『楚地簡帛文献思想研究（二）』湖北教育出版社、二〇〇四年）

藤井一九六四

藤井宏「漢代製塩業の問題点——「牢盆」の解釈をめぐって——」（『鈴木俊教授還暦記念東洋史論叢』三陽社、一九六四年）

藤井一九七〇

藤井宏「漢代塩鉄専売の実態（一）（二）——史記平準書の記載をめぐる諸問題」（『史学雑誌』第七九卷第二・三号、一九七〇年）

藤枝一九五五

藤枝晃「長城のまもり——河西地方出土の漢代木簡の内容の概観——」（ユーラシア学会編修『遊牧民族の研究』、一九五五年）

藤田一九九六

藤田高夫「秦漢罰金考」（梅原郁編『前近代中国の刑罰』京都大学人文科学研究所、一九九六年）

藤田二〇〇五

藤田勝久「秦漢帝国の成立と秦・楚の社会——包山楚簡と張家山漢簡から——」（同氏『中国古代国家と郡県社会』汲古書院、二〇〇五年）

阜陽一九八三

阜陽漢簡整理組（文物局古文獻研究室・安徽省阜陽地区博物館）「阜陽漢簡簡介」（『文物』一九八三年第二期）

堀一九九六

堀敏一「中国古代の家と戸」（同氏『中国古代の家と集落』汲古書院、一九九六）

馬王堆一九七三

湖南省博物館・中国科学院考古研究所編『長沙馬王堆一号漢墓』（文物出版社、一九七三年）

松崎二〇〇〇

松崎つね子「睡虎地秦簡」に見る秦の馬牛管理——『龍崗秦簡』・馬王堆一号漢墓「副葬品目録」もあわせて——」（『明治大学人文科学研究紀要』第四七冊、二〇〇〇年）

水間二〇〇二

水間大輔「張家山漢簡「二年律令」刑法雜考——睡虎地秦簡出土以降の秦漢刑法研究の再検討——」（『中国出土資料研究』第六号、二〇〇二年）

水間二〇〇三

早稻田大学簡帛研究会（水間大輔担当）「張家山第二四七号漢墓竹簡訳注（四）賊律訳注2」（『早稲田大学長江流域文化研究所年報』第二号、二〇〇三年）

水間二〇〇六

水間大輔「秦律から漢律への継承と変革——睡虎地秦簡・龍崗秦簡・張家山漢簡の比較を中心として——」（『中国出土資料研究』第一〇号、二〇〇六年）

粕山一九九五

粕山明「刻齒簡牘初探——漢簡形態論のために——」（『木簡研究』第一七号、一九九五年）

森一九七五

森鹿三「居延簡に見える馬について」（同氏『東洋学研究 居延漢簡篇』同朋社、一九七五年）

山田一九八八

山田勝芳「中国古代の商と賈——その意味と思想的背景——」（『東洋史研究』第四七卷第一号、一九八八年）

山田一九九三

山田勝芳『秦漢財政收入の研究』（汲古書院、一九九三年）

山田二〇〇二

山田勝芳「張家山第二四七号漢墓竹簡「二年律令」と秦漢史研究」（『日本秦漢史学会会報』第三号、二〇〇二年）

楊二〇〇四

楊寬『中国古代冶鉄技術發展史』（上海人民出版社、二〇〇四年）

吉田一九四二

吉田虎雄『兩漢租税の研究』（大阪屋号書店、一九四二年）

李二〇〇三

李学勤「読里耶秦簡」（『文物』二〇〇三年第一期）

龍崗二〇〇一

中国文物研究所・湖北証文物考古研究所編『龍崗秦簡』（中華書局、二〇〇一年）

劉二〇〇三

劉志玲「読《二年律令・金布律》札記——張家山漢簡《二年律令》研読課研究札記之四」、簡帛研究網站、二〇〇三年一月一日

渡邊二〇〇〇

渡邊昭三編『畜産入門』（実教出版、二〇〇〇年）

渡邊二〇〇五

早稲田大学簡帛研究会（渡邊将智担当）「張家山第二四七号漢墓竹簡訳注（三） 秩律訳注1」（『早稲田大学 長江流域文化研究所年報』第三号、二〇〇五年）

〔付記1〕 本訳注を執筆するにあたり、数名の酪農家の方よりご助言を賜った。また本訳注の一部は、池田温先生主催の律令制研究会（於東京大学）で報告し、そこでも数名の先生方よりご助言を賜った。ここに謝する次第である。

〔付記2〕 本訳注は、柿沼陽平・平成一八年度文部科学省科学研究費補助金特別研究員奨励費（研究課題「中国古代貨幣史の研究——中国古代の「貨幣」に関する経済人類学的研究——」）による研究成果の一部である。

『後漢書』西羌伝訳注(二)

早稻田大学長江流域文化研究所

〔一七〕

本文

章和元年、育上請、「發隴西・張掖・酒泉各五千人⁽¹⁾、諸郡太守將之、育自領漢陽・金城五千人、合二萬兵、與諸郡剋期擊之、令隴西兵據河南、張掖・酒泉兵遮其西」⁽²⁾。並未及會、育軍獨進⁽³⁾。迷吾聞之、徙廬落去⁽⁴⁾。育選精騎三千窮追之、夜至建威南三兜谷⁽⁵⁾。去虜數里、須臾擊之、不設備。迷吾乃伏兵三百人、夜突育營。營中驚壞散走。育下馬手戰、殺十餘人而死。死者八百八十人。及諸郡兵到、羌遂引去。育、北地人也⁽⁶⁾。顯宗初、爲臨羌長⁽⁷⁾、與捕虜將軍馬武等擊羌滇吾、功冠諸軍。及在武威、威聲聞於匈奴⁽⁸⁾。食祿數十年、秩奉盡贍給知友、妻子不免操井臼。肅宗下詔、追褒美之。封其子毅爲明進侯、七百戶。已隴西太守張紆代爲校尉、將萬人屯臨羌。迷吾、既殺傳育、狃快邊利⁽⁹⁾。章和元年、復與諸種步騎七千人入金城塞。張紆遣從事司馬防⁽¹¹⁾、將千餘騎及金城兵、會戰於木乘谷⁽¹²⁾。迷吾兵敗走、因譚使欲降⁽¹³⁾。紆納之、遂將種人詣臨羌縣。紆設兵大會、施毒酒中。羌飲醉。紆因自擊、伏兵起⁽¹⁴⁾、誅殺酋豪八百餘人。斬迷吾等五人頭、已祭育冢。復放兵擊在山谷閒者、斬首四百餘人、得生口二千餘人。迷吾子迷唐及其種人、向塞號哭⁽¹⁴⁾。與燒何・當煎・當闐等相結⁽¹⁵⁾。已子女及金銀娉納諸種⁽¹⁶⁾、解仇交質、將五千人寇隴西塞⁽¹⁷⁾。太守寇盱與戰於白石⁽¹⁸⁾。迷唐不利、引還大小榆谷。北招屬國諸胡⁽¹⁹⁾、會集附落^(校補二)、種眾熾盛、張紆不能討。永元元年、紆坐徵、已張掖太守鄧訓代爲校尉^(校補三)。稍已賞賂離間之、由是諸種少解⁽²⁰⁾。

〔一〕〔集解〕『通鑑』胡注⁽²²⁾、「廬、穹廬。落、居也」。

〔二〕〔李賢注〕狃快、慣習也。狃音女九反。快音時制反。〔集解〕惠棟曰⁽²³⁾、「爾雅」云、「狃、復也」。郭璞云、「狃快。復爲」。孫炎云、「狃快。前事復爲也」。張揖『雜事』、作快音曳云、狃、復過度⁽²⁴⁾。〔陸德明云、快又音時設反〕。

〔三〕〔集解〕『通鑑』胡注、「百官志、「使匈奴中郎將、置從事二人」。護羌校尉蓋亦有一人也」⁽²⁶⁾

〔四〕〔集解〕劉攽曰⁽²⁷⁾、「案、文當云「自擊鼓起伏兵」」。

〔校補一〕官本、怵怵伏、从犬。案、从犬非。已詳馮異傳校補⁽²⁸⁾

〔校補二〕原無「會」字。錢校、據閩本有⁽²⁹⁾。『通志』亦有⁽³⁰⁾。已補。官本不脫。

〔校補三〕案、據鄧禹傳訓代紆爲校尉、實在章和二年。此改二年爲永和元年、蓋亦就擊走迷唐、約言之。然因此遂與下文和帝永元四年犯複矣⁽³¹⁾

書き下し文

章和元年、育、上請すらく、「隴西・張掖・酒泉各々五千人を發して、諸郡の太守、之を將い、育、自ら漢陽・金城の五千人を領して、二萬の兵を合し、諸郡と期を剋して之を撃ち、隴西の兵をして河南に據り、張掖・酒泉の兵をして其の西を遮らしめん」と。並びに未だ會するに及ばずして、育の軍、獨り進むのみ。迷吾、之を聞き、廬落を徙して去る。育、精騎三千を選びて之を窮迫し、夜、建威の南の三兜谷に至る。虜を去ること數里、旦を須ちて之を撃たんとし、備えを設けず。迷吾、乃ち兵三百人を伏せ、夜、育の營を突く。營中、驚き壞れて散走す。育、下馬して手づから戦い、十餘人を殺すも、死す。死者、八百八十人。諸郡の兵の到るに及び、羌、遂に引きて去る。育は、北地の人なり。顯宗の初め、臨羌長と爲り、捕虜將軍馬武等と與に羌の滇吾を撃ち、功は諸軍に冠たり。武威に在るに及び、威聲、匈奴に聞こゆ。祿を食むこと數十年、秩奉、盡く知友に贍給し、妻子、井臼を操ることを免れず。肅宗、詔を下し、追襲して之を美す。其の子穀を封じて明進侯と爲し、七百戸とす。隴西太守張紆を曰て代えて校尉と爲し、萬人を將いて臨羌に屯せしむ。迷吾、既に傳育を殺し、邊利に狙伏す。章和元年、復た諸種の歩騎七千人と與に金城の塞に入る。張紆、從事司馬防を遣わし、千餘騎及び金城の兵を將いしめ、木乘谷に會戦す。迷吾の兵、敗走し、譯使に因りて降らんと欲す。紆、之を納るるや、遂に種人を將いて臨羌縣に詣る。紆、兵を設けて大いに會し、毒を酒中に施す。羌、飲みて酔う。紆、因りて自ら撃ち、伏兵、起ちて、酋豪八百餘人を誅殺す。

迷吾等五人の頭を斬り、曰て育の冢に祭る。復た兵を放ちて山谷間に在りし者を撃ち、斬首すること四百餘人、生口を得ること二千餘人。迷吾の子迷唐及びその種人、塞に向かいて號哭す。燒何・當煎・當闐等と相結び、子女及び金銀を曰て諸種に娉納し、仇を解きて質を交わし、五千人を將いて隴西の塞に寇す。太守寇盱、與に白石に戰う。迷唐、利あらず、引きて大小榆谷に還る。北のかた屬國の諸胡を招きて、附落を會集し、種眾^{おほ}く、熾盛^{しせい}たり。張紆、討つこと能わず。永元元年、紆坐して徵せられ、張掖太守鄧訓を曰て代えて校尉と爲す。稍く賂^{わく}を賞るを曰て之を離開し、是に由りて諸種、少しく解す。

〔一〕〔集解〕『通鑑』胡注に、「廬は、穹廬なり。落は、居なり」と。

〔二〕〔李賢注〕狽は、慣習なり。狽の音は女九の反。伏の音は時制の反。〔集解〕惠棟曰く、『爾雅』に云う、「狽は、

復なり」と。郭璞云う、「狽は伏。復た爲すなり」と。孫炎云う、「狽は伏。前事、復た爲すなり」と。張揖『雜事』に、伏の音を曳と作して云う、狽は、復た度を過ぐるなり、と。陸德明、云う、「伏の又音は時設の反なり」と。

〔三〕〔集解〕『通鑑』胡注に、「百官志に、「使匈奴中郎將、從事二人を置く」と。護羌校尉は蓋し亦た一人有るなり」と。

〔四〕〔集解〕劉放曰く、「案ずるに、文は當に「自ら鼓を撃ちて伏兵を起す」と云うべし」と。

〔校補一〕官本は、「伏」を「伏」に作り、犬に从う。案ずるに、犬に从うは非なり。已に馮異傳の校補に詳らかなり。

〔校補二〕原と「會」字無し。錢校は、閩本、有るに據る。『通志』も亦た有り。已に補えり。官本、脱せず。

〔校補三〕案ずるに、鄧禹傳に據らば、訓、紆に代わりて校尉と爲るは、實は章和二年に在り。此れ二年を改めて永和元年と爲すは、蓋し亦た撃ちて迷唐を走らしむるに就いて、之を約言すればなり。然らば此れに因りて遂に下文の和帝永元四年と複を犯すなり。

通釈

章和元年（八七）、傳育は以下のように上申した、「隴西・張掖・酒泉の郡兵それぞれ五千人をつかわして、諸郡の太守が各

軍を率い、傳育は自ら漢陽・金城の兵五千人を率いて、二万人の兵を結集して、諸郡の軍勢と集合期日を定めて迷吾らを攻撃し、隴西の兵に黄河の南を押さえさせ、張掖・酒泉の兵にその西側の交通路を遮断させましよう」と。全軍がいまだ結集していないうちに、傳育の軍は単独で進軍した。迷吾はこれを聞き、廬落を引き払って退いた。傳育は、精銳の騎兵三千人を選んで迷吾らを追い詰め、夜になって建威の南の三兜谷^{さんとうこく}に至った。敵軍との距離は数里、夜明けを待つてこれを攻撃しようとしたので、備えをしなかった。迷吾はそこで兵三百人をひそかに動かし、その夜、傳育の陣營を急襲した。陣中の兵は慌てふためいて潰走した。傳育は下馬して自ら戦い、十余人を殺したが、戦死した。死者は八八〇人におよんだ。諸郡の兵が到着すると、羌人はようやく軍を引きあげて去っていった。傳育は、北地郡の人である。顯宗明帝の初年、臨羌県長となり、捕虜將軍馬武らと共に羌の滇吾を攻撃し、そこであげた軍功は諸軍のなかでも冠絶していた。武威郡に赴任していた時には、傳育の威光と名声は匈奴にまで達していた。（朝廷から）俸禄を受けること数十年に及び、俸給はすべて友人に与えたため、妻子は自ら家事をとらざるを得なかった。（傳育の死後）章帝は詔を下し、その事績を顕彰した。そして傳育の子の毅を明進侯とし、七百戸に封じた。隴西太守張紆を傳育の後任として護羌校尉とし、一万人を率いて臨羌に駐屯させた。迷吾はすでに傳育を殺し、辺境の地の利に慣れて、おごっていた。章和元年、再び諸種の歩兵・騎兵七千人をともなつて金城郡の塞に侵入した。張紆は従事の司馬防を派遣し、騎兵千余騎と金城郡の兵を率いさせ、木乘谷で会戦した。迷吾の兵は敗走し、（漢の）通訳の使者を通じて降伏しようとした。張紆がこれを受け入れると、ついに迷吾らは種人を引き連れて臨羌県にいたった。張紆は兵士を並べて宴会を催し、酒中に毒を仕込んだ。羌人たちはそれを飲んで酔った。そこで張紆自ら（太鼓を）撃つと、伏兵が立ち上がり、酋豪八百余人を誅殺した。迷吾ら五人の首を斬り、それを傳育の墓に祭った。再び兵を放つて山や谷にひそんでいる者を撃ち、首を斬った者は四百余人、捕虜にした者は二千余人にのぼった。迷吾の子迷唐とその種人は、塞に向かつて哭泣した。（迷唐は）焼何・当煎・当闐等と互いに盟約を結び、諸種に子女を嫁がせて金銀を納め、それまでの仇を解消して人質を交換し、五千人を率いて隴西の塞に侵入した。そのため隴西太守寇^こ盱^くはこれを白石で迎撃し、迷唐は勝つことができず、大・小榆谷に退却した。北においては属国の諸胡を招き、附落を寄せ集めたので、種人が多くな

り勢いが非常に盛んとなった。そのため張紆は討伐することができなかった。永元元年（八九）、張紆は罷免され、張掖太守鄧訓を張紆に代えて護羌校尉とした。（鄧訓は）徐々に賄賂を贈って諸種を離間させ、そのために諸種はやや結束を緩めた。

注 釈

（1）育、すなわち傳育（？）八七）については、「二六」注（4）を参照。ちなみに、「一五」注（14）で述べたように、本段にみえる傳育と馬武の滇吾討伐は、明帝の即位年である中元二年（五七）のことである。よって、傳育が臨羌県長に就任したのも、この年であろう。また、実際に後漢と焼当羌とのあいだで戦闘が行なわれたのは永平元年（五八）であるから、本段に述べられている、馬武の遠征で傳育が軍功をあげたという逸話は、この年のことと推定される。

「上請」とは、たとえば『漢書』卷二三刑法志に「定令。年未滿七歲、賊闘殺人及犯殊死者、上請廷尉以聞、得減死」とあるように、下級官が廷尉などの上級官に何かの事柄を問い合わせることである。

隴西郡は、現在の甘肅省臨洮県の南部にあたる。本文後段に「隴西太守張紆代爲校尉」とあることから、当時は、後に傳育の後任として護羌校尉に就任する張紆が隴西太守であったと考えられる。張掖郡は、現在の甘肅省張掖市の西北部にあたる。『後漢書』卷一六鄧禹列伝附鄧訓列伝に「元和三年、盧水胡反畔、曰（鄧）訓爲謁者。乘傳到武威、拜張掖太守。章和二年、……公卿舉訓代（張）紆爲校尉」とあることから、元和三年（八六）～章和二年（八八）の張掖太守は鄧訓とみられる。よって、本段において、傳育と共に迷吾を討伐した張掖太守とは、鄧訓を指すのであろう。鄧訓については注（20）を参照。酒泉郡は、現在の甘肅省酒泉市にあたる。

（2）漢陽郡は、現在の甘肅省天水市にあたる。この時の漢軍の配置について、佐藤長氏は、次のように述べている。すなわち、ここである「河南」は黄河第四段の南方地域をさす。よって、隴西の兵は黄河沿いに西進し、張掖・酒泉の兵はウランブラク河口方面に出動して東進の態勢をとつたのであろう、と（佐藤一九七八、二七六頁）。

（3）以下に記されている傳育と迷吾の戦闘について、『後漢書』卷三章帝紀・章和元年条に「春三月、護羌校尉傳育追擊叛羌、

戦没」とあり、章和元年三月のこととみられる。

(4) 「廬落」の「廬」は、『資治通鑑』卷四十七章帝章和元年条の胡三省注に「廬、穹廬」、『漢書』卷九四匈奴伝上の顔師古注に「穹廬、旃帳也。其形穹隆、故曰穹廬」とあるように、テントのようなものをさす。また「落」は、『資治通鑑』章帝章和元年条の胡三省注に「落、居也」とあることから、住居の意に解される。よって「廬落」とは、テント式住居の一種であろう。

(5) 「建威」とは、惠棟『後漢書訓纂』卷二〇に「建威、疑即武威郡也」とあるように、武威郡のことである。一方、佐藤長氏によると、建威は大・小榆谷に置かれた屯田の区域名の一つであり、黄河南岸すなわち貴徳あるいはその近くにあった城塞を指す。また、「三兜谷」は、建威の南に位置していたことから、大榆谷を南に遡行した上流地帯にあるモチ「Mo chu」・タツカル谷Brag dkar nan・無名川の合流地点にあたるといふ（佐藤一九七八、二七六頁）。

(6) 北地郡は、現在の陝西省榆林市にあたる。この地は、『漢書』匈奴伝上に「宣太后詐而殺義渠戎王於甘泉、遂起兵伐滅義渠。於是秦有隴西・北地・上郡」とあるように、もともと非漢人が多く居住する場所である。岡安勇氏によれば、護羌校尉の任官者は、統治区域との軋轢を避けるために、いずれも非漢人の状況に精通している北方出身者で、かつ多かれ少なかれ西羌経営に参画したことのある者から選抜されたという（岡安一九九三）。傳育が護羌校尉に選抜されたのも、あるいは彼が北地出身であることに因るのかもしれない。

(7) 臨羌県は、現在の青海省西寧市湟源県にあたる。「二四」注(4)を参照。佐藤長氏によると、『水経注』には、①湟水流域の臨羌城（煌源県南、湟水南岸）、②臨羌県故城（西寧市西五〇里の鎮海堡）、③臨羌新県故城（西寧市西四〇里の多巴）という三つの故城名がみえ、そのうち、①は北魏代の古城、②は前漢代の古城とされているので、本文にみえる「臨羌」は、③に比定される。また、この地は、建初二年（七七）頃から対羌工作基地として機能し始めたという（佐藤一九七八、二七四頁）。

(8) 武威郡は、現在の甘肅省武威市にあたる。

(9) 傳毅は、清・侯康『後漢書補注統』に「此又一傳毅、與文苑傳之傳毅同姓名、而又同時人也」とあるように、扶風茂陵出身の著名な文人であった傳毅（字は武仲）と同時代・同姓の人であるが、同一人物ではないであろう。

(10) 「狃伏」の語義について、大川俊隆氏は、「慣れきって何度も繰り返す」・「慣れて来て赦る」という意味で、特に夷狄の性状を表現するのに用いられることが多かった、としている（大川一九九九）。また、この時、迷吾が傳育を殺すことによって得た辺境の利益とは、それまで後漢の領していた放牧に適した土地を手に入れたことと考えられる。そこで、本段では「辺境の地の利に慣れて、おこつていた」と解した。

(11) 『後漢書』章帝紀・章和元年条に「秋七月、……燒當羌寇金城、護羌校尉劉盱討之」とあり、「張紆」を「劉盱」に誤る。従事については、「二三」注（3）を参照。司馬防については、詳細不明。ただし、『資治通鑑』章帝章和元年条に「張紆遣從事河内司馬防」とあり、同書では河内郡の出身としている。『晉書』卷一宣帝紀に「宣皇帝諱懿、字仲達、河内温縣孝敬里人、姓司馬氏。……司馬卬爲趙將、與諸侯伐秦。秦亡、立爲殷王、都河内。漢以其地爲郡、子孫遂家焉。自卬八世、生征西將軍鈞、字叔平。鈞生豫章太守量、字公度。量生潁川太守儁、字元異。儁生京兆尹防、字建公。帝即防之第二子也」とあり、西晉宣帝の父にあたる司馬防の名が見えるが、本段の司馬防とは年代が一致しないので、別人であろう。もっとも、司馬氏は河内郡の出身であるから、この時、張紆によって派遣された司馬防も、河内司馬氏の一族であったのかもしれない。

(12) 木乗谷の位置について、佐藤長氏は、民国・周希武『玉樹調查記』附『寧海紀行』（周一九八六、一三八頁）に、鎮海堡の西二五里の地点に地元民が磨溝水と呼ぶ湟水に注ぐ川がある、とあることから、木乗 *muk dz'iang* を *Mo ron* に比定し、それが磨溝の音意に一致することから、木乗谷は磨溝水の近辺であろうと推測している。

(13) 「譯使」（「譯」）については、「一二」注（12）を参照。『資治通鑑』章帝章和元年条の胡三省注に「譯、通夷言、使之將命、因謂之譯使」とあることから、本段では、迷吾が自ら使者を送って降伏を申し入れたのではなく、漢軍の中で通訳のできる使者に委託して降伏を申し入れたものと解される。

(14) 迷唐は、後漢の燒当羌の首領。章和元年、護羌校尉張紆に父の迷吾を殺されると、隴西郡・金城郡にしばしば侵入を繰り返したが、永元一〇年（九八）に後漢に投降した。永元一二年（一〇〇）に再び反乱を起こしたが、後漢軍の進撃により勢力を弱め、さらに諸種の背反にあい、永初年間（一〇七～一二三）に病没した。

(15) 燒何羌については、「二五」注（一）を参照。当煎羌について、佐藤長氏は、本伝後段に「勒姐・當煎大豪東岸」、「當煎・勒姐種攻沒破羌縣」、「大豪盧忽・忍良等千餘戸別留允街」とあることから、当煎は勒姐と密接な関係にあり、破羌県（現在の青海省樂都県東四〇里の老鴉城）付近に隣り合つて居住していたと推測している（佐藤一九七八、二七六・二七七頁）。他方、周錫銀氏等・何光岳氏はこれを先零羌の一派と推測し、その位置については、周氏等・何氏・馬長寿氏いずれも金城郡允街県に比定している。さらに馬氏・何氏は、後に当煎羌は西に移動して、燒何羌・當闐羌と隣り合つて居住した、としている（周・李・冉一九八四、六七頁。馬一九八四、一〇九頁。何二〇〇〇、二二〇頁）。當闐羌の位置について、佐藤氏は、勒姐・當煎の付近と推測し（佐藤一九七八、二七七頁）、馬氏・何氏は、もと金城郡に居住していたが、後にその一部が北地郡に移つたとしている（馬一九八四、一〇九頁。何二〇〇〇、二二二頁）。

(16) 武英殿本は「娉」を「聘」に作る。

(17) このときの行動について、『後漢書』鄧禹列伝附鄧訓列伝に「章和二年、護羌校尉張紆、誘誅燒當種羌迷吾等。由是諸羌大怒、謀欲報怨、朝廷憂之。公卿舉（鄧）訓代紆爲校尉。諸羌激忿、遂相與解仇結婚、交質盟詛、眾四萬餘人、期冰合度河攻訓。……時迷吾子迷唐、別與武威種羌合兵萬騎、來至塞下、未敢攻訓、先欲脅月氏胡。訓擁衛稽故、令不得戰」とある。そこには、諸羌の四万余人が張紆に代わつて護羌校尉となつた鄧訓を攻め、迷唐は別働隊として月氏胡を脅したとあり、本段と記述が食い違っている。

(18) 寇盱（生没年不詳）は、本伝後段によれば、章帝期（七五～八八）に隴西太守となり、迷唐を白石で破つた。和帝期（八八～一〇五）には征西將軍劉尚の軍司馬となり、再び迷唐と戦つて千余人を斬り、牛・馬・羊一万余頭を得た。白石については、「二五」注（10）を参照。本段の白石について、佐藤氏は、狄道の白石か、大夏河中流の白石か、或いはその西の

白石県故城かは確定できないとしている（佐藤一九七八、二七七頁）。

(19) 本段の属国について、賈敬顔・王宗維両氏は、金城属国にあたると推測し、さらに王氏は、後漢代の金城属国について、属国都尉は置かれなかったが、護羌校尉が湟中地区を属国と同様に管理していた、と述べている。しかし、高榮氏は、護羌校尉は属国都尉のような権限を持っていなかったとしている（賈一九八二、一二頁。王一九八四、五六～五七頁。高一九九五、一四頁）。金城属国は、『漢書』卷八宣帝紀・神爵二年条に「夏五月、羌虜降服、斬其首惡大豪楊玉・酋非首。置金城屬國、以處降羌」とあるように、前漢宣帝の神爵二年（前六〇）に置かれたが、『統漢書』郡国志にその名は見えない。湟中地区以北に位置する属国としては、同郡国志五に「張掖屬國。武帝置屬國都尉、以主蠻夷降者。安帝時、別領五城」とある。あるいは張掖郡（現在の甘肅省張掖市西北）の北に位置する張掖属国を指すか。

(20) 鄧訓（？～九二）は、南陽郡新野県（現在の河南省新野県）の人。字は平叔。後漢建国の功臣である鄧禹の子。建初六年（八一）、護烏桓校尉となり、鮮卑の南進を防いだ。元和三年（八六）に張掖太守となり、章和二年、護羌校尉に転任した。永元元年に迷唐を撃ち、退却させたが、永元四年（九二）に病没した。『後漢書』卷一六に附伝がある。鄧訓が護羌校尉に就任した時期については、注（31）を参照。

(21) 『後漢書』鄧禹列伝附鄧訓列伝に「羌胡俗恥病死、每病臨困、輒自刃自刺。（鄧）訓聞有困疾者、輒拘持縛束、不與兵刃、使醫藥療之、愈者非一、小大莫不感悅。於是賞賂諸羌種、使相招誘」とあり、鄧訓は、羌胡に対して離間策を行うと共に、病者を治療するなど懷柔策も行っていた。

(22) 以下は、『資治通鑑』章帝章和元年条の胡三省注からの引用である。

(23) 以下は、『後漢書補注』卷二〇からの引用である。惠棟の引く「郭璞云」以下の注は、西晉・郭璞による『爾雅』注であり、「孫炎云」以下の注は、三国魏・孫炎による『爾雅』孫氏注である。

(24) 本文に見える「雜事」は、『經典釈文』爾雅音義上・釈詁・伏条に「音逝、又、時設反。張揖『雜字』音曳。云、狙伏過度」とあることから、三国魏・張揖撰『雜字』を指すと考えられる。

(25) 以下は、『經典釈文』爾雅音義上・釈詁からの引用である。

(26) 護羌校尉の従事の人数について、『集解』引『資治通鑑』章帝章和元年条の胡三省注は、「護羌校尉蓋亦有一人也」とするが、中華書局校点本『資治通鑑』では「護羌校尉、蓋亦置二人也」に作る。かつ『統漢書』百官志五にも「使匈奴中郎將、一人。比二千石。本注曰、主護南單于。置従事二人、有事隨事増之。掾、隨事爲員。護羌・烏桓校尉所置亦然」とあるので、『集解』が護羌校尉の従事の人数を「一人」とするのは王先謙の引き誤りかもしれない。また、右の記述から、護羌校尉の従事の定員は二人であつたが、有事の際には増員されたことがわかる。

(27) 以下は、『東漢書刊誤』卷四西羌条からの引用である。

(28) 『後漢書』卷一七馮異列伝の「忸怩小利」に対する『集解』に「周壽昌曰、忸猶狃也。忸怩之怩、亦應从犬不从大」とあり、その校補に「案、周謂忸猶狃、是也。謂忢亦應从犬、則顯與『爾雅』訓不合。又『詩』四月毛傳、廢忢也。字亦从大。『經典』釋文、讀時世反。通儒如盧文弨・阮元皆謂忢从大得聲、从犬者訛。又『說文繫』(傳)、『篆』、狃、犬性忢也。段玉裁謂、心部忢字即忢之訛。文、已改从曳之忢爲从大之忢。諸說早如重規疊矩。周氏蓋未之詳也(括弧内は訳者補)」とある。それによると、「忢」を「忢」に作るべきとする周寿昌の説に対して、校補は、本来は「忢」ではなく「忢」に作るのが正しく、「忢」は「忢」の訛字であるとしている。

(29) 校補の指摘するように、錢大昭『後漢書弁疑』卷二に「集」上閩本有「會」字」とある。

(30) 『通志』亦有」とは、『通志』卷一九五羌無弋条に「會」字があることを指す。

(31) 本段では、鄧訓の護羌校尉就任を永元元年のこととしている。しかし、『後漢書』鄧禹列伝附鄧訓列伝に「章和二年、護羌校尉張紆、誘誅燒當種羌迷吾等。由是諸羌大怒、謀欲報怨、朝廷憂之。公卿舉(鄧)訓代紆爲校尉」とあり、そこでは章和二年のこととしている。この問題について、校補は次のように解している。すなわち、右の鄧訓列伝の後段に「其春、復欲歸故地就田業、訓乃發湟中六千人、令長史任尚將之、縫革爲船、置於罽上弓度河、掩擊迷唐廬落大豪、多所斬獲。復追逐奔北、會尚等夜爲羌所攻、於是義從羌・胡并力破之、斬首前後一千八百餘級、獲生口二千人、馬・牛・羊三萬餘頭、

一種殆盡」とあり、永元元年に鄧訓が迷唐を撃ち破った時の行動について述されているが、本伝では、その事柄について触れていない。そこで、本段では、右の鄧訓の事績に重きを置き、これを要約して言及するため、彼が護羌校尉に就任した時期を、永元元年のこととして付け加えた。それゆえ、本来、本段で「和帝永元元年」、後段で「四年」とすべきところが、本段で「永元元年」、後段で「和帝永元四年」となり、同じ元号が重複する誤りが生じた、と。あるいは、本伝は後漢代に編纂された伏無忌・黄景『東觀漢記』西羌伝をもとに記述されたと推測されるので（「一」注（一）を参照）、その成立過程において重複が生じたのかもしれない。なお、校補の「此改二年爲永和元年」の「永和元年」は、「永元元年」の誤りであろう。

二八

本文

東吾子東號立。是時號吾將其種人降^{〔校補〕}。校尉鄧訓遣兵擊迷唐。迷唐去大小榆谷、徒居頗巖谷^{〔一〕}。和帝永元四年、訓病卒^{〔二〕}、蜀郡太守聶尚代爲校尉。尚見前人累征不克、欲曰文德服之。乃遣譯使^{〔三〕}招呼迷唐、使還居大小榆谷^{〔四〕}。迷唐既還、遣祖母卑缺^{〔五〕}詣尚。尚自送之塞下^{〔四〕}、爲設祖道^{〔六〕}、令譯田汜^{〔五〕}等五人護送至廬落。迷唐因而反叛^{〔六〕}、遂與諸種共生屠裂汜等、已血盟詛^{〔七〕}復寇金城塞。五年、尚坐徵免、居延都尉貫友代爲校尉。友曰迷唐難用德懷、終於叛亂、乃遣譯使^{〔八〕}搆離諸種、誘已財貨。由是解散。友乃遣兵、出塞攻迷唐於大小榆谷、獲首虜八百餘人、收麥數萬斛。遂夾逢留大河^{〔九〕}築城塢^{〔五〕}、作大航、造河橋、欲渡河^{〔十〕}擊迷唐^{〔六〕}。迷唐乃率部落遠依賜支河曲^{〔七〕}。至八年、友病卒、漢陽太守史充代爲校尉。充至、遂發湟中羌胡^{〔四〕}出塞擊迷唐、而羌迎敗充兵、殺數百人。明年、充坐徵、代郡太守吳祉代爲校尉^{〔五〕}。其秋、迷唐率八千人寇隴西、殺數百人。乘勝深入、脅塞內諸種羌共爲寇盜、眾羌復悉與相應、合步騎三萬人、擊破隴西兵、殺大夏長^{〔八〕}。遣行征西將軍劉尚^{〔九〕}越騎校尉趙代^{〔一〇〕}副^{〔一〇〕}、將北軍五營^{〔一〇〕}・黎陽^{〔二〇〕}・雍營^{〔二一〕}・三輔積射^{〔二二〕}及邊兵羌胡三萬人討之^{〔一一〕}。尚屯狄道、代屯枹罕。尚遣司馬寇盱監諸郡兵、四面並會。迷唐懼、棄老弱奔入臨洮南^{〔一二〕}。尚等追至高山^{〔二三〕}。迷唐窮迫、率其精強大戰。盱斬虜千餘

人、得牛馬羊萬餘頭。迷唐引去。漢兵死傷亦多、不能復追、乃還入塞。明年、尚・代並坐畏懦徵、下獄免。⁽²⁴⁾ 謁者王信領尚營屯枹罕、⁽²⁵⁾ 謁者耿譚領代營屯白石。譚乃設購賞、⁽²⁶⁾ 諸種頗來內附。迷唐恐、乃請降。信・譚遂受降罷兵、遣迷唐詣闕。其餘種人不滿二千、飢窘不立、入居金城。和帝令迷唐將其種人還大小榆谷。迷唐已爲漢作河橋、⁽²⁷⁾ 兵來無常、故地不可復居。辭已種人飢餓、不肯遠出。吳祉等乃多賜迷唐金・帛、令糴穀市畜、促使出塞、種人更懷猜驚。十二年、遂復背叛、乃脅將湟中諸胡、寇鈔而去。⁽²⁷⁾ 王信・耿譚・吳祉皆坐徵。已酒泉太守周鮪代爲校尉。⁽²⁸⁾ 明年、迷唐復還賜支河曲。⁽²⁴⁾

〔一〕〔集解〕惠棟曰、⁽²⁹⁾「事詳鄧訓傳」。

〔二〕〔集解〕錢大昕曰、⁽³⁰⁾「案、上文已有「永元元年」。此又舉「永元」、詞之贅也。以傳例推之、「和帝」二字應移在前丈「永元」之上」。

〔三〕〔集解〕『通鑑』胡注、⁽³¹⁾「迷唐去大小榆谷事、見章和二年。鄧訓驅逐迷唐而最尚招撫之、欲以反鄧訓之政也」。

〔四〕〔集解〕先謙曰、「官本、」之「作」至」。⁽³²⁾

〔五〕〔集解〕『通鑑』胡注、⁽³³⁾「此大河即黃河。河水至此有逢留之名、在二榆谷北」。

〔六〕〔集解〕『通鑑』胡注、⁽³⁴⁾「水經注」云、⁽³⁵⁾「于河峽作橋渡兵」。

〔七〕〔集解〕『通鑑』胡注、⁽³⁶⁾「司馬彪曰、「西羌自析支以西、濱河首在右居也」。河水屈而東北流、逕於析支之地。是爲河曲矣。應劭曰、「禹貢析支屬雍州、在河關之西」。東去河關千餘里、羌人所居、謂之河曲羌」。

〔八〕〔李賢注〕大夏、縣名。屬隴西郡。〔集解〕先謙曰、「今蘭州府河州東南七十里」。

〔九〕〔集解〕惠棟曰、⁽³⁷⁾「續漢志云、」執金吾劉尚、行征西將軍事」。

〔一〇〕〔集解〕惠棟曰、⁽³⁹⁾「代、趙熹子。和帝紀作趙世。又來歷傳有侍中趙代、別是一人」。

〔一一〕〔李賢注〕五營即五校也。雍營即扶風都尉屯也。黎陽營解見南匈奴傳也。

〔一二〕〔集解〕『通鑑』胡注、⁽⁴⁰⁾「奔入臨洮南山也」。⁽⁴¹⁾

〔一二三〕〔集解〕『通鑑』胡注⁽⁴³⁾、「即五年貫友所作之橋」。

〔二四〕〔集解〕王補曰⁽⁴²⁾、「注見上」。

〔校補一〕案、鄧禹傳、降者爲迷唐伯父號迷吾。據本傳滇吾諸弟迷吾。迷吾弟號吾。迷唐爲迷吾子、則號吾其叔父、非伯父也。

號吾亦即前爲李章生得者。鄧禹傳作號迷吾、蓋並衍「迷」字。

書き下し文

東吾の子東號、立つ。是の時、號吾、其の種人を將いて降る。校尉鄧訓、兵を遣わして迷唐を撃たしむ。迷唐、大小榆谷を去り、徒りて頗巖谷^{はがんこく}に居す。和帝の永元四年、訓、病みて卒し、蜀郡太守 犛尚^{じよしやう}、代わりて校尉と爲る。尚、前人の累ねて征するも克たざるを見、文徳を曰て之を服せしめんと欲す。乃ち譯使を遣わして迷唐を招呼せしめ、大小榆谷に還居せしむ。迷唐、既に還り、祖母卑缺を遣わして尚に詣らしむ。尚、自ら之を塞下に送り、爲に祖道を設け、譯の田汜^{でんはん}等五人をして護送して廬落に至らしむ。迷唐、因りて反叛し、遂に諸種と共に生きながらにして汜等を屠裂し、血を曰て盟詛し、復た金城の塞に寇す。五年、尚、坐して徵免せられ、居延都尉貫友、代わりて校尉と爲る。友、迷唐の徳を用て懷くこと難く、叛亂に終わるを曰て、乃ち譯使を遣わして諸種を構離せしめ、誘うに財貨を曰てす。是に由りて解散す。友、乃ち兵を遣わし、塞を出でて迷唐を大小榆谷に攻めしめ、首虜を獲ること八百餘人、麥を收むること數萬斛。遂に逢留大河を夾みて城塢を築き、大航を作りて、河橋を造り、河を渡りて迷唐を撃たんと欲す。迷唐、乃ち部落を率いて遠く賜支河曲に依る。八年に至り、友、病みて卒し、漢陽太守史充、代わりて校尉と爲る。充、至りて、遂に湟中の羌胡を發し塞を出でて迷唐を撃つも、而るに羌、迎えて充の兵を敗り、殺すこと數百人。明年、充、坐して徵せられ、代郡太守呉祉、代わりて校尉と爲る。其の秋、迷唐、八千人を率いて隴西に寇し、殺すこと數百人。勝ちに乗じて深く入り、塞内の諸種の羌を脅して共に寇盜を爲し、眾羌、復た悉く與に相應じて、步騎三萬人を合し、撃ちて隴西の兵を破り、大夏長を殺す。行征西將軍劉尚を遣わし、越騎校尉趙代もて副とし、北軍五營・黎陽・雍營・三輔の積射及び邊兵の羌胡三萬人を將いて之を討たしむ。尚は狄道に屯し、

代は枹罕^{ふかん}に屯す。尚、司馬寇盱を遣わして諸郡の兵を監せしめ、四面、並びに會す。迷唐、懼れ、老弱を棄て、奔りて臨洮の南に入る。尚等、追いて高山に至る。迷唐、窮迫し、其の精強を率いて大いに戰う。盱、虜千餘人を斬り、牛・馬・羊萬餘頭を得。迷唐、引きて去る。漢兵の死傷するものも亦た多く、復た追うこと能わず、乃ち還りて塞に入る。明年、尚・代、並びに畏懼^{いど}に坐して徵せられ、獄に下りて免ぜらる。謁者王信、尚の營を領して枹罕に屯し、謁者耿譚^{こうたん}、代の營を領して白石に屯す。譚、乃ち購賞を設くるや、諸種、頗る來りて内附す。迷唐、恐れ、乃ち降らんことを請う。信・譚、遂に降を受けて兵を罷め、迷唐をして關に至らしむ。其の餘の種人、二千に滿たず、飢窘^{きくん}して立たざれば、入れて金城に居らしむ。和帝、迷唐をして其の種人を將いて大小榆谷に還らしめんとす。迷唐、已爲えらく、漢、河橋を作り、兵、來たること常無くんば、故地、復た居る可からず、と。辭するに種人の飢餓するを以てし、遠く出づるを肯んぜず。呉祉等、乃ち多く迷唐に金・帛を賜い、穀を糴^かい畜を市^かわしめ、促して塞より出ださば、種人、更めて猜を懷きて驚く。十二年、遂に復た背叛し、乃ち脅^{おびやか}して湟中の諸胡を將^{しやが}わしめ、寇鈔^{こうしやう}して去る。王信・耿譚・呉祉、皆な坐して徵せらる。酒泉太守周鮪^{しゅうゆ}を以て代えて校尉と爲す。明年、迷唐、復た賜支河曲に還る。

〔一〕〔集解〕惠棟曰く、「事は鄧訓傳に詳らかなり」と。

〔二〕〔集解〕錢大昕曰く、「案ずるに、上文に已に「永元元年」有り。此に又た「永元」を擧ぐるは、詞の贅なり。傳の例を以て之を推すに、「和帝」の二字、應に移して前文の「永元」の上に在るべし」と。

〔三〕〔集解〕『通鑑』胡注に、「迷唐の大小榆谷を去りし事は、章和二年に見ゆ。鄧訓、迷唐を驅逐するも、聶尚、之を招撫し、以て鄧訓の政に反かんと欲するなり」と。

〔四〕〔集解〕先謙曰く、「官本は、「之」を「至」に作る」と。

〔五〕〔集解〕『通鑑』胡注に、「此の大河は、即ち黃河なり。河水、此に至りて逢留の名有り、二榆谷の北に在り」と。

〔六〕〔集解〕『通鑑』胡注に、「河峽に于いて橋を作り兵を渡す」と。

〔七〕〔集解〕『通鑑』胡注に、「司馬彪曰く、「西羌は、析支自り以西、河首に濱し右に在りて居るなり」と。河水、屈して東北に流れ、析支の地を逕る。是れ河曲爲り。應劭曰く、「禹貢の析支、雍州に屬し、河關の西に在り」と。東のかた河關を去ること千餘里、羌人の居る所、之を河曲羌と謂う」と。

〔八〕〔李賢注〕大夏は、縣名。隴西郡に屬す。〔集解〕先謙曰く、「今の蘭州府河州の東南七十里なり」と。

〔九〕〔集解〕惠棟曰く、「續漢志に云う、「執金吾劉尚、征西將軍の事を行す」と」と。

〔一〇〕〔集解〕惠棟曰く、「代は、趙熹（イマ）の子なり。和帝紀に、「趙世」に作る。又た、來歴傳に、侍中趙代有るも、別（オホ）是れ一人なり」と。

〔一一〕〔李賢注〕五營は即ち五校なり。雍營は即ち扶風都尉の屯なり。黎陽營の解は南匈奴傳に見ゆるなり。

〔一二〕〔集解〕『通鑑』胡注に、「奔りて臨洮の南山に入るなり」と。

〔一三〕〔集解〕『通鑑』胡注に、「即ち五年に貫友の作りし所の橋なり」と。

〔一四〕〔集解〕王補に曰く、「注は上に見ゆ」と。

〔校補一〕案ずるに、鄧禹傳に、降者を迷唐の伯父號迷吾と爲す。本傳に據らば、滇吾の諸弟は迷吾なり。迷吾の弟は號吾なり。迷唐を迷吾の子と爲さば、則ち號吾は其の叔父にして、伯父に非ざるなり。號吾も亦た、即ち前に李章の爲に生得せられし者なり。鄧禹傳に號迷吾に作るは、蓋し並びに「迷」字を衍すればなり。

通 釈

東吾の子の東号が後を嗣いで立つた。この時、号吾はその種人を率いて投降した。護羌校尉鄧訓は兵を遣わして迷唐を攻撃させた。迷唐は大・小榆谷を去り、移動して頗巖谷に居住した。和帝の永元四年（九二）、鄧訓は病気で亡くなり、蜀郡太守最尚が代わって護羌校尉となった。最尚は前任者がたびたび征伐しても成功しなかったのを見て、文治の徳によって迷唐等を教化し、服属させようとした。そこで通訳の使者を派遣して迷唐を招き寄せ、大・小榆谷に帰還させ居住させた。迷唐は

帰還した後、祖母の卑缺を派遣して聶尚のもとに赴かせた。聶尚は自らこれを塞の近くまで送り、祖道を設け、通訳の田汜等五人に廬落のあるところまで護送させた。これによって迷唐は背き、ついに諸種と共に生きたまま田汜等を切り裂いて殺し、その血によって盟詛して、再び金城郡の塞を襲撃した。永元五年（九三）、聶尚は罪に問われて罷免され、居延都尉の貫友が代わって護羌校尉となった。貫友は、恩恵を施して迷唐を懷従することは難しく、結局は反乱に終わってしまったので、通訳の使者を派遣して羌の諸種を離間させ、金銭・財物を贈ってそそのかした。これによって羌の諸種は散り散りになった。そこで貫友は軍隊を派遣し、塞を出て迷唐を大・小榆谷の地において攻撃させ、捕虜を八百人余り獲得し、麦を数万斛接収した。そして、逢留大河の兩岸を挟んで砦を築き、大きな船を作り、河に橋をかけ、渡河して迷唐を攻撃しようとした。そこで迷唐は部落の民を率いて遠く賜支河曲に身を寄せた。永元八年（九六）になると、貫友は病没し、漢陽太守の史充が代わって護羌校尉となった。史充は着任すると、湟中の羌胡を徵発し、塞を出て迷唐を攻撃したが、羌の側はそれを待ち受けて史充の軍隊を破り、数百人を殺した。翌年（九七）、史充は罪に問われて罷免され、代郡太守呉祉が代わって護羌校尉となった。その年の秋、迷唐は八千人を率いて隴西郡に侵寇し、数百人を殺した。勝利に乗じて深く侵入し、塞内の諸種の羌を脅して共に略奪を行い、多くの羌が再び迷唐に応じ、歩兵・騎兵三万人を合わせ、攻撃して隴西郡の兵を破り、大夏県長を殺した。そこで、行征西將軍劉尚を遣わし、越騎校尉趙代をその副官として、北軍五營・黎陽營・雍營・三輔の積射及び辺境の守備兵の羌胡三万人を率いて迷唐を討伐させた。劉尚は狄道に駐屯し、趙代は枹罕県に駐屯した。劉尚は司馬の寇盱を遣わして諸郡の兵を監督させ、四方の兵は結集した。迷唐は恐れ、老人や子供を遺棄して臨洮県の南に逃走した。劉尚等は追撃して高山に至った。迷唐は困窮し、精兵を率いて大いに戦った。寇盱は敵兵千人あまりを斬り、牛・馬・羊一万頭あまりを鹵獲した。迷唐は退却して去った。漢の兵もまた死傷者が多く、再び追撃することはできず、引き返して塞に戻った。翌年（九八）、劉尚・趙代は、共に畏懦いひだの罪に問われて召還され、投獄されて罷免された。謁者王信が劉尚の陣営を管領して枹罕に駐屯し、謁者耿譚が趙代の陣営を管領して白石に駐屯した。耿譚はそこで懸賞金をかけたところ、諸羌が多くやってきて服従した。迷唐は恐れて、そこで降伏することを願い出た。劉信・耿譚は、こうして降伏を受け入れて戦いをやめ、迷

唐を宮闕に出頭させた。その残りの種人は二千にみたく、飢え苦しんでいて、立つことさえできなかった。彼らを受け入れて金城郡に居住させた。和帝は、迷唐に、その種人をひきいて大・小榆谷に帰還するよう命じた。しかし迷唐は、漢朝側は橋をつくっており、たえまなくそこに侵攻してくるので、かの地には二度と住むことができないと考えた。そこで、種人が飢えていることを理由にその命令を辞退し、遠くに出ていこうとはしなかった。呉祉らはそこで厚く迷唐に黄金・布帛を与え、それで穀物と家畜を購入させ、塞外に出ていくよう督促したので、種人はあらためて疑惑の念を抱いた。永元一二年（一〇〇）、迷唐らはそのためまた反乱をおこし、湟中の諸胡をおどして従わせ、寇奪して去っていった。王信・耿譚・呉祉は、いずれも罪に問われて召還された。酒泉太守周鮪を後任の護羌校尉とした。翌年（一〇一）、迷唐はまた賜支河曲に帰還した。

注釈

(1) 鄧訓の対羌行動については、「一七」注(31)を参照。また、『後漢書』卷一六鄧禹列伝附鄧訓列伝には「其春、復欲歸故地就田業。(鄧)訓乃發湟中六千人、令長史任尚將之、縫革爲船、置於箒上曰度河、掩擊迷唐廬落大豪、多所斬獲」とあり、故地に帰ろうとした迷唐が再び打ち破られたことについて、詳しく述べられている。

頗巖谷について、佐藤長氏は大榆谷上流に位置する溪谷の一つに比定した上で、迷唐は鄧訓の攻撃を避けるため、大榆谷の上流草原に退いたのであろう、と推測している(佐藤一九七八)

(2) 汲古閣本・武英殿本は「譯使」に作るが、紹興本は「譯使」を「驛使」に作る。

(3) 卑缺については、本伝以外にその名が見えない。『後漢書』鄧禹列伝附鄧訓列伝に「迷唐伯父號迷吾乃將其母及種人八百戸、自塞外來降」とあり、迷唐の祖母にあたる人物が号吾に従い投降したという記述が見える。あるいはこの人物が卑缺にあたるのかもしれない。

(4) 祖道とは、旅立ちの時に壇を作り、行神への祭りを行うことを指す(工藤一九九八)。漢代の行神については、応劭『風

俗通義』卷八祀典篇・祖条に「謹按、禮傳、共工之子曰脩、好遠遊、舟車所至、足迹所達、靡不窮覽、故祀以爲祖神。祖者、祖也」、『宋書』卷一二律曆志引崔寔『四民月令』に「祖者、道神。黃帝之子曰累祖、好遠遊、死道路、故祀以爲道神」とあるように、共工氏の子の脩、黃帝の子の累祖などが知られていた。また、『漢書』卷六六劉屈氂伝の顔師古注に「祖者、送行之祭。因設宴飲焉」、同卷七一疏広伝の顔師古注に「祖道、餞行」とあるように、祭祀を行い、送別の宴席を設けて旅立つ者を見送った。

(5) 紹興本・武英殿本は「汜」を「汜」に作る。

(6) この時、迷唐が再び叛いた原因については、本文中に述べられていない。このことに關して、佐藤長氏は、「田汜らの祖母に対する扱い、或は廬落に至つての態度に迷唐を憤激せしめるものがあつたのかもしれない」と推測している（佐藤一九七八）。あるいは本文中に脱文があるのかもしれない。

(7) 盟については、『礼記』曲礼下篇に「涖牲曰盟」とあり、その孔穎達疏に「盟者、殺牲歃血、誓於神也」とあることから、犠牲を殺して「歃血^{さうけつ}」し、神に誓うことを指す。「歃血」について、『春秋左氏伝』隱公七年に対する竹添光鴻『左氏会箋』は口の周りに血をぬりつけることと解し、鎌田重雄氏は実際に飲むこととしている（鎌田一九六七）。他方、滋賀秀三氏は、古くは実際に血を飲んでいたが、やがて象徴的に血を唇にぬるだけに退化していった、とする（滋賀二〇〇三）。詛については諸説あるが、滋賀氏は本質的には盟と同じ概念で、共に牲血を用いる儀式であるとしている（滋賀二〇〇三）。

(8) 居延は、現在の内モンゴル自治区額濟納（エチナ）旗に属する地である。『漢書』卷二八地理志下に「張掖郡、……縣十、……日勒、都尉治澤索谷。莽曰勒治。……居延、居延澤在東北、古文以爲流沙。都尉治。莽曰居成」とあり、前漢時代、居延県には張掖郡の都尉の治所が置かれた。この居延に設置された都尉が「居延都尉」と呼ばれていたことは、居延漢簡から確認できる（「二六」注（10）を参照）。また、その治所である居延城の位置については、西北科学考察団の遺址番号でいうとK七一〇とK六八八の二説があり、後者のほうが可能性は高いが、未だ確定には至っていない（甘肅一九八四）。『統漢書』郡国志五に「張掖居延屬國。故郡都尉。安帝別領一城。……居延、有居延澤、古流沙」、『資治通鑑』卷五〇安

帝建光元年条の胡三省注に「(安) 帝置居延屬國都尉、別領居延一城、屬涼州」とあるように、後漢の安帝期(一〇六―二五)になると、居延県は再編されて張掖居延属国となった。

(9) 汲古閣本・武英殿本では「譯使」に作るが、紹興本では「驛使」に作る。

(10) 逢留大河について、『資治通鑑』巻四八和帝永元五年条の胡三省注は、大・小榆谷の北を流れる黄河の呼称とする。また、「一六」注(12)で述べたように、『読史方輿紀要』巻六四西寧鎮条も同様の見解を示している。馬長寿氏は、これらに基づき、その位置を現在の青海省貴徳県く尖扎県の黄河流域に比定している(馬一九八四、一一五頁)。また、佐藤長氏は以下のように述べている。すなわち、本段とはほぼ同内容である『水経注』巻二河水条に「永元五年、貫友代聶尚爲護羌校尉、攻迷唐、斬獲八百餘級、收其熟麥數萬斛、于逢留河上築城以盛麥、且作大航、于河峽作橋渡兵。迷唐遂遠依河曲」とあり、ここに見える「逢留河」は、青海山脈に源を発して正南に下り、貴徳の北方で黄河に注ぐ小河を指す。他方、本伝の「逢留大河」は「逢留河口の大河」の意で、この地域の黄河を指す。そして、そのほとりに築かれた城は、後漢代の帰義城を再建ないしは増建した城塞であり、黄河の北岸に位置していた。そこから架けられた橋によつて、漢軍は黄河の南岸に向かつて自由に出動することができるようになり、迷唐はこれを恐れて河曲方面に逃避した、と(佐藤一九七八、一二七―一二八頁)。本伝の「逢留大河」を黄河の呼称とする点においては、佐藤氏も胡三省等と同様である。しかし、「逢留大河」に注ぐ小河が、当時は「逢留河」という名であつた、とする氏の説については、伝世史料から裏付けることはできず、真偽は不明である。

一方、清・丁謙『後漢書西羌伝地理攷証』は「逢留河、當即大夏河。蓋築城塢於黄河南大夏河東、又作大航造河橋以通南北也」とし、逢留河は大夏河、すなわち現在の甘肅省臨夏県く夏河県の県境を流れる黄河の支流であるとする。しかし、丁謙の説に依ると、戦場である大・小榆谷から東に遠く隔たつた位置に貫友が砦を築いたことになり、不自然であるように思われる。

(11) 塢は、五鳳二年(前五六)の紀年をもつ居延旧簡(六・八)などにすでにみえ、前漢中後期には存在していた(中国一

九八〇）。また、『後漢書』卷二四馬援列伝の李賢注引『字林』（西晉・呂忱撰。清・任大椿撰『字林考逸』に佚文の集成がある）に「塢、小障也、一曰小城。字或作「隄」、音一古反」とあり、『説文』自部に「隄、小障也。一曰庫城」とある。具聖姫氏によると、塢は元来、西北辺境の軍事防御施設の一つで、階段・内外の門戸・蓬表・射具を備え、また、遠方を見渡す施設であつた。そして、本段の「城塢」や後段の「塢候」・「塢壁」も同様の防御施設としての小城と解している（具二〇〇四）。一方、後漢以降の塢について、那波利貞氏は、後漢・三国・両晉時代の塢には、純粹に軍事的な施設と、周圍に防御用として塢壁をめぐらした集落の二種があり、後者は三国より晉代にかけてしだいに記載が多くなるとし（那波一九四三）、堀敏一氏も、単なる防御施設であつた塢が、魏晉期になると集落としての村塢・村堡へ変貌していった、としている（堀一九九二）。また、集落としての塢について、谷川道雄氏は、陶淵明の「桃花源記」は当時の塢の世界をモデルにしたものであるとする陳寅恪の説（陳一九九二、二二四～二三五頁）を引き、塢における人々の生活は、乱世を逃れて平和な社会を保とうとする願望の産物であり、それゆえ塢は外界から理想郷とみなされた、としている（谷川一九七六、九四～九七頁）。

（12）武英殿本は「渡河」に作るが、汲古閣本・紹興本はいずれも「度兵」に作る。

（13）「賜支河曲」については、「九」注（4）を参照。以上の永元五年の事件について、『後漢書』卷四和帝紀・永元五年条に、「是歳、……護羌校尉貫友討燒當羌、羌乃遁去」とあり、また、注（10）前掲『水経注』河水条にも同内容の記載が見える。

（14）「湟中羌胡」について、佐藤長氏は、湟水上流の羌胡族を指すとし、「胡」は湟中月氏胡を含むものと考えたいとしている（佐藤一九七八、二七九頁）。湟中月氏胡は大月氏一派であり、その王が匈奴の冒頓単于に殺されると、羌人を頼って婚姻関係を結んだ。その後、漢に降つて湟中（現在の青海省湟水兩岸一帯。「一〇」注（11）を参照）に居住し、有事の際には漢軍に従つた（西羌伝後段を参照）。『後漢書西羌伝地理攷証』に「月氏胡、即前書大月氏傳所云、小眾不能去者、保南山羌、號小月氏、是也」とあり、丁謙は『漢書』卷九六西域伝に「其餘小眾不能去者、保南山羌、號小月氏」とある「小

月氏」がこの月氏胡であるとする。また、西羌伝後段に「被服・飲食・言語略與羌同、亦以父名・母姓爲種。其大種有七、勝兵合九千餘人、分在湟中及令居。又數百戸在張掖、號曰義從胡」とあり、湟中月氏胡のうち張掖に居住していた數百戸は、特に義從胡と呼ばれていた。

(15) 吳祉が護羌校尉に就任した時期について、『資治通鑑』卷四八は和帝の永元八年のこととしており、本段の記述とは一年のずれがある。

(16) 大夏県に関して、『讀史方輿紀要』卷六〇河州条に「大夏城在州東北八十里。漢縣、屬隴西郡。後漢因之。永元九年、燒當羌迷唐寇隴西殺大夏長即此」とあり、河州の東北八〇里に大夏城があつたとしている。佐藤長氏は、大夏県を現在の甘肅省寧定県に比定した上で、本段に見える「大夏」とは、『水經注』河水条に『十三州志』曰、大夏縣西有故金柳城、去縣四十里、本都尉治。又、東北逕大夏縣故城南」とある大夏県故城のことで、洮河支流の大夏川の左岸にあつたとするが、正確な位置は不明としている（佐藤一九七八、二七九～二八〇頁）。

(17) 劉尚は、前漢の鉅鹿都尉劉回（光武帝の祖父）の兄弟である泗水王劉歙の從弟・宜春侯劉匡の子である。光武帝の建武年間（二五～五六）に公孫述・隗囂等の討伐に参加した。諸蛮夷の平定に功績のあつた劉尚（？～四七）や、後漢の宗室で東平憲王劉蒼の子の任城孝王劉尚（？～一〇一）とも別人である。

(18) 趙代は、南陽郡宛県の人。節鄉侯趙熹の長子。劉尚の副官として羌人と戦つたのち、罪を問われて獄中で病没した。『後漢書』卷二六に附伝がある。『集解』引惠棟注にあるように、『後漢書』和帝紀・永元九年条に「閏月、……燒當羌寇隴西殺長吏、遣行征西將軍劉尚・越騎校尉趙世等討破之」とあり、ここでは「趙代」を「趙世」に作っている。これについて、清・錢大昕『後漢書考異』卷一〇に「西羌傳作趙代、蓋章懷避唐諱改之。趙熹傳亦作代、此紀作世、又唐以後人回改」とあり、本来は「趙世」であつたものを、李賢が唐の太宗李世民的諱を避けて「趙代」としたが、和帝紀に関しては、それより後代の人がもとの名に改めたとしている。なお、趙代の父である趙熹の名は、文献によつては「趙喜」に作る。

(19) 北軍五營は、屯騎・越騎・歩兵・長水・射声の五校尉の総称で、それらの官秩はみな二千石である。これらの官の監察

を北軍中候が掌っていた（『統漢書』百官志四）。五校尉の職掌について、濱口重國氏は、平時には宮城の外周の警備および車駕出行の際に随行することであったが、有事の際に出動を命じられる場合も多かった、としている（濱口一九六六、二八〇頁）。

(20) 黎陽營は、『統漢書』百官志一の劉昭注引後漢・応劭『漢官儀』に「監察黎陽謁者、世祖以幽・并州兵騎定天下。故於黎陽立營、以謁者監之、兵騎千人、復除甚重。謁者任輕、多放情態、順帝改用公解府掾有清名威重者、遷超牧守焉」とあるように、光武帝期に設置された営である。また、黎陽營土は、『後漢書』卷六順帝紀・永建元年条に「十月、……鮮卑犯邊。庚寅、遣黎陽營兵出屯中山北界」、同卷一八臧宮列伝に「（建武）十九年、妖巫維汜弟子單臣・傅鎮等、復妖言相聚、入原武城、劫吏人、自稱將軍。於是遣宮將北軍及黎陽營數千人圍之」とあるように、辺境防備や賊の鎮圧など各方面に出動しており、本文の記事もその一例である。黎陽県は、冀州魏郡に属し、現在の河南省浚県の東に位置する黎陽山の付近である（『統漢書』郡国志二）。

(21) 雍營の設置について、濱口重國氏は、光武帝が建武一三年（三七）から同一五年（三九）にかけて軍備縮小を行った際に、三輔に駐屯していた部隊を一旦解散し、その後、改めて雍県に営を設置した、としている（濱口一九六六、三〇六頁〜三〇七頁）。雍県は、現在の陝西省鳳翔県にあたる。

(22) 積射は、『後漢書』卷八九南匈奴列伝に「於是遣行車騎將軍鄧鴻・越騎校尉馮柱・行度遼將軍朱徽將左右羽林、北軍五校士及郡國積射、緣邊兵、烏桓校尉任尚將烏桓・鮮卑、合四萬人討之」とあり、李賢注に「漢有迹射士。言尋迹而射之。積亦與迹同、古字通也」とあることから、迹射士とも言い、射撃手を指す。「迹」は『説文』辵部に「迹、歩處也」とあり、足跡・形跡の意であるので、「尋迹而射之」とは「敵の足跡を追って矢を射る」という意味であろう。

(23) 高山は、『三国志』魏書卷二二陳泰伝に「遂進軍度高城嶺潛行、夜至狄道東南高山上、多舉烽火鳴鼓角」と見え、そこでは高山と本段の高山は同一の山と思われる。その位置は狄道の東南と考えられる。

(24) 畏懦は、『漢書』卷六武帝紀・天漢三年条に「秋、匈奴入雁門、太守坐畏懦（懦）棄市」とあり、顔師古注に「如淳曰、

軍法、行逗留・畏懦者要斬」とあるように、恐れひるむことを意味する軍法用語である。如淳注によると、畏懦は腰斬にあたる。確かに、『史記』卷二〇建元以来侯者年表・合騎侯欄に「(元狩)二年、侯敖將兵擊匈奴、與驃騎將軍期後、畏懦、當斬、贖爲庶人、國除」、同博望侯欄に「(元狩)二年、侯騫坐以將軍擊匈奴畏懦、當斬、贖、國除」とある。一方、右の『漢書』武帝紀によると、畏懦は棄市にあたる。その一例として、『後漢書』卷三八滕撫列伝に「趙序坐畏懦不進、詐增首級、徵還棄市」とある。かかる刑罰の輕重差が何によるものかは明らかでないが、ともあれ、伝世文献を見る限り、畏懦の罪に問われた者は、原則として死罪にあたるとされている。ところが、前漢初期の張家山漢簡「二年律令」捕律第一四〇～一四三簡には「羣盜殺傷人・賊殺傷人・強盜、即發縣道、縣道亟爲發吏徒足以追捕之、尉分將、令兼將、亟詣盜賊發及之所、以窮追捕之、毋敢□界而環(還)。吏將徒、追求盜賊、必伍之、盜賊以短兵殺傷其將及伍人、而弗能捕得、皆戍邊二歲。三十日中能得其半以上、盡除其罪。得不能半、得者獨除。●死事者、置後如律。大瘡臂臑股胫、或誅斬、除。與盜賊遇而去北、及力足以追捕之而官□□□□逗留畏栗(懦)弗敢就、奪其將爵一級(級)、免之、毋爵者戍邊二歲。而罰其所將吏徒以卒戍邊各一歲。興吏徒追盜賊、已受令而遁、以畏栗(懦)論之」とある。この史料によつて、漢律における「畏栗(懦)」という用語の存在が裏付けられた。ただし、ここでは、「畏栗(懦)」の罪に問われた者は死罪ではなく、奪爵・戍邊などにあたるとされており、伝世文献にみえる「畏懦」との差異に注目される。

(25) 謁者王信については、本段以外に記載がなく、詳細不明である。ちなみに、本伝後段にも「王信」なる人物が登場する。彼は、漢陽郡の人で、永初五年(一一一)に先零羌と結んで反乱を起こし、上邽を陥落させたが、その翌年に侍御史唐喜によつて攻め滅ぼされたという。この王信が、本段に見える「王信」と同一人物であるか否かは不明である。

(26) 迷唐が後漢に投降した時期について、『資治通鑑』和帝永元一〇年条に「十二月、迷唐等帥種人詣闕貢獻」とあり、永元一〇年(九八)一二月のこととしている。

(27) 汲古閣本・紹興本・武英殿本は、「脅」を「脇」に作る。

(28) 周鮪は、永元一二年に酒泉太守から護羌校尉に転任したが、後段にみえるように、永元一四年(一〇二)に畏懦の罪に

問われて罷免された。

(29) 以下は、『後漢書補注』巻二〇あるいは『後漢書訓纂』巻二〇からの引用である。

(30) 以下は、『後漢書考異』巻一〇からの引用である。

(31) 以下は、『資治通鑑』和帝永元四年条の胡三省注からの引用である。

(32) 紹興本も「之」を「至」に作る。

(33) 以下は、『資治通鑑』和帝永元五年条の胡三省注からの引用である。

(34) 以下は、『資治通鑑』和帝永元五年条の胡三省注からの引用であるが、その原文は「酈道元『水經註』曰、於河狹作橋」に作る。

(35) 以下は、『水經注』河水条からの引用である。

(36) 以下は、『資治通鑑』和帝永元五年条の胡三省注からの引用である。

「司馬彪曰」以下について、『水經注』河水条に「司馬彪曰、西羌者自析支以西、濱于河首、左右居也。河水屈而東北流、逕析支之地、是爲河曲矣」とほぼ同文が見え、胡三省はこの記述を引用したと思われる。また、この文は現行の『統漢書』郡国志には見えないが、『太平御覽』巻一六五涼州条引『統漢書』に「西羌自賜支以西、濱河首、左右居。今河關西可十餘里有河曲羌、謂之賜支」とあり、『統漢書』の佚文中に類似した記述が見られる。この記述と対照させると、司馬彪の言は「西羌自析支以西、濱河首在右居也」までを指すか。「應劭曰」以下についても『水經注』河水条に「應劭曰、禹貢析支屬雍州、在河關之西。東去河關千餘里、羌人所居、謂之河曲羌」と同文が見え、胡三省はこの記述を引用したと思われる。また、『漢書』武帝紀・元光元年条の顔師古注引応劭注に「禹貢析支・渠搜屬雍州、在金城河關之西、西戎也」とあり、これと類似した記述が見える。この記述と対照させると、応劭の言は「禹貢析支屬雍州、在河關之西」までを指すか。

(37) 以下は『後漢書補注』巻二〇あるいは『後漢書訓纂』巻二〇からの引用である。

(38) 以下は、『統漢書』天文志中・和帝永元九年条の「隴西羌反、遣執金吾劉尚行征西將軍、越騎校尉節鄉侯趙世發北軍五

校、黎陽・雍營及邊胡兵三萬騎、征西羌」からの引用である。

(39) 以下は、『後漢書補注』巻二〇あるいは『後漢書訓纂』巻二〇からの引用である。

(40) 以下は、『資治通鑑』和帝永元九年条の胡三省注からの引用である。

(41) 臨洮県は、『後漢書』巻一光武帝紀下・建武十一年条に「夏四月、……先零羌寇臨洮」とあり、李賢注に「県名。属隴西郡。故城在今岷州」、『集解』に「今鞏昌府岷州」とあるように、涼州隴西郡に属し、現在の甘肅省岷県にあたる。しかし、

『讀史方輿紀要』巻六〇臨洮府条・『大清一統志』巻一九八蘭州府条・同巻二〇〇鞏昌府条によると、宋・金代以降の臨洮は、後漢代の狄道（現在の甘肅省臨洮県）が南北朝期以降に名称を変えたものである。そのため、胡三省のいう「臨洮南山」の「臨洮」がいずれを指すのかは確認し難い。また、「南山」の位置も不明である。

(42) 以下は、『資治通鑑』和帝永元一二年条の胡三省注からの引用である。「河橋」については、注(10)を参照。

(43) 王補については、「考察」を参照。

考察

『集解』には「王補曰」で始まる文が散見する。中華書局校本の校勘記は「王補」に波線を附し、これを人名と解しているが、王補なる人物が『後漢書』に対する注解を著したか否かは定かではない。そのため、「王補曰」を「王、補いて曰く」と読み、王先謙の自注、もしくはその子孫の王某の注とする可能性もある。確かに、『早稲田大学図書館所蔵漢籍分類目録』は、民国四年長沙王氏刊本『後漢書集解』を「清・王先謙撰 王祖恩校」としており、後者の理解を傍証するかのようである。しかし、前掲の跋文に明らかなように、校補は黄山の手になる。この書の末尾に王祖恩（王先謙の三男）名義の「版權票」があり、おそらく、これが校訂者を示しているであろう。もともと『集解』は、王先謙没後、その遺稿をもとに黄山らが編集したものであるから、「王補」が王先謙の自注を示しているとは考え難い。また、仮に子孫の言であるとすれば、校補に組み入れるはずである。したがって、「王補」は人名と考えるのが妥当である。黄山による『集解』の序文に「出友朋商訂者、並加識別、以

存其眞」とあり、『集解』の著述に際しては、誰の意見にかかるものかを明らかにするとあるので、「王補曰」以下の文は、採録された「友朋」の言であると考えられる。

さて、王先謙（一八四二～一九一七）に近い王補なる人物としては、『廬陵県志』二八卷（民国九年刊）の撰者を挙げることができる。彼は、一名を王竜文という。祖先が廬陵県（江西省吉安府）の出身であったため、その県志を述作したが、彼自身は王先謙と同じ湖南省長沙府の出身で、湘郷県を本籍としていた。光緒十九年（一八九三）に進士となり、その後、翰林院編修・国史館協修を歴任した。校補の刊行年は民国十二年であり、時期的にも地理的にも王先謙に近いことからすると、王補は王先謙の門人もしくは黄山の知人で、『後漢書』について個人的に意見を交換していたと考えられる。

ちなみに、『集解』の校補には「柳從辰曰」で始まる文が散見する。柳從辰の事績や著作についてはこれまで明らかにされてこなかったが、『集解』の跋文に「集解漏刊者莫由悉補、則別爲校（校）記、系於每卷之後。……名曰校（校）補。……柳君從辰、賡續校（校）勘、并釐剔得失、疏其異同、寄杭州俾。山、覆勘彙入校（校）記。山、更與柳君往復函商、然後決定」とある。この記述から、柳從辰は王先謙の門人である黄山の知人で、共に『集解』の校勘を行い、黄山が校補を著述するにあたって、書翰を交わして協力していたことがわかる。したがって、「柳從辰曰」以下の文は、柳從辰の『後漢書集解』に対する著作から引用したものではなく、黄山が校補を記した際に採用した言にあたるのであろう。

二九

本文

初累姐種附漢^(一)。迷唐怨之、遂擊殺其酋豪。由是與諸種爲讐、黨援益疎。其秋^(二)、迷唐復將兵向塞。周鮪與金城太守侯霸及諸郡兵^(三)、屬國・湟中月氏諸胡^(四)、隴西牢姐羌合三萬人^(五)出塞至允川^(六)、與迷唐戰。周鮪還營自守、唯侯霸兵陷陳^(七)、斬首四百餘級。羌眾折傷、種人瓦解、降者六千餘口分徙漢陽・安定・隴西^(八)。迷唐遂弱、其種眾不滿千人、遠踰賜支河首^(九)、依發羌居^(四)。明年、周鮪坐畏懦徵、侯霸代爲校尉。安定降羌燒何種脅諸羌數百人反叛^(五)、郡兵擊滅之、悉沒入弱口爲奴^(十)。

婢。時西海及大·小榆谷左右無復羌寇^(六)。隲麋相曹鳳上言^(七)〔校補一〕⁽¹¹⁾「西戎爲害、前世所患、臣不能紀古、且曰近事言

之。自建武已來、其犯法者、常從燒當種起。所已然者、以其居大小榆谷、土地肥美^(校補二)、又近塞內諸種、易曰爲非、難已

攻伐。南得鍾存已廣其眾^(八)、北阻大河、因已爲固。又有西海魚鹽之利^(九)、緣山濱水、已廣田畜。故能彊大、常雄諸種、

恃其權勇^(一〇)、招誘羌胡。今者衰困、黨援壞沮、親屬離叛、餘勝兵者不過數百、逃亡棲竄⁽¹⁴⁾、遠依發羌^(一一)。臣愚已爲、

宜及此時、建復西海郡縣^(一二)、規固二榆^(一三)、廣設屯田、隔塞羌胡交關之路、遏絕狂狡窺欲之源。又植穀富邊⁽¹⁶⁾、省委輸

之役、國家可已無西方之憂⁽¹⁵⁾。於是拜鳳爲金城西部都尉、將徙士屯龍耆^(九)。後金城長史上官鴻上開置歸義·建威屯田二十

七部⁽⁸⁾。侯霸復上置東·西邯屯田五部^(一四)、增留·逢二部。帝皆從之。列屯夾河、合三十四部。其功垂立、至永初中、諸羌

叛、乃罷。迷唐失眾、病死。有一子來降、戶不滿數千⁽¹⁹⁾。

〔一〕〔集解〕先謙曰、「官本」、「姐」下有「種」字。

〔二〕〔集解〕『通鑑』胡注⁽²⁰⁾、『水經注』曰⁽²¹⁾「允川、去賜支河曲數十里。在大·小榆谷之西」。

〔三〕〔集解〕惠棟曰⁽²²⁾、「杜佑云⁽²³⁾」安定郡、今安定·平源·會寧郡東境是」。

〔四〕〔集解〕『通鑑』胡注⁽²⁴⁾、「發羌、羌之別種。或曰、唐之吐番、即其後也」。

〔五〕〔集解〕『通鑑』胡注⁽²⁵⁾、「燒當與燒何各是一種」。

〔六〕〔集解〕『通鑑』胡注⁽²⁶⁾、『水經』⁽²⁷⁾「河水自東河曲逕西海郡南、又東逕允川而歷大·小榆谷」。

〔七〕〔李賢注〕隲麋、縣名。屬右扶風^(校補三)。

〔八〕〔集解〕惠棟曰⁽²⁸⁾、『水經注』云、「永平八年、迷唐與鍾存東寇」。杜佑云⁽³⁰⁾、「鍾存、別種羌」。

〔九〕〔集解〕『通鑑』胡注⁽³¹⁾、「西海有允谷鹽池」。

〔一〇〕〔集解〕王補曰、「『通鑑』作「拳勇」^(校補四)。故胡注引『毛詩』⁽³²⁾「無拳無勇」、釋之」。

〔一一〕〔集解〕惠棟曰⁽³³⁾、『水經注』云、「其餘勝兵不過數百」。

〔一二〕〔集解〕惠棟曰⁽³⁵⁾、「杜佑云⁽³⁶⁾、「武帝逐諸羌、置西海郡。今在酒泉郡北千二百里。欲復立之」。胡注⁽³⁷⁾、「建、立也。立策復治郡縣也。置西海郡、在平帝元始四年」。

〔一三〕〔集解〕〔惠棟曰〕⁽³⁸⁾「通鑑」胡注⁽³⁹⁾、「規、圖也、謀也」。案、規有二義、一訓爲有。陸賈『新語』云⁽⁴⁰⁾、「魯莊公興築作之役、規固山林草澤之利」。韋昭『國語』注云⁽⁴¹⁾、「規、猶有也」。

〔一四〕〔李賢注〕龍耆、即龍支也。今鄯州縣。〔集解〕惠棟曰⁽⁴²⁾、「宋白『續通典』云⁽⁴³⁾、「鄯州龍支縣、本漢允吾縣也。取縣西龍支堆、爲名」。杜佑云⁽⁴⁴⁾、「今西平郡縣」。

〔一五〕〔李賢注〕邯、水名。邯分流左右、今在鄆州^(校補五)。〔集解〕惠棟曰⁽⁴⁵⁾、「杜佑云⁽⁴⁶⁾、「在今寧塞郡」。

〔校補一〕侯康曰⁽⁴⁷⁾、「鳳舉孝廉、歷張掖屬國都尉丞・右扶風隄廩侯相・金城西部都尉・北地太守。見曹全碑也」。

〔校補二〕錢大昭曰⁽⁴⁹⁾、「『水經注』⁽⁵⁰⁾、「河水逕西海郡南、又東逕允川而歷大榆谷・小榆谷北。二榆土地肥美、羌所依阻也」。

〔校補三〕已詳耿弇傳⁽⁵¹⁾。

〔校補四〕今案、『通志』亦作「拳勇」。『文選』吳都賦⁽⁵²⁾、「覽將帥之拳勇」。李善注云、「『毛詩』曰⁽⁵³⁾、「無拳無勇」。拳與權同」。

〔校補五〕今地已詳馬武傳⁽⁵⁴⁾。官本注、「今在」作「在今」。案、『通志』注、作「今在」。

書き下し文

初め累姐種、漢に附く。迷唐、之を怨み、遂に撃ちて其の酋豪を殺す。是れに由りて諸種と讐と爲れば、黨援、益々疎たり。其の秋、迷唐、復た兵を將いて塞に向かう。周鮪^(しゅうゆ)、金城太守侯霸及び諸郡の兵、屬國・湟中の月氏諸胡、隴西の牢姐羌合わせて三萬人と塞を出でて允川に至り、迷唐と戦う。周鮪、營に還りて自守するも、唯だ侯霸の兵のみ陷陳し、斬首すること四百餘級。羌眾、折傷せらるれば、種人、瓦解し、降者六千餘口、漢陽・安定・隴西に分徙せらる。迷唐、遂に弱まり、其の種眾、千人に満たざれば、遠く賜支河首を踰え、發羌の居に依る。明年、周鮪、畏懦に坐して徴せられ、侯霸、代わりて

校尉と爲る。安定の降羌の焼何種、諸羌數百人を脅して反叛するも、郡兵、撃ちて之を滅ぼし、悉く弱口を没入して奴婢と爲す。時に西海及び大・小榆谷の左右に復た羌の寇無し。隃麋相曹鳳、上言すらく、「西戎、害を爲し、前世の患うる所なるも、臣、古を紀おさむること能あたわざれば、且しかく近事を曰て之を言す。建武より已來、其の法を犯す者は、常に燒當種より起る。然る所已は、其の大・小榆谷に居り、土地肥美にして、又た塞内の諸種に近く、曰て非を爲すこと易く、曰て攻伐すること難きを以てなり。南のかた鍾存を得て曰て其の眾を廣め、北のかた大河を阻て、因りて曰て固めと爲す。又た西海の魚鹽の利有り、山に縁り水に濱して、曰て田畜でんきゆうを廣む。故に能く彊大にして、常に諸種に雄たり。其の權勇を恃み、羌胡を招誘す。今者、衰困して、黨援、壞沮して、親屬、離叛し、餘の兵に勝うる者數百に過ぎざれば、逃亡棲竄せいざんし、遠く發羌に依る。臣愚己爲えらく、宜しく此の時に及び、建して西海に郡縣を復し、二榆を規固して、廣く屯田を設け、羌胡の交關の路を隔塞し、狂狡窺欲の源を遏絶あつぜつすべし。又た穀を植えて邊を富まし、委輸の役を省かば、國家、曰て西方の憂い無かるべし」と。是に於いて鳳を拜して金城西部都尉と爲し、徙士を將いて龍耆に屯せしむ。後に金城長史上官鴻、歸義・建威に屯田二十七部を開置せんことを上る。侯霸、復た東・西郡に屯田五部を置き、留・逢に二部を増さんことを上る。帝、皆な之に従う。屯を列ねて、河を夾み、合して三十四部。其の功、垂ほとんど立つも、永初中に至りて、諸羌叛けば、乃ち罷む。迷唐、眾を失い、病みて死す。一子有りて來降するも、戸、數千に滿たず。

〔一〕〔集解〕先謙曰く、「官本は、「姐」の下に「種」字有り」と。

〔二〕〔集解〕『通鑑』胡注に、「『水經注』に曰く、「允川は、賜支河曲を去ること數十里。大・小榆谷の西に在り」と」と。

〔三〕〔集解〕惠棟曰く、「杜佑云う、「安定郡は、今の安定・平源・會寧郡の東境、是れなり」と」と。

〔四〕〔集解〕『通鑑』胡注に、「發羌は、羌の別種なり。或いは曰く、唐の吐番は、即ち其の後なり」と。

〔五〕〔集解〕『通鑑』胡注に、「燒當と燒何とは各々是れ一種なり」と。

〔六〕〔集解〕『通鑑』胡注に、「『水經』に、「河水、東河曲より西海郡の南を逕すぎ、又た東のかた允川を逕すぎて大・小榆谷を歴す

ぐ」とと。

〔七〕〔李賢注〕隃麋は、縣名。右扶風に屬す。

〔八〕〔集解〕惠棟曰く、『水經注』に云う、「永平八年、迷唐、鍾存と與に東寇す」と。杜佑云う、「鍾存は、別種の羌なり」と。

〔九〕〔集解〕『通鑑』胡注に、「西海に允谷の鹽池有り」と。

〔一〇〕〔集解〕王補曰く、『通鑑』に「拳勇」に作る。故に胡注、『毛詩』の「拳こみぢ無く勇無し」を引き、之を釋す」と。

〔一一〕〔集解〕惠棟曰く、『水經注』に云う、「其の餘の兵に勝うるは數百に過ぎず」と。

〔一二〕〔集解〕惠棟曰く、「杜佑云う、「武帝、諸羌を逐いて、西海郡を置く。今の酒泉郡の北千二百里に在り。復た之を立てんと欲す」と。胡注に、「建は、立なり。策を立てて復た郡縣を治むるなり。西海郡を置くは、平帝の元始四年に在り」と。

〔一三〕〔集解〕〔惠棟曰く〕『通鑑』胡注に、「規は、圖なり、謀なり」と。案するに、規に二義有り、一に訓じて有つと爲す。陸賈『新語』に云う、「魯の莊公、築作の役を興し、山林草澤の利を規固す」と。韋昭『國語』注に云う、「規は、猶お有のごときなり」と。

〔一四〕〔李賢注〕龍耆は、即ち龍支なり。今の鄯州縣なり。〔集解〕惠棟曰く、「宋白『續通典』に云う、「鄯州の龍支縣は、本と漢の允吾縣なり。縣の西の龍支堆を取りて名と爲す」と。杜佑云う、「今の西平郡の縣なり」と。

〔一五〕〔李賢注〕邯は、水名なり。邯、左右に分流し、今、廓州に在り。〔集解〕惠棟曰く、「杜佑云う、「今の寧塞郡に在り」と。

〔校補一〕侯康曰く、「鳳、孝廉に擧げられ、張掖屬國都尉の丞、右扶風隃麋侯の相、金城西部都尉、北地太守を歴す。曹全碑に見ゆるなり」と。

〔校補二〕錢大昭曰く、『水經注』に、「河水、西海郡の南を逕ぎ、又た東のかた允川を逕ぎて大榆谷・小榆谷の北を歴ぐ。二

榆の土地は肥美にして、羌の依阻する所なり」とと。

〔校補三〕 已に耿弇傳に詳らかなり。

〔校補四〕 今案ずるに、『通志』も亦た「拳勇」に作る。『文選』呉都賦に、「將帥の拳勇を覽る」と。李善注に云う、『毛詩』に曰く、「拳無く勇無し」と。拳は權と同じ」と。

〔校補五〕 今の地、已に馬武傳に詳らかなり。官本の注に、「今在」を「在今」に作る。案ずるに、『通志』の注に、「今在」に作る。

通 釈

これより以前、累姐種が後漢に内附した。迷唐はこのことを怨み、彼らを攻撃してその酋豪を殺した。これにより、（迷唐は羌の）諸種と仇敵の間柄となったので、味方（であつた諸種）との関係はますます疎遠になった。その年（二〇一）の秋、迷唐は再び兵を率いて塞に向かった。そこで、周鮪は金城太守侯霸と諸郡の兵、張掖属国や金城郡湟中地区付近にいた月氏諸胡、隴西郡にいた牢姐羌の合計三万人とともに、塞を出て允川に出撃し、迷唐と戦った。周鮪は（味方の）陣営に還つて自重していたが、侯霸の率いる兵のみ敵の陣営を陥れ、四百級余りの首を斬った。これにより多くの羌人が傷ついたので、その種族は瓦解し、降伏した六千人余りは漢陽郡・安定郡・隴西郡にそれぞれ遷徙させられた。ここにいたつて迷唐（の率いる焼当羌）は弱体化し、その種族の人数が千人にも満たない状態に陥つたので、遠く賜支河の源流を越え、発羌の居住地を頼つていった。翌年（二〇二）、周鮪は畏懼の罪に坐して召還され、侯霸が代わつて護羌校尉となった。この時、かつて降伏して安定郡に居住していた焼何羌が諸羌数百人を脅迫して反乱を起こしたが、安定郡の兵がこれを撃滅し、年少者をすべて没収して奴婢とした。そのころ西海（青海）と大・小榆谷の周辺に再び羌が侵攻してくることはなかった。隴巖相の曹鳳は以下のように奏上した。「西戎は、害悪をなし、前代以来の煩いとなつておりますが、私はいにしえに通じておりませんので、ひとまず最近の事柄を申し上げます。建武年間（二五く五五）以来、羌のなかで法に背く者は、つねに焼当種から生

注 釈

じています。その理由は、焼当種が大・小榆谷に居住し、その土地が肥沃で、また塞内の諸羌に近く、それゆえに悪事をなすことが容易で、（我々が）攻伐することが困難であるからです。（焼当種は）南方において鍾存種を取り込んで勢力を伸ばし、北方では大河（黄河）を隔てて守りとしています。また西海の魚・塩の利益があり、山に沿い（あるいは）川辺に臨んで、それによつて農牧地を拡大させています。このため、（焼当種は）強大となり、つねに羌の諸種中の雄となったのです。そして、その力と勇気を恃みとして、羌胡を招き寄せました。（しかし）現在では衰え苦しんで、味方は破れ阻まれ、親族は背き離れ、残りの兵士たりうる者は数百人に満たないので、逃げ隠れ、遠方の発羌に身を寄せています。私が思いますに、このような時に策書を奉じて西海に郡県を再置し、大・小榆谷の地を仕切つて封鎖し、広く屯田を設置して、羌胡の連絡路を遮断し、狡猾な者どもがひそかに望む源を絶つべきです。また穀物を植えて辺境を富ませ、穀物輸送の負担を除けば、我が国家は西方の憂いを無くすことができるでしょう」と。そこで曹鳳を任命して金城西部都尉とし、（屯田のために）移動してきた兵士を率いて龍耆に駐屯させた。後に、金城長史の上官鴻は、帰義・建威に屯田二七部を設置するよう奏上した。侯霸は、さらに東・西郡に屯田五部を設置して、留・逢に屯田二部を増すよう奏上した。和帝はすべてこの提案に従った。屯田を列ねて黄河をさしはさみ、合わせて三四部となった。屯田の成果がようやくあらわれそうになったが、永初年間（一〇七〜一一三）になると、諸羌が叛乱を起こしたので、（屯田を）廃止した。迷唐は配下の人々を失い、病死した。子が一人いて降伏してきたが、（彼の支配する）戸数は数千にも満たなかった。

（1）武英殿本・紹興本・和刻本・中華書局本は「累姐」を「累姐種」に作る。これらに従い、「種」字を補った。

累姐種の居住地について、馬長寿氏は賜支河曲とし（馬一九八四、一一〇頁）、佐藤長氏は累姐 *jiwa tsiwō* が *Hbri chu* に通ずることから、楽都県南の犂牛峽に比定している（佐藤一九七八、二八一頁）。ちなみに、佐藤氏は、本伝前段の「金城太守郭崇追之、戰於荔谷、崇兵大敗」の「荔谷」 *lie kuk* が *リクHbri khog* あるいは *リナンHbri nan* に通ずることから、

これを犂牛峽とみなしている（佐藤一九七八、二七三頁）。おそらく、累姐種の居住地はこの「荔谷」の音によって比定したのであろう。

(2) 「其秋」とは、和帝永元一三年（一〇一）秋のことである。

(3) 侯霸（？～一一四）は、和帝・安帝期の人。永元一三年に金城太守として焼当羌を撃破し、翌一四年（一〇二）に護羌校尉となる。永初二年（二〇八）、かつて降伏した羌人が先零羌・鐘羌の侵入に呼応して反乱を起こしたことに坐し、罷免された。その後、永初四年（一一〇）に再び護羌校尉に任ぜられ、同七年（一二三）には騎都尉馬賢と先零羌を撃破した。元初元年（一一四）、病死した。その事績は、『後漢書』卷五安帝紀および本伝に見える。なお、光武帝期の大司徒侯霸とは別人である。

(4) 「湟中月氏諸胡」とは、湟中月氏胡のことである。その詳細については、本伝後段・湟中月氏胡条を参照。そこに「舊在張掖・酒泉地。月氏王爲匈奴冒頓所殺、餘種分散、西踰葱嶺。其羸弱者南入山阻、依諸羌居止、遂與共婚姻。及驃騎將軍霍去病破匈奴、取西河地、開湟中、於是月氏來降、與漢人錯居」とあるように、月氏はもともと「張掖・酒泉」（現甘肅省西北）に居住していたが、匈奴の冒頓單于に撃破された後は分散し、その一部が南下して湟中月氏胡となった。また、本伝前段に、章和元年（八七）のこととして「迷唐不利、引還大・小榆谷、北招屬國諸胡」とあり、迷唐が北方の「屬國諸胡」を招き寄せているが、この「屬國」は張掖屬国と見られる（「二七」注（19）を参照）。したがって、本段の「屬國・湟中月氏諸胡」とは、張掖屬国に留まっていた月氏を含む諸胡と湟中月氏胡を指すのであろう。

(5) 牢姐羌については、「二三」注（13）を参照。

(6) 汲古閣本は「允川」を「允州」に作る。允川について、楊守敬は『水經注』卷二河水条の「河水又東逕允川而歷大榆・小榆谷北」の「允川」を「呼呼烏蘇河」に比定している（『水經注図』）。これに対し、佐藤長氏は、楊守敬の説を否定した上で、周希武『玉樹調查記』に、曲溝において黄河に注ぐウランブラク川が南北に曲がりくねっているとあること（周一九八六、一五一頁）、チベット語の「曲がりくねる」が *yo baṅ tseṅ yon baṅ* 允川 *Yon chu* の音と一致することから、允

川をこのウランブラック川に比定している（佐藤一九七八、一二六～一二七頁）。しかし、佐藤氏は楊守敬の説を否定するにあたって、その根拠を示していない。そこで、『水経注図』を見ると、楊守敬は「呼呼烏蘇河」をあたかも直接黄河に流れ入る川であるかのように描いている。ところが、清・張穆『蒙古遊牧記』巻之十二の本注に「穆魯烏蘇、舊圖作呼呼烏蘇、又作胡胡烏蘇。在黄河西大雪山北。源出索諾木達什嶺、北流四十餘里、折東北二百餘里。又合南來之密喇河、北來之薩爾哈卜齊河、阿爾昂諸水。東流三十餘里入黄河」とあり、「呼呼烏蘇河」は「密喇河」（所在不明）や「薩爾哈卜齊河」（現青海省海南チベット族自治州興德県南を西から東へ流れる川）、「阿爾昂」（所在不明）などと合流して黄河に至るとされていることから、少なくとも直接黄河に流れ入る川ではないといえる。また、前引『水経注』によれば、允川は直接黄河に流れ入る川と解される。したがって、『水経注』・『蒙古遊牧記』の記述によるならば、允川を直接黄河に流れ入る川ではない「呼呼烏蘇河」に比定することはできない。また、『蒙古遊牧記』巻之十二の本注に「烏蘭布拉克河、源在青海東南百里：東南流三十餘里、有二小水、自北合而來會。又東南七十里入黄河」とあり、ここでは「烏蘭布拉克河」（ウランブラック川）を青海東南百里の地点から東南に流れて黄河に流れ入る川としており、その記述は佐藤氏の説とほぼ一致している。以上のことから、允川の位置については、これをウランブラック川に比定する佐藤氏の説に従うべきであろう。

(7) 「陷陳」とは、具体的には敵陣を陥れることを意味するが、『史記』巻九五樊噲列伝に「擊章平軍好時、攻城、先登陷陣、斬縣令丞各一人、首十一級、虜二十人、遷郎中騎將」とあり、樊噲が立てた功績の一つとして「先登陷陣」が見える。さらに、居延新簡EPTF二・二二六に「能與眾兵俱追、先登陷陣、斬首一級、購錢五萬如此」とあり（甘肅一九九四、二一七頁）、敵を追撃して「先登陷陣」した上、首一級を獲得した者には五万銭が与えられるとされている。大庭脩氏は、楚漢戦争の功臣の列伝中に散見する「陷陳」・「先登」・「疾鬪」・「疾力」・「卻敵」などの語を、軍法の報奨規定に定められた功績の内容を示す用語としている（大庭一九六八、三七三頁）。これによれば、侯霸の率いる兵卒は焼当羌との戦いにおいて「陷陳」・「斬首四百餘級」という功績を立てたのであろう。また、『商君書』境内篇に「其戰、百・將・屯長不得斬首、得三十三首以上盈論、百・將・屯長賜爵一級」、上孫家塞漢簡第三七三簡に「二千級、若校尉四百級以上及吏官屬不得戰者、

拜爵各一級、爵母過五大夫」]とあるように（青海一九九三、一九三頁）、秦漢代の軍功報奨規定において、軍の指揮官は自身の率いる兵卒の功績に応じて報奨されているので（守屋一九五七、二八〇二九頁、藤田一九九四）、侯霸も兵卒が立てた功績（陷陳・斬首四百餘級）によって護羌校尉に任ぜられたのかもしれない。

(8) 「賜支河首」について、佐藤長氏は、「河首」を黄河の源流、すなわち積石山のこととし、迷唐はこの山を越えて「發羌」の地に至ったとしている（佐藤一九七八、二八一頁）。しかし、本伝前段には「賜支河曲」が見え、これは「賜支河首」の語と対応する。「賜支河曲」は黄河の支流である「賜支河」（シルゴル河）の流域、ないしはその河口付近を指すので（九）注（4）を参照）、本段の「賜支河首」とは「賜支河」の上流域もしくは源流を意味し、迷唐はそこを越えて「發羌」の地へ至ったのであろう。

(9) 發羌について、岩井大慧氏は『新唐書』卷二一六吐蕃伝上に「吐蕃本西羌屬、蓋百有五十種、散處河・湟・江・岷間。有發羌・唐旄等」とあり、ここに唐の吐蕃の祖として「發羌」が見えること、『隋書』卷八三西域伝・附国条に「附国者、蜀郡西北二千餘里、即漢之西南夷也」とあり、「附国」の「附」が「發」と通じ、かつその所在地が現在のチベットに相当することから、これを現チベットの一部に居住していた羌の一支を指す語としている。その上で、岩井氏は、「唐蕃会盟碑」（唐・穆宗の長慶二年（八二二）の建碑。ラサに現存）のN面冒頭に見える漢文の「大蕃」がチベット語の bod chen に対応することから（佐藤一九五九、九〇〇頁）、「發羌」・「附国」・「吐蕃」の「發」・「附」・「蕃」はいずれもチベット語でチベットを意味する bod を漢訳したものとしている（岩井一九三二、一〇〇一一頁）。また、周錫銀氏等は、習俗・地理・考古遺物などの観点から羌とチベットを比較し、岩井氏と同様の結論に達している（周・李・冉一九八四、八九〇九三頁）。さらに、佐藤長氏は、bod の意味について、チベット語で「勇敢な人々」(phod pa) を指すとしている（佐藤一九七八、三〇一〜三〇三頁）。なお、岩井氏・佐藤氏も指摘するように、クラウディオス・プトレマイオス Claudios Ptolemaios 『地理学』 Geographike Hyphegesis には、現在のヒマラヤ山脈に相当するエモダ山脈 Emodi montes 北東にポーテエー Bathe なる地域名が示されているが、音が明らかに bod と酷似する上に、その指し示す地域は現在のチベット南

方にあたる（岩井一九三二、一二頁、佐藤一九七八、三〇一～三〇二頁）。プトレマイオスは二世紀ころの人とされているので、その著書に見えるBathæは本伝の「發羌」の位置を比定する上で重要視される。

(10) 武英殿本は「脅」を「脇」に作る。「安定降羌焼何種」について、佐藤長氏は、本伝前段に臨羌県長によつて焼何種数百人が殺害された後、明帝が彼らに優遇を加えたことから、明帝期に内属して安定郡に徙された焼何種のことを指すとしている（佐藤一九七八、二八一頁）。

(11) 「隴麋（または隴麋）」は、右扶風に属する侯国で（『統漢書』郡国志一・右扶風条）、現在の陝西省千陽県の東側にあたる。李賢注に述べられているように、当該地にはもともと県が置かれていた。その一証として、『漢書』卷二八地理志上・右扶風条に隴麋県の名がみえる。しかし、『後漢書』卷一九耿弇列伝に見えるように、光武帝期に耿況が隴麋侯に封ぜられ、その子孫（耿覇・耿文金・耿喜・耿顕・耿援）が代々侯位を継承した。耿況が死去したのは、建武十二年（三六）もしくはその数年後であるから、本条にみえる永平年間の隴麋侯は、世代的にみて耿覇あるいは耿文金である可能性が高い。

曹鳳は、『後漢書』に立伝されていない人物であるが、校補引清・侯康『後漢書補注』の指摘するように、「曹全碑」（注（48）を参照）にその名がみえる。それによると、曹鳳は、西北辺郡の地方官（張掖属国都尉の丞、隴麋相、金城西部都尉、北地太守）を歴任した。『水経注』卷三河水条によると、字は仲理。

(12) 「鍾存」は、『通典』羌無戈条の杜佑注によると、羌の一種族である。その族属について、佐藤長氏は、「鍾羌」と何らかの関係のあるものと推測し（佐藤一九七八）、周錫銀氏等・馬長寿氏・何光岳氏は、両者を同一のものと解している（周・李・冉一九八四、何二〇〇〇）。その上で、周錫銀氏等・何光岳氏は、「鍾羌＝鍾存」の居住地を隴西郡臨洮県一帯に比定し、馬長寿氏は、当初は焼当羌の居住地である大・小榆谷南側の隣接地域に居住していたが、のちに一部が臨洮県に移住した、と述べている（馬一九八四）。他方、『水経注』河水条「河水又東逕允川而歷大榆・小榆谷北」の注に「羌迷唐・鍾存所居也」とあるのによると、その位置は隴西郡西方の黄河流域に比定される。また、丁謙『後漢書西羌伝地理攷証』は「鍾存、羌種名。當居河州境」と述べ、「鍾存」を種族名と解した上で、その居住地を「河州境」に比定している。「河州

境」は、『読史方輿紀要』巻六〇河州条に「古西羌。秦屬隴西郡。漢屬金城・隴西二郡。後漢屬隴西郡」とあるように、隴西郡の近辺にあたる。以上のように、「鍾存」の族属・居住地に関しては諸説ある。

- (13) 集解引王補の言および校補の指摘するように、『資治通鑑』巻四八和帝永元一四年条、『通志』巻一九五羌無戈条は「權勇」を「拳勇」に作る。

- (14) 汲古閣本・紹興本は「逃亡」を「亡逃」に作る。また、汲古閣本は「棲」を「棲」に作る。

- (15) 「西海郡」は、前漢平帝期に羌豪良顔らが献上した「鮮水海・允克鹽池」の地に設置されたものであるが(「一一」注(11))

・(13)を参照)、王莽の滅亡後、郡県支配が及ばなくなった(「一二」を参照)。そのため、本段において曹鳳は、諸羌の勢力減退を理由に、西海郡の再設置案を上奏している。再設置の具体的な時期は、『後漢紀』巻一四和帝紀下・永元一四年条に「春二月、修西海郡」、『後漢書』巻四和帝紀・永元一四年条に「春二月、……繕修故西海郡、徙金城西部都尉曰戌之」とあるように、和帝永元一四年二月に比定される。

- (16) 汲古閣本・紹興本は「植穀」を「殖穀」に作る。

- (17) 「龍耆(龍支)」は、『旧唐書』巻四〇地理志三に「漢允吾縣、屬金城郡。後漢改爲龍耆縣。後魏改爲金城縣、又改爲龍支」とあるように、前漢時代の允吾県、すなわち現在の青海省海晏県にあたる。『読史方輿紀要』巻六四竜支条に「後漢時、置城于此。和帝使曹鳳爲金城西部都尉。屯龍耆。則此城也」とあるように、当該区域には、後漢時代に城が築かれ、金城西部都尉曹鳳がそこに駐屯した。

- (18) 「歸義・建威屯田二十七部」について、佐藤長氏は次のように述べている。すなわち、歸義城は青海省貴徳県の北方、建威城は貴徳県近傍にあり、その一帯は焼当羌の根拠地(大小榆谷および黄河北岸)にほぼ相当する。したがって、そこに設置された「屯田二十七部」は、焼当羌の農地を転用したものである、と(佐藤一九七八、二八二頁)。

- (19) 紹興本は「數千」を「數十」に作る。

- (20) 以下は『資治通鑑』和帝永元一三年条の胡三省注からの引用である。

(21) 以下の記述は、現行の『水経注』の諸版本に見えず、佚文であろう。『読史方輿紀要』卷六四陝西条に「後漢志注」として同文が引用されているが、『続漢書』郡国志および劉昭注にこのような記述は見えない。そのため、この「後漢志注」がいかなる文献を指しているのかは不明である。

(22) 以下は『後漢書補注』卷二〇からの引用である。

(23) 以下は『通典』卷一八九羌無弋条の杜佑注からの引用である。

(24) 以下は『資治通鑑』和帝永元一三年条の胡三省注からの引用である。

(25) 以下は『資治通鑑』和帝永元一三年条の胡三省注からの引用である。

(26) 以下は、『資治通鑑』和帝永元一四年条の胡三省注からの引用である。

(27) 以下は、『水経注』河水条からの引用であるが、原文には「河水自河曲又東逕西海郡南。河水又東逕允川而歷大榆小榆谷北」とあり、異同が見られる。

(28) 以下は、『後漢書補注』卷二一あるいは『後漢書訓纂』卷二〇からの引用である。

(29) 以下は、『水経注』河水条からの引用であるが、原文には「永元九年、迷唐復與鍾存東寇而還」とあり、異同がみられる。

また、迷唐の攻撃時期について、『水経注』には、「永元九年」に作る版本と「永元九年」に作る版本があるが、王先謙が『水経注』を校訂する際に注しているように、「永元九年」に作るのが正しい。

(30) 以下は、『通典』羌無弋条の杜佑注からの引用である。

(31) 以下は、『資治通鑑』和帝永元一四年条の胡三省注からの引用である。

(32) 以下は、『詩』小雅巧言篇からの引用である。

(33) 以下は、『後漢書補注』卷二一からの引用である。

(34) 以下は、『水経注』河水条からの引用である。

(35) 以下は、『後漢書補注』卷二一あるいは『後漢書訓纂』卷二〇からの引用である。

(36) 以下は、『通典』羌無戈条の杜佑注からの引用である。

(37) 以下は、『資治通鑑』和帝永元一四年条の胡三省注からの引用であるが、注の原文には「建、立也。立策復置郡縣也。置西海郡、見三十六卷平帝元始四年」とあり、異同が見られる。

(38) 以下は、『後漢書補注』巻二一からの引用であるが、冒頭に「惠棟曰」の三字を脱するので補った。

(39) 以下は、『資治通鑑』和帝永元一四年条の胡三省注からの引用である。

(40) 以下は、『新語』至德篇からの引用である。

(41) 以下は、『国語』楚語上の韋昭注からの引用である。

(42) 以下は、『後漢書補注』巻二一あるいは『後漢書訓纂』巻二〇からの引用である。

(43) 以下は、『資治通鑑』和帝永元一四年条の胡三省注引の北宋・宋白『統通典』からの引用である。

(44) 以下は、『通典』羌無戈条の杜佑注からの引用である。

(45) 以下は、『後漢書補注』巻二一あるいは『後漢書訓纂』巻二〇からの引用である。

(46) 以下は、『通典』羌無戈条の杜佑注からの引用である。

(47) 以下は、『後漢書補注続』からの引用である。

(48) 以下は、『曹全碑』からの引用である。「曹全碑」は後漢・中平二年（一八五）一〇月の建碑であり、明代に出土した。

現在は西安市の碑林に所蔵されている。

(49) 以下は、『後漢書弁疑』巻一一からの引用である。

(50) 以下は、『水経注』河水条からの引用であるが、異同が見られる。

(51) 『後漢書』耿弇列伝に「進封（耿）況爲隃麋侯」、李賢注に「隃麋、縣名、屬右扶風。故城在今隴州汧陽縣東南。隃音踰」とある。

(52) 以下は『文選』巻五所収の西晉・左思「呉都賦」および李善注からの引用である。

(53) 以下は『詩』小雅巧言篇からの引用である。

(54) 『後漢書』卷二二馬武列伝に「(馬) 武復追擊到東・西郡、大破之、李賢注に「酈元『水經注』曰、邯川城左右有水、自北出、南經邯亭注于河。蓋以此水分流、謂之東・西郡也。在今鄆州化陰縣東」とある。

参考文献

- 岩井一九三二
王一九八四
大川一九九九
大庭一九六八
岡安一九九三
- 岩井大慧『西藏・印度の文化』（日光書院、一九三二年）
王宗維「漢代的属国」（『文史』第二〇輯、一九八四年）
大川俊隆「「狃怏」考」（富谷至編『邊境出土木簡の研究』朋友書店、二〇〇三年所収）
大庭脩「前漢の將軍」（『東洋史研究』第二六卷第四号、一九六八年。後に同氏『秦漢法制史の研究』創文社、一九八二年に収録）
岡安勇「後漢時代の北辺防備官の任用政策について——特に護羌校尉を中心として——」（『史滴』第一四号、一九九三年）
賈敬顔「漢属国与属国都尉考」（『史学集刊』一九八二年第四期）
何光岳『氏羌源流史』（江西教育出版社、二〇〇〇年）
鎌田重雄「中国古代の同盟」（同氏『史論史話』第二、新生社、一九六七年所収）
甘肅省文物工作隊「額濟納河下游漢代烽燧遺跡調查報告」（甘肅省文物工作隊・甘肅省博物館編『漢簡研究文集』甘肅人民出版社、一九八四年所収）
甘肅省文物考古研究所・甘肅省博物館・中国文物研究所・中国社会科学院歴史研究所『居延新簡 甲渠候官』（中華書局、一九九四年）

具二〇〇四

工藤一九九四

工藤一九九八

高一九九五

高一九九九

佐藤一九五九

佐藤一九七八

滋賀二〇〇三

周一九八六

周・李・冉一九八四

任一九八四

青海一九九三

谷川一九七六

中国一九八〇

陳一九九二

董一九四四

那波一九四三

馬一九八四

具聖姫『両漢魏晉南北朝的塙壁』（民族出版社、二〇〇四年）

工藤元男「戦国の会盟と符——馬王堆漢墓帛書『戦国縱横家書』二〇章をめぐって——」（『東洋史研究』五三卷一号、一九九四年）

工藤元男『睡虎地秦簡よりみた秦代の国家と社会』（創文社、一九九八年）

高栄『漢代護羌校尉述論』（『中国辺疆史地研究』一九九五年第三期）

高亨『古字通仮会典』（齊魯書社、一九八九年）

佐藤長『古代チベット史研究』下巻（東洋史研究会、一九五九年）

佐藤長『チベット歴史地理研究』（岩波書店、一九七八年）

滋賀秀三「中国上代の刑罰についての一考察——誓と盟をてがかりとして——」（同氏『中国法制史論集 法典と刑罰』創文社、二〇〇三年所収）

周希武『玉樹調査記』（青海人民出版社、一九八六年）

周錫銀・李紹明・冉光栄『羌族史』（四川民族出版社、一九八四年）

任乃強『羌族源流探索』（重慶出版社、一九八四年）

青海省文物考古研究所『上孫家寨漢晉墓』（文物出版社、一九九三年）

谷川道雄『中国中世社会と共同体』（国書刊行会、一九七六年）

中国社会科学院考古研究所編『居延漢簡甲乙編』（中華書局、一九八〇年）

陳寅恪『桃花源記旁証』（同氏『陳寅恪史學論文選集』上海古籍出版社、一九九二年所収）

董同龢『上古音韻表稿』（中央研究院歷史語言研究所、一九四四年）

那波利貞『塙主攷』（『東亞人文学報』第二卷第四号、一九四三年）

馬長寿『氏与羌』（上海人民出版社、一九八四年）

濱口一九六六

濱口重國「両漢の中央諸軍に就いて」（同氏『秦漢隋唐史の研究』上、東京大学出版会 一九六六年）

藤田一九九四

藤田高夫「漢代の軍功と爵制」（『東洋史研究』第五三卷第二号、一九九四年）

堀一九九二

堀敏一「魏晉南北朝時代の村をめぐって」（唐代史研究会編『中国の都市と農村』汲古書院、一九九二年所収。後に同氏『中国古代の家と聚落』汲古書院、一九九六年に収録）

守屋一九五七

守屋美都雄「漢代爵制の源流として見たる商鞅爵制の研究」（『東方学報』京都、第二七冊、一九五七年。後に同氏『中国古代の家族と国家』東洋史研究会、一九六八年に収録）

呂一九九八

呂静「秦の『詛楚文』についての再検討」（『中国出土資料研究』第二号、一九九八年）

〔訳注担当者〕池田敦志（「一七」、「一七」・「一八」・「一九」）、川村潮（「一八」）、小林文治（「一七」）、佐藤愛（「一

八」）、佐藤陽介（「一八」・「一九」）、高橋裕司（「一八」）、楯身智志（「一九」）、室屋博（「一八」）

〔整理者〕渡邊将智

藤田勝久著『中国古代国家と郡県社会』

高村武幸

はじめに

その領域内に多様な地域を包摂した秦・漢の中国古代統一国家を考察する上で、地方の郡県社会の実態や、郡県制の形成過程を明らかにすることの重要性はかねてから指摘されてきたが、このたび出版された『中国古代国家と郡県社会』は、その課題に正面から取り組んだ労作である。著者の藤田勝久氏は、『史記戦国史料の研究』（東京大学出版会）をはじめとする一連の『史記』や司馬遷の研究があり、その成果を初学者・一般にもわかりやすく述べた書籍を出版されるなど、多大な業績を挙げ、てこられた中国古代史家であるが、一方で郡県制度や地域社会、水利についても多数の重要な論考を公表されてきた。本書は、そうしたこれまでの郡県社会に関する論考がまとめられたもので、学界待望の一冊であったといえる。

まず、本書全体の構成を目次によって示せば次の通りである。

序章 戦国秦漢地域史の研究

第一編 戦国・秦代における郡県制の形成

第一章 中国古代の関中開発——戦国秦の郡県制形成——

第二章 戦国秦の領域形成と交通路

第三章 戦国・秦代の軍事編成——秦始皇陵兵馬俑の軍陣をめぐって——

第四章 戦国楚の領域形成と交通路

第五章 包山楚簡にみえる戦国楚の県と封邑

第六章 秦漢帝国の成立と秦・楚の社会——包山楚簡と張家山漢簡から——

第二編 漢代郡県制の構造と社会編成

第一章 漢王朝と水利事業の展開

第二章 漢代の黄河対策と治水機構

第三章 漢代の漕運事業と郡県社会

第四章 漢代郡県社会と水利開発

第五章 漢代の徭役労働と兵役

第六章 漢代の地方統治と時令思想

終章 中国古代国家と地域社会

また、巻末には初出一覧、戦国秦漢史関連文献の目録、索引などが付されている。初出一覧や「あとがき」からもわかる通り、著者がこれまで単行論文の形で様々に公表された論考が、新出史料や研究の進展を取り入れて加筆された上、周到に配列されており、通読することで、著者の中国古代統一国家の形成と構造に対する考え方が理解できるようになっている。六〇〇頁を超える内容の濃い大著でありながら、冒頭から読み通せてしまえるのも、構成がすっきりしているからだと思われる。

また、入手に多少困難を伴う科学研究費成果報告書や学内の研究費成果報告書へ発表された論文も複数含まれており、重要な研究成果がより入手・閲覧しやすい形となったことも有り難い。

それぞれの章の内容については、本書の「序章」において、著者御自身による簡潔にして十分な説明が付されているが、次にそれを元に内容を概観しておきたい。

二、内容の概観

(1) 第一編 戦国・秦代における郡県制の形成

第一編は、序章での概観を受けて、秦の郡県制が形成されていく過程を、他国の例として主に戦国楚の状況を視野に入れながら、戦国から漢初にかけて考察した部分といえる。

第一章「中国古代の関中開発——戦国秦の郡県制形成——」では、戦国秦の本拠地・関中開発から秦郡県制の形成過程を論じている。商鞅の県制は、未開地の開発・徙民により設置されたのではなく、成人男子の掌握を中心に、旧集落を県に編成したもので、土地制度による再編ではないとみる。その後の鄭国渠整備は県をこえる機構であつた内史の存在により可能となつたが、この内史・県の関係は漢代郡県制と酷似しており、秦の京師の内史・県制が各地へ伝わつたのが郡県制で、郡Ⅱ辺境設置ということにはならないとする。

第二章「戦国秦の領域形成と交通路」は、天水放馬灘出土木板地図を手がかりに、秦の領域形成へと論を進めたもの。天水放馬灘出土木板地図について、先行研究を検証しつつ、この地図の範囲が現在の天水市の渭水・藉河と西漢水の分水嶺を表現するもので、そこには戦国末までに関所群が設置されたとする。この結論の上に、秦の支配には首都中心の領域支配と交通路による分散地域支配の二形態があつて、秦は本拠を移しつつ領域形成を拡大し、当初前線に県があつたが、内史・県体制の成立後に県が領域支配に組み込まれると、周辺やその先に関所が置かれたとする。放馬灘出土地図はその実例といえる。

第三章「戦国・秦代の軍事編成——秦始皇陵兵馬俑の軍陣をめぐって——」は軍事面から秦の社会編成システムを論ずる。

始皇陵兵馬俑の軍隊のモデルは京師の一般軍である中尉の軍であり、全体は帯冠の軍吏俑とそれに準ずる弩・騎・車兵俑——専門兵士——の他、多数の無冠の一般歩兵俑——農民男子からの徴兵——とに大別されるが、この編成は一般郡県制下の軍隊編成と同一だとみる。その上で、秦では県を単位として構成される常備軍の他、兵役を終えた農民男子を、平時から有してい

る軍功爵の秩序に再び組み込んで臨時兵力としており、これは農民男子を軍功爵と兵役・労役を結びつけて軍事編成を行なう体制で、軍功爵による社会編成システムだとみなす。

第四章「戦国楚の領域形成と交通路」は、秦とは別の戦国諸国として楚を取り上げ、その領域形成の過程を論じ、秦と比較検討している。まず手がかりとして「鄂君啓節」を取り上げ、そこにみえる交通路を検討した結果、「鄂君啓節」文中にみえる「庚」字以下の地名は国境に位置する関所と考えられ、「鄂君啓節」の船節にみえる地名は鄂を中心に東・西・南へ放射状の路線が、車節では同じく東・西・北への路線が復元できる。この関所を結ぶ領域は、『史記』楚世家・考古学的調査の結果から推測される戦国楚の領域と一致し、またこうした関所の立地は戦国秦のそれと共通している。この「鄂君啓節」は対外的には他国の動向に対応し楚でも領域を再確認したもので、国内的には封君の特権を王が認めつつも権限に制限を加えており、王権と封君勢力の共存を示す史料と位置付ける。

引き続き戦国楚を扱った第五章「包山楚簡にみえる戦国楚の県と封邑」は、楚の文書である包山楚簡を主要史料として、楚の地方統治システムを検討したもの。その結果、①楚には県級行政機構が存在し、軍事・司法・財政などを運営していたが、それより下部の機構（郷・里にあたるもの）の存在は不明瞭、②楚には大小多数の封邑が存在し、いくつかは県級機構と同様の機構で運営されていたが官名などに不統一がみられる、といった点を指摘し、楚では郡県制にあたるような広領域の統治システムが未整備で、その中に封邑が多数存在しており、古い習俗や貴族勢力をなお温存していて、秦とは異なった状況にあったとみる。

第一編のまとめにあたる第六章「秦漢帝国の成立と秦・楚の社会——包山楚簡と張家山漢簡から——」では、楚の地方社会が、地方社会のありかたが異なる秦や漢に組み込まれていく過程を論じている。睡虎地秦簡の内容からみて、秦による占領下におかれた旧楚社会は、占領後相当の期間を経ても秦の統治には馴染まないままであることがわかる。秦末に旧楚地で発生した諸反乱は、陳勝・項羽・劉邦ともに当初は秦の郡県機構を乗っ取る形で始まりながら、後には楚制を用いた。その後、劉邦の樹立した漢は秦制を採用し、楚地をその中に組み込もうとしていた情勢が、張家山漢簡から窺える。最後に著者は、こうし

た情勢は漢初の郡県制と王国の関係にも反映されており、漢初の王国は大半が旧楚・斉の地域だが、この地域の社会と習俗への配慮から、項羽の時期の体制（秦の統一を経た後に復活された楚制）を延長する形で王国が設置されて統治が行なわれ、旧秦地を中心とする西方の郡県制地域との二重体制が行なわれた、と結論付ける。

(2) 第二編 漢代郡県制の構造と社会編成

第二編は漢帝国が行なった地域統治について、水利事業の運営や徭役編成の実態を通じて、検討したものとなっている。

第一章から第四章までは水利事業と郡県社会を軸に、内容的に密接に関連した研究が配されている。

第一章「漢王朝と水利事業の展開」は続く第二・四章への導入を兼ねた総論的な内容で、黄河治水・京師漕運・灌漑水利の三点から漢代水利事業の運営形態と展開を検討する。黄河治水では、大規模治水では臨時に中央から担当官が派遣され、軍隊による工事が行われ、郡国によるものは更卒を用いた定期的な維持・補修工事であり、統括的な河防体制の整備は前漢末からとなった。京師漕運の整備は、基本的な運営形態は漕運路上の郡の土木工事であるが、武帝期の北辺情勢と関連した京師への穀物輸送と結びつき大規模国家事業化した。漕運機構の整備も前漢末から後漢にかけてとなる。また灌漑水利については郡国による運営を主とし、中央政府が直接関与することはほとんどなく、地方長官に委ねられた。いわゆる水利官として知られる「都水官」は公田水利や京師周辺の水利のみを管轄していたに過ぎない。以上の検討から、従来、古代国家成立の基礎条件として指摘された国家による統括的水利組織は漢代には依然存在しておらず、各水利事業も一括して論じられる内容ではない、との指摘がなされる。その上で、本章において三つの柱として掲げられた、黄河治水・京師漕運・灌漑治水について、以下一章ずつ詳細な議論が行われる。

第二章「漢代の黄河対策と治水機構」は、第一章の結論をうけて、黄河治水について論ずる。まず、河道の変遷をもとに三期に分類して、河道の変遷や氾濫状況や、災害対策・治水事業の展開が検討される。その結果、漢代の黄河治水機構について

は、前漢末になるまで、整備されなかった実態が改めて明確にされる。そして漢代の黄河の主たる役割は交通・輸送路であり、治水はその維持・整備の側面が強く、また漢代以降黄河下流の河川敷に居住する人口が増加し、河防は同地域社会の安定・生産力維持の意義があった。このような黄河治水・災害対策からみれば秦漢帝国成立期における国家開発地への徙民は典型的郡県制ではなく、治水・水利事業による郡県制形成過程の説明は不可能と述べる。

続く第三章「漢代の漕運事業と郡県社会」では、漕運の実態を詳述する。漢初の漕運は、敖倉の穀物を必要に応じて京師に輸送するものだったが、武帝期に北辺の軍事行動が活発化し、大量の軍糧が必要となると、公田の收穫など中央が直接集められる穀物が大量に漕運されることとなった。一方、郡県の租税として集められた穀物は、原則としてその郡県内で使用・備蓄されていた。この漕運の運営は、大司農の統括下にあるものの、実際の輸送については、郡の都尉が管轄する軍事編成の労働力に頼っていた。この点から、前漢の郡県制では、軍政と民政の二系統による統治の存在がみられると結論付ける。

第四章「漢代郡県社会と水利開発」は、二節に分けられており、各節それぞれ優に一章分に匹敵する内容・分量である。ここでは、郡県制・社会編成について、水利開発と地域性に着目して議論が進められる。第一節「関中経営と水利開発」では、題名の通り関中について検討が加えられる。前漢の関中では都市周辺の都市水利が県により行われ、未墾地の開発・水利は県をこえた三輔機構が施行した一方、山林薮沢は中央諸官府が管轄していたが、後に三輔に移管された。後漢に入ると関中でも他の郡県とほぼ同様の形態で公共事業が施行されるようになり、首都移転など様々な理由から人口過剰状態が解消され、前漢期にみられた関中の家族規模が小さい現象も一般の華北社会と同一の家族規模へ変化した。このような状況からみて、国家経営の公田仮作経営が小農経営へ発展するといった説は成立しないと指摘する。第二節「漢代郡県制と水利開発」は、漢の多元的地域社会を水利開発の面から考察した部分。華北には王朝の本拠地が所在し、関中・他郡県とも中央直属の公田・山林薮沢経営がなされた。また郡県による公共事業としての水利開発の他、さらには民による墾田開発という諸形態がみられた。一方、江淮・長江の郡県では、華北と自然条件や生産が異なるものの開発の諸形態は華北と共通していた。これらのことから、開発のありかたは地域的差異ではなく各時期の地方統治と関連し、農村社会を軍事編成する漢初の体制から、郡県制による統治へ

移行していった、との見通しを示す。

こうした水利をはじめとする、中央・郡県の公共事業の労働力として用いられた「卒」に対する検討は、第五章「漢代の徭役労働と兵役」で行われる。ここでは軍事編成と公共事業にみられる労働力を分析し、そこから郡県社会の構造に関わる徭役・兵役の社会編成が検討される。筆者の理解によれば、漢代の男子は、時期や爵位により就役年齢・期間は変動があるものの、内郡・辺境各一年の兵役につき、残る期間は免老にいたるまで更卒として年一ヶ月の力役に従事するが、実際の兵役にあたるのは選抜された一部の者があたる、という。これは兵役と更卒が結びついた社会システムで、基本的には都尉・県尉の武官系統による運営がなされた。後漢に入っても概ね構造は変わらないものの、都尉が廃止されて太守に統治が一本化され、また更卒も過更錢を払う方式が増加するなどの変化があったとみる。

第六章「漢代の地方統治と時令思想」は、制度・軍事編成面とは異なった漢代の統治理念として時令思想を取り上げ、郡県社会の変遷などと絡めて論じたものである。第一節「敦煌懸泉置『四時月令』の社会像」では、敦煌懸泉置の役所の壁に記された「四時月令」を主要史料とし、漢では法令と罰則による行政統治を行う一方で、時令思想を通じ官吏に対して規範を伝達し、それを通じて民政を安定させようという政治思想が存在したと説く。第二節「後漢・崔寔『四民月令』の性格について」は、前節の検討結果を受け、有名な史料である崔寔『四民月令』について論じたもの。通説では豪族の農事暦として扱われる『四民月令』だが、著者は、後漢時代に民政統治の流れが強まったものの、民政の乱れも見られ、その教化手段として時令思想が注目され、『四民月令』もそうした時令思想の影響のもと、後漢時代の郡県統治を安定させるために編まれた書物との見解を示す。

最後に終章において、これまでの論点が整理され、地域史の位置付けがなされる。

三、本書の意義・特長

それでは、次に本書の意義と特長を述べて行きたい。

第一編では、主として秦の郡県制の形成過程を基軸として考察されているが、ここで秦のみを扱うのではなく、秦とは異質な部分を色濃く持つと認識される長江流域の大国・楚についても、付随な扱いではなく、二章を費やして詳細に論じてある点の特長として指摘できる。特に、地方支配の体制では第一章（秦）と第五章（楚）、領域形成と交通路では第二章（秦）と第四章（楚）と、ほぼ同一・類似したテーマで秦・楚それぞれの状況が検討されており、両国を対比させることで、それぞれの独自性や共通性がより鮮明になり、楚の状況をみることで筆者の描く秦の状況が一層理解されるようになっていく。最後の第六章で、秦による統一が語られることになるが、これまでに楚についても詳しい論述がなされているため、独自性を持った楚の地域社会が、いかにして秦・漢統一帝国の支配下に入っていくかが、具体的にイメージできるのである。

これは一言でいえば「構成の成功」ということになるが、それを実現するためには、秦の郡県制をより深く検討・理解するため、敢えて他国である楚の状況をも議論の俎上に乗せるという、幅広い視野が必要とされる。このあたりは、『史記』などの戦国史料の研究で成果を挙げ続けてこられた経験が、充分に発揮されたように思われる。このようにみると、単行論文公表時に、ある程度の見通しを立てておられたものと推察されるが、このように論文を重ねて行くべきだとは思っても、実行が難しいことは、評者自身が思い知らされ続けたことであり、この点において著者の力量を実感させられることとなった。

また史料面でも、伝世典籍史料はもとより、秦簡・楚簡をはじめとする様々な史資料を理解し駆使する必要があるが、この点でも、例えば天水放馬灘の木板地図など、地図に描かれた地形について相当な確度を持った比定作業を前提としなければ用いることも困難な史料を読み解き、秦の領域形成の議論に活用するなど、随所に史料活用の妙がみられる。

個別の章でその実例をみてみると、まず第三章で、秦始皇帝陵兵馬俑を用いて、戦国秦の軍事編成を論じた部分があげられる。兵馬俑を研究に用いる場合、それ自体が非常に魅力的な重要な資料であり、未解明の部分も多いため、兵馬俑そのもの

や、始皇帝陵の考察に偏りがちであるが、ここでは具体的なかたちを持った兵馬俑の軍陣の検討結果に、文字史料（文献・簡牘）からの知見を加えて、戦国秦の軍事編成へと議論を展開させている。

また第四章で「鄂君啓節」から楚の領域形成が論じられるが、その過程で「鄂君啓節」の船節を用いて、長江流域の水路交通網を推定した部分が興味深い。他国との関係から、車節に示される北方方面の陸路の方が、この章で展開される領域形成の議論との関連性が深い、ここで示された水路は、秦による統一後、さらに漢代に入っても用いられた可能性がある。未だわずかな分量しか公表されていないが、里耶秦簡の公文書通伝路や、里耶秦簡・虎溪山漢簡の里程簡などと組み合わせることで、長江流域における水路交通網がかなりの程度まで復原できることが予想され、秦漢帝国の中国南方地域に対する開発と支配の過程解明への手掛かりが得られるのではないだろうか。無論、車節の検討結果にも同様のことがいえる。主題は戦国楚の領域形成であるが、さまざまに発展する内容を持つ佳篇といえよう。

第二編の最大の意義は、国家による統括的な治水水利事業によって作られた、旧来の氏族制的秩序とは切り離された新県の設置を基盤として専制国家が形成された、という秦漢帝国形成に関わる先行学説を¹⁾、治水・水利事業の徹底的な検討を通じて批判したところに求められる。著者は、第一〜第四章までを費やし、主として典籍史料を用いて治水・水利事業の実態を把握し、時期的変遷を追及したが、その検討結果によれば、そもそも統括的な治水水利機構のようなものは、前漢も後半期に入ってからでなければ出現せず、公共工事として行われた灌漑水利は郡県が中心となったものが多い。従って、秦漢帝国の形成の基盤として統括的治水水利を通じた新県設置を考えることはできない。——筆者のこうした見解は、本書第二編を構成するものとなった各単行論文でも示されていたが、それらの論文が一冊にまとめられ通読できるようになり、改めてその主張が持つ大きな意味が明確にされた。評者は水利や治水に関する著者の見解については是非を問うだけの知識を有しておらず、その面での批評は水利史に詳しい研究者の専評にゆだねたい。しかし、本書第二編の見解が以後の秦漢史研究に与えた影響は大きく、ことに中国古代帝国の形成を論ずるにあたっては——著者とは異なる見解を持つ研究者でも、避けては通れぬ重みを持った批判対象として——必読の文献となるだろう。近年重要性が認識されてきた環境史の方面でも、重要な関連研究

に数えられるのではないか。

また、第二編のもうひとつの特長として、秦漢における軍事編成、軍事系統の重要性が強調されていることが挙げられる。軍事系統により徵発・統括され編成された「卒」が、水利・治水に必要とされる労働力の大きな柱として史料にみられることを通じて、前漢社会における軍政優位の状況と、それが徐々に民政系統重視へ移行していく過程を指摘するのである。例えば楠山修作・舛山明氏⁽²⁾らによっても、賦や爵の面から秦漢時代にみられる軍事色の濃さが指摘されているが、著者の指摘は労働面からこのような状況を明確にしたものと位置付けられる。従来、漢代兵制研究の蓄積の厚さに比べ、漢代社会における軍事の持つ意味の検討はそれほどなされてこなかった観があるが、本書の刊行によりその必要性がより一層明確にされたといつてよいだろう。

四、疑問点など

このように大きな意義を持つ本書だが、疑問点や異論を差し挟む余地がないわけではない。評者の関心に即して思いつくまま掲げてみたい。

第一編第三章で、兵馬備に対する考察から戦国秦の軍事編成へ議論が展開されるが、兵馬備軍陣に対する考察の厚みに比べ、最後の「四、戦国・秦代の軍事編成」が、簡潔に過ぎないか。特に秦軍功爵制に対する重要な指摘がありながら、意外と簡素な言及に終わっているのが惜しまれ、著者の見解が読者に伝わりにくくなっているように思う。

著者の指摘を粗雑に要約してしまうと、「臨時徵発に際して徵発された民には爵一級が賜与される事例があり、このような場合徵発された民は爵を賜与されて軍功爵の秩序に含まれ、無爵の者などもこれにより軍功爵の秩序に加わることとなる。その爵は平時にも保持され、再び臨時徵発されるときにあらためて軍功爵の秩序に組み込まれる。秦代の軍事編成は軍功爵秩序によつて達成された」となるうか。この通りで誤りないとして、無爵者は臨時徵発に伴い賜爵されて初めて軍功爵秩序に組み込

まれるように受け取れる。士伍などは爵を有していなくとも、軍功により爵を得られるのだから、その意味では無爵のまま、誤解を招くことを承知でいえば「第0級爵」として軍功爵秩序の最底辺に組み込まれているのではないか。士伍の扱いなどは当然の前提として説明を省かれたのかとも思うが、細かいことをいえば、「無爵者」の中には刑徒ではないが特別な理由があつて爵を持てぬ者など、様々な者が含まれる可能性がある。著者の考える「無爵者」や、その軍功爵秩序における位置付けについて、少し紙幅を割いて解説を加えておいても良かったように思われる。

また、長平の戦いを、臨時徴発に際して爵位が賜与された代表的事例として掲げるが、長平の戦いにおける爵位賜与は、全国に対する最初の民爵賜与の事例だと見做す見解もあり、秦代軍功爵制の運用実例として用いるのが適当かどうか、より突っ込んだ検討が欲しいと感じた⁽⁹⁾。加えて、史料制約があるとはいえ、長平の戦いのみが掲げられているので、著者が、基本的に臨時徴発があれば爵位が賜与されたと考えられているように受け取れる。とすると、有爵者の数が相当増加していた可能性を考慮せねばならないが、睡虎地秦簡などをみる限りでは、有爵者の数がそれほど多いようにはみえない。「兵籍以前の者や、無爵の者、免老の者も、賜爵によつて軍功爵の秩序に加わることになる」（本書一四五頁）、「臨時の徴兵では、男子に爵を賜う記事があることから、きたるべき国民皆兵を想定して、従軍と帰農した後とに爵制の秩序が機能しているのではないか」「戦国・秦代では、軍功爵の秩序によつて郡県制下の軍事編成を達成していたことになる」（二五〇頁）といった指摘から推測すると、秦の成年男子の一定数以上が有爵者であることが、軍功爵秩序が有効に機能する前提になるかと思われるが、戦国秦における有爵者数について、推測でもよいから何らかの見解を示しておくべきではなかったか。臨時徴兵があれば必ず爵位賜与が伴ったのかどうかも、他の事例があればそれを掲げて検討し、ないならば、長平の戦いの事例を一般化し得ることを説明する必要もあつたように感ずる。

色々述べてみたが、軍功爵について重要な指摘がなされていながら、簡潔な議論であるためか、折角の指摘がばやけてしまった印象がある。爵制の問題は多くの研究者が様々な視点から多様な見解を示しているが、そうした現在の研究状況において、爵位の持つ社会編成機能といった重要な問題に対する著者の解答というべき内容であり、可能であれば、兵馬備を用いた

軍事編成の問題とは別に一章を設けて論じても良かったように思われる。

次に、第二編で指摘された、漢代社会における軍政優位状況の指摘についてみてみたい。先にも触れたが、前漢郡県制では、軍事・徭役の側面で成人男子の社会編成を行っていた、この著者の指摘は極めて重要な意味を持つ。評者も方向性として本書の指摘を支持したい。ただ、本書は郡県制や社会編成を考察するのが大きな目的であるため、これもやむを得ないのだが、編成される側の人々に対する考察が多少あればと感じた。

例えば、このような軍事的社会編成がなされたとして、当時の人々に、消極的であれそれを是とする考え方がなければ、社会編成システムとしてはうまく機能しなかったと思われる。その考え方は何か、といえば、それはやはり、戦闘・軍事に関わる者が社会の完全な成員であるという⁽⁴⁾、古い時代の考え方が、漢代の人々に根強く残っていた故に、軍事的に編成される対象となること——それは負担に他ならないのであるが——が、受け入れられたのではないだろうか。こうした意識は、戦国秦以外の地域でも濃淡はあれ、ある程度共有されていたようにも思われる。このような部分まで言及があれば、著者の主張にさらなる説得力が加わったように思われる。

また、軍政優位の状況が、秦の軍事優先の制度に起因し、なおかつ軍隊組織が公共事業に都合が良かったために前漢でもその状況がかなり長く続いたとされる点は首肯できる。しかし別の角度からの議論もできないか。秦の軍事的社会編成は戦争を勝ち抜くために必要とされた側面も強いが、漢代にもなおそれが受け継がれ、徭役労働が武官による軍事編成で運営されていた背景には、軍隊組織の機動性などが評価されたばかりではなく、古代中国では、大量の人員を動員し効率よく動かす組織や論理として軍隊のそれしかなく、戦争以外の郡県レベルの力役でも軍隊組織を転用する以外なかった、という可能性はないだろうか。先に触れた、軍事的社会編成が当時の人々に受け入れられた理由も、それしか知らないのであれば選択の余地がなかったとも考えられる。他にそうした組織として、戦国期に発達した官僚機構が想定されるが、秦の官僚機構は軍功爵制との関係が強く、官僚機構自体も軍隊組織の影響が強いように思われる。戦国の東方六国の事情はわからないが、秦にせよ前漢にせよ、広汎な成年男子の社会編成システムとして、軍事色の濃い編成を用いるよりなかった（それしか知らなかった）という、

ある意味での社会の素朴さや未成熟さを指摘する視点、これは本書中でも関連した言及があるが⁽⁵⁾、もう少し明瞭に出されても良かったように感ずる。

細かいことでは、第二編第五章（四四二～四四三頁）で、徭役の史料として引用された張家山漢簡「二年律令」徭律・四一四簡の一節「県弩、春秋射各旬五日、以当繇」について、著者は「県で弩を春秋に射するときは、各々旬五日とし、それを徭に当てよ」と解されるが、整理小組の注の方向性を生かして、「県弩」を県に所属する材官に類する専門兵とみなし、「県の弩兵は、春と秋に射撃訓練をそれぞれ十五日行い、徭に充当する」と解釈し、県の材官らの徭役義務を記した部分として、より限定的に解釈することはできないであろうか⁽⁶⁾。

いくつかの疑問点を列記してみた。第二編については異論というより、著者の見解を受けて、そこからどう研究を進展させていくかという粗雑な展望に終始した観があるが、試みに示してみた。無論、評者の誤読や思い違いも多々あるうかと思われ、著者のご海容をお願いしたい。書評としての責を果たすために、苦し紛れに強引な異論を立てるなどしてみたが、それも本書が簡単には批判を許さない手堅い考証を基盤とした内容を持つことを示している。また、これら疑問点が幸いに意味あるものだったとしても、本書の価値をいささかも減ずるものではない。むしろ、普段から漠然と考えていながらうまく言葉にならない秦漢時代に対する問題関心が、本書を読むことにより初めて明確な形を得、疑問として発することができるようになったといえる。

おわりに

拙評を終えるにあたり、鋭い指摘や興味深い視点からの考察を多々含んだ本書の内容を、正確に要約してその価値を正しく述べる事ができたか、心許ない限りである。また、評者の能力の限界や関心の範囲から、本書の論点について言及がで

かったものもあることは大変残念であり、著者には重ねてご寛恕をお願いする次第である。

本書が、あるときには考察の良き手本や足がかりとして、あるときには批判を寄せ付けぬ手ごわい先行研究として、わが国における中国古代史の研究史上に確固たる地位を占めることには、何ら疑問の余地はない。そのことを改めて強調して、拙評を終えたい⁷⁾。

注

(1) 木村正雄『中国古代帝国の形成』（新訂版、比較文化研究所、二〇〇三年、初版一九六五）をはじめとする木村氏の関連研究参照。

(2) 楠山修作「算賦課徴の対象について」（同氏『中国古代史論集』一九七六年）、「漢代における国家財政について」（『史林』六九・三、一九八六年）、舛山明「爵制論の再検討」（『新しい歴史学のために』一七八、一九八五年）、「皇帝支配の原像——民爵賜与を手がかりに」（松原正毅編『王権の位相』弘文社、一九九一年）など参照。

(3) 西嶋定生『中国古代帝国の形成と構造——二十等爵制の研究』第五章第三節（東京大学出版会、一九六一年）、前掲注（2）舛山論考（一九九一年）。長平の戦いは、長期大量動員という戦国期の戦闘の特徴が明確に示され、『史記』でも秦の優勢を決定付けた戦いとして記述内容も豊富であるため、戦国期の戦いの典型と見做されがちである。しかし、それは逆に長平の戦いの特殊性をも示しているのではないか。

(4) 宮崎市定「東洋的古代」（同氏『東洋的古代』中公文庫、二〇〇〇年、初出一九六五）、堀敏一「漢代の七科謫身分とその起源——商人身分その他」（同氏『中国古代の身分制——良と賤』第二篇第四章、汲古書院、一九八七年、初出一九八二）、同氏『中国通史——問題史としてみる』（講談社学術文庫、二〇〇〇年）の「三、古代国家の形態 二つの古代国家論」など参照。

(5) 例えば、本書五七七頁の「軍政統治（ミリタریان・コントロール）から民政統治（シヴィリアン・コントロール）への流れ」といった指摘には、そのような視点が反映しているように思われる。

(6) この律文の訳注として、『三国時代出土文字資料の研究』班編「江陵張家山漢墓出土『二年律令』訳注稿 その三」（『東方学報』京都七八、二〇〇六年）参照。

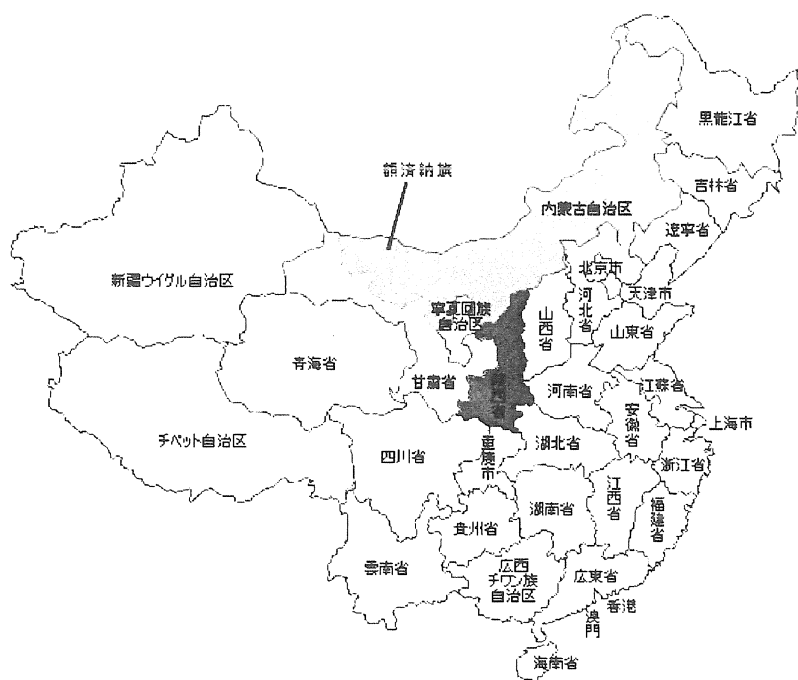
(7) 本書の内容とも密接に関わる、著者の最新概説書として、『項羽と劉邦の時代 秦漢帝国興亡史』（講談社選書メチエ、二〇〇六年）が先頃出版された。一般にも馴染み深い項羽や劉邦の行動を通じ、著者の示す秦・楚の社会の差異や、秦漢郡県社会像を描いた、一般の方や学生はもとより研究者にも有益な良書である。併せて参照されたい。

（汲古書院「汲古叢書六二」、二〇〇五年二月一五日発行、A5版、六一〇頁＋目次・索引一八頁、定価二二〇〇円）

Ⅱ 調査記 Ⅱ

居延漢代烽燧・城邑遺址等踏査記

二〇〇六年九月一〇日～二〇日、水間大輔（日本学術振興会特別研究員）・柿沼陽平（日本学術振興会特別研究員・早稲田大学大学院文学研究科博士後期課程）・川村潮（同博士後期課程）・楯身智志（同上）の四名は、中国西北部の内蒙古自治区阿拉善盟額濟納旗および甘肅省・陝西省に点在する漢の遺址の調査を行った（地図1、2）。中でも額濟納には、漢が匈奴の侵入に備えて設置した「烽燧」（のろし台）や城邑などの遺址が数多く残されている。また、これらの遺址からは膨大な数の漢代木牘（いわゆる居延漢簡）をふくむ、さまざまな文物が出土している。それらの烽燧・城邑遺址や居延漢簡については、一九三〇～三一年に、西北科学考察団によって調査が行われて以来、すでに数多くの研究成果が発表されているが、今回の調査の主たる目的はそれらの先行研究をふまえ、烽燧・城邑遺址の位置・規模・構造・残存状況および、その周辺の地勢などを実見し、漢代の一地方社会の実情を知るための史料を集めることである。烽燧・城邑の位置については、GPS（Global Positioning



〔地図1〕額濟納旗と甘肅省

水間大輔・柿沼陽平
川村潮・楯身智志

モンゴル

額済納からもっとも近いところにある飛行場は、甘粛省金塔県航天鎮にある鼎新飛行場であるが、周辺には軍事施設があるため、外人がこの飛行場を利用することはできない。次に額済納に近い飛行場は、甘粛省嘉峪関市にある嘉峪関飛行場である。嘉峪関飛行場へは北京や西安からの便があるはずであるが、残念ながらこの時期は運休していた。それゆえ、我々は成田↓北京↓蘭州へと飛行機を乗り継ぎ、蘭州から鉄道で酒泉へ行き、さらに車で酒泉から額済納へ

九月一日(月)

朝になつて日が昇り始めると、車外の光景が徐々に見えるようになってきた。辺りにはほとんど砂漠に近い黄土の大地が広がっており、遠くにははげ山が連なつていた。

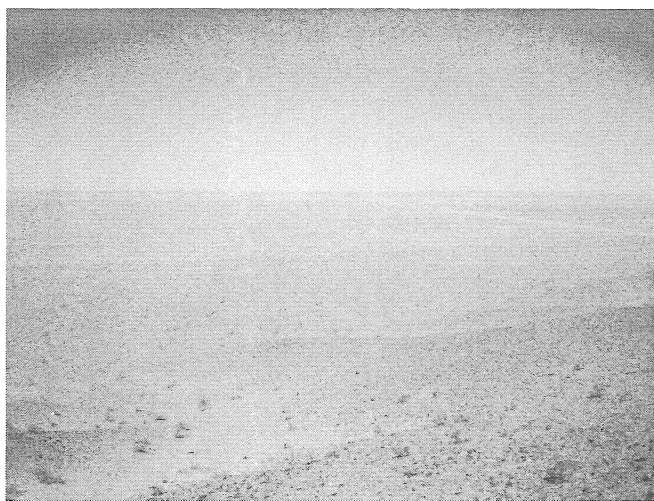


〔地図2〕額済納旗と甘肅省（2）

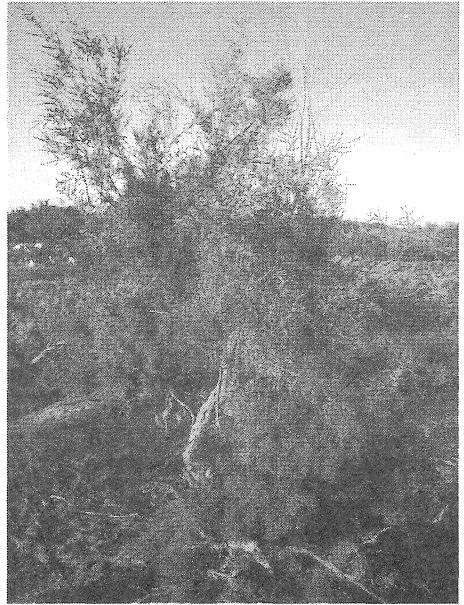
八時前に酒泉駅へ到着した。列車の外に出るとやや寒かった。事前に調べておいた酒泉の天気予報によると、この日の最低気温は五度とのことであった。標高が約一四五〇メートルもあるためであろう。駅前でガイド兼通訳の黄志雁さん、および蒙古族の運転手二名の出迎えを受けた。二台の四輪駆動車に分乗し、酒泉の市街地に行き、航天飯店の食堂で朝食をとった。

九時半頃、商店で水を大量に購入してから、額済納の人民政府所在地にあたる達来呼布（達来庫布、達蘭庫布、Dalain Hob）鎮へ向かって出発した。酒泉から達来呼布までは直線距離にして約三三〇キロである。まずは酒泉から北上し、酒泉市に隣接する金塔県へ入り、金塔鎮および大莊子郷を通過した。大莊子からしばらく行くと、道が二つにわかれていた。本来であれば、ここから北東へ向かう道路が達来呼布への最短経路である。しかし、この道路の途中には軍事施設があるため、原則として外国人が立ち入ることはできない。それゆえ、我々はもう一つの道に沿っていったん北へ向かい、この地区を大きく迂回せざるをえなかった。なお、当初はいわゆる「居延新簡」が出土したことで有名な肩水金閼遺址（金塔県航天鎮天倉）を見学したいと考えていたが、残念ながら肩水金閼遺址も外国人非開放地区に含まれているので、立ち入ることはできなかった。

酒泉を出てからしばらくは、木々の生い茂る田園風景が続いていたが、大莊子を過ぎたあたりで、周囲は砂漠となった（写真1）。以後、達来呼布へ至るまで、集落はまったくみえなかった。もっとも、この辺りは砂漠といってもきめ細かな砂ではなく、礫で覆われていた。砂漠には駱駝草や紅柳（*Tamarix chinensis* Lour.）などがわずかながら生えていた（写真2）。駱駝草とはラクダが好んで食べることから名づけられたものである。また紅柳は鮮やかなピンク色の花が咲くことから名づけられたもので、後述する胡楊（*Populus euphratica* Oliv.）とともに居延漢簡の材料として用いられたことが知られる（何一九九九）。



〔写真1〕蒙古飯店より達来呼布の方向を望む



〔写真2〕紅柳

ともあれ大莊子を離れると、道路の上には砂が積り始め、やがて道路の舗装さえなくなった。照りつける太陽は熱かったが、空気は涼しく風も吹いていたので、比較的過ごしやすかった。やはり標高が高い（約九〇〇〜一五〇〇メートル）ためであろう。

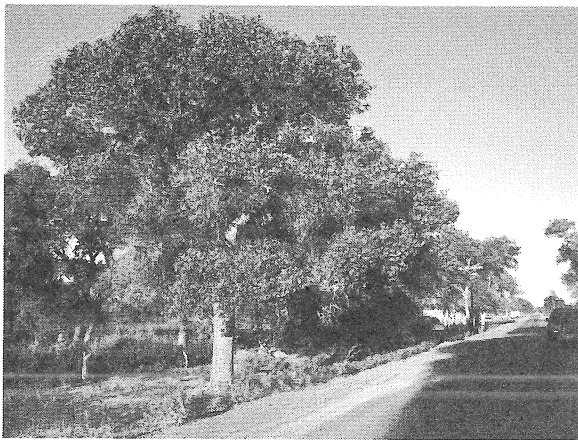
途中、一台の車が反対側からやってきた。大莊子へ達来呼布間には、砂漠の中に一軒だけ「蒙古飯店」という食堂があり、彼らはその店員であった。店員といっても、そこは一家で営業しているらしい。食材が残り少なくなったので、金塔県へ買出しに行くという。そのため、店内には誰もいなくなるので、中へ入り自分たちで食事を作るように

いわれた。

一二時半頃、道路沿いに白い建物が一軒見えた。看板には「額濟納旗疙瘩井綜合検査站」と記されており、その横にはモンゴル語が併記されていた。これより、いつの間にか甘肅省から内蒙古自治区へと越境していたことがわかった。その数分後、蒙古飯店に到着した。もともと、食堂といってもそこは普通の民家であり、ゲル（蒙古族のテント）と土壁の小屋があるだけであつた。運転手と黄さんが食事を作ってくれた。一四時半頃、蒙古飯店を發った。

蒙古飯店を出てしばらく行くと、道路をはずれ、砂漠の中を走行した。気温が徐々に上がり、地平線にはときどき蜃気楼が現れた。まるで湖のようにみえた。道なき道を数時間走行した後、再び舗装された道路へ戻った。

達来呼布へ近づくにつれ、徐々に緑が豊かになってきた。胡楊 (*Populus euphratica*)



〔写真3〕胡楊の林

oliv.) の林も見えてきた（写真3）。現在、胡楊の林は国によって保護されている。秋には美しく紅葉するので、観光資源の一つとなっているらしい。

一九時半頃、達来呼布へ到着した（写真4）。ちょうど日が落ちる頃であった。達来呼布には額済納の総人口（約二万二千人）の約半数が住んでいるという（額済納一九九九）。もともと、残りの約一万一千人は、約一一万平方キロにおよぶ額済納の地に散在している。そのため、達来呼布の市街地を少しでも出ると、めったに人に会わなくなる。ちなみに、額済納に住む人びとの約七割は漢族、三割は蒙古族である。そのためであろうか、達来呼布の町中の看板には、漢字とモンゴル文字が必ずといってよいほど併記されていた。なお近年、額済納では砂漠化が進行している。現在のところ人口は増加傾向にあるものの、今後は砂漠化によって人が生活しにくくなるとみられる。

二〇時頃、額済納賓館に到着した。その後、町の食堂で夕食（砂鍋や羊・スズメの串焼きなど）をとった。以後、一五日までは額済納賓館に宿泊した。

九月一二日（火）

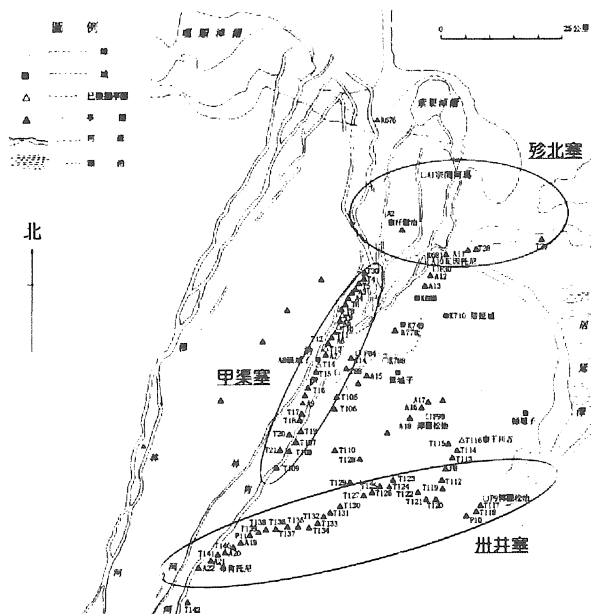
七時半頃に起床した。賓館の食堂で朝食をとり、近くの商店で水を大量に購入した。八時半頃、四輪駆動車に乗って達来呼布を発った。この日から現地ガイドの林客さんが同行した。

この日は、達来呼布の南方にある漢代烽燧遺址の調査を行った。この地域には、烽燧が伊肯河（Ike Gol）に沿って南北に並んでいる。これらの烽燧は、「甲渠塞」の一部として甲渠候官（A8）に統括されていたといわれている（地図3）。



〔写真4〕達来呼布の町並

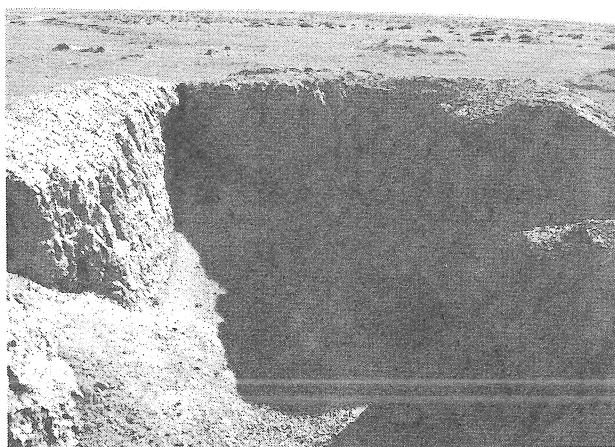
烽燧の大半は外側から見ると、ただの丘のように見えた。砂や石が風によって吹きつけられ、烽燧の周囲にたまるからであろう。T8の頂に登ると、深さ二メートルほどの長方形の穴が空いており、その側面には出入口らしきものがあつた。穴の内側には版築によって土が付き固められて層になっているところや、日干煉瓦が積み上げられているところもあつた。おそらくこれらが烽燧の壁であろう。版築による層の間には、しばしば草が挟まっていた。この草は**荻草**と呼ばれ、漢代居延ではよく版築に用いられたようである。この日の午後に訪れた伊肯河の岸边には、荻草がたくさん生えていた（写真6）。実際に触って見ると、硬くて丈夫な草である。



〔地図3〕居延の漢代遺址（陳1980に基づく）

九時頃、T8に到着した（写真5）。我々が宿泊した額濟納賓館からT8までは、地図上の直線距離にして約八キロである。達来呼布くT8間には、他にもA3・A4・T5・T6・T7があるはずであるが、見つけることはできなかった。甘肅省文物工作隊によると、A4・T6はすでに建設工事で破壊されている。またT5は近年建てられた家屋に囲まれており、A3とT7はひどく破損しているという。それゆえ、見つけれなかったのかもしれない。ちなみに、我々が訪れたとき、達来呼布のすぐ南では大規模な道路の建設工事が行われており、更地になっていた。この区域に烽燧遺址がなかったことを祈るばかりである。

このT8もそうであるが、



〔写真5〕T8内部

T8東側の地表面には凹凸があり、いわゆる灰堆（ゴミ捨て場）のようである（写真7）。そこには漢代の灰陶の破片が散乱していた。他の烽燧の内外にも、必ずといってよいほど灰陶の破片が散乱していた。後日、額濟納旗文物旅遊局局員の那森氏に、烽燧遺址に散乱している陶片を今後整理する予定はないのかと伺ったところ、それはないとのことであった。たしかに陶片の数はあまりにも多く、収蔵することさえ困難であろう。

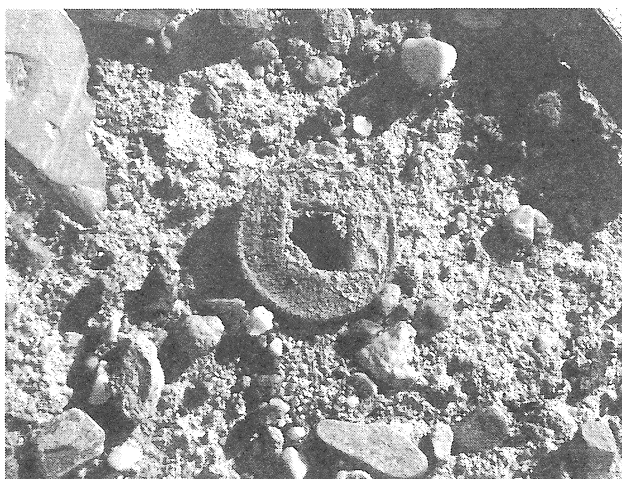
また、灰堆に一枚の方孔円銭が落ちているのを見つけた。錢径二・五センチ、孔径〇・八センチ、肉厚〇・二センチ、重さ四グラムで、外郭・内郭があり、肉部の右側には「五」字が見える（写真8）。おそらく漢代の五銖錢であろう。T8で五銖錢が発見されたという報告はないので、これは貴重なデータであろう。



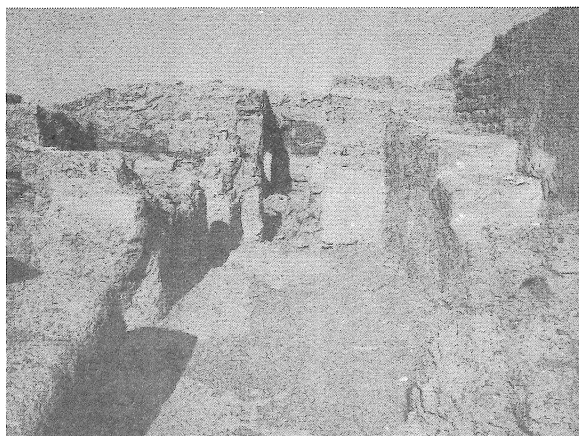
〔写真6〕伊肯河（手前には苜蓿草と駱駝草）



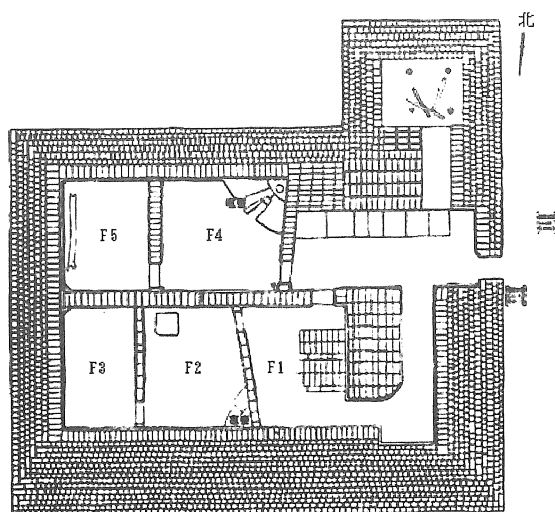
〔写真7〕T8灰堆



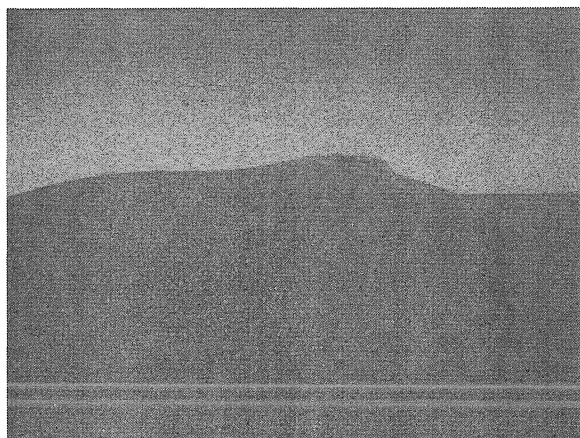
〔写真8〕T8灰堆の五銖錢



〔写真9〕 T9内部



〔図1〕 T9平面図（魏2005に基づく）



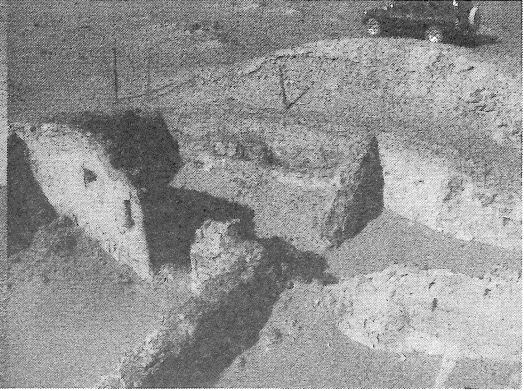
〔写真10〕 A5

九時半頃、T9に到着した（写真9、図1）。T8の南南西、約一・二キロのところにある。一九九九年一〇月に、内蒙古自治区文物考古研究所・阿拉善盟博物館・額濟納旗文物所による連合考古隊が、このT9を発掘し、数枚の漢簡（いわゆる額濟納漢簡）などを得ている。この烽燧は、内外の砂礫が除去されていたため、遺構の様子がよく見えた。烽燧の入口付近の階段、五つに区切られた部屋、北東の隅にあるかまどの跡などが看取された。烽燧の西側に房屋跡とおぼしき遺址があったが、版築の基壇がわずかに残っている程度で、具体的にいかなる構造の施設であったのかは判然としない。

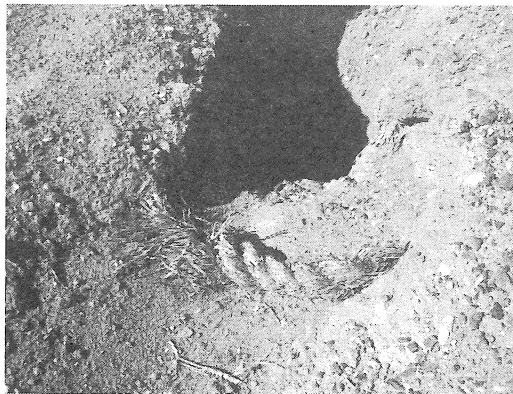
一〇時頃、A5に到着した（写真10）。T9の南南西、約一・三キロのところにある。我々の測定によると、以後T12に至るまで、各烽燧間の距離は約一・三キロであった。つまり、少なくともT9からT12までは、約一・三キロごとに烽燧が設けられていたことになる。



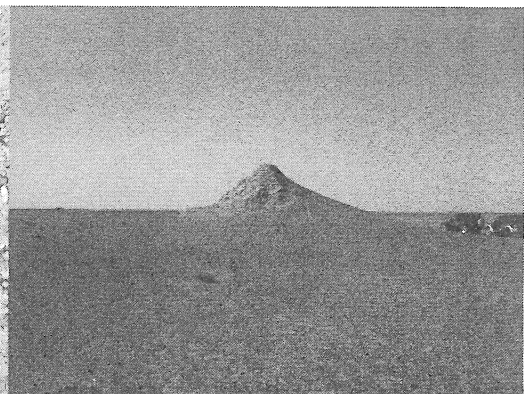
〔写真13〕 A6



〔写真11〕 T10



〔写真14〕 T12



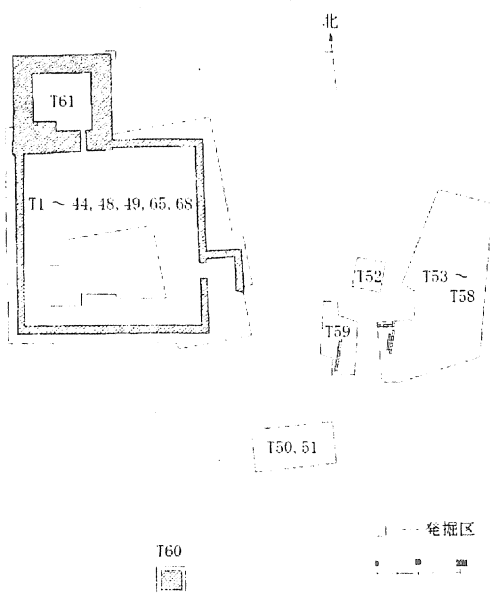
〔写真12〕 T11

A 5は外見上、単なる丘にしか見えなかった。しかし、その頂には、版築による壁の一部が顔を出していた。

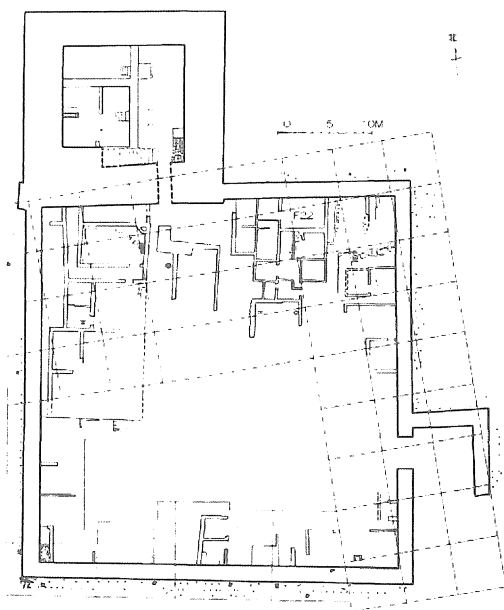
一〇時二〇分頃、T 10に到着した（写真11）。ここもT 9と同様、烽燧内外の砂礫が除去されていたため、五つに区切られた部屋や階段などを見ることができた。一〇時四〇分頃、T 11とされる場所に到着したが（写真12）、単なる丘にしか見えなかった。ただしその東側には灰堆とおぼしき場所があり、灰陶の破片が散乱していた。

その後、一一時頃にA 6（写真13）、一一時二〇分頃にT 12（写真14）、一一時四〇分頃にA 7（写真15）を調査したが、いずれも丘の頂に版築のようなものが少し見えるのみであった。

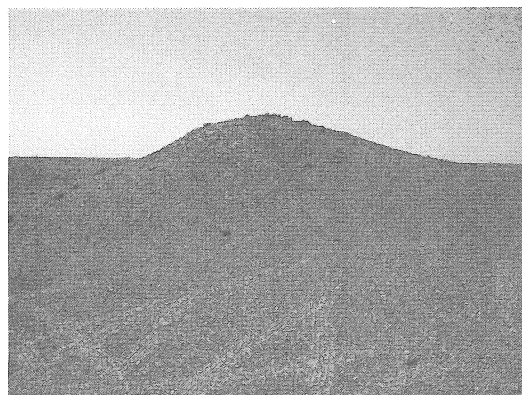
一二時頃、A 8に到着した（写真16、図2 A・B）。A 7の南南西、約一・二キロのところにある。A 8は、破城子（壊城子、Mu-durbeljin）と呼ばれ、甲渠塞を統括する甲渠候官の遺址に比定されている。ここからは多数の漢簡が出土している（いわゆる居延旧簡と居延新簡）。A 8の前には、ここが甲渠候官



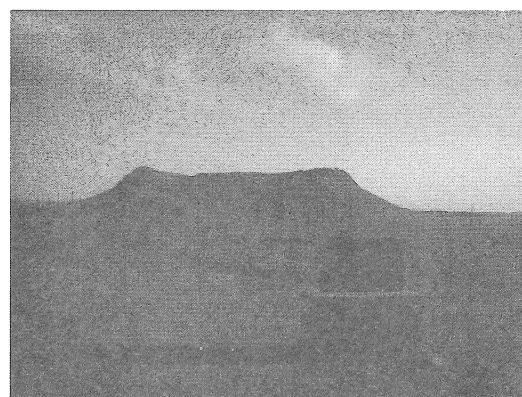
〔図2A〕A8平面図（新簡1994に基づく）



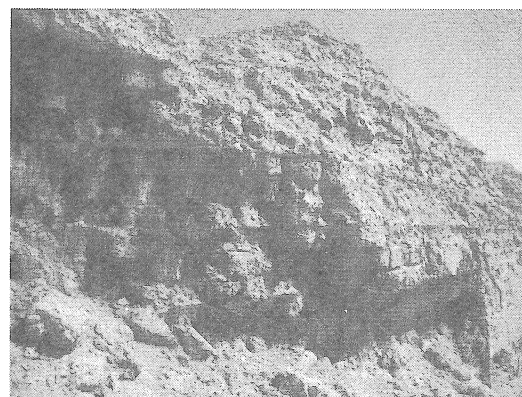
〔図2B〕A8平面図（新簡1994に基づく）



〔写真15〕A7

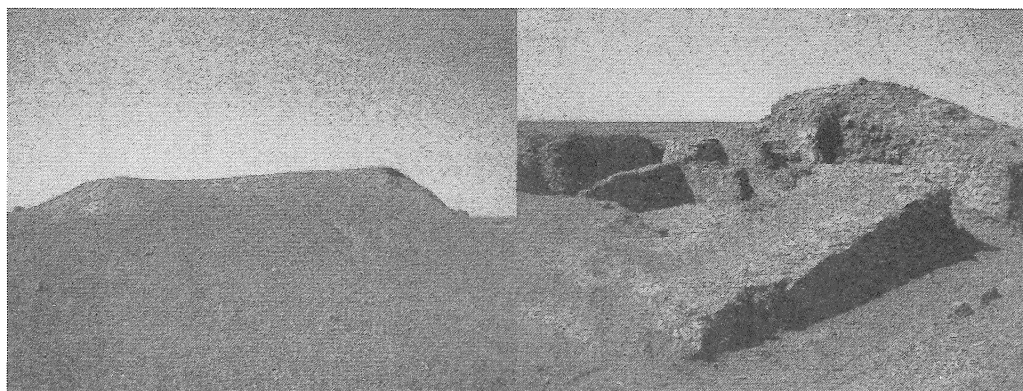


〔写真16〕A8（北側から撮影）



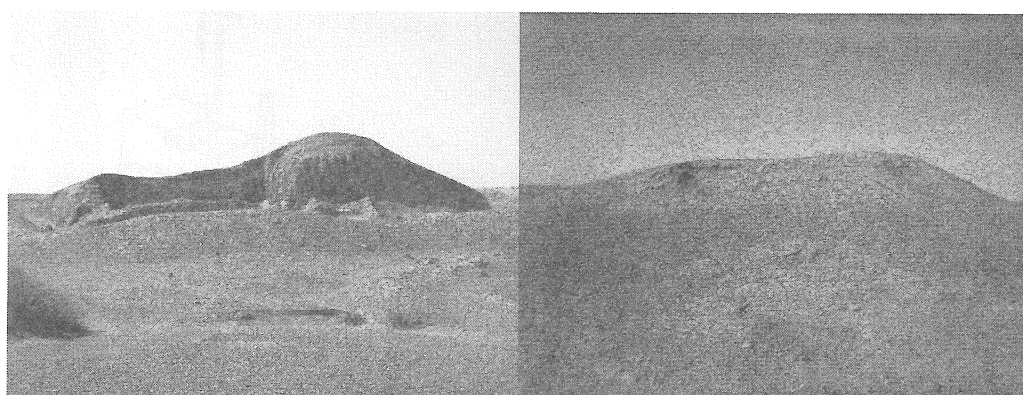
〔写真17〕A8の日干煉瓦

遺址であること
を示す石碑が建
てられていた。
北側にそびえる
日干煉瓦の壁は、
これまでに見て
きたどの烽燧遺
址よりも高く分
厚かった（写真
17）。内部には三
つに区切られた
部屋の跡が看取
された。しかし、
南側の遺構には
壁もなく、わず
かに基壇が残っ
ている程度であ
った。居延新簡
が出土したF22
も、位置を特定



〔写真20〕 T16

〔写真18〕 T14



〔写真21〕 P1

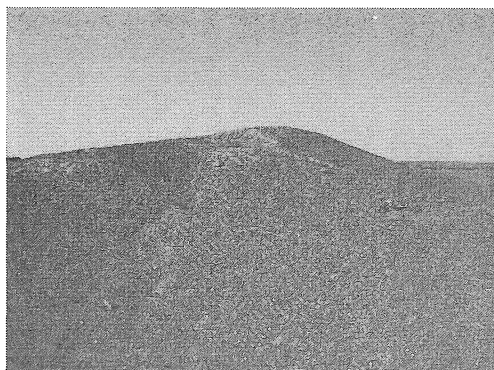
〔写真19〕 T15

しがたいほどであった。ちなみに報告書によると、候官の東部には住居址、南部には何らかの遺構が二箇所あったごくであるが（図2A）、それらもよく確認はできなかった。

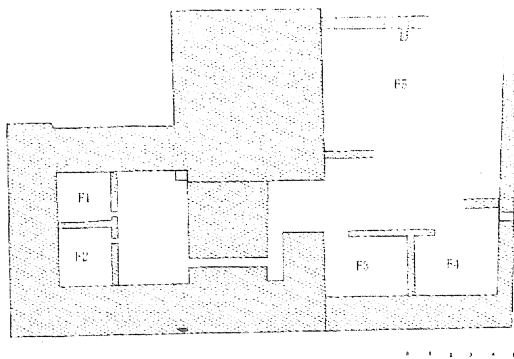
一三時頃、A8から少しのところにある蒙古族の民家で台所と食材を借り、昼食をとった。この日の昼食は、黒城遺址（後述）の近くにある食堂でとる予定であったが、電話で確認したところ、休業しているとのことであったので、急遽この民家で食事をとらせてもらったのである。民家はゲルではなく、煉瓦で造られていた。この民家を中心に、広大な地域が鉄条網で囲まれていた。おそらく、牧草地として確保しているであろう。ここでも運転手が昼食を作ってくれた。

一五時頃、T14に到着した（写真18）。T14はA8の南西、約一・三キロのところにある。ここも烽燧内外の砂礫が除去されていたため、内部の部屋や階段などがよく見えた。

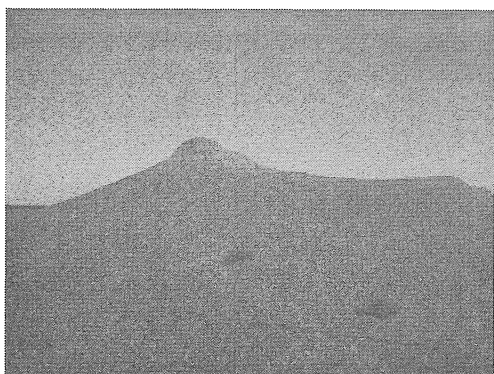
その後、一五時半頃にT15（写真19）、一五時四〇分頃にT16（写真20）を調査した。これらも外見上は単なる丘のごとくであり、頂に版築で築かれた壁がわ



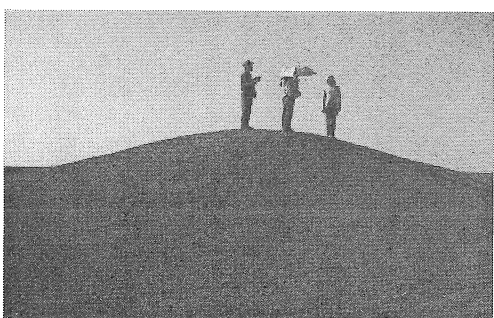
〔写真22〕 A9



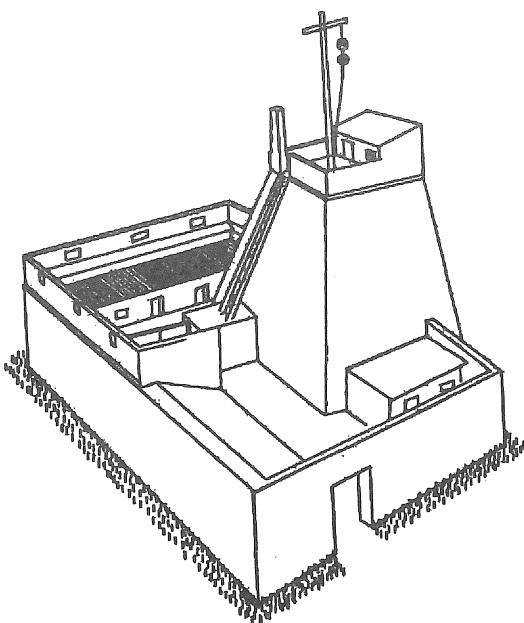
〔図3A〕 P1の平面図（新簡1994に基づく）



〔写真23〕 T17



〔写真24〕 T18



〔図3B〕 P1の復元図（近つ1994に基づく）

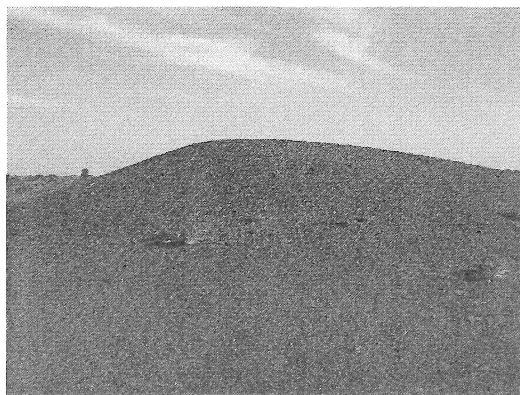
ずかに見えるのみであった。T 15はT 14の南西、約一・四キロのところであり、T 16はT 15の南南西、約一・三キロのところにある。一五時五〇分頃、P 1に到着した（写真21）。T 16の南南西、約一・一キロのところにある。P 1は甲渠塞に属する「第四燧」という名の烽燧に比定されている。また、これと隣接する数個の烽燧を一括して「第四部」といい、P 1は、その統轄者である候長が駐在していたともいわれている（硯山二〇〇一）。ここからは一九三〇年代に一枚の漢簡、一九七四年に一九五枚の漢簡が出土している（社科院一

川岸で休憩をとった。水量は少なかったが、水は澄んでおり、小魚が泳いでいるのが確認できた。近くでは山羊の群れが水を飲んでいた。

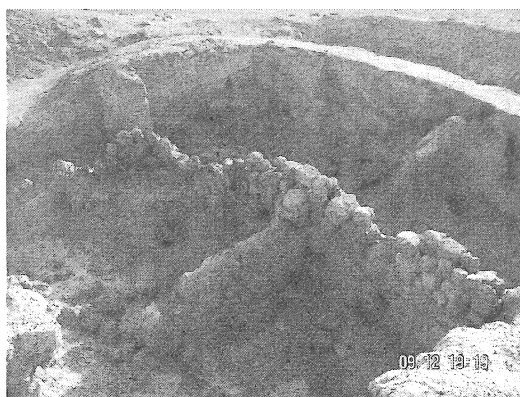
一七時半頃、T 19に到着した（写真25）。T 19はT 18の南、約二・七キロのところにある。やはり砂礫が墳丘状に堆積しているのみであった。ここから南へ行けば、さらにT 20などの烽燧遺址があるはずであるが、少し空が赤くなってきたので、達来呼布へ引き返すことにした。

一八時頃、行きには見落としていたT 13に立ち寄った（写真26）。T 13はT 12の南南西、約二・六キロのところにある。そこから南南西へ約一・三キロ行くと、A 7がある。ここも砂礫が除去されており、日干煉瓦の壁といくつかの部屋を見ることができた。また、部屋の内壁には黒く焦げた跡があったが、いつの時代のものかは判然としない。

以上で達来呼布南側の烽燧遺址の調査を終了したが、この地域の烽燧には次のような特徴が窺える。すなわち、この地域は



〔写真25〕 T19



〔写真26〕 T13

九八〇、三〇五頁）。A 8（甲渠候官）に比べれば、規模ははるかに小さいものの、烽火台と数部屋からなる中規模の施設であり（図3）、他の烽燧よりやや大きい。

その後、一六時二〇分頃にA 9（写真22）、一六時三五分頃にT 17（写真23）、一六時四五分頃にT 18（写真24）を調査した。このA 9はP 1の南南西、約一・四キロ、T 17はA 9の南南西、約一・三キロ、T 18はT 17の南南西、約一・三キロのところにある。いずれも単なる丘のように見えた。

一六時五〇分頃、烽燧群の東側を流れる伊肯河の

平坦な礫の砂漠であり、烽燧以外の起伏はほとんどない。しかも、各烽燧間の間隔はおおむね約一・三キロであり、非常に近接している。それゆえ、現在でも烽燧遺址同士を簡単に相望むことができる。ただし、T12とT13は約二・六キロ、T18とT19は約二・七キロ離れており、他の各烽燧間と比べると、約二倍の距離がある。それゆえ、あるいはT12とT13、T18とT19の間には、それぞれもう一つずつ烽燧があつたのかもしれない。ただし現在までに、T12・T13間、T18・T19間で烽燧遺址が見つかったという報告はない。

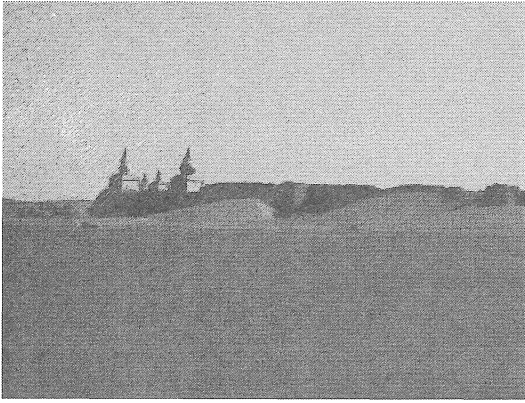
一九時頃、達来呼布へ戻った。すでに辺りは薄暗くなっていた。夕食（火鍋）をとった後、達来呼布の市街を散策した。

九月一三日（水）

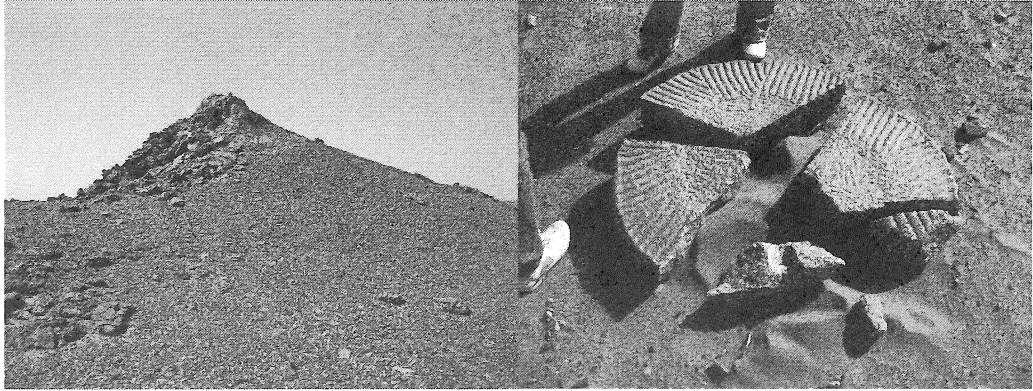
七時半頃、起床した。すぐに朝食をとり、八時半頃に賓館を出発した。この日の目的は達来呼布からはるか南東の地にある、黒城以南の烽燧遺址を調査することである。まずは前日と同様、達来呼布から伊肯河西岸に沿って南南西へ向かい、A6の東

で南東へ転進し、伊肯河の浅瀬（北緯四一度五〇・四二七、東経一〇〇度五九・九五一、海拔九四七メートル）を渡った。しばらく行くと、左手に胡楊の林が見えた。この林は「怪樹林」と呼ばれ、観光の名所となっている。さらに進むと、黒城一帯へ入るための入口が見えた。黒城一帯は遺址保存のため、鉄条網で囲まれており、観光客はこの入口で入場料を支払って入ることになっていた。

九時三五分、黒城遺址（K799）に到着した（写真27）。達来呼布の南東、約二五キロほどのところにある。黒城（Khara-khoto）は、九世紀頃に西夏が建設した「黒水鎮燕軍司」の遺址である。一三世紀末に元が西夏を滅ぼすと、ここに総管府を置いたが、一四世紀になると明によって放棄された。一九〇八〜一九〇九年、ロシアのコズロフ探検隊が大量の西夏文書を発見したことで有名である。非常に広大な城邑遺址で、四方は城



【写真27】K799（黒城遺址）



〔写真29〕 A18

〔写真28〕 西夏時代の石白（K799）

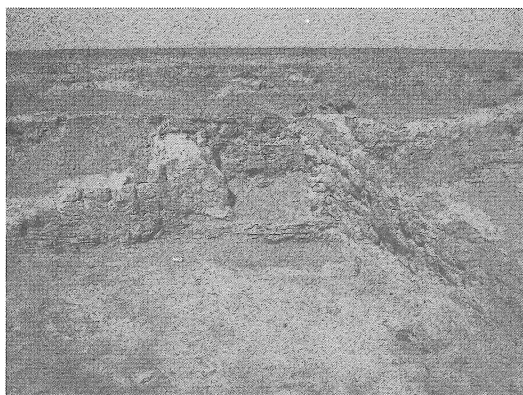
壁に囲まれている。後述することく、一説によると、漢代にはここに居延県の県治が置かれていたという。

黒城は保存のため、壁で囲まれていた。その壁の手前にはゲルが四つ建てられていた。これが前日休業中のために行くのを断念した食堂らしい。さらにその手前には、旗がいくつも巻きつけられている棒が立っていた。これは蒙古族が信仰しているものとのことであった。

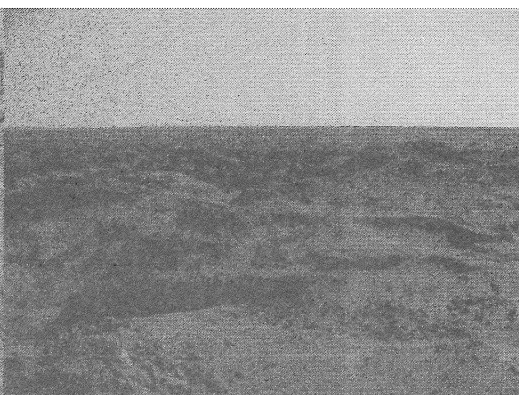
壁に設けられた門から中へ入り、城壁の外に建てられている西夏時代のモスクを見学した。屋根はドーム状になっていた。モスクの入口の上には、四本の胡楊の棒が埋め込まれていた。

城壁は版築で数メートルもの高さがあった。壁の中には小麦の茎が埋め込まれていた。前日調査した伊肯河西岸では、一般に芨芨草の茎が用いられていたのに対し、この地域では小麦がよく用いられていたようである。城壁の前にはきめ細かな砂が積もっており、城壁の上にまで達していた。この砂を放つておくと、遺址が数年で埋没してしまうので、管理者が、ときどきその除去作業を行っているとのことである。城内には土器・陶器の破片が無数に散乱していた。それらにはいろいろな種類があり、緑・紅・灰・黒色などのものがあつた。後日、那森氏から伺った話によると、額濟納のさまざまな遺址に散乱している破片のうち、灰陶はほぼ漢代のもので、黒色のものは西夏、紅色のものは明代に作られた可能性が高いとのことであつた。また、ところどころに石白の破片も落ちていた（写真28）。

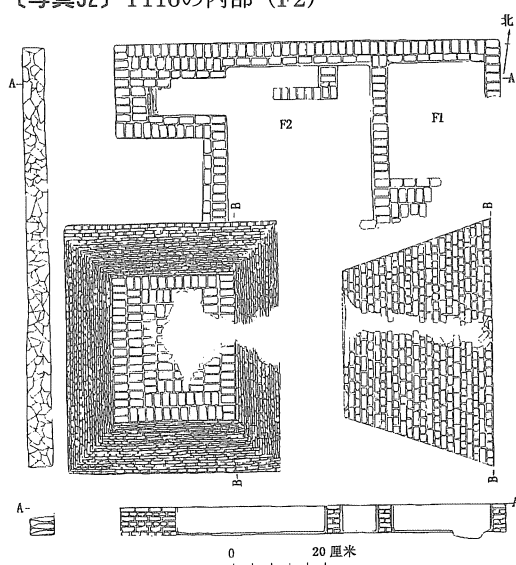
一一時半頃、黒城を後にした。そこから南南東へ向かい、一二時二〇分頃にA18へ到



【写真32】 T116の内部（F2）



【写真30】 A18～T116の風景



【図4】 T116の平面図（魏2005に基づく）

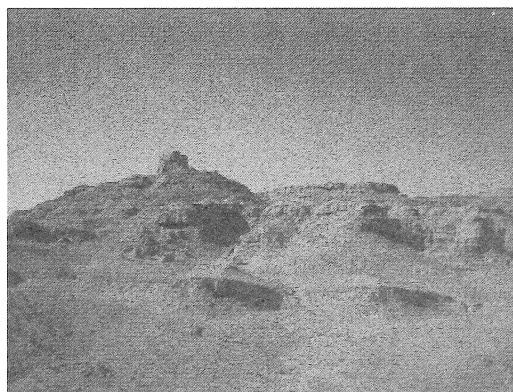


【写真31】 T116

着した（写真29）。黒城から約一〇キロのところにある。A 18は「摩洛松治」（摩洛全吉、摩羅松治、目来川吉、Moro-tsonch）などと呼ばれている。この辺りは起伏があり、A 18はその中でもとくに高い丘の上に建てられていた。甲渠塞の烽燧と同じく、外見上は単なる丘のごとくであるが、比較的大きな石が頭頂部に向かって積み上げられている点で、甲渠塞の烽燧と異なる。石は火山岩のように見えた。これが単に風で運ばれてきたものか、意図的に積み上げられたものかは判然としない。林さんが持ってきてくれた現地特産のハミ瓜などを食べた。

一三時四〇分頃に出発し、そこから東南東へ向かった。この辺りは、今まで通ってきた砂漠とは全く異なる景観が広がっていた（写真30）。赤い色をした浸食崖がいくつも切り立っており、そのいくつかの頂には烽燧遺址らしきものも見えた。

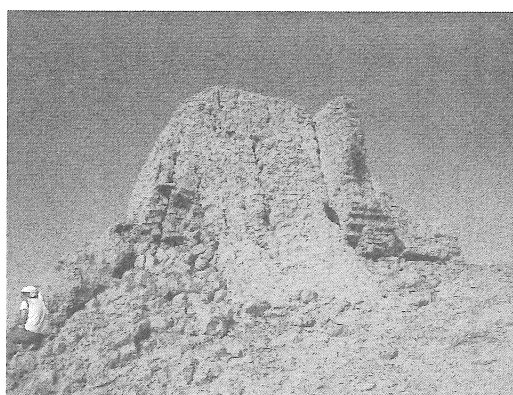
一四時三五分、T 116に到着した（写真31）。A 18から約一一・六キロのところにある。T 116は「察千川吉」（査



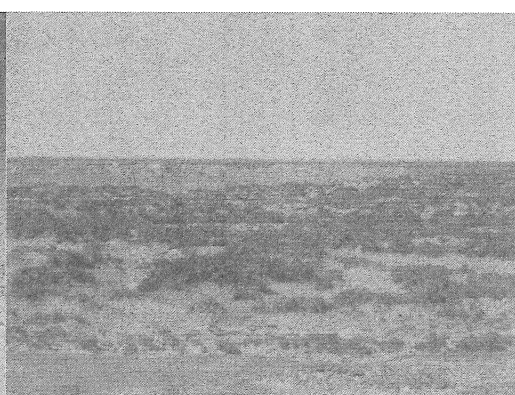
〔写真35〕 P9



〔写真33〕 T114 or T114a ?の頂上部分



〔写真36〕 P9頂上部分



〔写真34〕 T114 or T114a よりT116を望む

千川吉）と呼ばれている。察千川吉とは「白い烽火台」という意味である。その名の通り、遠くから望むと白みがかって見えた。烽燧は数一〇メートルほどの岩山の頂上に建てられている。ここからはかなり遠くまで見渡すことができる。近年再調査が行われたためか、遺構を明瞭に確認することができた（写真32、図4）。南側に高さ数メートルの直方体の烽火台があり、その北側に二部屋の遺構があった。近年の調査により、東側の部屋から十数枚の漢簡（額済納漢簡）が出土している。西側の部屋の奥には、木製の柱が二本立っていた。この烽燧は日干煉瓦で造られていた。遺構のすぐ下は、A18で見たような石で覆われていた。遺址や岩石の周囲には、前日調査した烽燧と同じく、灰陶の破片がかなり広範囲にわたって散乱していた。なお、T116の前には「卅井候官遺址」と記された石碑が立っていたが、現在ではP9が卅井候官にあたと解されている。

一五時半頃、T116の南の岩山上に、同じような烽燧遺址があるのを見つけた（写真33）。T116から約一・九キロのところにある。T114あるいはT114aではないか

と推測されるが、確定できなかった。この烽燧は日干煉瓦ではなく、土・岩・小麦・苳草などを交互に重ね合わせて造られたものようである。ここから北方を見ると、T116を肉眼で確認することができた(写真34)。

一六時三五分、P9に到着した(写真35)。先ほど訪れた烽燧の南東、約一一・一キロのところにある。P9は博羅松治(波羅纂吉、保爾全吉、Boro-tsonch)と呼ばれ、「卅井塞」を統括する卅井候官に比定されている。岩山の上に烽燧が築かれている点ではT116など同様であるが(写真36)、規模はやや大きい。日干煉瓦と乾燥した草(種類は未詳)で造られていた。地図2によると、P9の南西には多くの烽火台があったはずであるが、それらを確認することはできなかった。P9から見た砂漠は薄い黄緑色をしており、草原のように見えた。実際に近くで見ると、葦がまばらに生えているだけであるが、それでも今まで通ってきた砂漠の中で、最も緑が豊かであった。葦が生えているのは、地下水が流れているためである。

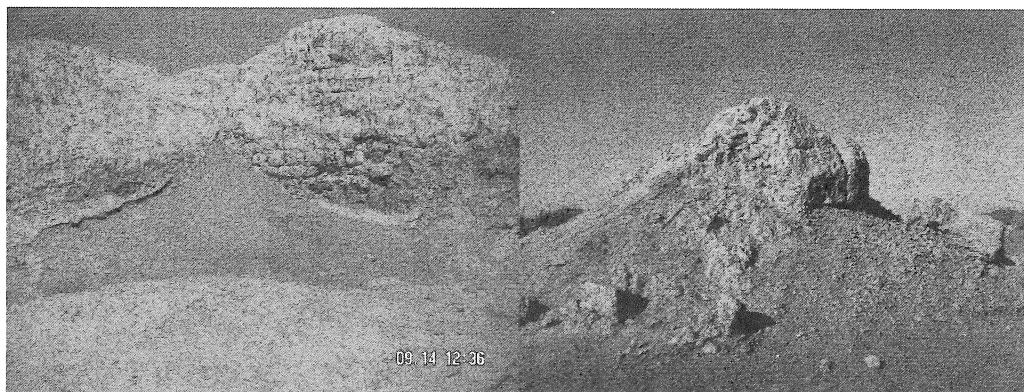
P9の調査を終えた後、日が落ちないうちに達来呼布へ戻る必要があるため、この日の調査を終了した。この日調査した地域は前日と異なっており起伏が激しく、胡楊・紅柳・葦などが生えていて、緑が豊かであった。しかし、紅柳の周囲に砂がたまっており墳丘のようになっているところが点在しており、それらを巧みに避けながら走行しなければならなかったため、直線距離にすると大した距離を走っていないにもかかわらず、移動するのに時間がかかった。また、前日までの砂漠は、礫よりなるものであったが、この地域は砂のきめが細かった。同じ砂漠でも地域によって差異があることがよくわかった。

この日調査した地域の烽燧は、前日調査した地域と異なり、いずれも高台に設置されているという特徴がある。それは起伏に富んだこの地域の地形を利用したからであろう。同じ額濟納の烽燧であっても、地形に応じてこれだけの違いがあることを実見できたことは、大きな収獲であった。

一九時半頃に達来呼布へ戻り、夕食(砂鍋・串焼・ハミ瓜)をとった。

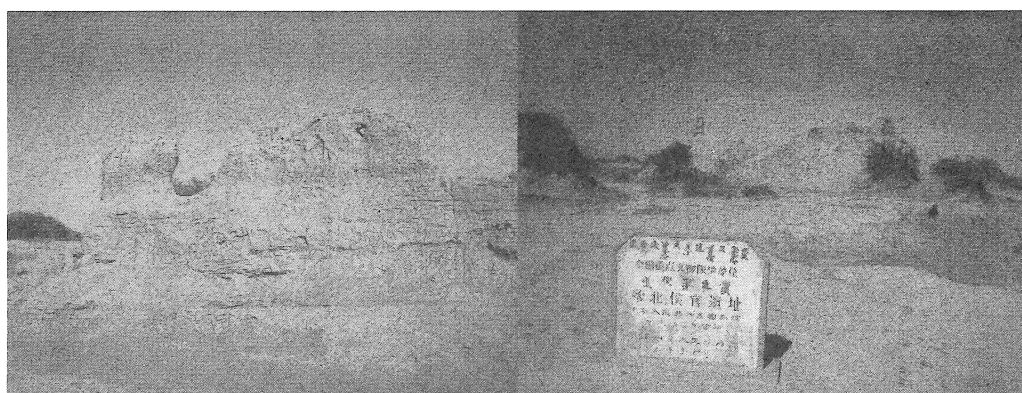
九月一四日(木)

七時半頃に起床し、朝食をとった。八時半頃に賓館を出発して、北東の方へ向かった。この日は額濟納旗文物旅遊局局員の



〔写真39〕 A1内部（漢簡出土地点）

〔写真37〕 A2



〔写真40〕 K688（城壁跡）

〔写真38〕 A1（殄北候官）

那森氏が我々の調査に同行した。この日の目的は達来呼布の北東に点在する漢代烽燧遺址と、南東に点在する漢代城邑遺址を調査することである。特に、南東に点在する漢代城邑遺址は、いずれも居延都尉府あるいは居延県が置かれていたところではないかといわれている。すなわち、居延都尉府の所在地については、① K 688とする説（甘肅一九八四、宋・李一九九四）、② K 710とする説（吉村一九九八、李一九九八）などがある。また、居延県の県治については、① K 799（黒城）とする説（『元史』卷六〇地理志三、勞一九五九）、② K 710とする説（陳一九八〇、薛一九九一、景一九九四、宋・李一九九四）、③ 緑城とする説（李一九九八）などがある。

九時一五分頃、ハミ瓜の畑を抜けてA2に到着した（写真37）。達来呼布の北東に位置し、額済納賓館から約一二・七キロ離れた砂漠の中にある。A2は「察汗松治」（察漢松治、察漢全吉、Tsaghan-tsonch）と呼ばれる。甲渠塞に所属する烽燧と推測されている。ここも前日訪れたA18と同様、周囲よりも若干高いところにあった。砂に埋もれて丘のようになっていたが、上

部には日干煉瓦で築かれた壁が露出していた。陶片はあまり散乱しておらず、周辺に灰堆らしきものも見当たらなかった。

その後、A2の北北東にあるA1へ向かった。A1への道中は、前日通ったところ以上に紅柳がたくさん生えており、車で通行は困難を極めた。一一時一五分頃、A1に到着した(写真38・39)。A2からは約一三キロのところにある。A1は「宗間阿瑪」(全吉阿瑪、昌吉阿門、Tsonchien-ama)と呼ばれる。ここは「殄北塞」を統括する「殄北候官」の遺址とされている。遺址の前には「殄北候官遺址」と記された石碑が建てられていた。那森氏によると、ここは一九三〇年代にフォルケールイマンが調査して以来、一度も再調査が行われていないという。殄北塞の管轄下にあったと推測される居延沢西側の地域では、甲渠塞や卅井塞と異なり、烽燧遺址がほとんど発見されていない。那森氏も今後この近辺から烽燧遺址が発見される可能性は低いと述べていた。

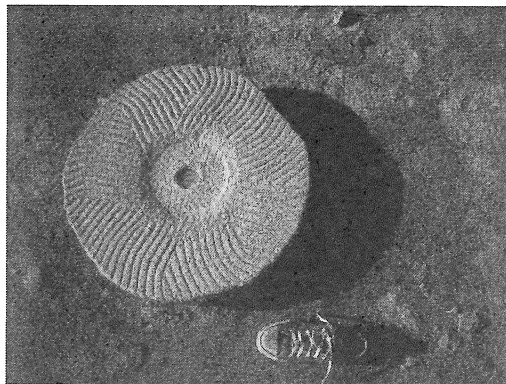
A1は丘の上に建てられており、日干煉瓦で築かれた城壁がそびえ立っていた。南側の城壁の下には、他の遺址以上にたくさんの灰陶の破片が散乱していた。おそらく灰堆であろう。A1は丘の上に建てられているという点で卅井侯官(P9)と同様であるが、それよりもやや規模が小さいように見受けられた。

その後、達来呼布へ戻り、一四時頃に昼食(麵と駱駝の肉)をとった。昼食後、達来呼布から南東へ向かい、一六時半頃にK688へ到着した(写真40)。額濟納賓館から約一二・二キロのところにある。ところどころに高さ三メートル以上に及ぶ城壁が残っており、比較的大きな城邑であったことが窺える。ただし、遺址の内外には紅柳などが生い茂っていたため、どこまでが城邑であったのかは判然としなかった。先述の通り、ここには居延都尉府が置かれていたとする説もある。ちなみに、遺址の前には額濟納旗人民政府が建てた「雅布頼城遺址」という石碑があるが、その背面には「漢代の張掖郡居延都尉府が管轄する障塞」と記されていた。

一七時半頃、K710に到着した(写真41)。K688の南東、約八キロのところにある。先述の通り、K710をめぐっては、居延都尉府が置かれていたとする説、居延県の県治が置かれていたとする説などがある。たしかにK710は、比較的大きな城邑であったようである。ただしK688とは異なり、K710には長方形の城壁の基壇が残っていた。城壁内部には陶片の他、石臼の破片なども



〔写真41〕 K710



〔写真42〕 石白（K710）

落ちており、生活の跡が窺われる（写真42）。ちなみに、K710の石白は、黒城で見た西夏の石白（写真28）とほぼ同じものであった。それゆえ、石白は漢代のものではないかもしれない。

その後、那森氏から、「天田」の跡をよく確認できるところがあると聞き、西進して甲渠塞へ移動した。その途中、K710から西へ約五・六キロ離れた砂漠の中に、円柱形の石白が転がっているのを見つけた（北緯四一度五二・四三六、東経一〇一度一三・〇〇二、海拔九三〇メートル）。これも写真28、写真42の石白とほぼ同形であった。

那森氏によると、これも西夏時代のものであるという。後日、西安の咸陽博物館で完全な石白の複製を目にしたが、これとほとんど同じものであった。その複製品では石白に木製の芯が挿入されていた。おそらく、木製の芯をつかんで石を転がし、穀物などを粉末にしたのであろう。ちなみに、この石白の周りには、何の遺構も認められなかった。

一九時頃、二日前にも訪れたT12に到着した。T12から南方を望むと、わずかに地面が二すじ隆起しており、この間が天田の跡である。天田とは漢が匈奴の侵入を察知するため、烽燧付近に造った施設である。具体的には砂地を平らにならしておき、侵入者がその上を通ると足跡がつくようにしたものといわれている。那森氏によると、ここが額濟納で最も天田の跡を窺える場所であるという。天田は本来、各烽燧間を結んだ線に沿って設けられるものであるから、この天田もT12とその南南西にあるT13とを結ぶ線上になければならないはずであるが、少なくとも我々が見た限りでは、その線よりもやや東に向かって伸びているようであった（本誌巻頭彩版参照）。

二〇時頃、達来呼布に戻った。元文物旅遊局局長の納森氏および那森氏を招き、黄さん、運転手も交えて夕食をとった。二

二時頃、賓館に帰った。

九月十五日（金）

この日はできるだけ早く酒泉へ戻るため、五時半頃に起床した。この日、賓館は朝の六時まで電気・水道が使えなくなることであった。額済納は日の出が遅いので、六時頃はまだ真つ暗であった。そのため、起床してからしばらくは部屋の中で懐中電灯をつけ、身支度を整えざるをえなかった。

六時半頃、賓館を出発し、達来呼布へきたときの道を通って酒泉へと向かった。達来呼布を出る途中、多くの人々が駅前に集まっているのを見かけた。彼らは日雇い労働者であり、その日の仕事先を見つけるため、駅前に集まっているらしい。

八時半頃、砂漠の中で朝食をとった。一三時半頃、大莊子に到着し、昼食（麵）をとった。一四時半頃、酒泉の航天飯店に到着した。一六時半頃、タクシーで酒泉市博物館へ行った。最初、タクシーの運転手に連れて行ってもらった博物館は、酒泉市の郊外にあり、漢代風の立派な建物であった。しかし、ここは酒泉市博物館の移転予定地であり、まだ開館しておらず、現在のところはまだ市街地で開館しているとのことであった。

市街地へ戻り、酒泉市博物館を見学した。三階に小さな展示室が一つあるだけであった。主に古代の文物が展示されていたが、何と肩水金関出土漢簡が展示されていたのには驚いた。肩水金関出土漢簡とは、一九七三〜七四年に肩水金関遺址で出土した一一〇〇枚余りの漢簡である。一九九四年に刊行された『居延新簡——甲渠候官』の「出版説明」では、同書の姉妹篇として『居延新簡——肩水金関』の刊行が予定されているごとくに記されているが、それから一三年経った今も刊行されていない。肩水金関出土漢簡は全て甘肅省博物館に所蔵されているものとはばかり思っていたので、まさかその一部をここで実見できるとは驚きであった。十数枚の木牘が試験管のようなガラス器に一枚ずつ入れられており、釈文とともに展示されていた。

二〇時半頃、夕食（砂鍋。額済納で食べたものとは風味がかなり異なる）をとった。街を散策した後、航天飯店へ戻り、宿泊した。

九月一六日（土）

八時頃に起床し、飯店の食堂で朝食をとった。九時半頃に車で飯店を出発した。一〇時頃、酒泉市街地の西北にある城門を見学した。この城門は晋代から民国期へ至るまで、修築を重ねられてきたものである。門の左右に連なっていたはずの城壁はすでになくなっており、門だけが残っていた。

その後、市街地の中心部へ行った。中心部には鐘樓がそびえ立っていた。この鐘樓は前涼のときに建設されたものが起源であるが、現在のものは清代末期の再建である。

書店で資料収集を行った後、一一時頃に「夜光杯」の工場を見学した。夜光杯とは古代より酒泉の特産物とされているが、古代の夜光杯が具体的にどのようなものであったのかはわかっていない。この工場で生産されているものは、あくまでも想像による再現である。原料となる石は、酒泉の南側にある祁連山から切り出すとのことであった。

一二時頃、酒泉公園へ行った。酒泉公園は酒泉の南郊にある。公園の入口には漢代風の門が建てられており、現在では観光の名所となっている。中に入つてしばらく進むと、「酒泉」という泉があった。これは前漢の霍去病による匈奴遠征の故事にちなむ泉とされている。すなわち、霍去病は匈奴を破った功績により、武帝から酒を与えられた。しかし、酒の量が少なく、兵士全員に与えることができなかったため、泉の中に酒を注ぎ、全員で飲んだという故事である。酒泉という地名もこの故事にちなんで名づけられたものである。泉は正方形の石壁で囲まれており、澄んでいた。触るとひんやりとしていた。泉の前には清の宣統三年（一九一一年）に建てられた石碑があった。酒泉の由来が記されている。また、泉の奥には霍去病一行の宴会の様子を表した巨大な石像が建てられていた。公園の入口付近にある文昌閣（文昌帝君という神を祀る廟）を見学した後、公園を出た。

一三時頃に昼食（水餃子）をとり、嘉峪関市へ移動した。嘉峪関市は酒泉市の北西にある。現在は鉄の採掘業によって発展し、真新しい団地がいくつも建てられていた。

一四時半頃、嘉峪関を見学した。嘉峪関は明代の関所である。現在は世界遺産に指定されており、この日も多くの観光客で

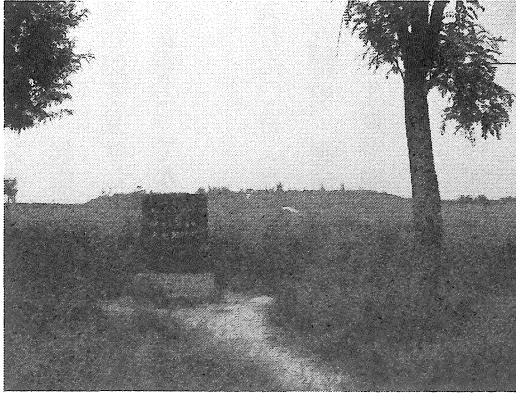
にぎわっていた。その後、嘉峪関長城博物館を見学した。居延・敦煌地方で出土した漢簡がいくつか展示されていたが、実物なのか複製なのかは判然としない。

一七時頃、嘉峪関市の郊外にある魏晉期の墓を見学した。この地域には砂漠の中に千余りもの魏晉期の墳墓が点在している。それらのうちの一つは地下の墓室を見学できるようになっていた。この墓は夫婦合葬墓であり、いくつかの墓室が縦に重なっていた。墓室内部の壁には当時の生活の様子が隙間なく、赤と黒の二色で描かれていた。

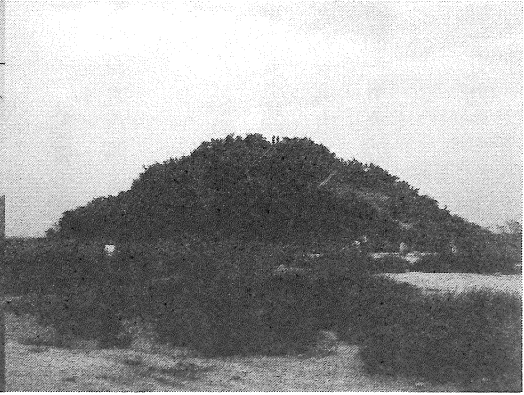
一八時半頃、嘉峪関空港に到着した。ここで黄さんと別れた。空港で夕食をとろうと思ったが、嘉峪関空港は開港したばかりであり、食堂や商店は全て営業していなかった。二〇時一〇分、予定より三〇分ほど遅れ、蘭州行きのHU七四三二が離陸した。二二時二〇分、蘭州中川空港に到着した。二二時四五分、HU七八一四で西安へ向かった。二三時四五分、咸陽西安国際空港に到着した。〇時四五分、西安市の万年賓館に到着し、宿泊した。以後、二〇日までこの万年賓館に宿泊した。

九月一七日(日)

昨夜遅くに西安へ着き、かつ連日の強行軍であったため、この日は九時に起床し、西安市街地に点在する博物館や遺址を見学するにとどめた。一〇時に賓館を出発し、午前中に陝西歴史博物館を見学した。一三時一五分頃から碑林を見学し、一四時半頃に昼食をとった。その後、我々が手にしていた地図によると、漢儒として名高い董仲舒の墓が長安城内の南東にあるというので行ってみたが、残念ながら公開されておらず、見学を断念した。また、同じく地図によると、秦の莊襄王(始皇帝の父)の墓が長安城外の東にあるというので行ってみた。何度も道を尋ね、一七時頃ようやくたどり着いた。大通りからのところにあるので、非常にわかりにくかった(北緯三四度一五・七五四、東経一〇九度〇〇・〇九六、海拔四六一メートル)。莊襄王墓へと続く道の途中では、数十棟にも及ぶマンション群の建設工事が行われており、作業員や大型トラックが行き交っていた。秦始皇陵や漢代の皇帝の陵墓とは比べものにならないが、それでも比較的大きな陵墓であった(写真43)。陵墓の周囲は柵で囲まれていた。付近には散歩をしている人や、遊んでいる子供たちの姿が見られた。市民の憩いの場と化しているらしい。市街



〔写真44〕未央宮遺址



〔写真43〕莊襄王墓？

地がすぐ側にあるにもかかわらず、陵墓のふもとには山羊の群れが放牧されていた。賓館へ戻ろうとして陵墓の周囲を歩いている途中、陵墓のふもとに石碑が逆さになって転がっているのを見つけた。石碑には「秦莊襄王墓」と記されていた。ちなみに、後日調べたところによると、これを漢代の墓とする説もあるらしい（国家一九九八）。

賓館へ戻った後、書店で資料収集を行い、二一時頃に夕食をとった。

九月一八日（月）

八時頃に起床して朝食をとり、九時頃に賓館を出た。九時半頃に臨潼博物館を見学した。

周代から漢代までの文物などが展示されていた。一〇時頃に秦始皇陵、一一時頃に兵馬俑博物館を見学した。昼食後、一三時半頃に鴻門宴遺址を見学した。ここには鴻門の会に居合わせた人物の像、鴻門の会の様子を再現した人物像や建物、付近から出土した文物を陳列した展示所、漢代廁所遺址（漢の高祖が鴻門の会から脱け出して自軍へ戻る際に立ち寄ったとされる厠の遺址）、虞姫井（虞美人にちなんだ伝説を持つ井戸）、霸王井（項羽にちなんだ伝説を持つ井戸）、上馬石（項羽が馬に乗る際、足をかけたといわれる岩）、馬王祠などがあつた。中でも馬王祠には、項羽の夢に現れて倒秦を助けたという三人の老人が祀られていた。『史記』や『漢書』にこのような記述はないので、これは後世作られた伝説に基づいているのであろう。

一五時頃、文帝霸陵を見学した。賓館へ戻り、市街地の書店で資料収集を行い、夕食をとった。二〇時頃に賓館へ戻った。

九月一九日（火）

八時頃、起床した。水間は所用により帰国した。柿沼・川村・楯身は一一時頃に茂陵博物館および茂陵、一二時半頃に咸陽博物館を見学した。昼食の後、漢の未央宮遺址を見学した（写真44）。賓館へ戻った後、市街地で資料収集を行った。その後、夕食をとってから賓館へ戻った。

九月二〇日（水）

九時頃、起床した。一一時頃、万年賓館を出発し、咸陽西安国際空港へ向かった。一三時二〇分、CA二二〇に乗り、一五時に北京空港へ到着した。一七時二〇分、CA四二二に乗り、二一時三〇分に成田空港へ到着した。

最後に、今回の調査で御世話になった全ての方々に、この場を借りて厚く御礼申し上げる次第である。

参考文献

甘肅一九八四

甘肅省文物工作隊「額濟納河下游漢代烽燧遺址調查報告」（甘肅省文物工作隊・甘肅省博物館編『漢簡研究文集』甘肅人民出版社、一九八四年）

魏二〇〇五

魏堅主編『額濟納漢簡』（江西師範大學出版社、二〇〇五年）

景一九九四

景愛「額濟納河下游環境變遷的考察」（『中國歷史地理論叢』一九九四年第一期）

國家一九九八

國家文物局主編『中國文物地圖集 陝西分冊』（西安地圖出版社、一九九八年）

新簡一九九四

甘肅省文物考古研究所・甘肅省博物館・中國文物研究所・中國社會科學院歷史研究所編『居延新簡——甲渠候官』（中華書局、一九九四年）

薛一九九一

薛英群『居延漢簡通論』（甘肅教育出版社、一九九一年）

宋・李一九九四

宋会群・李振宏「漢代居延甲渠候官部燧考」（『史学月刊』一九九四年第三期）

近つ一九九四

大阪府立近つ飛鳥博物館編『シルクロードのまもり その埋もれた記録展図録』（近つ飛鳥、一九九四年）

社科院一九八〇

中国社会科学院考古研究所編『居延漢簡甲乙篇』（中華書局、一九八〇年）

陳一九八〇

陳夢家『漢簡綴述』（中華書局、一九八〇年）

ボ一九五六

Bo Sommarström, Archaeological Researches in the Edsen-gol Region Inner Mongolia, Statens Ethnografiska Museum, Stockholm, 1956

初山二〇〇一

初山明「漢代エチナリオアシスにおける開発と防衛線の展開」（富谷至編『流沙出土の文字資料——楼蘭

・尼雅出土文書を中心に』京都大学学術出版会、二〇〇一年）

吉村一九九八

吉村昌之「居延甲渠塞における部燧の配置について」（『古代文化』第五〇号第七号）

羅二〇〇三

羅仕傑『漢代居延遺址調查与衛星遙測研究』（台湾古籍出版、二〇〇三年二月）

李一九九八

李并成「漢居延漢城新考」（『考古』一九九八年第五期）

勞一九五九

勞榦「居延漢簡考証」（同氏『勞榦學術論文集』甲編、芸文印書館、一九七六（一九五九）年）

〔付記1〕 額濟納の地名のほとんどはモンゴル語であるが、漢字による音訳の表記、およびローマ字による表記が地図や研究書により異なっている。そこで、本稿ではとりあえず比較的よく用いられている表記を挙げ、括弧内にその他の表記を併記することとした。

〔付記2〕 本稿は水間・柿沼がそれぞれ取得した研究費による研究成果の一部である。各自の研究費は以下の通りである。

水間大輔：平成一八年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）（研究課題「中国古代の秦律・漢律における防犯体制および刑事手続体制についての研究」）

柿沼陽平：平成一八年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）（研究課題「中国古代貨幣史の研究——中国古代の「貨幣」に関する経済人類学的研究——」）

編號	現地名	羅仕傑		長文研			紀年簡	備考
		GPS-East	GPS-North	GPS-East	GPS-North	海拔(m)		
	達來庫布鎮			101° 03.097	41° 57.047			
A1	宗間阿瑪 全吉阿瑪 昌吉阿門Tsonchien-ama	101° 14.04	42° 09.09	101° 14.084	42° 09.104	913	宣帝五鳳2年B.C.56	殄北候官。漢簡約50枚出土。
A1a								
A10	瓦因托尼 瓦因桃來 瓦顏陶賴 Wayen-torei Bayen-torei Bajin-torey Vaiin-torei						武帝末-昭帝期 B.C.90-77	通沢第二亭。漢簡約270枚出土。
A11	金斯特 金寺岡 Ginst Ginstei	101° 20.52	42° 00.25					殄北石燧?
K681								
T28								
T29	哈拉全吉 哈日川吉							
F30	杜家烏蘇							
A12	察漢全吉							
A13	阿特松治 察漢全吉 At-tsunch Obot-ellis-tsunch	101° 13.01	41° 56.02					
K688	班登博勒格	101° 11.79	41° 54.50	101° 11.781	41° 54.503	935		
K690	亞布熱							
K749	東城圈 Dzun-khure 文 德布勒格							居延收降亭
西夏一座塔		101° 05.33	41° 50.94					
西夏五座塔		101° 06.66	41° 49.90					
K747								當曲燧
K778								
K789	西城圈 馬圈城 Adune-khure	101° 06.31	41° 47.54					
K799		101° 08.54	41° 45.95	101° 08.658	41° 45.764	951		
綠城		101° 16.57	41° 43.80					
T97		101° 09.25	41° 43.91					
K797	Mamin-tsaghane- baishing							
A15								
K710		101° 17.03	41° 52.62	101° 17.022	41° 52.622	923		居延城?。居延都尉府?。
F84	紅城子 烏蘭德勒布 井 烏蘭德魯布井 Ulan-durbeljin	101° 01.71	41° 48.24					吞遠燧
A14		101° 01.04	41° 47.77				宣帝本始元年B.C.73 (91·1) 地節2年 B.C.68 (111·7)	執胡燧
T85		101° 00.39	41° 47.18					收膚燧
House87		100° 59.22	41° 45.57					
F86								誠北燧
T88		100° 59.89	41° 45.57					卅井誠北燧
T105								
T106								
T109		100° 52.20	41° 37.68					
A16	馬民烏蘇 桃來烏蘇 Mamin-ussu Mamin- usu	101° 11.66	41° 42.95					漢簡約7枚出土。
A17	庫仁松治 庫倫全吉 Kuren-tsunch	101° 13.40	41° 42.02					
A18	摩洛松治 摩洛全吉 摩羅松治 Moto-tsunch	101° 10.72	41° 40.73	101° 10.741	41° 40.724	958	元帝建昭2年B.C.37 (114·17,20)	滅寇燧?。漢簡約6枚出土。
T103								
T104	達吉克勒全吉							
F99								年代は待考
A2	察汗松治 察漢松治 察漢全吉 Tsaghan- tsunch	101° 09.28	42° 03.01	101° 09.265	42° 03.017	926	成帝元延2年B.C.11 (393·9)	第卅五燧。漢簡約6枚出土。
T3								第廿四燧
T4								第廿三燧
T5		101° 03.09	41° 57.06					第廿二燧
A3	惹都兒 Tsondol							第廿一燧。漢簡約4枚出土。
A4								第廿燧
T6								第十九燧
T7								第十八燧

居延漢代烽燧・城邑遺址等踏査記（水間・柿沼・川村・楯身）

T8		101° 00.38	41° 53.97	101° 00.438	41° 53.939	940		第十七燧
T9		101° 00.13	41° 53.33	101° 00.109	41° 53.318	940		第十六燧。額濟納漢簡。
A5		100° 59.75	41° 52.66	100° 59.748	41° 52.659	944		第十五燧
T10		100° 59.44	41° 52.00	100° 59.426	41° 52.010	945		第十四燧
T11		100° 59.01	41° 51.39	100° 59.009	41° 51.390	948		第十三燧
A6		100° 58.60	41° 50.77	100° 58.61	41° 50.771	951	昭帝延平元年 A.D.106 (166-8)	第十二燧。漢簡約6枚出土。
T12		100° 58.22	41° 50.13	100° 58.208	41° 50.130	952		第十一燧
T13		100° 57.50	41° 48.86	100° 57.520	41° 48.845	952		第九燧
A7		100° 57.19	41° 48.21	100° 57.117	41° 48.217	957	王莽始建国5年 A.D.13 (16-2)	第八燧。漢簡約9枚出土。
A8 EP	破城子 破城子Mu- durbeljin	100° 56.95	41° 47.57	100° 56.924	41° 47.604	957	武帝末-光武帝建武 初年B.C.88-A.D.31	甲渠候官。居延旧簡約5216枚、 居延新簡約7000枚出土。
T14		100° 56.45	41° 46.97	100° 56.447	41° 46.972	970		第七燧
T15		100° 55.93	41° 46.34	100° 55.936	41° 46.320	961		第六燧
T16		100° 55.72	41° 45.61	100° 55.732	41° 45.607	956		第五燧
P1 EPS4	保都格	100° 55.49	41° 45.03	100° 55.453	41° 45.071	958		第四燧。居延旧簡約1枚、居延新 簡約195枚出土。
A9		100° 55.12	41° 44.36	100° 55.005	41° 44.380	964		第三燧。漢簡1枚出土。
T17		100° 54.63	41° 43.78	100° 54.623	41° 43.759	963		第二燧
T18		100° 54.34	41° 43.05	100° 54.321	41° 43.064	966		第一燧
T19		100° 54.07	41° 41.64	100° 54.077	41° 41.622	966		臨之燧
T20								却道燧
T21								第十二燧?
T108								
P9	博羅松治 波羅纂吉 保爾全吉Boro-tsonch	101° 22.46	41° 32.60	101° 22.410	41° 32.652	947	昭帝-光武帝建武初 年B.C.72-A.D.27	卅井候官。漢簡約350枚出土。
T117								
T118	烏蘭桃來蓋	101° 19.87	41° 30.60					
P10	查克爾德格摩洛根全 吉							
T119								牧失燧。漢簡約3枚出土。
T120	查干套海全吉 查干 桃核全吉							
T121								
T122								
T123		101° 08.90	41° 34.12					
T124	查干陶來庫倫全吉 查干桃來庫倫全吉	101° 07.89	41° 33.67					
T125		101° 06.80	41° 33.73					
T126		101° 05.94	41° 33.35					
T127	烏蘭松治 全吉庫勒 扎木桃來Ulan-tsonch	101° 05.03	41° 33.34					
T128	烏蘭松治 全吉庫勒 Ulan-tsonch	101° 01.95	41° 34.42					
T129	庫倫桃來	101° 01.12	41° 33.12					
T130		101° 00.22	41° 31.65					次東燧。漢簡約130枚出土。
T131	克克陶勒蓋 克克桃 來蓋							
T132	木吉察漢全吉							漢簡1枚出土。
T133								
T134		100° 54.99	41° 29.62					
T135	牟斯山 木吉湖全吉	100° 54.77	41° 30.24					
T136		100° 53.54	41° 29.54					
T137		100° 52.24	41° 29.28					
T138		100° 50.75	41° 29.08					
T139		100° 49.47	41° 28.83					
P11		100° 48.23	41° 28.57					
A19								
T140		100° 46.06	41° 27.56					
A20		100° 44.86	41° 26.97					
T141		100° 43.74	41° 26.38					
A21		100° 42.65	41° 25.86				成帝元延2年-王莽始 建国3年B.C.11- A.D.11	漢簡約250枚出土。
A22	布肯托尼 布肯桃來 Bukhan-torej Bukhan- torej	100° 41.52	41° 25.59				成帝-王莽	漢簡約83枚出土。
T112								
T113	巴彥庫倫全吉							
T114								

T114a				101° 18.502	41° 37.829	938		
T115								
T116	察干川吉 查干川吉			101° 18.763	41° 38.860	939		額濟納漢簡出土。
P8	察勉庫篤克 沙爾乃 支全吉 Tsamien- khuduk						成帝綏和元年B.C.8 (438-2)	却胡亭?。漢簡約3枚出土。
T110		100° 59.60	41° 38.31					
T111		101° 03.56	41° 37.21					
T142								
T143	察汗松治 Tsaghan- tsonch							
A23								
K823	Shara-kuren-tsonch	100° 28.83	41° 11.36					
A24	Bagha-derbljin 小方城	100° 23.48	41° 06.12					
K822	Ikhe-durbeljin 大方城	100° 34.03	41° 14.91					
T144								
A25	庫庫烏拉 Kuku-ula							広地候官。漢簡約8枚出土。
T145								
T146								
T147								
A26								
T148		100° 19.08	41° 01.70					
T149								後代に修築
T150	伯顔博格多							
T151								
T152								
T153								
A27	查科爾帖 Tsakhortej Djackir						和帝永元年間 (「永 元器物簿」)	漢簡約90枚出土。
T154								
T155								
T156	Bukh-tokhoi							
A28	察汗多可 Tsaghan- tokhoi							漢簡2枚出土。
T157								
T158	塞爾松治 Sair-tsunch 西灣墩							
F159								
T160	察汗松治 白墩子							
A29	白墩子之南						靈帝永康3年A.D.169 (551-32)	漢簡約30枚出土。
T161								
T162								
T163								
T164								
T165								
A30								
A31								漢簡1枚出土。
T166								
T167								
T168								
A32 EJ		99° 55.76	40° 35.32				昭帝-哀帝B.C.82- B.C.4	居延旧簡約850枚出土。居延新簡 約10000枚出土。
A33	Ulan-durbeljin 地湾	99° 55.79	40° 35.02				昭帝-更始帝B.C.84- A.D.24	漢簡約2000枚出土。
T174								
T175								
T176								
T180								
T181								
T182								
T186								
T187								
T188								
T191								
T192								
T193								
T194	万金渠							
T195								

居延漢代烽燧・城邑遺址等踏査記（水間・柿沼・川村・楯身）

T197							
T198							
T199							
T200							
T169							
T170							
T171							
T172							
P12	天倉 Arven-tokhoi-durbeljin						漢簡2枚出土。
T178							
T183							スタイン番号T84b
T185							スタイン番号T84a
T190							
T196							スタイン番号T46m
T173							
F179	大湾						スタイン番号T84c
A34							
F177							
A35	大拉林近Taralingin-durbeljin 大湾城	99° 50.90	40° 31.97			昭帝-王莽B.C.86-A.D.11	肩水都尉府。スタイン番号T48d。漢簡約1500枚出土。
K824		99° 50.29	40° 32.69				
A36	阿德克察汗Attik-tsaghan						スタイン番号T48g。漢簡5枚出土。
T189							
A37	旧屯子 双城子						漢簡1枚出土。
A38	蒙漢城						スタイン番号T47
T202							
T203							
T204							
T205							
T206							
T207							
A39		99° 35.09	40° 23.17				
スタイン番号T46i	紅沙墩						
T213							
T214							
A40	紅墩子						スタイン番号T46k
A41							スタイン番号T46j
T215							
A42	沙墩子						スタイン番号T46l。漢簡4枚出
A43						明帝永平12年A.D.69	スタイン番号T46h 漢簡約14枚出
							スタイン番号T46g

※本表は、ボ1956、社科院1980、吉村1998などを参考に、額済納の漢代烽燧・城邑遺址をまとめたものである。



執筆者紹介

阿辻 哲次 京都大学大学院人間・環境学研究科教授

工藤 元男 長江流域文化研究所所長・早稲田大学文学学術院教授

小澤 正人 成城大学社会イノベーション学部教授・長江流域文化研究所客員研究員

王 紅 星 湖北省文物考古研究所所長

胡 雅 麗 湖北省文物考古研究所研究員

王 先 福 湖北省襄樊市博物館研究館員

岡村 秀典 京都大学人文科学研究所教授

谷 口 満 東北学院大学文学部教授

廖 国 一 広西師範大学歴史文化与旅游学院教授・広西師範大学広西地方民族史研究所副所長

岡本 真則 北京師範大学歴史系高級進修生

王 明 珂 中央研究院歴史語言研究所副所長・同研究員・台湾大学兼任教授

柿沼 陽平 早稲田大学大学院生・日本学術振興会特別研究員

鈴木 雅隆 早稲田大学系属早稲田実業学校教諭

高村 武幸 慶応義塾大学・国士舘大学・日本大学・明治大学非常勤講師

水間 大輔 日本学術振興会特別研究員

佐藤 陽介 早稲田大学大学院修了

池田敦志・川村潮・小林文治・佐藤愛・高橋裕司・楯身智志・室屋博・渡邊将智 早稲田大学大学院生

編集後記

本研究所は二〇〇六年九月八日（金）、二一世紀COEプログラム・東北学院大学オーブンリサーチセンター共催国際シンポジウムとして「楚墓の発掘と楚文化の地域性」を開催致しました。平日であるにもかかわらず、多くのご出席を賜りました。本号の前半では、前号と同様にシンポジウムの報告・コメントを特集として組みました。当日は三名の先生方に学術的価値の高いご報告を頂くとともに、二名の先生に各方面から貴重なコメントを頂きました。当日ご出席の方々にこの場を借りてあらためて御礼申し上げます。（楯身）

長江流域文化研究所年報 第五号

二〇〇七年三月二〇日 発行

編集・発行 早稲田大学長江流域文化研究所

〒二六二―八六四四 東京都新宿区戸山一―二四―一

早稲田大学文学学術院 工藤研究室内

電話 〇三―五二八六―三七〇〇

印刷 株式会社 アドヴァンス

〒二六二―八六四四 東京都新宿区吹上町三五二

電話 〇三―三二六〇―九五七一